

蒙疆 年鑑

2604

附

華北概觀



蒙疆新聞社



同和實業銀行

總行 張家口城內棋盤街一一

電話二四六〇番

分行 大同城內鼓樓街四五

電話二五三七番

厚和市舊城東街六二

電話二八〇七番

支行

張家口橋東、張家口上堡、大向大北街、萬安鎮、宣化、蔚縣、涿鹿、陽原、懷來、赤城、沙城、懷安、口泉、陽高、岱岳鎮、懷仁、左雲、天鎮、朔縣、渾源、應縣、廣靈、靈邱、右玉、新朔、包頭、薩拉齊、豐鎮、張北、平地泉、興和、商都、隆盛莊、武川、卓資山、托克托、陶林、公會、德化、崇禮、康保、寶源、多倫、烏蘭花、豐邱、龍勝、旗下營、平定堡

鐘淵紡績株式會社張家口出張所
 鐘淵商事株式會社張家口出張所
 鐘淵公大實業株式會社張家口毛絨廠

代表者 山 口 眞 一

張家口南武城街一二號

電 三 六 八 六 番
 二 九 一 四 番
 二 四 四 三 番

鐘淵張北亞麻工場 察哈爾盟 張北縣
 鐘淵蒙疆牧場 察哈爾盟 康保縣



華北交通株式會社

張家口鐵路局

局 長 高 橋 定 一

副 局 長 石 田 二 郎

副 局 長 岳 環

宣
化
省
公
署

省 長 李 煥 瀛

次 長 澤 田 貞 一

AA 1287/01



張家口特別市公署

特別市長 李 樹 聲

特別市次長 杉 谷 秀 之 助



張
家
口
居
留
民
團

大 同 省 公 署

省 長 劉 繼 廣

次 長 森 井 雄 次 郎

巴 彥 塔 拉 盟 公 署

盟 長 補 英 達 賴

副 盟 長 默 勒 根 巴 圖 爾

參 與 官 簡 牛 耕 三 郎

伊 克 昭 盟 公 署

盟 長 阿 勒 坦 鄂 齊 爾

參 與 官 山 口 德 次

營業科目

各種鑄鋼品製造販賣
 各種鑄鐵品製造販賣
 各種鐵製機器製造販賣
 各種鐵製器具製造販賣
 各種鐵製罐骨加工製造販賣
 各種鐵製線、鐵釘製造販賣
 各種鐵製附、煖房工事請負



蒙疆興業

股份有限公司

本社營業部
 宣化縣宣化鎮
 大同安益後街十三號

出張所

張家口市土爾溝前街二十七號
 天津興亞第一區常磐街三號
 大同北門外安益後街十三號
 東京都京橋區橫町一丁目三番地

總行
 分行
 支店

營業科目

直輸出 入貿易
建築材料、建築金物
機械工具、陶磁器
農工具類、ゴム製品
住料製品一式

蒙疆日用品雜品輸入組合員



谷克已商店張家口支店

代表者 工 藤 敏 雄

張家口明德南大街二六三

電話 三 四 〇 三 番

電話テウカコウ タニカツミ

本社 大連市 駿河町二一四
支社 奉天、新京、北京、大坂、東京
工場 大坂、大連、北 京

土木建築請負業

寺崎組工事事務所

張家口特別市大馬路三五號

電話 三一〇四番
三九三五番



北支自動車

工業株式會社

蒙疆支店

支店長 橫 山 秀 雄

張家口市興亞大街

電話 三〇六三

營業所大同、厚和、包頭

營業種目

活版、石版、オフセット印刷
教科書、雜記帳、雜誌
賞狀、和洋帳簿、カード
證券、株券、地圖、ポスター
各種紙器、容器一切

蒙疆張家口明德南大街三三四號



星野印刷工廠

代表者 木田定保

電話

二二二
二八八
二八七
〇番
五六一
一九九
〇番
番



蒙 疆 土 業 總 組 合

理 事 長 賀 長 溫

常 務 理 事 張 立 申

同 理 王 子 玉

常 務 理 事 孫 玉 階

總 務 理 事 席 亭

司 理 唐 東 升

主 席 司 理 化 島 常 次 郎

營業科目

綿糸布、人絹毛織物一般加工
食料品、雜貨、陶磁器、雜穀
建築材料、茶

株式會社 春日井商店宣化出張所



春日井洋行

宣化縣城內牌樓西一七八號

張家口城內小河底二號

本店 名古岡市西區御幸本町六ノ九番
天津興亞第一區松島街二四ノ二番

支店 京城府長谷川河原五〇番
上海北四川路三〇號安和人樓五樓

出張所 河南北川路三〇號安和人樓五樓

營業課目

度量衡	金庫	紙及製品	製圖用品	感光紙	文房具	測量器械	氣象器械
-----	----	------	------	-----	-----	------	------

製造販賣



株式會社

張家口中央大街

內田洋行支店

電話

二六七七
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇
三三八〇

本支店及工場

東京、橫濱、大阪、大連、安東、鞍山、奉天、營口、哈爾濱
錦州、北京、天津、濟南、開封、上海、香港

蒙疆年鑑目次

年鑑口繪

成紀七三八年略歴

歴年對照表

重要錄事

御下賜品、勳章傳達式、

蒙古軍人に勳章御贈與、

十九氏に勳章傳達式、蒙

古政府派遣官吏に恩命、

首都水害に御仁慈、國府

參戰、蒙古政府決意を

表明、強内の激産を移管

敵國人集結檢送、總干席

察盟管下を觀察、青木大

東亞相來蒙、華北政務委

員會委員長代理來蒙、必

勝實踐事項を決定

疆内重要日誌

大東亞戰爭完遂と蒙疆

の使命

一六

地誌

一七

◇内蒙古自治運動の發達

呼倫貝爾獨立運動、巴

府札布將軍の興蒙進出

自治運動の進展、百靈

廟自治準備會議、蒙古

地方自治政務委員會、

蒙政會の分裂、蒙古軍

政府成立と統束事件

◇内蒙作戦

◇三自治政府成立

察南自治政府、晉北自

治政府、蒙古聯盟自治

政府、官言、蒙疆聯合

委員會

◇聯合自治政府成立

自治政府官言、蒙古政

權展、政府施政綱領、

政府組織大綱、暫行組

織法、參議府官制

政治

成紀七三八年度施政方針

蒙古政府の機構改革、蒙

古聯合自治政府組織表、

政務院官制、興蒙委員會

官制、政務院各部官制、

司法委員會官制、交通總

局官制、警察官授與式、

敎書、省・盟・特別市長

會議、省・盟・特別市次

長參與官會議、西部特別

行政再設置

◇興蒙委員會

沿革、三大施政方針、

民牛關係、暫行旗官制

政府當局談、暫行旗課

金準則の制定、暫行旗

課金規則準則、ホリシ

ヤ運動、蒙古文化生計

會、蒙疆建設要綱

◇施政推進運動

第一次運動、第二次運

統計表

和、地質、黃土、氣象、

人口、民族別戶數人口調

査表、在留邦人戶數人口

統計表

◇治安

蒙古軍 沿革、蒙古軍

軍々官學校、蒙古軍初

年學校、蒙古軍人後援

會、蒙古總軍病院、蒙

古軍幼年學校卒業式

警察隊 沿革、警察隊

綱領、優良警察隊を表

彰

◇司法

沿革、概観、法院、檢

察廳の審級及び組織、

縣の司法制度、蒙旗地

帯における司法制度、

蒙漢交渉事件の處理、

監獄及行刑の概観、司

外法權廢廢の準備、司

法對民衆の接觸、律師

公會發展、民事統計集

計表、民事通常人事訴

訟事研究案件訴訟種類

別、商業、法人登記統

計表、刑事案件表、刑

事案件罪名別調査表、

三三

三五

檢察統計表、檢察案件
罪名別調査表

◇地方行政の現状………
宣化省 施政方針、施
政の審議監察、縣官制
の改正、各縣別編村狀
況、鎮村育成計畫

大同省 施政方針、管
內各縣行政組織、縣行
政、縣財政、文教、治
安、宗教團體一覽表

巴彥塔拉盟 概況、事
變後の變遷、農業、蠶
業、水産業、牧畜、工
業、金融、交易、財政

行政、治安、文教、宗
教團體一覽表

察哈爾盟 沿革、地誌
施政方針、旗・縣の行
政機構、財政、産業、牧
畜、農業、造林計畫

會教育、社會事業、宗
教

錫林郭勒盟 沿革、位
置、行政、保安組織

旗公署組織、教育概況
宗教概況、產業概況、
民間行事、本年度札薩
克會議

烏蘭札布盟 旗の沿革
施政方針、第四次行政
大會

伊克昭盟 沿革、行政
概況、水利改良事業
移察事業

張家口特別市 特別市
政の實施、次長、參事
官制の採用、建設廳の
新設、官制定員の改正

行政、商業、工業、農
業、教育、市立診療所
民衆諸事代辦處、衛生
隊、社會興正院

西鄂爾特行政區

◇日本側の行政………
大東亞省の發足、大東
亞省の機構、在張家口
大使館事務所、特命全
權公使領事館の機構、
大同領事館昇格、包頭

に領事館を設け、領事

集會取締規則公布、民
事調停委員制度實施、
第一次課稅隨の移轉總
團決定、民團・民會の
行政、勤勞・所得兩稅
率、事業所得課稅表、
勤勞所得課稅表、遊
興飲食稅改正

財政………
健全主義の堅持、武內總
務廳長談、蒙古政府の財
政、各種稅法の制定・改
正、法人稅法、營業所得
稅法、物品稅法、出產稅
法、牲畜稅法、四種補稅
法、營業稅法、捲菸統稅
法、印花稅法、省・盟地
方費法改正、地方稅法改
正

經濟………
躍進の一年………
◇通貨………
概況、蒙疆の貨幣、通
貨取締法、通貨取締法
に基く命令の件改正、
通貨取締に關する佈告

………
………
………

………
………
………

通貨輸出制限緩和、入
蒙旅客の携帶金通貨制
限、蒙疆向け送金爲替
取締令、貿易通貨

◇金融………
金融政策の概況及び現
況、產業開發資金、金
融機關、蒙疆銀行、蒙
疆銀行の機構改革、蒙
疆銀行第十一期株主總
會、日本國債一億圓買
入、對日本銀行一億圓
信用供與設定、蒙疆總
裁談、大藏大臣談、日
銀總裁談、對日本シ
ンケート團との契約更
新、對滿クレヂット返
濟、對滿洲中央銀行信
用供與、同和實業銀行
同和實業第三回株主總
會、與相當の設立、信
用組合設定、有獎定期
預金、儲蓄普及中央委
員會結成、地域内銀行
綜合月別預金高、地域
内各銀行月別預金高、

………
………
………

………
………
………

………
………
………

………
………
………

地域内銀行綜合月別貸出高、地域内各銀行月別貸出高、受入地域内銀行綜合月別貸借受納高、拂出地域内銀行綜合月別貸借受納高

物價

一年の概観、第二次物價對策要綱、價格抑制物查、主要四都市別卸賣物價指數、張家口卸賣物價指數、大同卸賣物價指數、厚和卸賣物價指數、包頭卸賣物價指數、主要四都市小賣物價總指數、張家口主要商站支那事變前對比卸賣物價類別指數、張家口小賣物價類別指數、大同小賣物價類別指數、厚和小賣物價類別指數、包頭小賣物價類別指數、大同小賣物價類別指數

穀食尚需供給狀況、糧食供給對策要綱

勞務事情

交易、商業

概説、各年別貿易統計

輸出概況、輸入概況

海關經濟調查會談、滿蒙交易現地會談、華中對蒙臨交易會談、環華經濟調查會談、鮮蒙交易會談、貿易通策、財務機構の統合、貿易統計制度の確立、貿易統制法令の改正、貿易統制法に基く輸出入許可規則、在外商務官の派遣、輸入機構の整備、日系輸組の整備強化

商業

輸入運給組合整備強化要綱、商務會、同業公會、張家口日本商工會、護所、沿革、經濟界の變貌、蒙商商道の確立、一年の業績、昭和十八

産

農業

年産豫算、蒙疆日本配給組合聯合會沿革、主要事業、加入組合と役員、邦人進出狀況、張家口、大同、厚和、包頭、蒙疆土產協會總會

林業

農政機關、農業團體、農事協會、宣化省農事合作社聯合會設立、糧餉村の設置、農作物増殖五箇年計畫、農林試驗場三分場設置

牧業

牧業對策、馬の改良増殖、種馬牧場、純羊の改良増殖、綿羊改良に關し、その他家畜、家畜防疫、牧野對策、

工業

井戸開鑿要綱、優良野草採種圃、乾草調製用の整頓、牧業獎勵、牧業試驗場、防護技術員の養成、張家口羊毛協會の事業、張家口賽馬會、牧業協議會、蒙古牧友會

鑛業

新法令を公布、重要産業統制法、國防資源統制會令、統制會主要事業、増産職上に感謝狀

鹽業

鹽務事情、制度、蒙疆の産鹽、專売

工業

概況、製粉事業、醸造事業、磚寸製造事業、セメント製造事業、カーバイド製造事業、機械工作修理事業、機業代用機織製造業、藥草抽出事業、獸毛皮革の加工業、榨油事業、紙事業、澱粉製造事業

その他の工業、組合統
制令を公布、輕工業統
制令に關する件、經濟、
部當局談、指導商社を
指定

交通・通信

鐵道

總説、張家口鐵路局機
關、從事員の養成、輸
送概況、旅客、旅客運
賃改正、貨物、鐵路工
作、愛護村の現勢、愛路
の活躍狀況、愛路農民
研究所、留日學生並に
訪日觀察團の派遣、鐵
道備林、蒙疆中央アジ
ア橫斷鐵道委員會の成
立

自動車

陸運政策、自動車の現
況、營業キロ、營業路
線、運賃料金、代燃車

航空

運賃の一半、定期航空

郵便

沿革、郵電政の統制、
郵便機關の變遷、五周
年記念週刊、通常郵便
物概況表、小包郵便物
概況表

為替

沿革、概況、爲替料金表

郵政儲金

概況、略史、年度別預
入人員・金額、年度中
預拂高、保險

電信

沿革、東亞電氣通信業
務協定の締結、隣進の
一年、電報取扱局所、
電報取扱時間

電話

概況、首都の電話度數
制、電話交換局、電報
取扱局、電話局種別、
電話使用料、附加使用
料、加入料、通話呼出
料金、市外通話料

旗幟

沿革、首都二重放邊開
始、聽取の取締り、ラ
ヂオ受信機の輸入取締
り、放送局概況

文教

神社

蒙疆神社、厚利神社、
大同神社、包頭神社、
北川宮水久王殿下御
二年祭、蒙疆忠靈塔竣
工式、忠靈塔臨時大祭、
忠靈塔初例祭、蒙古軍
忠靈塔

慰靈祭

戊辰五三〇部隊合同
慰靈祭、蒙疆蒙建殉職
者慰靈祭、蒙古軍合同
慰靈祭

史蹟名勝保存法制定

スルタ・オールド祭

宗教

總説、政府の宗教行政
及び體制、蒙古佛教復
興要領、喇嘛印務處設
立、回教連絡會議、蒙

蒙佛教會教學基本要綱

蒙疆天主教大會

教育

蒙古政府の教育行政機
構、中央機關、地方機
構、督學機構、回教方
面、審議會、教科書、
日本語普及策、日語學
校、日露講習會、語學
檢定試験、語學檢定試
驗規定、教育機關、教
育の現狀、初等教育、
中等教育、概況、制度
臨時地方教員訓練所、
青年學校、蒙系、漢系
回系、社會民衆教育、
特殊教育、留學生狀況
日本派遣留學生、蒙古
軍派遣留學生、華北留
學生、蒙古留日同學會
蒙古教育會、日本語新
教材集の發刊

日本國の教育

張家口日本中學校開校
大同日本高女開校、國
民學校一覽、青年學校

一覽、中等學校一覽
興亞運動 三六三

◇蒙語日本人興亞協力會
協力會運動組織研究會
第一回各地遊説、蒙語
日本人興亞協力會發會
協力會宣言、綱領、蒙
語興亞同志會結成、誓
詞、支部結成、經濟同
盟、發足、隨保奉公會
發會、青少年團中央本
部、文化同盟、組織表
昭和十八年度實踐運動
計畫、運動の成果、第
一回總會、協力會改組
本部役員 三六六

◇興亞協力會 三六六
◇法戰行軍 三六五
大東亞戰爭記念週間、
主なる決戰行軍、滅共
週間、米英擊滅運動週
間、陸軍記念日記念週
間、軍人援護精神品揚
運動週間、蒙古號賦納
命名式、全蒙嚮軍武道
大會、傷痍軍人會總會

蒙語日本人青年辯論大
會、決戰生活週間、戰
場精神品揚運動、興亞
青少年大會 三六八

◇文化 三六八
蒙古文化人決戰大會、
蒙語文藝懇話會、蒙語
文學賞、「滿足の頃」に
芥川賞、大東亞文學者
大會、蒙語の美術界、
蒙語美術家協會、蒙古
美術研究所、蒙古美術
展覽會、蒙語書道協會
蒙語資料協會、蒙語吟
詩會、蒙語棋院 三六九

◇保健・衛生 三六九
概況、行政、醫事、醫
育及び學術、藥事、防
疫、保健、東亞醫學會
蒙古支部會、首尾衛生組
合聯合會 三六九
◇鑛成 三七〇
蒙古體育聯盟、第二回
全蒙古體育大會、第十
三回明治神宮國民練成
大會、武德會・體育會
蒙古支部結成、戰技新

等級表を決定、改正體
力檢定標準決定、第五
回都市對抗籃球大會、
七三七年度軟式足球順
位、都市對抗野球中止
婦人 三七二

◇主要會社 三七二
◇特殊會社 三七三
蒙語銀行、蒙語電氣通
信設備株式會社、蒙語
電業株式會社、大同炭
礦株式會社、龍興鐵礦
株式會社、蒙語不動産
股份有限公司、蒙語汽
車股份有限公司、蒙古
食料品股份有限公司、
株式會社蒙語新聞社
◇準特殊會社 三七三
油井實業銀行、蒙語石
油股份有限公司、蒙語
運輸股份有限公司、蒙
語洋灰股份有限公司、
東洋煙草股份有限公司
蒙語礦產販賣股份有限

等級表を決定、改正體
力檢定標準決定、第五
回都市對抗籃球大會、
七三七年度軟式足球順
位、都市對抗野球中止
婦人 三七二

公司、蒙語興業股份有
限公司、花園炭礦股份
有限公司
◇普通會社 三七六
◇兩合無限公司 三七六
◇蒙古の風習 三七六
◇特殊用語の解説 三七六
盟、旗、盟長、札薩克
總管、佐と佐領、アル
パ、協理その他 三七六
◇年中行事 三七七
正月、成吉思汗大祭日
成吉思汗誕辰日、成吉
思汗忌辰日、成吉思汗
登極記念日、スルタ祭
オホ祭、喇嘛廟會
◇冠婚葬祭 三七七
結婚の儀式、葬儀 三七七

◇事變後の作戦推移 三七八
滿鐵作戦時代、要域威
定作戦時代、新支那建
設時代、大東亞戰爭以
來 三七八

華北概観

軍 事 三七八
◇事變後の作戦推移 三七八
滿鐵作戦時代、要域威
定作戦時代、新支那建
設時代、大東亞戰爭以
來 三七八

後、昭和十七年度作戦及び戰果、昭和十七年度北支軍主要作戦一覽表、昭和十八年上半年作戦及び戰果、十八春大行作戦、和平陣營に參加特領領出、在華特務機關、軍連絡部と改稱

地誌

地誌……………
地勢、氣象、人口、男女別、華北在留邦人人口及び戶數、都市別華北在留邦人人口、北京市在留邦人人口表

政治・外交

政治・外交……………
華北政務委員會……………
臨時政府成立、新國民政府成立、華北政務委員會成立、國府參戰後の華北、華北政務委員會概要、諮詢會議、地方行政制度、地方行政區劃表
新民會……………
成立經過並びに現況、組織

織

國府、米英へ宣戰……………
宣戰布告文、帝國政府支援の聲明發表、日華共同宣言協定、治外法權撤廢租界還付委員發令、租界還付、各國も陸續返還、北京公使館區域返還、課稅權委讓在華敵産の國府移管

大東亞省新設

大東亞省新設……………
興亞院華北連絡部廢廳興亞院華北連絡部の業績

北京日本居留民團

北京日本居留民團……………
沿革、財政、教育、機構

天津日本居留民團

天津日本居留民團……………
沿革、財政、教育、機構

華北の貿易運動

華北の貿易運動……………
華北與亞細亞會本部、華北與亞細亞會北京支部、華北與亞細亞會天津支部

治安・警察

治安・警察……………
華北防共委員會、治安強化運動、治安軍、治安軍

十七年度廢果、警察制度自備組織、北京特別市警察局組織表

財政

財政……………
概説、累年別華北稅收入額表、關稅、最近五箇年華北六港關稅收入額、最近五箇年華北各港稅收入額、最近三箇年華北各區關稅收入額、統稅、三十二年上半期華北統稅收入額表、五稅法改正所得稅、稅制稅率改正、地方財政、華北における日本國臣民の服すべき中華民國稅法の範圍及び適用の態樣に關する第一次通報

通貨・金融

通貨・金融……………
通貨統一工作、圓系通貨受拂停止、準聯銀地區設定、華北の貿易通貨、貿易決済圓系準、通貨統一順調、日銀聯銀へ二億圓信用供與、日本圓との等價堅持、

聯銀券儲備券と直接決済

金融

金融……………
金融機關取締規則實施同施行細則實施、滿華間信用契約成立、華北における金融機關、小口金融機關、金利、預金、引上、銀行貸出制限華北銀行、銀號の業績、北京、天津、青島、濟南、太原、保定、石門各銀錢業存放款數額表、民族資本勸員銀行

銀行

銀行……………
中國聯合準備銀行

手形

手形……………
北京手形交換所設立、天津手形交換所設立、華北手形交換所聯合會設立、華北各地票據交換所交換票據額表、北京、天津、青島、濟南票據交換所交換票據額表

手形

手形……………
北京手形交換所設立、天津手形交換所設立、華北手形交換所聯合會設立、華北各地票據交換所交換票據額表、北京、天津、青島、濟南票據交換所交換票據額表

物資・物價

◇物價

地方物資對策委員會の業務移管 五五〇

◇物價

華北物價緊急對策、配給機構略圖、物價對策に關する與距離院華北連絡部指示事項、華北中央物價協力會議、北京地方物價協力會議、華北物價協力委員會設置華北物資物價處理委員會 五五〇

交易・商業

◇交易

華北交易統制總會成立昭和十八年度事業計畫概要 五五七

◇商業

概況、商業組織、商業助成機關、日本商工會事務所、北京日本商工會、議所十八年事業計畫、天津日本商工會事務所、北京華商發展、業種別 五五〇

産業

◇重工業資源

邦人會社、取引所、倉庫、市場、石炭、鐵礦、鑛土、頁岩、其他の鑛業資源、北支那開發株式會社、事業別投資狀況、中日實業股份有限公司 五五〇

◇農業

概況、食糧自給自足政策、華北對策公司、華北合作社事業總會、華北交惠民研究所、鑛紡啓明牧場、蘆台集團農園 五五七

◇林業

華北の造林 五五七

◇畜産

華北における畜産の意義、華北の家畜の個性、畜産關係機關 五五七

◇糧食

事變後の食米トラスト對抗戰、各社の概要、各社の代表的製品、販賣關係 五五〇

工業

概況、電氣事業、瓦斯工業、鑛工業、機械工業、印刷業、洋灰工業、紡織工業、毛織工業、縫紉工業、曹達工業、燐寸工業、護謄工業、セロイド工業、染料工業、塗料工業、製藥工業、石鹼工業、油脂工業、製紙工業、製粉工業、麵造工業、酒精工業、鹽造工業、鹽詰工業、蠶卵加工工業、製水及び冷藏業、皮革業 五五〇

交通・通信

◇交通

鐵道、自動車、内河水運、港灣、華北交通株式會社、華北交通關係會社、十七年度營業成績、海運、航空 五五五

◇通信

概況、華北電信電話株式會社、電信、電話、電氣通信學院 五五五

◇放電

概況、華北廣播協會法 五五五

治水・土木

五五五

勞務

華北の建設現況、建設企業機關、建設總業企業委員會暫行組織條例、天津浦漢河計畫、都市計畫、出稼勞工數 六六七

社會

華北勞工協會、暫行條例 六六九

學術教育

學制刷新令 六六九

衛生

華北における衛生機關衛生機關の概要、傳染病 六六九

宗教

概況、華北基督教團結會、宗教刷新令 六六九

文化

北京文化協會、文化協議會、留日同盟會發書刊行、中國新文化建設協會、映世 六六九

西北邊疆

人名錄

掲載廣告一覽表 六六九

西部臨時行政區公署

管 理 者 伊 盟 長 阿 勒 坦 鄂 齊 爾

參 與 官 山 口 德 次

資本金壹億圓



蒙疆電業株式會社

理事長 馬 永 魁

副理事長 古 泉 光 男

本社 張家口中央大街

電話 (代表) 四一四一 番

支店 大同、厚和

營業所 包頭、宣化、豐鎮、平地泉、薩拉齊

出張所 涿鹿、口泉、新保安、沙城、懷仁

辦事處 天津、東京

營業種目

電氣機器ノ製造並ニ修理



株式會社

明

宣化出張所

電舍

蒙疆宣化縣城內雙井起

電話 二一〇一 番

本社 東京都品川區東大崎二丁目

工場 東京、大崎、品川、羽田、五反田、名古屋、平坂

支店 奉天

資本金貳千四百萬圓



蒙疆電氣通信設備株式會社

本社 蒙疆張家口長勝大街公字第一號

電話 二二三〇(代表)

二二三一
二二三二
二二三三
二二三四
二二三五
二二三六

電報略號「テ」ンセツ

出張所

張家口市泰安里

大同市蘭地街

厚和特別市新城西街

包頭市小文明巷

東京都麴町區丸ノ内二丁目三ノ二
(國際電氣通信會社內)



北支那開發株式會社
張家口支社

張家口東菜園

電話(代表)二一四六番

夜間二一四六番

資本金 六千萬圓



龍烟鐵鑛株式會社

理事長 山 際 滿 壽 一

副理事長 黃 廷 勳

本社 張家口特別市東菜園

事務所 宣 化 縣 城 內

事務所 東京都麹町區丸ノ内二ノ八(岸本ビル内)

北京市內三區大佛寺西大街二四

辦事處 天津市南市陸安大街永德里七號

蒙疆地域統制路線自動車事業
旅客及貨物自動車運輸營業



蒙疆汽車股份有限公司

理事長 田 中 泐

常務理事 藤 田 豐

本社 張家口明德南大街

資本金六百萬圓

營業種目

蒙疆地區內產出石炭鐵礦石ノ受託並ニ買取販賣
前項以外ノ鑛產物ニ付委託セラレタルモノノ販賣
前各號ニ附帶セル業務



蒙疆鑛產販賣

股份有限公司

常務董事

岡本一雄

本社張家口東菜園

北支那開發綜合事務所內
代表電話二一四六番 (社內交換)

出張所 大同、口泉、厚和、包頭、下花園
事務所 張家口、北京、宣化

駐在員 陽高、石拐子、平旺、平地泉、山
海關、青島、鞍山

木材商



株式會社

永大洋行張家口出張所

張家口菩薩廟街五六
電話 三、二、三、五番

本社 天津
支店 北京、石門、上海
工場 天津、北京



大青山炭礦股份有限公司

本 社 包 頭 市 復 成 元 巷
支 社 張 家 口 特 別 市 東 安 大 街

營業種目

運送及運送取扱營業
 倉庫營業
 代辦及保證行為
 勞力請負
 委託買賣業
 直接運送ニ關係アル貨物ノ資金融通
 前各號ニ關聯スル一切ノ業務



蒙疆運輸股份有限公司

董事長 李 祐 之

副董事長 大 江 新

本社 張 家 口 市 南 菜 園

電話二八四三、二八四一番

出張所 大同、厚和、包頭

營業所 南口、清華園、康莊、下花園、宣化、口泉、朔縣、豐鎮、平地泉、薩拉齊

駐在所 二十二個所(沿線一帯)

資本金貳百五十萬圓

大蒙股份有限公司

董事長 川口市之助
 常務董事 杉浦三郎
 常務董事 片岡菊太郎
 董事 石田健一郎

張家口宣化大道

董事 大倉喜雄
 董事 川野末吉
 監察人 大下龜之介
 監察人 加藤清一

電話 (三八〇八)夜間宿直)二六七〇・二五三五
 三四二一・三三三六・二八七三・三二二八

支店及出張所 赤峰、大同、厚和、包頭、張北、多倫、林西、
 出張所 貝子廟、西ウヂムチン王府、ウルトラ、
 所在地 酒廠、千總廟、バクシン廟、代喇廟、海廟、パイ
 ンホシヨ廟、ラマクレ廟、酒廠、磧拉齊、平池
 盟旗 泉、豐鎮、北京、天津、南京、上海、
 營業所 厚和聯絡所、武川駐在所、百靈廟、烏蘭化、シ
 ラムリン廟、カツシヨ廟、オンゴンタイ廟、ア
 イレカ廟

◆蒙母鐵業部(內陽、武川)



蒙疆畜產股份有限公司

董事長 佐藤勝三郎

張家口市長清路一八號

電話(代表)二一六一番

出張所

大	多	包	北	厚	張	貝
同	倫	頭	京	和	北	子
電	電	電	電	電	電	電
話	話	話	話	話	話	話
三二四七	三一四七	三一四七	三一四七	三一四七	三一四七	三一四七
番	番	番	番	番	番	番

派出所

德化、喇嘛庫倫、哈拉嘎廟、烏爾花、托克托、百靈廟、薩拉齊

牧場

張家口、大同

資本金壹千萬圓



蒙疆不動產股份有限公司

張家口特別市土爾溝街

電話

重 任	總 專	業 務	課 理	室 所
三 三	二 三	八 三	九 八	五 四
八 六	二 八	二 四	番 番	番 番

大同駐在事務所

電話三、二六五番



蒙疆石油股份有限公司

專務董事 栗 屋 薰

本社 張家口南茶園工業區

電話 三二五八六二番

代理店

宣化、張家口、萬安、大同、豐鎮、平
地、厚和、包頭、多倫

資本金貳百五十萬圓

花園炭礦股份有限公司

本社 張家口市堡內東門大街六號

電話 二七一四番

董事長 久 恒 貞 雄

專務董事 前 野 善 衛 門

常務董事 和 才 角 三

常任監察人 小 方 稜 威 丸



蒙古食料品股份有限公司

本社 張家口特別市寶善街九四號

電 話

役員室	三、五九一
總務部	三、五九二
營業部	三、五九三
	三、五九四
	二、九九六

支 社 大同城內皇城街二四號
厚和市舊城圍子外三號

營業所 張家口特別市南菜園南頭
出張所 宣化、包頭、北京

工 場 大同城北門外白碑驛
大同城內東北隅四眼井巷二三號

成 紀 七 三 九 年 略 曆

政 府 主 催 祭 典 及 諸 行 事

大 詔 奉 戴 日	陽曆 每月 八 日
元 旦	陽曆 一 月 一 日
成 吉 恩 汗 薙 髮 辰 日	陰曆 四 月 十 六 日
成 吉 恩 汗 大 祭 日	陰曆 三 月 二 十 一 日
政 府 成 立 紀 念 日	陽曆 九 月 一 日
成 吉 恩 汗 登 極 日	陰曆 十 二 月 初 一 日
一 月 一 日 元 旦	陽曆 一 月 一 日
一 月 二 日	陽曆 一 月 二 日
一 月 三 日	陽曆 一 月 三 日
成 吉 恩 汗 登 極 日	陰曆 十 二 月 初 一 日
一 月 二 十 六 日 春 節	陰曆 正 月 初 一 日
一 月 二 十 七 日	陰曆 正 月 初 二 日
一 月 二 十 八 日	陰曆 正 月 初 三 日
三 月 四 日 春 丁 祀 孔	陰曆 二 月 上 丁 日
四 月 十 三 日 成 吉 恩 汗 大 祭 日	陰曆 三 月 二 十 日
五 月 八 日 成 吉 恩 汗 登 極 日	陰曆 四 月 十 六 日
六 月 二 十 五 日 端 午 節	陰曆 五 月 五 日
八 月 三 十 日 成 吉 恩 汗 忌 辰 日	陰曆 七 月 十 二 日
九 月 一 日 政 府 成 立 紀 念 日	陽曆 九 月 一 日
九 月 二 十 日 秋 丁 祀 孔	陰曆 八 月 上 丁 日
十 二 月 二 十 九 日	陽曆 十 二 月 二 十 九 日
十 二 月 三 十 日	陽曆 十 二 月 三 十 日
十 二 月 三 十 一 日	陽曆 十 二 月 三 十 一 日

民 間 重 要 節 日 紀 念 日 表

除 夕	一 月 二 十 五 日	陰曆 十 二 月 末 日
元 宵 節	二 月 九 日	陰曆 正 月 十 五 日
釋 迦 佛 誕 辰 會	三 月 十 三 日	陰曆 二 月 十 九 日
紀 關 岳 岳 會	三 月 初 二 日	春 分 後 第 一 戊 日
天 齊 佛 誕 辰 會	四 月 二 十 日	陰曆 三 月 二 十 八 日
佛 誕 辰 會	四 月 三 十 日	陰曆 四 月 初 八 日
娘 娘 廟 會	五 月 十 日	陰曆 四 月 十 八 日
藥 王 廟 會	五 月 二 十 日	陰曆 四 月 二 十 八 日
關 帝 廟 會	七 月 三 日	陰曆 五 月 十 三 日
祀 祖 宗 會	十 月 一 日	秋 分 後 第 一 戊 日
中 秋 節	十 月 一 日	陰曆 八 月 十 五 日
孔 誕 辰	十 月 十 三 日	陰曆 八 月 二 十 七 日

日 曜 表

一 月	二 日 九 日 十 六 日 二 十 三 日 三 十 日
二 月	六 日 十 三 日 二 十 日 二 十 七 日
三 月	五 日 十 二 日 十 九 日 二 十 六 日
四 月	二 日 九 日 十 六 日 二 十 三 日 三 十 日
五 月	七 日 十 四 日 二 十 一 日 二 十 八 日
六 月	四 日 十 一 日 十 八 日 二 十 五 日
七 月	二 日 九 日 十 六 日 二 十 三 日 三 十 日
八 月	六 日 十 三 日 二 十 日 二 十 七 日
九 月	三 日 十 日 十 七 日 二 十 四 日
十 月	一 日 八 日 十 五 日 二 十 二 日 二 十 九 日
十 一 月	五 日 十 二 日 十 九 日 二 十 六 日
十 二 月	三 日 十 日 十 七 日 二 十 四 日 三 十 一 日

曆年對照表

歲 紀	日 本		中 國	滿 洲	西 洋
	紀 元	年 號	年 號	年 號	年 號
055年	2520年	萬延 1年	咸豐 10年	—	1800年
056年	2521年	文久 1年	咸豐 11年	—	1801年
059年	2524年	元治 1年	同治 3年	—	1804年
060年	2525年	慶應 1年	同治 4年	—	1805年
063年	2528年	明治 1年	同治 7年	—	1873年
070年	2535年	明治 8年	光緒 1年	—	1875年
077年	2542年	明治 15年	光緒 8年	—	1882年
082年	2547年	明治 20年	光緒 13年	—	1887年
087年	2552年	明治 25年	光緒 18年	—	1892年
092年	2557年	明治 30年	光緒 23年	—	1897年
097年	2562年	明治 35年	光緒 28年	—	1902年
702年	2567年	明治 40年	光緒 33年	—	1907年
704年	2569年	明治 42年	宣統 1年	—	1909年
707年	2572年	明治 45年 大正 1年	民國 1年	—	1912年
711年	2576年	大正 5年	民國 5年	—	1916年
716年	2581年	大正 10年	民國 10年	—	1921年
721年	2586年	大正 15年 昭和 1年	民國 15年	—	1926年
722年	2587年	昭和 2年	民國 16年	—	1927年
723年	2588年	昭和 3年	民國 17年	—	1928年
724年	2589年	昭和 4年	民國 18年	—	1929年
725年	2590年	昭和 5年	民國 19年	—	1930年
726年	2591年	昭和 6年	民國 20年	—	1931年
727年	2592年	昭和 7年	民國 21年	大同元年	1932年
728年	2593年	昭和 8年	民國 22年	大同 2年	1933年
729年	2594年	昭和 9年	民國 23年	大同 3年	1934年
730年	2595年	昭和 10年	民國 24年	大同 4年 康德 2年	1935年
731年	2596年	昭和 11年	民國 25年	康德 3年	1936年
732年	2597年	昭和 12年	民國 26年	康德 4年	1937年
733年	2598年	昭和 13年	民國 27年	康德 5年	1938年
734年	2599年	昭和 14年	民國 28年	康德 6年	1939年
735年	2600年	昭和 15年	民國 29年	康德 7年	1940年
736年	2601年	昭和 16年	民國 30年	康德 8年	1941年
737年	2602年	昭和 17年	民國 31年	康德 9年	1942年
738年	2603年	昭和 18年	民國 32年	康德 10年	1943年
739年	2604年	昭和 19年	民國 33年	康德 11年	1944年

重
要
録
事

御下賜品、勳章傳達式

畏き繰りでは支那事變においてよく戦功に奉公し、大東亜共榮圏確立に貢献せる蒙古政府文官に對し銀杯、勳章の贈與または授與の御沙汰あらせられたが、これが傳達式は二月十三日十六時から戌第五三〇一部隊において厳肅に舉行された。この日肅然たる式場内において陸相代理陸軍省人官長富永中將よりそれ／＼傳達し、一同皇恩の治きに感泣し謹んで拜受、十六時三十分溜りなく式を終へた。受勳の主なるもの次の如し。

- 銀杯一組 現主 席 德穆楚克棟魯普
- 旭 二 前最高顧問 金井章二
- 旭 三 現副 宇 席 于 品 卿
- 同 前副 宇 席 夏 恭
- 同 現參議府議長 卓侍巴札普

蒙古軍人に勳章御贈與

畏き繰りでは大東亜新秩序建設のため支那事變において皇軍に協力し、蒙疆方面に

作戦した蒙古聯合自治政府軍人の戦功を嘉せられ、李守信上將以下百三十一名に對しそれ／＼勳章贈與の御沙汰あらせられ、また千八百九十八名の將兵に對し支那事變從軍記章を贈與あらせられた旨、昭和十七年十一月十九日午前零時、陸軍省ならびに内閣官廳局より發表された。勳章贈與の手なるとは次の六氏である。

- 瑞 一 上 將 李 守 信
 - 瑞 二 中 將 烏 古 廷
 - 旭 三 少 將 倉 都 樹
 - 同 同 突 倫 格 日 勤 園
 - 同 同 札 齊 札 布
 - 瑞 三 同 賀 魯 德 勒 格 汝
- なほ李守信、烏古廷兩將軍に對する榮ある勳章傳達式は昭和十八年一月十二日十五時半より戌第五三〇一部隊において戌第五三〇部隊長、總士册列立のもとにいと厳肅に執行され、倉都樹少將以下九十一名に對する勳章傳達式は蒙古軍創立七周年記念日の二月十日十四時から厚和市小教場において〇〇部隊長廳席のもとに厳肅盛大に

舉行された。

十九氏に勳章傳達式

畏き繰りでは三月二十三日陸軍關係の支那事變生存者第四十回論功行賞ならびに支那事變死傷者第四十六回論功行賞の御沙汰あらせられ、陸軍部外者にして支那事變勳賞以來大陸に活躍し征戰發行に偉大なる貢獻をなしたる蒙古政府文武官に昭和十五年四月二十九日附をもつて彼勳の御沙汰あらせられたが、右行賞の光榮に輝く蒙古政府文武官約一千八百名のうち、勳三等以下勳五等までの日系、現地系十九氏に對する勳章傳達式は昭和十八年四月三日戌第五三〇一部隊において厳肅に舉行された。

- 瑞 三 松 津 旺 楚 克
- 瑞 四 吳 鶴 齡、馬 水 魁、杜 運 宇、陶 克 陶、金 永 高、丁 其 昌、郭 爾 卓 爾 札 布、宇 山 兵 士、大 園 長 壽、關 口 保、滿 尾 君 亮、藤 井 五 一 郎、久 光 正 男
- 雙 光 伊 藤 裕
- 旭 五 前 島 昇、澤 井 鐵 馬、村 谷 彦 治 郎、千 葉 卯 源 太

蒙古政府派遣官吏に恩命

段くも滿洲國皇帝陛下におかせられては本年三月三十一日附第三次行實に方り、蒙古政府派遣官吏に對し敍勳、賜金の御沙汰あらせられ四月一日發表された。今回恩命に浴した者は完開島省長金井章二氏以下敍勳者二百三十五名、賜金者二百五十三名、合計四百八十八名の多きに達してゐる。

首都水害に御仁結

六月下旬首都を襲つた水害は意外の慘禍をおよぼしたが、蒙疆の發展に殊のほか深き御心を寄せさせ給ふ北白川宮家では右の趣きを隨召されるときに、罹災民をいたく不慮に思召され、七月十日難民見舞金として蒙古政府駐日代表部を通じ金一封を御下賜あらせられた。

蒙古政府決意を表明

蒙古政府では一月九日、國民政府が暴虐米英に對し宣戰を布告し盟邦日本と協戰を誓へるに際し、總主席の名を以てこれを祝願するとともに蒙古も相携へて同生共苦征戰遂に邁進せんと次の如き聲明を發表するとともに、東條總理大臣、汪國民政府主

席に對して祝電を發した。

アジアを擧げれば處處になき米英を擧げし、大東亞戰爭の目的を先達することが現日本の最大の政策であり、日本は必勝しこれを免れざるは、アジア諸民族の最大の公敵となればならぬ。わが蒙古は露種以來日本を盟主としてこれに協力する方針を堅持、一昨年日本の宣戰布告と同時に政府を以て民族の進むべき道を示し來つたのである。今回南京國民政府が米英に宣戰布告し日本と同盟共死の方針を示し大東亞戰爭に協力せしむるは、アジア民族として實に時宜を得たものであつて、南京國民政府に對し強固の敬意と敬意とを表するものである。わが蒙古は大東亞共榮國の一翼として既に大東亞戰爭に協力しつゝあるも更に一層努力せんことを宣言する次第である。

成吉思汗紀元七三八年一月九日

蒙古聯合自治政府主席 德穆楚克魯普

國內の敵産を移管

大東亞戰爭勃發とともに、蒙疆地區内にあつた米英等敵産建造物は一時わが軍管理下におかれて來たが、日本の友好道義の精神に基いて蒙古政府に移管されることとなり、二月十一日岩崎特命全權公使から蒙古政府總務廳長宛移管に関する公文書を傳達五月一日附をもつて軍管理の解除物件十五件を交付した。今回の處置によつて蒙疆地

區第三種敵産の移管は完了したわけである。移管敵産は次の通り。

- 衛輝公會 (張家口、米)、協力公會 (張家口、米)、救世軍 (張家口、英)、聖對公會 (張家口、英)、安息公會 (張家口、米)、明安旗教會 (察哈爾、英)、神召會 (商都、英)、晉堂 (平地泉、米)、神召會 (岱岳鎮、米)、福音堂 (涼城、米)、救世軍 (平地泉、英)、救世軍 (厚和、英)、救世軍 (大同、英)、救世軍 (豐鎮、英)。

敵國人集結輸送

在張家口大使館では帝國政府の在支敵國人取扱方針に則つて在蒙敵國人に對し、三月十一日附退去に關する正式通告を發し、同月二十二日張家口に集結した上、山東省濰縣收容所に無事故空了した。撤收した敵國人は米二、英四、白一七一、蘭一七、無国籍四の合計一九四名にして、多くは宣教師、醫師、看護婦、修道士等で、布教、經濟に名を藉りて米英等の中國侵略の具として暗躍を續けてゐたものであるが、集團生活の措置は防護および身柄保護の交戰國として當然の權利行使に基いてなされたのである。

德主席察盟管下を視察

六月二十二日下花園を視察した德主席はさらに六月二十七日十時主席府を出發して察哈爾に向ひ、察哈爾監公署、張北縣公署、張北興隆中學校その他を視察、第二日の二十八日には九時十分張北驛、牧業試驗場、大佛寺左裏旗、第三日は賈源縣、明安旗、第四日は順白、正白の兩旗、第五日は順黃上都兩旗と、蒙古政府暨建史上に輝く一頁をもつて察哈爾盟管内各地方をつぶさに巡視し、蒙疆建設にあらゆる困難を克服し決戦體制の確立に一路邁進しつつある現地の健氣な活動ぶりを親しく視察して満足の意を表し、さらに一段の飛躍を期すべく現地官民に對して烈々たる口調で激勵の辭を贈り、七月二日一週間にわたる巡視を終へて歸張した。

青木大東亞相來蒙

青木大東亞大臣は對蒙新政策實施後の實情視察と現地各機關との意見交換の目的をもつて八月十九日東京出發南京、上海、北京などの訪問を終へて、空路天津から來蒙二十七日九時二十五分張家口飛行場に着いた。この日戊戌第五三〇〇部隊長、岩崎公使

德主席をはじめ在蒙軍、官、民代表多數出迎への裡に竹内總務局長以下隨員を帶同して飛行場に降り立つた青木大東亞大臣は直ちに大使館に至り岩崎公使から現地狀況報告を詳細に聴取、十一時蒙古政府に德主席を訪問約三十分間に亘つて部々懇談、次に戊戌第五三〇〇部隊を訪れて師團長と懇談を遂げ終つて、北白川宮永久王殿下記念館を拜觀したのも蒙疆神社および忠靈塔に參拜して聖戰完遂を祈念するとともに戰歿將士の英靈に敬虔な禮拜を行ひ、北白川宮永久王殿下御戰蹟碑に參拜、來蒙の目的を達し同日十五時飛行場發歸張した。

朱華北政務委員長代理來蒙

蒙北政務委員會委員兼教育總務督辦蘇禮仁氏は、朱深委員長の代理として、德主席をはじめ關係各方面に新任挨拶のため五月十三日十七時三十分分列車で來蒙、翌十三日十時三十分主席府に德主席を訪問して朱深氏に代つて委員長兼任の挨拶を述べ、善なる訪蒙の任務を終へて十四日各所を視察、十五日九時五十分張家口發列車で歸任の途に就いた。

必勝實踐事項を決定

大東亞戰爭完遂に直接邁進する祖國日本

の國政運営大綱の決定により、今こそ一億總動員すべき嚴肅なる秋を迎へ、在張家口大使館においては昭和十八年九月二十六日次の實踐事項を決定、これを強力に實施、曠古の聖戰に參與せる蒙疆の使命達成に萬遺慮なきを期した。

必勝實踐事項 一 軍の作戰準備に即應する諸施策の推進、二 大使館事務處理の公戰化、三 國民運動の徹底、四 國內防衛體制の徹底強化、五 重要企業を生産増強、六 國內輸送力強化、七 國民貯蓄の強化、八 價格および配給制度の徹底簡素化、九 強内諸機關の整備、十 企業ならびに營業の整備、十一 決戦生活の強化

總務廳私報料發表(十月一日十五時三十分) 政府は大東亞戰爭開始以來、主席教書に基き大日本帝國の戦力増強に協力すべく必要なる各般の施策を實施し來りたるが、今回更に現時局の推移に鑑み左記施策を斷行し一層邦内非常態勢の強化をはかり以て大東亞戰爭の完勝に邁進せんとす。

非常態勢強化施策 第一、決戦意識の昂揚、第二、國民體制の徹底的確立、第三、生産の躍進的増強、第四、労働力の確保、第五、輸送力の強化、第六、經濟の安定、第七、行政運営の決戦化と諸機關の簡素化



(自昭和十七年八月至昭和十八年七月)

八月 (昭和十七年)

〔二日〕蒙古政府警察廳六月中の
 職果發表を蒙疆よりシヤワ、マ
 ライ、スマトラ宛電報取扱ひ開
 始。萬安に電話開通。蒙古政府
 曆類出版販賣限定許可制を實施
 〔二日〕東亞鐵礦者大會蒙疆代表
 出發。蒙古大會代表王侯等首都
 入り。〔三日〕蒙古大會豫備會議
 西北回教聯合會厚和支部主催
 夏季大學開始。〔四日〕第五回蒙
 古大會にて蒙古政府次期正副主
 席推戴決定。東亞鐵礦大會へ蒙
 疆代表九十餘名出發。多倫湖會
 の盛儀官況放送。蒙古政府警察
 隊半箇年の戦果發表。〔五日〕張
 家口郷軍情點點呼。〔六日〕第三
 次蒙古發給基金三十四萬圓。帳納
 式。蒙古大會代表招待演說大會

察南公會堂で開く。〔七日〕大同
 防護週開始。〔八日〕大詔奉戴
 日。蒙古教育會主催教育者講習
 會。〔九日〕張家口秋季賽馬開幕
 會。〔十日〕後葛總參謀長來蒙。蒙
 疆一比烏間電報取扱ひ開始。各
 各地日本國民學校第二學期始業
 式。〔十二日〕北白川宮永久王殿下
 御靈場光秋號を大阪大満宮に神
 馬として御下渡し。〔十三日〕朝
 鮮物産見本市を首都に開催。〔十
 四日〕蒙旗建設隊第二班出發。〔十
 五日〕察南師範學校新築校舍
 地鎮祭。〔十六日〕平北作戦戦果
 發表。包頭蒙古軍病院地鎮祭
 〔十七日〕蒙鮮貿易懇談會(厚和
 にて)。張家口警察局主催交通
 訓練週開始まる。東亞體育大會
 出場の蒙疆代表歸齋。〔十八日〕

政務院會議にて通貨賤縮法改正
 政府職員共濟施設要綱等を可決
 蒙疆文庫省民族改進黨人選者發
 表。〔二十日〕蒙古政府人事異動
 發表。〔二十一日〕張家口居留民
 團第三回團フェス豫防注射實施
 同臨時民會にて日本中學校開
 設。傳染病種新藥を可決。全蒙
 市縣華軍官會議開く。〔二十三
 日〕郷軍張家口聯合分會武道大
 會。〔二十四日〕中央警察學校普
 通科生入學式。〔二十五日〕盟工
 商科長會議。中央醫學院附屬病
 院地鎮祭。張家口日本國民學校
 土儀開き。〔二十七日〕盤車張家
 口入城五周年記念日。政廳、盟
 弘報科長會議。財務監督署貿易
 科長會議。映畫、成吉思汗攝影
 隊一行四十餘名來蒙。〔二十八
 日〕日蒙間信用供與調印。政府
 新廳舎落成式。張家口郷軍查閱
 始まる。蒙疆基督教團創立大會
 〔二十九日〕巴盟雜糧組合の四部
 六十三指定商決定す。〔三十日〕
 蒙疆神社宮司に梅田次氏就任
 〔三十一日〕蒙古政府正副主席就

九月

任式。政務院會議にて張家口特
 別市制實施を可決
 〔一日〕政府成立三周年記念日。
 平北作戦戦果發表。第三次應政
 躍進運動開始。張家口特別市制
 實施。政府禮儀章制定實施。經
 濟部經濟建設功勞者を表彰。張
 家口節約週開始。包頭在留邦
 人健康兒の表彰式。〔三日〕政府
 思汗一攝影始まる。〔五日〕政府
 地方長官政務懇談會。〔三日〕蒙
 華經濟調整會議代表北京へ。大
 權最高顧問退任
 〔四日〕北白川宮永久王殿下御
 二年祭。全蒙日本人大會にて
 北白川宮永久王殿下英靈を晴國
 神社に奉祀請願を決議。北京に
 て蒙華貿易會議開く。張家口衛
 生週開始。〔六日〕包頭市民
 體鍊大會。〔七日〕蒙華貿易會議
 代表天津各機關と懇談會を開催
 〔八日〕大詔奉戴日。大日本忠靈
 顯彰會より蒙疆忠靈塔工事に
 十萬圓補助通知。厚和綜合運動

場開場式▽張家口市公署より東京市への動物使節出發【二十日】滿洲國建國十周年記念式典△慶祝節開出鏡▽岩崎公使與蒙學院等三校に文庫費各二千五百圓寄贈▽改正通貨取締法實施▽大同協對策委員會三十八種目の適正價表示【二十一日】成紀七三七年度留日蒙古學生四十六名出發▽牧業協議會開▽四族生徒成績品展覽會【二十一日】蒙第五三三〇部隊野田隊合同慰靈祭▽全蒙總軍武道大會▽張鐵局第三回機車運轉技術會▽厚和機務段優勝▽寬永寺大僧正長澤總玄師來張▽張家口商務會商業者協議會【二十三日】留軍大同入城五周年記念日△張家口清眞寺にて回教徒サウム(齋食)開始▽伊盟職員修養道場開場式【二十五日】蒙疆神社秋季大祭▽駐蒙滿洲國代表部にて滿洲國建國十周年慶祝式舉行【二十六日】滿内領事館改正式事調停制度實施▽百靈廟郵便局開局【二十八日】察南政廳施政宣傳單出發【二十九日】通貨取締法

協力に關する總領事館當局談話表【二十日】第三回航空日▽包頭地區防空演習開始▽熱察翼誠共大會代表出發▽內政部勤勞報國訓練隊第四期入所式【二十一日】平北作戰×果發表▽岡田案議院議長來張【二十二日】泉第五三一五部隊記念式▽第一回財務監督署長會議▽國民體力檢定試驗【二十三日】首北產業指導官會議【二十四日】中秋節▽大同安礦、龍烟綽綽鑛山祭▽張家口首都日本醫師會發足【二十六日】政務院會議にて農林試驗場智北、巴盟、察盟三分場設置可決【二十七日】成第五三四一部隊記念式▽全蒙體育大會開【二十八日】北京にて日蒙華經濟談話會開【三十日】蒙疆建設殉難者慰靈祭修儀

十月

【二日】察旗地帶施餉運動開始▽張家口特別市消防隊結成式▽京包線列車時刻改正實施▽察南公會堂落成式【二日】東亞經濟懇談會×長石渡津太郎氏來張【三日】北白川河永久王殿下御寫真德主席等四氏に御下賜▽軍人援護強化運動開▽傷損車人會蒙支支部秋季總會▽泉第五三一〇部隊合同慰靈祭【四日】蒙第五三三三部隊記念式▽首都居留民團第一回厚生體育大會▽私署局施餉運動特派官傳隊出發【五日】泉第五三一七部隊記念式▽施餉運動第一次指導班出發△興亞義塾第三期卒業式【六日】綿羊協會種羊管理所落成式【七日】興亞團體會議蒙總代表出發【八日】大詔奉戴日▽獻納陸海軍機蒙古號六機命名式蒙疆神社で舉行さる【十日】蒙古軍合同慰靈祭▽藥草輸出統制の經濟部令第十三號公布△全蒙現地兒童の日語發表會(百裡公會堂にて)【十四日】皇軍練兵入城五周年記念日▽興蒙委員會委員長蒙旗視察に出發【十五日】蒙疆運輸で通關手續代行開始【十六日】蒙疆忠靈塔竣工式【十七日】皇軍包頭入城五周年記念日

【九日】神宮鍊成大嘗(蒙疆代表約三十名出發)【二十日】蒙疆忠靈塔臨時大祭▽蒙疆日本人興亞協力會發會式▽蒙古政府對共攻勢包圍開始▽蒙古政府美術展開▽張鐵局管内鐵道荷物變換旬間開【二十一日】中央醫學院卒業式【二十二日】張鐵局に蒙疆事情研究會生まる【二十三日】大同國で五穀感謝祭【二十四日】施政推進運動講演會▽萬安、懷安兩橋被初必式【二十五日】張鐵局青年大會開催【二十六日】泉第五三二六部隊記念式▽滿内產業指導官會議【二十七日】蒙疆建設報告會【二十八日】大東亞文壇者大會(蒙疆代表三氏出席)【三十日】興亞勸業入城五周年記念日▽第三回中央農林試驗場訓練生修了式▽張北興亞義塾落成式【三十一日】張家口特別市公署準備委員會評會

十一月

【二日】興亞院蒙疆總務部解府△張家口大使館事務所開張▽在張

家口岩崎公使談話發表▽蒙古政府經濟部人事異動▽蒙古政府編布布類中央核准價格公布▽入蒙工人之送金制限撤廢【二日】成第五三四部隊記念式▽蒙疆文學會詩の部入選發表【三日】青年與距回盟解散【五日】西盟同志會結成準備委員會【六日】盟管內對敵經濟封鎖解除【七日】成第五三四二部隊記念式【八日】大詔奉戴日▽常會協議事項一減其運動(機身、鋼鐵製品資材の動員)【九日】蒙華滿大陸連絡會議北京に開く▽張家口地防防空演習實施【十日】第十二回外務省警務官招選發各地領警で檢修【十一日】第二回有斐定期存款取扱開始【十三日】盟內肅清十月中の綜合戰果發表▽第三回盟委委員會(上程議案六十一件)【十五日】第五三三七、三八、三九部隊合同慰靈祭▽蒙疆與距回同志會結成式▽滿洲國外務部三浦次長來蒙【十七日】盟軍訓練成所生一行五十五名來蒙【十八日】大東亞文學

者大會出席の蒙疆代表一行歸る【十九日】蒙古軍將兵百三十八人に支那軍變戰功勳章贈與御沙汰【二十一日】皇后陛下下賜菊花戌第一八四六部隊にて拜受式舉行さる【二十三日】大崗書で太祖スルタ奉祀祭【二十四日】蒙古文化生計會發會式▽張家口官選民職十八氏を任命【二十六日】巴盟道路競技に和林縣優勝【二十七日】第一回蒙古佛教復興懇談會【二十八日】兵制發布七十年記念日、蒙疆神社で記念式舉行▽蒙華滿勞務連絡會議大連に開く▽張家口在留邦人の優良兒表彰式▽蒙古總軍病院竣工式

十二月

【二日】蒙疆日本人與亞協力會察南、厚利、大同、包頭、張北各支部結成式▽大使館の執務時間延長實施【二日】東亞經濟同盟發會式▽蒙古軍忠靈廟建設會金に首都現地人より七千餘圓を獻納▽宣德庫出紙式▽東亞通信連絡會議蒙疆代表出發【三日】興

蒙學院教員訓練班卒業式【四日】蒙古政府經濟部次長杉村正氏發令【五日】大東亞戰爭記念週開始まる、第一日行事「皇軍に感謝の日」▽首都民團、市公署主催大東亞戰爭陣歿者慰靈祭修さる▽喇嘛學校教員第一回講習會開く【六日】大東亞戰爭記念週開第二日「公衆道徳を發揚の日」【七日】大東亞戰爭記念週開第三日「必勝貯蓄を増進の日」▽首都民團で優良隣組貯蓄組合を表彰▽錫盟札薩克會議【八日】大東亞戰爭一周年記念日▽成第五三〇部隊盟內一箇年間の掃蕩戰果發表▽首都購保奉公會結成さる▽蒙疆貯蓄普及委員會會を結成【九日】大東亞戰爭記念週開第五日「戰爭生活を確立の日」▽輸送増強に大使館および蒙古政府より張鐵局に表彰感謝式▽全蒙宗教團體で大東亞戰爭記念式を舉行【十日】大東亞戰爭記念週開第六日、戰爭資源を動員の日▽泉第五三二〇部隊十一月中戰果發表▽大同縣保率公會生る▽察南師範學校會落成式【十一日】大東亞戰爭記念週開最終日「防衛を強化の日」▽蒙疆連絡會議(蒙疆代表出席す)▽第三次施政隨進運動聯絡【十二日】首都領警經濟警察當局より邦人業者の自衛要領を發表【十三日】首都民團會職員選舉▽火の用心、首都領警當局發發表【十四日】首都市公署の皇軍感謝入選證書發表▽蒙古政府、張鐵局第一回鐵路連絡會議▽蒙滿貿易會議新東京に開く【十五日】政務院會議明年度豫算案等を可決【十六日】蒙古政府成紀七三八年度豫算公布▽武內總務廳長特任式▽察南各縣警務官會議【十七日】蒙古政府衛生事務連絡會議【十八日】中央醫學院開成式▽岩崎公使南京に開儀の公館長會議に出席【十九日】蒙疆文學賞短編小説入選発表【二十一日】政務院會議糧馬場官制令可決▽蒙古政府糧食管理令公布▽蒙銀戰時公債二下萬

隊十一月中戰果發表▽大同縣保率公會生る▽察南師範學校會落成式【十一日】大東亞戰爭記念週開最終日「防衛を強化の日」▽蒙疆連絡會議(蒙疆代表出席す)▽第三次施政隨進運動聯絡【十二日】首都領警經濟警察當局より邦人業者の自衛要領を發表【十三日】首都民團會職員選舉▽火の用心、首都領警當局發發表【十四日】首都市公署の皇軍感謝入選證書發表▽蒙古政府、張鐵局第一回鐵路連絡會議▽蒙滿貿易會議新東京に開く【十五日】政務院會議明年度豫算案等を可決【十六日】蒙古政府成紀七三八年度豫算公布▽武內總務廳長特任式▽察南各縣警務官會議【十七日】蒙古政府衛生事務連絡會議【十八日】中央醫學院開成式▽岩崎公使南京に開儀の公館長會議に出席【十九日】蒙疆文學賞短編小説入選発表【二十一日】政務院會議糧馬場官制令可決▽蒙古政府糧食管理令公布▽蒙銀戰時公債二下萬

國購入決定▽喇嘛學校教員講習會修業式「二十三日」察省古政府地方預算發表▽張家口日本商工會議所落成式「二十四日」蒙疆興亞青少年團結成式「二十五日」察南政廳で愛路團體を表彰「二十六日」蒙疆日本人對亞協力會文化同盟結成式「二十九日」蒙疆藥業組合より五萬圓を恤兵獻金▽張家口現地米市民より皇軍恤兵金一萬餘圓を獻納「三十日」蒙疆神社征戰完遂祈願祭▽活佛第八代ノイン・ホトクト來臨

一月 (昭和十八年)

「二日」蒙疆神社元旦奉拜式▽蒙疆日本人與亞協力會新年度の指標發表▽宣化、大同兩省公署開廳▽蒙疆「北」ボルノ電報取扱開始▽首都電話設備敷制實施▽蒙古政府地方機構改革に伴ふ人事異動「五日」巴盟警備處落成式「六日」太祖登極紀念日「八日」大詔奉戴日▽鑛相實業事項「新調新相購入廢止、金屬類

供出、家庭防空陣の強化」「九日」國民政府、米英へ宣戰布告▽總主席官發表▽蒙疆日本人與亞協力會實踐事項決定▽包頭市長賴綱訓十則發表

「十一日」李守信將軍等に勳章傳達式▽蒙疆日本產給組合聯合會發給式「十二日」瀋內肅清十二月中綜合戰果發表▽蒙疆經濟懇談會第一回發起人會▽第一回蒙疆日本人與亞協力會事務局長會議「十四日」米英擊滅運動週開始▽岩崎公使現段階に處する途「發表」蒙古政府第二次異動發表▽大同民團參事會で大同日本高等女學校開設を可決▽首都民團で競品更生の入選者を發表「十五日」蒙古政府輸出入許可期間を三箇月に延長實施「十六日」蒙古軍一箇年間の綜合戰果發表▽察南藥材統制組合發給「十七日」總主席第二回對頒發▽米英擊滅運動週第四日首都市民一九となり戰勝祈願、民衆大會遊行示威を舉行▽草原にも米英擊滅運動週展開「十九日」張

家口特別市機構改正發表「二十日」蒙古政府輸出品の統制範圍を擴大實施▽首都領警備宿料運代改正值設置實施を告示▽蒙古政府森林科關係者會議「二十一日」張家口放送局で二重放送を開始▽首都民團の健民運動三十六名表彰「二十二日」首都民會で正副議長、參事會員を互選▽郵電局土曜日の執務時間を延長「二十四日」張家口消防隊出初め式「二十五日」蒙古政府警察隊一箇年の戰果發表▽蒙銀機構改革發表▽蒙疆日本人與亞協力會事務局陣容發表▽大陸交易協議會北京に開く「二十七日」蒙疆日本人與亞協力會懇談會で經濟同盟役員會▽厚和民團の附屬經濟懇談會大同地方委員會結成式

二月

「二日」蒙疆「セ」レベス電報取扱開始▽蒙旗小學校教員百餘人に合同訓練▽首都衛生組合聯合會結成式▽大同邦人業者飲食物品價格制限を實施▽交通報國會初の幹部會「二日」日系教員訓練開始「三日」オールドス挺身隊創立三周年記念式▽蒙疆日本人與亞同志會本部研究會員募る「四日」オールドス幾匪潰滅戰開始▽蒙古政府經濟部食糧品輸出制限實施「五日」首都日本商工會職所主催の蒙疆物産展示會蒸開け「七日」蒙旗日系練成教員の座談會「八日」大詔奉戴日▽隣組實踐事項「建國神事の敬修、金屬品の特別回收、食生活の改善」▽蒙銀首腦部異動發表▽蒙古總督聯盟冬季鍊成會開始▽厚和の夜村回収週開始「九日」民團醫學會蒙古部會第一回總會▽同教委員會指導者會議「十日」總主席以下に銀林勳章贈授與御沙汰▽蒙古軍將兵九十一名に勳章傳達式▽蒙古軍建軍七周年記念式▽蒙疆內敵產移日蒙公文交換「十一日」紀元節遊拜式▽各地に擊斃行軍展開▽蒙

古美術研究所開所式▽岩崎公使
蒙古美術研究所に助成金一千圓
交付【十二日】瀘内縣清一月中
の綜合戰果發表

【十三日】蒙古政府文武官に對す
る御下賜品、勳章傳達式▽察盟
管下産業指導官會議【十五日】
各盟總務副廳長會議【十六日】
政務院會議にて本年度事業計畫
可決▽興業委員會本年度宗教實
施要領決定▽大同縣で納稅優良
街村を表彰▽宣化省産業指導官
會議【十七日】中央警察學校入
所式【十八日】總正房親衛隊を
首都で閱兵

【二十日】北白川宮家に文化映
畫「七三七年の蒙古」を献納▽
岩崎公使在留邦人の自願要領談
を發表【二十一日】察盟總長、參
事官會議

【二十四日】經濟同盟會十名に勳
章傳達式▽經濟同盟總會▽現
地系の弘報關係者で時局演藝研
究會開催【二十五日】蒙疆日本
人與亞協力會第二回事務長會議
【二十七日】蒙古政府警察隊廣入

【二日】滿洲國建國十一周年記念
日、德主席祝電を發送▽蒙古政
府警察隊授與式を舉行、續い
て首都明德大街で觀閲式▽警察
隊に主席教習▽補教工作に關す
る經濟部當局談發表【二日】交
通總局建設副廳長會議【三
日】在張家口總領事渡邊信雄氏
本省に復歸發令、同發任に大關
英達氏任命【五日】經濟同盟で
飛行機納稅運動開始▽電設創案
五周年記念式に〇〇部隊長賞狀
を授與▽蒙滿貿易協定會議新京
に開く【六日】蒙古政府大同省
管下の納稅優良縣を表彰▽蒙疆
特產品展示會開く【七日】第三
十八回陸軍記念日週開始【八
日】大詔奉讀日▽北支那開發會

【二日】滿洲國建國十一周年記念
日、德主席祝電を發送▽蒙古政
府警察隊授與式を舉行、續い
て首都明德大街で觀閲式▽警察
隊に主席教習▽補教工作に關す
る經濟部當局談發表【二日】交
通總局建設副廳長會議【三
日】在張家口總領事渡邊信雄氏
本省に復歸發令、同發任に大關
英達氏任命【五日】經濟同盟で
飛行機納稅運動開始▽電設創案
五周年記念式に〇〇部隊長賞狀
を授與▽蒙滿貿易協定會議新京
に開く【六日】蒙古政府大同省
管下の納稅優良縣を表彰▽蒙疆
特產品展示會開く【七日】第三
十八回陸軍記念日週開始【八
日】大詔奉讀日▽北支那開發會

三月

【二日】滿洲國建國十一周年記念
日、德主席祝電を發送▽蒙古政
府警察隊授與式を舉行、續い
て首都明德大街で觀閲式▽警察
隊に主席教習▽補教工作に關す
る經濟部當局談發表【二日】交
通總局建設副廳長會議【三
日】在張家口總領事渡邊信雄氏
本省に復歸發令、同發任に大關
英達氏任命【五日】經濟同盟で
飛行機納稅運動開始▽電設創案
五周年記念式に〇〇部隊長賞狀
を授與▽蒙滿貿易協定會議新京
に開く【六日】蒙古政府大同省
管下の納稅優良縣を表彰▽蒙疆
特產品展示會開く【七日】第三
十八回陸軍記念日週開始【八
日】大詔奉讀日▽北支那開發會

【二日】滿洲國建國十一周年記念
日、德主席祝電を發送▽蒙古政
府警察隊授與式を舉行、續い
て首都明德大街で觀閲式▽警察
隊に主席教習▽補教工作に關す
る經濟部當局談發表【二日】交
通總局建設副廳長會議【三
日】在張家口總領事渡邊信雄氏
本省に復歸發令、同發任に大關
英達氏任命【五日】經濟同盟で
飛行機納稅運動開始▽電設創案
五周年記念式に〇〇部隊長賞狀
を授與▽蒙滿貿易協定會議新京
に開く【六日】蒙古政府大同省
管下の納稅優良縣を表彰▽蒙疆
特產品展示會開く【七日】第三
十八回陸軍記念日週開始【八
日】大詔奉讀日▽北支那開發會

【二日】滿洲國建國十一周年記念
日、德主席祝電を發送▽蒙古政
府警察隊授與式を舉行、續い
て首都明德大街で觀閲式▽警察
隊に主席教習▽補教工作に關す
る經濟部當局談發表【二日】交
通總局建設副廳長會議【三
日】在張家口總領事渡邊信雄氏
本省に復歸發令、同發任に大關
英達氏任命【五日】經濟同盟で
飛行機納稅運動開始▽電設創案
五周年記念式に〇〇部隊長賞狀
を授與▽蒙滿貿易協定會議新京
に開く【六日】蒙古政府大同省
管下の納稅優良縣を表彰▽蒙疆
特產品展示會開く【七日】第三
十八回陸軍記念日週開始【八
日】大詔奉讀日▽北支那開發會

限緩和に關する經濟部當局談表
表▽綿羊協會總會▽省、縣、特
別市の次長、參與官會議開く
【三十一日】製鹽にて國債二千萬
圓購入決定

四月

【一日】滿洲國皇帝陛下、蒙古
政府派遣官吏に叙勳、賜品御沙
汰▽第四次施政綱領進運開始▽
張家口總領事館大同出張所を領
事館に昇格▽蒙疆華中爲善決濟
特別團一本建に決定▽中央醫學
院第一期生入學式▽林業指導者
養成所入學式▽西スニト航空路
開設▽〇〇病院創立記念式▽厚
和民團愛馬週開▽中央警察學校
入學式▽大使館門廳總務部長大
東亞省練成會に出席▽首都民團
改正遊興飲食稅實施▽興蒙委員
會分組規定を制定實施▽首都市
公署衛生週開始 【二日】中央

學院第二部入學式▽厚和民團練
算決まる
【三日】神武天皇祭、蒙疆神社は
じめ各地で遙拜式▽蒙古政府文
官十九氏に勳章傳達式▽松王以
下蒙疆神社に叙勳御沙汰奉告▽
巴盟經配組合新機構決定 【四
日】觀第五三四二部隊長オルド
ス抵身隊に感謝狀授與 【五日】
馬經濟部長征戰預金の功勞者
十一氏を表彰▽植樹週開始まる
【六日】戊辰五三〇四部隊記念式
▽厚和機業増産會創設 【七日】
盟内農村實態調査開始 【八日】
大昭率數日▽蒙疆神社植樹祭▽
愛馬の日、各地に行事展開▽經
濟部財務監督署科長會議▽國婦
張家口支部春季總會▽弘報局宣
傳主任者連絡會議 【十日】戊辰
五三〇〇部隊合同慰勞會▽松平
隆記念式▽對東亞共榮圈放送開
始▽大同高女開校式 【十一日】

戊辰五三〇三部隊記念式▽首都
齒科醫師會結成▽大同神社植樹
祭 【十二日】烏露札薩克會議▽
宣化省第一回縣長會議▽厚和市
植樹祭 【十三日】蒙疆貿易現地
會議 【十四日】古蹟古物名勝大
然記念物保存法公布▽宣化省厚
生會發會式 【十五日】內政部施
躍運動督勵班出發▽聖交創業四
周年張鐵局で記念行事展開▽捲
菸稅法改正實施 【十六日】蒙
古輕電事業創始五周年記念式
【十七日】張家口日本中學校開校
式▽張家口第二日本國民學校開
校式▽大陸連絡會議蒙疆代表出
發▽蒙旗工程班出發▽郵政局所
長會議 【十八日】首都春季賽馬
開幕【十九日】蒙銀國債三千萬圓
購入決定 【二十日】第三回有聲
定期預金取扱開始▽大同省縣長
會議▽蒙疆日本人興亞協力會包
頭支部春季總會▽首都日本藥劑

師會創立 【二十一日】蒙古政府
經濟會議▽興蒙委員會家畜防疫
班出發 【二十二日】蒙疆連絡會
議▽改正捲菸稅法實施に關す
る政府當局談表 【二十三日】
軍人保護精神昂揚週開開く▽蒙
疆土建協會第一回總會▽蒙疆日
本人興亞協力會巴盟支部の鍊成
會開始 【二十五日】成吉思汗大
祭▽スルタ、オールド祭▽首都體
育協會第一回鍊成會 【二十七
日】華北交通會社機構改革、人
事變動發表
【二十九日】天長節、各團に奉祝
行事展開
【三十日】蒙疆忠靈塔粉の例祭▽
現地承學童に學用品配給決定

五月

【一日】蒙疆地區の第三種製造十
五教會を蒙古政府に移管▽蒙古
政府百聯部異動發表▽縣參事官

級異動表▽張家口領事より結社集合取締新令公布▽蒙古政府輸出入許可規則を公布實施▽經濟部肉類最高價格實施【二日】大日本海軍軍人留蒙調查部春季總會▽蒙古高等學院開設▽蒙古體育聯盟競技新等統表決定▽蒙古食料品公司創立▽集金郵便貯金取扱開始▽大同畜に私報委員會および研究會設置【三日】訪日の喇嘛僧團歸張【五日】大黑河灌溉用水門竣工式▽蒙古政府第三次物價對策要綱成る▽經濟部で製粉協議會開催【六日】興蒙委員會第四回定期例種會議▽蒙古政府自腦四氏の特任式舉行▽新任の各駐蒙滿洲國代表各方面に就任挨拶【七日】第四回興蒙委員會會議開く▽農務指導員を中央農試で訓練【八日】大詔奉戴日▽蒙銀對日銀一億圓信用供與願印▽滿洲國貨幣流通制

限に關する經濟部令公布▽首都民衆健民運動開く【十日】現地系日本經濟觀察團出發▽大同民團艇民運動開く【十一日】戊第五三〇部隊四月中の檢合結果發表▽第二回佛敎復興會議▽張鐵局站段長會議▽大關張家口總領事着任【十二日】華北政務委員會朱委員長代理として教育總署督辦蘇德仁氏就任挨拶に來張▽喇嘛印務處設立さる【十三日】首郡日本郵船租台總會【十五日】蒙疆神社春季大祭【十六日】盟内都市對抗籃球大會【十八日】蒙古政府律師法制定さる▽蒙古政府宣傳隊歸盟地帯へ出發▽厚和衛生週開始【十九日】成吉思汗誕辰日總主催談話發表【二十日】西部臨時特別行政區設置を發表▽盟内の馬鈴薯輸出業者を指定▽蒙疆文化同盟役員會開催▽永定河治水の聲也隨各開

始【二十二日】蒙疆日本人興業協力會中本本部事務所首都中央大街に移轉【二十三日】首都親友會結成さる【二十四日】首都結核預防週開始▽喇嘛授戒部規定決定さる▽蒙古幼年學校卒業式【二十六日】蒙古政府、張鐵鐵路連絡會議【二十七日】第三十八回海軍記念日、各地に必勝行事展開▽盟内公館長會議張家口大使館で開催【二十八日】皇軍勇士の前線日より張家口放送局より内地に向け放送▽厚和民團民會議員決まる【二十九日】首都民團で子寶部隊を表彰【三十一日】首都信用組合創立▽省、盟水利股長會議

六月

縮切り、總計二十一萬五千餘圓に達す▽蒙銀新十圓紙幣發行▽錫盟札薩克會議▽包頭市街核檢防週開始▽東亞共榮團寫真展張家口公會堂に畫開け【四日】泉第五三二〇部隊五月中檢合結果發表【五日】山本北滿團幕の敬儀、上時五十分を期し全邦民一齊に祈念、在蒙西盟邦人を代表岩崎協力會長より弔電發送▽内政部長より伊盟三警署官に表彰狀【八日】天昭奉戴日▽大同、大青山、東和鐵業所に岩崎公使より感謝狀▽張鐵局勳額二十六氏を表彰▽交通總局にて四大都市郵電局長會議開催【九日】張家口財務監督署で煙草業者の協議會開く▽蒙銀經理會議を招集【十日】律師公會發足▽首都市公署の農村慰問團出發▽蒙古體育大會開催打合せ會議▽大同衛生週開始さる【十一日】明年度蒙疆物動概略案設定打合せ會議

▽首都民團配給糧切替へ「十二日」戊辰五三〇一部隊五月中の綜合戰果發表▽宣化省輕工業統制委員會開催「十四日」張家口管内徵兵検査始まる▽同教委員會議總務、會計主任者會議開催「十六日」厚和神社春季例祭▽施政進運動へ蒙古政府四督導班出發「十七日」大使館より施政進運動指導班に參加出發▽蒙古政府第十六回自動車整備打合せ會議開催▽内政部長極秀警察官十七氏を襲撃「十九日」秦沈河ダム竣工式▽朝野經濟同盟の第二回軍用機試納式舉行「二十日」第一回蒙露日本人青年辯論大會「二十二日」德主陛下花園を觀覽▽蒙古體育聯盟主事會議「二十三日」疆内輕工業振興に經濟部令二十九號組合統制令公布する▽經濟部鮮魚介紹販賣價格を設定「二十四日」蒙銀より滿洲中銀へ六百萬圓を信

七月

用供與▽蒙華經濟調整會議首郡で開催▽首都日本商工會議所第六回議員總會「二十五日」盟喇嘛會議開く「二十六日」大同省、雜燴神の入魂式厳修▽厚和海友會發會「二十七日」蒙露神社田植祭▽總主席察盟管下を視察▽首都民團常會「二十八日」第十四次政務院會議「三十日」戊辰五三〇〇部隊長張家口水災對策委員會へ雜民救濟金一萬圓寄附▽初の蒙露天主教大會開く

「二日」蒙古政府重要産業統制法國防資源統制會令公布實施▽物品稅法、出產稅法、牲畜稅法、四補稅法を改正實施▽揮發油統制令公布實施▽暫行旅官制公布▽新貿易統制法公布實施△厚和民團遊興飲食稅の値上を實施▽蒙露天主教團結できる▽蒙露一泰國和文電報取扱ひ開始▽蒙露一ニューギニア電報取扱ひ開始「三日」西部行政區初の參事會開催▽酸素工場竣工式「五日」蒙古教育會主催蒙蒙教員練成會開く「七日」支那事變記念日、總主席講話を發表▽各地に必勝行事展開▽蒙鮮交易會議京師に開かる▽事變記念平地泉響務段の愛路座談會「八日」太昭奉獻日▽浴服裝束を徹底▽厚和日本青年團結成式

「十日」北白廟宮家より首都水害へ救恤金御下賜▽首都水害へ東條首相より見舞電▽宣化省農事合作社發足す「十一日」吳第五三〇〇部隊六月中の綜合戰果發表「十二日」蒙古政府本年度一般會計豫算千七十七萬圓追追加政務院會議で決定▽國庫厚和支部總會▽蒙露政府靖鄉青年隊幹事會を設置▽巴盟管下財務指導官會議「十四日」滿第五三四〇部隊記念式▽多倫廟會開く

「十五日」大同神社祀殿、社務所上棟式「十六日」東龍橋落成式△百靈廟會開く「十七日」首都水害犠牲者合同慰靈祭「十九日」陳宣化省長を參議府參議に特任發表(七月一日附)「二十日」巴盟故岩本參事官の政務院執行▽厚和民團製汗週開開く「二十三日」包頭市傳染病種新築地續祭「二十四日」蒙露文化人決戰大會首都で開催「二十六日」大同日語學院開校▽國民教職員合宿訓練開始「二十七日」張家口艦隊防空演習開始▽蒙露工業組合より三十萬圓を蒙露賑金▽現地側婦女會結成懇談會「二十八日」中興學校院長に兒玉博士任命「三十一日」首都水害救恤金締切累計六十五萬七千五百五十二圓三千八百錢に達す

中央醫學院

學 院 長 兼 研 究 部 長 兒 玉 得 三

教 育 部 長 池 口 輝 雄

附 屬 醫 院 長 宮 本 田 守

總 務 科 長 職 務 代 行 秋 山 茂 穂

教 授 兼 研 究 官 久 崎 章

同 烟 邦 吉

研 究 官 兼 助 教 授 箱 根 三 郎

研 究 官 久 保 正 毅

附 屬 醫 院 內 科 醫 長 宮 本 田 守

同 外 科 醫 長 神 谷 八 郎 右 衛 門

同 小 兒 科 醫 長 橫 井 博 一

同 產 婦 人 科 醫 長 伊 藤 修

同 皮 膚 科 醫 長 代 理 神 谷 八 郎 右 衛 門

同 耳 鼻 科 醫 長 今 村 孝

同 齒 科 醫 長 大 村 紅 榮

同 藥 局 長 村 谷 乾 三

同 事 務 長 宇 部 宮 信 義

支店出張所

東 京 神 戶 大 阪 門 司 輪 船 小 長 崎 巴 里 伯 林

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

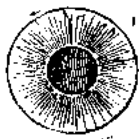
コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海

コ ー ラ ト リ ン ガ タ ー ペ ン ク ー レ ン ガ ス マ ー ラ ン 關 口 濱 旗 津 大 津 芝 浦 青 島 濟 南 上 海



橫濱正金銀行張家口支店

創 立 明 治 十 三 年 二 月 二 十 八 日
 資 本 金 壹 億 圓 (全 額 拂 込 濟)
 積 立 金 壹 億 四 千 八 百 四 拾 萬 圓
 本 店 橫 濱 市 中 區 南 仲 通 五 丁 目

張 家 口 市 中 央 大 街

電 話 三 九 七 六 三 三 〇 三 番
 三 八 四 三 三 〇 三 番
 三 八 九 七 六 三 番

一 時 閉 鎖 中
 カ 力 カ ツ タ 買
 シ 布 羅 樂 紐 倫
 シ 布 羅 樂 紐 倫
 シ 布 羅 樂 紐 倫

本 社 營 業 種 目

社 東 京 都 麴 町 區 內 幸 町 一 丁 目 二 番 地 ノ 二

- 一 金 融 業
- (一) 一 般 拓 殖 資 金 ノ 貸 付
 - (二) 株 式 及 社 債 引 受
- 二 拓 殖 事 業 ノ 直 營
- (一) 農 業 ・ 林 業
 - (二) 農 事 改 良 及 水 利 開 墾
-
- (三) 牧 業
 - (四) 殖 民 業
 - (五) 鹽 業
 - (六) 其 他 拓 殖 ニ 關 ス ル 事 業
 - (七) 鑛 業
- 三 定 期 預 リ 金



東 洋 拓 殖 株 式 會 社

北 支 店 專 營 業 所

張 家 口 中 央 大 街
張 家 口 支 店

電 話 三 二 九 四 五 番
三 二 五 八 番

北 京 內 六 區 北 池 子
北 京 支 店

天 津 興 亞 第 一 區 福 島 街
天 津 支 店

青 島 館 陶 路
青 島 支 店

蒙 疆 行 政 學 會
帝 國 地 方 行 政 學 會 蒙 疆 辦 事 處
滿 洲 行 政 學 會 蒙 疆 辦 事 處

著 箕 武 雄

張家口明德南大街二五九號

電話三一二二番

事業概要

一般社會事業	農村福利事業
教化宣傳事業	育英事業
職業輔導事業	保健事業
皇軍慰問事業	殖產事業

財團
法人

宣
化
省
厚
生
會

理事長 原

正 木

張家口特別市中央大街

電話三〇七〇番

取 扱 商 品

棉花綿絲布、人絹、スフ

羊毛、麻、雜穀、日用品

雜貨、食料品等

資本金壹千貳百七拾五萬圓



日綿實業株式會社

張家口支店

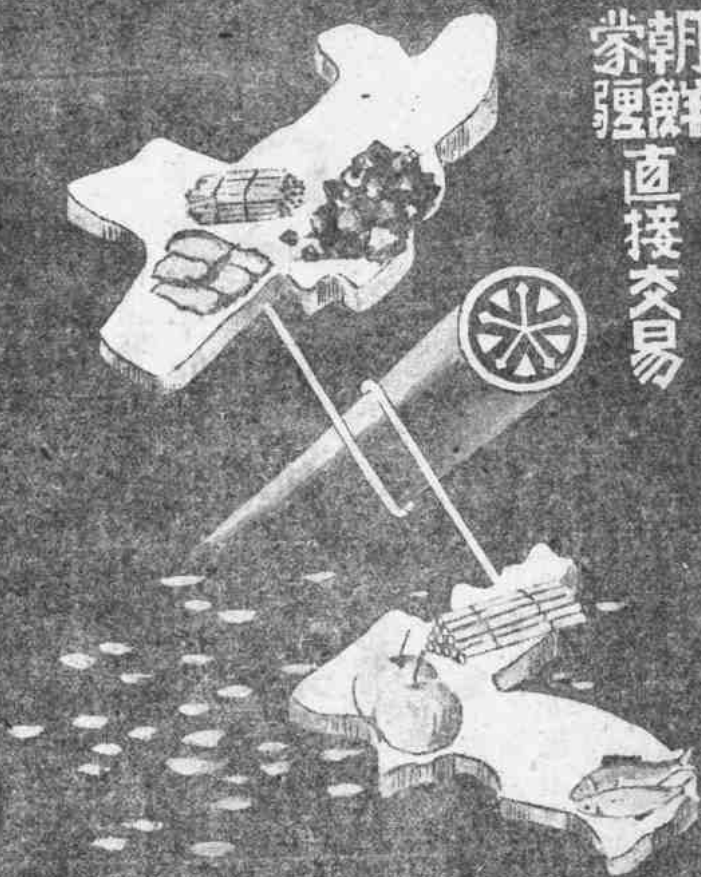
張家口東關街一四號
電話 三一三五番

厚和出張所 厚和市舊城水渠街二三
本社 大阪市北區中之島二丁目十番地

支店及
出張所

保定、彰德、開封、新鄉、商邱、芝罘、蚌埠
東京、名古屋、神戸、京城、大連、奉天、營口
青島、哈爾濱、佳木斯、上海、天津、北京、石門
濟南、廣東、香港、漢口、スラバヤ、孟買
カルカッタ、カラチ、滿真、モンザ、歴山、倫敦、
リバプール、漢堡、シドニー、紐育、ダラス

朝鮮
蒙疆
直接交易



大興貿易株式會社張家口支店

京城 北京 天津 東京
釜山 大同 厚和 包頭

目種業營

一般食料品、雜貨類、和洋紙、護膜製品
 石 鹼、化粧品、纖維製品、雜穀類
 藥 材、農藥品、機械器具、農工用具
 建築材料、陶磁器、硝子製品、事務用品
 運動用具、海產物、其ノ他一般輸出入

張家口市中央大街



株式會社

藤井洋行

(株式會社) 藤井滿彥商店張家口出張所

主任 小川五郎

主要代理店及特約店

協助護膜工業株式會社、大裕護膜工業所、大同酸素株式會社
 明光石油株式會社、乳石化粧品株式會社、ヤマト種苗株式會社
 亞細亞農産株式會社、内外化學肥料株式會社、淡路陶器株式會社
 清酒金澤株式會社、清酒社丹願株式會社、酒造元、鹽造元
 淺香工業株式會社、鹽造元、糖造元、酒造元、鹽造元
 沖繩製糖株式會社、鹽造元、糖造元、酒造元、鹽造元
 南洋興發株式會社、鹽造元、糖造元、酒造元、鹽造元
 中原羊製工場、ヤマジン製油工場、富士ソー工業場

營業課及夜間用主任室及庶務課
 電話二八八八番
 電話三五二二番
 本店 大阪市西區本町三番町三番地
 支店 東京、青島、天津、濟南、大阪、青島

蒙疆電業工事委託店

張家口鐵路局工事指命



張家口電氣株式會社

張家口特別市大馬路二五號

電話 三三一五
七五三番

代表取締役 島村久直

取締役營業部長 石井勇

取締役 寺崎祐雄

取締役北京支店長 千田隆三

取締役工務部長 林虎正

監査役 兒谷勝次



蒙疆木材股份有限公司

張家口特別市南菜園工業區

電 話

三三二

九三七

八七二

八九四

番番番

受電路號テウカコウ、モモ夕ロウ

營業種目

タイヤ再生修理
自轉車タイヤ、ゴムホース
ゴム靴、地下足袋
荷馬車、再生ゴム
其他各種ゴム製品製造

張家口市寶善街大同市場四號



蒙 疆 橡 皮 工 廠

電 話 三 〇 九 四 番

合資
會社

正華洋行張家口支店

張家口中央大街

電 話

三三二	三三三	三三四	三三五	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇
三九一	三九五	三九三	三九四	三九二	三九一	三九〇	三九〇	三九〇
倉庫	三九一	三九五	三九三	三九四	三九二	三九一	三九〇	三九〇

大同出張所 大 同 大 北 街

豐鎮出張所 豐 鎮 大 仙 廟 街

平地泉出張所 平 地 泉 九 龍 街

宣化倉庫 宣 化 驛 前

本 店 天津興亞第一區浪速街

營業種目

雜穀、油脂、食料品
綿糸布一般、雜貨
セメント、カーバイト、メリケン粉



貿易商 三 信 洋 行

山 下 常 男

張家口特別市元台子街三三

各地出張所出張員

平地泉、大同、朔縣、萬安、宣化、包頭、張北、寶源、康保

其 他 一 式	建 築 材 料	衛 生 陶 器	度 量 衡 器	口 山 べ 儿 卜	農 工 用 具	大 工 道 具	建 築 金 物	機 械 工 具
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------



阿波忠洋行

東亞電氣化學工業カーバイド販賣店
諸機械工具農具製作

張家口市東安大街

電話 二七七八番

大東亞戰爭完遂と蒙疆の使命

大いなる世代、苛烈なる決戦の假只中に蒙古政府はその生誕四周年の歴史を推進してゐる。新たな復讐の熱意を征勝必勝の過程自體の中に見出すべく總力を結集、對日寄與に一意邁進しつゝあるわが蒙古政府の現段階は、その七百年の歴史においても稀に見る最も輝かしい希望の一ページであらう。蒙古は今日既に蒙古のみの蒙古ではなくなつた。日本あつての蒙古であり大東亞共榮圏の一翼としての蒙古である。

大東亞の内包として、従つてまた世界史的立場にまで昂揚せられた蒙古でもある。支那事變から、大東亞戰爭へ！ 參戰蒙古の現實こそは大東亞戰勝を信念とし大東亞建設必成に挺身する眞摯なる大東亞民族協同の最適の典型である。今蒙古は大東亞戰を契機とし著しい變貌を遂げつゝある。純蒙、重台、畿躬地帯たるを問はず、封建的、半植民地的と呼ばれる社會的條件にも拘らず、急角度の變容を率先受容しつゝ

ある。いふまでもなく大戦必勝の至上命令に即應する戦力増強、總力體制確立の命題に翼賛するが故である。

蒙古、察南、晉北三自治政府の成立から三年の統治と蒙古聯合自治政府の生誕、この六年間の政府の生長史をふり返つて見るときに、今日の戦ふ蒙古の眞摯なる姿には眞に胸うたれるものがある。そして凡ゆる惡條件にも拘らず働き抜き戦ひ抜いて來た建國蒙古の苦闘に對してもまたしみじみと感謝の念を禁じ得ないものがある。昭和十六年十二月八日、大東亞戰勃發するや政府は逸早く盟邦日本との特殊密接なる關係に鑑み一致協力休戚を共にすべく、成紀七三七年一月十七日主席教書を頒發して六百萬邦民擧げて協力、大戦必遂、對日寄與に總力を結集すべき旨を示達して參戰段階に突入した。かくて政府は同年第二次、第三次施政躍進運動を展開して地方行政の急速なる確立と治安團の擴大に努め、かゝる基

底的施政躍進の現實を通じて戰略資源、大陸兵站基地としての蒙疆の特殊地位を最高度に活用し以て盟邦の負託と友誼に應へたのである。

興亞教書

成吉思汗紀元七百三十六年十二月八日盟邦大日本帝國 天皇陛下ハ米英ニ對シ宣戰ノ大詔ヲ澳發セラレタリ惟フニ本邦ハ夙ニ日本帝國ト特殊密接ナル關係ヲ有スルニ鑑ミ、一致努力シテ休戚ヲ共ニセシコトヲ誓フ、況ヤ大東亞戰爭ノ開始ハワガ大東亞解放ノ天機ナルニオイテワヤ本邦ハ大東亞共榮圏ノ一翼トシテ最も共同奮闘ノ責任ヲ擔サザルベカラズ、凡ソワガ邦官民悉々團結ヲ鞏固ニシ、總力ヲ發揮シ、内ニ奉公ノ誠ヲ致シ、外ニ協力ノ義ヲ盡シ以テ興亞大業ノ完遂速カナラシメトシテ庶幾フ

茲ニ深く望ム

敵米英は緒戰の敗北に鑑み本腰を入れて急速に戰時體制を整備すると共に、その甚大なる生産力を頼んで昨秋以來本格的な決戦を捲んで来るにいたり、彼我決戦の様相は漸次苛烈な程を濃化するに至つた。

この間、大東亞圏における諸般の建設は歐米の極端より解放せられたる東亞十億民族の東亞的自覺に基き、各般に亘り急速なる戰爭遂行體制を整備し、その特有する巨大なる戰略資源と相俟つて早くも大東亞戰必勝不敗の地位を確立するに至つた。國府參戰租界返還と治外法權の撤廢、ビルマ獨立に續いて比島、獨逸、自出印度假政府の成立、インドネシアの政治參與、泰への新領土の割讓等、米英艦隊に燃ゆる大東亞全域の決戰體制は今日既に全く成り、大戦必勝の基礎は微動だにもしないのである。

わが蒙疆においても、苦烈なる決戰段階と、四圍の戰時體制に相應してその特殊的地位と性格を最高度に動員發揚し、もつて盟邦の庇護と期待に添ふべく今年に入り劃期的決戰措置が全面的に講ぜられるに至つた。國府參戰の直後成紀七三八年一月十七日、主席は再び教書を頒發して大戦の意義を闡明するとともに「自治邦民は總力を擧げてその職責を盡し治安を確立し生産を増強し以て本邦の繁榮隆昌を致すと共に全力を擧げて盟邦を贊助し戰爭に協力し萬難を克服して大東亞共榮圏確立の速かなる實現を冀望するところであつた。

決戰には一瞬の逡巡も許されない。事態

教書

維フニ我が盟邦大日本帝國ノ冀求スル所ハ大東亞共榮圏ヲ確立シ東亞各民族各國ノ共存共榮ヲ圖フニシテ各民族各國家ニ成吉思汗紀元七百三十六年十二月八日米英兩國ノ對シ戰ヲ宣セリ
本邦ハ大日本帝國トシテ特殊ニ接テ爾ニ係リ有シ大東亞共榮圏ノ特殊ニ接テ爾ニ成吉思汗紀元七百三十七年一月十七日與亞教書ヲ頒發シ今次戰爭ニ一致協力シ以テ盟邦大日本帝國ト休戚ヲ共ニセンコトヲ誓ヒタリ
今ヤ開戦一年ヲ經大日本帝國ハ榮ニ赫赫タル戰果ヲ收メ米英兩國東亞侵略ノ諸般勢力ヲ淨盡ス中華民國國民政府亦成吉思汗紀元七百三十八年一月九日米英兩國ニ宣戰シ僑告シテ同生共死ノ熱誠ヲ披瀝シ大日本帝國ノ協力ヲ誓ヘリ
是我ガ大東亞ノ戰力更ニ一層ノ強化ヲ致シタルモノニシテ戰爭ノ前途ニ光芒ヲ添ヘタリト言フベシ
我邦官民須ク興亞教書ノ主旨ニ遵ヒ總力を擧ゲテ治安ヲ確立シ生産ヲ増強シ以テ本邦ノ繁榮隆昌ヲ求メハ全力ヲ擧ゲテ盟邦ヲ援助シ戰爭ニ協力シ萬難ヲ剷除シテ大東亞ノ公敵ヲ殲滅シ大東亞共榮圏確立ノ速ナル實現ヲ期スベシ
茲ニ深ク之ヲ望ム

は正に劃期的飛躍を要望してゐる。政府が三月下旬發表した施政方針において敢て第二次建設を表明した所以のものも實にかゝる戰時體制への急速果敢なる移行を意味するものに外ならない。内政部門においては四月より三箇月間に亘つて展開された第四次施權運動は決戰に自覺せる邦民の協力と當事者の努力とを背景にして生産増強、治安擴張大に劃時代的な成果を致し産業經濟部面においても當局の措置よく戰時即應の體制を致し、生産力の擴充は豫期以上の實績を擧げ或ひは重要産業統制法を初め第二次物價對策要綱、糧穀供給對策要綱その他決戰企業經濟施策の確立布陣に萬全を期してゐる。而して政府はかゝる戰時體制の整備、確立と併行して政府自體の政治力の鞏固なる把握充實をはかり、以て有事即應の決戰施策の斷行に萬遺憾なきを期するため政府機構の一部改組簡素化、地方官制の改革を實施し總力必勝體制の確立に完璧を期し、かくて大東亞決戰下今や政府は戰局の深刻なる標相と、その推移に鑑み所謂第二次建設に總力を傾注して専ら邦内自強、戦力増強に重點を指向して大陸資源、兵站基地としてのその特殊の立地條件の全的戰力蓄與、充足に力を致してゐるのが現状である。

大東亞戰下蒙古が著しい變貌を遂げつゝあると斷じたが、これは如上戰時體制への急進なる編成費の招來せる必然の附随であつてこれ等一體の事象に附隨して所謂蒙疆の特殊の地位について若干の變容のあることもまた當然といはねばならないが、その本質的性格乃至は使命については内部建設の推進と併行してますますその重要性が把握せられつゝある實情であつて、戰下蒙古の現段階を要約すれば

一、大東亞戰下日華一體強力振興下において蒙疆の現狀を率直に指摘すれば著しく内省的であるといふことである。今日の事象において蒙疆がその特殊の存在性を單に自己の範疇において價值づけることは全く意義がない。その獨自性は大東亞の範圍にまで擴大せられた全體的なものでなければならぬ。この意味においてその特殊性が現下の時局に即應して若干の變異を來すこともまた當然といはねばならない。併しながらその本質的重要性については聊かの變容もないのであつて、むしろかゝる深刻なる事態下においてその特殊性が容認せられる事實の中にこそ當政府の使命の重要性が窺知せられるものといふべきである。建設五年の過

程を経て今日蒙古政府に要請せられる與國の急務は既に形式の分野ではなくその實態如何にある。換言すれば政治力の強化、治安團の擴大確保、行政力の滲透、財政政策の強化健全化、生産力の飛躍的擴充、これらの最も基礎的事業を通じてその特有的性格を具現し、大陸の前衛としての特殊性を顯現せんことこれである。この意味において當政府の企圖する第二次建設は四周の狀況を勘案して必然内省的ならざるを得ないのである。

二、特殊防共地域と呼ばれる如く、當政府の最も特徴的性格は防共隔離たる事實にある。蒙疆華北を通じて今日建設途上の最大の痛として演じはるものは共產黨軍である。當地域においても西部臨時行政區の外に對峙する偽作義系軍を除いて内外に類集する敵軍は完全に赤化せられて共產黨軍一色を以て覆はれてゐる。武力的弱性の故をもつて、共產黨軍を輕視する觀念は須らく一掃せられねばならない。大陸において繼續せられてゐる抗日戰を國共對日本の戰の部面のみにおいて把握せんとする態度は妥當ではない。支那大陸、國共和戰の範圍に境界して中共を理解せんとする限りその中共動は勝ひ

蒙疆的となるであらう。だが事實は將來蒙疆の分野にまで擴大してこそ眞の中共の經營は展開せられるのである。彼らにおいて今日の段階は未だ閉鎖の域なのである。この意味において中共の劃策は今日當政府最大の要事であり關心事でないべからぬ。防共第一線としての當地域の使命いよゝ重大である。

三、當政府に重要事として使命づけられたものに蒙古復興の課題がある。而もこの分野は從來政府自體の邦内體制整備の第一義性に餘儀なくせられて比較的開却化せられた傾きにあつた。だが問題は決して第二義的ではない。純蒙地帯の地政學的景観はこの地域に本格的積層の實施を要請してゐる。従つて説かれる如く北方問題の重要性は當地域においては即純蒙地帯の重要性でもある。

以上各諸要素を内包しつゝ、蒙古政府は六百萬邦民を四色七條旗の下に結集して苛烈なる激戦の深淵に照應し萬般の推移、激動に即應してべく不動の決意と共に戰爭體制に突進しつゝある。蒙古政府の課題と使命はかゝる總力體制の下、戰力増強、對日奮闘、邦内自衛の遂行のき中に見出されるのである。

政府成立前史

内蒙自治運動の發達

清朝の採用した蒙古民族懐柔策は一は漢族に對抗する牽制勢力として、他は蒙古民族の内部の結合を去勢して平和を維持せしむるといふ二方面の線において出發した。前者は漢字漢文の使用禁止、蒙漢人婚姻の禁止、清朝との政略結婚、牧地の保護と封禁等において、後者は喇嘛教の優遇、特にその巧妙なる統治組織においてこれを窺ふことが出来る。而してこの巧妙なる對蒙政策の遂行は蒙古をして表面的には清朝の外藩として平和な歲月を過こさしめたが、實際的には王公貴族を除き一般に經濟的貧困人的資源の減退、性格の因循、無氣力化等を招來した。然るに清末に至つて海陸兩面よりする外敵勢力の侵入は清朝當局をして對外的にその防衛策を講せしめ、對内的には清朝政權の強化を策せしめるに至つた。即ち陸よりする侵攻に帝政ロシアの東漸であり、經濟交易を先驅とするロシア勢力の蒙古邊疆地帯への進出は著しいものがあつた。清朝はその對抗策として對蒙政策を變更して、蒙古地帯に漢人農民を進出せしめ

て農耕に従事せしむる傍ら邊疆の防衛に任ぜしめ、さらに喇嘛の絶大なる權力に抑壓を加へて清朝政權を強化擴大して列強の侵入に對する自主獨立性を確保せんとした。かゝる政策の變換は蒙古人一般に大きな不安を投げかけたのはいふまでもない。加ふるに經濟的窮乏の打開手段として採用された王公による漢人の蒙地招墾政策はかゝる蒙古の不平、不安に拍車をかける結果となつた。然も支那内部の情勢は清朝の瓦解を必然ならしめる如く移行した。その間ロシアの勢力は蒙古一特に外蒙古において十分なる基礎を確立するに至つた。かくて一九一一年辛亥革命の勃發は外蒙獨立の導火線となつたのである。

第一次外蒙獨立運動に際して時の最高指導者であつた活佛哲布尊丹巴呼圖克圖(チエアツタンタンボクト)をはじめ外蒙古政府首領者間にはその統治權下に内蒙古も包含しようとして、内蒙古に對する運動が行はれ、烏爾罕布、伊克昭兩盟既においてはその合流氣運も一部にあり、就中時の烏盟々長四子都洛旗札薩克郡王勒旺諾爾布の如きはその急先鋒であつた。併しながら時恰かも清朝倒れて、民國になつた直後で、支那本部すら動搖してゐた時機である

から、内蒙各旗もその躊躇に迷つてゐた際であつたので、當時の綏遠將軍張紹曾は一九一三年一月二十日、兩盟會議を招集して慰撫に努めて事なきを得た。

この種外蒙よりの工作は内蒙を利用する意圖の下に行はれたもので、全體的には内蒙民心の自發的作用にまで昇まることはなかつたが、内蒙独自の立場による獨立乃至獨立類似の運動として呼倫貝爾獨立運動及び巴府札布將軍の東蒙古進出事件がある。

呼倫貝爾獨立運動 呼倫貝爾では外蒙獨立運動と呼應して一九一一年十二月から翌年の正月にかけて第一次獨立運動があり、一九一五年から二〇年にかけては殆ど完全な自治時代を現出した。一九二一年以後は外蒙における革命運動に刺戟されてこの地方にも青年層の組織が生れ、一九二二—二四年頃には外蒙の蒙古國民革命黨と號めて密接な關係を保つに至つた。更に一九二五年になると、この青年黨は内蒙古方面の革命分子と結んで、内蒙古國民黨を組織して内蒙古の獨立を標榜した。しかしその後内は外蒙及びソ聯と結び、かつ共産黨的色彩の濃厚な急進派と三民主義による内蒙自治を實現せんとする穩健派との對立を生じ、別に吳鶴齡等の反國民黨運動も勢力を

得つゝあつた。當時は張作霖が滿洲に君臨してゐた時代で、一九二五年一月には東北邊防軍警備として東三省保安總司令として治安部門を獨裁してゐたので、内蒙古國民黨にも彈壓が加へられるに至つたので黨の自損作用を誘發し、結局、共產主義を奉ずる一派は内蒙古青年黨を組織し、支那より分離獨立を目標に潛行運動に入つた。一九二八年張作霖の爆死によつて滿洲の政情が動搖すると、内蒙古青年黨は呼倫貝爾を中心にして錫林郭勒、烏蘭察布方面にまで手を延ばして盛んに獨立運動を起し、一時海拉爾方面では獨立隨境すら勃發した程であつたが、張學良が後を繼いで東三省保安司令、東北邊防軍司令長官に就任するに及んで鎮壓せられるに至つた。

巴府札布將軍の東蒙進出 支那史の所謂蒙匪の亂であつて、一九一三年春から一六年の十月に至る間、蒙古の巴府札布(ハバフツブ)將軍が麾下の蒙古兵を率ゐて東部内蒙古に進出して大に民國軍を擡まつた。尤も巴府札布將軍の活躍は直接は清朝の復活を企圖したものであつて、當時滿洲を中心として澎湃として起つた清室宗社黨の活動に對して率先仁義の師を起したものであつた。この蒙古軍は新京南方の郭家店

に進出し、更に突如林西方面に現はれ、時の前蒙總司令林西鎮守米糧糧部隊を擊破して林西を占領せんとするとき隨順にあつた巴將軍は敵軍に難れたのであつた。時に一九一六年十月十二日。その後、蒙古軍は烏珠穆沁を占領し或ひは科爾沁を略するなご多少の活躍はあつたが、太勢は指揮者の戰死によつて利あらず、四分五裂の狀態となつた。

爾後、暫らく内蒙古の自治乃至獨立運動は影をひそめるに至つた。

自治運動の嚮嚙

民國初期における自治運動は内蒙自體の自發的運動にまで發展することなく一應鎮靜したが、民國における國民革命の意圖する方向が漸次明瞭となり、然も内蒙四圍の環境の激變は、次第に内蒙古人の本質的な自醒めを呼び起す如く動いて行つた。思想的に自覺しつゝあつた民族解放の氣運に經濟上の「蒙地還蒙」および財政擁護に關する生活上の要求が基調となり、政治運動として表面化し、外蒙の獨立の形式とその赤化勢力侵入の防衛、さらに滿洲帝國の出現が自治運動爆發の導火線になつた。元來國民革命は三民主義に則り民族主義をその

施策の一に加へてゐるが、實際上は漢民族至上主義であつて蒙古民族に對する營業、生活利益の向上、社會福祉の増進等には何等當局よりの寄與は行はれなかつた。殊に現出の内蒙地帯進出に伴ふ蒙漢雜居地帯の漢人は蒙古人の生活權保障をめぐつて困難な問題を擡き出して來た。

従つて内蒙古の自治運動は強い民族意識に指導されてゐるのは勿論であるが、表面的には經濟部面の要求より出發し蒙古人の自主繼續、旗制の尊重、縣制、設治制の排撃となつて具現して行つた。更に自治運動の誘發を促進するものとして次の遠近因が擧げられる。

一 國民政府の理蒙政策がよろしきを得なかつたこと

清朝時代には中央の蒙藏部統治機關として理藩院が設けられてゐたが民國成立後は蒙藏院と改められた。國民政府になつてから、政府直屬の下に蒙藏委員會を設けて蒙藏の行政事項の審議および蒙藏の各種興革事項に關する計畫を掌理せしめて理蒙政策の完璧を期するとともに、蒙藏民の蒙を中央に反映せしめる趣旨であつた。然るに事實は支那式一流の形式主義に過ぎずして、單に數名の蒙藏高級

官吏を擁して施政何等見るべきものなく中央に對して有效な發言權のないのは勿論、下情上通の如きは思ひもよらず、殊に四川人の石青陽が委員長に就任してからは委員に四川・雲南・貴州等人を用ひ蒙古人の聲など殆んど問題にされない状態であつた。

二 蒙古における新知識層の不満

蒙古王公の子弟は多く中央軍官學校、南京、北京等の高等專門學校、日本の陸軍士官學校等に留學して新知識を習得、蒙古啓蒙のために指導的役割を演ずべく希望を抱いて歸蒙するが、依然たる封建の遺風は彼等に活動の餘地を與へないのみか、多くは閑々の理に閑居する状態である。政府關係機關に入らうとすれば蒙古關係の機關においてさへも四川、雲南、貴州省籍の漢人が勢力を占めて入る餘地は少なかつた。こゝに彼等の不平、不満は蒙古における現状の打破、蒙古の解放、自治促進へと集中され、更にそれは進歩的な王公と結びついて發展の勢力を形成する氣運を生ずるに至つた。

三 蒙古領袖間の内訌

蒙古關係機關内における軋轢が蒙人幹部間或ひは蒙人對漢人間の勢力争ひ等を

織り交せて側面的ではあるが自治運動の展開に拍車をかけたことも見逃せない事實である。代表的なものに吳鶴齡と白雲梯の不和がある。白は前蒙藏院附屬蒙藏學校出身で早くより支那本土の革命運動に參加し、生々梓の國民黨員として「打倒封建餘孽」を叫んで蒙古王公、ひいては旗制の改革を主張し更に前清以來の封建遺物としての蒙藏院の廢止を唱へた。一九一八年より一九二八年の北伐時まで蒙藏院總裁の職にあつたのが故肅親王の義弟として日本文化の達人紹介につとめた車蒙卓索圖盟々長喀喇沁旗札薩克貢桑額爾布(テンサンナルブ)であつた。従つて貢王は封建餘孽としても封建遺物機關としても白の攻撃の對象となつた一方、吳鶴齡は喀拉沁旗の出身であり、北京法政專門學校卒業後、貢王の下に蒙藏院に奉職した關係もあつて確實例白を主張し、北伐當時白が蒙古の黨務を指導して蒙藏院廢止に成功するや吳は貢王の斡旋で車蒙各盟長に呼びかけ蒙古王公代表團駐平辦事處を組織して重鎮した。やがて吳も南京に進出し、蒙藏院參事となるや中央色の鮮明な白の存在とは對照的に國民政府に接近しつゝも、蒙古の色彩が盛られ

白を牽制する立場に立つに至つた。

四 德王の出現

蒙古の復興について正統的立場においてその達成を實現せんとしたのが錫林郭勒盟副盟長蘇尼特右旗札薩克穆魯楚克穆魯普(トムスタトロンツプ)即ち德王である。二十二歳にして既に副盟副盟長に、二十四、五歳頃には中國臨時參政院參政、内蒙官撫專員、察哈爾省政府委員の要職に任ぜられて政治的知識に訓練を受けてゐただけにこの若い進歩的札薩克には「内蒙の復興」の念頗る強く胸裡にやきつけられたことを思はれる。唯その具體的方法について、直接の理蒙機關たる蒙藏委員會の改革による蒙地の自主的政治を圖るか、また最初から蒙古自治一本槍に進むべきかについては德王にとつても重大な岐路であつたと思はれるが滿洲國の出現がこの自治運動の前途に大なる希望と決意を與へたことは當然である。然も内蒙における若き進歩分子を、はじめ、滿洲事變當時東蒙古を舞臺に活躍した蒙古自治軍の同志等がその傘下に馳せ參するに及び德王を中心とする自治運動の勢力はその指導力と組織力の確立と相俟つてますます昂揚されて行つた。

かくて一九三三年の冬、彼は十餘名の蒙古代表を伴つて、蒙藏委員會の改革、蒙古王公代表團駐平辦事處の整理の二案をもつて南京に乗り込み、中央に對し對蒙政策の革新を要求した。國民政府としても滿洲事變以後、邊疆への關心が積極性を帯びつゝあつた時でもあり、邊疆民族招撫策よりするも、かゝる蒙古代表の意圖を全面的に承認、利用する見地よりその獻言を容れ、然も德玉を委員長に任命する内諾を與へたものであつた。その間の事情が流布されるや、蒙藏委員長石青陽をはじめ反蒙派の各委員、駐京辦事處團側から猛烈たる反對起り、德玉等のこの計畫を覆すに至つた。翌年一月一行は南京を引揚げ德玉の試みた改組策は遂に失敗に歸したが、自治運動はかゝる事情の如何にかゝらずその進むべき道に邁進して行つた。

百靈廟自治準備會議

中央において對蒙政策に誠意なしと見た德玉は自力による内蒙の高度自治獲得といふ直接的方法による目的貫徹の決意を強めて諸般の準備を進めた。韓鳳錦(ヘンファンリン) 陶克陶(トクト)等青年層の著しい活

躍がはじめられた。然もかゝる内蒙の革
新運動に對して國民政府をはじめ、察哈爾
綏遠兩政府は徒らに狼狽無策、翻騰、壓撫
威嚇に終始し、却つてその氣勢を高めるが
如き結果を招來した。勿論その間において
進歩的青年層と一部保守望望的王公との思
想的對立、中央御の切崩し的工作、王公間の
勢力關係に由來する個人的對立等の困難な
事情がないでもなかつたが、大いなる目的
に相結ばるゝ大勢は如何なる障害もこれを
阻止し得ず、遂に一九三三年(民國二十三
年)七月十九日、百靈廟において蒙古自治
準備會議を開催、蒙古代表三十八名出席し
て前後二週間に亘つて内蒙各民族の解放、
高度自治の確立について具體案を討議
し、更に八月十九日から引續き第二回會議
を開いて自治斷行の宣言を起草し、九月二
十八日の第三回會議において自治通電草案
を可決して南京に發送した。この自治準備
會議の主筆者は烏蘭察布盟長哈爾喀右旗札
薩克羅端旺楚克都王(ワンダンワンツカ)所
謂德王であるが、事實上の指導者が德王た
るはいふまでもない。この通電内容は十月
二十日になつて南京において發表された。

「近年以來我が國は内亂と天災相繼し紛擾極りなく
斷絶状態を呈してゐる。邊疆の苦み甚だしく、外患

も日に増し深刻化して來た。蒙漢たる地に對少数民族
を以てしては撫育の方も無く、開拓の方法も無い
。領土の如くに人に在て等制せらるる他はない
。然も邊疆不靜に際し、因循偷安は時勢上許さざ
る所、然もこれに應對する方法なし。若し急進努力
自決を圖らざれば、一旦強敵に迫らば國土覆没し
蒙民は蒙古は必ず滅亡し去らるん。

故に曰く「一應の死すべしを濟すべし」と、我同胞は
正にこの地境に處するが如し。我國民のため深く三
思すべきである。

自決自治に何の害ありや。我孫總理の建國の艱難
を回想せば、人民自治を以て飛躍となし刹多民族を
擁護するを以て原志となすとの烟々たる遺訓を萬世
に法守すべきである。然も中央は是非の權を奪るの
みにて、全く逆方を考慮せねば何故であるか。

さきに民間に十年國民會議の決議案により、既に
外蒙自治を許可したる先例あり。即ち内蒙盟長、札
薩克等は、今年七月二十六日烏盟百靈廟に内蒙全體
長官を招集して會議を開き「高度自治を採用し内蒙
自治政府を建設し、急進斷行を圖り以て中央の及ぼ
す所を補助せん」とす。凡ての事は自決自治の主義に
して目前の急を挽救し國土を保守すべきなり」と決
議せり。即ち盟長、札薩克、王公等連名の正式呈文
を以て中央に轉達を求めむが蒙古に於ける自治遂
行の具體をまず電報する次第である。軍事外交に至
つては關係の關係にしてわが蒙古は従力者、加ふる
に近來は中央に援助を仰ぐところ多し。且、この
存亡關頭にあたる、一切の對外の措置は更に中央に
依頼せん」と欲す。

當局諸公は總理の「民胞物與」の旨を「天下為公」

の意により、この苦衷を諒し、この懸案を諒み、
その間を遷延し、其後ざる所を致へて、その自決の
精神を策勵し、その懸案の苦心を併成し、上、中央
議々の協賛を贊助し、下、わが蒙民自治の意を勉め、
五族の民衆共和共進して一體となり、以て危殆を脱
致し邊疆を保守せんことを望む。此れ蒙民の至幸
また國家の至幸である。

次いで十月九日から同月二十四日に至る
間九月十五日、十九日、二十二日、二十四
日の五日に亘つて百靈廟に自治會議を開き
自治政權の結成について具體案を練り、内
蒙自治政府組織大綱八箇條、同組織法五章
三十六條を可決し委員長烏盟々長雲端旺楚
克(ウリヤンワンツカ)、副委員長福盟々長
索諾木拉布坦(ソリナムラブタン)、同伊盟
盟長沙克都爾札布(サクトルチャブ)、政務
廳長錫盟盟副盟長德穆楚克魯普(トムスク
トノロツツ)、參議廳長伊盟副盟長同爾坦鄂
齊爾(アルタンアチル)、制法委員會委員長
烏盟副盟長巴贊多爾濟(バボドルチ)の人事
を決定した。

内蒙自治組織法は自治會議で可決される
とともに直ちに國民政府に報告された。自
治政府組織法第一條は「内蒙自治政府は内
蒙各盟旗部旗の治權を總攬す」同第三條は
「内蒙自治政府は國際軍事及び外交事項を
中央の處理に委ねる外、内蒙一切の行政は

本自治政府の法律命令を以て之を行ふ」と
規定し、單純なる地方自治の限界には相距
ること遠きものがあるので、この高度自治
の要求を叩きつけられた國民政府は直ちに
十月十七日行政院會議を開いて對策を協議
し、大體次の解決原則を決した。

一 蒙政委員会の組織を變更し、行政院に
邊務部または蒙政部の如きを設置する
二 蒙古地方行政系統を改革する
三 蒙古行政について現地側に折衝し
その具體的方法については現地側に折衝し
て妥協點を發見すべく十月二十一日内政部
長黃紹竑、蒙政委員會副委員長趙丕廉を北
上せしめ、十一月十日兩名は百靈廟に到着
した。妥協交渉は自治會議派の強硬なる主
張により寧ろ中央代表が引摺られ氣味で、
十一月十七日に至り辛うじて内蒙自治解決
大綱十一箇條の妥協辦法が成立した。

一 烏盟、伊盟及び土默特、阿拉善、額濟納各旗を
合して蒙古第一自治區、綏遠及び察哈爾部八旗を
合して蒙古第二自治區とし、各區に自治政府を設く。蒙古
各自治政府は行政院に直屬し、各區内各盟旗一切
の政務を管掌する。省と交渉關係ある案件は省政
府と商議の上處理す。
蒙古各自治政府の經費は中央より毎月支給す
る。蒙古各自治政府間に一聯合會議を設け、各自
治區間に共同事項を協議決定する。

二 蒙古各盟旗の管轄治理權は一律に廢制し準ず
三 蒙古各盟旗部の境内には自分縣政又は設治局を
設くるを得ず。現存の縣政又は設治局にして不完
全なものは一律にこれを取消す
四 蒙古各盟旗の土地未整理のものは次の辦法によ
つて處理する
イ 蒙旗境内の土地、礦產、山林、川澤等に對
しては一律に廢制し準ず、旗旗に於て徵集率を
行ふ。
ロ 蒙旗境内に設置した省縣局にして土地、礦
產、山林、川澤の租稅を徵集する場合は蒙古自治
國政府より役務を派し共同してこれを徵收し、
既收の金員を總て平分すること
ハ 蒙古官廳及び蒙古原有の私租は總てこれを廢
止す。

一 蒙民に對しては所屬旗に對する負擔の外は省
縣政府において、更に何等かの負擔を加へるこ
とを得ない
五 凡て蒙旗境内で土地關係以外、省政府によつ
て設けられり各項稅收關係の徵收にあつては一
律に蒙古自治國政府より役務を派し、共同して徵
收し、既收の金員は總て臨時平分すること
六 凡て蒙旗境内既設の各級司法機關には蒙古自
治國政府より專門員を委任派遣し、邊疆訴訟事件
に對しては審察制度を實行す
七 蒙古自治國政府の各種收入は教育、教育、實業
交通等の各種事業に充てる
八 蒙古自治國政府は關係省政府の所在地に在つて
は辦事處を設け、相互の連絡に便すること

一 蒙民に對しては所屬旗に對する負擔の外は省
縣政府において、更に何等かの負擔を加へるこ
とを得ない
五 凡て蒙旗境内で土地關係以外、省政府によつ
て設けられり各項稅收關係の徵收にあつては一
律に蒙古自治國政府より役務を派し、共同して徵
收し、既收の金員は總て臨時平分すること
六 凡て蒙旗境内既設の各級司法機關には蒙古自
治國政府より專門員を委任派遣し、邊疆訴訟事件
に對しては審察制度を實行す
七 蒙古自治國政府の各種收入は教育、教育、實業
交通等の各種事業に充てる
八 蒙古自治國政府は關係省政府の所在地に在つて
は辦事處を設け、相互の連絡に便すること

蒙古地方自治政務委員會(蒙政會)の成立

黃紹雄一行は内閣自治解決大綱十一箇條を得て十二月十六日南京に歸任したが、國民政府部内において、その復命案に對して自治の限度廣汎に過ぎ、中央の統制を離脱するものとして承認に難色があり、翌一九三四年一月十七日の中央政治會議は内蒙自治感實施辦法十一箇條を決議したが、黃、趙の復命案では甚だしい懸隔があるもので蒙古側の激怒を買ひ、時に南京にあつた蒙古代表は當時開會中の第四次中央執監會議に對して強硬なる要求と共にその取消を求めた。國民政府も事態の悪化に狼狽して急遽對策を練り、二月二十八日の第三九七次中央政治會議において新たに自治辦法八原則を決定した。

一 蒙古に適當の地點を選び、蒙古地方自治政務委員會を設ける。同委員會は行政院に隷屬し並びに中央主管機關の指導を受け、各盟旗の政務を經理する。委員長及び委員は原則として蒙古人を用ひる。經費は中央より支給し、中央は別に高官を派して同委員會の所在地點に駐在、これを指導せよ。また盟旗及び各縣の學識を調査せしめよ。

二 各盟公署は盟政府と改稱し、旗公署は旗政府と改稱する。但しその組織は變更せず、盟政府の範

圍は中央より擴充す
三 總務部は改稱してとし、一律盟制に照し、その系統組織は舊に據る
四 各盟旗の管轄治理權は一律舊による

五 各盟旗にして、既に牧地を有し、牧養を停止してあるものは以前牧畜を改良し並びに開墾工業を興辦し地方經濟を發展させよ(尤も盟旗自ら進捗を希望するものはこれを許す)
六 盟旗原有の租稅及び旗民原有の私租は一律保護を與へる

七 各縣が盟旗地方に徵する各項の地方稅收は若干額を盟旗に支給しその建設費とす、その制當辦法は別にこれを行ふ
八 盟旗地方は以後再び縣治或は設治局を増設せぬ(但し必ず設置を必要とする時は須く關係盟旗の同意を得ることとす)

行政院長汪精衛は三月一日、蒙古代表と會見し中央政治會議で通過した内蒙自治辦法八原則を提示説明、蒙古代表はこれに承認を與へたので民國二十三年三月六日國民政府訓令行政院第一三一號「蒙古自治問題辦法原則八項令」として公表された。

次いで翌七日中央政治會議第三九八回會議において蒙古地方自治政務委員會組織大綱十一箇條、蒙古地方自治指導長官公署暫行條例九箇條が審議決定され、即日公布、更にそれら人事の決定を見た。

註 蒙政會組織大綱はその後増補の修正あり、同件

四月二十日國民政府より修正公布された。
第一條 蒙古地方自治政務委員會は國民政府頒布するところの蒙古地方自治辦法八原則によりこれを組織する。

第二條 本會は行政院に直屬し中央主管機關及び中央指導人員の指導を受け各盟旗の地方自治政務を辦理する。省に關聯する事件については、省政府と會商辦理する。

第三條 本會會址は貝勒廟に設ける。
第四、五、六、七、八條 省略
第九條 本會委員は蒙古人を任用するを以て原則とす。本會所属各縣、處、會署因は行政院より國內の蒙古事情を熟知する者及び專門知識を有する者を選人で任用す。

第十、十一條 省略
委員長 雲錫呼達克
副委員長 索爾木拉布坦、沙克都爾札布
委員 德穆楚克魯普、阿爾根那爾、巴賈、多爾濟、那彥圖、楊榮、恩克巴圖白雲梯、克興、額、吳勒勒、卓特巴札布、貢榮克拉什、達里札、爾布隆巴雅爾、榮那、巴瑪那特察爾、伊爾欽、鄂爾蘇魯札布、托克托納、額那希札布、那木濟勒色札、阿爾勒格烏

蒙古地方自治指導長官 何 應 欽
同 副長官 趙 鐵 文

ついで四月二十三日百靈廟において盛大なる成立式典が舉行され蒙政會第一次大會席と次の如く職員の任命をみた。
副委員長 孫其德 孫其德 孫其德、參事廳參事長吳勒勒、民治廳廳長長沙拉布多爾濟、保安廳廳長補吳達讓、

實務者たる伊爾圖、張蔭桓、政府處々長官、財政委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
汪、委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
に、委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
なる。

蒙政會の分裂

かくして蒙政會は發足したが、中央としてはその誕生を喜ぶわけではなく凡ゆる機會と方法を通じてこの切り崩し工作が開始されたことはいふまでもない。また内部的にも王公間には自治獲得自體についての異論なしとして、その主張をなす德王一派に對する個人的反對等各種の因子が錯綜して、とかくその運営に明朗性を缺き、その結束もみだれがちであつた。德王を支柱に錫盟および東蒙古青年を以て結ばるゝ高度自治派朱實夫、白海峰を中心に土默特青年を以て結成される左翼派、極めて消極的態度を保持する現状維持派、伊盟沙玉、烏盟潘德恭札布(バントクンチャブ)等を中心に親緩遠省政府色彩の露骨な反德王派等の對立がそれである。かゝる情勢の中、船出した蒙政會は結局第二次大會を一九三五年六月、第三次大會を同年十月に開催したのみで緩察兩境蒙政會に分裂して事實上終焉するに至つ

たのであるが、かゝる分裂を早からしめたものに西公旗事件がある。西公旗問題は札薩克總承問題について數十年來持ち越しの紛糾で一九三五年八月末、蒙政會委員長雲王西公旗札薩克石拉布多爾濟(シラブドルヂ)を罷免したことに端を發した。雲王の舉に對して石玉は中央に提訴するとともに伊盟沙玉はじめ烏盟潘玉等西翼派王公は連省で南京に對して石玉支持を表明し、緩遠省政府も中央の意を體してこれを内面的に援助し、東翼派對西翼派の對立として表面化した。旗長任免權は蒙政會が持つか否かについては自治辦法八原則にも蒙政會組織大綱にも明文はなく、この意味における政治的解決こそ國民政府の思ふ盡きであつたわけである。

十一月に入つて行政院の妥協定解決辦法により一應の解決を見たがこの紛糾を利用して中央側の東西蒙古分離工作は着々奏效して、翌三十六年一月二十五日國民政府は綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會暫行組織大綱全文六箇條を發布、即日成立を見た。所謂綏遠蒙政會で、會址を伊盟の伊金霍洛に設け、烏盟所屬各旗、伊盟所屬各旗、歸化土默特旗、綏東五縣右翼四旗の地方自治事務を辦理するものであつた。

委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
汪、委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
に、委員、主任、伊爾圖、張蔭桓、
なる。

さらにはあらゆる機會を通じて中央側の攻勢は続けられた。緩察特稅問題もその一である。自治原則八箇條中に規定された財政稅務關係事項は緩遠省政府との間に紛糾をまき起し殆ど原則の施行を見ない状態であつた。更に蒙政會の管下にある察哈爾十二旗中の綏遠省境内の綏東四旗、察哈爾右翼正翼旗、回正紅旗、同德紅旗、同德藍旗の武力占領事件、朱實夫、白海峰等蒙政會内部赤化分子を便懸して内部撓亂を企て、さらに百靈廟保安隊の一部を煽動して兵變を起さしめた事件、德王麾下の蒙古保安總隊長として事實上德王の片腕となつて活躍した韓鳳林の暗殺事件等の頻發は蒙政會と緩遠省政府の對立を複雑深刻化せしめ事態は急迫の一路をたどつたのである。

蒙古軍政府成立と

綏東事件

滿洲事變の發生を機に、邊疆地方に對して深甚なる關心を持つに至つた國民政府は邊疆政策の積極論を以て國內民心を抗日に

昂揚して、その内部的統一を圖らうとした。かゝる政策の遂行は日支間に幾多の摩擦を惹起するに至つた。一九三四年發生した第一次張北事件、翌三五年一月の大難事件、同年六月の第二次張北事件等數次に亘る侮日事件の發生はわが方をいたく憤慨せしめ土肥原少將は關東軍を代表して北平において秦德純と會見、わが強硬なる決意を被擧してその善處方を要望、所謂「土肥原秦德純協定の成立」により一應落着したが、支那側特に宋哲元麾下部隊の暴舉は依然やまず數次の越境、不法射擊事件を惹起して、遂にわが方は毅然たる態度を以て土肥原、秦德純協定の實施を要求し、同年十二月十八日長城以北は察哈爾蒙古保安隊を以て治安維持に任じ支那側保安隊は長城以南に撤退するに至つた。續いて一九三六年一月一日李守信將軍を司令官とする察東警備軍は堂々張北に入城して察哈爾の治安維持に任じた。

一方、相つゞ中央側の蒙古自治運動に對する壓迫、彈壓はいたゞ一般蒙古人を刺戟して、いよいよ結果を固め、高度自治達成への熱意を倍加せしめた。かくて一九三六年四月二十四日、烏珠穆沁において第一次蒙古大會を開催、内蒙各地より代表出席して

總化に蒙古軍政府を設け、主席雲端旺楚克(ワンダンウンチク)、副主席索諾木拉布坦(ソナムラフタン)、同沙克蘇札爾布(サクトルムヤツブ)、總裁德穆楚克魯普濟黃トムスクトドロツブ、副司令李守信を任命し、二部八廳を置き、年號を成吉思汗紀元と改め、日滿兩國と相提携してその目的貫徹に邁進するといふ劃期的決議を行ったのである。次いで五月五日第五次蒙政會委員會を開催し、五月十二日蒙古軍政府總化遷移式を盛大に舉行して新たな構想と熊勢を以て蒙古復興の大業達成に發足した。

蒙古軍政府の樹立は内蒙自治運動が完全に南京側の調停を脱し、代るに日滿兩國との提携を以てした點に重大なる意義をもつものであつて、これに對して中央側から猛烈な壓迫が加へられたことはいふまでもない。兩者の對立が極鋭すべきはたゞ時間の問題であつた。然るに此處にその導火線となるが如き事件が勃發した。梅立更廟事件がそれである。西孟旗事件は前年十一月の政治的妥協によつて一時的に解決をみたが、問題の性質自體がかゝる便法で糊塗出来ぬものである以上は何れ再燃すべきものであつた。事件は綏遠省政府が德王側の色彩の濃厚な喇嘛依喜諾克魯格根(イン

タクトルカゴン)を壓迫したことより激怒した依喜喇嘛は八日包頭西北、梅立更廟(メリケンスム)の活佛と共に部下の僧兵二千をもつて石王府を包圍したことに端を發し、これが嚆矢に赴いた傳作義軍と交戦し、傳軍との間に十三日夜より二日間亘つて戰鬪を交へ、裝備の差如何ともし難く潰滅せしめられ依喜喇嘛も戦死するに至つた。勝ちに乘じた傳軍は附近の無辜の蒙古住民三百餘名を虐殺するの暴舉を取へてした。自治達成の大目的のためにすべての困難を忍びに忍んだ蒙古王公はじめ一般蒙古人の憤慨はその極に達した。打倒傳作義の聲は内蒙にとんだ。

かくて蒙古軍政府は十一月五日、綏遠省主席傅作義に對しその暴舉の數々を詰むる通電を發すると共に、德王自ら内蒙軍總司令に任じ、察哈爾監長車特巴札布(チヤトバチヤツブ)を副司令とし、李守信の第一軍を左翼、卓盟長の軍を右翼、別に大漢義軍、王英部隊を中央とし總數二萬を以て軍事行動を開始した。これに對する中央軍は綏遠、山西兩軍を合して四個師四萬七千、これに來援の湯恩伯軍を合して約七萬、十分なる準備をもつて武力懲罰の機を窺つてこの國民政府は蒙古軍の選兵こそは思召

であつた。十一月十四日綏東事件の戦端は紅格爾圖(ホンガルト)において開かれた。民族復興の念に燃え、關志旺盛な蒙古軍も舊式な武器、劣勢な兵力を以てしては如何ともなし難く、戦況は極めて不利に展開されて行つた。然も國民政府は蒙古軍の背後に日本ありと宣傳して民族戦争の名において民衆の氣勢を煽り、蔣介石自ら大原に乗り込み、二十個師三十萬の大軍を南部山西に集結して督戰した。十一月二十四日百靈廟占領さる。十二月九日錫拉穆林激戦はる。時たま、同廟にあつた蒙古軍政府關係の小瀨大佐以下二十九同僚壯烈なる最期を遂げ。

十二月十二日西安事件發生するに及び、内蒙軍主腦は十六日軍事會議を開き、

「蔣介石は民族の宿敵であるが既に沙化した學員のために首領を断つたことは同情すべきである。わが軍軍行動を起したのには、蒙古民族の生存の途を解決すると共に赤化勢力を掃蕩するにある。わがらは防共の精神よりこの際斷じて學員と共同戦線に立つべきではない。」

その見地から軍軍行動の中止を欲した。蒙古軍の停戦を以て國民政府は民族戦の最初の勝利として全國的に宣傳した。そしてそれは新たな自負を以て抗日國民運動に集結されて行つた。然も博作は國民の英雄

として祭りあげられ、綏遠、山西は民族の前線として軍備が強化されて行つた。西安事變の解決は容共色彩を濃化して、陝北にあつた共產軍は北進を開始した。ソ聯の赤色攻勢は外蒙を通じて或ひは新疆、西北を通じて南下しはじめた。かゝる緊迫せる情勢の下に、この民族復興の根據地は今や一歩新たなる規模と角度における對立抗争の發火の十字路たらんとするに至つた。

内蒙作戦

昭和十二年七月七日夜の瀋陽橋事件に端を發した支那事變はわが方の不擴大方針にも拘はらず支那軍の挑戰的行動により遂に騰敵の師を起すのやむなきに至り、戦端は北京、天津附近において宋哲元の率ある第二十九軍との間に開始されるに至つた。通州、南苑、西苑、天津等二十七日より同三十一日に至る五日間の戦闘においてわが軍の激戦よく敵の大軍を撃し、第二十九軍の第三十七、三十八、百三十二師等は殲滅的打撃を受けて京漢線長編以西に敗退するに至つたが、八月九日上海における大山大尉事件の發生は遂に事變を全面戦争に捲き込んではしまつた。

かくて北支方面においては支那軍は梅津何應欽協定を蹂躪して冀漢綏地區に孫連仲の第三十師、池峰城の第三十一師、張華堂の獨立第四十四旅、龐炳勳の第三十九師合計約四萬を鄭州附近より北上せしめ、また京綏線方面においては高桂滋の第八十四師を宣化、懷來間に、湯恩伯麾下王仲廉の第八十九師を張家口、南口方面に集結して南口屏藩の天險に據つて逆襲の體勢を整へ、一方綏遠省政府主席傅作義の率ある第三十五軍の一部は土肥原、秦德純協定を無視して内蒙地區に進出し察哈爾省政府主席劉汝明と相呼應して滿洲國境熱河省境を窺はんとする形勢を示すに至つた。事變を激靜觀してゐた滿洲國境警備に任ずる關東軍は斷乎、中央軍の察哈爾侵入を撃滅するに以し、南口方面より進撃中の鈴木(重忠)板垣兩部隊と東西相呼應してこれが騰敵の火蓋を切つた。即ち南口方面より進出した奈良、長野(祐)大塚、栗原原、千田の諸部隊は八月十二日南口鎮を占領して前面の峻峻な山に布陣する敵中央軍の精銳湯恩伯軍と對戦、力戰激闘十餘日に亘り遂に二十三日日蘭調を占領、ついで二十六日には八達關、懷來地區に進出し、二十八日には粟原部隊の先鋒は沙城に到達するに至

つた。

一方、騎東軍察哈爾作戦軍は二十日暫く出師の聲明を發するとともに直ちに麾下空軍をして張家口、南口、懷來、延慶、新保安等の敵軍施設を爆撃せしめ、また地上作戦部隊は熱河省より長驅長城線を突破して張北地區に進出、劉汝明の第四百十二師および第八十四師の抵抗を排除して二十三日夕刻萬全縣城附近を掃蕩しつゝいて二十七日には劉汝明の本據張家口に入城した。かくて居庸關、懷來方面にあつた湯恩伯軍はわが察哈爾作戦軍の南下によつて背後を扼される結果に陥り二十三日頃より大同、蔚縣方面に退却を開始すれば、わが東西兩軍はこれを追つて京綏線に沿つて猛進撃し三十日には下花園において察哈爾作戦軍と板垣部隊との感激の握手が行はれた。

さらに九月初旬よりは、この兩軍よつて山西西北部作戦が開始され板垣部隊主力は察南地區を南下して同月十一日蔚縣、十二日陽原、十三日廣靈、十六日懷源、渾源、二十一日靈邱等各地を掃蕩して平朔關に進出、察哈爾作戦軍は京綏線に沿つて山西西北部の奥關大同に向け進撃して九月一日懷安(長谷川部隊)八日天鎮(堤部隊)陽高(長谷川部隊)の各要衝を拔いて十一日正午には早く

も繁樂堡の線に進出し大同縣城を指呼の間に望むに至つた。敗退に次ぐ敗退に狼狽の極に達した敵軍はこの要衝からも薄早く撤退してわが軍は殆ど抵抗を受けることなく十三日午前九時大同城頭高く感激の日軍旗を翻した。つゞいて千田、板倉の諸部隊は息つく暇もなく北進して十七日豊鎮を陥れ二十日平地泉に入城、二十四日は八寶木の線に達した。また快進を誇る長谷川等の諸部隊は鋒を西に轉じて十五日懷仁、十九日殺虎口を陥れ二十日右玉を抜きその先頭部隊は二十三日涼城縣城に突入した。

山西戰線の展開も亦すばらしく晉北南部の各地を席捲した諸部隊は團錫山の牙城、太原をめざして南下し九月三十日には雁門關、茹越口、平朔關等内長城線の關門を抜いて察武、代縣、繁峙、大營鎮の線に進出して太原攻略の陣形を整へた。

また綏東事件に壯麗なはずといへども劣勢より勇奮して雄伏の一歳を過ぎた蒙古軍は今大軍勢に察哈爾作戦軍の側背進攻部隊として逸早く參戰し李守信將軍の率ゐる第一軍、德玉墜下の第二軍は相呼應して察哈爾北部に侵入した中央直系軍を追撃し德化、商都を経て九月十九日には綏遠省北部の高家地を占領、一部をもつて平地泉攻撃

に參加、九月二十六日には第一軍の先頭陶林を占領すれば、民族自結の好機到來と騰起した錫林郭勒盟各旗の子弟より成る義勇軍は西阿巴城の若き族長確訪多爾布(義勇ノトルブ)に率ゐられて速く内蒙草原を南下して九月二十七日民族運動先覺者の英雄張のシラムレン廟を奪還、つゞいて十月二日には民族運動發祥の地百靈廟を回復した。かくて要衝綏遠包圍の態勢は刻々整へられ、關東軍獨特の針金戰術によつて敵軍を眩惑した長谷川、中島、中宮等の快速部隊は再び行動を起して北進を開始し十月九日右玉を抜いて北上し殺虎口、涼城を経て綏遠に迫れば、京綏線に沿つて西進した蒙古軍および阜軍部隊も七日旗下營を騰つて西進を續け、二日百靈廟に入つて碓王の率ゐる錫林郭勒盟義勇軍また二手にわかれて一隊は西南進して八日固陽を攻めて包圍を窺ひ、主力はその日陰山々系中の要衝武川を占領して眼下に綏遠城を望むに至つた。かくて傳作義の本據綏遠も十月十四日七時阜軍の手に歸し更に十七日京綏の終點包頭もまた陥落して黄河を畔に凱歌高らかに京綏全線はわが軍の手中に歸し、關東軍部隊による内蒙作戦は鮮く戦果をもつて終了し、戦局は山西省太原攻略戦に移行して行

つた。
察哈爾作戦後我兩軍の損害(昭和十二年十月二十七日陸軍省發表)十月十五日現在)

支那軍の損害 連署廣誌三二、五〇〇 △死傷者

九〇、〇〇〇 △捕虜一、〇〇〇

皇軍の損害 戦死者四二二

皇軍の捕虜 約四、五〇〇 △各種刀一〇、〇〇〇

△捕五〇〇 △軍械關銃五〇 △小銃五、〇〇〇 △輕機銃三五〇 △彈藥類無數

三自治政府成立

蒙南自治政府 昭和十二年八月二十四日察哈爾作戦軍による張家口占領によつて察哈爾省政府予備として同市にあつた宋哲元の部下劉汝明以下政府機關は逸早く逃亡して省内十縣の政治は全く放任され政治、經濟の活動停止の餘儀なきに至つたので民衆間に治安維持會組織の要請の聲が起り、八月二十八日治安維持會を結成、當面の急務たる財政、金融、交通等の諸問題に關し財政、金融、交通の二委員會(詳し)を設け、九名の委員を擧げてその衝にあたりしめた。ついで三十日舊省政府跡に察哈爾各界の要人百餘名集集して省自治に關して意見を交換維持、産業振興、行政指導、教育改

善等に關する對策を決定し顧問二名、委員三名(註々)を擧げてこゝに正式に察哈爾省治安維持會を組織し宣言および委員會調章を發表した。かくて九月に入るや一般民衆間に治安維持會からさらに一步を進めた自治政府樹立の要望起り協議の結果、九月四日舊省政府において蒙南自治政府の成立が宣せられるに至つた。

註一 蒙南自治政府成立委員會顧問 梅本兵四郎、

久間 委員 杜運宇、王秀夫、劉東漢、

察哈爾交通委員會顧問 伊藤祐、杉谷秀之助、

委員 占山勝夫、委員 陳有聲、王秀夫

註二 顧問 前島昇、高木一也、委員 于品卿、

院子南、陳兆銘

而して最高委員于品卿、杜運宇、最高顧問に金井章二各氏が就任した。

蒙北自治政府 皇軍の大向入城後戦後の

軍裝拾收のため九月二十日哲北治安維持會が組織され、同地方の異常事態の平常化に任じて来たが、わが軍作戦地域の進展につ

れ大同を中心とする附近各縣に自ら自治促進の氣運が醸成され、内外長城に圍まれた所謂哲北十三縣人民はその總意を以て同年

十月十五日各界代表數百名大同劇場に集集、聲明を發して哲北自治政府の成立を宣した。

最高委員には原恭、委員に馬永魁、最高顧問に前島昇各氏が就任した。

蒙古聯盟自治政府 張家口、大同、豊鎮

平地泉等の京綏沿線諸都市の占領、察南、哲北南自治政府の生誕等軍事面の輝かしい成果に併行して政治面における新たな秩序の建設も着々として進展し、十月十四日

皇軍綏遠入城と共に綏遠治安維持會結成をみたが、昭和十一年四月德化に軍政府樹立以來全内蒙古人の總意を盛つて待望の民族

開放の機に到するを待つてゐた内蒙自治運動の同志は、支那事變の發生と共に皇軍に協力して遂に年來の宿願たる綏遠入城を實現するを得たのである。茲において十月

二十七日第二次蒙古大會を綏遠において開き、内蒙各盟旗縣代表、綏遠治安維持會代表等三百餘名集集、協議の結果、蒙古聯盟自治政府の成立を決し同二十八日次の宣言を發表した。

宣 言

蒙古は素土地あり、人民あり、組織あり且元朝の光榮偉大なる歴史を有す。明代に判り朝漢に退去せりと雖も尚且平衡の地位を確保せり、清初に及び諸部主権は更に分毫見失ふとなり其の固有の土地、人民、主權は絲毫も失はるゝことなし。而して民國成立するや五族協和を標榜せざるを以て暴性剝奪なる

我々は待過の平等を信じ至誠之を擁立し而も譲らず。爾らざりて二十餘年來我が邦を以て外府となし之に省縣を設け土地は承分して盡くるに觀し、黨政専らにして凡て之主權を侵蝕すところなく蒙古の生計日に益進を致し盟旗の凋落月に在り。既に水火併進に又利を致し平等を稱へんや、群情激昂し自存辭せず。乃ち騒起して高度自治を要求且父の命運を延べんとし、親度が呼聲奔走を経て百餘團の自治を拾獲せり且雖も内に無限の憤恨切骨を包み常に自治の名を許容し時に擁護の機を計るのみ。軍閥の暴政の如く窮民の悲運に苦し、或は大軍を以て彼を押し縮押の威を張示し、或は又經濟封鎖により我を自己の窮路に迫進す類々たる茶毒實に細述に遑あらず。二十餘載の痛哉も其の纏繞するところ只之破滅痛過に待りたるのみ。之を以て推察せん乎蒙古將何を以て生存せんや。且中國は革命以來軍閥割據し内亂相次ぐ人民塗炭百萬萬歳を來す。遂くは又外交策を失し國是日に非なり。蒙を隣邦に啓き識士才立し吾尙相問す。何ぞ竟く生靈を顧みるの暇あらん。爾邦の偉業を念じ民族の生存を企圖せんか拱手讓を過し自衛師威を容るるか。因つて昨春西烏珠穆沁大會を開き蒙古軍政府建設のことを決議し並に蒙古軍閥棟す。外、防共に努め内、安撫を企謀し一戦にして漸く其の雄機を具ふるに到る。然るに今秋日支和を破るや疆吏機に乗じ兵を構へて我を謀るに及び、己はなく茲に防衛の計を立て輕微之に抗擊全將士の犠牲と友邦護衛の協助を得て數月を遂予して長城以北の故土を收復せり。之實に天我に森生の良機を與へたるものと云ふべく、吾人の奮然興起して邁往勇進して東征を劃斷せし所以なり。乃ち各盟郡市縣長官及

軍民代表を召集し綏遠城に蒙古大會を舉行して大義を求め、大會決議を経て大面成吉思汗の保持せる民族抱擁一致合作の大精神に則り即日蒙古聯盟自治政府を建設、蒙古固有の疆土を以て領域となす。共產黨防、民族除根を基本方針とし民生、軍、政、興、業、衛の六事を施政の綱領となし互恵互助、共存共榮の精神により互利との教誨を計りしを堅持する東洋平和確立の理想願望に協力すべし。蒙旗旺楚克、蒙旗總支機書を推挙して政府主席及副主席となし即ち蒙古聯盟自治政府の成立を宣言す。

凡そ我全體首長及び將士は靡りて一致擁護すべく希くは我民族に理解同情を有する國家民族の援助支持ににより相俟に人類和平に貢獻するを得ば蒙に蒙古の榮幸たるに留らず又以て全世界の光輝たるべし。一俾れ天人共に變るところ深く神明に誓ひ進るところなし。

まことに民族の榮光と決意を述ぶる烈々の辭である。茲に高度自治を標榜する蒙士民族解放運動の發足をみたのである。次いで諸般の準備を竣して同年十二月一日組織法を制定公布し首腦部の人事を發表した。

- 首腦部の陣容は次の如くである。
- 主席、雲瑞旺楚克、△副主席、政務院長、德穆楚克魯普、△總司令、李守慎、△政務最高顧問、宇山兵士、△軍事最高顧問、高福捐、△政務院國務部長、陶克烏、△財政部長、吉德順、△副國務部長、阿克希、△參議議長、吳那斯
- 蒙古聯盟自治政府、蒙北自治政府、蒙南自治政府、蒙西自治政府、蒙東自治政府、蒙南、蒙北、蒙西、蒙東の協力を加ふるに眞摯な民衆の協力によつて庶政着々その緒に就き多幸な將來が約束されるに至つたが、施政の進展はますます、三自治政府間相互の連環を緊密にし相關聯する聲業、金融、交通その他重要事項に關し協議統制を加へるの必要を痛感するに至つたので、これが連絡統制機關として同年十一月二十二日張家口蒙疆聯合委員會が設けられ、同日同地において于品卿(察南)、夏英(蒙北)、卓特巴扎布(蒙古聯盟)の三代表間に次の如き委員會議立に關する協定が調印された。

- 蒙古聯盟自治政府、蒙北自治政府、蒙南自治政府、蒙西自治政府、蒙東自治政府、蒙南、蒙北、蒙西、蒙東の協力を加ふるに眞摯な民衆の協力によつて庶政着々その緒に就き多幸な將來が約束されるに至つたが、施政の進展はますます、三自治政府間相互の連環を緊密にし相關聯する聲業、金融、交通その他重要事項に關し協議統制を加へるの必要を痛感するに至つたので、これが連絡統制機關として同年十一月二十二日張家口蒙疆聯合委員會が設けられ、同日同地において于品卿(察南)、夏英(蒙北)、卓特巴扎布(蒙古聯盟)の三代表間に次の如き委員會議立に關する協定が調印された。
- 第一條 本聯合委員會は蒙疆聯合委員會と稱し各政權に相關聯して影響甚大なる產業、金融、交通その他必要なる重大事項の處理に關し各政權の有する權能の一部を委譲せらるるものとす
 - 第二條 聯合委員會は總務委員及び産業、金融、交通等の各專門委員より成り各政權より特派する委員及び必要なる顧問を以て構成す
 - 第三條 聯合委員長は聯合委員會を總理し聯合委員會を代表す
 - 第四條 聯合委員會に日本人顧問一名、同會議及び

同顧問若干名を置く

第五條 聯合委員会の決議は總て關係委員並に最高顧問及び關係顧問の會議を要するものとす

第六條 聯合委員会の指導統制に關する命令及び執行は聯合委員会の名において之を行ふ

各政權は之を執行につき之を援助し互く之を容易ならしむべき義務を分擔するものとす

第七條 聯合委員会は各政權の委託により各政權の共有財産を管理し得るものとす

第九條 各政權は合議を經るに非ざれば委員會を總會することを不得す

第十條 本協定は日文、漢文、蒙文を以て二通を作成し各條文の解釋發生を生じたときは日文に據るものとす

蒙疆聯合委員會設定に關する

協定締結に際する了解事項

蒙疆聯合委員會設定に關する協定締結せらるるに際し各委員はその政權の止當なる委任を受け本協定の運籌に關し次の通り了解せり。

一 總務委員長缺員に際しては最高顧問又は特に委員會の會議決定したる委員を以て事務取扱にらしむるものとす

二 聯合委員會の委員として各政府より二名委員を選出する

三 蒙古聯盟自治政府は必要に應じ一名を増員することを得

委員の任期は二年とし再任を妨げず
委員會の組織及び選舉事項應次の如し、但し

必要に應じ委員會の合議を以て増減する事を得

一 總務委員會は最高政策並びに各自治政府間に於いて協働を要すべき事項を管理す

二 產業專門委員會は産業に關する重要事項を管理す

三 金融專門委員會は金融に關する重要事項を管理す

四 交通專門委員會は交通に關する重要事項を管理す

五 產業專門委員會、金融專門委員會及び交通專門委員會において決定したる事項中特に重要なるものは總務委員會の議に附するを要す

四 會議は最高顧問の諮問に應じまた臨時各委員會に出席し得るものとす、但し會議協定に加はらず

五 委員會には次の職員を置く。その定員は委員會において之を定む

總務委員會 理事官、事務官、書記
各專門委員會 監察官、書記

而して聯合委員會の重要人事は次の如く決定した。

最高顧問 金井 政二

委員 村谷章次郎
卓特巴札布(總務)陶克海(總務)(產業金融兼任)金水昌(總務交通兼任)于品輝(總務產業兼任)杜運亨(總務金融交通兼任)貝春(總務交通兼任)馬永魁(總務產業金融兼任)

この間蒙古聯合自治政府においては昭和十三年三月二十四日主席張主逝去し、七月一日第三次蒙古大會の議決により德王、李

守信がそれより正副主席に就任して不動の陣容を整へた。

然も行政範圍の擴大、膠濟は聯合委員會組織に新たな構想を要請するに至り昭和十三年七月十九日各委員の合議により膠濟の改革が決められ八月一日より實施せられた。新機構は委員會設立に關する協定第一、第二條を改訂して產業、金融、交通のほか新たに財務、民政、醫務の諸共通事項が加へられ總務、產業、財政、交通委員會が各々部に改められ同時に民生、保安の兩部が新設された。

總務部長 卓特巴札布 △產業部長 金水昌 △財政部長 馬永魁 △保安部長 陶克海 △民生兼交通部長 杜運亨

顧問 總務部 野田武 △產業部 高津彦次、孫田清 △財政部 寺崎英雄(兼)久岡隆 △交通部 瀧尾君佑

伊藤祐、赤坂亮一 △民生部 野田武(兼) △保安部 伊藤祐(兼)

爾來、新政權は政治に、產業に、經濟に隆々たる躍進を示して來たが、内外政務の重要多端はいくく施政の圓滑、內的團結の強化を要求するに至つたので昭和十四年四月二十九日德王は蒙疆聯合委員會總務委員長に就任した。

聯合自治政府成立

然るにその後における内外諸情勢の激變は西に獨り提携歐洲動亂勃發の氣運激化し、内に新東亞建設の氣運澎湃として起り汪精衛氏を首班とする新中央政府獨立運動もまた軌道に乗る等四圍の情勢は蒙疆政權をして施政の分治分權主義を撤して二元的聯合運籌に任せしむる機構の新生を要請するに至り七百萬民衆もまた翕然として統一政權獨立を要請するに至つたので昭和十四年九月一日、民衆の總意結束して蒙古聯合自治政府の誕生を見、政務院布告第一號を以て布告次の如く宣言し、また紀元年號は「成吉思汗紀元」によると布告した。

自治政府宣言

維れ成吉思汗紀元七百三十四年、蒙古、察南、晉北の三治を合し茲に蒙古聯合自治政府を建て、運命を轉移し、時艱を兼濟し大同大順の國圖を開きて久安長治の丕基を奠するが爲に昭かに境内各族の民衆に示し、敬て東西の隣邦世界の列國に告て曰、

我蒙疆の宏域、史上著名の故疆たり、民風樸厚、資源豊富、人強にして勇收、

奮闘振興に安んずるや久矣、地勢山を擁んで而して大陸を兼有し、幅員長城を吃し、而して北海に臨る、民國成立に及び政府を創し、軍閥専横し、漢番異地、幾んど我民をして命に堪へざらしむるもの二十餘年、然れども猶ほ未だ我を虎狼に餌して其敵讎に委するの處に至らず、將や何人ぞ、一時を愾定するに手段を擇ばず何人ぞ、南京に開くや聯軍容共を以て國是となし、盟蒙抗日を以て至計となし、遂に盟を日本に關き運政救はず、僅に餘喘を喉嚨の間に保ち而して彼の虎狼をして其解體爲すなきに乘じ、翰海百旗の野を吞噬し、咆哮跳躍、我が門牆に薄し、我が堂奥を窺はしむる日たる將に近からんとす、何ぞ赤化の禍を問はんや、我が盟を以て俱に防共安民の志を誓ふ時の此の如き聯蘇防維難變の支吾を容さず勢の維れ急なる、治標本尤も通力合作を貴ぶ、乃ち茲に三治を合して蒙古聯合自治政府を肇建す。其期するや防共、協和、厚生に在り共念するや東亞永遠の平和と東洋道義の昂揚に在り裂帛の意氣凛然以て共黨を屠り道義の光昭々を以て宇宙を光被せんとす、爰に應々友邦日本と提携を

密にし日、蒙、滿、支通蒙を益々鞏固たらしめ一環以て興亞新序秩建設に邁進し、東亞悠遠の道義をして世界を光耀せしめ、而して人類の福祉を謀ふ、其政府組織法及び一切の規制は別に著して案に在り通國各種の民族をして内なく、外なく、或な其國に頼らしむ、庶くは東西の隣邦世界の列國幸に體察せむ事を、敬日知あり諸天之を願へ。

蒙古政府政權旗

蒙古聯合自治政府の政權旗は盟邦日本を指導者としてこれを中心に蒙、滿、回の各民族が協力して蒙疆の特殊使命に邁進することを義務してある。即ち赤(日本)を中心として日(日)白(回族)、青(蒙)黄(漢)旗の三色を旗に配した四百七條旗で、成吉思汗紀元九月一日政務院佈告第四號を以て制定された。

政府施政綱領

- 一、東亞の道義を昂揚し之が實踐宣布を期す
- 一、諸族を大同協和し人民の總意を旨とし大いに經綸を行ふ
- 一、新に民生を興し安寧を確保し人民の幸福を十全す
- 一、共產主義の害毒より諸族を解放し世界防共鐵線の強化に資す
- 一、盟を友邦に結び同志と相契り東亞新秩序

序の建設に参與す

政府組織大綱

- 一、新政體は蒙疆地域を中心とし東亞諸民族を以て構成す
- 二、新政體を蒙古聯合自治政府と稱す
- 三、新政體の首長を主席と稱す
- 四、新政體は東亞の道義を昂揚宣布し施政は民意を大本とす
- 五、首領は張家口に就む

暫行組織法

- 第一章 總則
- 第一條 蒙古聯合自治政府は東亞の道義を昂揚し民族協和を實現し人民の福址厚生を圖り且共產主義を闡揚することを以て施政の理念とす
- 第二條 蒙古聯合自治政府は民族を以て政治の大本となす
- 第二章 主席及副主席
- 第三條 主席は蒙古聯合自治政府を代表し本法の條に依り職務を履行す
- 第四條 主席は主席を兼ねる
- 第五條 主席及副主席は民意に基きて就任す主席の任期は三年とす
- 第六條 主席は法律を裁決し其の公布及執行を命ず
- 第七條 主席は法律に依り法院をして司法權を行はしむ
- 第八條 主席は官制を定め官吏を任免し及其の俸給を定む但し本法に特例を掲げたものは各其の事項に依る
- 第九條 主席は軍を統率す
- 第十條 主席は恩赦を命ずるの權を有す恩赦の要件及執行は法律を以て之を定む
- 第三章 參議府
- 第十一條 參議府は議決を以て之を組織す

第十二條 參議府は官制の定むるところに依り重要職務に關し主席の諮詢に應ず

第四章 政務院

- 第十三條 政務院は議決の行政を掌理す
- 第十四條 政務院長は政務院長及各部長を兼く
- 第十五條 政務院長は主席を輔け職務に付其の責に任ず
- 第十六條 政務に關する政令、法律及豫算は政務院長主席部長と共に之に副署す

第五章 法院

- 第十七條 法院は法律に依り民事及刑事の訴訟を審判す但し行政訴訟及其の他の特別訴訟に關しては法律を以て別に之を定む
- 第十八條 法院の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得

第六章 人民の保障

- 第十九條 蒙古聯合自治政府治下の人民たるの資格は法律の定むるところに依る
- 第二十條 蒙古聯合自治政府治下の人民は其の民族宗教の別を問はず政府の平等なる保護を享く
- 第二十一條 蒙古聯合自治政府治下の人民は身體の自由を侵さるることなし公の權力に據る制限は法律の定むるところに依る
- 第二十二條 蒙古聯合自治政府治下の人民は財産權を侵さるることなし公益上の必要に由る制限は法律の定むるところに依る
- 第二十三條 蒙古聯合自治政府治下の人民は法律の定むるところに依り公務に参與するの權利を有す
- 第二十四條 蒙古聯合自治政府治下の人民は法治に定むたる法曹の裁判を受けるの權利を有す
- 第二十五條 蒙古聯合自治政府治下の人民は政府又は地方團體の公費に依る各種の施設を享用するの權利を有す

附則

- 第二十六條 本法は成吉思汗紀元七百三十四年九月一日より之を施行す
- 第二十七條 従前の法令は其の名稱の如何を問はず總て仍其の效力を有す但し新政府組織の精神及法令に抵触するものは此の題に存らす

參議府官制

- 第一條 參議府は重要職務に關し主席の諮詢に應へ意見を述べ
- 第二條 參議府千人を以て之を組織す
- 第三條 參議府に議長及副議長各一人を置き參議府より主席之を命ず
- 第四條 議長は參議府の事務を整理す副議長は議長を輔佐し議長事故あるときは其の職務を代理す議長副議長共に事故あるときは參議府一人主席の命を受け議長の職務を代理す
- 第五條 參議府の意見は參議府會議の決議に依り之を決す
- 第六條 參議府會議は參議過半數出席するに非ざれば開會することを得ず
- 第七條 參議府會議の議事は參議の多數決に依る可き多數あるときは議長の決するところに依る
- 第八條 議長は會議に關し必要ある場合は政務院長及各部長又は其の代理者を會議に出席せしめ意見を述べしむることを得
- 第九條 參議府に總務處を設け先の職員を濬ぐ總務長官は總務處長官に委任す
- 第十條 議長は所部の官吏を統督し兼任以上の進退實例に關し政務院長を經て主席に上申し委任官以下は之を專行す

附則

本令は成吉思汗紀元七百三十四年九月一日より之を施行す

機 械 工 具
電 器 用 品
建 築 材 料
金 庫 書 庫
ス ト ー ブ



兒 谷 商 店

本 店 張 家 口 南 武 城 街 五 五

電 話 二 七 九 四 番



張家口明德南大街一〇四號 電話二八七八番

加藤物産株式會社 出張所

天津支店 天津興亞第一區芙蓉街四番ノ號
本社 神戸市神戸區北長狹通一丁目十番地

支店出張所

青島、濟南、北京、張家口、
大同、厚和、太原、石門、
彰德、天津、廣東、漢口、

滿洲支店出張所

奉天、大連、朝鮮、
新京、哈爾濱、
四平街、佳木斯、臺灣

釜山、日本、東京、
天津、日、大阪、
北京、支店、名古屋、澤

海外出張所

ジャワ・スマトラ・パタビヤ・スラバヤ・香港・盤谷・西貢

營 業 課 目

菅沼タイプライター
 高級事務用品
 文具、和洋紙類
 金庫、保管庫
 消火器、噴霧器
 度量衡器
 測量、製圖機械
 掘井輪轉謄寫機
 自轉車、リヤカー
 山葉オルガン

菅沼タイプライター販賣所

正 光 社

張家口怡安街九十七號

電話二八二四番

主 要 代 理 店

蒙疆石油股份有限公司
 日本石油株式會社
 滿洲石油株式會社
 大日電線株式會社
 株式會社大阪鐵工所
 窒素肥料販賣株式會社
 神東塗料株式會社
 滿洲變壓器株式會社
 晉北化學工業股份有限公司

營 業 科 目

揮發油、燈油、輕油
 重油、機油、アスファルト
 ビツチ、石油乳濟、パラフィン
 植物性油、蠟、燭、石
 コールタール、クレオソート、塗料
 カイバイト、酒、精、染料
 額料、工業藥品、殺蟲劑
 電線、船、車、經濟
 機械工具



中華出光興產株式會社

張家口出張所 張家口南城壕街三〇號 電話 二六二四番
 大同出張所 大同北門井巷五號 電話 三九三六番
 厚和出張所 厚和永光店巷五號 電話 二四〇四番
 本社 上海黃浦灘路一二號興亞大樓二四八號
 支店 天津、北京、青島、漢口、廣東、
 張家口、大同、厚和、秦皇島、唐山、新河、石門、
 太原、新鄉、開封、高郵、徐州、濟南、海州、
 德縣、芝罘、蘇州、蕪湖、常州、鎮江、南京、嘉興、
 常熟、杭州、蕪湖、安慶、九江、廈門、汕頭、香港

出 張 所

營業種目

カーバイト製造販賣

カーバイト系工業藥品製造販賣

副産物ノ加工並ニ販賣

東亞電氣化學工業股份有限公司

本社 京包線下花園鎮

支社 張家口市東安大街三七號

電話三五五一番

出張所 北京市內三區馬市大街二號

電話北局三二六四番



張家口賽馬會

會長

翟

竹

軒

副會長

原

信

夫

張家口市稅司街四

電話

三三三三
七一七二
三〇三九
〇五一

(理事長室)
(事務所)
(賽馬場)



社 團
法 人

蒙 疆 土 木 建 築 業 協 會

本部張家口特別市馬路二條胡同五號

電 話 二 九 五 七 番

大 同 支 部

大 同 市 東 華 門 街 十 六 號
電 話 二 六 一 〇 番

厚 和 支 部

厚 和 市 舊 城 大 馬 路 二 八 號
電 話 二 七 八 四 番

張 北 支 部

張 北 縣 城 內 南 大 街 五 四 號
電 話 一 〇 〇 六 番

包 頭 支 部

包 頭 市 南 圪 洞 十 六 號
電 話 五 二 三 番

相 談 役

樋 川

嘉 太

厚 和 支 部 長

中 川

初 次

同

松 葉

利 雄

副 支 部 長

高 橋

松 治

協 會 長

小 田

利 雄

張 北 支 部 長

越 周

太 郎

副 協 會 長

石 田

利 雄

包 頭 支 部 長

金 井

安 見

大 同 支 部 長

奧 寺

利 雄

副 支 部 長

及 川

兵 二

郎

雄

副 支 部 長

加 藤

尚 良

主 事

藤 島

岩

二

郎

雄

土木、建築、水道、
施行業

石 田 組

代表 石 田 八 十 吉

住 所 張 家 口 特 別 市 小 南 關 街 五 號

電 話 二 八 六 〇、二 八 六 七 番

土木建築請負業

株式會社
森

本社 張家口堡內三皇廟街廟宇一號

電話二八〇四番

支店出張所
所在地

北京、天津、塘沽、濟南、宣化、下花園
沙城、南口、平地泉

組

土木
建築

請負業

同

生

公

司

張家口下堡東城根三ノ三
電話二六九〇番

土 木 建 築
石 材 納 入
請 負



須

田

組

代 表 者 須 田 要

張 家 口 橋 東 馬 路 二 條 十 一 號

電 話 三 三 五 三 一 三 一 三 番 番

出 張 所

大 同 厚 和 岱 岳
寧 武 太 原 大 連

土 木 建 築 請 負 業



烟

山

組

代 表 者 烟 山 由 藏

北 支 營 業 所 北 京 市 內 一 區 南 夾 道 二 二 號

電 話 東 三 〇 八 番, 六 〇 八 番

蒙 疆 營 業 所 張 家 口 長 安 橫 街 四 號

電 話 二 七 八 五 番, 三 六 四 五 番

土木建築請負並コンクリート管
及鐵線蛇籠製作販賣業

松

崎

組

代表者 大 町 勝 好

張家口橋東街四四號
電話二五〇二番

合 資
會 社

吉

永

組

代 表 者 吉

山

知

張家口三馬路一四號

電話二八五一番



蒙疆の位置

華北の北西に位する蒙疆地域はその東縁を興安嶺山脈によつて劃されて滿洲國に接し、南は内長城線を境界として華北の河北、山西兩省に隣し、西は察哈、甘肅の兩省に、北はゴビ沙漠を距て、外蒙古に隣接する海拔一、〇〇〇米内外の所謂蒙古高原であつて高原の東端は急崖をなして滿洲および華北の平野に迫つてゐる。

古來蒙疆といふ字が何を意味するかについては種々の説がある。「蒙」は蒙古を指してゐることは勿論であるが「疆」については萬里の長城の内長城線の間地帯を指してゐるといふ説と、或ひは漠然と邊疆を意味するといふ説と、さては新疆省の疆であるといふ者もある。その何れなるやは明らかでないが今所謂蒙疆地域と呼ばれてゐる地帯は行政的には蒙古聯合自治政府の管下

に屬し、宣化(察哈爾政廳)、大同(綏化政廳)の兩省および巴彥塔拉、察哈爾、烏蘭察布、錫林郭勒、伊克昭の五盟、張家口特別市、西部臨時行政區の各管下である。

地勢及び面積

地勢 一般に高原性であるがこの地域の中心をほとゞ東西に走る陰山々脈によつて南は山岳地帯、北部は所謂蒙古盆地に劃然と區別されてゐる。地形的に見て南部の山岳地帯はこれを外洋流域と稱し得られ、北部の蒙古盆地はこれを内陸流域と呼ぶことが出来る。外洋流域は更にこれを分つて永定河上流を域と黄河流域とに分つことが出来る。永定河上流地域は宣化、大同兩省の管轄する地域であつて、所謂陰山、太行兩山脈の接合地帯にあたり、永定河の上流たる桑乾河がこの間を貫通してゐる。黄河流域は西部山地に降つた雨によつて培養され

た黄河中流部が伊克昭盟と巴彥塔拉、烏蘭察布兩盟との中間を外來河として貫流してゐる地帯で、伊克昭盟はその西南隅にあたる所謂オルドスの平原地帯である。

内陸流域はさらに分けてこれをアレイズム地帯とエンドレイズム地帯に分つことが出来る。アレイズム地帯は普通いふ沙漠地帯であり、エンドレイズムの地帯とは川はあるが海に注がず沙漠の砂に埋つてしまつたり湖に終つたりしてゐる流域で、アレイズムの周邊にある地帯である。蒙古盆地の中心に近い、蘇尼特、ソニツト盆地と阿巴嘎(アバカ)玄武岩臺地とがアレイズム地帯に屬し、これを取り巻く蒙古高原部がエンドレイズム地帯にあたるのである。

面積 全蒙疆地域に亘つての陸地測量は未だ行はれてゐないので數字的には確定的ではないが、大體全蒙疆地域の面積は五十萬平方軒と稱せられ、ほとゞ日本の本州、九州、四國、朝鮮を合せたものに匹敵する。

地質

支那大陸の一部を占める蒙疆地域はその構成する地質も大陸と同様であつて日本におけるものとは全く構造を異にし、また地



層の擾亂程度が比較的少い。最古期に属する地質は泰山系と呼び始生代の生成にかゝるものであつて京包沿線の兩側にやゝ廣く分布を示してゐるが、また錫林郭勒、烏蘭察布兩間に跨りほとゞ東西に延びたる帶狀をなして發達してゐる。これに屬する岩層は片麻岩類、花崗岩類であつて、黒鉛(石墨)層床として知られてゐる黃土密羅山は本系の片麻岩中に含有されてゐるのである。次期の地層は五臺系で泰山系の岩層とは不整合に接してゐる。主として水成岩より變質したもので察哈爾省の一部および烏蘭察布盟百靈廟附近一帶に發達してゐる。岩石は片麻岩、千枚岩類、結晶質石灰岩、白雲岩、砂岩、頁岩類およびそれに伴ふ侵入岩類より成る。泰山系とよに著しい褶曲を變成との地層に於てゐる。

次の地層は前寒武紀に生成された。數凡系であつて察南、宣化、涿鹿、萬安、赤城の各縣一掃に分布した。巴彥努拉、忠順泰南兩縣に在り發達してゐる。岩石は片麻岩、砂岩、頁岩類、精板岩等をなして、砂岩を核より成る。龍烟の鐵礦床は赤城縣の龍烟村に在る。龍烟の鐵礦床は、五臺系との間には小不整合が認めら

れる。

次は古生層の寒武利亞系で後期の奥陶系とともにその標式的發達は皆北大同炭田區域においてみられ同炭田の下部夾炭層の基礎をなすものである。寒武利亞系に屬する岩石は主として板狀砂岩、精板岩、石灰岩等よりなる淺海性堆積物にして奥陶系は苦土質石灰岩から成り時に含鐵褐色頁岩を夾むを特徴とする。古生層中、含炭層として著明な石炭二層系がある。大同炭田において下部夾炭層と稱せられてゐるのがこれに屬するもので岩石は主として礫岩、砂岩、精板岩、石灰岩等より成る。石炭は厚層をなして核をなされこれに伴つて良質の高嶺土を産するを特徴とする。次は大同炭田地區において不整合に石炭二層系に重つてゐる二疊三疊系であるが岩石は頁岩および砂岩より成る。さらに後期の侏羅系も含炭層として著明なるもので大同炭田の上部夾炭層、大青山、下花園その他察南諸炭田の夾炭層がこれに屬す。炭石は礫岩、砂岩、頁岩、凝灰岩等より成り海底の痕跡が全然認められる。所によつて安山岩類および斑岩類の侵入してゐる侏羅系と二疊、三疊系との關係は不整合である。侏羅系の上に著しい不整合を以て累頂する白堊系は礫岩、

赤色砂岩、頁岩、砂、粘土等より成り礫基性乃至酸性の噴出岩床または熔岩を伴ひまた火山灰層を挟むことがある。張北盆地の礫地部、萬全附近に分布してゐる。

第三系は蒙古高原地帯に廣く發達した。察南、晉北の一部にも見られるが岩石は砂岩、頁岩、粘土、淤泥、砂礫層等より成り、また火山噴出物および玄武岩の岩層または岩床を伴ふことあり稀に岩層を挟有してゐる。本系と白堊系とは微少の不整合關係を示してゐる。第四系中更新統としては下部更新統に屬する固定沙漠砂礫層と中部更新統に屬する黄土層がある。黄土の分布は極めて廣いが主として西南區域に多く、北蒙古高原地帯には黄土の分布概して少く、沙漠砂礫層よりなつてゐる。龍煙煤土、遼新期の現世層としては黃河その他の河川、湖沼群に現在盛んに生成されつゝある砂礫、粘土層と沙漠地帯に現に堆積しつゝある風成砂層が擧げられる。

黄 土

近來黄土の研究が盛んになつて來て中央において東亞研究所が黄土調査委員會を設け、土木學、農學、地質學、物理

學、化學等各方面から黄土の研究を行つてゐる。蒙疆においても昭和十五年七月以來黄土調査委員會蒙疆委員會を設立し、中央と併行して各方面にわたつて黄土の調査研究を進めつゝある。

黄土が最初に発見されたのはヨーロッパのライン谷地においてであるが後に中央ヨーロッパの各地、歐露南部、支那および米國の中部大平野等に廣く分布することが確認されたものである。即ち北半球の温帯のある地域にのみ限つて分布してゐる特殊の土狀岩石である。就中華北蒙疆における黄土は最も廣大なる面積を占めて分布し、その總面積は約一、三二四、〇〇〇平方料と算定されてゐる。中國漢民族の文化發達の歴史を顧るに當初黄土の中心分布區域たる山西、陝西の省境に近く蟠踞してゐたが黄土を耕しつゝ次第に文化を進め東漸して中原大平野の諸民族を征服して遂に中南支をも従へて、茲に黄土文化を建設したものであるから支那の文化と黄土とは極めて密接にして不離なる關係にあるのである。

黄土の賦存状況を見るに、原始黄土と稱するものは傾斜の急峻なる山地には殆どその存在を認めず傾斜の緩かなる山麓家地、河岸段丘或ひは古期盆地等を占めて分布す

るものが多い。蒙疆においては張家口、萬安、宣化、懷來等の盆地、大同省の大同、左翼附近の盆地、黃河沿岸および察哈爾盟の張北塞外北部一帯に分布してゐる。原始黄土の外に次級黄土或ひは二次的黄土と稱すべきものが沖積地や前記諸地の山間谷地に至る處に見られる。

黄土の成因についてはリヒトホーフエンやウイリス以來、學者により諸種の學説がたられてゐるが大體風成説のものを中心とし河水流のこれに共力したる風水流のものといふことに諸家の説が一致してゐるやうである。リヒトホーフエンの風成説によれば、最新世の中晩期に當りアジア内の沙漠地方において當時の氣候が極端な乾燥状態にあつたため、機械的風化を遂げて砂狀となり、その中の微砂程度の細かいものが風のため吹き飛ばされこれが中亞北部一帯に飛んで來て次第に落下して地表を一樣に蔽ふたものであるといふ。而して地表に落下して堆積するためには何等かのものがあつてこれを把握しなければ再び吹き飛ばされてしまふ譯で、リヒトホーフエン

によれば當時華北に繁茂してゐた草類が細砂の飛散を阻止しその堆積に與つて方があつたといひ、現在黄土の中に細管狀の空隙が多いのはこのためであるとか考へてゐる。

黄土の特性としては(一)新鮮な礫物碎片より成り粘土質分解物を含まざること(二)全層が均等大の礫物粒より成り地層的に見ても成分がほぼ一定せること(三)層理が不明なること(四)水棲物の化石を有せざること等が擧げられ、また現在黄土の堆積状態を見るに急傾斜の山地には殆ど現存しないのは急傾斜地にあつて一旦降下した砂塵も殆ど全部風蝕のために洗ひ去られたり山麓の緩傾斜地及び山地の谷地或ひは盆地のみに堆積物が残存したと看做すべきこと等はすべて風成説を有利ならしめるのである。

黄土の機械的組成分については組成粒子は微砂(〇・五—〇・一)粒を中心としてこれに細砂(〇・二—一〇・五)粒と粗粒(一〇・一—一〇)粒を加へたもので、張家口附近の黄土につき分析した結果を例示すれば次の如くである。

粒	徑 (耗)	500以上	300—500	150—300	100—150	50—100	20—50	10—20	5—10	2—5	1—2	0.5—1	以下
		2.5	1.5	0.8	0.5	0.3	0.2	0.1	0.05	0.02	0.01	0.005	

黄土の鑄物分に関する従来の調査研究結果によればその鑄物粒片は何れも新鮮で殆ど分解の兆を見ない。鑄物の種類よりすれば雲石族、長石族、鱗灰石、ゼルコン等を著しく多量に含有することは石英粒子の極めて多いことと照合して、黄土の主要基本岩石が花崗岩質の酸性深成岩類若しくはその變成岩であることを思はしめる。化學成分上の特徴としては石灰分が普通の風化土壤に比して著しく多いこと、アルカリを相當多量に含有することであつてこれが支那黄土が著しく生産的であることを證明するもので、また華北において數千年來無肥料農業が行はれてゐる所以でもある。黄土に酸々見られる所謂黄土小體は黄土中に含有される石灰分が雨水に溶解し、それが再び析出せられて炭酸石灰の結核體をなすに至つたものである。

最後に黄土を成因上分類すれば次の通りである。

- 1 原始黄土
 - (一) 風成黄土
 - (二) 風水成黄土
- 2 次成黄土
 - (一) 風積黄土
 - (二) 沖積黄土

氣 象

大陸的時性を帯び陰山、太行兩山脈に挟まれた京包線沿線地域は比較的溫暖であるが、一般に晝夜の氣温差は甚だしく降雨、降雪ともに少い。一年平均氣温は一較に低く、これは冬の嚴寒が強く影響するためである。華北との氣温境界は地形的境界である八達鎮附近で、華北から遼瀋期城に入る、この邊りから氣温は甚だしく低下する。

元來、この地域は樹木は稀で、山地にも僅かに草が被つてゐる程度で、これが冬になるとすべて枯れて見渡す限り黄土色に塗られ、道路には乾いた微砂が堆積してゐるので、内地の田舎や都會の美しい風景に慣れた眼には甚だ滴ひのない感じを與へる。夏はかなり高温となるが海拔二、〇〇〇米内外の高さを持つ關係から、實際の氣温は體感氣温としては豫想外に快適で、日外の強い日射の割合に室内は凌ぎ易く、汗は殆んど流れることはない。高原に至れば日射は相當強い。要するに本地域の夏は内地で想像するよりも遙かに快適な體感氣温を持つてゐる。

兩者の中間季節である春と秋は、期間はかなりあるが突然に移り變る感が深い。

人 口

蒙疆の人口は面積の廣大なるに比較して極めて稀薄で五百餘萬といはれてゐる。民族別にみれば漢族が大部分で殊に大同省、宣化省兩區は殆んど漢人が占めてゐる。他に蒙古人、回族と事變後急速に増加した日本人および滿洲人と少數は漢民族の發展を而して蒙古人の大多數は漢民族の發展に伴つて漸次後退の傾向を辿り、現今では陰山々脈の北側地帯或は黃河以南の所謂オルドスに移つて京包線沿線の如き殆んど蒙古固有の色調無く漢民族化してゐる。

成紀七三八年三月末日調査の疆内人口は次の如くである。

(備考)

- 1 日本人の數は昭和十八年四月末日現在の各領事館の調査による
- 2 巴盟、錫盟、烏盟、伊盟の蒙古人の數は成紀七三七年十二月末日、察盟の蒙古人の數は成紀七三七年四月末日調査なり
- 3 伊克昭盟の人口は行政邊境區のみを掲載せり
- 4 無國籍人の數は成紀七三八年一月一日現在の調査なり

實 業 編 織 風 陽 張	張 家 口 管 內		內 地 人		半 島 人		蒙 灣 人		計
	源 北 盟 禮 安 原 口	戶 數	人 口	戶 數	人 口	戶 數	人 口	戶 數	
		戶	人	戶	人	戶	人	戶	人
		數	口	數	口	數	口	數	口
		計	女	計	女	計	女	計	女
		男	男	男	男	男	男	男	男
		數	數	數	數	數	數	數	數
		戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
		數	數	數	數	數	數	數	數
		人	人	人	人	人	人	人	人
		口	口	口	口	口	口	口	口
		計	計	計	計	計	計	計	計
		女	女	女	女	女	女	女	女
		男	男	男	男	男	男	男	男
		數	數	數	數	數	數	數	數
		戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
		數	數	數	數	數	數	數	數
		人	人	人	人	人	人	人	人
		口	口	口	口	口	口	口	口

在 留 邦 人 戶 數 人 口 統 計 表 (各 地 領 事 館 管 內) 昭和十八年七月一日現在

政 治



成紀七三八年度施政方針

成紀七三八年度第一回閣議、省、特別市長會議席上において蒙古政府武内總務廳長は本年度政府施政方針を説明し治安、政治、經濟等あらゆる分野に飛躍發展の途を幕進しつゝある蒙疆は、こゝに劃期的な第二次建設の段階に突入せることを宣明するとともに、左記四大施政要綱に基いて建設の強段階に對處する旨を明示した。

一、總力必勝體制の確立 大東亞共榮圈建設の一端を擔當して日本の大東亞戰爭完遂に寄與し、且つ蒙疆の飛躍的發展を期するため不可缺の要件は實に總力必勝體制の確立にあり、蒙疆第二次建設の原動力であつて中央、地方渾然一體、官民一致これが確立に邁進するを要す。

二、官吏道の刷新昂揚 邦民をして克く政府を信頼せしめ悅服して政府の諸施策に協力せしめるにはこれが實施運営の面に當る官吏の更進刷新昂揚をはかることが

焦眉の急である。政府は官吏身分の安定をはかるため総合的改善を行ふとともに實績主義に立脚して優秀人材の簡拔、不良不正官吏の懲罰主義に基く整理淘汰等信賞必罰を明にする一方、部下官吏の指導育成に留意して官吏道の刷新昂揚をはかる。

三、治安の確立 皇軍庇護の下に蒙古軍、警察隊の討伐により疆内治安は隔世の感あるも、なほ共匪、土匪の蠢動するものあり、本年度においては城内治安は總て政府の自力と責任において確立し、一つは匪影をも見ざるまでに剿共剿匪の覺悟をもつて徹底的武力討伐を敢行する方針であつて、警察隊の強化、情報機構の整備、有給自衛團の整理、婦孺青年隊の訓練強化に努力を盡す必要がある。

四、生産力の増強と蒐荷工作 疆内經濟政策の完壁を期し民食の確保と戦時生活の維持とを企圖するにとどまらず、大東亞戰爭完遂のため對日、滿、華に寄與することは現下緊要の要請にして生産力増強

と蒐荷工作の強化には、いま一層の努力を傾注する要あり、自治政府建設の意圖をこの一點に集中、戰時經濟政策の完壁を期せねばならぬ。

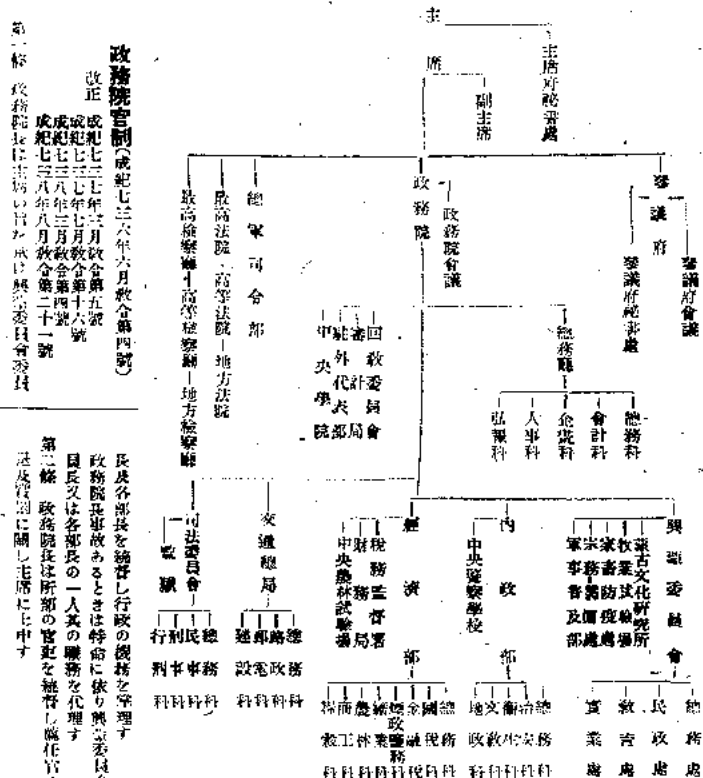
蒙古政府の機構改革

蒙古政府は緊迫前線を極める現下戦局と第二次建設に突入せる蒙疆の現段階に鑑み決戦行政機構を確立すべく、本年度重要計畫として中央、地方を連貫する行政機構の改革を意圖檢討を重ね本年初頭先づ、盟、省機構を改革、次いで七月一日暫行旗管制の制定、八月一日特別市、市縣官制の改正と漸進的な改革をもつて來たが、八月十五日中央機構の改革をもつてこゝに蒙古政府の行政は一段落し、今後には豫想される情勢に即應し得る蒙疆の決戦行政機構は確立されるに至つた。

即ち成組七三八年一月一日を期して斷行された地方行政機構の改革は蒙南政廳、省北政廳はそれより、宣化省、大同省と改稱されて中央集權的色彩が著しく濃化され、また張家口市は特別市に昇格して内政部直屬となり、同時に省、盟特別市の官制が改正され總務、治安、民政、實業、建設の五處制となり新たに參事官が置かれてこゝに地方廳の行政組織は有機的鞏固な鞏固のものと統一強化されその面目を全く一新した。下つて本年六月接敵地帯たる疆内西部地方の行政力強化をはかるべく、西部臨時行政

區を伊盟公署内に設置、包頭市、羅拉齊、
 安北、固陽の一市三縣を同區の管轄地として
 編入、次に七月一日暫行旗管制を制定
 封建制度下にあつた蒙旗行政を近代的に確
 立、さらに八月一日治安確立、建設促進、
 増産確保の三點に重點を置いた市縣官制の
 改正が實施されたが、これら數度におよび
 機構の改正は常に「より簡素強力な行政機
 關の下に戰時行政の圓滑迅速なる運営と施
 政の徹底遂透を期す」の大方針に基いて隨
 行されたものなることは論を俟たない。
 かくして蒙旗行政機構獨立の根本方針に
 基いて地方機構の改革を斷行し來つた政府
 は、八月十五日中央の機構を改革、大科主
 義、少數精銳主義による施政の簡素強力性
 化の徹底をはかつたのであるが、改組の要
 點は、
 一、大科主義に基き事務上關係の深い科を
 統合するとともに、各部間とも總務科の
 權限を強化した。
 一、少數精銳主義を採用し各部とも一律に
 一、科長は警備官をもつて充て新たに科附
 理事官を設けた。
 一、定員の一割削減を斷行した。
 一、これにより警備必勝體制の整備確
 立を根拠とする蒙古政府の行政機構改革は
 最龍點請されたが、對日密張を中心とする
 今後の施政の展開はこれを機に一段と急速
 に進展すべく、多人の期待がかけられるに
 至つた。

蒙古聯合自治政府組織表



第三條 政務院長は其の主務事務に關し職權又は特別の委任に依り職權を發することを得

第四條 政務院長は行政の統一を維持する爲必要ありと認むるときは典藥委員會委員長、各部長、司法長官及交通總局長の命令又は處分を停止し又は取消すことを得

第五條 行政事務の連絡を圖る爲政務院會議を設く
政務院會議は政務院長を主席し典藥委員會委員長、各部長、總務局長、司法長官及交通總局長又は其の代理者な以て之を組織す但し代理者は二人を超ゆることを得ず

第六條 左の各件は政務院會議を經ることを要す

- 一 法律、政令、豫算及決算
- 二 重要涉外案件
- 三 豫算外の支出
- 四 簡任官以上の任免及差遣
- 五 其の值重要な政務

第七條 政務院に典藥委員會及内政、經濟の二部を置く

典藥委員會委員長及各部長は政務院長の任命を受け其の主務事務を掌理す

第八條 政務院に總務局長を置く、特任とす

第九條 政務院長は政務院長を補佐す

第十條 第一條乃至第五條に掲ぐる政務院の職務遂行に關する事務を司掌せしむる爲總務局長を設く
總務局長は總務院の事務を統括し所部の官吏を指揮監督し其の進退及賞罰に關しては政務院長に其の委任官以下は之を履行す

第十一條 政務院に司法長官を置く、特任とす

司法長官は司法行政に關し政務院長の監督を受け司法行政を掌理す

第十二條 司法行政を掌理せしむる爲司法委員會を置く
司法委員會の官制は別に之を定む

第十三條 政務院に交通總局長を置き、特任とす
交通總局長は交通行政に關し政務院長の監督を受け交通行政を掌理す

第十四條 交通總局長は交通總局長を置き、特任とす
交通總局長の官制は別に之を定む

第十五條 總務局長に左の職員を置く

次長 一人 簡任又は特任

理事官 五人 簡任

事務官 二十八人 簡任

編審官 八人 簡任 内三人を特任と爲すことを得

秘書官 一人 簡任

技正 三人 簡任

編審官 百四人 委任

技正 二十一人 委任

編審官 五人 委任

第十六條 次長は總務局長を佐け各科の事務を監督し總務局長事務あるときは前に依り次長の一人其の職務を代理す

第十七條 理事官は上司の命を受け職務を掌理し監督又は特任に命ぜられたる事項を掌理す

第十八條 事務官は上司の命を受け事務を掌理す

第十九條 編審官は上司の命を受け裁判書の編審に關する事務を掌理す

第二十條 秘書官は政務院長又は總務局長の命を受け機密事項を掌理す

第二十一條 技正は上司の命を受け技術を掌理す

第二十二條 編審官は上司の指揮を受け裁判書に關する事務に従事す

第二十三條 技正は上司の指揮を受け技術に従事す

第二十四條 總務局長に理事官、編審官及左の五科を置く

第一科 會計科

第二科 企劃科

第三科 人事科

第四科 庶務科

第五科 印刷科

第六科 庶務科

第七科 庶務科

第八科 庶務科

第九科 庶務科

第十科 庶務科

第十一科 庶務科

第十二科 庶務科

第十三科 庶務科

第十四科 庶務科

第十五科 庶務科

第十六科 庶務科

第十七科 庶務科

第十八科 庶務科

第十九科 庶務科

第二十科 庶務科

第二十一科 庶務科

第二十二科 庶務科

第二十三科 庶務科

第二十四科 庶務科

第二十五科 庶務科

第二十六科 庶務科

第二十七科 庶務科

第二十八科 庶務科

第二十九科 庶務科

第三十科 庶務科

- 七 他科の主管に屬せざる事項
- 第十六條 會計科は左の事項を管掌す
 - 一 決算及決算に關する事項
 - 二 收入及支出に關する事項
 - 三 形度及債務に關する事項
- 第十七條 企劃科は左の事項を管掌す
 - 一 總動員計數に關する事項
 - 二 重要企劃の立案及進捗調査に關する事項
 - 三 法律、命令條案の起草及審査に關する事項
 - 四 重要議決の考案に關する事項
 - 五 總務算算及總務決算に關する事項
 - 六 特別會計の豫算及決算に關する事項
 - 七 政府資金の計數及運用に關する事項
 - 八 國庫金收支の管理に關する事項
 - 九 政府保管の現金及有價證券に關する事項
 - 十 物品會計の統一に關する事項
 - 十一 收支科目に關する事項
 - 十二 査察其の債權管理の統括に關する事項
 - 十三 基礎資料の蒐集及統計の統一に關する事項
 - 第十四條 人事科は左の事項を管掌す
 - 一 人事及給與の統一調整に關する事項
 - 二 官位の任免、通過及身分に關する事項
 - 三 官位の養成及訓練に關する事項
 - 四 官位の規律及賞罰に關する事項
 - 五 福利に關する事項
 - 六 薪學檢定に關する事項
 - 七 留學生に關する事項
 - 第十九條 弘報科は左の事項を管掌す
 - 一 情報蒐集、整理及發表宣傳に關する事項
 - 二 思想動向及文化動向の把握統制に關する事項

- 三 新聞紙其の抽出版物の檢閲統制に關する事項
- 四 放送局放送内容の指導取締に關する事項
- 五 映畫、レコード、演劇及演藝の指導取締に關する事項
- 六 遊藝社、新聞社、映畫館及劇團の運営監督に關する事項

附 則

本令は公布の日より之を施行す
本令施行の際既に左表上欄に掲ぐる官に在る者は別に辭令を發せられざる時は各其の相當下欄に掲ぐる官に同官等俸給を以て任ぜられたるものとす

總務部事務官	總務廳 事務官
總務部總書官	總務廳 總書官
總務部技正	總務廳 技正
總務部副官	總務廳 副官
總務部技佐	總務廳 技佐

附 則(成規七三七年三月教令第五號)

本令は成吉里洋紀元七百三十七年三月二日より之を施行す

附 則(成規七三七年七月教令第十六號)

本令は成吉里洋紀元七百三十七年三月二日より之を施行す

附 則(成規七三八年六月教令第四號)

本令は成吉里洋紀元七百三十八年一月二日より之を施行す

附 則(成規七三八年八月教令第二十二號)

本令は成吉里洋紀元七百三十八年八月十五日より之を施行す

を施行す

成吉里洋紀元七百三十六年教令第八號弘報局官制は之を廢止す

本令施行の際既に左表上欄に掲ぐる官に在る者は別に辭令を發せられざる時は各其の相當下欄に掲ぐる官に同官等俸給を以て任ぜられたるものとす

弘報局理事官	總務廳 理事官
弘報局事務官	總務廳 事務官
弘報局副官	總務廳 副官

成吉里洋紀元七百三十七年教令第四十一號總務廳臨時職員設置制は之を廢止す

成吉里洋紀元七百三十六年院令第十八號中央地方委員會規程、同年院令第十九號地方協力指導部規程及同年院令第二十號市縣地方實施規程は之を廢止す

獎勵委員會官制

(成規七三六年六月教令第九號)

改正 成規七三七年九月教令第二十八號

成規七三七年十二月法律第二十三號

成規七三八年八月教令第二十二號

第一條 獎勵委員會委員長は政務廳長の職務を承け、主任事項を管理し其の責に任ず。主任の職務を承け、主任事項は獎勵委員會及各部に関する事務に付ては政務廳長に上申して其の裁定を受くべし

第二條 獎勵委員會委員長は其の主任事務に關し法律、教令又は院令の制定、廢止又は改正を奏するものありし場合ときは案を具し政務廳長に提出すべし

第三條 獎勵委員會委員長は主任職務に關し政務廳

會議を要求することを得

第十四條 興業委員會委員長は其の主管事務に關し職權又は特別の委任に依り命令を發することを得

第十五條 興業委員會委員長は其の主管事務に關し副委員長、省長及特別市長を指揮監督し其の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは之を停止し又は取消することを得但し重要なる事項に付ては政務院長の指揮を承くることを要す

第十六條 興業委員會委員長は其所の官吏を指揮監督し其の進退及賞罰に關し政務院長に具狀し委任官以下は之を發行す

第十七條 興業委員會に副委員長を一人又は二人を附し、問任とす

第十八條 興業委員會委員長は佐け各處の事務を監督し委員長事故あるときは其の職務を代理す

第十九條 興業委員會に委員若干人及連絡委員若干人を附し、委員會議規則及委員、連絡委員待遇規則は別之を定む

第二十條 興業委員會に主任顧問一人を、各處に専門顧問各一人を附し、主任顧問及専門顧問の職務及待遇に關する事項は別之を定む

第二十一條 興業委員會委員長は産業に關する民政、

教育、實業及保安に關する事項を掌理す

第十二條 興業委員會に左の職員を置く

理事官 五人 問任又は薦任

高級輔佐官 四人 薦任

事務官 九人 薦任

教學官 一人 薦任

秘書官 一人 薦任

技 正 三人 問任又は薦任

技 師 十五人 委任

補 佐 官 二十七人 委任

屬 官 十三人 委任

第十三條 理事官は上司の命を受け會務に發せし及特に命ぜられたる事項を掌る

第十四條 理事官は上司の命を受け事務を掌る

第十五條 理事官は上司の命を受け事務を輔佐す

第十六條 秘書官は委員長の命を受け機密事項を掌る

第十七條 技正は上司の命を受け技術を掌る

- 一 機密に關する事項
- 二 委員會廳に關する事項
- 三 重要會廳の連絡調整に關する事項
- 四 官吏の進退、叙別及身分に關する事項
- 五 官印の管守に關する事項
- 六 公文書の收受、進達、發送及振替保管に關する事項
- 七 豫算及決算に關する事項
- 八 收入及支出に關する事項
- 九 他處の主管に屬せざる事項
- 第十條 民政廳は左の事項を掌理す
 - 一 人口増殖及衛生保健に關する事項
 - 二 生活改善及賑災救恤に關する事項
 - 三 鄉村建設及社會事業に關する事項
 - 四 土地整理及行政區劃に關する事項
 - 五 地方制度及行政監督に關する事項
 - 六 地方財政確立に關する事項
 - 七 保安隊に關する事項
 - 八 公共安寧秩序の維持に關する事項
 - 九 司法協助に關する事項
 - 十 軍事情報に關する事項
 - 十一 軍事機密に關する事項
 - 十二 其の他民政廳に關する事項
- 第十一條 教育廳は左の事項を掌理す
 - 一 教育普及及人材養成に關する事項
 - 二 文化促進精神發揚に關する事項
 - 三 宗教傳道團體會祭典に關する事項
 - 四 蒙文統一及非文圖書に關する事項
 - 五 蒙古歷史、地理、文獻の整理に關する事項
 - 六 史蹟、名勝、天然紀念物に關する事項

- 第十三條 興業委員會に主任顧問一人を、各處に専門顧問各一人を附し、主任顧問及専門顧問の職務及待遇に關する事項は別之を定む
- 第十四條 興業委員會に委員若干人及連絡委員若干人を附し、委員會議規則及委員、連絡委員待遇規則は別之を定む
- 第十五條 興業委員會委員長は産業に關する民政、教育、實業及保安に關する事項を掌理す
- 第十六條 興業委員會に左の職員を置く
 - 理事官 五人 問任又は薦任
 - 高級輔佐官 四人 薦任
 - 事務官 九人 薦任
 - 教學官 一人 薦任
 - 秘書官 一人 薦任
 - 技 正 三人 問任又は薦任
 - 技 師 十五人 委任
 - 補 佐 官 二十七人 委任
 - 屬 官 十三人 委任
- 第十七條 理事官は上司の命を受け會務に發せし及特に命ぜられたる事項を掌る
- 第十八條 理事官は上司の命を受け事務を掌る
- 第十九條 理事官は上司の命を受け事務を輔佐す
- 第二十條 秘書官は委員長の命を受け機密事項を掌る
- 第二十一條 技正は上司の命を受け技術を掌る
- 第二十二條 補佐官は上司の指揮を受け事務に従事す
- 第二十三條 技師は上司の指揮を受け技術に従事す
- 第二十四條 興業委員會に左の四處を置く
 - 總 務 處
 - 民 政 處
 - 教 育 處
 - 實 業 處
- 第二十五條 總務處は左の事項を掌理す

第十八條 實業廳は左の事項を管掌す

- 一 牧政、牧畜及牧野に關する事項
- 二 産業の振興に關する事項
- 三 産實の需給調整に關する事項
- 四 産實兩體に關する事項
- 五 交通の整備に關する事項

第十九條 削除

附 則 (成紀七三六年六月一日敕令第九號)

本令は公布の日より之を施行す
 成吉思汗紀元七百三十四年敕令第八號牧業總局官制及同年敕令第九號政務會議官制は之を廢止す
 本令施行の際既に左表上欄に掲ぐる官に在る者は別に辭令を發せられざるときは其の相當下欄に掲ぐる官に同官等俸給を以て任ぜられたるものとす

牧業總局事務官	興業委員會事務官
牧業總局技正	興業委員會技正
牧業總局副官	興業委員會副官
牧業總局技佐	興業委員會技佐

附 則

(成紀七三七年九月敕令第二十八號)

本令は成吉思汗紀元七百三十七年九月一日より之を施行す

附 則

(成紀七三八年八月敕令第二十一號)

本令は成吉思汗紀元七百三十八年八月十五日より之を施行す

政務院各部署官制

(成紀七三六年三月敕令第五號)

改正 成紀七三七年二月敕令第三號

成紀七三七年九月法律第十三號

成紀七三七年十二月法律第四十號

成紀七三八年一月敕令第一號

成紀七三八年八月敕令第二十三號

第二章 附 則

第一條 各部長は政務院其の職務を承け主管事務を掌理し其の責に任ず主管の明瞭ならざる事務又は興業委員會及各部に互する事務に付ては政務院長に上申し其の裁定を受くべし

第二條 各部長は其の主管事務に關し法律、敕令又は院令の制定廢止又は改正を要するものありと認むるときは案を具し政務院長に提出すべし

第三條 各部長は其の主管事務に關し政務院會議を要求することを得

第四條 各部長は其の主管事務に關し職權又は特別の委任に依り部令を發することを得

第五條 各部長は其の主管事務に關し省長、盟長及特別市長を指揮監督し其の命令又は處分に於て或規に違ひ公衆を害するものありと認むるときは之を停止し又は取消すことを得但し重要な事項に付ては政務院長の指揮を承くることを要す

第六條 各部長は所部の官吏を指揮監督し其の進退及賞罰に關し政務院長に具狀し委任官以下は之を施行す

第七條 各部に次長一人を置く前任す

次長は部長を輔け各科の事務を監督し部長事故あるときは其の職務を代理す

第八條 各部に科を置き其の職務を分掌せしむ科に科長を置く、事務官又は審査を以て之に充つ科長は上級の命を承け部下の官吏を指揮監督し科の事務を掌る

第二章 内 政 部

第九條 内政部長は地方行政、警察、文教、衛生、地政及労働に關する事項を掌理し直轄警察隊を指揮監督す

第十條 内政部に別に在る職目の外左の職目を置

事務官 七人 簡任又は薦任

理事官 五人 簡任

審 官 一人 簡任

事務官 十七人 簡任

教學官 二人 薦任

書記官 一人 薦任

正 正 簡任

技 正 三人 簡任又は薦任

副 官 六十六人 委任

技 佐 委任

技 佐 八人 委任

技 佐 委任

技 佐 委任

第十一條 審事官は上級の命を承け事務を掌る
 審事は上級の命を承け警察に關する事務を掌り警察事務の執行に關し審事以下の警察官吏を指揮監督す

教諭官は上司の命を受け學校教育及社會教育を指導監督す

總務官は部長の命を受け總務事項を掌る

警正は上司の命を受け警察に關する事務を掌り警察事務の執行に關し警佐以下の警察官吏を指揮監督す

警正は上司の命を受け技術を掌る

廳官は上司の指揮を受け事務に従事す

警佐は上司の指揮を受け警察に關する事務に従事し部下の警尉以下の警察官吏を指揮監督す

技佐は上司の指揮を受け技術に従事す

警尉は上司の指揮を受け警察に關する事務に従事し部下の警尉補、警長及警士を指揮監督す

第十一條の二 内政部に警務官若干名を置く警務又は警正を以て之に充つ

警務官は上司の命を受け警察刑罰警察事務の管理に關する事項を掌る

第十二條 内政部に直轄警察隊及左の五科を置く

總務科

治安科

衛生科

文教科

地政科

第十三條 總務科は左の事項を管理す

一 官密に關する事項

二 官吏の進退、賞罰、身分及服務規律に關する事項

三 重要事務の連絡調整に關する事項

四 官印の管理に關する事項

五 公文書の收受、送達、發送及編纂保管に關する事項

六 豫算及決算に關する事項

七 收入及支出に關する事項

八 地方行政の一般的管理監督に關する事項

九 地方庶務に關する事項

十 自治行政に關する事項

十一 民生の改善に關する事項

十二 労働に關する事項

十三 他科の主管に屬せざる事項

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 治安科は左の事項を管理す

一 警務勤務に關する事項

二 刑徒及清郷に關する事項

三 警察設備に關する事項

四 警察官吏の訓練に關する事項

五 防犯、防衛及防護に關する事項

六 思想取締に關する事項

七 民族運動及社會運動に關する事項

八 外事警察に關する事項

九 警務情報に關する事項

十 刑事警察及鑑識に關する事項

十一 保安警察に關する事項

十二 其の他警察に關する事項

第十七條 削除

第十八條 衛生科は左の事項を管理す

一 保健衛生及體育に關する事項

二 傳染病其の他疾病預防に關する事項

三 醫事及藥事に關する事項

第十九條 文教科は左の事項を管理す

一 學校教育に關する事項

二 社會教育に關する事項

三 宗教團體に關する事項

四 史蹟、名勝、天然記念物に關する事項

第二十條 地政科は左の事項を管理す

一 土地制度に關する事項

二 土地政策に關する事項

三 地籍整理に關する事項

第二十一條 内政部に警尉補、警長及警士を置く

任官の待遇とす

警尉補、警長及警士の定員及職務に關する規定は別に之を定む

第二十二條の二 直轄警察隊の組成及定員は内政部長別に之を定む

第三章 經濟部

第二十二條 經濟部其は租稅、金融、貨幣、貿易、工、商、農、林、鑛業、燃料鹽務及國有財産に關する事項を管理す

第二十三條 經濟部に左の職員を置く

部長 十八 簡任又は薦任

理事官 七人 薦任

事務官 二十五人 薦任

商務官 二人 薦任

庶務官 一人 簡任

技正 十一人 簡任又は薦任

副官 九人 委任

商務官 一人 委任

技佐 二十四人 委任

第二十四條 奉事官は上司の命を受け秘書に参畫し

及特に命ぜられたる事項を掌る

理事官及事務官は上司の命を受け事務を掌る

商務官は上司の命を受け必要なる經濟情報、商取引の轉讓、紹介其の値之に附随する事務を掌る

秘書官は部長の命を受け機密事項を掌る

技正は上司の命を受け技術を掌る

監官は上司の命を受け事務に従事す

商務官は上司の指揮を受け技術に従事す

技佐は上司の指揮を受け技術に従事す

第二十四條の二 經濟部長必要ありと認むるときは商務官技事務官をして一定期間一定地區に駐在を命ずることを得

第二十五條 經濟部に左の八科を設く

總務科

國稅科

金融科

燃料鹽務科

林業科

農工科

商工科

第二十六條 總務科は左の事項を管掌す

一 機密に關する事項

二 重要部務の連絡調整に關する事項

三 官吏の進退、賞罰及身分に關する事項

四 官印の管守に關する事項

五 公文書の收受、進達、發送及漏遺保管に關する事項

六 豫算及決算に關する事項

七 收入及支出に關する事項

八 備料の主管に屬せざる事項

第二十七條 削除

第二十八條 國稅科は左の事項を管掌す

一 内國稅の賦課、徵收に關する事項

二 稅務行政に關する事項

三 國稅、地方稅及公課の調整に關する事項

四 租稅外諸數收入に關する事項

五 關稅に關する事項

六 國有財産に關する事項

第二十九條 金融科は左の事項を管掌す

一 貨幣に關する事項

二 金融に關する事項

三 金融機關の監督に關する事項

四 資金統制に關する事項

五 投資に關する事項

六 政府債及地方債に關する事項

七 特殊會社經營監督に關する事項

第三十條 燃料鹽務科は左の事項を管掌す

一 阿片、罂粟種子及麻薬に關する事項

二 鹽、青鹽及硝磺に關する事項

第三十一條 林業科は左の事項を管掌す

一 鑛業及鑛產物に關する事項

二 地質に關する事項

三 製鐵に關する事項

四 製鐵事業及瓦斯事業に關する事項

五 其の傳送工業に關する事項

第三十二條 農林科は左の事項を管掌す

一 農事及農地に關する事項

二 農業水利に關する事項

三 林業に關する事項

四 開拓に關する事項

第三十三條 商工科は左の事項を管掌す

一 商業に關する事項

二 物價に關する事項

三 工業に關する事項

四 商工團體に關する事項

五 度量衡、特許及保險に關する事項

六 商品の規格に關する事項

七 貿易に關する事項

八 動物物資に關する事項

九 輸出入爲替に關する事項

第三十四條 削除

第三十五條 糧食科は左の事項を管掌す

一 糧食の供給調整に關する事項

二 軍需物資に關する事項

附 則

(成規七三六年六月一日敕令第五號)

本令は公布の日より之を施行す

成吉思汗紀元七三十四年敕令第十四號地政總務官

制、同年敕令第十九號海運總務官制及同年敕令第二十號清査總務官制は之を廢止す

本令施行の際現に左表上欄に掲ぐる官に在る者は別

に命令を發せられるときは各其の相當下欄に掲ぐる官に同官事務給を以て任ぜられたるものとす

第八條

- 組織科は左の事項を管掌す
- 一 機密に關する事項
 - 二 憲法會議の進め調整に關する事項
 - 三 官吏の進退、賞罰及身分に關する事項
 - 四 官印の管掌に關する事項
 - 五 公文書の收受、進達、發送及編纂保管に關する事項
 - 六 豫算及決算に關する事項
 - 七 收入及支出に關する事項
 - 八 雜料の主管に關する事項
 - 第九條 民事科は左の事項を管掌す
 - 一 民事及非訟事件に關する事項
 - 二 民事及非訟事件の裁判事務に關する事項
 - 三 遺存及遺囑に關する事項
 - 四 民籍、地籍及登記に關する事項
 - 第十條 刑事科は左の事項を管掌す
 - 一 刑事に關する事項
 - 二 科筆の裁判事務及檢察事務に關する事項
 - 三 羈禁に關する事項
 - 四 刑罰人引渡に關する事項
 - 第十一條 行刑科は左の事項を管掌す
 - 一 刑の執行に關する事項
 - 二 監獄作業に關する事項

(成紀七三六年六月一日敕令第六號)

本令は公布の日より之を施行す
本令施行の際現在左表上欄に掲ぐる官に在る者は別に辭令を發せられざるときは各其の相當下級に掲ぐ

る國官を律給を以て法せられたるものとす

司法部事務官	司法委員會議事務官
司法部秘書官	司法委員會議事務官
司法部技正	司法委員會議技正
司法部技官	司法委員會議技官
司法部技佐	司法委員會議技佐

附 則

(成紀七三八年八月敕令第二十四號)
本令は成吉思汗紀元七百三十八年八月十五日より之を施行す

交通總局官制

(成紀七三六年六月敕令第七號)

- 改正
- 成約七三七年九月法律第十三號
 - 成約七三七年十二月法律第二十三號
 - 成約七三七年十二月敕令第三十五號
 - 成約七三七年十二月敕令第四十六號
 - 成紀七三八年七月敕令第十六號
 - 成紀七三八年八月敕令第二十五號
- 第一條 交通總局長は政務院長の監督を受け交通行政に關する事項を掌理す
- 第二條 交通總局長は其の主管事務に關し權權又は特別の委任に依り局令を發することを得
- 第三條 交通總局長は其の主管事務に關し官長、副官及特別市長を指揮監督し其の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは之を停止し又は取消すことを得

官制の編分に依ては政務院長の指揮を受くることを得す

第四條 交通總局長は所部の官制を指揮監督し其の進退及賞罰に關し政務院長に具狀し委任官以下は之を施行す

第五條 交通總局長に左の職員を置く

- 次 長 一人 兼任
- 事務官 五人 兼任又は兼任
- 理事官 四人 兼任
- 事務官 十人 兼任
- 秘書官 一人 兼任
- 技 正 七十八人 兼任又は兼任
- 技 官 七十二人 兼任
- 技 佐 二十二人 兼任

第六條 次長は總局長を依り各科の事務を監督し總局長事故あるときは其の職務を代理す

第七條 事務官は上司の命を受け職務に聯繫し及特に命ぜられたる事項を掌る

第八條 秘書官は總局長の命を受け機密事項を掌る

第九條 技正は上司の命を受け技術を掌る

第十條 事務官は上司の指揮を受け技術に従事す

第十一條 技佐は上司の指揮を受け技術に従事す

第十二條 交通總局長に左の四科を置く

- 總 務 科
- 法 政 科
- 郵 政 科
- 建 設 科

各科に科長を置く、事務官を以て之に充つ科長は上司の命を受け部下の官吏を指揮監督し科の事務

施行す

附 則

(成紀七三八年八月廿五日)

本令は成吉思汗紀元七百三十八年八月十五日より之を施行す

警察旗幟式 大東亞共榮國建設の一翼を擔ぶ蒙疆の保障安民の重責に任じ、疆内の治安維持に邁進しつゝある蒙古政府警察隊をして隊旗の下織石の團結を要請し、土氣の昂揚と官規の振肅を期する警察旗幟式は、警察隊改編二周年を迎へた成紀七三八年三月一日十時から、總主席、李副主席、吳政務院長、各部長、各省、盟長、來賓として成紀五三〇〇部隊長ほか軍官代表出席のもとに、管下各省盟縣市の警察隊精銳〇〇名を召集して首都公共體育場で盛大に舉行、引續き十三時より大觀開式を實施、威容を中外に宣揚し警察に對する市民の情熱心を大いに喚起したが、この日總主席からは特に警察隊に對する教書を發布し、また成紀五三〇〇部隊長ならびに丁總司令官は警察隊に對して激勵の訓示を與へた。

教 書

夫レ本邦聯建ノ理想ハ内防共協和厚生ノ樂土ヲ建設シ外友邦ト相契リ東亞永遠ノ和平ヲ圖リ其ノ道義ヲ昂揚スルニ在リ警

察隊全體莫ク大義ヲ清明ニ自勵自戒雖々殊ニ德ヲ顯シ治安ノ重責ニ任ス其ノ功洵ニ鮮シトセス

抑々樂土建設ノ基礎ハ忠勇兼備ノ警察ニ在ルコト洋ノ東西ヲ問ヘス各國其ノ理ヲ同シウス今や警察隊ノ編成改マリ其ノ實

日ト共ニ嚴シク團結ス蒙疆ナラムトス茲ニ全警察隊ニ對シ警察旗各一旗ヲ授與

ス警察隊ハ蒙建ノ英雄人魂シ警察精神ノ表徴ナリ全員宜シク協心戮力警察旗ヲ中

心トシ嚴ク保障安民ノ重責ニ任シ誓ツテ蒙建ノ聖業ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

茲ニ深ク之ヲ望ム

主席 德穆楚克禮魯普

副主席 李 守 信

政務院長 吳 鶴 齡

內政部長 丁 其 昌

蒙、省、特別市長會議 地方行政の決戰體制化および中央地方一體化による總力必

勝體制の確立をはかる蒙古政府管下盟、省特別市長會議は成紀七三八年三月二十五、

六の兩日に互り政府講堂に吳政務院長、武內總務廳長はじめ政府各部局長委員ならび

に關係科長、地方側から補巴盟長ほか各省

特別市長、錫盟は補副盟長出席の下に開催された。會議第一日武内總務廳長より

一、總力必勝體制の確立

二、官吏道の刷新昂揚

三、治安の確立

四、生産力増強と蒐荷工作

の成紀七三八年年度蒙古政府四大施政方針の說明あり、第二日は各部局長委員より各部

局委員の指示事項

一、蒙旗建設實施に關する件

二、內政部施政重點に關する件

三、治安の確立に關する件

四、第四次施政推進運動に關する件

一、地方行政機構改革に關する件

二、農畜物の増殖に關する件

一、雜穀蒐荷に關する件

一、重工業並に輕工業の振興に關する件、

一、縣長兼裁判司法制度の運營に關する件

に關して説明あり、地方側の奮闘努力を要

望、中央、地方を交へて眞摯な懇談を遂

げ十七時終了、多大の成果をおさめて閉會

した。

蒙、省、特別市長、委員會議 蒙古

政府では大東亞戰爭現下の狀勢に對處し綜

合戦力の劃期的増強をはかるとともに、地

方行政の戰時體制化を期してききに蒙、省

特別市の各地方長官會議を開催し、政府の施政方針を闡明中央、地方真正一體となつて蒙疆第二次建設に進展することを宣明するところであつたが、今回これが一層の徹底をはかるため三月三十、三十一の兩日に互り各盟、省、特別市の參與官、次長會議を開催、會議第一日の三十日は十時から政府講堂で開會、政府側與政務院長をはじめ武内總務廳長ほか關係各部長局長、地方側からは澤田宣化省次長ほか各盟、市參與官、次長、編習は江口總務廳副廳長、大使館より岩崎公使、蕪湖政務課長出席、勢頭與政務院長より訓示、岩崎公使より致詞を述べ武内總務廳長より成紀七三八年施政方針の説明あつて午前中の議事を終り十三時參與官次長は與政務院長に伴はれて主席府に出向三〇〇部隊、大使館を訪問挨拶を述べ、岩崎公使より約一時間四十分互つて連絡事項について説明、第一日の日程を終つた。

第二日は三十一日十時より政府講堂に開會各當局委員會次長より施政方針に基く各部同委員會のさきの地方長官會議におけると同様の指示事項を詳細に説明、地方側との間に活潑な質疑應答を展開して十二時一旦休憩、十四時再開、懇談に移り地方側の希

望を開陳して政府の援助善處を望み、十七時二日間にわたつた會議は多大の成果を收めて閉幕した。

西部臨時行政區設置 蒙古政府は戰爭の段階と蒙疆建設の進展に伴ひ、西北接敵地域の急進なる治安の確立、行政の伸張をはかるため臨時措置として巴盟管下の包頭、薩拉齊、固陽、安北の一市三縣をもつて西部臨時行政區を設置することになり、成紀七三八年六月二十日西部臨時行政區設置に關する法律を制定、即日公布六月一日より施行したがこれに關し政府より次の如く發表された。

政府發表表(五月二十日)今般は西北接敵地域の急速なる治安の確立、行政の伸張をはかるため臨時措置として現行巴薩齊薩拉齊管下の包頭、薩拉齊、固陽及び安北の一市三縣の區域を以て西部臨時行政區を設置しこれに關する法律を制定公布、來る六月一日より實施することとせり

西部臨時行政區設置に關する法案

- 西北地域の急進なる治安の確立および行政の伸張を圖るため臨時措置として左記に依り臨時行政區を設けし
- 一、本行政區の名稱は西部臨時行政區とす
 - 二、本行政區の區域は巴薩齊薩拉齊市、薩拉齊縣、固陽縣および安北縣とす
 - 三、本行政區の管理者は政務廳長これを任命す

附 則
 本法は成吉思汗紀元七百三十八年六月一日よりこれを施行す
 本行政區内該旗の行政は仍舊舊の通りとす
 本行政區には當分の間地方官を設けず

興蒙委員會

沿革 興蒙委員會は蒙古政府肇建の目的に鑑み全蒙民生活の現況と發達を蒙古復興の宿望に應へるため、牧業總局および蒙政審議會を合體統合し、さらにこれを擴大強化して蒙旗行政の綜合的運営に任せしむべく、成紀七三六年の政府行政機構改革の際に設置されたるものにして、官制上では政務院に直屬し、政務院長の統督を承け、主管事項を掌理し、その責に任ずるのである。委員長は主務政務に關し法律、教令または院令の制定、廢止ならびに改正を要するものありと認めたるときは案を具し政務院長に提出し、政務院會議の開催を要求しさらに主管政務に關し職權または特別の委任により會令を發し、地方長官を指揮監督し、その命令または處分にして成規に違ひ公益を害するものありと認めたるときはこれを停止または取消することも出来ることとす

なつてをり、單なる中央計畫機關としてではなく執行機關として興蒙政治の企畫實施にあたりつゝある。

三大施政方針 興蒙委員會はその成立と同時に政府施政綱領を基とした三大施政方針を次の如く樹立した。

- 一、經濟の確立
- 二、教育の普及徹底
- 三、民族の更生

いふまでもなくこの三大施政方針は蒙古が大東亜の一翼として興蒙の大業をかちとらんとする施策の重點を明示せるものにして、根幹をなすものは日蒙一體不可分の理念であり、防共の完璧陣下に大東亜共榮體制確立に邁進せんとするそれであつて、多岐廣汎に互る諸施策またこの線に沿つて着實實行を收めつゝある現状である。

民生關係 一、暫行旗官制の制定 蒙旗地帯における行政機構は舊態依然として封建制度下におかれ現下時局に副はざるものあり、蒙古政府はこれを刷新整備して興蒙施政の飛躍的發展を期すべく旗行政機構の近代的確立化を急いでみたが、これが第一着手として今回暫行旗官制を制定成規七三八年七月一日より施行した。暫行旗官制の要點は尙封建制の内容をそとなく

旗行政機構を近代化し、もつて大東亜戰爭の協力義務を強化するのが主なる狙ひで、そのため従来の旗上層部の職務はそのまゝ採用してこれを官吏として繼續せしめるとともに、新たに官吏、副官、技佐を置き蒙旗地帯の教育、産業の興隆を企圖したことである。今回の官制中より除外された札薩克の身分、旗官吏の定員および札薩克制旗と總管制旗の指定等については引續き近く政府において制定される筈であるが、蒙旗行政の官制化は政府政治力の強化を示せるもので、實に劃期的なものといひ得べく、またこれが施行とともに行政機構は漸次近代官廳的な組織への移行が計畫されてをり蒙旗地帯からする蒙旗の近代體制はますます確立強化されることとなつた。

暫行旗官制

- 第一條 札薩克の旗に左の職員を置く
 - 札薩克 滿任
 - 副 官 滿任
 - 管旗副官 滿任
 - 管旗副官 滿任
 - 副 官 委任
 - 副 官 委任
 - 技 佐 委任
- 札薩克の身分に關しては別に之を定む
- 第二條 總管制の旗に左の職員を置く

- 第三條 前二條に掲ぐる職員は別に之を定む
- 札薩克副官及び總管制の旗は政務隨長別に之を指定す
- 技 佐 委任

第四條 札薩克又は總管は總長の指揮監督を受け法律命令を執行し旗内の行政事務を管理す

第五條 札薩克又は總管は所屬職員を指揮監督しその選送及び賞罰に關し總長に具狀す

第六條 札薩克又は總管は旗内の行政事務に關し職權又は特別の委任に依り命令を發することを得

第七條 札薩克又は總管は所屬機關及び地方團體の長及の身分にして成規に依り公益を著し又は權限を越ふるものありと認むるときは之を停止または取消すことを得

第八條 札薩克又は總管は其の職務に關する事務の一部を所屬機關及び地方團體の長に委任することを得

第九條 札薩克又は總管は治安を保持するため兵力を要する時は之を總長に具狀すべし但し非常急變に際しては地方駐劄の軍隊の長に出兵を請求することを得

第十條 旗に顧問を置く前任とす顧問は重要旗務に參與す

第十一條 總理又は管旗總領は上司の命を受け事務を管理し札薩克又は總管事故あるときはその職務を代理す

第十二條 管旗軍京、管旗副軍京又は管旗副監領は上級の命を受け事務を掌る。

第十三條 監官は上級の指揮を受け事務に從事す。旗隊は上級の指揮を受け奉事の風範其の他教育に關する事務に從事す。技佐は上司の指揮を受け技術に從事す。

第十四條 旗に科を置きその事務を分掌せしむ各級の分科規程は興業委員會委員長の認可を経て監長之を定む。

新に科長を置くに際し、管旗軍京、管旗副軍京又は管旗監領、管旗副監領を以て之に充つ。新長は上司の命を受け部下の官吏を指揮監督し科の事務を掌る。

附 則

本令は成吉思汗紀元七百三十八年七月一日より之を施行す。

政府當局議

今政府暫行旗管制が制定公布され、七月一日をもつて施行されることとなつたのである。

これは眞に偉大な偉業を持つてゐるものである。元來旗隊はその發展過程において他の土著の農耕社會におけるそれと比較して見ると、その速度において全く相違つた様相を示して來たものであつて、この兩者を比較して見ても顯著に感ぜられることは前者は文明の風潮に浴することが極めて少く、依然として獨自の文化を保持して來るとともに、文明より生ずる弊害を受くることもまた少かつた點にあるのである。蒙古民族が廣大なる土地を占有し、遊牧を唯一の民族的生業として來たことがその原因であり種族的紐帯が未だに鬆固として殘存し、その維持する社會が所謂封建社會であつたこともむしろ當然

であつて、蒙古民族の生き行く道は今日まではこの封建社會でなければ到底維持出来なかつたものといひ得るのである。

而も支配者と被支配者との關係は理論的なものといふよりはむしろ感情的なものとしてまで進固として規律せられ、運轉せられて來たものであり、律的に運轉上から面も近代的な資本主義的な個人主義的な考へ方からして、或は壓制したか排拒したか封建制度の一局面のみを捉へての論は人に感ぜねばならぬところである。たゞ今日の世界情勢は蒙古民族が民族だけの生存を草原において辛くも維持することのみを以て足れりとして許さるべきではなく、而も過去の在り方といふことだけに關しても疑問のあるところである。既にある旗のとき先して旗の改革に着手し、怒濤狂風する現在の世界情勢の最中を乗り切らんとする努力を致してゐるところもある程である。

たゞこれらを一般的に見てかういふ際の切り替へを如何に圓滑に行ふかが最も苦心されるところであつて、本旗官制のごとき制形式論からすればあるひは極端依然たりとの非難もあるかも知れない。しかしながら札薩克や總管やその他の旗の職員を政府官吏としてその權利義務を對等とし、公私混淆することなきやう、さらに本旗官制の公布施行と同時に實施せられる旗隊規程則や旗官計取規則などと換つて、従來は各旗に方法として存在して來た旗の行政の執行方法を明定し、足並みをそろへて明日の蒙古建設に踏み出したこととは何といつても大收獲といはねばならぬ。この意味において蒙古民族は勿論のこと、大東亞を愛國建設のためにも本旗官

制の施行を着手を擧げて喜ぶものである。

暫行旗隊金規則の制定 興業政治完遂のための重要な基礎問題として、旗財政の確立は蒙古政府成立當初より眞網な研究課題であり、この解決策は關係者間の注視するところであつたが今回興業委員會訓令第五一號をもつて暫行旗隊金規則を制定し、各盟旗に適用、各盟旗は同規則に基いて可及的速かに各旗暫行旗隊金規則案を作成、中央の認可を得て實施し、近く制定を見る等の旗官制の實施と相俟つて諸施策遂行の基本制度確立に邁進することとなつた。

暫行旗隊金規則

第一章 總 則

- 第一條 旗隊金の賦課徴收は當分の間凡て本規則に依る。
- 第二條 旗民及旗内に居住、滞在又は通過する者は旗財政を享用する者は旗隊金を納むる義務を負ふ。
- 第三條 旗隊金として賦課すべきものは左の如し
 - 一 家畜課金
 - 二 牧野使用料
 - 三 土地、輸出及其他の課金
- 第四條 左に掲ぐるものに對しては旗隊金を賦課することを得ず
 - 一 政府、團及旗の事業又は行為
 - 二 ホルシヤの事業
- 第五條 旗隊金を滞賦したる者あるときは其の滞賦

したる金額を一時に償還す

第六條 旗費金中分期徴収するものに付ては其の旗費金額を各納期に平分す但し二分未満の端數を生じたるときは其の端數は之を最初の納期に合算す

第七條 旗費金を原簿徴収せんとするときは札薩克又は總管は課金徴収金額を納付義務者に交付すべし但し金額を交付し難き特別の事由ある場合は當分の開列改の方法に依り照課に關する通知を爲し金書の交付を省略することを得

第二章 課 金

第八條 家畜課金は其の年四月一日現在に依り三歲以上の家畜の所有者に左の率に依り賦課す但し綿羊、山羊及豚にありては二歲以上をす

馬	一頭に付年	二圓以下
牛	同	二圓以下
騾	同	三圓以下
騾	同	三圓以下
山羊	同	四角以下
山羊	同	二角五分以下
騾	同	三圓以下
豚	同	一圓以下
豚	同	八角以下

但し所有家畜の頭數各左の數以下なるときは其の家畜に付課金の半額を減す

第九條 家畜課金は左の納期に依り之を徴収す但し定期に徴収するを得ずもの、納期は其の都度札薩克又は總管之を定む

第一期 五月一日より五月三十一日限

第二期 十一月一日より十一月三十日限

第十條 家畜課金納付義務者は其の年四月一日現在に依り其の年四月二十日迄に家畜の種類別、頭數を札薩克又は總管に提出すべし

第十一條 牧野使用者は原有旗民以外の者に於て牧野を使用する者に左の率に依り賦課す但し札薩克又は總管に於て必要ありと認めるときは盟長の認可を得て減免することを得

一 前半期使用者 二月一日より六月三十日限

馬	一頭に付	一圓
牛	同	一圓
騾	同	一圓五角
騾	同	二角
山羊	同	一角二分
山羊	同	一角五分
騾	同	五角
豚	同	四角

二 後半期使用者 七月一日より十二月三十一日限

前半期使用者と同額

三 前半期、後半期に互る使用者 半期使用者の倍額

尙擧出家畜にして本旗内滞在日に達せざるものは半期使用者の四分の三を減額す

第十二條 牧野使用者の納期は其の都度札薩克又は總管之を定む

第十三條 原有旗民以外の者に於て牧野を使用せんとする者は其の都度札薩克及び使用期間を札薩克又は總管に届出で其の別期を受くべし但し此を待ざる事由に依り認め許可を受くるを得ず

る場合は事務過渡なく届出でを爲すべし

第十四條 土地、礦山及美の備の課金に關しては札薩克又は總管之を定む

第三章 補 則

第十五條 旗費金の納付は金額を以て原則とす但し特別の事由ある場合は原有旗民に限り家畜を以て之に替へしむることを得

家畜を以て金額に替ふる場合の家畜の價格は時價を標準とし毎年盟長の認可を経て札薩克又は總管之を定む

第十六條 本規則の規定に依り届出を爲すべき事項中課金標準に關する届出を爲さざるとき又は其の届出を不當と認めるときは札薩克又は總管に於て之を認定す

第十七條 詐然其の他不正の行爲に依り旗費金を選脱したる者に對しては選脱したる金額の三倍に相當する金額以下(其の金額五圓未満なるときは五圓)の過料を科す

附 則

本規則は成吉思汗紀元七百三十八年七月一日より之を施行す

なほ同規則施行の目的を一層確實ならしめるため「旗費計取扱要領」を制定、旗會計を刷新整備し、豫算決算を的確ならしめ旗行政の計畫の合理的運営に資せしめることとなり、各盟旗において旗財政ならびに經理擔當職員に對する經理講習をせらるゝ實施す。

ホリシヤ(生活組合)運動 蒙旗地帯の從來の經濟機構は、蒙古人の生産物資たる牲

畜ならびに各種牧産品と、穀物食料ならびに各種牧産品と穀物食料ならびに生必物資とを交換して、漢人商人を中心としそれに若干の商賈を加へたものであつたが、蒙古人の組織的自覚に伴ひ蒙古人のための蒙旗の經濟を確立し、消費、分配の適正をはかり、蒙旗生産力擴充案と併せて三大方針の一たる經濟確立を現地に具現して行かうと生活組合(ホリシヤ)運動を呼びはじめたのをきつかけとし、政府當局の斡旋と各旗王侯の協力により成紀七三五年十二月二十八日、蒙古生活ホリシヤ大綱を決定し、聖成紀七三六年春より各盟旗において逐次現組ホリシヤを設立しはじめたのである。

最初の基金は蒙旗王侯旗民自體の贖金による三十萬圓をもつてはじめられたのであるがその後蒙旗その他よりの融資を仰ぎ、次第に全旗地に及ぼされ現在では五盟地區の全旗に旗單位のホリシヤを見、進歩的な旗においては數箇所の支所をも配置し且覺ましい進出ぶりを示してゐる。

▲蒙古文化生計會 對蒙教育、文化、厚生實業の諸施策に側面的協力すべく新設した蒙古文化生計會理事會は成紀七三八年五月十五日十五時から同會會議室に開催、吳會長、松、吉兩副會長、卓董以下各幹事

理事全員ならびに各旗代表等百餘名出席、定刻國民團體のちの閉會の辭、吳會長の挨拶、ついで穆澤事より經過報告あり、終つて同會計費事項について協議し、蒙古文化生計會支部簡章その他を決議事項としてとりきめ十六時閉會した。主なる決議事項は次の通りである。

▲文化生活の改善促進 蒙旗地帯にくりかへされてゐる蒙古人達の生活は永い傳統をもつてをり全面に改めることは困難であり、不可なるものもあるが、戰時下の生活として面白からざるものは可及的速かに是正してゆかうとするもので、例へば野菜食の普及、住居の採光、採煤施設、服飾品の節用、虚禮廢止等各部内に互つて研究調査し、蒙旗の健民生活を打倒してゆく。

▲興蒙學院附屬小學校 現在位置は大境門外元養山中にあり兒童の通學上のみならず指導、施設その他の點からも種々不便なため生計會内に移し、蒙古人子弟の模範的國民學校として育成することとし、本年度は補助費としてとりあへず四萬圓を計上、教材ならびに各種施設の整備をはかり興蒙の名にふさはしい次代蒙古人の新教育を施す。

▲家政講習所 生活の改善は先づ婦女子の自覺からと蒙古人婦女子に呼びかけ、本年度は生計會内に家政講習所を開き、健全なる家を築かせるべく指導してゆく。

▲蒙日文講習所 勤務時間外の餘暇を利用し蒙古文、日本文を學ばんとする者のため夜間講習所を設けるもので、ひとり蒙古人ばかりでなく他の現地系にも便宜を與へることとなつてをり、特に蒙系官吏は率先入所の義務を負ふとされてゐる。

▲月刊雜誌發行 従前の蒙古俱樂部で發刊してゐた月刊雜誌「モンゴルを文化生計と改題、内容を強化し、蒙古の文化、厚生指導の機關誌としてゆく。

▲蒙古醫學研究 近代醫學は中央醫院の擔當するところであるがその普及を見るまでの手段として蒙古醫學研究院を置き、喇嘛醫院、漢方醫學の研究に當り、現地では藥草採取保健衛生思想の普及等を司る。

▲蒙旗建設への寄與 従前生計會が實施した難民救濟の經驗を生かし、現蒙旗建設隊工作の模範村、中心村に民衆をうつす手段として蒙旗にありながら家畜をもたぬ所謂蒙旗の貧民に家畜を與へ、家屋建

養補助費を給し指定旗内の固定施設を中心として厚生を途をはかつてやる。

▲ホリシヤの育成 牲畜ならびに畜産品の移輸出、食料、牛必物資の導入を富面の問題とし、全旗ホリシヤの移輸出入總數を生計會で勘案し、適切合理的なる運営を圖る。更にホリシヤは全國民が株主となることを理想としてをり、速かに全旗民がホリシヤに出資し得るよう側面的に支援指導してゆくもので伊盟ダラト旗では難民救済のため蒙銀よりの融資金を以てホリシヤ事業を經營してきたところ二十箇月で三萬五千圓の純利をあげ、好結果を得てゐるので、この純利中二萬圓を二千株として二千旗民に一株づゝ分配し、残る一萬五千圓を同旗小學校持株として無償交付し全旗民のホリシヤ化獎勵の實を示すこととしたが各旗ホリシヤの株が全旗民に行き渡れば、次には全旗民二株更に三株と高め、各旗競争して旗民のためのホリシヤ育成に當らせる。

▲生産經濟の確立 従前の生計會で營んでゐる諸事業を繼承することは勿論であるが、更に施設を擴充し新規事業をおこしてゆく、即ち製粉工場はそのまゝ經營し林場は錫察、烏各縣下に現在二十七箇

所あるが、本年度は錫盟東アバカ旗、烏盟シレイトの二箇所に新設し二十九箇所とするため、十萬圓の豫算を計上した。またこの林場では造林のみならず牧草、農作物の試作をも行ふ。牧場は現在察盟左翼旗に本場、同右翼旗に分場があり改良種畜を相當飼育してゐるが錫、烏兩盟にも設置し、蒙占の畜産資源の質的、量的増産をはからうとし、また農場をも適當なる地點を選んで經營せんと計畫してゐる。

▲蒙旗建設要綱 蒙旗建設要綱は興蒙委員會三大施政方針たる經濟の確立、教育の普及徹底、民族の更生を蒙旗行政面に實施し旗自體の確立と、政府行政力の滲透をはかるために蒙旗建設隊を組織し内蒙各旗の行政指導に當らせるのを根本とする。即ち従来の蒙旗行政は舊制度をそのまま踏襲して急進な發展あるひは行政滲透上幾多の支障があつたので、下部機構を新設整備し上意下達、下意上通の第一線機關とし、地方團體として發展し得るごとく育成するため蒙旗建設十箇年計畫を編て、中央、地方、盟、旗一體となつて現地即應の施策に當り所期の成果獲得に邁進するわけである。而してその要領は次の如きもので成紀七三八

年七月十五日から實施された。

- 一、本建設は三期(十年)計畫とし第一期を四箇年とす
- 二、第一期建設は興蒙委員會を中心とする蒙旗建設隊(各盟旗公署を含む)を編成しそれら、各旗を指導監督する
- 一、第一年度計畫として西蒙尼時旗(錫盟)四子部落旗(烏盟)および兩旗族(察盟)の三旗を指定し各旗にそれら、模範村および中心村を新設す
- 一、模範村は情況の許す限り旗公署所在地に設置す
- 一、各模範村を核心とし數箇の中心村を設定す
- 一、本建設は左記各項に重點を置くものとす
 - (イ) 模範村及び中心村の地點選定及びその建設
 - (ロ) 各旗公署の整備強化及び訓練、旗地の研究
 - 調査
 - (ハ) 各旗興學學校及びその分校校に校外教育の設立
 - (ニ) 各旗喇嘛寺廟の整理及び喇嘛制度の復古
 - (ホ) 各旗ホリシヤ及び放牧支那の充實並びに馬交
 - 易
 - (ヘ) 各旗財政の確立
 - (ト) 保健所の設立と畜産の實施
 - (チ) 家畜防疫の積極的實施
 - (リ) その他蒙旗建設に必要な事項

施政躍進運動

蒙古政府では時勢の急激なる進展に追隨し施政の飛躍的進展を期し、成紀七三六年九月第一次施政躍進運動を展開してより本年の第四次運動に至るまで、運動目標をその時々的情勢に適應すべき重點に指向し、中央と第一線、官と民渾然一體となり總力を發揮により、行政、治安、經濟に劃期的成果を擧げ、時局下蒙疆に要請される所に應へるとともに、蒙疆建設に不動の根柢を培へるは蒙古肇建史を飾るに足るものがある。

第一次運動 は七三六年九月一日政府成立二周年記念日を中心に、蒙疆における組織的計畫的興進運動として意義ある發足をした。即ち「軍官民一體の總力戰的稱神團結運動」、「民族協和の實踐運動」、「治安確立強化運動」、「經濟安定生産力擴充運動」、「國民教育ならびに新文化の建設昇揚運動」を運動の眼目として各機關それ々の分野に從ひ、民衆大會、各種團體の結成式、各種功勞者の表彰式、阜寧、蒙古軍感謝運動、勤勞報國運動、街鎮鄉村制度精神の徹底、貧瀕愛護運動、農畜物品評會、民族交歡各種大會等に全機關を動員し總力體制の實を擧

げ、民衆の啓蒙、民心の收攬に大いなる成果を收めたるは本運動の將來に光明と自信を與へたといひ得る。

第二次運動 は成紀七三七年一月一日より三月末日迄行政下部組織の強化、匪民分離工作に重點を指向し、地方行政の確立、治安圍の擴大を企圖すると共に、廣く政治經濟の全面に亙りその基礎的整備と、政府施政の内容を民衆に徹底せしむべく、全管成一齊に實施したのであるが、その具體的成果については地方的特殊事情に依り異なる所もあるも、主要目標につき概説すれば次の如し。

街鎮鄉村の育成 は國政進展の基礎を爲すものにして、本運動もまたこれを核心と爲す。而して既に新制度に據れる所は、公所内容、人的整備充實等その基礎面に未だ新制度に據らざる所は本運動を契機として移行せし結果、全蒙近代の制度としての外貌を競へるに至れり。なほ宣化省、察盟、巴盟の一部にてはさらに飛躍し、甲種、團等の下部組織の強化、或は財政工作等に相當の成果を收めてある。

保甲精神の徹底と戸口の調査 街鎮鄉村制確立の前提條件として、また匪民分離の根本策として、隣保愛護自衛自衛の精神を

徹底し、東洋的遺義に基く郷土社會を建設すると共に、戸口ならびにその動態を明確にするは必須要件たり。地域的にその方法と段階を異にするも、その現状に應じ、保甲精神については甲規約の制定、或はこれが活用、連坐制の適用等、戸口調査については豪傑様式の整備、或は移動届出の勵行、保員の訓練、戸口一齊照合等それらの地區の狀況に應じ工夫實施し、一段の飛躍を見たり。特に準治安地區におけるこれ等の勵行は治安確保に側面よりする所の促進的效果大なるものありたるを認めらる。

地籍の整理 本運動における地籍の整理は、街鎮鄉村の財政的基礎を確立せしむると、將來地籍整理の素地を造る意味において土地臺帳の整備および要員の養成訓練に重點をおき實施されたが、本期間中全蒙の三分の二は土地臺帳の整備を了したのである。

これを要するに政府施策の内容の徹底とその基礎的整備は將來の飛躍的進展に備へる體制を整へ得たと見ることが出来る。

第三次運動 は成紀七三七年九月一日より三箇月に亙り實施されたが、その指揮方針および目標を要約すれば、即ち既往の運動の成果を擴充し特に街鎮鄉村の建設を強

化し、さらに治安圏の擴大を期するを方針とし、基礎、靖郷、厚生、經濟の四工作を四大目標とし、極度の重點主義と計畫の現地自主性を尊重し、現地即應の工作一或は二を採り、豫め到達目標を明示しこれが達成に全力を結集したのである。各工作の内容および成果を概説すれば次の如し。

一、基礎工作

(一) 邦民精神の作興と建設精神の明徴、親日勵共思想の昂揚、勳勞報國精神の涵養を根幹とし、自強精神を培ひ、自力建設を強調す。民衆の多く邦民の何たるかを自覺するに至り、時局ならびに日露關係に對する認識を新にせるを認めらるゝは、本工作の貴重なる成果といふべし。

(二) 街鎮鄉村ならびに下部組織の整備強化、街鎮鄉村内容外形の整備充實、進んで運営の適當を期しと意下達、下情上通の實を擧げんことを期し區劃の整備、甲牌、團の確立運営、連絡制度の確立、公所内の充實、財政確立、地籍整理等を工作内容とせり。從來街鎮鄉村はその育成過程に地域的に段階あれば、工作内容また成果にも自ら段階あり。區劃整備は全域之を了し甲牌、團

運営の域に達せるもの宣化省九縣、大同省三縣、巴盟四縣、察盟五縣および張家口特別市にして、連絡制度確立しその運営を開始せるもの宣化省四縣、大同省九縣、巴盟二市六縣、察盟七縣および張家口特別市にしてその他雖も下部組織、連絡制度共本期間中において制度としての一體の整備を終り、運営へ向つての準備工作に移れり。街鎮鄉村公所として形式的に完備せるもの、宣化省五縣、大同省八縣、巴盟二市五縣、察盟五縣内容の充實されたるもの、宣化省五縣、大同省三縣、巴盟二市三縣なり。なほ本工作の浸潤により逃避鄉村九十中自鄉村に復歸せるもの七十三に及べる事實にして、地方行政の躍進に劃期的なるものあるを物語る。

二、靖郷工作

(一) 民衆の確立し民衆は匪民分離、治安の確保、施政の運営に重大なる關係を有するを以て、戸口の動態を常に明確にするを目標として、戸口諸帳簿の整備、係員の訓練、戸口の一齊照會、身分證明書の發給、謄出の勵行等を期せり。本期間二十七市縣は新戸口簿

に移行完了しその外観内容を一新し、他は移行中にして諸届出の勵行されるに至れるもの一市五縣、身分證明書發給數二百二十萬に及べり。

(二) 靖郷青年隊の訓練、未編成地區の編成、適格者調査、幹部訓練に重點をおけり。靖郷青年隊は鄉村建設の中堅分子としての使命を負ふものなれど、現下治安狀況に鑑み村落自衛の根幹たり得る如く訓練するものとす。治安地區の訓練においては自ら異なるものあるは論を俟たず本期末隊員〇〇萬餘編成完了市縣三六、幹部訓練は第一期乃至第三期を各終了し、宣化省における萬安、涿鹿の二縣の如きは既に之が活用にて優秀なる成績を収めつゝあり。

(三) 自衛機能の發揚、主として警備力の間隙に乗する暗側工作を破壊するため、一體整備されたる自衛機能の一層の發揚を期せる結果、民衆の甲規約遵守に至れるもの十一市縣、連坐制運営の域に達せるもの二十四市縣に及び、これに併行し本期間特に部落防衛施設を計畫實施せるもの七縣なり。

三、厚生工作

教育の普及、救濟福利制度施設の整備を

擧げてゐるが張家口、萬安、陽原、延慶、同陽等で本工作を採り上げ、就學率の向上、義倉の充實等を期し、義倉については延慶、陽原における増築等見るべきものあり。

四、經濟工作

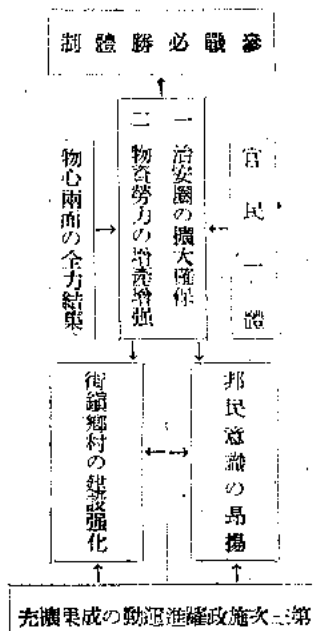
雜穀の集荷の整理と低物價政策促進を眼目とし、消費規正、配給機構の合理化を圖り民衆生活の安定を期せんとせり。

軍需工作については本期間中の數字のみについて成果を云々するを得ざるも、少くとも本工作による軍需量の増大は論を俟たず、殊に接敵地區における敵側地區よりの雜穀集荷の事實は本工作の成果を雄辯に物語るものである。低物價政策については各地それらの方法に於て試みられたがその直接の成果よりも商民ならびに消費者のこの方面における訓練の成果に見るべきものありたりと認めらる。

なほ本次運動を通じ劇的な成果として有形無形幾多の收穫を得てゐるが、具體的實例として主なるは、宣化省、大同省、巴盟の接敵地區諸縣における敵側地下工作の破獲、正工作の徹底による行政發達地區の擴大、懷仁縣における偽政府の檢舉、厚和市、和林縣における機噐整理、包頭市に

おける移動農民對策(集團部落の建設)豐鎮縣における自興運動、尚義縣における興農工作等なり。これを要するに第三次運動に至り民衆の自覺、運動の體得は本運動を全く自己建設、自鄉村建設の運動たらしめ、未だ見ざる活潑なる實踐運動として果敢なる前進が續けられ、街鎮鄉村の基礎ますます、固く自衛機能發揚の域に達し、茲に自治の內的發展の基礎整備をみ、靖郷青年隊の結成訓練と相俟ち治安團の早期確保の體制を整へ、一方經濟厚生工作により民生の安定に資するところ大なるものありたりといふべし。

第四次運動 は成紀二八年四月一日よ



り六月末迄の三箇月間實施されたが、一月九日中國の參戰を見、時局いよゝ多端、蒙古政府に負託される所ますます、多きを加へたる秋、たゞ第四次運動展開すべきは必然である。即ち一月十七日頒發の興亞教育の主旨に應じ、治安の確立と生産の増強を以て蒙古政府の要請に答へると共に、盟邦に協力を誓ひ、休戦を共にし參戰必勝の體制を確立すべきを期せり。邦民意識の昂揚、行政下部組織の強化もとめつゝ、治安、増産の二大目標を達せんことを期し、全境を擧げて一齊に展開されたのである。

工作要領および成果につき概説すれば次の如し。

一、治安團の擴大確保

【自衛隊力の向上】

(一) 滅共體制の確立強化に共產黨軍の有機結合に際し數倍する我勢力の間隙を利しなほ奮動を續けつゝある現狀なり、よつて我方においても特務工作と討伐とを組織化し滅共の實を擧げんとす。

(二) 警備力の綜合一元化に我方各種武裝團體の有機結合には不十分なるものあり、特に市縣自衛團中には素質劣悪の者あり、却つて警備力を阻害する懼れすらありて戦力の十全を期し難し、よつて各市縣の實情に因應しこれが整理を随行せしむ。

兩者相隣適し市縣警察隊の新編成となり具體化され、有給自衛團の整理即ち老朽強者の淘汰、優秀者の正規警察隊への編入を斷行、本期間中全域これが完了を見、警備力の一元化により著しい質的強化をみるに至つたのである。一方滅共體制の確立には、各市縣警察隊に特務隊を新設し、特務工作に當らしめ、武力討伐と有機的組織的結合

のもとに積極的滅共工作に乗り出し、既に敵に多大の脅威を與へつゝあるは最近の情報にも明かなり。今後蒙古政府滅共の使命達成上重大なる役割をもつものとして特記さるべきであらう。

【自衛機能の發揚】

(一) 連坐制の徹底に特種鄉村制の主旨を十分理解せしめ、これが運用を徹底せしむ。

(二) 靖郷青年隊の練成に靖郷青年隊の練成を強調し、自衛團の整理と併行し治安確保に萬全を期す。外戦力の十全發揮を期し、内自衛機能の發揚により村落自衛の基礎を固め、治安團の擴大確保を期す。連坐制の徹底については各市縣に連坐制の課罰實施を見つゝあるも、その主旨を鄉村住民たるの義務自覺に置きこれが適用についても従らば畏怖せしむることなきやう考慮が拂はれつゝあれば、一般に好影響をもたらしつゝあり、これに對する敵側の妨害工作の熾烈なるものある實情はこれを要するに足るものあり。靖郷青年隊の練成については、これを指導員の育成、幹部訓練、隊員訓練の三に大別し、市縣立青年訓練所の整備と相俟ち

計画的訓練を實施するとともに、本武運動各工作の實踐的中核體として運動を通じての實踐的練成を試みられたのである。本期間中正規の訓練を受けた者〇〇萬に及び、共匪密偵の逮捕、隠匿銃器の發見獲得、或は匪要に際し警察に對する積極的協力等訓練の成果見るべきものあり。

三、物資努力の全面的増進増強

【戰時重要物資の増進開發強化】

(一) 春耕資金、肥田種子、休耕地の活用、春耕に際し春耕資金の合理的活用、肥田種子の責任播種、休耕地の積極的活用を萬全を期す。

(二) 水利灌溉に邦内農産物増進達成の方途として重要な水利灌溉施設の整備増強(主として發井工作)に主力を指向し、現戰時上強要されたる農産物増進を圖る。

(三) 増産重點鄉村の設置に増産中核鄉村を指定し、綜合的指導育成を圖り増産の實を擧ぐるとともに街頭鄉村の強化を促進す。

(四) 綠化運動を展開し官民一體勤勞奉仕により春期造林の徹底を期す。

(五) 池下資源の開發増進については帶

動力の全面的増強に積極的協力を圖る。街鎮鄉村育成方策の一方途として計畫されつゝある廣瀬鄉村を中心とし一市縣一乃至五の重點鄉村の設定を完了し、農産指導員の配備をみつゝあり。増産施策は總て本指定鄉村を中心に計畫實施され、農業狀態調査の進捗に従ひ育成運営計畫樹立され舊々新農村の建設に向ひ計畫を進めつゝあり。指定鄉村は第四次運動を契機として出發し年次計畫に従ひ順次増加し遂には全域に及びし、以て時局下急務たる増産に萬全を期するとともに、農業蒙古の基礎を固め、農民生活の安定を期せんとするものなり。鑿井工作は本期増産運動の成果に決定的役割をもつものにして、全域に繰り廻げられた本工作は壯觀といふべきで、政府半額補助による割當費三二五七眼、地方による特別鑿井五七八四眼、計八九四一眼の割當に對し、期間中に完成せるもの九二三六眼にして、目標を遙かに突破し、一眼の灌漑面積五畝とみるも實に四萬六千畝の旱地或は未墾地が水地化するを思へば増産運動に寄與するはもとより、農民自身の受くる利益亦大なるを知る。

その他地域により各種各様の水利灌漑施設が施されたが、大同省における蒙乾河のダム completion、托克托縣の民生渠の完成、薩拉齊縣民生渠の復舊工事等はその主なるものとして、貯水池水渠水溝築堤或は湖水利用施設による水利灌漑施設の完成或は灌工は枚擧に遑なき程にて、今後これ等の適正なる利用による灌漑面積の増大は莫大なるものあらう。水利施設に併行し休耕地の活用が提擧されたが、口盟における休耕地活用四三六一五陌、未墾地開墾五一二一陌の如きは本次運動の顯著なる成果と云ふべきである。春耕資金および配布種子については従來稍もする用途を誤り或は時期を失する等所期の目的に副ひ得ない態が多分にあつたのであるが、本工作において主旨の徹底と指導力の強化によりこれが矯正を期した結果この面においても従來に見ざる好成績を収め得たのである。緑化運動は全地域に亘り千五百萬本の植樹或は挿木が爲され、降雨に幸され五〇乃至九〇%の活着率を示し、なほ若干の造林も計實施されたのである。

【勞働力の増強】

(一) 勤勞精神の普及強調 勤勞愛好の精神を普及し(特に鐵山労働に對し)理解を缺き嫌惡の情を有するが如き風習を矯正す。従來並北依存による労働問題を開閉するは勿論邦民皆労働増進の實を發揚す。

(二) 労働者の素質改善 一般に労働者の素質劣惡にして急進なるこれが改善は困難なるも、労働者の選出改善とともに極力その教化施設の充實を圖る。一般に勤勞奉仕に依る勤勞精神の涵養に努め、勤勞奉仕日、勤勞週間の設定或は學校その他に作業場の設備等を見、また都市においては浮浪者および乞食の就勞斃命をはかり各相當の成果を収めたるも、目標達成には更に一段の工夫努力を要するものと思はれる。

【物質愛護、貯蓄奨励】

従來の物質偏重生活の諷諭を確證修正せしめ、一般生活物資の節用愛護ならびに積極的貯蓄の實踐強化を圖る。講演、座談會、民衆大會等により極言の徹底を圖り、代用交換制、組入貯蓄、節約貯蓄等具體的にその成果が現はれつゝあるも、その精神の徹底は一朝一夕に期し得べきものに非ず、本次運動

を製機として、機ゆまざる工作が續けられるであらう。

これを要するに本次運動はその目標が農民の要望に一致し且つその何れもが民衆生活に直接影響を有するものなると、前三次に互る本運動に對する官民の體感は、自然的條件の下、果敢なる實績前進がみられ、豫期以上の成果を收め、治安確保に對する内の要系を強化し、進んで敵勢力の破權に對する體制を整へると共に増産に對する原動力たる各般の施設に調期的な躍進を見せ、時局下蒙古政府治下官民に負荷される所に十分應へ得たものと認めらる。

治 安

疆内の治安は皇軍の毅然たる武力を中核に蒙古軍、警察隊によつて保たれてゐる。皇軍進駐以來の間斷なき肅正討伐戰によつて疆内の治安は急速に確立され、最近では山岡僻地の一小部分に匪團の蠢動を見るに過ぎず、大陸各地を通じて最良の治安状態を現出してゐるが、併しこゝに一考を要する點は善北の場合と同様、騎系軍が一種された後に共産軍がこれにとつて代つて進出蟻居してゐること、現在疆内に巢窟つて

ゐる匪賊は殆ど全部が共産軍である。而して彼等の趨避する主な地域は平北地風、兼源地區、銀鑛山、豐漢山地區等であるが、これらは何れも赤色ルートの確保、赤色地帯の擴大を圖る戰略地點として敵側が重要視しわが強壓を受け乍らもその維持關係に汲々としてゐる地であつて、これら策源地の各種施設中に相當大規模なものもあり、これよりする彼等の執拗極まる赤化工作、後方擾亂行為は輕視し得ぬものがある。このやうに共産軍はいま蒙古政府當面の最大の敵となつて樂土の建設を阻害しつゝあるが、一方これに對するわが陣容は如何、政府の施政綱領に防共がとり上げられてゐるのを想起する迄もなく蒙強が防共總隊として重要視されて來たのは周知のこと、政府の滅共工作も各種機關を擧げて大々的に行はれてゐる。而して共産軍討滅のため皇軍、蒙古軍の容日なき討伐が續けられ、赫赫たる戰果を擧げてゐるが、最近警察隊が滅共戰線に顯著な戰果を擧げつゝあるのは注目に値する。政府は本年初頭警察隊の訓練方針を樹立、特に滅共精神の徹底、猛訓練、實戦力の飛躍的向上等々を強調して武力警察たる本來の使命達成に遺憾なきを期した。同時に最近質量共に格段の進歩を遂

げた警察隊の現實力をもつて皇軍の毅然たる備へを背負に疆内の治安は警察隊の責任をもつて確立する大方針を建て現在著々これに向つて努力中である。

また本年三月警察隊の生命ともいふべき警察旗を、および警察隊精神の風體である總王の警察隊に對する教誨をそれら、校與頒發し、警察隊旗授與式に引續き各省盟警察隊の開隊式を舉行したが、この晴れの盛典に感激した疆内全警察隊員の士氣は一段と昂揚、各地に果敢な滅共討伐戰を續行し多大の戰果を收めてゐる。なほ警察隊の補助機關的存在たる各地の自警團は政府の方針に基き着々と警察隊への改編が行はれて隊の戦力向上が圖られてをり、また各地に結成された騎郷青年隊は郷土自衛の自衛に立つて猛訓練を受けつゝあるなど々々疆内の治安は皇軍、蒙軍の驍勇の護りを背景に、警察隊の低調、騎郷青年隊の活躍等によつて急速に確立され樂土の明朗色は日一日と濃化してゐる。

蒙 古 軍

沿 疆 蒙 古 政府の國軍として、地風内治安の維持に任ずるとともに、興蒙の推進力をなす蒙古軍は短時日の間に幾多の試練と變遷を経、蒙古政府の基礎確立に伴つて

質的にも量的にも飛躍的に充實し、今や大東亜共榮圏の一環たる北方蒙古に威然として不敗の雄勢を發へつゝ、あるひは猛訓練に、あるひは討伐戦に寧日なき明け暮れを續けてゐる。成紀七三五年七月二日、畏くも北山川高永久王殿下の台座を仰ぎ奉り總下席臨席して建軍後初の朝服式を厚和占頭に堂々展開。幸甚すく一致團精蒙占復興の自覺を新たにするとともに、太祖以來脈々として傳はる尙武の精神を中外に宣揚し、その威容を誇示するところあつた。

蒙古軍の沿革は、滿洲事變直後の建軍時代および綏東事件直後さらに支那事變以後の整軍時代の三期に分つことが出来る。蒙古軍建軍の經過を辿つてみると、初め徳王は建軍の第一着手として日本陸軍士官學校の卒業生たるホバトル(歸鳳林)を隊長とし、善後蒙古軍教育總務部長を副部長とする保安隊を創設し、これに嚴格な訓練と民族復興の精神教育を施し、昭和十一年二月十日西ソニツトに内蒙古軍政府を樹立した際、保安隊を中核としてこれを擴充、内蒙古第二軍と稱した。同軍の司令官は徳王自らこれを兼ね、綏東事件を迎へたのである。一方現蒙古軍總司令官李守信將軍は興安遊

擊師を率ゐ、シラムレン河以北の治安肅正に任じ、さらに察東警備軍として多倫を實力的に保有して來たが、昭和十一年徳王の第二軍に對照して内蒙古第一軍と改稱、梅津、何應欽協定に基き宋哲元部隊に代つて多倫を基點として張北方面に亘る地域の警備に任じてゐたのである。

昭和十一年の綏東事件の後、第一軍、第二軍の稱が廢され、兩軍を合した蒙古軍がこゝに誕生し、統一ある強力な統帥のもとに各師内部あるひは各師相互間の兵員の整理が行はれ、全體的職力の増強がはかられた。總司令には現總主席が就任、現蒙古軍總司令官李守信將軍が副司令として德總司令を輔け、蒙古軍の基礎が確立されたのである。昭和十二年七月支那事變勃發するや、皇軍に協力し、その功績はまことに披群なるものあり、關東軍司令官ならびに運河部隊長より感謝狀ならびに賞詞を授與された。

昭和十二年十月十四日、綏遠攻略と同時に撞れの占都に蒙古軍總司令部を設置、獨後の作戰に、治安肅正に赫々たる戰果を樹立大東亜共榮圏西北の護りに嚴然威福の陣を布いてゐる。

蒙古總軍官學校 蒙古軍では從來厚和

に蒙古軍官學校を設立、既成軍官の再教育をはかつて來たが、軍の中堅をなす少壯軍官の養成は滿洲國興安軍官學校においてなされて來た。これがため蒙古軍独自の軍官養成機關の設立は最喫緊事とされてゐたが、成紀七三八年六月一日を期して多年の宿望たる軍官養成の最高機關たる蒙古總軍官學校が開設され、歴史的第一期學生入學式を舉げた。同軍官學校は蒙古幼年學校卒業生を學生隊として收容、三年の修業年限を修了後見習軍官として各隊に配屬され、三箇月を経て陸軍少尉に任官する。日本陸士派遣隊中も今後は同校卒業生に限りまた學生隊を併設、既成軍官の再教育も實施するもので、蒙古軍教育訓練の最高殿堂である。

蒙古軍幼年學校 成紀七三五年西スニツトに創設、七三八年第一回卒業生〇〇名を新設の蒙古總軍官學校に送り込んだ。幼年學校一軍官學校の一本建の軍官養成を期した蒙古軍官の搖籃の地である。

蒙古軍人後援會 軍人後援施設として昭和十六年蒙古軍人後援會が設立され、戰死者遺家族、傷痍軍人およびその家族の救済授養、あるひは除隊兵の職業輔導等に萬全を期してゐる。後援會の事業として恤兵院

牧場、小學校、新村設置等が擧げられるが、いづれも所期の成果を収めてゐる。事業概略次の通り。

▼恤兵院 獨立の生計を営めない傷痍軍人ならびにその家族および戦死者遺家族を收容、家内工業或は職業教育を施し修得後は本人の希望により獨立の便宜をはかる。また除隊者中希望者についても職業輔導をなしてゐる。

▼牧場 傷痍軍人およびその家族を收容、畜産教育を施し修得後は本人の希望により獨立させる。

▼小學校 恤兵院および牧場收容者の子弟を同校寄宿舎に無料收容し必要な教育を授け、もので、既に厚和市に開設され多大の成果を収めてゐる。

▼新村創設 傷痍軍人道家族、退職軍人を收容し土地、器具、家畜等を貸與、共同經營の方法で農耕により生計を営ませるもので近く創設される豫定である。

▼蒙古總軍醫院 蒙古軍總司令部では成紀七三七年春より工費十餘萬圓を投じて近代設備を誇る蒙古總軍醫院として改築工事を鋭意進めてゐたが、これが完成を見たので同年十月二十九日十一時から新築成れる同病院で皇軍、蒙軍將兵をはじめ在厚各總

關代表多數列席のもとに盛大な落成式を舉行した。同病院は〇〇名を收容し得る病棟のほかには傷痍兵慰ひの大規模場も併置されてをり、さらに軍隨醫學の權威魏江中佐をはじめ〇〇名を擁する大陸に光彩を放つ一大軍病院である。

▼蒙古幼年學校卒業式 蒙古軍幼年學校第一期卒業式は五月二十四日、總士席席のもとに西スニットの同校講堂で盛大に舉行された。この日徳主席は、李守信蒙古軍總司令、烏古廷參謀長その他を隨へて臨席、蒙古軍の中堅としてさらに〇〇學校に進み興蒙第一編に榮立ち行く若輩たちを鼓舞激勵して前途を祝福すれば、この日の光榮に感激した〇〇名の卒業生はいづれも雙頬を紅潮させ興蒙挺身を誓ひ合つた。

警 察 隊

治 軍 昭和十二年九月、わが皇軍部隊が獨軍閥を驅逐して滿内各都市縣城に入城するや直ちに現地有力者によつて治安維持會が結成せられ、皇軍の庇護下で治安の維持に當り舊時代の白衛團體や警察官などもこれに参加させて、地區内の秩序維持に大いに努めたのが即ち警察隊の淵源である。かくするうち三自治政權が樹立されて治安維持會はこゝに發展の解消を遂げ、各政府

の下に警察が設置され日本、滿洲などから官吏の派遣を得てこれが擔擧によつて警察組織は漸次整ひ、治安地區の擴大に伴ふ秩序の維持に努力を拂つて來たのである。さらに成紀七三四年三自治政府は一元的に統合、蒙古聯合自治政府成立するにおよび、こゝに警察官および、自衛團保安隊の各自衛機關を根本的に改編し在來の階級なども是正、政府警察隊として新發展にしたのである。併し當時における狀況は各地を各個に防衛するため各地毎に必要とする警察官の配備をなし、それらの地區における防衛とその地盤を基として治安の擴大に當つてゐたのであるが、これでは種々の不便や不利があつてこれ等の少數警察力を最も有効に活用し、治安を維持するためには高度の機動性を有する警察隊をして各據點に分散配置し、これを命令一下直ちに必要な地點に集結出來得るやう警察力寡少の缺點を補ひ、武力警察としての威力を遺憾なく發揮させようとの方針によつて同年十月十日「警察力整備要綱」なるものを制定し各地方廳に警務廳長の直轄する警察隊を編成せしめ、もつぱら武力活動に従事する態勢を整へ、地方に分配する警察と協力して治安の擴大に努めた。

ついで成紀七三五年六月「警察隊の隸屬系統に關する件」の通牒をもつて地方廳においては一部の警察を直轄とつて位置せしめ他の大部分を縣に委譲、従前の状態に還へしめたのである。こゝにおいて警察制度は從來存した各縣の警察隊と行政警察との區別を撤去し、警察隊は討伐および行政警察の二者を併せ行ふことになつたのであるが、實際においては武力警察官としての教育訓練に補々の不都合を生じたので、政府としては強力な武力警察隊の設置を痛感し、その研究を進めた結果、成紀七三六年遂に行政警察と警察隊を警察隊に統合一元化し、各地方廳における行政警察事務は必要最小限度に縮小して地方廳警察隊、市警察隊ともに警務廳長の指揮下において強力なる機動性を有する武力警察態勢に編成せられたのである。

政府の飛躍發展に重要使命を擔當してゐるのである。

警察隊編練 隊員の教育訓練は最も意を用ひてゐるところで、精神、身體、戰鬥技術の三方面に徹した訓練を施してゐる。即ち警察精神の鍛練では常に五ヶ條の警察綱領の實踐であつて、且つ必勝の信念を堅持し敏に當るの氣魄を練成し、體力の増強、戰鬥技術の練磨には訓練時間の大半を充當して猛訓練を實施してゐる。蒙古警察隊綱領は次の通り

蒙古警察隊綱領

- 一、警察官は堅建精神其現の先覺たるべし
- 一、警察官は積極果敢治安に任ずべし
- 一、警察官は忠烈人民の保護に任ずべし
- 一、警察官は紀律、統制を重んずべし
- 一、警察官は徳性を涵養し民衆の儀表たるべし

優良警察隊表彰 蒙古政府警察隊は邊疆の前線にあつて熱風酷寒を冒して山野を馳騁し、討伐に特務工作に或ひは經濟取締等に敢闘してゐるが、政府内政部ではこれら警察隊中より成紀七三七年において成績最も卓抜な優良警察隊を表彰することに成り、成紀七三八年二月二十八日首都公共體育場に軍官多數の來賓を迎へて暗の表彰式

を舉行、表彰状ならびに銀盾を授與した。表彰を受けた警察隊は、大同省平魯縣警察隊、宣化省龍關縣警察隊、巴盟直隸警察隊第一大隊である。また警察隊成立以來本年二月末までの間に鐵膽、思想、素行など他の儀表たり得る警察官に對して警察功勞章を授與されたが、功勞章を受けたものは最高功勞章一一八名、特別功勞章二〇四名、最高警察章二三名、表彰四〇〇名、警察賞三五〇名、の多きに達した。

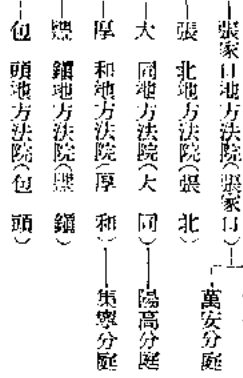
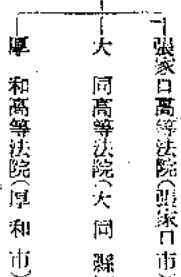
司 法

沿軍・總廳 政體統合前における當地域の司法は蒙疆聯合委員會においては保安部が、また察南、晉北兩自治政府においては保安部司法處をしてそれと、これを管掌せしめてゐたが、政情複雑のために中央、地方の連絡統制關係は兎角圓滑を缺き、地方政體たる各自治政府またしく獨立政體たるが如き行動が多く、相互に緊密なる連絡を缺いてゐたため司法制度もまた甚だしく尠となり、これが統一刷新は困難なる障礙に逢着したのである。併しながら政體強化の機運が日を遂うて強化するに伴ひ、

情勢は徐々に好轉して來て幾多の迂餘曲折を經た末、遂に成紀七三四年九月一日、蒙古聯合自治政府成立とともにほじめて司法部成紀七三六年六月司法部會と改むが開設せられ、こゝに蒙疆司法部の統一を見、疆内における一元の司法制度確立の根本方針が決定せらるゝに至つた。

察廳また三級制とし最高法院、最高檢察廳を政府所在地に置き、その他の法院、檢察廳を管内主要都市に置くこととなつた。その後逐次整備を擴充した結果、現在高等法院、高等檢察廳は張家口、大同および厚和の三都市に、地方管内および地方檢察廳は張家口、張北、大同、厚和、豐鎮、包頭の六ヶ所に、分庭、分處は張家口地方管内に萬安、宣化、厚和地方管内に集寧、大同地方管内に陽高と四ヶ所の設置を見た。

最高法院
(張家口市)



◎檢察廳およびその分處は各級法院およびその分庭に對置す

縣の司法制度 ほぼ疆内司法制度確立上最大の難關は縣旗における司法機關の問題であつて、未だに縣の大部分には法院の設置なく、縣長が司法事務を管掌し、併も事實上これが實務を執行してゐるのは實情

級のものであるので、司法委員會では鋭意これが改革を企圖研究中であるが、應急の對策として主要各縣に司法公署を設置し、これに司法委員會で養成した承審員を配置することとす。に商都、懷來、蔚縣、多

倫、天鎮、渾源、左雲、朔縣、懷安、和林に司法公署を開設して、各署に承審員を配置した。近く涿鹿、武川、托克托、延慶にも承審員を派遣する計がある。口下蕭蕭との成果を期待してゐる。

蒙旗地帯における司法制度 所謂蒙旗地帯に關しては暫らく従前のまゝに放擱し、文化の發達を俟つて漸進的に革新を施す方針が採られたのであつたが、近時民刑案件のやゝ複雑なものが發牛したため、これが實態調査を遂げたり、檢察ならびに審判制度の確立を企畫中である。

所謂蒙漢交渉事件の處理 各民族の居住する蒙疆において最も困難な訴訟案件の一つに蒙漢交渉事件がある。特に巴盟土默特旗における土地紛争案件をもつてその代表的なものとなされてゐるが、これについては成紀七三六年以來緩急解決に努力した結果、厚和地方法院内に土默特廳を設けて蒙漢推事の合議制とし主として調解によつて紛争の解決にあつてゐる。

監獄および行刑の概観 監獄は政權統合後察南、晉北、豐鎮、張北、包頭を接收しこれを司法委員會の直轄として現在におよんでゐる。なほ各縣旗には縣長または旗長の管理に屬する看守所があつて各高等法院

土木建築請負業

一郡組張家口支店

代表者 山 本 正 幸

張家口寶善街玉合里二號

電話二七九三番

本店 青島恩縣路二十六號

モルタル瓦製造
モルタル管

土木建築
請負
近藤組出張所

張家口東安大街二〇
電話二七〇三番

土木建築請負

合資
會社

大

和

組

代表社員

伴

場

正

三

張家口東安大街馬路六條三號
電話 二六〇九番

土木建築請負

三二

康

組

代表者、松

田

力

張家口明德北大街四〇號

工事部 電話三一六一

商事部 電話三四四四

出張所 厚和市舊城西順城街五八號

電話二七六五

天津事務所 天津市興亞第一區明石街一八ノ六ノ四號

電話(2)七九一五

北京連絡所 北京市內三區東四北大街三八九號

電話(4)〇七二二

日
蒙
土
建
社

工事部 西關街三道巷三號

電 三 九 九 〇

商事部 小南關街十一號

電 三 二 三 二

和洋家具、窗掛敷物、建具、襖
美術建築設計施工其他建築材料

興亞工業株式會社

張家口明德北大街二四一號

電 話 三 三 四 三 番

工 廠 張家口明德北大街一四〇號
工 廠 張家口明德北大街一二七號

土木 請負 業
建築

寺

代表者 寺

田

田、留

組

電話 三二五〇番

治

皆様の社交場

カフェー 白

鳩

張家口福壽街七號
電話 二七九八番

鷄鷄牌洗濯石鹼、モルタル瓦
勝利牌混合パイプ、モルタル管
石綿高年煨爐、其他スレート製品
石綿パツキング、モルタル製品

製造販賣



川 富 工 業 所

所 主 川 邊 俊 夫

營業所 張家口市長安大街十八號

電話 三 七 六 五 番

工 場 張家口市花園街四十九號

電話 三 四 五 〇 番

製 作

五右衛門 風呂釜 製作發賣元	各種 鍍前	砲金 鑄造	銑鐵 製品	鐵板 製品	農機 工 具	建築 工 具	自動 車部 分物 品
----------------------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	---------------------

長澤銅鐵工場

長澤 獎

張家口上東營西大街四號

電話三四六五

貸切自動車
各自動車修理

張家口自動車

代表者 豐田芳明

張家口特別市明德北大街

電話二六八五番

營 業 種 目

販 賣 部

自 動 車 ・ 部 分 品

馬 車 ・ 部 分 品

タ イ ヤ ー ・ チ ュ ー ブ

各 種 ベ ア リ ン グ

機 械 工 具 製 作 販 賣

修 理 部

自 動 車 ・ 馬 車

タ イ ヤ ー ・ チ ュ ー ブ



新 興 工 業 社

張 家 口 市 東 太 平 街 十 五 號

電 話 三 二 三 三 番

營業科目

建	食	農
築	料	產
材	品	物、
	雜	畜
	貨	產
料		物

利

勝

洋

行

經 理 徐

慶

豐

張家口特別市中央大街

電話 三 七 一 〇 番

製
紙
原
料
業

蒙
疆
パ
ル
プ
工
業
所

張家口明德北大街二一四號

電話三七七八・三七〇五

大同出張所 大同城內西門大街一七號

電話三三三五・二八一七番

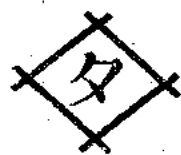
厚和出張所 厚和舊城北門內

電話九四八番

營業種目

直	其	罐	銘	白
輸	他	詰	茶	米
出	食	砂	味	麵
入	料	糖	噌	粉
卸	雜	酢	醬	雜
商	貨	精	油	穀

貿易商



泰

信

商

會

光

原

秀

雄

張家口市長安大街三九號
 電話二二八七番

地方行政の現状

宣 化 省

施政方針 成紀七三八年度における宣化省の施政方針として次の五大目標を強調してゐるが、その重點は諸政の飛躍的發展と決戦必勝體制の確立をはからんとするにあり、本施策の實施にあつては省内各處間に密接なる關連性を保持せしめ、時代の新狀態に適合せしめんとしてゐるが、特に治安圈の擴大確保と生産力の擴充に意を用ひて施政躍進の動脈たらしめ、各般の施策を有機的に推進せしめんとするところに注目すべきものがある。

- ▼治安の確立 警察官署自體戦力の向上と自衛機能の活用とにより、敵側の蠢動を破砕封殺し以て治安圈を擴張し、かつこれを確保せんとす。これが目的完遂のため
- 一、警察精神の昂揚 二、警察武力の一元的運営 三、警察官教育訓練の徹底
- 四、情報機構の整備 五、滅共工作の強化 六、鎮村自衛防衛制度の確立 七、靖郷青年隊の結成ならびに訓練の強化
- ▼農畜林産物の増産 成紀七三六年度開始

に係る産業五百年計畫の遂行實踐を基本施策とし、興業機構の整備充實、生産力の擴充確保、農村經濟力の向上發展を期し、需要の恒久的自給自足體制の基礎を確立する。特に食料問題解決について意を用ひ各種部門と緊密なる聯繫を執り、一致協力これが操作の健全を期し地方團體財政の確立および民生の安定を圖る。

▼物資物價の調整 滯外期待物資の生産力を擴充強化するとともに、既存輕工業の振興を自途とし、これに要する機構體制を整備しこれが維持育成に努め、一面主要物資の需給調整の圓滑化、物價高騰の抑制、消費の規正に努め民生の安定を期す。これが實行方策として

- 一、自給自足經濟體制の育成強化 二、輕工業振興統制 三、宣化省輕工業振興統制委員會の設置 四、物價對策の徹底強化 五、需給調整 六、輸入配給機構の整備 七、物品販賣業の取締強化 八、礦物資源の調査 九、商會の指導監督
- 十、經濟警察の充實
- ▼鎮村の育成強化 前年度の成果をさらに擴充するとともに治安圈の擴大に伴ふ鎮村の育成を目標とし、鎮村協同組織體、特に下部組織の整備をはかり、治安および増産

の諸施策と相俟つて鎮村自衛ならびに鎮村經濟の確立を期し、もつて官民一致の強力なる自治的協同體を結成し參戰體制の確立を期す。

▼教育 教育に對しては新學期の實施に伴ふ諸準備を完了するとともに、鎮村行政と初等教育との關連性を密にし、かつ教員の社會教化を積極的ならしめる一面、鎮村當局をして教育の振興に重大關心を抱かしむることと指導す。なほ初等教員の素質向上をはかるため、これが教育を強調しさらに時局下身心の鍛鍊と勤勞精神涵養のため全小學校に農業實習地を設置する等教育の劃期的刷新を期す。

▼精神力の擴充 官民を通じて邦民精神の作興と參戰必勝體制の確立を期し、これが時局に處する邦民の認識を深からしむるとともに必勝の信念に徹せしめ、もつて東道の刷新昂揚、地方團體の整備強化をはかり從來の民衆組織を徹底活用し諸施策の遂行に違なき官民一體の效果發揚に努力する。

施政の實施監察 當省施政實施の重要要件についてはこれが審議決定を慎重ならしめ、かつ實施の結果について檢討を行ひもつて施政の充實をはからんがため省内に施

縣 名	區 別	各 縣 別 鎮 村 狀 況		口		耕 地 面 積	縣 豫 算	鎮 村 豫 算	兩 級 初 級 合 計	學 校 數	教 員 數	縣 職 員 數
		鎮 村 計	戶 數	男	女							
萬 源	鎮 村 計	五 五 〇	二 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
陽 泉	鎮 村 計	二 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
沁 源	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
沁 縣	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
潞 安	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
潞 城	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
延 平	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
赤 松	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
龍 崗	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
宣 化	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
總 計	鎮 村 計	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇

各 縣 別 鎮 村 狀 況

政審議會を設置し必要に應じて事業の審議を執行してゐるが、さらに管下の官署および地方團體に對する監察規定を制定し、長官次長または指名監察官をして定期或は隨時に監察を實施し施政の振興と綱紀の肅正に查してゐるが、監察の内容は

一、蒙選建設精神の體得および實行の狀況
 二、施政の計畫および實施の狀況
 三、法規および命令の周知徹底および運用履行の狀況
 四、事務處理の適否および能率の良否
 五、民心把握の狀況および

びその方法
 六、人事賞罰および教養訓練の狀況
 七、豫算の編成および運用の狀況
 八、職員の服務紀律監督および統制の狀況
 九、職員の配置および事務分配の適否
 十、部内の融和および關係機關との連絡協調の良否
 十一、廳舎その他の物的施設の整備、物品の保管および簿冊整理の狀況

等におよぶものであり、監察は單に非違の摘發に偏することなく、行政の指導監督に、重點を置き、人材の發見、善行の顕彰等に

努めこれに併行する職員の教養訓練行事と相俟つて施政の躍進をはかつてゐる。

■ 官制の改正 施政の躍進に伴ひ成規七三八年度には縣官制改正せられ、新たに宣化縣に建設科を設置し宣化地區の都市計畫事業に着手した。その他各縣には實業科を新設し、生産力の増強、配給部門の合理的操作等決戦必勝體御下緊張の整備に遺憾なからしめた。而して縣の下部行政組織たる鎮村行政においては鎮村長、助理員、司

下に振務係、經濟係および自衛係を配した
が、特に經濟係が縣農事合作社の鑛村實行
合作社とともに農事指導、農事金融、共同
購買、共同販賣ならびに各種統制物資の配
給部門における活動と、自衛係が所在の警
察機關とともになす諸郷青年隊の練成活用
や民總警邏、甲牌下部組織の有機構成化、
保甲防衛守則の制定等は見るべきものがあ
る。

鑛村育成計畫 成紀七三七年度の鑛新村
制に基く鑛村育成の指導大綱は協同組織體
の確立、財政の確立、鑛村自衛の整備、鑛
村經濟の再編成、鑛村福利施設の經營の五
つから成つてゐるが、その概要は

協同組織體の確立(一) 地域の組織の整
備、鑛新村制の根本目的遂行に即應し得
るごとく村落境界を規正あるひは村落の
配屬分合を行ひ、これに配するに自然村
落的に孤立し來りたる民衆の社會觀念を
新鑛村の水準にまで擧揚することき施策
をもつてし、自治と自治の連絡、官民渾
然一體の融合を圖らんとす。その要領は
一、行政區邊に支障なき面積の地勢を劃
定す。二、經濟の自立の可否を考究す
三、民意慣習その他地方の特殊事情を參
照す。四、實際的技術として土地整理の

成果を利用す。(イ) 境界疑義の判決
(ロ) 境界紛争の審決 (ハ) 地形地物
による境界決定 (ニ) 官縣有地、旗産
および飛地の整理による邊分加除 (ホ)
行政區劃と行政區劃を一致せしむ。

(三) 人物組織體の確立(一) 民總整理
ならびに人事異動の登錄および良民證の
發行 (二) 甲牌等民衆下部組織の整備強
化 (イ) 民衆の利益と要求を統一せし
む (ロ) 上部指導力と強化支援する基
礎たらしむ (ハ) 代表者指導者を監督
せしむ (ニ) 官紀および行政に對する
家目的批判をなさしむ (ホ) 檢察方の
強化支援 (ロ) 自行監察による信實必
罰への協力 (三) 教育宣傳報道等の組織
網的施行

(三) 組織體中振務係の整備充實 一、
名稱の決定 (二) 鑛村公所の充實
施設 (ロ) 吏員を精神的實務的の訓練
と指導精神を鼓吹す (ハ) 職員人事の
刷新 (三) 組織定員の決定 一、吏員の
選任方針の決定

財政の確立(一) 地方稅法施行の指導監督
二、豫算制度の確立 一、歲入歲出の高
度連絡化 二、攤派の廢止 三、租稅の
徵收制度の合理化 一、土地調査による

隱蔽土地の發見 二、地價等級の公正合
理的調査 三、不動産登錄制度の確立
(契約手續土地臺帳、田賦、地租臺帳等の
整備) 四、合法的非合法的脱稅の防止
五、手数料使用料その他稅外收入の合理
化 六、納稅の協同簡易化の促進 七、
累進賦課徵收の研究 四、會計事務の整
備 五、基本財産の造成 一、土地整理
による私營地盤地處分 二、不在不
明地主ならびに工作物の處分 三、課外
居住、縣外居住者の所有する不動産なら
びにその果實に對する合理的處置

鑛村の自衛(一) 自衛團の結成 一、防衛
守則の規定 二、甲牌下部組織の有機
組織化 (二) 自衛團の訓練 一、自衛
團體中堅指導員の養成 二、自衛團員の
訓練 (イ) 警察管區と同一單位とす
(ロ) 郷土愛、隣保友愛思想を根本理念
とす (ハ) 勤勞共同作業による團結心
の強化 (ニ) 防衛演習の實施 三、右
給自衛團の解消 四、匪劫探索、糧道封
鎖、交通遮斷 五、民總整理による人民
の動勢 六、村外人侵入の監視報告
七、全負連座罰則制度の施行 八、信實
必罰の執行 九、教育、宣傳、報道の組
織網的施行

隱蔽土地の發見 二、地價等級の公正合
理的調査 三、不動産登錄制度の確立
(契約手續土地臺帳、田賦、地租臺帳等の
整備) 四、合法的非合法的脱稅の防止
五、手数料使用料その他稅外收入の合理
化 六、納稅の協同簡易化の促進 七、
累進賦課徵收の研究 四、會計事務の整
備 五、基本財産の造成 一、土地整理
による私營地盤地處分 二、不在不
明地主ならびに工作物の處分 三、課外
居住、縣外居住者の所有する不動産なら
びにその果實に對する合理的處置

續村經濟の再編成 一、甲牌民衆ト部組織

の整備強化 二、合作社の合理的今日の運用 1、生産物の共同投資 2、必需品共同購入 3、共同運搬(官民用車相互利用) 4、資金の造成および低利資金の融通 三、不正不勞搾取階級の撲滅

1、法制規則の整備 2、脫法違法行爲者の取締 3、養倉の充實と合理的運用 4、低利資金、春耕貸款の公正運用 5、地場遊資の公益利用 6、惡徳地子金融業者の撲滅 四、村落委員會制度の活用

五、官民直接交渉の緊密化 六、青年訓練所修了生の登用活用 七、産業經濟の奨励および統制 1、小作制度の改革

(イ) 小作料の制限 (ロ) 小作期間の延長 (ハ) 小作權の擁護 2、堤防誘渠運河等農耕根本條件の共同工事の促進助成 3、土地權利の移轉許可制度の合理的具體的實施 (イ) 農地の互近所有の交換 (ロ) 土地集買細分防止

4、官公有地の細長優先拂下および貸付 5、未可耕地の強制開拓および處分 6、家庭副業の奨励助成 7、畜産の奨励助成 8、民生工場の設立 9、産業金融に關する法令の遵守協力 10、地方實情に即應せる統制の實施 11、責任權

林事業の實施

福利施設の經營 一、無料診療所の設置

二、救恤事業 三、保健衛生施設および思想の普及 四、教育の普及 五、道路鐵

路通信施設の増加および愛護工作 六、健全娛樂、慰安技術の指導教授 1、民

誼、催進、童謡、建設歌等 2、舞踊 3、體操 七、民衆諸事相談代辦所開設

施政方針 本年度の施政は政府の施政方針を基礎とし、當省の特殊情況を勘案して左の六項に重點を指向してゐる。

1、總力必勝體制の確立 2、蒙疆が大東亞職

争完成のため負荷する使命の達成は、一に總力必勝體制の確立にあり、而して即時即應して全機能を發揮するもまた本態

勢の確立如何にあり、これがため中央地方の渾然一體化、民意暢達による行政の

運営、青年層の訓練指導等に重點を注ぐ

2、官吏道の刷新 總力必勝態勢確立の中樞をなすは官吏である。故に吏

道の刷新を期し民衆の指導者たるの實を

あける。これがため政治の確立、信實必

闘主義の徹底、優秀人材の簡拔、不良吏

員の淘汰、指導監督の責任追究、官吏の

教養、訓練に重點を指向す。

大同省

3、治安の確立 省政の根本は治安にあり

これがため本年度においては自力治安確

立へ邁進、民衆自衛組織の強化、訓練、

警察隊の士氣昂揚、情報機構の整備、靖

郷青年隊の訓練等に手眼を凝き治安工作

に當る。

4、生産力増強と蒐荷工作の強化 大東亞

競争参加による戦力増強の任務達成、民

衆の確保等戦時經濟政策に適應ならし

める。これがために先づ民力の培養をは

かり而して生産の増強を期し物資配給の

潤滑と相俟つて割當制により蒐荷の目的

を達するとともに民生の安定を確保す。

5、地方財政の確立 財政は諸政運営の原

動力にして地方團體の發展如何は一に財政の確保にあり、これがため省地方費設立の趣旨を體し納稅義務思想の普及、行脚徴税の實施、滯納整理の漸行、納稅功勞者の表彰などによつて極力目的達成に努むる。

6、教育の刷新 民心把握上最も緊要かつ

効果的なるは教育の普及刷新にある。こ

こにおいて治安行政と膺接して本目的達

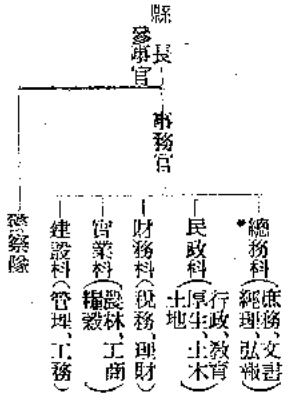
成のため新學制の制定實施を基幹として

教員素質の向上、待遇の是正、教授法の改革、日語普及、校舎の改善等によつて

學校教育の刷新を期し、これと相俟つて
民衆教育の普及をはかる。

管内各縣行政組織

△甲類縣(大同)



△乙類縣(懷仁、左翼、朔、山陰、應、渾源、廣靈、天鎮、陽高)



△丙類縣(右玉、平魯、靈邱)



縣行政 各縣村行政滲透狀況は次の通り。

縣名	村數	戶口	稅納率	施政率
大同	二十二聯合村	一〇〇	〇	〇
懷仁	一街八聯合村	一〇〇	〇	〇
左翼	十一聯合村	〇	〇	〇
右玉	一街十聯合村	〇	〇	〇
平魯	二街六聯合村	〇	〇	〇
朔	一街廿聯合村	〇	〇	〇
山陰	一街十聯合村	〇	〇	〇
應	十三聯合村	〇	〇	〇
渾源	十六聯合村	〇	〇	〇
靈邱	一街五聯合村	〇	〇	〇
廣靈	一街十聯合村	〇	〇	〇
天鎮	十一聯合村	〇	〇	〇

陽高二十聯合村 一〇〇 〇 〇

計 十六聯合村 〇 〇 〇

陽財政 成紀七三八年度は緊迫せる現下

非常時局の進展に伴ふ諸情勢に即應する財政の確立を企圖するとともに、民心安定および民力涵養の徹底、文化啓蒙による民生の向上、統治能力の強化と民衆自治の促進、重要政策完遂のため従來の積極的健全財政を格段と強化し、建設期に伴ふ膨脹財政を巧みに整統し、政府財政依存を排除、地方財政の擔稅力の培養によつて恒久的財源を確保し、行政費については厳正なる檢討を加へ、之を節用しまた所謂物の豫算に對應して不急不要事業等は勿論、これを節用として抑止しさらに物資、勞力、資金の三者に對しては綜合的統制を強化して他方財源の自立性を樹立するとともに極力設計の健全性をはかり慎重審議の上、地方即應の積極的重點主義をもつてこれが運用にあたる方針のもとに次の如き當初の豫算を編成した。

縣 名 歳入經常部 歳入臨時部 歳入合計
大同 一、六二九〇 五、九〇〇 一、三、五八〇

地區は劃期的飛躍を遂げ其領の組織を相次で覆滅せしめた。本年度においては管内南方地區および隣接中照地區接壤地帯も寧日なき討伐肅正によつて一段と明朗化されたのであるが就中本年度における第四次施政の躍進運動の展開を契機として各縣ともに治安圖の擴大確保に萬全を期す対策により行政方途邁上の一大躍進たる各僑縣政府は逐次根本策源せられ、加ふるに南方地區の徹底的討伐に併行する惟北工委の大檢舉は、共匪の全力を傾注する治政擾亂の企圖を徹底的に粉碎したのである。現在管内敵共匪團は、軍、警の周斷なき討伐と經濟封鎖の嚴行によりよく、窮乏の淵に陥り長城線地帯の僻陋の地に逃避、餘喘を保つてゐるに過ぎざる現状である。一方據點式に配置された各營察隊、或は靖郷青年隊等の活動は逐日活潑化され、施政普き管内民衆の新政権信頼の念は著しく昂揚されるに至つた。さらに中國參戰後の民衆の大東亞戰爭完遂の決意は頗る昂揚され増戦必勝に大東亞建設の一翼を擔つて眞摯な敢闘ぶりを示し、治安はいよいよ「明朗」途を辿つてゐる。

宗教團體一覽表

教會名稱 教會寺院 教師僧侶 信徒
天主教 16 16 3,000

耶穌教	五	五	二、二六
佛 教	四	二五	三、九三
道 教	三	一六	二、六九
回 教	六	六	二、六五
紅十字教	四	五	一、七六

巴彥塔拉盟

概 論 巴彥塔拉盟は宣化、大同の兩省と並んで蒙古政府構成の根幹をなしてをり「教員同盟」と一口にいられるごとくその危大な殺産物、なかんづく武川縣の小麥、陰山以南の高梁、粟等の雜穀はことに著名でこれに次いでは畜産物、鑛産資源等が數へられてゐる。地勢は中央部をほとり東西に走る陰山山脈によつて南北に分れ、北は所謂内蒙蒙古の高原を形成して進しなく廣がり北隣りは烏盟、西部臨時行政區、伊盟に接し、一面に耕作された田畑は肥沃な黃土に恵まれて豊かに折れ、東は察南、察盟に、西は西部臨時行政區および黃河を境にして伊盟に接し、南は長城線によつて山西省に接してゐる。住民百三十萬を算し比較的入口稠密で、且つ文化の進んだ地域である。鐵道は京包線が陰山の南麓を東西に走り、それと並行して興業鐵路が平地泉、包頭間を一

高線に繋いでさらに東に伸びてゐるほか、大同を經由し興鎮からソソニットへ向ふ南北縱斷大道路をはじめ大小幾多の道路は厚和を中心に四通八達してをり、電信、電話網の飛躍的發展とともに其發達におけるこれら交通網、通信網の劃期的發達は實に驚嘆に値ひする。

事變後の變遷 支那事變勃發前までは現厚和市たる殺産城に少數の特務機關員が在任してゐたほか日本人は管内に殆んど見られず、加ふるに政治的惡條件も手傳つて産業方面における日本人の進出は全く遮断されてゐた。昭和十二年十月十四日烏盟綏遠入城に引續いて同月二十八日、蒙古聯盟自治政府が成立し、厚和市がその首都に定められ、また綏遠省政を廢して巴盟以下烏盟伊盟を復活、巴盟公署を厚和市に設いた。次いで成紀七三年六月一日附をもつて包頭市、薩拉齊縣、安北縣、固陽縣の一市三縣を巴盟より切り離し西部臨時行政區の設置を見た。爾後厚和市をはじめ豐鎮、平地泉等の沿線主要都市及び奧地縣城を中心に日本人の進出は日さましく僅々數年のうちに八千餘を數へ、行政機關、經濟、產業部門に顯著な進出を見せ、以後健全な増加ぶりを示してをり、また現地人の人口も以前より

り増加し、産業、經濟は全く舊に復し、事變前に數等勝る活況を呈してゐる。

農 業 當地域の産業の大宗を成すものは農業で舊政權時代における五臨地帯をも含んだ農畜物は管内の需要を充たして餘りあり、その大半は華北に輸出されてゐた。

主要農産物は小麦、蕎麥、高粱、粟、包米等で、また特用作物として各種麻類および綿粟の栽培も旺んでゐる。小麦は陰山以北の武川、集賢等に多く、事變前の記録によれば武川縣は平年作で六十萬石の産出を見てゐた。現在の耕作面積は幾分減少してゐるがその反面農業技術の向上、水利灌溉施設の促進と相俟つてやがて事變前の收穫量に復するもの近いうちであらう。而して雜穀類の出廻りも旺盛を極めてゐる。また本年度における巴盟水利協會の活動は引續き相當範圍にわたつて積極的に進められて

をり、舊施設の改修、新水路の開設、井戸の増設等の諸事業は着々順調に進捗し食糧増産に寄與してをり、今後とも同協會の活動は農業巴盟推進の鍵を握るものとして頗る注目し續ひするものがある。

鑛 業 未知の寶庫陰山を中心に開發が進められてゐるが、現在鑛行中の主なものは次の如く極めて少數で今後の開發に俟つ

ところが非常に多い。

石炭、石綿、煤母

以上のものはその埋藏量が非常に期待されてをり相當大なものとして推定され、さらに右以外に鐵、銅等も賦存してゐると見られてゐる。但し治安の關係で詳細な調査は行はれてゐない。而して當地域の鑛業開發状態は少數の大規模經營のほかは小資本の進出が多く、従つて中小業者の業績は勞働力確保難、輸送費増高等の惡條件に左右されて開發状態は低調である。

水産業 托克托縣を中心とする沿岸で盛んであるが、漁撈方法は未だ幼稚の域を脱せず産額もまた僅少である。漁獲物は鯉を筆頭に鮰、スッポン、鯰等がこれに次いでゐる。

牧 畜 管内各農家の飼育或ひは使役する綿羊、豚、鶏、牛、馬等の家畜類は相當數に上つてをり右以外に滿蒙毛織をはじめ各會社、機關で農民に委託飼育中の綿羊も逐年増加してゐる。また種羊、豚の品種改良は内地、滿洲から毎年優良種を導入し、これが達成をはかつてをり氣候、風土等の障礙を克服し、年々かなり好成績を擧げつゝある。なほ當局では牧畜業の進展に關聯し

て牧草の改良も鋭意進めてゐる。

工 業 巴盟管内の工業は手工業の程度ではあるが各部門に亘つてかなり旺んで、ことに厚利市は比較的古い手工業の歴史を持つてゐる。即ち西北貿易の影響を受けて皮革工業、羊毛工業等が特に顯著で、事變以後幾分低調を辿つてゐるとはいふものゝ、代表的手工業たる藍絨を維持してゐる。このほか製粉、製瓦、煉瓦製造、鋼材、醸造等がある。

金 融 蒙滙銀行および同和實業銀行の分支行は沿線主要都市をはじめ管内各地に設立され、金融の一元的統制と相俟つて庶民金融の圓滑がはかられてゐるが、さらに奧地農民および下層市民の金融機關として昨春設立を見た興亞當は従来の關係から悔り難い勢力をもつてゐる。而して現在銀行の資金貸出方針を農産物の收買ならびに産業開發への投資に重點が置かれてをり、加ふるに爲替管理の強化も影響して地域内および華北との商業金融は相當窮屈を餘蘆なくされてゐる。

交 易 貿易の一元的統制をはかるため一昨年八月現地業者の機關として巴盟輸入輸出組合が成立し、次いで昨年四月物資

導入の簡素化と配給機構の整備による團滑配給のため、従来の各地別輸入配給組合を廢し輸入は巴郡輸入配給組合一本とし新たに厚和、平地泉、鹽瀨の三箇所へ地區配給組合を設置し強力なる新機構により輸入、配給の合理化を期しつつある。また日系業者も厚和日本聯合配給組合が昨年四月より生必品の輸入秤を日系輸入組合より一部奪渡された結果、輸入は一應軌道に乗つたのでその速かな機能發揮が要望されてゐる。

なほ最近一箇年間の輸入物資は政府の物動計畫によるものゝほかは生活必需品に限られ、贅澤品類および不急不用品は全面的に禁輸されてきて、綿布、土布類を筆頭に綿輸移入額は〇〇萬圓前後と見られてゐる。

財政 治安の確立、生産増強及び御嶺村の育成に重務を置く、團の施政方針に基き編成された本年度豫算は、國費七、六二二、一七七圓、地方費一〇、〇八八、七二一圓、市縣費一、五三六、八一四圓(合計一九、二四七、七一四圓)なるが、いま國費について前年度決算總額六、九五二、六〇一圓と比較すると六六九、五七六圓を示し、地方費においては豫算總額六、四三二、四六五圓なりしも本年六月一日西部臨時行政區設置に伴ひ一市三縣を本盟より分離せしめ、ために生ぜ

し更正豫算額五、七四二、七〇四圓にして第一次追加更生豫算は一〇、〇八八、七二一圓となり前年度決算額一〇、三七四、九三三圓(一市三縣を含む)と比較し二八六、二七二圓の減を示すも、事實は西部臨時行政區に移管せし一市三縣の補助額六八五、七六一圓と比較すれば、九九九、四八九圓の増加を示すこととなる。また市縣豫算においても前年度決算額一、三二七、五〇七圓と比較しこれまた二〇九、三〇七圓の増となり、さらに一市三縣の豫算額二、五四八、六三一圓を加算するときは實に二、七五七、九三八圓の増加となる。本年度豫算に前年度豫算を對比するとき、國費において六六九、五七六圓、地方費三、九四八、九四七圓、市縣費一、五七、九三二圓、合計三、八二七、〇〇三圓の増加を示してをり、これらはいづれも治安費、産業費、官吏待遇改善費等に充當されをり決斷弱勢に即應し巴郡健全財政の強化を物語つてをり、さらに一面より見るときは管下各縣の治安補正による行政力の浸透による地方自治財政の膨脹を意味してをり、さらに今後管内の無住地帯の工作、地籍整理の確立等により地方財政の將來性はますます強化されるものと見られてゐる。

行政 巴郡の面積は察南、晉北に比し遙かに廣く人口もまた百三十萬を數へ察南に次ぎ、盟内第一を占めてゐる。而して住民の構成状態は蒙漢人の雜居地帯なる故、古來土地問題の争ひが絶えず、ことに事變以後は重大な政治問題に發展し、これが速かな解決こそ先決問題である。なほ本年度の行政方針は治安確保を別として生産増強の擴充、婦青年隊の組織育成、鄉鎮制度の確立、水利事業の促進等であるが、婦青年隊は治安の關係上速かな整備が要望されてをり、すでに厚和市ほか各縣城について各鄉鎮において續々結成を見つゝあり、これが指導は治安處、民政處の協力の下に着實強化擴充されてゐる。水利協會を中心しに各市縣協力して水渠の増設、井戸の掘鑿等に見るべき成果をあげてゐるが、官民擧げての強力な援助による積極的事業の展開が今後一段と要望される。

治安 管内治安は良好にして匪賊系統は國共相拏ばし共産軍は涼城南部長城線以南より僅かに察北軍區第一團鄧鳳山匪約百の時期的進出を見るのみ、ならびに厚和地、廣白塔北方要素、哈爾濱、古橋板の陰山各縣を僅かに浮遊し開化せる察北軍區の一部常連長の率ゆる約八十があるほか池下約五

作隊として中央系匪遊擊挺進第五縱隊鄂友三および二得子、龍正子の率ゆる約四百がをり周陽、羅抗齊縣境を地獄として武川縣第七、八、九區一帶を浮遊しつゝあるが、殆んど土匪的存在にして武力的に一顧に値ひせざる情況で、これら管内に残存せる匪賊は屢次にわたるわが方の熾盛な討伐と嚴重なる經濟封鎖により武器糧藥をはじめ食糧の缺乏は最近甚だしく、氣息奄々としていづれも自滅の状態にある。

文 教 本地區は從來亘化、大同兩省に比し地理的關係より教育普及度や、低かりしが近時住民の教育の重要性に對する自覺により逐次舊來の陋習より月覺め、ともに向學の氣運に向ひつゝあるが、照當司においても管下各地における學校施設の充實とともに、本年度より春秋二期における教員の教育指導視察、小學教員の再訓練および各縣の教育股長視學會議等を定期的に開催教員の素質向上に積極的努力を拂ひ、併せて初等教育普及の萬全を期しつゝある。管内現地系各學校の概況は次の通りである。

▼公立學校 學校數四四八、教師數八七一、生徒數二六、一七九 ▼私立學校 學校數五四、教師數一八四、生徒數四、一三〇 ▼中等學校 學校數三、教師數

五二、生徒數五六九
以上のほか學校數一三、教師數四四、生徒數七七四の蒙系學校あり。

宗教團體一覽表

教會名稱	教會	僧侶	信徒數
喇嘛教	西	一〇九	一一、三三
佛 教	盟	一九	三、七九
道 教	元	一三	三、八二
回 教	七	六	三、九七
天主教	盟	一五	四、九七
耶蘇教	三	五	一、八三
儒 教	五	三	二、六三
紅十字會	四	三	九、六九
民生會	五	三	二、六三

察哈爾盟

蒙滿兩民族がその數においても占める地域においても相半ばしてゐる察哈爾盟は、いろ／＼の意味で恰かも蒙疆の縮圖の觀がある。しかも治安はよくその發展は期して俟つべきものがあり、蒙人地帯への行政力滲透も極めて快調ですでに典型的な蒙旗の建設をみつゝある現狀である。

沿 軍 察哈爾の名は明末稱漢兒部と稱したのに起因し本來邊境或は境邊民の意が

遂に固有地名となるに至つたものである。

古來蒙滿兩民族の鬭争が甚しかつた地帯で元の世祖忽必烈は多倫の西方閃電河畔に居城を築き都と定めた。降つて明末林丹汗もこの地方を占有したが天聰六年清の太宗の親征によつて青海に敗死し、その子果爾圖哲布素を卒んで降つたので康熙十四年これを八旗に分ち、各旗には總管を置いて業を管轄せしめた。後康熙帝が噶爾丹を外蒙に征するや部衆これに従ひて功があつたので帝はこれを賞してその護軍の餉を増給して來降せる喀爾喀の部衆をも察哈爾部の轄下に屬せしめた。これが即ち察哈爾八旗であつて以來察哈爾は他の蒙古各旗と異つて世襲の札薩克旗長を設けず、中央任命の總管をもつてこれに代へ帳家口都統がこれを統轄するに至つた。民國二年、國民政府は錫林郭勒盟および察哈爾盟を合して察哈爾特別行政區を設けた。同十七年特別區を省に改編し、同時に右翼四旗の地は綏遠省に編入、新たに河北省萬全縣等十旗を察哈爾省に轉管した。越えて民國二十五年(癸紀七三年)一月、溥王等を中心とする復政會一派が察哈爾盟政の實權を握り、二月内蒙古軍政府が西蘇尼特に設立されるや察哈爾錫林郭勒二盟はその管下に入り、さらに成

紀七三年十月蒙古聯盟自治政府が成立せられ、當盟その管下に屬し成紀七三年九月蒙古、察南、晉北の三政權統合して蒙古聯合自治政府成立せらるゝにおよびその翼下の一盟となつた。

地誌 地勢は所謂蒙古高原の特質を備へ、標度一千二百米、高原を形成し各所に湖沼が多く、河川としては遼河の上流である因遼河の小流を有するのみである。北緯四十一度より四十三度、東經百十三度より百十七度位に在り東は滿洲國熱河省に、南は長城を境に宣化省に、西は山西省塔拉盟、北は錫林郭勒盟に接す。この面積約九萬三千平方料で人口約六十五萬餘、うち蒙人五萬、漢人六十萬である。

施政方針 大東亞戰爭勃發の機を迎へ、興亞教育に示された訓へに遵ひ、まず、**一**、戰場意識を昂揚し必勝の信念に燃え、學盟一致聖戰兇徒に邁進せんとする方針のもとに、**施政の重點を(一)**、治安の確立、**(二)**、生産の増強、**(三)**、財政の強化、**(四)**、教育の振興におき、次の要領によつて實施する。

一、治安の確立は諸建設工作遂行のために不可欠の前提條件たるをもつて、先づ第一に管内匪盟の絶滅を期す。これがため

には管内武装團體に階到なる訓練を施しその上氣をますく、昂揚徹底的討伐を行はしむるとともに、これに膺接して治標治本宜撫等凡ゆる角度より行ふ綜合的治安肅清工作の妙味を發揮するものとす。

二、生産の増強は戦力の増強、民力の涵養乃至は財政の基礎確立のためにも治安の確立と共に緊要の急務たり。これがためには農畜林産物(その製品をも含む)増強の基礎條件を整備し、所要事項はそれぞれ計畫に基いてこれが増強をはかり、さらに生産物の蒐荷についてはこれが確保に萬全を致し、併せて物資の需給調整を圓滑ならしむるものとす。

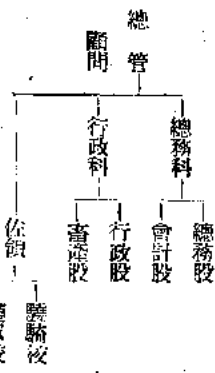
三、財政の強化は、盟および縣旗施設の充實をはかりその自立的建設を遂行せんがための必要要件たり。これがためには各般の事情を仔細に検討し、財源を確保保育し一面民衆負擔の均衡をはかり、民力を涵養するとともに、逐次生産の増強、教育の振興に資せしむるものとす。

四、教育の振興は邦民精神を作興し、民生を向上しもつて蒙古政府興隆の基をなす所以であつて、就中青少年の教育は刻下の急務となす。これがためには先づ師範

教育の充實および教育の素質向上をはかり、他面青年層の練成強化を期するものとす。

旗縣の行政機構 管下の地方行政は蒙漢兩地帯に屬地行政を施行し、一部蒙人地帯に屬人行政を施すところあるも、兩族重合地帯ではないので管轄區域は割然區別されてゐる。即ち縣地帯の崇禮、張北、賚源、多倫、康保、德化、前旗、尚義の八縣。蒙地帯は獨白、太僕寺左翼、阿右翼、明安、正白、正藍、昭黃、上都の八旗、それに多倫諸旗の喇嘛教を中心とした喇嘛旗、多倫喇嘛印務處とに區分されてゐる。縣公署は成紀七三五年八月の縣官制公布によつて整備されたが、旗公署は總管を儘く従来の機構によつてきたが察盟當局は中央の官制公布をまたがず、他の盟に倣つて旗行政の改革に着手し、成紀七三六年五月一日、察哈爾盟組織暫行條例を公布した。これは旗職員の權限を明確にするとともに、その身分を保證し從來の交替制を廢止して責任の所在を明らかにしたもので、旗行政の一大刷新がなされつゝあつたが、今回さらに中央の暫行旗管制に則る新制度のもと、一段の飛躍を試みんと整備を急いでゐる。

旗公署組織(成紀七三八年改七月現在)



財政 地方税法の制定を見るに及んで縣總領の財政的基礎は確立せられ、住民の負擔も均衡をみるに至つたが國稅附加率および地方費稅附加は次の如くである。

- 一 國稅附加 契稅附加捐 本稅の百分の五
- 一 契稅附加捐 本稅の百分の五十
- 一 國稅附加 契稅附加捐 本稅の百分の五十
- 一 契稅附加捐 本稅の百分の五十
- 一 國稅附加 契稅附加捐 本稅の百分の五十

一 盟地方費稅附加 本稅の百分の十

各縣何れも獨立税たる地捐、房捐、戸別捐、雜捐および前記の附加捐が歲入の大宗をなすものであつて他に手數料、使用料、雜收入、財産收入を以て歲入の財源をなしてゐる。而して藝地帯即ち蒙旗の財政はこれを廣義に解網すれば外面的には自主的の如く思はれるが實質的には生産資源を有せず、且生産能力のない蒙民に課税することは苗醜の感があり、若し牲口類に課税する

としても、かくの如き寡少の收入では圓滑な旗政の運行も期し難いので、現在における蒙旗財政は小學校教育費支出のための「學田」と政府及び盟公署よりの行政補助費、教育補助費とによつて行はれた一部官馬牧場旗では馬巡隊所要農地を有して經費支出の財源としてきたが更に中央の示した暫行旗課金準則に基づき各旗とも蒙旗財政の強化健全にのり出してゐる。

産業 盟内の産業として牧畜、鑛業、農林業等をあげることを得るが牧畜と農業を主要なるものとしてゐる。

牧畜 蒙古人唯一の生業であるが未だ原始的放牧状態を脱し得ず改良すべき點は頗る多い。殊に漢人農民の入殖によつて牧野の狭少を告げ牧野が荒廢したために遊牧形態は漸次固定放牧に變化しつゝある點は注目すべく、盟當局も政府の意圖を體して品種の改良増殖、牧野の保護改良、畜疫獸害の防止、畜産加工の奨励、冬營施設の實施等に努力して蒙民の生活向上を圖り、一方に畜産資源の開發に拍車をかけてゐる。

牧野面積 (蒙旗地帯は不詳)

縣別

張北

面積

崇禮	5,600
多倫	7,500
寶源	6,000
康保	12,000
德化	10,000
尚義	1,100
計	55,500

へ畜産發展策として(一) 馬産事業(二) 畜牛の改良、(三) 綿羊の改良事業、(四) 養豚、養鶏事業、(五) 家畜の防疫、(六) 牧野の改善、(七) 狼害の豫防、(八) 畜産物の加工増産、(九) 牧畜輸出の促進等が活潑に推進せられてゐる。

へホリシヤ育成り蒙旗地帯における經濟機構とその特殊性に鑑み、これが産業の發達を期し併せて蒙古民族復興の基盤と庶民の生活安定ならびに民生向上を期し成紀七三四年太僕寺左翼旗に設置、爾後逐次各旗に設けられたホリシヤはその後順調なる發展を見、現状をもつて推押すれば、所期の目的を達し得ること明かである。

ホリシヤの事業計畫は次の通り。

(四月) 蒙旗交易展覽會金の回収、ホリシヤ實際者講習會の開催、各縣ホリシヤ製製加工原料の

配給(五月)第二回出資金の拂込、各級ホリシヤ現地指導、綿製品製造現地指導(六月)ホリシヤ取扱物資の調査ならびに配給計畫の樹立、聯合會貸付の回収、ホリシヤ事業概況の作成(七月)乳製品の販賣指導(八月)乳製品の販賣指導(九月)乳製品の販賣指導ホリシヤ貸付金の回収(十月)聯合會貸付金の回収(十一月)乳製品販賣數量ならびに價格清算の準備(十二月)ホリシヤ打合せ會議の開催、第二回出資金の拂込、乳製品の清算、聯合會の決算

農 業 農業の行はれるのは滿洲人の移住して来た地方に局限され、蒙旗地帯には僅かに太僕寺左翼旗に僅少の耕地があるのみでこれも耕作は漢人が行つてゐる。耕作は悉く一毛作の乾畑に限られてゐるが作物は大麥、小麥、蕎麥、粟、黃豆、綠豆、葱、白菜、馬鈴薯、胡麻、黍子等の多種に亘る。降雨量少く澆灌を利用することが無く且生育期間が短いため不作のことが多くためにこの地の農業としては農牧折半または牧畜營業によらなければならぬものであるが將來、風車等の利用によつて地下水を利用し堆肥、綠肥の施用、耕田黍の改良、作物品種の實用擴張等を行へば耕地も現在の四倍となすことを得るとされてゐる。

耕地面積調査(七三五年)單位畝)
縣別 總面積 可耕地 既耕地 未耕地
張北 二〇、九〇〇 七、〇〇〇 一三、九〇〇 一、八〇〇

崇禮	六、〇〇〇	八、〇〇〇	七、七〇〇
寶源	九、七〇〇	二四、八〇〇	一、〇〇〇
多倫	四、〇〇〇	三、六〇〇	三、五〇〇
康保	六、五〇〇	二、一五〇	一、一七〇
懷化	三、五〇〇	三、八〇〇	二、六〇〇
商都	六、八〇〇	一、四六〇	五、〇〇〇
尚義	三、四〇〇	四、〇〇〇	三、一〇〇
合計	四八、七〇〇	一三〇、五〇〇	三六、八〇〇

▲設立農村指導員養成所 本年四月から設立農村指導員養成所の設置を見、第一回講習生として各縣より二名づつ推薦せしめ、十六名の講習生に對し日系專任教員指導の下に實習に學科に習ふ成果を收めてゐる。本所の附設農場には林業養苗、品種査定試験、蔬菜栽培等を行つてゐるが、將來は近代的發展の後方に取殘された農村に對して近代的技術を注入する上に、また農業政策の浸透を期するためにもますます農村指導員の充足を必要とする折柄更に増員六十名を收容、農場も擴充して増産五箇年計畫に伴ふ原種圃の經營等も併せて行ふ豫定である。

指定農村の位置と名稱
▲張北縣獨民鄉和尙莊村、同勸耕鄉樓樓村
▲崇禮縣東陽鄉兩地甲村、同太平鄉太平莊甲
▲多倫縣東編村、同西編村
▲寶源

縣保安鄉永安堡村、同焦家營
▲康保縣丹清河村、同保德鄉道甲地村
▲懷化縣李先牛地、同西加卜寺
▲商都縣啓興鄉
▲姜家村、同德鄉田家村
▲尚義縣長善鄉白蔭堡、同德鄉六十莊村 計八縣十六村
造林計畫 本春以來計畫に基づき各縣宛造林苗木および種子の配給をなし所期の目的達成に努めて来たが、その實行機關としては林野會議會縣支會を結成、さらに縣分會に鄉村を單位として所期の實績を納めてゐる。

礦 業 既設の巖山は崇禮縣集沙壩炭礦と張北縣馬連坑遠東炭礦で、採炭夫は大半地元農民であるため農繁期に逢着した場合生産低下して本格的作業をするに至つてゐない。

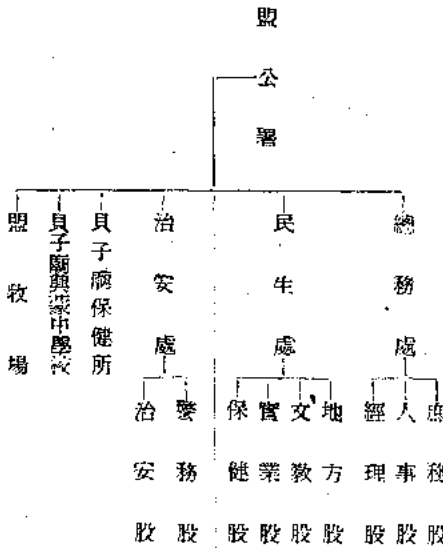
文 教
教 育 蒙古地帯各旗に修業年限四箇年の初級小學校を有す。いづれも寄宿舎生活をなし各校三、四名の教職員が指導訓練の面にあたつてゐる。成紀七三八年二月現在の各旗學校の概要は次の通り、括弧内は設立豫定)

旗 別	學 校 數	學生數
上 都	一、一(一)	一

ゐるため行政執行上多くの不便があつたの
に對み、成紀七三五年六月貝子廟に移轉し
蒙古包および舊藩協會議跡の家屋を使用執
務してゐたのであるが、同年十一月現在の
廳舎が落成したので移轉、現在に至る。
本盟は地域の關係等より文化の程度未だ
低く、他の省、盟に比し施設設備未だ顯著
なる發展を見ないのであるが、蒙古政府下
唯一の綽號地帯として、また徳王の驅起に
呼應して起ち上つた蒙古聯盟自治政府發祥

の基地としてその歴史的意義がある。
位 置 北緯一一二度乃至一二〇度、東
經四三度乃至四六度、東は滿洲國興安西省
および南省、南は興安西省および察哈爾盟
西は烏蘭察布盟、北は外蒙に接してゐる。
行 政 滿洲建國を契機とし、これに東
境をもつて隣接する本盟の部内有識者たち
はつとに興蒙の諸施策に想ひをめぐらし、
支那事變の勃發から大東亞戰爭への歴史的
段階を體驗するに伴ひ、その使命もまた高

度國防上より見たる防共の特殊性も著るし
く倍加するに至つた。従つて本盟は単に自
治政府管内の一地方區域たるに留まらず、
共榮團の重要なる北域にして、盟長以下日
蒙職員はよくその任務のもとに勵精しつゝ
ある。
盟公署組織 盟公署を貝子廟に置き、下
十族を管轄し、各旗に旗公署を設置し、札
薩克をして地方行政の衝に當らしめてゐ
る。



- 東烏珠穆沁旗
- 西烏珠穆沁旗
- 東浩齊特旗
- 西浩齊特旗
- 東阿巴哈那爾旗
- 西阿巴哈那爾旗
- 東阿巴嘎旗
- 西阿巴嘎旗
- 東蘇尼特旗
- 西蘇尼特旗

教育概況 管内十旗は悉く外蒙接境地帯であり軍事、行政、思想上の前衛地として教育の使命が加重されつゝある折柄、大東亞競争を機とし各旗指導者級の自覺のもとに興蒙の聲高く、特に教育に重點を置き、これが内容の整備強化をはかりつゝあり。阿巴圖興蒙中學は成紀七三〇年十一月善隣

協會により小學校開設、成紀七三二年八月支那事變のため授業中止、翌成紀七三三年授業再開、さらに七三四年一月政府へ移管盟立青年學校と改稱、成紀七三五年一月官立德化蒙古中學校阿巴圖分校と改稱、成紀七三八年官立阿巴圖蒙古中學校として獨立現在に至つてゐる。

第一回卒業生進學狀況(二八名)

進學および就職先	入學生數	出身旗別
蒙古高等學院	二	西アバカ一、東アバハナル一
中央醫學院	一	ブリヤート一
中央學院	二	東ホチト一
興蒙學院師範科二部	二〇	東アバカ一、西スニト二、東ホチト一、西ホチト一、ブリヤート三、滿蒙二
貝子廟保健所	二	ブリヤート二
貝子廟興蒙中學校	一	滿蒙一

各旗小學校調査表

旗名	學生數	級數	校長
東ソニツト	五	一	協理チリンドルヂ
西ソニツト	五	一	協理章京アラタンゲレル
西アバカ	三	一	協理マクソル
東アバカ	三	一	協理バカトル
東アバハナル	五	一	協理音素トブシンバヤル
			協理トクデヂヤブ

貝子廟興蒙中學校一覽表 (成紀七三八年四月)

學生別	生徒數	教員數
計	四二	一〇

女子家政學校調査表

旗名	設立	教員數	生徒數
西アバハナル	三	一	一
西ホチト	三	一	一
東ホチト	三	一	一
西ウヂムチン	三	一	一
東ウヂムチン	三	一	一
計	一五	五	五

喇嘛學校調査表

旗別	學校名	教員數	生徒數	備考
西ソニツト	ホシヨ廟學校	二	五	
同	ハンベン廟學校	三	六	
同	デルツ部落學校	三	六	
同	チヤガンオホ廟學校	二	六	
東ソニツト	西ヂヤラン廟學校	二	五	
同	センシン廟學校	二	五	
西アバハナル	貝子廟ラマ學校	一	三	
東アバハナル	アユルハイ廟學校	二	五	

宗教概況 本盟管内における宗教は、喇嘛教のみにして全旗民殆どがその信徒で從つて喇嘛僧も多く、全人口の二四パーセントを有し一大勢力を有する状態である。か

喇嘛廟調査表

旗名	廟數	喇嘛數	總人口に對する百分比	男性に對する百分比
西ソニツト	三	二、〇五三	二、〇%	三、九%
東ソニツト	一八	一、二七二	三、〇%	四、九%
西アバカカ	四	一、〇七三	三、九%	六、六%
東アバカカ	五	一、九五七	一、七%	七、〇%
計				

産業概況 管内産業の主要なるものは牧畜にして次第に農業で、農林については氣候風土、慣習より見るべきものなし。牧畜は蒙古特有の蒙古人唯一の生業にして重

くのごとく旗民青年層の過半が喇嘛僧になつてゐるため凡ゆる生産に勞力不足を來しかつ最も重要なべき人口問題にも影響するところ大きく、過般札薩克會議において

東	ホチト	ツンタン廟學校	三	五
同		ノムンゲン廟學校	三	五
同		ウタムル廟學校	二	三
同		バタンホルン廟學校	一	一〇
同		ナホルトイン廟學校	一	一五
同		ノゴウタイ廟學校	一	一〇
東ウヂムチン		ロミン廟學校	二	一〇(内女子二)
同		ガヒルラマ廟學校	二	一〇
合計			三三	一〇一

右對策として喇嘛の廢合、一部喇嘛僧の還俗、少年喇嘛僧の習の改善等を實行すべく決議を見、目下諸々實行中である。

西アバハナル	二	一〇一	三、九%	五、七%
東アバハナル	一	四八三	三、三%	五、九%
西ホチト	一	四〇六	三、三%	五、九%
東ホチト	一	四〇六	三、三%	五、九%
西ウヂムチン	七	一、〇五八	二、〇%	三、六%
東ウヂムチン	六	一、〇五八	一、八%	三、六%
計	二二	二、〇一〇	一、〇%	三、六%

要なるものであるが、雪害および職技のため斃死するもの多く、これが對策として牧野の保護、改良、畜疫獸害の防止、各管地設置、一部品種の改良増殖、技術員の各旗

配置等々をなし畜産資源の増産をはかりつゝあり、一方盟直營牧場を設置し現地に飼育されたる在來種を改良増殖し、實地指導の基礎として一般旗民に對し指導普及せし

むべく經營しつゝあり。鑛業としては西ウヂムチン旗、東ホチト旗兩旗を境とする無限の鑛産を露出するダブスノールを有し年産〇〇萬樽を滿洲および樺内へ出してゐる。次に貝子廟において埋藏是不確實なるも石炭を採掘し、管内および滿洲國林西縣へ供出してゐる。

民間行事 民間行事として主なるものは、喇嘛廟におけるオボ祭および打鬼會祭であるが、毎年五月より八月にかけて、各地の喇嘛廟において開催される。廟祭の内一番盛大なるものは東アバハナル旗の貝子廟祭であるがオボ祭には參詣者多數が遠路を遠しとせず、馬に跨り各地より集る。當日行事としては讀經の外蒙古競馬及び蒙古角力等が行はれ盛大である。尙七月には打鬼會祭が行はれるが當日は終日例の鬼面、鬼面をつけ時價數百圓を要する立派なる衣裳を着け、長笛、太鼓、鉦の音楽に合せ打鬼踊があり壯觀であり珍觀である。

本年度札薩克會議 錫盟の新しい政治動向として本春開催の札薩克會議における決議事項をあげると次の通りである。

一、人口増殖による人的資源確立の件(一)衛生豫防の普及徹底 (二)結婚の獎勵

二、財政に関する件

- 三、祭祀に関する件
- 四、宗教興隆に関する件
- 五、各旗教育の振興に関する件
- 六、旗政修善の件
- 七、産業振興の件
- 八、牧業振興の件
- 九、ホリシヤに關する件
- 十、蒙軍々人援護に關する件

烏蘭察布盟

旗の沿革 本盟は東端林郭勒盟、南巴彥塔拉盟に接し、西は寧夏、省北は外蒙と境する蒙盟の最西北端に位置し、四子部落茂明安烏喇特喀爾右翼の四部より成り、達爾罕旗、茂明安旗、東公旗、中公旗、西公旗、四子部落旗、席力圖旗の七旗に分れてゐる。

(一) 四子部落 元太祖の弟哈布圖哈薩爾十五世の孫諾延泰は兄と同じく呼倫貝爾に遊牧し、四子あり、各々牧地を分ち所部の稱となる。天聰年間四子相繼ぎて朝貢し征討軍に従ひ功あり、崇德元年第三子鄂木布に札薩克を授け達爾汗卓哩克圖の號を賜ひ所部を統轄せしむ。順治六年多羅郡王に封じ世襲となつてゐる。

盟地(本盟管内は六旗の盟地)は所部の境

内にあり歸化城の南一二〇支里五里文拍山即ち烏蘭察布である。

(二) 茂明安部 元太祖の弟哈布圖哈薩爾十四世の孫錫喇奇洛特は土謝圖と號し呼倫貝爾に遊牧す。その長子多爾濟(布顏圖汗と號す)の子車根圖吉所部を號して茂明安といふ一旗、天聰七年車根はその族を率ふる戸一千餘を携へ來り歸す。子の僧格康熙三年札薩克一等台吉を授けらる。

(三) 烏喇特部 元太祖の弟哈布圖哈薩爾十五世の孫布爾海の時に至り呼倫貝爾に遊牧し、所部を號して烏蘭喇特といふ所部を分ち中旗、前旗、後旗の三旗とした長子額爾和孫鄂木布の幼子巴爾賽の孫圖巴の曾孫色鄂その衆を領し、天聰七年族を率ゐて來り歸す。順治五年從征の功を敘し圖巴を以て中旗を掌らしめ鎮國公に封ず。鄂木布の子鄂班をして前旗を掌らしめ鎮國公に封じ色鄂の子巴克巴雅をして後旗を掌らしめ、輔國公に封ず。各々札薩克を受け世襲なし。

(四) 喀爾喀右翼部 元太祖第十六世の孫格穆森札々費爾頓台吉の第三子に二子あり、長子は中路土謝圖汗の祖となる。次子の喇湖里に五子あり、長子本塔爾は世襲喀爾喀中路の台吉たり、順治十年本塔爾

は土謝圖汗と隙あるを以てその弟および從弟を率ゐる一千戸を稱へ來り歸す。牧地を塔爾渾河に賜ひこれを塔爾渾右翼とす。

以上は管内各旗の沿革で、今事變勃發後成紀七三二年(昭和十二年十月)十五日皇軍綏遠(厚和)に入城すると同時に政治接收委員會これを接收し、同二十日蒙古聯合自治政府成立するや接遠舊城兩旗城外十九號に本盟辦公處を設置し、盟公署の開設準備を爲し翌七三三年四月二十五日副盟新城市蒙教育館に移轉、同年九月一日内蒙自治運動の烽火を擧げ故地百靈廟に移轉茲に正式盟公署の開設を見た。次いで七三四年九月一日察南、晉北、蒙古聯盟の三政體統合により新に蒙古聯合自治政府の所轄機關となり現在の官房三廳制となつた。

施政方針 成紀七三八年度の施政方針の要は次の通りである。

第一、經濟の確立

一、生産補充をはかり旗民生活の安寧を期す。純蒙地帯における生産はたゞ牧業の振興に俟つのみである。而も高度の品種改良その他加工業等は漸を追うて考案するを要する。

1 家畜の減耗率の防止、(イ) 防疫の

完成、(ロ) 狼害の防止、(ハ) 野火の防止、(ニ) 各營地の設置、(ホ) 乾草の貯藏、(ヘ) 井戸開發、(セ) 草畑の改良、(シ) 牧草の試験、試作、(ス) 放牧地の休養對策、(ソ) 家畜品種改良、(タ) 牧野林の造成

二、ホリシヤの整備およびこれが指導

1 盟指導部設置、2 配給機構の整備、3 融通資金の研究、4 要員の養成、5 商社の處置對策

三、物々經濟の合理化

四、旗行政機構の整備充實

1 組織の確立、2 旗下部組織の確立、

3 人的整備乃至養成

五、旗財政の確立

1 豫算制度の實施、2 課金の合理化、

六、自給自足經濟への準備

七、努力の合理化

第二 教育の普及、1 政府機關の主旨を體得せしめ旗民防共の忠誠なる國民を養成するを目的とす。2 實務を本意とし

て實績剛健なる國民完成教育を目的とす

3 準備教育を適切心身の錬磨を以て國民完成教育を目的とす

4 普及教育、1 初等教育、各旗立および

佐立小學校教育に重點を置き、實務を

通して國民教育の完成を期す。初期においては實験小學校を指定して急速なる成果をあげ、以て他校に對する模範校たらしめる。2 中等教育、中等學校は本盟にながため厚和および張家口へ入學するのやむなき状態にあり、よつて各盟に少くとも一校を設置するの要あり、たゞ文化に流れることなく實業教育に重點を置く

二、社會教育 1 邦民精神作興、2 識字運動、以上二項は凡ゆる集合の機會、ことに講習、オホ祭等を利用して學生、有識階層を發動してこれが實施にあたる

三、喇嘛教育

四、保安隊教育

五、女子教育 轉近漸く旗民有力者に勸奨せる女子教育必要性の認識は喜ぶべき現象にして、旗立小學校中に女子部を設置し家庭資格を本意として興蒙の主婦を教育せんとなす

六、留學生問題 これが選出および將來の指導につき特に留意を要す

七、特殊教育 1 興蒙鍊成所、2 技術員養成所、3 行政職員養成、4 教員訓練所

第三、民族の更生 1 生活改善、適地適

應の衣、食、住を考究する、2 習俗或
ひは不健全娛樂の矯正、3 善風良俗の
普及および表彰、4 衛生思想の普及お
よび保健設備の整備、5 健全なる人口
増殖

第四次行政大會 成紀七三八年四月、百
靈廟に開催された烏盟第四次行政大會にお
ける決議ならびに實踐事項は次の如くであ
る。

決議

烏盟官民はますます團結し、米革撃滅態
勢を確立、大東亞戰の必勝を期し防共の
徹底、政治力の強化、經濟の建設、文化
の創成をはかるため左記事項を實踐し使
命の達成を期す

實踐事項

- 一、大東亞戰必勝精神の昂揚
 - 1 必勝祈願、教書朗讀
 - 2 皇軍への感謝
- 二、治安の確立
 - 1 警察隊への協力援助
 - 2 保安隊の教育訓練實施
 - 3 防諜の徹底
- 三、大東亞戰場生活の實踐
 - 1 勤勞奉仕精神の徹底實踐

- 2 保健體力の増強
 - 3 物資の變換節用
 - 4 銅鐵類の回收納納
 - 5 戰爭器材貢獻納
- 四、重要物資の増産完納
- 1 毛皮牲畜類の増産完納

伊克昭盟

沿革 成紀七二九年百靈廟に蒙王を
首班とする蒙古地方自治政務委員會(蒙政
會)成立するや、伊克昭盟長沙克都魯札布
は副委員長に任命せられた。併し伊克昭盟
は僻地にして交通上多大の不便あるため緩
遠政權は省内蒙旗統制機關として、成紀七
三一年一月綏遠蒙政會對立的に成立せし
め、沙盟長を委員長に任命せるが、百靈廟
との關係意の如くならず、僅かに伊盟各旗
の代表を百靈廟に常駐連絡に當らしめ、ま
た盟内五箇所に蒙政會より徵收局を設置し
稅務を司らしめたり。同年十二月綏遠事件
勃發するや、百靈廟は敵の猛攻を受け、蒙
政會は察哈爾盟に後退のやむなきにいたつ
た。

各旗の代表も復歸するもの多く、稅務出
張所は廢止せられ、傳作義政權の側面的工
作と相俟つて綏遠蒙政會の勢力漸次増大し

た。成紀七三三年十月十七日、皇軍、蒙古
軍包頭に入城し、同二十八日厚和に蒙古聯
合自治政府成立せらるるや、最後まで蒙政
會に殘留して德化、多倫、張北、厚和等の
苦難の道を送りたる旗代表等は伊盟各旗と
連絡し、札薩克或は有力者の政府に赴く者
踵を接し、同十一月郡玉旗伊金蓋落(哀金
合老)に伊克昭盟王公會議を開催し、新政
權の成立を慶祝し、併せて興蒙に盡力する
決議文を政府に提出し忠誠を誓つた。政府
は沙克都魯札布を盟長に、阿勒坦那齊爾を
副盟長に任命するとともに、謀情勢に鑑み
成紀七三三年三月二十一日包頭に伊克昭公
署を設置し、成紀七三六年七月二十一日阿
副盟長を任命した。

行政概況 現在行政の滲透しつつある達
拉特旗の一部および準噶爾旗阿北地區の行
政滲透概要是次の如くである。

達拉特旗の一部 韋巴托多爾濟を代理札
薩克とする達拉特旗公署は、成紀七三四年
に包頭市内から市外南海子に移轉され、密
かに旗の至るを待ちつゝ、而も地區内四千
餘名の腹解せる蒙古人を救済し、產業の振
興、治安の確保等行政の滲透工作に努め成
紀七三六年四月に至り河南大獨灣地區に約
一千名を收容する家屋を建築し蒙民移徙事

業を開始して治蒙史に待望すべき集團部落の建設に成功したるをもつて、同年八月旗公署ならびに小學校を南海子より移轉し、民族復興の實を擧げた。西疆房地區は成紀七三五年、皇軍、蒙古軍の援助をもつて治安を確立せしめ、爾後伊盟警察隊は數次に亘る敵側の襲撃を阻止し住民の保護をなした。ために敵地區より避難し來るもの多く、昨年度より灌溉至便、土地肥沃なる本地區に蒙漢協力による移殖事業を實施中である。なほ盟公署においてはこれら住民の保護ならびに指導のために成紀七三六年達拉特旗公署辦公處、達拉特旗第二小學校を新設して行政の徹底に努めた。

准噶爾旗河北地區 成紀七三四年七月準噶爾旗河北辦公處を設置し、札薩克代理が敵側に懐柔されるため、協理代吉阿拉坦保魯特を處長に任じ、黃河南岸の未接收地區の回復工作に努力しつゝありしも、成紀七三五年七月一日より准噶爾旗公署に昇格し、阿協理を實質上の札薩克代理として、一倉河南進出工作に努めると共に、清朝末期より札薩克善政により、漢人の居住多く蒙漢雜居地帯を形成し、而も漢人は蒙人の政治の下に安居樂業に勵みある特殊性を更

に養成し、各々その處を得しめ、蒙漢協力以て新生蒙古建設に資せんと努力中である。

地積耕地面積 當盟管内の行政邊境地區は地圖上の一分割に限られ、全面積ならびに各旗縣別に狀況は詳ならずも、舊政體時代の記録によれば左の通り(單位一陌)

旗縣別	全面積	既耕地
達拉特旗	三、八〇〇	一、六〇〇
准噶爾旗	三、三〇〇	一、三〇〇
札薩克旗	四、七〇〇	三、九〇〇
烏審旗	五、七〇〇	九、五〇〇
都王旗	三、一〇〇	七、三〇〇
杭錦旗	九、九〇〇	一〇、〇〇〇
鄂托克旗	七、五〇〇	二、〇〇〇
東勝縣	二、一〇〇	四、八〇〇
五原縣	三、五〇〇	五、六〇〇
臨河縣	五、八〇〇	二、〇〇〇
沃野縣	二、五〇〇	七、五〇〇
計	二、五〇〇	七、五〇〇

以上の中現行政の邊境地區たる准噶爾旗の河北部及び達拉特旗の一部は次の如し。

(二頃一〇〇畝)

旗別	面積	耕地面積
准噶爾旗	七、七〇〇	八〇〇

達拉特旗 三、三〇〇 五〇〇

水利改良事業 從來盟内の五原、臨河兩縣は蒙地唯一の米産地として重要視され、地域外移出額も相當量に達し、農村經濟の維持に大なる力を示しをりしも、事後はこれ等の詳細を知るは不可能となつた。准噶爾旗一部においては、成紀七三六年度開田事業を計畫實施し、比較的良好なる成績を收めたるを以て、更に將來は休閒耕地は水田化を企圖し、以て農民經濟の更生をはかると共に、敵性地區接收後の開發計畫に資すべく、目下各方面より検討大規模の開田計畫を樹立中である。

移殖事業 從來盟は牧業を主とする地帯なるも、清朝末期より蒙人懐柔策として蒙地放牧政策を執り、漢人の移住を奨励せる關係上、古來の牧業原野は漸次開墾され農村化するに至つた。その後統遠墾務局が一切の事務を掌り、縣政を布いて蒙地にも漢人地帯同様の行政を實施せるが、事後發舊政權の誤れる民衆の指導は良民の思想をして抗日化せしめ、一大沃野にも戰雲漲り農民の離散するもの續出、農耕地も放置せられ往年の草原と化せる所少くない。

達拉特旗においては事變後難民を生じ、これが救済をなしたるも、これ等難民に對し自活の道を講ぜしむ可く、成程七三五年底に至り治安確立せる黃河南岸大體遼陽に試験的移殖事業を實施の結果、優秀なる成績を収めたるを以て、翌七三六年度に至り更に政府および各機關の援助を得積極的にこれが集積移殖の實施を計り、要人員に依る農墾事業の優秀なる成果を擧げた。これは遼陽蒙古の生きたる復興事業にして、本年度は更に全難民の所要必需糧穀の確保は勿論救地居住民の誘引を圖り、西北進展の據點確保ひいては全蒙古民族復興の啓蒙を促さんとす。即ち難民八〇〇名を三家族を以て一班となし、必要なる農具、役畜、種子等は貸與し耕地を開墾せんとす。なほまた達拉特旗西鄙房においては該地派より避難せる漢人難民一、三〇〇名を主體とし、これに蒙古オールドス挺進隊および警察隊員を協力せしめ蒙漢兩民族協力の下に移殖事業を實施中にして耕地面積二六〇頃地である。これは屯田兵の養成にして、河南地區進出は總てかくの如く蒙漢一致協力自耕自衛以て堅實なる發展を期してゐる。

張家口特別市

特別市政の實施 成程七三七年九月一日蒙古自治政府管下地方行政機構改革に際し當時察南政廳管下の二市縣たりし首都張家口市は、特別市に昇格して内政部に直屬する地方獨立行政機關となつた。併し當時は諸國の事情からして官制上特別市の實施を見たるも實質的にはその官制定員、實行豫算等については従来の普通市制當初のままこれを踏襲し、ただ内務機關において庶務科、行政科に分れてゐた分科制を、一般改正の機構に準じて總務處、民政處制に改正せられ、また従前市公署と併立の獨立機關であつた張家口警察局を吸収して新設の治安處の傘下に收め、一般市行政と警察行政を統合して特別市行政の強化統一を企圖した。

次長、參事官制の採用 成程七三八年一月一日、張家口特別市官制の一部改正を見從來市長の輔佐機關たる參事官はこれを廢止し、新に次長制を採り別に各處長、副處長制を定めこれに參事官をもつて充當し、市政全般の企劃に參照せしむる制定を採用された。

建設處の新設 成程七三八年八月一日、

從來交通總局管下の張家口都市建設處はこれを解消し張家口特別市建設處として吸収統合し、都市建設事業に關しては地方行政機關たる特別市の管下に入り、事業運営の促進が企圖せられた。但し都市計畫および土木關係については依然交通總局の所管であつて、これらの機關と都市行政の分野における諸事情との緊密な連絡は建設處機構の運用と相俟つて、より効果的に促進し得る態形を整へた。

官制定員の改正 成程七三八年八月一日附をもつて特別市官制中定員の一部改正を見た。これは成程七三七年九月一日特別市制實施に引續いて累次の機構子の官制改正に對し實質的の改正であつて、これにより名實ともに特別市制の運営を期せられることとなつた。即ち從來の定員に比してその指導的役割を擔ふ局長職員の増員、生産部門の増進に伴ふ技師等の増員、治安強化に伴ふ警察官の増員、建設部門の技術師の強化等、一般地方行政擴充に關する中央の方針を反映し、特別市機構の人的要素の充實は見るべきものあり、こゝに名實ともに特別市としての陣容を整備したのである。改正後における特別市の機構は次の通り。

の一翼としての邦民精神涵養に意を注ぎ、日本語教育、女子教育の普及、勵勞教育、科學教育、情操教育等は特に重視せられてゐる。兒童の就學率は年々飛躍しその率を高めてゐるが、一般父兄もまた教育に關心を持つに至り學徒教育の進展は飛躍の一途を辿つてゐる。

青年指導員訓練所は成紀七三四年三月青年中堅幹部養成の目的をもつて設立され、日本語、公民、教練、邦民精神の教養訓練等をなし受訓期日を二箇月とし既に五百名に近い幹部を出してゐる。修了者中の成績優秀なる者はそれより結郷青年隊の幹部として活躍してゐる。

市立診療所 市立診療所は成紀七三四年西條部部長の設立によるものにして、西條青年團診療所として市内青年團員および貧民の免費診療機關として開設せられたものである。成紀七三五年青年團の移管に伴ひ診療所もまた同年十月市に移管された。成紀七三六年九月、社會興正院内の施療部をも合併して以來、有料、無料二部制を實施して来たが、成紀七三七年九月一日特殊附級を除くのはか無料施療に改められた。

民衆諸事代辦處 事變以來、瀧軍閥の暗黒政治は一變して新政府による明朗なる政

治に變遷した。政府は成紀七三四年首都第一區橋東大街公字一號普賢寺内に民事諸事代辦處を設立、民衆の生活上に起る諸事件の斡旋、調停、指導をなした。當時は重要な社會施設であり政府広報科これを管理した處長、商談委員、主任、職員等を置いてゐた。商談委員は政府政務委員これを兼任した。處には人事商談、稅務商談、職業紹介、小形借款、健康商談の五部を置いた。同年九月警察廳社會科がこれを管理したがこの同年々設立の趣旨も違せられ、成紀七三六年六月市に移管されたものである。現在は内部の機構も多少變更を見、縮小されてゐる。

衛生隊 衛生隊は成紀七三四年當時の衛生組合より一切の衛生業務を接收し、果敢口市衛生隊と稱し直接市の機關機關として創設されたものであつて、市内に清掃事務所四箇所、衛生事務所三箇所を設け、各々その分擔區域を定め成紀七三五年一月、屎尿、塵芥、汚物の搬出、處理ならびに市街地の清掃作業を開始した。當時住民の激増市街地の擴張、住宅の建築増加に對應して衛生夫の増員、搬出用具の整備等萬全を期するため日本折留民衆の協力を得て首都の衛生業務は面目を一新した。さらに本年三

月張家口特別市聯合衛生組合が組織され一般市民の衛生思想の普及徹底を期してゐる。

社會興正院 社會興正院は成紀七三五年六月、元市立救濟院と民衆教育館とを合併したもので前者を救濟部、後者を教育部と改めた市直轄の社會施設である。救濟部には老人、不具者、婦女、孤兒、授業の四股を設き收容者の保護をするともに職業指導ならびに教育を授けてゐる。職員は院長以下約十名で收容現在員は二百數十名である。教育部には圖書館、巡迴文庫、物産陳列館を設き一般社會の風俗矯正、教化等をなしてゐる。

西部臨時行政區

蒙疆西北地區の重要性に鑑み、政府は包頭市を含む一市三縣、即ち包頭市、薩拉齊縣、固陽縣、安北縣をして巴彥塔拉盟より分割し、成紀七三八年六月一日附をもつて西部臨時行政區域を定め、伊克昭盟長をもつてこれを管掌せしめ、伊克昭盟公署内に西部臨時行政區公署を設け、區内の行政を司らしめた。その面積は 四〇〇〇平方里 薩拉齊 三四〇〇平方里

開陽縣 面積〇〇平方里
安北縣 面積六〇〇平方里
にして、その人口は

包頭市 一〇六、八六六

薩拉齊 三〇、八八〇

周陽縣 三三、一三〇

安北縣 八、五九九

で、合計三二四、九〇六となつてをり、うち日本人は二、五一九名であり、面積の割に人口は少いが、將來西北地域の開發と西北貿易の復活とにより當地區の得るところは甚大であると期待される。

日本側の行政

大東亞省の發足

支那事變勃發後、帝國の對支處理方針に著き昭和十四年三月十日陸軍院の誕生を見た。同時に北京、蒙疆、上海、厦門等に各連絡部を設置し、政治、經濟、文化の各分野に亘つて活潑なる活動を續けて來たのであるが、大東亞戰爭勃發を契機として大東亞共同圏内諸地域に關する政務は一元的に且つ強力に推進せしめ、大東亞戰爭完遂と大東亞建設必成の體制整備を要請されるに

および、昭和十七年十一月一日大東亞省の發足を見るに至り、興亞院はこゝに發展的解消を告げ、時局の要請する重大な使命に照應する性格と、その陣容を克明にされたのである。即ち大東亞大臣は内地、朝鮮、臺灣および樺太を除き、大東亞地域に關する純外交を除く諸般の政務の施行などに當ることとなつてゐる。

大東亞省の機構 總務局、滿洲事務局、支那事務局、南方事務局の四局から成り各地域別の局によつて大東亞の諸地域に關する政治、經濟、文化等諸般の政務は一元的に遂行されてゐた施策が統合的に推進されまた大東亞省、陸海軍と策應協力して兩方占領地に關聯する事務を行ふもので、大東亞戰爭完遂、大東亞建設に劃期的な意義を有するものである。

在張家口大使館事務所 現在の機構は、公使の下に官房、總務部、經濟部、文化部、司政部を置き、總務部には政務課、調査課あり政務一般、情報、宣傳を取扱ひ、經濟部には財務課、商業課、交通課あり金融、財政、物物、農牧産業、交通、運輸、治水土木を取扱ふこととなつてゐる。文教部は文教課、厚生課の二課に分れ文教一般、衛生事務を分掌し、司政部には司政課、司法

課、警務課の三課あり、蒙疆地區全般の民衆、學校、司法、警察關係の事務の調制を行つてゐる。

特命全權公使 興亞院蒙疆連絡部初代長官は酒井陸中將、二代長官竹下義晴中將を経て岩崎民男少將が三代長官に任ぜられたが、大東亞省誕生に伴ふ大使館事務所設置により昭和十七年十一月一日、特命全權公使に任命された。

領事館の機構 蒙疆には張家口に總領事館、厚和、大同、包頭に領事館が設けられてゐる。張家口に領事館の設置されたのは大正十二年一月で初代領事は荒井領事、館員は三名、當時の在留民は數名に過ぎなかつた。二代根津領事、三代山崎領事を經て四代橋本領事(現張家口領事)は昭和六年より十年末まで張家口に在勤、恰も滿洲事變熱河作戦にて昭和八年三月一時閉館、在留邦人の引揚げを行つたが作戦終了とともに再開、五代中根領事に至つた。昭和十二年七月、支那事變勃發とともに急遽閉館引揚げを行つたが、阜寧入城とともに再び開館總領事館となり、森岡現張家口民團長が初代總領事として着任した。昭和十四年九月二代渡邊總領事の後昭和十八年五月十一日大關總領事の着任を見た。厚和領事館は大関

包頭とともに昭和十二年、皇軍人戦後張家口總領事館の出張所として設置せられたが、昭和十四年五月總領事館に昇格望月總領事代理が就任した。昭和十八年十一月一日の大東亜省の在支出先機關の一大整備擴充の結果領事館となった。大同出張所は昭和十八年四月一日領事館に昇格、包頭出張所は厚和總領事館昇格とともに厚和の分館となったが十月一日から領事館に昇格した。張家口總領事館の機構は、總領事館の下に總務、裁判所、會計、文書各課があるほか警察署がある。領事館警察署は直隷邦人の保護取締に任じ、警務、保安(營業、衛生、特殊營業、戸口調査)司法、高等、兵事、經濟等の各課があり、市内樞要の地に分署を設けてゐる。

大同領事館昇格 昭和十三年六月大同に設置された張家口總領事館大同出張所は、昭和十八年四月一日大同領事館に昇格の旨三月三十一日公布されたが、大同領事館では一萬居留邦人の保護指導を一層充實強化し、在籍邦人の飛躍的發展と相俟ち、大同の育成に劃期的進展を遂げることになつた。顧みれば昭和十二年六月二十八日張家口總領事館警察署から大同派出所設置準備のため巡査部長原繁氏が下任となり、派出

巡査二名を率ゐて來同、城內東北隅李樓角一號の一角に事務所をおき諸準備をすゝめ同年九月二十六日派出所が設立されたが、當時の陣容は派出所長巡査部長古田重氏と二名の所員であつた。當時の在留邦人は内地人男大人十名、子供二名、同女大人三名、子供一名、半島人男大人三名、同女大人三名、同女大人一名、子供一名合計僅かに二十一名で、現在の在留邦人一萬餘名に比較すれば今昔の感深いものがある。

大同領事館管轄 大同領事館の昇格に伴つてその管轄區域に四月一日から巴盟管内興和および豊鎮(第二區を除く)の二縣を新しく包含することになつた。これによつて従來の大同省管下十二縣と巴盟管下の二縣を加へ十五縣となる。従つて管内には豊鎮領事分署、口泉領事派出所、大同縣前派出所の三箇所が所在する。

包頭に領事館を設置 大東亜省では對華新政策の活潑なる展開および國府側下部組織の整備に即應して今回在支公館の整備擴充を行ふこととなり、過般來準備を進めつつあつたが十月一日を期して總領事館の昇格六箇所、領事館昇格四箇所を含む在支出先機關の一大整備擴充を斷行した。今回の

整備の狙ひは大陸における邦人の經濟活動に即應し、末梢系統の充實強化を圖らんとするもので、この結果在支公館は二段と充實し、對進新政策の強力な推進をはかる基礎が確立されたわけである。而して領事館分館および出張所などの領事館昇格は既に九月十四日以来逐次行はれてゐるが、その機構整備要領は次の如くである。

- 一、撤 遷
 - イ、厚和總領事館を領事館に格下げ
 - ロ、包頭分館を領事館に昇格
 - 二、北 支
 - イ、開封領事館を總領事館に昇格
 - ロ、塘沽、張店兩出張所を領事館に昇格
 - ハ、博山、坊子兩出張所ならびに威海衛分館を廢止
 - 三、中 支
 - イ、徐州、蚌埠、蘇州、杭州、九江各領事館を總領事館に昇格
 - ロ、海州分館を領事館に昇格
 - ハ、大冶分館を廢止
- かくて寧波後における總領事館、領事館の所在地は次の如くである。
- 總領事館：張家口、北京、天津、石門、太原、青島、濟南、開封、徐州、蚌埠、南京、上海、蘇州、杭州、九江、漢口、厦

門、廣東、海口
領事館、包頭、厚和、大同、山海關、唐山、
塘沽、芝罘、張店、海州、蕪湖、汕頭、
澳門

分館、分室、保定、寧波、南通、常州、無
錫、金華、揚州、安慶

結社、集會取締規則公布 張家口總領事
館警察署では、新たに館令第一號治安警察
規則を公布、昭和十八年五月一日よりこれ
を實施した。同規則は政治に關する結社な
らびに集會等の取締りを一層強化する目的
の下に制定されたもので、新館令公布によ
り既往を問はず諸團體は従來殆んど利用の
なかつた縣人會等も、新たに公布の日より
三十日以内許可申請手續を受けねばなら
ぬこととなつた。

民事調停委員會制度實施 張家口總領事館
では、昭和十七年五月二十日公布された勅
令に基き、民事調停委員會制度が實施され
たが、總領事館が主となつて官民から知識經
験に富み、かつ徳望ある人士を選定するの
ころ、これが完了を見たので、同年九月十六
日より實施された。現地において民事調停
委員會制度が實施されたのは領事裁判權の過
期的な擴張といふべきもので、取扱はれる
調停事項は次の通りである。

(一) 金錢債務臨時調停法による調停、原
則として一口千圓以下の私法上の金錢債
務について行はれる、但し家賃及び地代
に關する件を除く

(二) 人事調停法による調停、家族親族間
における紛争その他一般家庭に關する事
項

(三) 戰時民事特別法による調停 以上の
(一)および(二)を除くその他の一般事項
なほこの調停制度は日華華その他第三國
人相互間に利用出来るもので、調停手数料
は左に示すごとく極めて低廉である。

◆金錢債務臨時調停 調停を求むる債權の金額五十
圓まで二十圓、同百圓まで三十圓、同二百五十圓
まで五十圓、五百圓まで一圓、同千圓まで二圓、
同千圓以上は千圓に達する毎に一圓を加へる。

◆人事調停 一件につき五十圓
◆戰時民事特別調停 調停を求むる事項の價額五圓
まで十五圓、同十圓まで二十五圓、同二十圓まで
五十圓、同五十圓まで一圓二十圓、同七十圓まで
一圓七十圓、同百圓まで一圓九十圓、同二百五十
圓まで一圓五十圓、同五百圓まで一圓七十圓、同
千圓まで一圓八十圓、同千五百圓まで一圓八十圓、
同二千圓まで一圓八十圓、同五千圓以上は千圓
に達する毎に二圓を加へる。調停を求むる事項
の價格を算定することの出来ない場合はその價格
は百圓と看做される。

撤廢の第一歩として昭和十八年七月三十日
日華間に締結された日本國民の課稅權移讓
第一次撤廢の適用範圍決定 治外法權

に關する條約附屬協定に基き、國民政府は
九月十日谷駐華大使に對し適用法令の範圍
に關し第一次通告を行つたが、露清政府に
おいても同日武內總務局長から岩崎公使宛
に「日本國民の賦すべき蒙古聯合自治政
府稅種稅法の範圍および適用の態様」につ
いて第一次通告を行ひ、二十日その内容を
それらへ公報するとともにこの旨發表し
た。而して第一次通告の内容は所得稅、營
業稅を除いた課稅一種ならびに地方稅の
一部となり、在蒙邦人は同日を期して蒙
清政府の稅法に服することになつた。なほ
在張家口總領事館大關總領事は告示第八八
號をもつて九月二十日次の告示をなした。

昭和十八年九月十日中華民國國民政府外
交部長より同國駐滬帝國特命全權大使に
對し昭和十八年七月三十一日南京におい
て署名調印せられたる中華民國における
日本國民に對する課稅に關する日本國
中華民間條約附屬協定第一條の規定に
基き左の通り通報ありたり

中華民國における日本國民に對する
課稅に關する日本國中華民間條約に
基き日本國民の報すべき中華民國法
令の範圍及適用の態様

稅種及稅法

公布年月日

適用の態樣
通用實施期日
地區其他

一、國稅

(一) 捲菸稅法

成規七百三十五
年七月二十二日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 捲菸統稅法施行規則

同

同

(三) 酒稅法

成規七百三十五
年十二月二十二日

同

(四) 四種統稅法施行規則

同

同

二、菸酒稅

(一) 酒稅法

成規七百三十六
年十月二十日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 酒稅法施行規則

同

同

(三) 酒稅法施行細則

同

同

(四) 菸稅法

同

同

(五) 菸稅法施行規則

同

同

三、印花稅

(一) 印花稅法

民國二十六年十
二月八日
修正
十五年二月十日

全國
成規七百三十八
年十一月一日實施
蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施
官廳及日本系學
校ニ對スルモノ
ヲ除ク

(二) 印花稅法施行細則

民國二十四年七
月二十二日

全國
成規七百三十八
年十一月一日實施

四、糖業稅

(一) 糖業稅法

成規七百三十三
年十一月一日
成規七百三十四
年十月十日修正

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

六、通商稅

(一) 通行稅法

成規七百三十六
年十一月十三日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 通行稅法施行規則

同

同

(三) 出產稅法

成規七百三十五
年十月二十八日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(四) 出產稅法施行規則

同

同

七、牲畜稅

(一) 牲畜稅法

成規七百三十五
年十一月二十八日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 牲畜稅法施行規則

同

同

八、屠宰稅

(一) 屠宰稅法

成規七百三十五
年十一月二十八日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 屠宰稅法施行規則

同

同

九、物品稅

(一) 物品稅法

成規七百三十五
年十一月二十八日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

(二) 物品稅法施行規則

同

同

十、契稅

(一) 契稅條例

民國三年一月十
二日

蒙疆
成規七百三十八
年十一月一日實施

十一、田賦

(一) 察哈爾省田賦制度

民國二十四年一
月一日

蒙疆(宣)
化大同
成規七百三十八
年十一月一日實施

二、地 方 税

地 方 税
契 稅 附 加 捐
遊 興 飲 食 捐

民團、民會の行政 民團、民會は居留邦人を以て組織する法人で、設立、廢止、分會又はその地區の變更は外務大臣が定め、その機能は、官の監督を受け、法令又は條約の範圍内において公共事務および法令、條約又は慣例によりこれに屬する事務を處理することは、居留民團法に規定されてゐる。臺灣では張家口、大同、厚和、包頭に居留民團、宣化、下花園、張北、平地泉、托縣、薩拉齊、岱岳、朔縣等にそれ、居

事業所得區額表(單位圓)

年所得總額	分類	綜合	合計	新民國稅	對內地稅
一千圓	天	1	天	3	5
一千五百圓	一	1	一	4	5
二千圓	二	1	二	5	5
二千五百圓	三	1	三	6	5
三千圓	四	1	四	7	5
三千五百圓	五	1	五	8	5

新民國稅 對內地稅 百分比

居留民會が設立されてゐる。
勳勞、所得兩稅率 張家口民團では、外務省令に準據し、昭和十七年三月一日遊興飲食稅を實施したが、一應勳勞所得稅ならびに事業所得稅を同年四月一日より實施した。
なほ今回の改正稅法による課稅率は大體舊民團課金の約二、三倍となるが、これを内地の征戰稅制國民稅に比較すればなほ三

課 稅 附 加 捐
屠 宰 稅 附 加 捐
地 方 稅 法
地方稅法施行規則

成紀七百三十八
年十月十一日 發 布
成紀七百三十八
年十月一日 實 施

〇パーセント乃至四〇パーセントの低率で、これは現地勳勞者に對する國民生活の潤活性の保持と一般事業の助長を考慮した當局の課稅方針に基いてゐる。
次の表は個人所得稅、事業稅の累進稅表および所得稅の綜合的概要表であるが所得稅は扶養住宅控除を加算せず内地の國民稅(地方稅を含まず)に對比させたものである。

四千元	四元	五元	五元
四千五百圓	五元	六元	六元
五千元	六元	七元	七元
六千元	七元	八元	八元
七千元	八元	九元	九元
八千元	九元	十元	十元
九千元	十元	十一元	十一元
一萬圓	十一元	十二元	十二元
一萬二千圓	十二元	十三元	十三元
一萬五千圓	十三元	十四元	十四元

齒科 · 口腔外科

糸瀨齒科醫院

院長 糸瀨勝比古

張家口市明德南大街二九二號
電話三四〇五番

蒙疆の老舗



丸榮呉服店

電話

店用

二四一三番

二六五八番

自宅用

二六五九番

皆
様
の

吳
服
雜
貨



屋 松

張家口市福壽大街十九番

電話二六八二番

紅

織物商

紅

屋

吳

服

店

張家口東安大街五四
電話三四〇二番

食料品 各種飲料水
 雜貨 荒 物
 諸器 硝子 物
 陶器 硝子 器
 漆器 履 物
 化粧品 洋 品
 小物件 玩 具
 文房具 菓 子

百貨店

食料品問屋

天和洋行

張家口橋東大街三二

電話 三三八八三番

味付

バテントビーフ
ドライビーフ

乾燥牛肉 蒙疆總卸元

洋品と化粧品

支店

大

川

張家口怡安大街二五號

電話二六九一番

本店 天津興亞第一區曙街

理	一	化	和	文	書	中	國
髮	般	粧	洋	房	籍	等	定
賣	賣	粧	品	房	雜	教	教
		雜	雜	具	誌	科	科
部	藥	品	貨	具	誌	書	書

張家口市東安大街六號

福興洋行

吉 田 源 六

電話 (店用) 二四〇七番
 (住宅用) 二四〇六番
 振替 新京一八五番

諸官廳御用達
滿蒙毛織特約店

營業種目

雜	洋	軍	制	洋	羅
	服				
	附	裝			
	屬	品	服	服	紗
貨	品	品	品	品	品

光
照
洋
行

營業所

張家口福新公巷五號
電話三四二二番

軍營業所

張家口宣化大道酒保內
電話三三〇八番

工場

張家口南關道三十一號
電話四〇一五番

人造凝石左官工事請負業
並ニ内外壁材料製造販賣業
責任施工ノ貴需ニ應ズ



株式會社

小^コ

張^サ家^コ口^洋支^行店

張家口長安大街四十號

電話三三六八番

本店 大連市桔梗町三七

北支營業所 北京府右街石拔房三條胡同一號

支店 天津大同石門

工場 北京西直門外

國 報 給 配

食 料 品 雜 貨

白

川

號

張家口特別市長壽南橫街十六號
電 話 三 九 九 五 番

兵 站 御 指 定

御 旅 館

福

妹 尾 愿 三

榮

張家口鐵路斜街二〇號

電 話
三三三
九七三
八三一
二五〇
番番番

家
庭
旅
館

東
洋
館

張
家
口
馬
路
六
條
電
話
三
一
一
六
番

張家口ノ藥ノ百貨店

張家口藥局

藥劑師 秋

吉 亭

張家口怡安街七十一號
電話二六一〇番

張家口驛通り

大町日進堂藥房

電話二七一八番

鶴

屋

旅

館

張家口特別市中央大街
電話 三三五七番

割
烹
美

登

里

張家口特別市中央大街
電話 二四三三番

天 賦 政

健全主義の堅持

長期戦に對處すべき必要上、蒙古政府は成規七三年度豫算の編成に當つては從來の健全財政主義は依然としてこれを堅持して、總豫算ならびに各特別會計豫算を作成した。而して財政收入の積極的増殖は期待出来なかつたが、重點主義の徹底を期し治安の確立に必要なもの、生産力の擴充に必要なもの、行政力の浸透に必要なものについては財政力の許す範圍において極力計上した。その計數は總豫算においては歳入歳出とも八二、八四一、二二一圓であり、これを前年度當初豫算額に比較すれば、一一、七二七、九五五圓の増加を示し、各特別會計においては歳入一四七、〇一九、四七二圓、歳出一二五、三三七、三六八圓であり、前年度當初豫算に比較し歳入においては、一八、四六九、七五六圓、歳出において一五、二一六、〇七圓の増加である。なほ五月に各特別

會計、七月には一般會計において第一次追加豫算を決定した。即ち一般會計においては増税および前年度剩餘金を財源とし一〇、七七一、一三〇四圓を計上し、主として〇〇關係費に充當し、各特別會計においては投資特別會計の一五、二二五、〇〇〇圓、政府債特別會計の一五、二二五、〇〇〇圓、政府債整理基金特別會計の二七五、〇〇〇圓、計三〇、七八五、〇〇〇圓であり、重要資源開發のための投資によるものである。而して右豫算の追加により一般會計は九三、六一三、四二五圓、特別會計は歳入會計一七七、八〇四、四七三圓、歳出會計一五六、一三三、三六八圓となつた。なほ成規七三年度豫算成立に關して武内總務廳長は十二月十五日次の談話を發表した。

成吉思紀元七三三年度豫算ならびに各特別會計豫算は本日議院の手續を完了し、政務院會議において可決を見たので、直ちに主席の裁決を仰ぎ明日六日公布することとなつた。明年度豫算が例年と比較して極めて早く成立を見たことは、時局稍安とに壓

世界維新を目指しての大東亞戦争は大日本帝國の輝かしき勝利の裡に第三年を通過したのであるが、わが自治政府また全力を傾注して戦争完遂に協力し大東亞共榮國獨立に協力するに今日に及んだのである。戦争は方に長期戦の段階に入りこの長期化に伴ひ本政府の使前またいふ重要性を加へ、再入はこゝに新たな準備を要するのと同時に、この長期戦に對處すべき積極的の體制強化を痛感する次第である。明年度豫算の編成に當つてはこの點に深く留意し豫算編成方針に拘りた點に即ち、低物價政策を基礎とし健全にして合理的豫算の編成に努力したのである。本政府の財政は確立以來健全財政主義を堅持して今日に至つてゐるが、現下内外の諸情勢に鑑み財政收入の積極的増殖が急務であるが、編成方針に明示する如く重點主義に徹し治安の確立に必要なもの、生産力の擴充、農産増殖、牧業振興、國防、資源開發等に必要なるもの、行政力の浸透に必要なもの、その他國策遂行上不可欠のものに付ては財政力の許す範圍において極力計上に努めたのである。

總豫算については前年度豫算に比較し、一千一百七十三萬圓餘の増加を示し、前述の重要事項に關しては新事業に必要な經費も出来るだけ計上し、諸政策の遂行に遺憾なきを期したのである。特別會計においても投資部門を除いては自給自足體制を確立してをり、國策遂行上支障なき順調なる豫算の編成を見たのである。さらに一般會計借款減債基金として五百萬圓、都市建設事業特別會計借款減債基金として三十萬圓を計上し健全財政の基礎を

格に努めたのである。

またわが政府の現有財政力をもつて最大の効果を擧げるためには中央財政、地方財政の綜合力發揮に格段の努力を拂ひ、財政の地方政體制確立に邁進すべきは勿論、豫算運営において實行の的確を期しもつて豫算の完全なる成果を擧げることゝ萬全を期する次第である。

また蒙古政府外山主計科長は「蒙古政府の財政」と題して、三月十五日十九時三十分より張家口放送局から國內各地へ次の要旨の放送をなした。

蒙古政府が成立して本年は五年目であるが、先づこの五年間における政府財政の経過について簡単に申上げたいと思ふ。御承知のごとく政府成立前は察南、晉北、蒙古聯盟の三自治政府と蒙疆聯合委員會があつてのおく、独自の財政を持つてゐたのである。而してこれら成紀七三四年八月三十一日に解消し、九月一日蒙古聯合自治政府成立とともに成紀七三四年度豫算が成立したものであるが、この年の豫算編成は専ら政權統合の根本原則に期り能ふ限り聯合委員會ならびに舊三自治政府の八月三十一日現在豫算の殘額を基礎としたものであつた。尤も新政權樹立に伴ふ新機關、新官制の下には相當の調整、變革を要したのであるが、さらに時勢の要請に應ずべく足りぬところ

を補ひ九月以降四箇月で二千五百萬圓の豫算を編成したのである。即ち政權統合により財政において調整統合が行はれたのが成紀七三四年度豫算である。而して政府は財政の建前として健全財政主義を執つたのであるが、政權成立後日尙ほ淺く治安確立、民心安定等が急であるほか政府収入の確保もまた期し難いところがあり、この年度は一千萬圓の赤字が生じ、その借入を餘債なくされたのである。

政權統合第二年度たる成紀七三五年度豫算は、前三自治政府豫算を根幹とした外、前年度は未曾有の大被害あり特に農作物の全面的不作のために原料資源地域たる蒙疆の經濟生活に根本的な大打撃を加へられたが故に、金融の逼迫、貯蓄資金の枯渇、物價の騰貴等憂慮すべき事態が濃厚となつたので前年度豫算の全面的な調整、整理と合理的節減をほかつたのである。而も治安確保、生産力擴大、易貨資金の獲得等に必要なる經費は出來るだけ計上し、海外拂となるべき費用は極力抑制し當時の蒙疆經濟の實情に即せぬやうな財政の膨張は絕對に排除するやう努めたため、その總額において四千八百萬圓の決定を見ただであるが、この年度もまた一千五百萬圓の政府債を必要としたのである。

次に成紀七三六年度に入り國內の經濟狀況はなほ好轉せず、ために財政上においては機會といふよりは應酬財政といふにまで全面的に削減を加へ、蒙疆財政の再編成に努めたのである。而してその總額は五千五百萬圓とし完全なる自治日足財政の基礎を確

立したのである。即ち税制改正を行つて經常収入の増加をはかるとともに成紀七三四年、五兩年度は赤字を生じ、政府債を起したのであるが、この年度は指金無しの豫算を起り上げたのである。經費についても徹底的な整理を施り、不要不急のものに思ひ切つた削減を加へたほか一般行政費についても相當の削減を行つたのである。

此處で成紀七三三年度から成紀七三六年度に至る三箇年をとつてみれば消極的財政の域を脱してはならず、當時の四圍の狀況からして全くやむを得ぬことであつたのであるが、國力の發展に具へるためにはこのやうな消極的財政はいつまでも得策ではなく、將來國力の伸長をはかるための經費に充つるためには財源を確保するの必要を認め、國稅、地方税制の劃期的大改革を行つたのであるが、この効果は直ちに現はれた。成紀七三七年度においては大興並戰勃發により財政上に及ぼす影響を考慮致し十分このための對策を用意しながら七千五百萬圓の豫算が出來、併も自給自足體制をさらに鞏化し一千萬圓の政府債還を行つたのである。さらに前年度租稅增收による繰越金その他を財源として二千五百萬圓の豫算を追加し、治安確立、興業事業の積極化、產業開發、政府債償還等の諸経費に充當し、從來の消極的財政は財政基礎の確立とともに成紀七三七

年度から次第に積極財政に轉換する傾向を現はして來たのである。

次に成紀七三八年年度豫算について説明する。大東亞戰爭の進展に伴ひ戰時體制の確立を期するとともに、戰爭完遂に積極的に協力すべく次の如き方針のもとに豫算の編成を見たのである。

先づ重點主義の弊を期し、經費は總て時局の要請に基き必不可缺のもののみとしたことであつて、異科目の羅列主義は止め、時局の要請に基かぬものは如何なるものをも排除した。次は既定經費を厳正に再檢討し、これが整備壓縮をしたことである。即ち現在不要不急な事業であつて前年あつたから今年も計上するといふやうなことはせず、全然既往に因はれず削減節約を行つたのである。因に新規事業は次の五項目に限定した。即ち

- 一、治安確立上緊急且直接必要なるもの
- 二、行政發達上蒙旗建設街鎮鄉村の育成等に特に重要と認むるもの
- 三、産業開發、特に農産増殖上有效適切なもの
- 四、重要資源開發上緊急不可缺なるもの
- 五、その他國策遂行上緊急やむを得ざるものにして實行可能なもの

以上の五項目でありこの五項目以外は新規事業としては絶対に認めぬこととした。

次は豫備費を相當多額に計上し、豫算の運用に弾力性を與へたことである。これは將來の事態に備へ、追加豫算等の不便を出來るだけ省くために相當多額の計上を必要と認めたからである。次に資金、物資、勞力の需要は必要の最少限度に止め、特に域外からの輸入を防ぐやうにした。その次は地方財政の確立の方途を講じ、國費財政に協力せしめたことである。

以上これらの方針に基き戰爭完遂上の諸施策を具現化し眞の戰時豫算たるの確信のもとに本年度豫算が編成されたのである。戰時財政の方策としては低物價政策を基礎の下にあくまで健全主義を堅持し、前年度同様自給自足體制を保持するは勿論、五百萬圓の政府償還をなしたのであつて、健全財政の基礎はますます鞏化されたのである。かくして編成された本年度豫算の總額は八千二百萬圓であり、前年度當初に比し一千百萬圓の増額を示してゐる。

歳入の主要なるものは租税の五千二百萬圓、專賣益金の二千萬圓、租税收入は成紀七三八年年度の新税としては三百五十萬圓の營業所得税を設定しただけであるが、戰時

下においても極めて良成績である。前年度の收入實績を勘案して一千三百萬圓の増収を見込んだのである。

歳出においてはこの増額は悉く新規重點事業である警備力の増強、道路橋梁の建設、蒙旗建設、教育振興、衛生施設の増設、水利事業の開發、牧業の振興等のための經費に充當されたのである。

以上各年度別に説明した通り成紀七三五年年度四千八百萬圓の豫算は成紀七三八年年度八千二百萬圓となり、戰時下においてすら極めて順調に發展し、租税收入の實績においては成紀七三六年度一千五百萬圓、成紀七三七年度七百萬圓の増収を見てゐるやうな狀況であつて、成紀七三五年以前に起した政府債をば全額償還し一億圓を超える豫算の編成される時期も以て遙い將來ではないと思ふ。

以上は一般會計の説明であるが、特別會計については政府職員共済、政府債、減債整理基金、投資、清查權運、都市建設事業、郵電事業の七種類あり、何れも前述の編成方針に則り編成され大東亞亞共榮團確立のために寄與せんとするものである。而してこれら特別會計の合計は一億四千七百萬圓であり、一般會計と合せて二億二千九百萬圓

となり、純計豫算においては二億四百萬圓となる。さらに國防費源開發のために相當額の追加豫算が計上される、豫定である。

國庫關係の説明を終へ次に地方財政について一言する。本政府の地方財政は省、縣地方財政と市縣財政と街鎮郷村財政の三に分けることが出来る。街鎮郷村財政についてはこの構成が漸く結ついたばかりであつて管内全整に亘つて現在では未だ整備に缺くところが、統計的には説明出来ぬが故に省廳地方の財政と市縣の財政について説明する。

省、廳地方とは省および盟團體で持つてゐる財政である。省および盟は以前は全く政府の經費によるところの單なる政府と市縣との中間機關であつたが、地方行政の急速なる發展を期するために財政権を與へる一方、地方行政を自ら運営せしむるために成紀七三六年から省および盟地方費といふ法人格を與へ爾來極めて顯著に育成されてゐるのである。而して設定當初一千百萬圓の額は年々増加し、第三年日たる本年度にあつては一千七百萬圓となり、最初は補給金も總額四五パーセントを政府から受けてゐたのが本年度は二九パーセントとなり、その財政基礎は漸次強化されつ、政府財政に相當なる補助をなしてゐるのである。次に市縣の財政は政權成立當時と現在とを比較すれば全く雲泥の相違がある。尤もこの間には市縣財政制度の整備、地方稅制改革等を行つたが、近年管内の治安は恢復し行政の滲透地域が擴大されたこともこの大きな原因となるのである。即ち成紀七三五年度一千二百萬圓の市縣財政は成紀七三六年度一千六百萬圓、七三七年度二千二

百萬圓、七三八年度は三千萬圓と僅か四箇年の間に二倍半に大飛躍をなしてゐるのである。この市縣財政も従前は極めて貧弱であり、約その五〇パーセントの補給金を受けてゐるのであるが、本年度はこの補給金は一五パーセント程度となり従来の政府依存が反轉して財政自主に向ひつゝある。而して成紀七三六年度より實際の地方稅制改革の効果が次第に現はれるとともに、また今後の施政進捗に伴ひますますその財政は健全化され、その前途の洋々たるものあることは容易に豫測し得るのである。地方財政の重要性からしてその運用如何は國庫遂行上至大の影響を及ぼすことを十分に考慮し、これが運用には格段の工夫を致すとともに、中央地方の綜合財政力の發揮による體力増強に遺憾なきを期せなければならぬと思ふ。

以上の通り中央地方を通じわが蒙古政府の財政は諸種の困難を克服しながらも全く堅實の歩を進めてをり、またその將來性については如何に大東亞戰爭が長期化するともこの健全性が保たれること、に何等の不安がないばかりか、この大戰爭を完遂する上において、はたまた我蒙古政府が大東亞共榮圈確立のために負ふ種々の實務を遂行する上において、十分これらに應ずべく財政力に餘裕のあることを申上げてこの話を終りたいと思ふ。

成紀七三九年度豫算

大東亞戰爭の進展に伴ふ大日本帝國の戰

争完遂をより積極的に協力するとともに國防體制の確立に重點を指向すべく、蒙古政府においては成紀七三九年度豫算構成要領を次の如く定めた。

- 一、重點的効率主義に徹し、空襲時局に必要不可欠のもののみを計上する。而して既定經費は徹底的に再檢訂する。
- 二、新規經費は次の事項にして緊急のものに限る。
 - 1 治安の確立
 - 2 國防資源の生産擴充
 - 3 食糧の増産、輕工業の振興
 - 4 低物價の維持
 - 5 その他の國策遂行
- 三、豫備費は相當多額に増額する
- 四、中央、地方の財政調整と地方財政の自主性をさらに強化する

各種稅法の制定、改正

蒙古政府は壘建以來租稅制度に關しては成紀七三三年度における國稅、地方稅を通ずる劃期的大改革をはじめとし、沿々その整備を急ぎ、殆んどその實現を見るに至つたが、その後における内外の諸情勢の變化に伴ひ新稅の制定ならびに既設稅の改正を行つた。

一、國 稅

法人税法制定 成紀七三五年法律第三十三號による法人營業税法による法人營業稅は資本金課税なるため應能負擔の原則に反し、且つ彈力性に缺くる嫌ひあるをもつて本税法を廢止し法人税を設け成紀七三八年一月一日より所得課税に改め經濟發展に則應し稅收の確立を圖つた。

法人税法

- 第一條 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する特別法人及本法施行地に營業又は營業を有する普通法人には本法に依り法人税を課す
- 第二條 構成員相互の利益の爲に事業を営むことを目的として設立したる法人又は法人に其の範圍は本法の適用上之を特別法人と看做す
- 第三條 出版法に依る新聞紙の出版には法人税を課せず
- 第四條 法人税は之を正税及附加税に分つ
正税の稅率は法人の純益に付左の區分に依り附加税の稅率は正税の百分の五とす
- 一 普通利益 百分の八
- 二 超過利益
- 法人の超過利益金額に付之を左の各級に區分し逐次に各稅率を適用す
- 普通利益金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超える金額の百分の

同百分の二十の割合を以て算したる金額を超える金額百分の十五
同百分の三十の割合を以て算出したる金額を超える金額百分の二十五

三 清算利益 百分の八
前項の附加税は政廳地方廳又は特別市の取入とす

第五條 法人の營業純益は左の區分に依る

一 普通利益

法人の毎事業年度中に於ける總益金より總損金を控除したる金額
法人が各事業年度中に於て納付したる又は納付すべき法人税は前項の所得の計算上之を損金に算入せず

二 超過利益

法人の普通利益金額より當該事業年度の資本金額に對し年百分の十割合を以て算出したる金額を控除したる金額

三 清算利益

法人解散の場合に於ける殘餘財産の價額より解散當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金の合計金額を算したる金額
法人合併を爲したる場合に於て合併に依りて消滅したる法人の株主又は社員が合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人より合併し及金額の總額が合併に因りて消滅したる法人の合併當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金の合計金額を超過するときは其の超過金額は之を合併に因りて消滅したる法人の清算利益とす

七 租 捐

- 第六條 本法に於て積立金と稱するは法人の普通利益金中の留保したる一切のものを謂ふ
- 第七條 前三條の規定に依る利益及資本の計算に關する事項は經濟部長之を定む
- 第八條 法人の一事業年度は本法の適用上一年を超越することを不得す
- 法人が事業年度中に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては本法の適用上當該事業年度の初より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す
- 前項の規定は外國法人が其の支店を閉鎖したる場合に之を適用す
- 第九條 納稅義務者は經濟部長の定むるところに依り課稅標準を財務局長に申告すべし
- 第十條 課稅標準は前條の申告に依り申告なきときは申告を不相當と認むるときは財務局長調査の上之を決定す
- 第十一條 納稅義務者財務局長の決定したる課稅標準に付異議あるときは經濟部長の定むるところに依り財務監督官に對し審査の請求を爲すことを得
- 前項の請求ありたる場合に雖も税金の徵收は之を猶豫せず
- 第十二條 財務監督官長前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課稅標準を決定す
- 第十三條 納稅義務者前條の決定に付異議あるときは經濟部長の定むるところに依り更に經濟部長に對し審査の請求を爲すことを得、財務監督官長が第一條第一項の請求を却下したる場合亦同し

第十一條 第二項の規程は商埠の請求ありたる場合に之を準用す

第十四條 經濟部並前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課税標準を決定す

第十五條 法人税は普通利益及超過利益に付ては事業年度毎に清算純益に付ては清算又は合併の際に之を徴収す

第十六條 合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅したる法人の法人税を納付する義務あるものとす

第十七條 解散したる法人の清算人及其の餘額の分配を受けたる者は解散したる法人が納付すべき法人税を連帯して納付する義務あるものとす

第十八條 納税義務者たる各廠の一に該當するときは經濟部長の定むるところに依り其の清算局長に申告すべし

一 名稱を變更したるとき

二 主たる事務所、本店、支店其他營業場を移轉したるとき

三 前二項に該當する事項を除くの外定款の記載事項を變更したるとき

第十九條 財務官吏法人税に關する調査又は取締上必要ありと認むるときは營業場に臨檢し營業に對する標榜、物件を検査し又は法人の社員代表者其の他法人の事務に従事する者に質問することを得

第二十條 法人税を連脱し又は連脱せんとする目的を以て五の各號の一に該當する行為を爲したるときは其の連脱し又は連脱せんとしたる法人税の一併以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額

は十圓を下ることを得ず
一 課税標準の申告を爲さざりしとき
二 課税標準の申告を誤りたるとき
三 課税標準に關する審査の請求に際し虚偽の立證を爲したるとき
四 財務官吏の課税標準の調査を欺騙する爲虚偽の帳簿を提示し又は虚偽の答辯を爲したるとき
第二十一條 第九條又は第十八條の規定に依る申告を爲さざりしときは二十圓以下の罰金に處す
第二十二條 第十九條の規定に依る財務官吏の職務の執行を阻害したるときは三百圓以下の罰金に處す
第二十三條 法人税に關する調査又は審査の事務に従事する公務員又は公務員たりし者は法人税に關し知り得たる秘密を正當の事由なくして漏洩することを不得す
第二十四條 本法を犯したる者には刑法第十六條但書、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第三十條第二項、第四十三條、第五十一條第七號、第五十五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十二條及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の職務の執行を阻害する罪に付ては此の限に非らず
第二十五條 特別市、市縣廣其の他の地方團體は本法の適用を受くる法人の營業に對し一切の課税を免すことを得ず

附 則

本法は成吉思汗紀元七百三十八年一月一日より之を施行す

成吉思汗紀元七百三十五年十一月二十八日法律第三

十三號法人營業税法は之を廢止す
本法施行の日が事業年度の中途に臨する場合は仍舊前の例に依る

營業所得税法制定 現行諸税法は物を對象とする關係上これが増税は物價の騰貴を來し、物價抑制に反する結果となるのみならず、また一面物價抑制の強化に伴ひ稅收入の減少が豫想せらるゝをもつてこれが對策として人を對象とする所得稅を創設し成組七三八年一月一日より實施した。

營業所得税法

第一條 營業税法の適用を受くる者は本法に依り營業所得稅を納むる義務あるものとす

第二條 營業場二箇所以以上を有する者又は二種類以上の營業を兼營する者あるときは其の所得金額は合算するものとす

第三條 營業所得稅を課すべき所得は同年中の撤取入金額より必要經費を控除したる金額とす

第四條 所得金額三千圓に滿たざるときは營業所得稅は免除す

第五條 營業所得稅の稅率は百分の十とす

第六條 納稅義務者は經濟部長の定むるところによつて毎年二月末日迄に所得金額を財務局長に申告すべし但し營業の全部を廢止したるものは其の廢業の日より起算し二十日以内に左の所得金額に付て之を算すべし

一 其の一月末日以前に廢業したるものにと在りては其の年及翌年に課稅せらるべき所得金額

二 其の年の三月一日以後に廢業したるものにしては翌年に課せらるべき所得金額

第七條 所得金額は前條の申告により申告なきときは申告を不相當と認むるときは財務局長調査の上之を決定す

第八條 財務局長所得金額の決定上必要ありと認むるときは營業に關する事情に考慮する者より其の意見を徵すことを得

第九條 納稅義務者財務局長の決定したる所得金額に付差額あるときは經濟部長の定むるところに依り財務監督署長に對し審査の請求を爲すことを得 前項の請求ありたる場合と雖も税金の徴收は之を猶豫せず

第十條 財務監督署長前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の所得金額を決定す

第十一條 納稅義務者前條の決定に付差額あるときは經濟部長の定むるところに依り更に經濟部長に對し審査の請求を爲すことを得

財務監督署長が第九條第一項の請求を却下したる場合亦同じ

第十二條 經濟部長前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の所得金額を決定す

第十三條 營業所得稅は其の年分の所得を二分し左の二期に於て之を徵收す

第一期 其の年七月一日より三十一日限
第二期 其の年十一月一日より三十一日限

第十四條 納稅義務者營業所得稅を納期迄に完納せずるときは百圓以下の罰に處することを得

第十五條 納稅義務者其の權の事由に因り著しく資力を喪失し納稅困難と認むるときは財務局長は經濟部長の定むるところに依り營業所得稅を輕減又は免除することを得

第十六條 財務局長は前條の規定に依り輕減又は免除せらるる營業所得稅に付ては輕減又は免除に關する處分を爲すに至る迄税金の徴收を猶豫することを得

第十七條 財務局長は納稅義務者が税金納付を余りし得ざるものと認むるときは第十三條の規定に拘らず直に税金を徴收することを得 但し納稅義務者が納稅保證人を立てたるときは此の限に非らず

納稅保證人に關する事項は經濟部長之を定む

第十八條 納稅義務者左の各款の一に該当するときは當該事實のありたる日より起算し十月以内に書面を以て其の旨財務局長に申告すべし

一 住所又は氏名若しくは居處を變更したるとき
二 營業場を移轉したるとき
營業を兼指したる者は其の承継の事實を知りたる日より起算し二十日以内に書面を以て其の旨財務局長に申告すべし

第十九條 相続人は其の相続開始前の營業に付稅租額人に對し課せらるべき營業所得稅の納付義務を負ふ

前項の規定は相続人あること分明ならざる場合に於ける相続財産に付之を準用す此の場合に於て本法の規定に依り得ずべき手續に付ては相続財産の管理人を以て相続人と看做す

第二十條 財務官定課率上必要ありと認むるときは營業場に附檢し營業に關する帳簿其の他の物件を檢査し又は營業書を尋問し其の他必要なる處分を爲すことを得

第二十一條 許認可の他に不正の行爲を以て營業所得稅を課税し又は課税を免れたる者は其の税額の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

前項に規定する者課税したる營業所得稅は第十三條の規定に拘らず直に之を徴收す

第二十二條 第六條の規定に依る申告を爲さざりし者は百圓以下の罰金に處す

第二十三條 第十八條の規定に依る申告を爲さざりし者は二十圓以下の罰金に處す

第二十四條 第二十條の規定に依る財務官吏の職務執行を阻害したる者は三百圓以下の罰金に處す

第二十五條 第八條の規定に依り意見を徵せられたる者營業所得稅に關し知り得たる秘密を正當の事由なくして漏洩したるときは三百圓以下の罰金に處す

第二十六條 營業所得稅に關する調査又は検査の事務に従事する公務員又は公務員たりし者は營業所得稅に關し知り得たる秘密を正當の事由なくして漏洩することを不得す

第二十七條 本法を製したる者には判法第六十六條、但書、第六十八條、第六十九條第二項、第二十條、第三十條第二項、第四十三條、第五十一條第七款、第五十五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十二條及第七十四條規程を適用す但し財務官吏の職務執行を阻害する罪に付ては此の限に非らず

第二十八條 特別市、市廳及其他的の地方團體は

營業所得税に附加捐を課することを得ず

附則

本法は成吉思汗紀元七百三十八年一月一日より之を施行す

従前營業税法の適用を受くる法人及社團が法人税法の適用を受くるに至りたるるときは雖も法人税法に依り課税を受くるに至る迄は尙本法に依り營業所得税納付の義務あるものとす

物品課法等の改正 戦時財政の要求に答へ價格の調整等勸買力の吸收に審與せしむべく現在の經濟狀況に鑑み、これが増徴の餘地ありたるにより成紀七三五年制定に係る物品課法、出産稅法、牲畜稅法、四種統稅法の改正を見た。

物品課法

第一條 輸出又は輸入物品には本法に依り物品税を課す但し穀類、棉紗(綿布を含む)、麥粉、火柴、水泥、瀝青、酒精を含む、阿片及鹽に付ては此の限に在らず

第二條 物品税の稅率は左の區分に依る。

- 一 輸出物品 輸出價格の百分の十
- 二 輸出生産品 輸入價格の百分の四
- 三 輸入者移物品 輸入價格の百分の六
- 四 其の他の輸入物品 輸入價格の百分の六
- 五 貯蓄第二級及第三級に規程する生活必需品及奢侈物品の品目に付ては經濟部長の定むる所に依る
- 第六條 左に掲ぐる物品に付ては經濟部長の定むる

所に依り物品税を徵收す

- 一 輸入の日より六月以内に再び輸出する物品
- 二 輸出の日より六月以内に再び輸入する物品及修理の爲輸出の日より一年以内に再び輸入する物品

三 前二號の外擴張部長の定むる物品

前項第一號及第二號期間は經濟部長の定むる所に依り之を延長することを得

第六條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるときは課税物品の販賣場、貯藏場、其の他の場所に臨檢し課税物品及其の受持に對する一切の帳簿書類其の他の物件を檢査することを得

第七條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるときは課税物品の輸出者、輸入者、運送者、其の他の關係者を尋問し課税物品の運送の停止を命じ其の必要なる處分を爲すことを得

第八條 詐欺其の他不正行爲を以て物品税を逃脱し又は漏脱を圖りたる者は當該物品税を徵收するの外其の稅額の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

前項の場合に於て犯罪の情狀重き者に付ては當該物品を沒收することを得

第九條 第六條又は第七條の規定に基く財務官吏の職務の執行を阻害し又は其の命令に服従せざりし者は三百圓以下の罰金に處す

第十條 本法を犯したる者は刑法第十六條但書、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第三十條第二項、第四十三條、第五十一條第七款、第九十五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十六條及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の職務の執行を阻害する罪に付ては此の限に在らず

務の執行を阻害する罪に付ては此の限に在らず

第十一條 市、縣及其の他の地方團體は課税物品に對し一切の課税を爲すことを得ず

附則

本法は成吉思汗紀元七百三十六年一月一日より之を施行す

出產稅法

第一條 煤石、獸毛、獸腸、麻、果實、動植物性藥材及廢渣(以下課税と稱す)を出産する者には本法により出產税を課す

他人の出產したる出產税未納の課税物件を運送又は所持する者は本法の適用上之を出産者と推定す輸入に係る第一項の課税物件にして物品税を納付したるものは之を出產税を納付したるものと見做し本法の規定を適用す

第二條 出產税の稅率は左の區分に依る。

- 一 煤石
- 二 獸毛、獸皮、獸腸、麻、果實、動植物性藥材及廢渣、從價百分の六
- 三 課税の標準と爲すべき課税物件の價格は課税地に於ける時價に依り財務局長之を決定す
- 第四條 出產税は左の場合に於て之を徵收す
 - 一 課税物件を出產後初めて他に搬出するとき
 - 二 他の製造原料として課税物を使用するとき
- 第五條 納稅義務者は經濟部長の定むる所に依り課税標準を財務局長に申告すべし
- 第六條 課税物件を運送する者は經濟部長の定むる所に依り納稅證書又は鐵路運輸執照を所持すべし納稅證書又は鐵路運輸執照を所持せざるときは當

該課税物件は總て之を出產税未納のものとする
第六條 課税物件は納税済を財務局に出し検査
を受けたる後に非ざれば他の製造原料として之を
使用することを不得
第七條 課税物件の取扱業者又は課税物件を原料と
する製品の製造者以下製品製造者とするは課税
部長の定むる所に依り課税物件の受拂に關する事
項を財務局長に申告すべし

第八條 課税物件の取扱業者又は製品製造者は課税
部長の定むる所に依り課税物件の受拂に關する事
項を財務局長に申告すべし
第九條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるとき
は課税物件の取扱業者又は製品製造者其の他の場所
に臨檢し課税物件及其の受拂に關する一切の帳簿
書類其の他の物件を検査することを不得

第十條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるとき
は課税物件の取扱業者、製品製造者、運送者其の
他の關係者を尋問し課税物件の運送の停止を命じ
其の備必要なる處分を爲すことを不得
第十一條 非屬其の他不正の行爲を以て出產税を違
脱し又は通脱を圖りたる者は當該出產税を徵收す
るの外其の税額の一倍以上十倍以下に相當する罰
金に處す但し罰金額は十圓を下ることを不得
前項の場合に於て犯罪の情狀重き者に付ては當該
物件を沒收することを不得

第十二條 左の各款の一に該當する者は百圓以下の
罰金に處す
一 第六條の規定に違反したる者
二 第七條の規定に依る帳簿の記載を怠り若し正
りたる者

三 第八條の規定に依る申告を怠り若し非りたる
者
第十三條 第九條又は第十條の規定に基く財務官吏
の職務の執行を阻害し又は其の命令に服従せざり
し者は三百圓以下の罰金に處す
第十四條 本法を犯したる者には別法第十六條但書
第十八條、第十九條、第二十條、第三十條、
第三十二條、第三十三條、第三十七條、第五十
五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十二條
及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の職
務の執行を阻害する罪に付ては此の限りに在らず
第十五條 市、縣及其の他の地方團體は課税物件に
對し一切の課税を爲すことを不得

附 則
本法は成吉思汗紀元七百三十六年一月一日より之を
施行す

牲畜税法
第一條 牛、馬、騾、驢、駱駝、豚及羊（以下牲畜
と稱す）を出産する者には本法に依り牲畜税を課
す他人の出産したる牲畜税未納の牲畜を飼育又は搬
運する者は本法の適用上當該牲畜の出産者又は輸
入者と看做す
輸入に係る第一項の牲畜にして物品税を納付した
るものは之を牲畜税を納付したるものと看做し本
法の規定を適用す

第二條 牲畜税の税率は牲畜の價格の百分の六とす
課税の標準と爲すべき牲畜の價格は課税地に於け
る時價に依り財務局長之を決定す

第三條 牲畜税は牲畜が成熟したるとき之を徵收す
但し牲畜を産糞又は輸出の際之を徵收する場合に
於ては其の屠宰又は輸出の際之を徵收す
第四條 納税済者は課税部長の定むる所に依り課
税標準を財務局長に申告すべし
第五條 牲畜を搬運する者は課税部長の定むる所に
依り納税済證又は輸出運轉執照を所持すべし
第六條 納税済證又は輸出運轉執照なき牲畜は總て
之を牲畜税未納の牲畜と看做す
第七條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるとき
は牲畜の交易場其の他の場所に臨檢し牲畜及牲畜
の交易に關する一切の帳簿其の他の物件を検査す
ることを不得

第八條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるとき
は牲畜の出産者、輸入者、搬運者其の他の關係者
を尋問し牲畜の搬運の停止を命じ其の他必要なる
處分を爲すことを不得
第九條 非屬其の他不正の行爲を以て牲畜税を違脱
し又は通脱を圖りたる者は當該牲畜税を徵收する
の外其の税額の一倍以上十倍以下の罰金に處す但
し罰金額は十圓を下ることを不得
第十條 第七條又は第八條の規定に基く財務官吏の
職務の執行を阻害し又は其の命令に服従せざりし
者は三百圓以下の罰金に處す

第十一條 本法を犯したる者には別法第十六條但書
第十八條、第十九條、第二十條、第三十條、
第三十二條、第三十三條、第三十七條、第五十
五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十二條
及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の職
務の執行を阻害する罪に付ては此の限りに在らず

第十二條 市、縣其の他の地方自治體は特許に關し一切の課税を爲すことを得ず

附 則

本法は成吉思汗紀元七百三十六年一月一日より之を施行す

四種課税法

第一條 納砂(綿布を含む)澱粉、火柴及水泥には本法に依り納税を課す

第二條 納砂の税率は左の區分に依る

- 一 棉紗納税 課税地に於ける棉紗の時價の百分の六
- 二 澱粉納税 課税地に於ける澱粉の時價の百分の五

第三條 火柴納税 課税地に於ける火柴の時價の百分の六十

四 水泥納税 課税地に於ける水泥の時價の百分の十

第三條 納税は課税物件が國內製造に係るものなるときは之を製造場より搬出するときは其の製造者より、輸入に係るものなるときは之を輸入したるとき其の輸入者より之を徵收す

同一製造場内に於て消費する課税物件に對する納税はその消費前製造者より之を徵收す

第四條 國內製造の課税物件に對する納税は納税義務者の申請に依り課税物件搬出の日を屬する月の翌月五申迄其の徵收を猶豫することを得

第五條 輸出する課税物件に付ては釐金課税長の定むる所に依り納税を免除し又は納税額に相當する金額を交付することを得

第六條 課税物件を製造せんとする者は製造場一箇所に經濟部長の許可を受くべし 經濟部長は前項許可證の一部を監督監督官長に委任することを得

第七條 課税物件の製造者納税物件の製造を停止したるときは其の旨經濟部長に申告すべし

第八條 課税物件の製造者左の各號の一に該當するときは經濟部長は其の製造許可を取消すことを得

- 一 納税を納納したるとき
- 二 本法の規定に違反して處罰を受けたるとき
- 三 一年以上引續き課税物件の製造を休止したるとき

第九條 課税物件の製造者又は輸入者は經濟部長の定むる所に依り課税物件の製造、輸入又は販賣に關する事項を帳簿に記載すべし

第十條 課税物件の製造者又は輸入者は經濟部長の定むる所に依り課税物件の製造輸入又は販賣に關する事項を財務局長に申告すべし

第十一條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるときは課税物件の製造場、貯蔵場、販賣場其の他の製造所に附設し課税物件又は其の原料品若し製品、貯蔵又は販賣に必要な建築物、器具、機械、帳簿、書類其の他物件を検査することを得

第十二條 財務官吏課税取締上必要ありと認むるときは課税物件の製造者、輸入者、販賣者、運送者其の他の關係者を尋問し課税物件の運送の停止を命じ其の必要な處分を爲すことを得

第十三條 課税物件の製造者又は輸入者許其の他不正の行為を以て納税を逃脱し又は運送を圖りたるときは當該納税を徵收するの外その税額の一掃以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

第十四條 許其の他不正の行為を以て第五條の規定に依る納税の免除又は交付金の交付を得ずたりとしたる者は當該金額の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

第十五條 第六條の規定に依る許可を受けずして課税物件を製造したる者は當該課税物件に對する納税を徵收するの外其の税額の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

第十六條 第十三條又は前條の場合に於て過期の日酌となりたる課税物件及前條の場合に於て課税物件製造の用に供したる器具機械其の他の物品にして犯人の占有するものは何人の所有に屬するを問はず之を徵收することを得

第十七條 課税物件の製造者又は輸入者第九條の規定に依る帳簿の記載又は第十條の規定に依る申告を怠り若し詐りたるときは百圓以下の罰金に處す

第十八條 第十一條又は第十二條の規定に基く財務官吏の職務の執行を阻害し又は其の命令に服従せざりし者は三百圓以下の罰金に處す

第十九條 本法を犯したるものには罰法第十六條但書、第十八條、第十九條前二項、第二十條、第三十條第二項、第四十三條、第五十一條第七項、第五十五條、第五十六條但書、第五十九條第六十二條及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の

贈答の執行を阻害する弊に付ては此の限に在らず
 第二十條 自己又は其の同居家族の用に供する課税
 物件のみを製造する者には本法を適用せず但し法
 人に付ては此の限に在らず
 第二十一條 市、縣其の他の地方團體は課税物件に
 對し一切の課税を爲すことを得ず。

附 則

第二十二條 本法は成吉思汗紀元七百三十六年一月
 一日より之を施行す
 第二十三條 従前の内國税に關する法令に依り課税
 物件の製造許可を受けたる者は之を本法に依り許
 可を受けたる者と看做す

營業税法改正 法人營業税は法人税と改
 められ納税課税となつたがために、從來營
 業税法の適用を受けた合名會社、合資會社
 および親戚相互の利益のために事業を營
 むことを目的として設立した法人または法
 人に非ざる社團に法人税の適用を受けるに
 至るがために營業税法よりこれを削除され
 た。

營業税法

第一條 營業場を設け在に掲ぐる營業を爲す者には
 本法に依り營業税を課す
 一 物品販賣業(動植物其の他普通に物品と稱せ
 るもの、販賣業を含む)
 二 製造業
 三 鑛業
 四 金融貸付業

五 物品貸付業(動植物其の他普通に物品と稱せ
 ざるもの、貸付業を含む)
 六 運送業
 七 運送取扱業
 八 倉庫業
 九 印刷業
 十 出版業
 十一 銀行振業
 十二 料理飲食店業
 十三 旅館業
 十四 浴屋業
 十五 理髮業
 十六 娯樂場業
 十七 娯樂業
 十八 貸座敷業
 十九 請負業
 二十 問屋業
 二十一 代理業
 二十二 仲立業
 二十三 周旋業

第二條 法人税法の適用を受くる法人及團體には本
 法を適用せず
 第三條 左に掲ぐる營業には營業税を課せず
 一 政府の發行する収入印紙、郵票及福利證券の
 販賣
 二 新聞紙の出版
 三 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
 第四條 營業税の課税標準及び税率は左の區分に依
 る(税率は課税標準に對する千分率)

營業の種類	課税標準	税率
物品販賣業	賣上金額	七
製造業	同上金額	七
鑛業	同上	三
金融貸付業	收入金額	三五
物品貸付業	同上	二五
運送取扱業	同上	二五
倉庫業	同上	二五
印刷業	同上	一〇
出版業	同上	一〇
料理飲食店業	同上	一五
旅館業	同上	一五
浴屋業	同上	一五
理髮業	同上	一五
娯樂場業	同上	一〇
娯樂業	同上	一〇
娯樂場業	同上	一〇
貸座敷業	同上	一〇
請負業	請負金額	一五
問屋業	課價金額	三〇
代理業	同上	三〇
仲立業	同上	三〇
周旋業	同上	三〇

第五條 營業税は毎月營業の種類及營業場毎に之を
 課す
 第六條 本法施行地域内に營業場を設け買入れたる
 物品を本法施行地域内に於て賣却せずして本法施
 行地域外に搬送するは本法の適用上之を物品販賣
 業と看做す

前項物品販賣業の課税標準は當該物品を本法施行地域外に輸送したる當時に於ける營業場所所在地の市場價格に依り計算したる金額を以て賣上金額と看做し之を計算す

本法施行地域内に在る營業場に於て製造したる物品を本法施行地域内に於て賣却せずして本法施行地域外に輸送するは本法の適用上之を製造業と看做す

前項製造業の課税標準は第二項の規程を准用して之を計算す

第七條 左に掲ぐる營業にして其の課税標準が左の金額に満たざるものに付ては營業税の課税を免除す

一 物品販賣業、製造業 一月の賣上金額一百圓

二 金銀貸付業、物物貸付業 一月の收入金額二十五圓

三 運送業、印刷業、出版業、興行場業、料理飲食店業、旅館業、遊樂業、理髮業、娯樂場業、寫真業、貸座敷業 一月の收入金額五十圓

四 請負業、一月の請負金額五十圓

五 開墾業、代理業、仲立業、周旋業 一月の報酬金額二十五圓

第八條 納税義務者は書面を以て毎月分の課税標準を翌月十日迄に財務局長に申告すべし

第九條 營業税は前條の申告に基き財務局長其の税額を算定し之を徴收す

納税義務者前條の申告をなするときは財務局長調査して其の税額を決定し之を徴收す

第十條 營業場を設け第一條に掲ぐる營業を爲さんとする者は其の營業場所營業の種類資本金額、

従事人員及營業決定年月日を記載したる書面を以て課税其の旨財務局長に申告すべし

第十一條 第一條の規定に該当する者其の營業を廢止したるときは直に其の旨財務局長に申告すべし

第十二條 營業の承継ありたる場合に於ける其の月分營業税は其の承継が月の最初に於て行はれたるものと看做し承継人に對し之を課す

第十三條 相續人は其の相續開始時の營業に付税相續人に對し課せらるべき營業税納付の義務を負ふ

第十四條 財務官課税取締に必要ありと認むるときは營業場に臨檢し營業に關する帳簿其の他の物件を檢査し又は營業者を尋問し其の他必要な處分を爲すことを得

第十五條 詐偽其の他不正の行爲を以て營業税を違陸し又は通脱を圖りたる者は其の税額の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す、但し罰金額は十圓を下ることを得ず

第十六條 第八條の規程に依る申告を爲さざりし者

は百圓以下の罰金に處す

第十七條 第十條又は第十一條の規定に依る申告を爲さざりし者は二十圓以下の罰金に處す

第十八條 第十四條の規定に依る財務官吏の職務の執行を阻害したる者は三百圓以下の罰金に處す

第十九條 本法を犯したる者には罰法第十六條但書第二十項、第四十三條、第五十一條第七款、第五十五條、第五十六條但書、第五十九條、第六十二條及第七十四條の規定を適用せず但し財務官吏の職務の執行を阻害する罪に付ては此の限に在らず

第二十條 市、縣其の他の地方團體は地方税法に依り營業税附加税を課するの外本法に依り課税を受ける營業に對し一切の課税を爲すことを得ず

附則 本法は成吉思紀元七百三十六年一月一日より之を施行す

捲菸統稅法改正 從來捲菸販賣業者中卸賣業者(大經銷)のみ許可制による取締をなし中間卸賣業者(小經銷)および小賣業者(攤販)等々は許可を要せずして任意に販賣をなしてゐたのであるが、煙草の適正價格の維持および需給の調整を圓滑ならしめんがため、總ての煙草販賣業者に對して許可制を實施された。

捲菸統稅法 第一條 捲菸には本法に依り捲菸統稅を課す

六 民法第四十六條の規定に依り設置せられたる
法人の定款

七 小切手

八 小切手、手形又は證券の裏書又は之に併記し
たる領收書

九 小切手又は手形の引受又は保証

一〇 小切手又は手形の拒絶證書

一一 小切手、手形又は證券の複本又は謄本

一二 主たる債務の證書に併記したる擔保契約書

一三 郵政儲蓄又は郵政爲替に關する證書

一四 運送契約に基き運送業者の作成する貨物送
狀

一五 質札又は質物通帳

一六 勤務通帳

一七 乘車券、乗船券、各種入場券

一八 前條第一號乃至第八號、第十一號乃至第十
三號、第二十九號乃至第三十三號及第三十八號

の證書にして其の記載金額十圓未満のもの

一九 前條第三十四號及第三十五號の證書にして
其の記載金額三圓未満のもの

二〇 前條第三十六號及第三十七號の證書にして
其の記載金額一圓未満のもの又は營業に關する
もの

構成員相互の利益の爲に事業を併むことを目的と
したる法人又は法人に非ざる社團の併む事業は兩
項の適用に付之を營業と看做す

第四條 證券に類する記載せざるも證券に非ざるも
價値、數量其の他の記載事項に依り金額を算出する
ことを得るものは第二條及第三條の適用に付其
の算出に限り得る總金額を以て記載金額と看做す

外國貨幣を以て金額を記載する證券に付ては第二
條及第三條の適用に付其の作成の日の前日の相場
に依り之を内國貨幣に換算したる金額を以て其の
記載金額とす

第五條 印花税の納付は證券又は帳簿に収入印紙を
貼用して之を爲すべし

第六條 證券又は帳簿の作成者若しくは依り収入印紙
を貼用したるときは其の證券又は帳簿と収入印紙
の影效とにかけ捺印其の他の方法を以て鮮明に之
を爲すべし

第七條 一冊の帳簿を一年以上使用するときは別帳
簿を調製したるものと看做す

第八條 財務官吏は印花税を納むべき證券若しくは帳簿
を検査し又は所持者を尋問することを得

第九條 第二項の規定に違反したる者は其の證券又
は帳簿一件毎に脱税したる印花税額の二十倍に相
當する金額の罰金に處す、但し罰金額は五圓を下
ることを得ず

第十條 第六條の規定に違反したる者は二圓以上三十圓以
下の罰金に處す

第十一條 第八條の規定に基き財務官吏の職務の執行
を阻障し又は其の尋問に對し答辭を爲さず若しくは虛
偽の答辭を爲したる者は三百圓以下の罰金に處す

附 則

本法は成吉思汗紀元七百三十八年十月一日より之を施行
す

従前の法令中印花税に關する規定は之を廢止す但し
本法施行前作成したる證券又は帳簿に關しては従前
の例に依る

二、地方税

省、盟地方税法改正 法人税に附加税を
設定することとなつたので、これが収入歸
屬を省、明税と其次の通り改正された。

省、盟地方税法中改正の件

省、盟地方税法中左の邊改正す

第三條第一項第四號の次に左の一號を加へ以下各號
順次繰下ぐ

五、法人附加税

附 則
本法は成吉思汗紀元七百三十八年一月一日より之を
施行す

地方税法改正 法人税附加税の認定に伴
ひ法人及組合に對する戸別捐が廢止された

地方税法中左の邊改正す

一、第三十三條を左の邊改正

戸別捐は市街地又は之に準すべき地域に於て一戸
を構ふる者又は一戸を構ふるも獨立の生計を營
む若し其の實力を標準として之を賦課す第二十八
條第二項の規定は戸別捐を賦課すべき地域に之を
準用す

二、第四十一條を左の邊改正

同戸爰は一戸を構ふる者又は一戸を構ふるも獨立
の生計を營む若し其の實力を標準として之を賦
課す

三、第四十一條中「第三十二條第二項及」を削る

附 則
本法は成吉思汗紀元七百三十八年一月一日より之を
施行す

本法は成吉思汗紀元七百三十八年十月一日より之を施行
す

従前の法令中印花税に關する規定は之を廢止す但し
本法施行前作成したる證券又は帳簿に關しては従前
の例に依る

經 濟



躍進の一年 成規七三七年度の輸出伸張によつて任時の爲替資金難を完全に克服し、強固な基磐の上に立つて飛躍の第一年を踏み出した本年度の蒙疆經濟は、さらに引續き好調を示した輸出の増大と、國內自給糧食の確立に促進されて著しい飛躍を遂げた。ことに本年度の特徴ともいふべきは年初政府が決定した經濟建設三大方針たる

(イ) 對日密與の増大

(ロ) 財政金融の確立

(ハ) 自給自足體制の確立

がそれらの面において着々と進捗し、蒙古經濟の基底が一段と強化確立され、經濟建設の結實に伴ひ東北依存を本質とした蒙疆經濟の性格が徐々にではあるがその獨自性を發揮して、自主的經濟政策が各部門にわたり遂行されたことである。即ち本年四月實施された第四次施政隨進運動を皮切りに、引續き五月決定した第二次蒙疆物價對策、およびこれと相關關係にある貿易統制法の改正、七月一日公布實施された重要畜

業統制法、國防資源統制會令や、降つて八月二十日發表された本年度糧穀供給對策要綱等劃期的政策、法令等が相次いで實施を見たのをはじめ一億圓の對日信用の成立および蒙銀より滿洲中銀に對して供與した六百萬圓の信用借款、或は彫削な出鉄狀態を續けてゐる龍烟鐵礦などの一聯の經濟現象がこれで、これらは官民擧げての努力の結果、相互密接に關聯しつゝ、前記三大方針を着々に具現して來たのである。試みに蒙疆の牛命とも見られる鑛業の開發狀態についてみるに、苦況時代の困難を押し切つて導入した開發資材は昨年後半期頃より全面的に活動し始め、地下資源の開發は急速に進み、日、滿兩國の鑛鋼増産に重大密與をなしつつあるが、政府ではさらに鑛鑛石、石灰以外の重要地下資源たる石蠟、雲石、黒鉛、瀉庵の國防資源を積極的に開發するため本年七月一日重要産業統制法ならびに國防資源統制會令を公布、即日實施した。四國防資源のうち蒙疆の石蠟、雲石が共榮國內の重要資源に占める地位は絶對的であ

り、加へて國內産の特徴たる良質性はその資源のもつ重要性をますます加増してをり、盟邦日本の戦力増強に多大の密與をなしてゐる。

なほ戰局の發展に呼應して政府では關係各機關の協力な援助のもとに龍烟鐵礦の現地製鐵を行ふこととなり現任順滿な出鉄を續けてゐるが、右製鐵事業の第一期計畫完成の曠には〇〇萬トンにおよぶ國內の鉄鐵生産が可能となるわけで、日滿の鑛鋼増産に密與する面は劃期的に増大されることとならう。

このやうな鑛業資源の開發進捗は直接貿易面に反映して肇建當初の微々たる鑛産物輸出に較べて昨七三七年の輸出實績は實に〇千萬圓に達し、總輸出額の〇割以上を占めるに至つた。従來農産物が輸出貿易の大宗であつた關係上、蒙疆の貿易は上半期輸入超過、下半期輸出超過を示現して來たものであるが、最近における鑛産物の輸出伸張は遂にこの貿易の傾斜を破り本年度上半期の貿易況は三千四百萬圓以上の輸出超過となつた。

一方食糧問題については華北輸出の重責を荷ふ蒙疆の農業は鑛業と同様あらゆる施策が集中され、こゝに急展開が行はれた。

政府は農産物増殖計畫の第二年次計畫として昨年末七三八年度農産物増殖緊急對策要綱を決定、横綱村の設置と鑿井事業に重點をおいて右要綱の實現をはかつたが、鑿井は第四次施政躍進運動に促進されて各地とも頗る活潑に行はれ、目標に對し一〇三パーセントの好成绩を収めた。なほ本年は播種期より引續き終始好天に恵まれたのと増産施策の推進によつて早くより増産必至が云々され來つたが、八月一日現在の第一次生産量調査報告によれば對昨年比二割の増收はほぼ確實と見られるに至つた。而して右農産物の蒐荷對策は去る八月二十日發表された成紀七三八年度糧穀需給對策要綱の決定によつて確立し既に蒐荷の段階に入つたが、右要綱に現はれた特徴は行政力の發動が全面的に強化されたことで、この政府の強力な措置は市縣當局をはじめ收買側たる日系商社ならびに現地系糧穀の積極的な敬意、努力と相俟つて昨年に較べ六割以上増大された蒐荷目標を完全に獲得すること可能であらう。また既に觸れたごとく昨年度より好轉した輸出の伸張は蒙通の在外資金を未曾有の豊富な状態にまで招來した。政府はこの豊富な在外資金をもつて本年三月對滿信用一千萬圓を完済し、さらに超え

て六月には六百萬圓の對滿信用を供與したが、一方日本國債の購入額は實に一億圓に上り、こゝに物の面につきまつてゐた蒙通の對日滿密與は金融の面にまでおよび、蒙通の對外地位は一段と高められたのである。

なほ、更にこの蒙通の地位を不動の安きに置いたのは日本銀行より蒙通銀行に供與された一億圓の信用借款の成立であつた。右信用の締結によつて蒙通の金融は大東亞金融圏の一環として強化され、こゝに國內の金融控制は全く安定確立されたのであつた。

以上のごとく國內産業開發の進捗と、これに伴ふ在外資金の潤澤化によつて蒙通經濟は急速に強化せしめられたが、政府はこの強化された蒙通經濟の基礎に立脚して本年五月第二次蒙通物價對策要綱を決定した。從來蒙通の物價は極端な東北依存經濟であつたため、直接華北の物價に影響されることが多かつたが、政府は豊富な資金の一部をもつて輸入物價を調節し、國內に低物價を實現すべくこの方針に基いて第二次物價對策要綱が決定されたのである。右低物價對策は一應華北の物價を基準とするものに拘泥すことなく價格の面よりもむしろ物資の交流の面に重點を置き、適切な

價格操作をせんとするものであるが、これをもつて蒙通經濟の獨自性ははじめて實現されたものといふを得べく、蒙通の自主的經濟建設はこれによつて第一歩を踏み出したといふことが出來よう。

なほ右物價對策の一環として貿易統制法が改正されたが、政府鑛建以來堅持され來つた輸出促進、輸入制限の貿易方針が輸入緩和、輸出統制と百八十度の轉換を遂げたことは一面蒙通經濟の飛躍を物語るものであり、輸出統制による原材料の確保、密輸の減少は國內諸物價の價格の安定と輕工業の振興に預かつて力あつた。

而してこのやうな調期的措置とも見られる第二次物價對策もその成否を握る鍵は國內輕工業の振興如何にかゝつてゐる。よつて政府では本年初頭輕工業振興助成對策要綱を決定し、國內各種輕工業の振興と、それに基づく國內自給自足體制の確立に拍車をかけたがこれら振興助成策は漸々具現されつゝあり、國內の完全自給も近い將來に實現必至と見られるに至つた。

右の如く昨年下半年から本年上半期にかけての蒙通經濟は農業、鑛業等の開發部門が計畫通り順調に進捗しまた輕工業の發達も顯著なものがあつたため、一般經濟もこ

れら基本産業の躍進に促進されて物價對策
貿易對策をはじめ各部門とも頗る堅實な發
展を示し、蒙疆の獨自性を經濟の面にまで
擴大顯現しつゝ大東亞戰下蒙疆に負荷され
た征戰協力、對日滿膏與の重責に挺身任じ
來つた。而して本年の蒙疆經濟は所謂躍進
時代に入つてから僅か一年を經たし過ぎな
い。蒙疆經濟の發展は眞にこれからであつ
て、戰爭の發展とともに今後蒙疆經濟は
鞏固な基盤を背景に官民一體の協力體制の
もと、ますます加重される征戰協力なる
重責を荷つて一躍飛躍の一途を辿るであら
う。

通 貨

概 況 事變前における國內の通貨金融
事情をみるに、察哈爾および綏遠の兩省に
はそれと、察哈爾商業錢局、綏遠平市官錢
局の官營乃至は官有銀行あり、このほか綏
遠を據點として興業銀行あり、これらはそ
れも地方の中央發券銀行として機能し、
併せて一般銀行業務を兼營してゐたのであ
る。以上の地場銀行以外に晉北には太原を
本據とする山西省銀行および傘下の晉綏地
方綏路銀號、綏西銀業銀號、晉北銀業銀號、

土貨商行等あり、これらの發行する山西票
が流通してゐた。察北および滿洲國との接
壤地帯には地理的、經濟的事情等によりて
滿洲中央銀行券の流通が最も支配的であつ
たのである。而もこれら各種通貨のほか中
央系の中國、交通、中央の三銀行および河
北省や北京、天津、上海等に本店を有する
種々の銀行券の流通あり、さらに膏鹽、地
方有力商業者、その他商會等の信用に基き
發行される私帖乃至は紙幣類似證券の流通
があり國內全體では二千二、三百萬に上る
各種多系統の通貨が混然と入り亂れて流通
してゐたのである。併し奉天勃發し皇軍當
地域に迫るとともに各發券銀行は遑早く手
持現金、未發行券、その他一切の帳簿書類
および紙幣印刷機等を携帶逃亡したので、
當地域に對する通貨不安を招來し、金融界
は危機に直面したのである。

皇軍張家口に入城とともに緊急措置とし
て支拂總豫令、銀行錢局管理辦法、紙幣類
似證券取締令を公布して通貨金融の安定を
はかり一方成紀七三年九月二十七日發券
銀行として察南銀行を創設し、九月三十日
緊急通貨防衛令を發布し通貨不安に善處し
た。かくして察南銀行は改造券の發行によ
り舊紙幣回收に着手したのであるが、蒙疆

聯合委員會成立とともに察南銀行を改組擴
大し現在の蒙疆銀行の設立となり、舊通貨
回收も進捗してこゝに事變前混雜を極めた
る通貨も蒙疆法幣により整理統一をみるに
至つたのである。

蒙疆の貨幣 蒙疆の貨幣制度は緊急通貨
防衛令ならびに蒙疆銀行條例の定むること
ろにより、蒙疆券をもつて無制限の法貨と
なし、従つて紙幣に對する兌換の規定なく
純然たる管理通貨であるが、發行準備制を
とり日本國および滿洲國幣に等價リンクを
採り、對内外價值の維持安定を期したので
ある。蒙疆銀行の創設とともに、成紀七三
三年三月二十日に蒙疆券一圓紙幣の發行を
見、續いて四月十五日五圓および百圓紙幣、
さらに五月二十五日十圓紙幣の發行をみて
改造券察南票の回收をはかつたのであ
る。補助貨幣においては一角、五分、一分
は滿洲國幣をそのまま使用し、たゞ五角に
限り蒙疆鑄貨を製造し成紀七三年八月十
六日より發行してゐたのであるが、國內の
治安經濟の確立、兩取引の活潑になるにつ
れて補助貨幣の需要は増大し、不便を來た
すに至つたので日本一錢アルミ貨を輸入し
成紀七三年六月十七日より使用し、さら
に七月一日から五分、一角の小額紙幣、八

月十九日五角の紙幣を發行し、さらに成紀七三七年三月大阪造幣局に對して一分、五分、一角アルミ貨の鑄造を依頼したのである。大まかには日本アルミ貨幣に準じ、意匠は成吉恵汗が愛好せし鳳凰と蒙疆の家徽たる羊とを浮彫りにしたものである。

成紀七三七年に至り發行紙幣が蒙疆銀行創業匆々にして製造を急ぎし關係と、圖案模様に十分なる選擇の機を得ずして發行せしものにして意匠文字の配置等全體として好ましくならず、しかも容易に偽造の對象となる恐れあるにより先づ十圓紙幣の改正をなし、成紀七三八年六月二十日に新十圓券の發行をみたのである。續いて五圓、一圓、五角も意匠、圖案、型等を改正の上現在日本に製造依頼中である。

通貨取締法 蒙古政府では當地域における幣制統一上一段の徹底を期し、併せて華北および滿洲國における通貨政策、資金調整に協力するとともに對華北爲替關係に基く中國聯合準備銀行券の不正取引を絶滅し、もつて爲替管理の圓滑なる實施に資するため從來採り來つた滿洲中央銀行券および中國聯合準備銀行券の使用禁止のみならず、所持運搬をも禁止することとなり成紀七三七年八月二十日附法律第十二號をもつ

て通貨取締法を發布し、九月十日これを實施したのである。但し滿、蒙接境地帯に於ける錫林郭勒盟および察哈爾盟中各旗、費源縣、多倫縣は特殊事情あるを考慮し特殊地帯として除外したのである。

通貨取締法

第一條 經済部長は命令の定むる所に依り蒙疆銀行券以外の通貨の所持又は運搬を禁止することを得第二條 前條の規定に基く命令に違反したるものは一千圓以下の罰金に處し其の所持又は運搬に係る通貨は沒收す

通貨取締法に基く命令の件

附則 本法は成紀七三七年九月十日より之を施行す中國聯合準備銀行券および滿洲中央銀行券所持又は運搬することを得ず但し經済部長の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

錫林郭勒盟並びに察哈爾盟中各旗、多倫縣及び費源縣に於ける滿洲中央銀行券に就ては當分の間本令を適用せず

中國聯合準備銀行券又は滿洲中央銀行券所持する者は成紀七三七年九月九日迄に最寄監獄銀行、同和實業銀行、滿洲中央銀行、又は横濱正金銀行に於いて該監獄銀行券と交換すべし

通貨取締法に基く命令の件改正

(滿洲中央銀行券取締) 通貨取締法によつて特殊地域の一部を除き蒙疆銀券の匯内一元化の徹底を期し來つたところ、滿洲國側における

物資統制の強化に伴ひ、物資買入のため匯内への中銀券持込み増加し、物資の流出甚だしく、特殊地域における中銀券の回收は毎月二百萬圓を越ゆる状態にして、物資の流出は勿論、通貨政策に支障を來す惧れ大なるのみならず、該地域民衆に對する施政上重大なる影響あるにより滿洲國側と交渉の上、錫林郭勒盟中の一部分は當分除外し特殊地域における中銀券の所持使用または運搬を禁止し、匯内における幣制一元化の強化を期するため通貨取締法に基く命令の件を改正し、成紀七三八年五月八日附經濟部令第十九號を公布し、六月一日これを實施したのである。實施後は滿洲中央銀行券取締要綱により接境地域における兩地域通貨關係を處理してゐる。

通貨取締法に基く命令の件

第一條 中國聯合準備銀行券及滿洲中央銀行券所持又は運搬することを得ず、但し經済部長の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第二條 錫林郭勒盟中各旗の四旗においては當分の間滿洲中央銀行券所持又は運搬することを得

東ウヂムラン

西ウヂムラン

東ホチト

西ホチト

附 則

第三條 本令は成紀七三八年六月一日より之を施行す

第四條 滿洲中央銀行券を所持する者は成紀七三八年五月三十一日迄に只子額、多倫諾爾銀行、資源、多倫諾爾和實業銀行に於て該國銀行券と交換すべし
第五條 成紀七三七年八月二十日經濟部令第十二號は之を廢止す

通貨取替に關する節告 成紀七三七年九月

月通貨取締法公布以來蒙疆における蒙銀券流通地域の擴大、信用増大し幣制の一元化は着々効果を擧げ來たつたのであつたが、滿洲國、華北との隣接地域における民衆の通貨政策協力を徹底せしめ、なほ接敵地區における現大洋等敵性通貨を一掃して蒙疆通貨の獨自性を斷乎表明するとともに、金融經濟の安定期を期するため五月八日附通貨取締法の改正を機として經濟部、內政部共同節告を公布し、違反者の絶滅を期した。

政府經濟部、內政部節告

政府は本邦に於ける幣制の統一、經濟の安定を圖る爲めに成紀七三七年法律第十二號を以て通貨取締法を制定、之に基き經濟部令を公布し滿洲國東部、西島、珠城、遼東、西滿、通遼等全域に於て該國銀行發行紙幣及日本國通貨を除く外、他の如何なる紙幣と雖も一切之が所持は勿論濫發並使用を嚴禁せり、然るに最近本邦内に於て中國聯合準備銀行券、滿洲

中央銀行券、現大洋及敵性通貨等を流入使用するものあり、斯の如きは幣制の統一を棄り金融を擾亂する行爲たるのみならず通貨取締法令に違反するは誠に疑なし

仍て現に對記業禁止證を所持せるものは之を至急廢分し當令對照に之を授受すべからず、若し授受したる場合は其の情を知ると知らざらんとし不拘通貨取締法令違反として嚴重な行ひを爲さざるべし、邦民は宜しく違法し違背して幣を發せざらんことを期せよ茲に佈告す

通貨輸出制限緩和 蒙古政府では通貨の

國外輸出制限に對照し、國際收支を調整すべく成紀七三五年九月一日より爲替管理法を施行し來つたのであるが、その後益々國外への通貨輸出制限を強化し自由通貨攜帶額は日本向の場合を除き成紀七三六年一月五十圓に、十一月二十圓に引下げたると成紀七三七年末よりの爲替管理の緩和ならびに京津方面における諸物價の高騰に伴ひ情勢頓に變化し、入蒙者激増し特に華北よりの旅客による縣銀券の兌換激増し縣銀券受拂の比は十對一の狀況を呈し、蒙疆としては爲替資金狀況および見逃しより旅客の通貨攜帶を特に二十圓に制限しおく必要なく、常分の間蒙銀券の輸出を緩和し、地域外向旅客に必要許可攜帶金額を二百圓に引上げ、兌換受拂の均衡を期するとともに地域外向旅客の不便除去も考慮し、成紀七三

八年三月三十一日附經濟部令第十五號「爲替管理法に基き命令の件中改正の件」を制定し四月一日より施行したのであつた。これにより日本、華北、滿洲等各地に對し一律に不要許可にて二百圓まで攜帶を許され、海外向旅客の便は非常なものとなつたのである。

爲替管理法に基き命令の件中改正の件

爲替管理法に基き命令の件中左の通り改正す
第四條の二は之を削除す
附 則

本令は成紀七三八年四月一日より之を施行す
攜帶金額の引上げとともに域外向旅行者等に對する兌換上の手續きを簡易化すべく成紀七三六年十二月より採用し來つた旅客攜帶金申告制度を廢し、同時に現在まで南口驛において域外向旅客にして兌換洩れある場合を考慮して、北京兌換所で蒙銀券を縣銀券に交換せしめてゐたものであるが、南口驛の交換事務の簡易、人員の増加により北京驛兌換所の蒙銀券受入を四月一日より廢止することになつたのである。

旅客および旅客外攜帶通貨の交換は左の規定により行はれてゐる。
一、蒙疆地區より域外向旅客の不要許可攜帶通過は陸路、空路とも二百圓迄とす

二、兌換に關する件

イ、兌換完了の場合、切符裏面に兌換済を印すべき印を押捺するものとす

ロ、兌換は、乗車券、飛行機座席券等一枚に付三圓とし、半額券、割引券、定期乗車券は一枚として取扱ふ

國體乗車券又は切符乗車券に付ては記載人員の數だけの切符所有とみなして兌換に應ず

ハ、日本軍人、軍屬の公金交換は軍經理部長の證明あるものに限り之を承認し兌換す

但し公金以外の携帶金の交換は一經旅客と同様の取扱を爲す

ニ、列車乗務員の公金の場合は財務監督署員の證明により兌換せしむ

ホ、南口驛橋内、賣店の賣上金交換は認めず

ヘ、列車内食堂、賣店の賣上金交換は財務監督署員の證明により兌換を認め

携帶通貨兌換は原則として左の場合に於て爲すものとす

陸路 南口驛、別驛驛

空路 聖澤町在各行機場

入庫證書の携帶通貨制限 曩に華北の物價狀況の變化、兌換の不均衡緩和等により

城外向旅客携帶金額引上げをなし、金融政策ならびに物資對策と協働をなしたつたところなるも、なほ一層の粉米を期するため城外よりの旅客携帶金額を左の通り制限し成紀七三八年四月二十五日より實施することになつた。

一、旅客

陸路による場合

一、華北よりの旅行者 一、二等旅客、乗車券および優待券一枚に付き百圓、三等旅客、同二十圓

二、その他 二百圓

空路による場合、從前の通り二百圓

二、旅客外 列車乗務員は日系五十圓、現地系二十圓

要請向差金爲替取締令 最近蒙疆宛送金爲替中に懸出代金にあらざる送金が相當多額にあり、思威資金となつてゐるにより政府ではこれに取締を加へ、一部を除いたす

べてを許可制とし成紀七三八年八月二十五日附經濟部令第三五號をもつて爲替管理法に基く臨時措置に關する部令を公布、即日實施した。

爲替管理法に基く臨時措置に關する部令の件

第一條 成吉思汗紀元七百三十五年經濟部令第十三

號第二條第二項の規定に拘らず經濟部長の許可を要しに非ざれば外國爲替銀行または郵便局を相手方とし該爲替銀行を對帳とする外國爲替の買却または取立爲替を爲すことを許す但し次に掲ぐる場合はこの限りに在らず

一、本館領と日本國東州を除くとの間に於て該國通貨を對帳とする外國爲替の買却または取立爲替を爲すとき

二、官廳の必要に基き非ずるとき

三、輸出貨物の代金につき該形を取扱ひまたは手形の取立を依頼するとき

四、一箇月を越し五百圓相當額以下の送金爲替の支持を受くるとき

第二條 外國爲替銀行取換に規定する取引または行爲の相手方となる場合には顧客がその取引または行爲に付本令の規定により許可を受けたことまたは許可を受くるの要なきことを確認すべし

第三條 本令に基く許可申請に關する手續については成紀七三五年經濟部令第十四號第一條および第四條の規定を準用す

第四條 經濟部長は必要と認めるときは命令を以て事項または人を指定して第一條に規定する取引または行爲の制限を免除することを得

第五條 經濟部長は本令に基く許可制限の一部または全部を廢止若しに委任することを得

附 則

本令は公布の日よりこれを施行す

成紀七三八年經濟部令第三十五

號第四條の規定に依る制限の免除に關する件

成紀七三八年經濟部令第三十五號第四條の規定によ

り口令第一條の規定に基く制限を免除するものを次の通り規定す

特殊会社により設立せられたる法人

貿易通貨 建設初期においては蒙銀券は外貨轉換性を有しなかつたのである。即ち蒙匯における第三國同物資の輸出は天津の外國商社に委ねられ、輸出外貨は天津の外國銀行に委ねられてゐたのである。こゝにおいて成紀七三二年以来、蒙毛類輸出取締令、さらに毛皮輸出取締令および通貨取締令が實施され、獸毛、鞣皮、熊物等の輸出を許可制とし、爲替を蒙匯銀行に集中し、蒙銀券は圓プロツク内の通貨たる以外に第三國貿易通貨の機能を具有したのである。併し成紀七三八年初頭より米英の資産凍結の懸念が濃厚となつたので、蒙匯所有の米貨を日本に譲り、その對價として日本圓を積立正金銀行に預け入れたのである。これが所謂特別圓預金なのである。この特別圓は凍結に遭つてゐない外貨、ペイト、ピアスター、ライヒスマークには大藏省の許可を得て轉換し得るのである。

従來、蒙匯、中支の貿易は軍票をもつて行はれ來つたのであるが、成紀七三八年年度決濟より特別圓をもつて行ふことになつたのである。この特別圓は蒙匯における特有

物資の中支支向輸出による外貨をすべて東京の積立正金銀行に特別圓勘定の口座を新しく設けて振込み、蒙匯と中支支間の交易における決濟の清算通貨とすることになつたのである。

金融

金融政策の概況および現況 蒙匯においては先づ通貨の統一、金融機構の革新的復興をみ、つゞいて蒙匯銀行券流通圏擴大、外貨獲得による第三回貿易通貨としての機能附與等内外價值を擴大し、なほ金融機關の整備擴大が圖られ來つたのであつたが、成紀七三四年來の產業開發計費の本格化とともに事業會社設立により資金調達、資材輸入および生活必需品の輸入激増し國際收支の惡化を招き爲替資金の窮乏を招いたのである。こゝにおいて産業開發その他所要資金、資材の圓滿なる調達をはかるとともに資金の蒙銀輸出を抑制し、これが一般經濟界への壓迫を防止するため内には資金の統制、池場資本の培養、購買力の吸收等を實施し、外には對蒙投資の誘導、爲替管理の強化、爲替調整資金の調達、物資面においても貿易の統制、輸出入貿易促進、生産力

補充、配給の圓滑、消費の節約をはかるとともに物價統制機構を整備し、物價抑制策が講じられたのである。

かくの如く蒙匯經濟界の變動の最中において蒙匯金融界は金融、通貨、爲替の面を通じて幾多の困難に逢着したのであつたが、成紀七三六年以來、建設工作の一段落、生産擴充計畫の遂行の成果を挙げ來りたるにより、貿易面においても輸出入とも増加し徐々に金融面においても明朗化し、成紀七三七年に入るにおよび蒙匯經濟は活氣を呈し金融分野の確立、金融統制、地方産業育成に多大の効果を擧げ、蒙匯經濟の發展を助け、民心の安定、物價對策に密與し來り、金融界の健全性はますます、強化し、蒙匯の經濟界の國際的地位確立し、大東亞其範圍の金融連鎖の一環として認識されて來たのである。

蒙匯金融機關の通貨、預金貸出の現況を觀察するに、通貨においては事變以來の發行額は年々二千萬圓餘の増加を示し、蒙匯經濟の進展がうかがはれるのである。元來蒙匯の通貨量は一應六月を最底とし物價の資收買資金ならびに雜費收買資金の放出より逐次増加し、年末、年初において最高に達しその後回収され、平準發行額に達す

著るしく好動し、國際經濟は充實して来たのであるが、さらに日露間の金融提携を緊密にし、護國通貨制度の健全な發展に資するため、華商銀行においては日本銀行に對し信用證を發給の處と成り七三八年五月八日華商銀行對日本銀行間において五千萬圓の信用供與ならびに手形貸付取引額五千萬圓、計一億圓の信用供與が設定された。これは大東亞共榮團の金融連鎖の一環として、華商銀行の建設ならびに民生の安定上非常な好結果をもたらしたといふべきである。

華商銀行の建設

華商銀行は日露間の金融提携を更に緊密にし、護國通貨制度の健全なる發展ならびに對外經濟の活性化に資するため、今日本銀行より五千萬圓を限額とする信用供與ならびに手形貸付取引による五千萬圓の借入合計一億圓の信用供與を受け得ることとなつた。日本銀行よりする信用供與により、華商銀行は一段と安定し、國際經濟の發展ならびに民生の安定上極めて好結果を齎すものといふべく、國際經濟の發展に資するところである。

而して華商銀行は今後大東亞共榮團金融連鎖の一環として、各方を牽引し、協力の實を果さんことを望むものである。

なほ今回の信用供與に示される大東亞共榮團、大東亞省當局の雄大な情勢並びに日本銀行の篤き協助力に對して、深甚なる感謝の意を表する次第である。

大東亞國際經濟

帝國は常に中央國銀銀行に對しその發行準備に充實するための協力を依頼し、また本年三月には中國聯合銀行の對し信用の供與を行ふ等、中華民國における護國通貨の成立強化ならびに金融の阻滯なる時運に對し出來得る限りの援助協力をなしたものであるが、今度さらに華商銀行自治政府の要請に應じ華商銀行に對しても日本銀行より一億圓の信用を供與することとなつたのである。かくて華商銀行もまた、大東亞共榮團における金融の中樞機關たる日本銀行との間に直接聯繫なる連絡を維持することとなつたが、これにより彼等の金融關係はさらに一層固くかつ健全に邁進するべきと共に、大東亞共榮團における金融連鎖の具現に一段の進捗を見るに至つたのは誠に慶びに堪へない次第である。

華商銀行は昭和十二年十一月五日勅令で改組後、臨時の中に設立され、爾來至極にける發步銀行として、發展の前途を示し、同地運における繁榮の緒に關し、對策なる案議を舉げるとともに、他國また良

く我軍事行動、資源の開發、必要物資の購入等の關係なる遂行に關し、多岐の協力をなしたものであるが、今回の信用供與に依り、同行の信用の基礎は一段と強化を遂げ、將來ますます、堅實なる發展を遂げることと確信すると共に、今後にさいても引續き従ふ限りの援助を請ひ、協力せらるる所である。

日本銀行の建設

日本銀行は護國銀行に五千萬圓の信用を供與することとし、本月例申を了し、なほこれと同時に華商銀行は別途日本銀行より手形貸付取引により五千萬圓を借入し得る途が開かれるに至つた。かくて同行は日本銀行より益々強固に

一億圓の進捗を受け得ることとなつた次第である。

華商銀行は昭和十二年創設以來極めて順調なる發展を遂げ、護國通貨制度の健全に邁進する途程を發して、國際經濟の發展に資する所であるが、今度さらに華商銀行自治政府の要請に應じ、その健全なる發展を促進せしめる所にして、この際日本銀行に對し信用の供與を受けることとなつたのである。日本銀行は同行がいよいよ、堅實なる發展を遂げることと確信すると共に、同行との密接な連絡を緊密にし、この上も同行に對し十分なる協助力と支援とを惜しまない所である。

對日本シンチケート國との契約更新

華商銀行は發祥地、資金ととして成り七三五年六月六日以來日本興業銀行、朝鮮銀行、正金銀行の三行より二千五百萬圓限額の借款契約をなしたものであるが、その後發祥資金の好轉により、現在使用の必要はないのであるが、本地域の發祥資金の健全を期し、信用増大のためさらに一箇年間の契約を延長し、利率の點を引下げ、なほ保證金の點で緩和されたのである。これはまさしく、日本銀行より與へられた信用設定とときに、國際經濟の經濟向上充實ぶりに對する厚意と見るべきとが出来る。

對滿クレジット建請 臺灣銀行において
は在外爲替資金騰充のため成紀七三四年七月二十九日滿洲中央銀行との間において、一千萬圓の信用契約を締結し、臺灣の爲替資金の枯渇時代を乗り切つて来たところ、その後輸出増加により爲替資金豊富となりクレジットを使用せざるのみか對滿爲替資金はますます増大し、こゝにおいて成紀七三七年十二月三十一日五百萬圓、引續き三月十九日三百萬圓、三月二十九日二百萬圓の三回に亘つてクレジットを完済したのである。

對滿洲中央銀行信用供與 まきに滿洲中央銀行に對しクレジットの返済を怠り來つたところ、臺灣の對滿交易はますます出超し成紀七三八年年度對滿交易協定計畫に基づく滿蒙間交易價格調整處理に關する滿蒙兩政府間の申合せにより滿蒙物資交易の圓滑を促進のため臺灣銀行は滿洲中央銀行に對し金額六百萬圓、期間一箇年の信用を供與したのである。

同和實業銀行 臺灣地域においては中央銀行としての臺灣銀行の設立後、庶民金融機關の強化を期し民政向上に資するため地域内における舊來の各地錢莊業者の合同に依り鞏固なる機關の設立を期すべく、成紀

七三三年二月二十八日張家口太平公園で大同會議を開催し、各地區より參集せる錢莊業者の賛同を得て三月一日蔡南、晉北、蒙古の三實業銀行が創立せられた。資本金は各一百萬圓、内五十萬圓は臺灣銀行出資、實務の指導援助には臺灣銀行これに當り、業務は庶民金融機關として商工および農村金融に努力し、その地域的經濟的特異性に順應して鋭意信用を擴大し、その機能を強化し業續は發展の一途を辿つて來たが、金融政策遂行上これを合併し政府の金融統制を臺灣銀行を通じ、實業銀行に直ちに通じれば簡明にして効果大なるにより三銀行合併して強力なる庶民金融機關を設立して政府の財政政策に積極的協力を期するため、成紀七三七年四月二十日政府會議室で關係當局者會合して意見を交換の結果、滿場一致をもつて三銀行の發展的合併を決定したのである。次で五月八日蒙領公館に創立總會を開いた結果、五月九月同和實業銀行として發足したのである。

同和實業第三回株主總會 同和實業銀行では成紀七三八年八月二十一日十五時より同行會議室で第三期株主總會を開催し、請計算書、財産目録、貸借對照表、損益計算書をそれら承認し、利益金處分案（配當年八分損益）を可決散會した。

△利益金 (四位錢)	
當期利益金	△2,000.00
前期繰越金	△2,000.00
計	1,000,000.00
△處分	
法定積立金	△1,000,000.00
損失補償準備金	△1,000.00
幹部賞與金	△1,000.00
株主配當金	△1,000.00
特別積立金	△1,000.00
行員退職基金	△1,000.00
後期繰越金	△1,000.00

興亞會の設立 臺灣における當舖業は日本の實業とは性質が異なり、銀行を利用し得ざる階級、即ち都市における一般市民および村下の農民はすべて當舖を頼り生計を立て、市民、農民の經濟的中樞である。かかるためこの盛衰隆替は民衆の生活を左右するところ大なるものである。しかるとして今同厚和における垂糸當舖八月が業者の

總意によつて合併し、自營統制ある機關として同和實業銀行より出資を受け、圓滑なる經營により業績をあげんとし政府の許可を受け、成紀七三八年五月二十五日股份有限公司與並當が設立されたのである。總資本は六千萬元でその半額を同和實業銀行の出資、半額は八當舖の引受となつてゐる。かくて設立後非常な成績を挙げ、民衆の利用者激増の一途を通つてゐる。與並當の本年七月末における營業狀況を示せば次の通りである。

人資六月末殘高	三、四、〇、〇、〇	件	一、八、六、一、三
七月入質高	四、二、五、〇		五、五、七、五
同 受出高	三、三、〇、〇		三、五、一、五
同 流質高	二、五、一、〇		二、一、八、〇
同 殘高	三、三、〇、〇、〇		二、一、五、〇、〇

なほ當利敷は月三分、満當期限は十二箇月である。

信用組合設立 從來日采小商工業者の金融面は業者の活潑なる活動を極度に阻害し來りたる所、今回張家口における日采小商工業者相互組織になる信用組合を設立し資金の有無相違の途を開き、斯業を發展せしめるとともに、他方貯蓄の取扱ひを行ひ貯蓄の概観に資するため成紀七三八年五月三十一日有限責任張家口信用組合の設立を

みた。同組合の現在會員は三百十五名、口數一萬五千三百十四口、拂込金額七十六萬五千七百圓に上つてゐる。

有獎定期預金 現地人に對する貯蓄運動の具體的手段として、現地人の陋習たる現金退職の陋習を打破して銀行利用の新しい習慣を扶植し、民間遊資吸收による地場資金蓄積によつて蒙額の資源開發、生産擴充資金に充てんがため、蒙額銀行では預内全銀行の參加を得て第一回有獎定期預金の取扱ひを實施、成紀七三七年四月二十日から實施したのである。

△第一回 第一回有獎定期預金の目標は二百萬圓であつたが、目標を遙かに突破する五百七十五萬九千五百六十一圓三十三錢といふ成果を挙げた。

△第二回目 第一回の實施は増加率よりみれば開始前に比較するとき定期預金において四七パーセントの増加で、異常なる好成绩を得たといふべきで、有力者の遊資は相當程度吸收したのであるが、第二回目においては目標を四百萬圓として、成紀七三七年十一月十一日より實施したところ、第七回目における相當の遊資吸收の後であつたため目標獲得は相當困難を伴つたのであるが、經濟部長自ら出馬して現地に對する

貯蓄普及の遊説もあつて、遂に目標突破の四百十六萬圓を獲得した。本回の受入期日は十一月十一日より十二月三十一日まで、抽籤日は二萬口を一組とし一百圓(第一回は五十圓)、一件受入額も限定せず預金者の任意として五百圓のものには五箇の抽籤數が與へられるといふ仕組みであつた。なほ獎勵金は次の通り

- 一等 一萬圓 總口數につき一口
 - 二等 一千圓 二萬口につき一口
 - 三等 五百圓 同 二口
 - 四等 五十圓 同 四十口
 - 等外 百圓 同 二口
- △第三回 かくて第一回實施以來定期預金の増加額は五百九十萬圓となり極めて良好なる成績を示したので、さらに成紀七三八年四月二十日第三回有獎定期預金を實施した。今回は第一回目の取扱ひと同じく一口五十圓、受入期間を四月二十日より六月三十日までとして實施したところ六百六十八萬六千五百五十圓の成果を挙げた。今回の取扱ひにおいて前回と異なるところは抽籤數を四萬口を以て一組とし獎勵金を増加して三等以下の當籤を増したところである。
- 一等 一萬圓 四萬口につき一口
 - 二等 一千圓 同 一口

三等	五百圓	四萬口につき三口
四等	五十圓	五十口
五等	十圓	一千口
等外	百圓	一口

儲蓄普及中央委員會議議成 大東亞戰爭遂行中、零散零細における境下の經濟情勢に鑑み浮動購買力の吸收をはかり、物價騰貴を抑制してこれが資金を生産資金に活用し、もつて民生の安定と臺灣經濟の健全なる伸張に資し、併せて戦力の増強に寄與するため、豫て消費節約、貯蓄の増進方策について經濟部において研究してゐたが、成紀七三年八月七日政府において大使館、政府、金融機關、主要會社の關係者等を集り、全民儲蓄實踐運動強化要綱の決定をみ、これに基き儲蓄普及中央委員會議の發會式が行はれ

地城內銀行綜合月別預金高 (成紀七三年一月至六月 單位千圓)

項	月	政府預金	定期預金	當座預金	特別當座	通知預金	別段預金	郵政儲金	合 計
一	月	三、〇〇三	一五、八六八	一、五二六	四、五九八	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八
二	月	九、三三九	一五、一五五	一、四四四	四、三三三	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八
三	月	三、三六三	一六、六六一	一、六六六	四、三三三	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八
四	月	二、〇八八	一六、六六一	一、六六六	四、三三三	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八
五	月	三、三七七	一六、六六一	一、六六六	四、三三三	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八
六	月	三、三三六	一六、六六一	一、六六六	四、三三三	三、〇三三	二、一〇八	五、六八四	二、一〇八

たのである。要領としては成紀七三年八月より一箇年間に於ける儲蓄増加目標を一億圓とし、儲蓄増進運動の宣傳、指導、企畫、實踐體制の完備を期するため政府經濟部金融科に儲蓄股を新設して推進機關たらしめ儲蓄普及委員會議事務所も金融科に設置された。また現地系儲蓄の指導として各省關公署内に儲蓄普及第一地方委員會、日系儲蓄指導として日本帝國出先公館に儲蓄普及第二地方委員會を置き、第一、第二地方委員會の下部機關として市縣公署または日本居留民團または民會に第一および第二儲蓄會を結成せしめ、第一および第二儲蓄會はそれ／＼街組村または隣組を單位とする儲蓄普及會を結成せしめたのである。また職場別、職業別、その他團體別にそれぞれ、

儲蓄を行はしめる。中央委員會は張家口に設け、規約に基いて顧問若干名、委員長、副委員長各一名、委員、幹事若干名をもつて組織される。地方委員會および儲蓄會は中央委員會に準じて組織されてゐる。實施方法としては天引儲蓄、能力儲蓄、記念儲蓄、制當儲蓄、日掛、月掛儲蓄、一錢儲蓄、有獎定期儲蓄等あらゆる方法を講じ、それ／＼その儲蓄額および利率を規定し、一億圓目標突破を目指してゐる。これに合せて日本國公債の消化についても成紀七三年年度目標額二百三十萬圓を突破すべく「臺灣在留邦人公債消化に關する件」の要綱に基き消化をはかり、儲蓄實踐運動とともに儲蓄普及會を通じて二重、三重と重複による運動を展開した。

一 二 三 四 五 六 項

地籍局各銀行月別貸出高 (昭和七年一月一六月 單位千圓)

項	目	一	二	三	四	五	六	計
一	豐隆銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	同和銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一六,〇〇〇
	滿洲銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一八,〇〇〇
	正金銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	郵電局	五,六九九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	三六,〇〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
二	豐隆銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	同和銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一六,〇〇〇
	滿洲銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一八,〇〇〇
	正金銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	郵電局	五,六九九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	三六,〇〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇

地籍局各銀行月別貸出高 (昭和七年一月一六月 單位千圓)

項	目	一	二	三	四	五	六	計
一	政府貸付	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	定期貸付	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	當座貸越	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	荷爲替	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	二一,〇〇〇
	割引手形	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	一九〇,〇〇〇
二	政府貸付	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	定期貸付	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	當座貸越	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	荷爲替	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	二一,〇〇〇
	割引手形	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	八,九〇〇	五三,四〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	一九〇,〇〇〇

地籍局各銀行月別貸出高 (昭和七年一月一六月 單位千圓)

項	目	一	二	三	四	五	六	計
一	豐隆銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	同和銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一六,〇〇〇
	滿洲銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一八,〇〇〇
	正金銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	郵電局	五,六九九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	三六,〇〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
二	豐隆銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	同和銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一六,〇〇〇
	滿洲銀行	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一八,〇〇〇
	正金銀行	九,三三〇	五,六九九	五,八〇九	九,六四三	二,八八〇	三,四四三	三三,〇〇〇
	郵電局	五,六九九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	五,八〇九	三六,〇〇〇
	合 計	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇

滿洲中銀は貸出を行はず

受入(舊為替)地域内銀行綜合月別為替相場高 (成紀七三八年一月一六月單位千圓)

月	別	地域内	地域外	日本	滿洲國	北支	中南支	合計
一	月	五,六〇五	三,七〇五	三,一〇五	三,五〇〇	一〇,一五五	三,〇一七	六,六六六
二	月	五,八三五	三,六六一	三,一〇五	三,七〇〇	一〇,〇〇〇	五,五〇〇	七,八六六
三	月	五,八五五	三,三五六	三,一〇六	三,一〇六	一五,七五六	九,五〇〇	七,八六六
四	月	五,九五五	三,七七五	三,一七五	三,七五〇	一五,六六六	一,〇七〇	一四,〇七〇
五	月	六,八五五	三,七四〇	三,一七〇	三,三〇〇	一四,九五五	一,三〇〇	一四,五五五
六	月	六,八〇五	三,四九一	三,一七五	三,三〇〇	一四,九五五	一,三〇〇	一四,六六六

拂出(舊為替)地域内銀行綜合月別為替相場高 (成紀七三八年一月一六月 單位千圓)

月	別	地域内	地域外	日本	滿洲國	北支	中南支	合計
一	月	五,六五五	一,八八六	六,一〇〇	五,九〇〇	一四,〇五五	三,一〇〇	五,四〇〇
二	月	五,五五七	三,三九六	五,五五〇	一,三六五	一四,九五五	五,七五五	六,四〇〇
三	月	六,八六七	三,〇三一	一,〇五五	三,一〇六	一八,五五五	一〇,〇六五	一〇,八六六
四	月	六,九〇五	三,七一五	一,〇五五	一,〇五五	一五,五五五	一	一〇,七〇〇
五	月	六,七五三	三,七五五	一,〇五五	二,一〇五	一四,九五五	一	一四,六六六
六	月	六,七五三	三,四九一	一,〇五五	一,七五五	一八,五五五	一	一四,五五五

物 價

一年の概観 成紀七三七年後半より成紀七三八年前半を通ずる國內物價事情を敘述してみるに、まづ特筆すべきは成紀七三八

年五月發表された蒙疆第二次物價對策要綱である。從來蒙疆經濟は華北經濟と一體のものに論ぜられ、事實その關聯性が非常に緊密だつたため、勢ひ國內の諸物價も華北物價に左右されるを餘儀なくされ、華北物價の高低は直ちに蒙疆經濟に甚大な影響を

與へ來つたものであるが、前述の蒙疆第一次物價對策要綱はこの高度の華北依存經濟をある程度拂拭し蒙疆独自の經濟政策に基づく自立的物價對策の樹立運営を旨としたもので、依存經濟から自足經濟に轉換せんとする蒙疆經濟再發達の第一歩を飾つた劃期的

な措置であつた。即ち成程七三七年六月、華北および大陸一圓に低物價政策が樹立されるや、越えて七月、蒙古政府は華北の低物價政策に對應して疆内の低物價政策を強行したが、その方針はあくまで華北物價に基準を置き殆んど全商品を網羅する蒙疆中央基準價格を設定した。爾來中央基準價格に基いて大同、厚和、包頭等各重要都市の地方基準價格が設定せられ、また撫定の縣城、滿洲等は地方基準價格に基く指定價格の設定を見、こゝに疆内の物價對策は中央、地方を通ずる一貫した體系のもとに樹立され應行されて來つたのである。

この間政府はさらに都市、農村間における物資供給の圓滑をはかるため物資搬出の制限を緩和し農村あるひは都市に偏在してゐる物資の出廻り交流を促進して低物價政策の一助たらしめ、かなり成果を擧げ來つたのであるが、昨年末より本年初頭にかけての華北經濟界の激動によりその必然的結果として蒙疆經濟も相當程度の影響を蒙るに至り、疆内低物價政策の維持に支障を來す惧れがあつたので、こゝに本年五月第二次低物價政策の決定となつたものである。併し第二次物價對策は以上の如き外來的原因ばかりによるものではない。否、そ

れにも増して本質的な最大原因は後述する如き右物價對策の内容に感られた蒙疆自主經濟の運営にある程度可能ならしむるに足る蒙疆經濟の飛躍、それ自體の内容充實に歸するものといへよう。

第一次物價對策が全面的に華北物價を基準にそれに依存して設定せられたのに反し第二次物價對策では華北の物價は一應基準とするもそれに拘泥することなく、疆内の物價を成程七三八年初頭の物價に指向せしめる方針のもとに決定せられた。而して華北物價の影響から蒙疆經濟を或程度隔離し蒙疆独自の低物價政策を進行する具體的措置としてはずぼさし當つて物資調整委員會による價格の調整といふ方法が執られた。即ち高價な輸入物資も物調の價格調整で下げせしめ、その調整せられた低物價で疆内に物資を計量的に流すといふ仕組である。

さきに第二次低物價政策の實施は本質的には蒙疆經濟の飛躍本質そのものが最大の原因となつて行はれたものであると論じたが「價格調整なる措置は正にこれを意味するものであつて、爲替資金の獲得に苦しんだ蒙疆が一應この痛みを解消し物價を調整し得るに足る資金を保有し得るに至つた事實は、蒙疆經濟の飛躍發展を意味する以外何

ものでもない。

次に物調による價格調節と並んで疆内輕工業の振興が低物價政策の裏付けとして強調されてゐる。輸入物資が全面的に地場産のもので代替し得ることになればそれに勝る意味はなく、低物價政策は一段と自主的かつ積極的に運営されることを俟たらしめるため政府は貿易統制法を改正するほか各種指條を講じて低物價政策の一助たらしめたが、調整資金にも一應限度があることは勿論で、糧穀兪荷の見返物資として最も重要な綿糸、綿布類も疆内における原棉高に多少災ひされてゐる。かくの如く價格調節のみには依存し得ぬ現状にあつては疆内自給自足の促進をはかる輕工業の振興助成策こそ低物價政策を維持進行する最大支柱といふべきで、疆内輕工業の振興を無視した蒙疆第二次低物價政策はあり得ないのである。政府はこの點を特に重大視し本年初頭輕工業振興助成對策要綱を樹立して疆内輕工業の特長たる家内工業、零細工業の有機的一體化を圖り一元的統制のもとにこれが強化助成を期したほか、他方とくに重要な獸毛皮、獸脂の部門に對しては成程七三八年六月輕工業條例に關する部令を發して

ものでもない。

これら部門の業種別組合を三箇月以内に設立すべきを命じ、さらにこれに對する日系指導商社として滿鐵毛織、大業公司、鐘紡、東洋紡の四社を指定、技術、經營の指導、材料、資金等を協賛せしめて斯業をはじめ全體工業部門の積極的振興助成に拍車をかけた。

以上のごとき一聯の輕工業振興對策が國內低物價に重大密與をなすべきことは疑ひを容れないところで、蒙羅第二次物價對策こそ一面蒙羅輕工業の消長を示すとしても、他面蒙羅自主經濟の建設步調、速度を反映するものであつて、その推移は多大の注目と期待が持たれてゐる。

第二次物價對策要綱

一、方針

現今諸般の經濟情勢の變動に鑑み蒙羅獨自の物價水準を形成せしめ、隨處も現在の物價水準を維持する如く措置し以て蒙羅獨自の自主的物價對策ならしめんとす

二、要領

(一) 物價抑制品の範圍も物價抑制は主なる現地生産品及び主なる重要物資に付之を行ふこと、其の品目は別表とす

(二) 物價抑制の目標は地域内取引物價を維持するを以て、最廉價格を左の目標に安定し物價水準を維持すること

1 現地生産品は原則として政府に於て決定の標準價格(公道價格並びに協定價格を含む)に準據せしむ

2 重要輸入物資(甲、乙各物價)の價格は現在の物價水準を維持せしむ

3 重要物資以外の物資の物價水準は物資の需給關係に依り地方應に於て自主的に之を統制し得るものとす

(三) 價格の調整
1 重要物資中甲號物資の價格は物資調整委員會に於て之を調整するものとす

2 重要物資中乙號物資の價格は公道および協定價格制もしくは政府又は省販の指定價格制に據らしめ物資調整委員會に於ては之を調整せざるものとす

3 價格の調整に關しては物資調整委員會に於て其の都度之を適宜調整するものとす

4 石炭、鐵鑛等の價格に關しては別に之を指定す

(四) 生産の増強及び體給の調整
1 現地生産品の増産既定計畫其の實現を確保し得る如く萬全の措置を講じ物價規正に資すること

2 貿易統制法の改正を爲し輸出入物資の統制強化を講ずると共に輸入物資の確保導入を容易ならしむる如く措置し、併せて配給の適正を図ること

(五) 蒐貨體給の整備
1 主なる現地生産品の蒐貨體給を物資種別に夫々整備増強し見返物資と蒐貨との關聯性を附與すると共に收買價格の適正を保持せしむること

2 物資の貯藏、移動及び配給等は物資調整委員會に於て一元的にこれを統制せしむること

(六) 配給體給の整備
1 適正物價の維持並びに物資配給の合理化を促進せしむる爲め配給體給を一層整備強化すること

2 配給體給の整備強化は蒐貨體給と有機的關聯性を保持せしむる如く措置すること

(七) 輸出入體給の整備強化
1 日系輸入組合は導通統合するも概ね現狀を維持せしむること

② 華米輸入配給組合は左の如く整備強化すること

(イ) 出資制度は採らず代行制となすこと

(ロ) 組合の内部構成を輸入部門と配給部門との二部門に分つこと

(ハ) 重要物資は輸入部門の業者をしてのみ輸入せしむること

(ニ) 重要物資の配給は指定配給業者をしてのみ配給せしむること

八) 輸出入の統制

1 輸出の統制

輸出の統制強化を圖る爲め貿易統制法の改正を爲し輸出品目別に輸出組合を整理せしむること

2 輸入の統制

重點的に重要物資のみに付き統制し、その他の物資については爲替資金割當制に依りこれを統制すること

九) 爲替管理

爲替資金並に物資の需給及び價格の現況並に動向に審み通貨の安定、物資の確保を期し域内通貨金融政策と併行し爲替管理の重點を外國通貨に依る通貨混亂の防止及び實需に基く外國爲替の

圓滑なる許可に置き、適時妥當なる措置を講ずると共に必要に應じ法令の改正を爲すこと

十) 消費規正

宇なる生活必需物資中地域内需給不均衡なるもの又は偏在しありと認むる品目に對しては切符制又は割當制を實施し消費規正の徹底を謀ること

十一) 浮動購買力の吸收

1 貯蓄獎勵及び國債消化
年度内貯蓄目標の決定、政府上務機關の強化、貯蓄普及委員會の改組、増進系有力者の動員および弘報機關の協力に依る貯蓄思想の普及振作、貯蓄方法の新たな工夫に依り一段の成果を期すること

十二) 取締

日、現各團體の協力を求め經濟警察を強化補充し取締の徹底を期すると共に不正行為に對しては漸平たる態度をもつて臨む

十三) その他

1 恒久的の對策として物價水準維持の方向を地域内産業振興に依る經濟力の充實と管理通貨の機能とに進展指向せしむること

2 輕工業を振興せしめ自給自足態勢を整ふること

3 各地域との間にパートナー協定を設けし物資獲得の増進を圖ること

1 現地系國民組織を整備動員し本施策の徹底及び邦民の協力を期すること

價格抑制物資

一、輸入物資

(一) 甲類物資：綿布、綿糸及び棉花、布、絹品、絹布及び絹糸人造纖維及びその製品、毛織糸、毛織物およびその製品、小麦粉、麥、植物油、砂糖類、醬油、染料、石鹼類、ローソク、石鹼、マツテ

(二) 乙類物資：金銀類、機械車輛及び雜金屬製品、味噌、醬油、蔬菜類、麥酒及び清酒、煙草類、紙類、木材類、セメント、清涼飲料水、茶類、菓子類、魚介類

二、地域内生産物資：糧穀類、食肉類、食料品、調味料品、マツテ、煙草、セメント、煉瓦、獸毛、獸皮、獸油、獸骨、皮革及び加工品類、藥材、麻類、鹽類、清涼飲料水

(三) 包購小賣物價動搖表 (成規七三四年一〇・一一・一二月平均) (一〇〇)

年 月	類 別	糧 食 品	副 食 品	調味嗜好品	紗服及身體品	燃料煤火	雜貨材料	雜 貨	總 平 均
成規七三八年	一	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	二	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	三	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	四	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	五	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	六	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

糧 穀

成規七三七年度年度の國內糧穀蒐荷需給對策は、緩解除散後最初の年でもあつたのでかなり危惧された面もあつたが、全體的に見て比較的円滑に推移した。即ち政府は新發出廻りを前に同年度における需額を算定し、〇萬トンの蒐荷を目標とする成規七三七年度糧穀需給對策要綱を決定、引續き右要綱に基づき且が具體的方法として收買業者を總て指定制度とし、業者の濫買と買漁りを未然に防止することとした。而して右指定業者には現地系の商社および物資調達委員會なる三菱、三井、大藏、兼松、正華の日系五社が指定せられたが、農

民より直接收買するものは原則として現地系商社がこれに當り、日系所社は現地系商社の上位にあつて主として物調への納入および物調の代行機關として特需、準特需方面への配給ならびに對外輸出の實務を擔當することとなり、こゝに對内の蒐荷機構は新構想のもとに整備され、緩解除散後第一年度蒐荷に乗り出したのである。なほ政府は需給對策要綱決定に引續き、成規七三七年十二月一日附をもつて糧穀管理令を公布、即日實施して右管理令に含まれる大麥、小麥等二十六種類の主要糧穀に對する買買、譲渡、輸出等の各種制限、禁止事項を設け、糧穀の計画的蒐荷を圖つた。

糧穀管理令

第一條 本令は糧穀の需給を調査し價格を適正なら

しむるを以て目的とする
第二條 糧穀の管理に關し別段の規定あるものを除くの外本令の定むるところに依る

第三條 本令は先に掲ぐる糧穀にこれを適用す

米、大麥、小麥、蕎麥、粟、洋麥、燕麥、小米、谷子、高粱、包米、粟米、黍子、子、燕麥、黃豆、綠豆、黑豆、小豆、豌豆、綠豆、蠶豆、扁豆、麥子、胡豆、豌豆、穀子

第四條 糧穀の買買または仲介をせんとするものは政廳長官、附設または特別市長の許可を受くべし

第五條 糧穀の生産者は市鎮に依り許可を受けたる業者以外に譲渡または買買することを不得

第六條 第四條に依り許可を受けたる業者において買買したる糧穀は經濟部長の指定したる業者以外に譲渡または買買することを不得、但し小麥以外

の糧穀については經濟部長が必要ありと認むるときはこの限りにか

前項の指定業者は臨時物資調整委員會以外にその

出致を減速もしくは買却することを得ず

第七條 經濟部長は通關税の許可を受けたる業者および第六條の指定業者に對し臨時物價調整委員會に根據の納付を命ずることを得

第八條 第五條および第六條による收買價格は經濟部長これを決む

第九條 經濟部長の許可を受くるに非ざれば機織の輸出をなすことを得ず

第十條 小賣の加工をなさんとするものは經濟部長の許可を受くべし

第十一條 本令は公布の日よりこれを施行す

第十二條 本令公布の際機織同業公會の會員たるものは第百條の許可ありたるものと看做す

前項に該当するものは政廳長官または部長の許可の交付を受くべし

以上の如く政府は糧穀供給對策要綱および管理令を決定、公布するとともに、他方成紀七三七年年度蒐荷目標量を宣化省、大同省、四盟、察盟の四地域に割當て完全な蒐荷を網つた結果、初期の蒐荷歩調は順調に進み、舊正明けの本年二月末現在で目標の七五パーセントに達する成績を収めた。併し當時は恰も華北經濟界の激動の餘波が漸く冀西にも波及しはじめ、現地系業者および農民層に蒐荷對策に對する誤解風説が熾び、ことに政府の企圖する豫定量蒐荷實現の曠には糧穀の取引は總て自由買賣に據

元されるなどの風評が廣く農村に流布された結果、これが當時の華北の物價高と關聯して業者および農民の思惑を醸成、蒐荷の低調を招來したので、政府は二月一日附をもつて布告ならびに當寺談を發し蒐荷はあくまで既定の方針を堅持する旨明示するとともに、違反者は嚴罰をもつて驅む旨布告、蒐荷の隘路となつた糧穀對策に對する曲解およびこれに基く思惑の一掃をはかつた。

總務部書局長談

糧穀の蒐荷に關しては昨年十月以來糧穀供給對策に基き官民一體となり懸命なる努力をなしたつ、ありたるところ、その成果頗る良好なるものと見料せらる、も蒐荷目標の七五パーセント程度なり、偶々華北地域の物價高騰に伴ひ一部差間において政府は糧穀蒐荷方針を變更するに非ずやとの念を抱き、或ひはこれを宣傳したため極微出廻りのに大なる阻害を來しつ、ある狀況に據み茲に政府の方針を明瞭し一般民衆の誤解を一掃すると共に糧穀の蒐荷に一段の自覺協力を促さんとするものなり

成紀七三七種穀蒐荷目標概況

舊正明けまでを第一期、春耕期までを第二期、爾後を殘荷蒐荷期として官民擧げて蒐荷につとめた結果、本年七月末現在の蒐荷狀態は蒐荷輸出ともに目標の八割五分に達する比較的好成績を収めた。

蒐荷、蕎麥、高粱、蕎麥、蕎麥、豆類等

は好調を示し蒐荷總計は豫定の八五パーセントに達した。なほ地域別では十關突破の好成績を収めた宣化省が最高位を占め、以下察盟、大同省、四盟がこれに次ぎ、業者別では日泉耳社中三菱、大衆の兩社が比較的好成績を擧げた。

また蒐荷の促進と見返り物資の農民への直接配給を期して各地の主要糧穀集散地に設置した交易場及び配給所は何れも豫期以上の効果を擧げて蒐荷に一刷新面を拓き蒐荷成績の向上に預つて力あつた。

輸出入對華北輸出は三回に亘つて既に

協定の八割以上を送り出してをり華北の食糧供給に極當寄與してゐる。主な輸出品種は高粱、蕎麥、豆類、馬鈴薯、糜子等である。

成紀七三八種穀年度糧穀供給對策要綱決定

政府では本年度糧穀供給對策に關し去る八月二十日供給對策要綱ならびにこれに關する當局談を發表した。右要綱の骨子には次の如くであるが、本年度要綱の特徴とも見られる點は政府の行政力を全面的に發動して蒐荷に指向せしめ、實に官民一體の蒐荷總計を確立強化したることである。

一、收買機關と收買業者は政府指定の現地系糧穀業者一本建とし、日泉商社は物資

調査委員代行商社として指定、現地系業者よりの收買および物調を通じたの輸出に任ずる。

二、收買方法 各省、縣に蒐荷調査をなし、市縣行政力を積極的に蒐荷工作に指向せしめ、強力なる行政力の指導のもとに蒐荷の萬全を期する。

三、糧 給の待滞、輸出の確保を期するとともに兵食の供給に道途を徹し、特に準備、民需に關しては地方廳に責任を持たせて大都市における民食確保に萬全を期した。

四、見返物資 見返物資の供給に當つては、積陳れの防止につとめ農民への直接交付を期した。

五、蒐荷目標 前年度目標額〇〇萬トンに對し六割増の〇〇萬トンに増大した。

經濟部當局議 決意下における最も緊急重要な食糧問題の解決に、いはば政府は既にこれに對策を講じてある所なると、漸く新穀の出廻期を控へ、これが蒐荷に萬全を期す可く、今般七、八年度程穀類給對策要綱を決定せり。

本要綱は昨年擬定せる要綱とはその骨子を同じくするものなり、特に本年度は行政力の發動による賦課徴収を履行して糧對策を確保し、併せて突如として臨時の徴収と預備、官民一體の協力なる

蒐荷體制により糧對の完全を期せんとするものである。

然し新穀の抽進に伴ひ食糧の需要も異増の勢にあり、従つて本年度の蒐荷目標も前年度に比し著しく増加し、これが目的達成の前には相當の困難が豫想せらるゝも、現在のところ作物も順調にしては、今後の見込みも明らかとなつたので、早期に準備を完了し蒐荷に萬全を期せんとするものである。なほ從來の特、本特ならびに民各需要者に對しても本年度は當初より配給計畫も前年より適然ならしめんとするものにして生業者、需要者を同じすべく戦時下糧類給對の重要性を認識してその蒐荷配給に對し充分の協力を致せんことを要するものである。

糧類給對策要綱

一、方針

戦時下食糧政策の重要條件に鑑み行政力を以てする蒐荷機能を一層昂揚せしむると共に從來における缺陷を緊急補正し既存指定蒐荷業者及び物調代行商社を行政力指導の下に統一體たらしめ眞に官民一體となり高効率を擧げしめ以て供出の萬全を期すると共に民食の安定に資するものとす。

二、要 綱

(一) 目標 糧類蒐荷の目標は特需、輸出、準特需、民需(一部)に對する全體所必要の確保に置き、可及的速かに糧對策を確保し、更に供出數量を早期

完了を期するため別段の努力を續注し、蒐荷供出並びに運給の萬全を期するものとす。

(二) 蒐荷期間 自十月一日至陽曆十一月末日迄(穀類蒐荷準備期間)

三、處 置

(一) 蒐荷準備

1 指定蒐荷業者 地區内における糧類蒐荷は省、市長の指定したる糧類業者に限るものとす

(二) 蒐荷方法

1 省、縣においては中央の蒐荷調査課に基き各市、縣に調査をなすものとす

2 各市、縣は調査數量に基きそれぞれ下部組織に調査をなし蒐荷指定地に供出せしむる如く措置するものとす

3 右により供出せられたる糧類は指定蒐荷業者において再渡しをなすものとす

4 物調代行日系商社は指定蒐荷業者より右糧類を專買し物調に納入するものとす(但し増産用種子として別命ありたる場合は別途處置を講ずるものとす)

指定業者の取扱品目 糧食管理令に制定せられたる全品目とす(但し大米を除く)

受買 生産者は指定業者以外の者に賣渡すことを得ず

加工業者

(イ) 加工業者(磨坊、陸運行機)は省、盟及市縣の指示より製粉精穀及び配給業務を擔當するものとす

(ロ) 加工業者は小麦の賣買加工を禁ず

(ハ) 醸造業者に對しては別途の處置を講ずるものとす

製粉業者 小麦の稟荷は指定業者を通じて物資調整委員會に於て收買保管し農運機械製粉協同會に委託加工せしめ、これを保管し配給計費に基き配給するものとす

配給關係

特需配給 特需糧穀の配給は物資調整委員會(糧食配給審議會)これを擔當し適正なる配給をなさしむるものとす

準特需並びに民需配給及率

(イ) 準特需並に民需の配給は各省盟に於てこれを擔當し適正なる配給をなさしむるものとす

(ロ) 特需、輸出の數量と勘案し準特需並びに民需用として枠内に於て稟荷量に應じ左記率を以て各省盟に割當をなすものとす

宣化省二七パーセント、大同省一六パーセント、巴盟二五パーセント、察盟一〇パーセント

(ハ) 下部配給機關の設置 物調よりの配給糧穀に對する代金の決済並びに受入配給の適正を期するため未設置盟に於ては速かに設置するものとす

四、輸出機構

(一) 輸出機構 蒙疆、華北貿易協定に基き糧穀の輸出は日系商社を以てこれを代行せしむ

(二) 受入機構 北京、華北食糧平衡會庫と契約受入れしむるものとす

五、價格

1 收買價格は指値によるものとす(物調收買價格)

2 農民の賣渡價格は品質、運賃に勘案

これを決定す

3 取扱業者の手續料は別途これを定めるものとす、價格の發表は追つて示す

▲備考 品質については交易場並びに糧棧に各省盟の定めたる見本を設置し置くものとす

六、融資

(一) 雜穀收買資金は一元的に日系商社を通じて融資するものとす

(二) 日系商社に對する融資は他の目的に活用する、ことを將に警戒すると共にその活動を可及的圓滑ならしむる如く措置するものとす

(三) 指定糧穀並びに加工業者に對する融資は原則として行はざるものとす

(四) 蒙疆機械製粉協同會に對する融資は別途考慮するものとす

七、見返物資の處理

(一) 糧穀の割當量に勘案し各省宛製造關係商社に引渡すものとす、但し省盟においては見返の特性を遺憾なく發揮せしむる如く處置するものとす

(二) 見返物資の配給率並びに配給方法約三〇パーセントを認給する如く處置するものとす、配給方法については期間を區分し、逐次低率に配給する等

調製を備立し供出の準備を講ずるもの
とす

八、輸送

(一) 政府機關を中心に地方廳において
は地區的に半馬車の組段の統制強化を
圖り今秋の出廻期迄に適正運賃を定め
輸送の完備を期することに決定せるを
以て各省廳においては可及的速かにこ
れが適正運賃を調査報告するものとす
(二) 鐵道沿線の轉送は農民の車馬を活
用するを原則とし、なほ且つこれら組
合を利用して輸送力の強化を圖るもの
とす、東風輸送の出來得ざる地域におい
てはトラック輸送をなすにつきこれが
計畫を樹立しておくものとす

九、その他

(一) 亞麻仁、華子は莫荷量の割當をせ
ず
(二) 收買、輸出、産物は總て國貨に準じ物
調換とするものとす、對日(物動計畫
に基くもの)華北向は北京油料協會を
通じ行なふものとす
(三) 重要要 考給養の收買、輸出及び
に加工業者(農産物その他)消費量に對す
る受渡は一切生産地同業公會において
取扱ふものとす

勞務事情

漢口勞務工協會

漢口 蒙疆において勞務調整の必要が
取り上げられたのは成紀七三四年以降であ
る。即ち同年解決期に直面し土疆界の股離、
就中諸工事の習工數少からまることが明瞭
に看取せられ、併も各都市にはこれに充足
すべき勞力が缺除してゐるため、必然的に
勞働者の爭奪、これに伴伴する勞働賃金の
昂擡を見に至つた。故にかくのごとき弊
害を排除し勞働力を確保するため、成紀七
三四年曾北自治政府は、曾北勞工協會を設
立して大同における日籍勞働者の配給機關
を整備した。超えて成紀七三四年七月、蒙
疆聯合委員會のもとに勞働統制委員會を設
置し、地内内における勞働力の需給調整と
賃金統制、華北勞働者の積極的招致を企圖
した。たゞ、七、八月の大水災突發に遭
ひ、その復舊工作に要する勞力供給に相當
の活動を示した。一方大同における曾北勞
工公會は、前述の目的遂行に努力した結果
優秀な成績を擧げることを得た。しかるに
同年九月政權統合による曾北自治政府の解

消は曾北勞工公會設置の前途に、財政的に
不安を擔がせるとともに、勞働統制委員
が張家口、厚和、北京に辦事處を設け、
これを一元的系統下に纏せしめたるに對
し、曾北のみ別個的な存在をなしたことは
早晩明らかのは正を必要とする情勢を醸し
たのである。勞働統制委員會の所期せる目
標は、切實なる勞働の實施にあつてその擔
當もまた概ね時宜に適合したものであつた
が、滿洲勞工協會に類似する勞働統制執行
機關設立の意見が一部において提唱せら
れ、曾北勞工公會の處置問題もあつて、こ
こに勞工協會設置論が俄かに擡頭し、かた
がた成紀七三四年末より論ぜられたる華北
勞工協會設置案の刺激もあつて、翌七三五
年一月勞工協會設置の方針を決定、五月に
至り勞働統制委員會は財團法人蒙疆勞工協
會と改組せらるゝに至つたのである。併し
その業務は主として地内内によるもので、對
外的には單に形式的な布面にあたるのほか
なかつたところ、華北の状況は漸次各個業
者の自由募集を許容し得ざるに至り、蒙疆
者募集は華北における際、新民會、現職機
關の工作との積弊な關係において實施しな
ければならぬ必要を生じたのである。こ
こにおいて蒙疆は華北における募集業務

においてより積極的に業者を指導し監督することを要請せらるゝに至つたのである。

勞工協會の改組 成紀七三五年五月労働統制委員會は、臺灣勞工協會に改組されたのであつたが、さらに成紀七三六年三月、その再改組を行つた。即ち従来と異つて支部における専任干事を廢して各政廳、盟の専任勞工主任者が兼任することとなつたのである。労働統制機構として、政府労働行政機關と臺灣勞工協會との二つがあるが、勞工協會は名實ともに政府労働統制の實踐機關である。即ち兩者を一體の下に運営すべき意思のもとに改組せられたのである。

理事 内政部次長 久原 明
常務理事 内政部事務官 福原 誠
本部主事 内政部副官 赤木 正
若 專 務 總 務 監 事 官 外 山 登 一
東京口支部長 宣化省次長 澤田 貞一
大同支部長 大同省次長 森井雅次郎
厚和支部長 伊支昭助典官 簡牛耕三郎
包頭支部長 伊支昭助典官 山口 徳次
北京出張所長 駐華辦事處長 市村 隆吉

勞働力供給狀況

(1) 概況 地域内勞働力の不足と乖

北依存の狀況、地域内勞働力をもつて自給することの出来ない現況にあり、即ち人口稀薄なるのみならず、夏期農繁期における農業勞働力の需要は、農作物の生育期間が甚だ短いため甚大なるものであつて、到底農業、建築業の需要に充當すべし餘剩勞働力は皆無であると思料せられる。華北労働者募集過去二箇年(本年六月末日まで)の便給募集数は次の通り。

成紀七三五年	五、五七六名
同 七三六年	五、〇七三名
同 七三七年	五、八五五名
同 七三八年(六月)	一、四八五名

(2) 營業勞務狀況 地域内勞働力の積極的な動員により、鑛山資源の生産擴充をはかるるとともに、地域内勞働者の訓練を行ふ目的をもつて、新勞務訓練制度を綱を制定、成紀七三六年十二月一日より本制度を大同委廳に實施した。本訓練における第一期は總官、目的等の隊員に對する不徹底のため、成績良好とはいへなかつたが、第二期以後においては省、盟および勞工協會の民衆に對する工作によつて概ね成績良好であつた。なほ本年三月、本報國隊を勤勞青年隊と改稱、これ

が育成強化につとめつゝある。
臺灣勞務通絡會議 昨年度(成紀七三七年)滿、華、蒙勞務通絡會議は十一月二十八、九の兩日にわたり滿洲および關東州主催のもとに關東州總督府會議室において開催せられた。臺灣側出席者は日本大使館南宮本書記生、政府系内政部事務官、市村駐華辦事處長、福原勞工協會理事の西氏であつた。協議および懸議事項の大要は次の通り。

- 協議事項
- (一) 昭和十八年(成紀七三八年)所入滿蒙労働者數に關する件
 - (二) 師團および保護工人に關する件
 - (三) 出稼工人募集従事人取扱に關する件
 - (四) 募集工人就勞狀況調査に關する件
- 懸議事項
- (一) 募集地々線に關する件
 - (二) 山海關通過労働者の取扱に關する件
 - (三) 前貸金に關する件
 - (四) 労働者輸送に關する件
 - (五) 募集工人の食糧に關する件
 - (六) 技術労働者に關する件



共 同 機 械 製 作 所

營業場所 張家口上堡古宏廟街六四號
電 話 三 四 五 一 番

割 烹 高

砂

張 家 口 城 內
電 話 三 一 六 八 番

書
籍
·
雜
誌

加
島
書
店

張家口長壽北橫街一二號

電話二七一一番

名蒙
物古
蒙疆
館本
舖

末廣菓子司

張家口福壽街

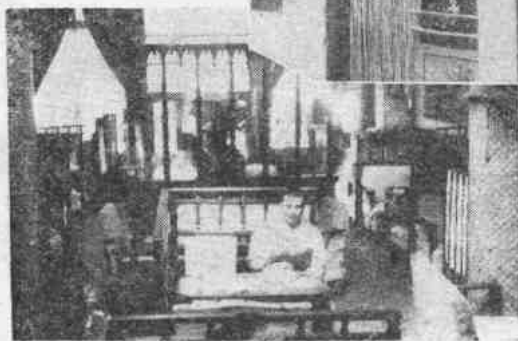
電話

二三四〇番
二七三二番
二四二八番

附設高級茶房

末明

廣星



壽司
そば

嘉

磨

川

張家口順海街五十八號
電話三二三八番

喫茶・食事

茶房ヒ

力

リ

張家口橋東大街二十八號
電話二七三八番

喫
茶·食
事

銀

杏

莊

張家口中央大街
電話三九三三番

御
料
理

寒

櫻

閣

電話(本館)二三一九番

電話(別館)二六〇二番

張家口特別市商會

會址 明德北大街

電 話 三三
四三
九九
一三
番番

員委務常 員委務常 問 顧 長 會 長會副 員委務常



董化南



李華堂



古田市次郎



翟竹軒



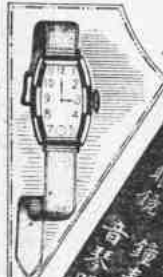
陳樂天



賈澍波

雙興線

成 佳 店



鐘表部

門部

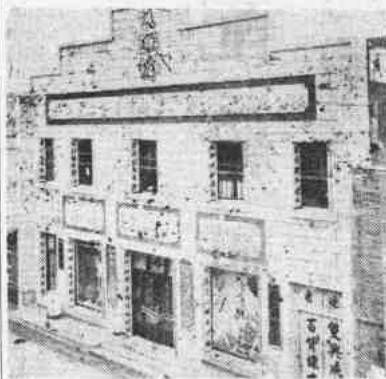
批發部

男坤手表
特聘技師
精工修理
鐘表眼鏡
音響唱機
晶鑽手表
石眼鏡

男女便履
中外皮鞋
四喜時帽
衛生衣衫
婚嫁鞋盒
化粧香品
旅行箱包

呢絨帆布
日常用品
棉毛織物
兒童玩具
服裝零件

自動電話二四六五



經理
莊衡久

蒙疆張家口東關街

察南輸入配給組合

會 長 劉 興 甫

顧 問 德 永 英 三

張 家 口 行 宮 巷 五 號

電 話

三 三 三
四 一 五
八 六 五
八 七 四
番 番 番

交易・商業



交易

概説 成紀七三四年七月の大洪水に端を發した農産物の輸出不振に拘らず、日本の戰時經濟政策に呼應する地下資源の急速開發に必要な生擔資材の輸入激増に伴つて成紀七三四年より七三六年上半期に至る三年に亘り莫大な入超に苦んだ蒙疆の貿易は成紀七三六年下半期以降の輸出貿易の伸長と輸入統制の強化とが效を奏して、成紀七三七年(自一月至十二月)においては輸出二二〇、七〇八千圓、輸入一九一、四二九千圓淨引二九、二七九千圓の出超となり、顯著な好轉を示した。殊に成紀七三六年七月米英資露凍結の斷行に次いで、十二月八日大東亞戰爭勃發し、大東亞共榮圏各域は擧げて決戦經濟の新たな段階に突入したのに拘らず、戰爭に因つて生ずる諸種の照條件を克服して蒙疆の貿易は健實な發展の一途を辿つたのである。

かゝる貿易の好轉は、日本を中心とする

大東亞各區域の物動ならびに交易計費が合理化されて大東亞全域にわたる物資交流の圓滑を期する一面、現地情勢に即應する基礎の下に樹立されたこと、而も計畫獨立における技術上の改善があり、各四半期別實施計畫に應ずる輸送計畫の裏付があつて、眞に強力なる實行計畫により實施されたことであり、また一方において政府當局は輸出振興、輸入統制の強化に萬全の施策を講じ、輸入物資に對する送金の裏付、統制諸手續の簡易化、輸入組合の整備強化、物資導入ならびに配給の圓滑化等にわたりこれ

各年別貿易統計 (自成紀七三三年至成紀七三七年)

年 別	輸 出	輸 入
成紀七三三年	三〇、五三三	三〇、五三三
成紀七三四年	九〇、五三六	九〇、五三六
成紀七三五年	二二〇、七〇八	二二〇、七〇八
成紀七三六年	一八〇、七〇八	一八〇、七〇八
成紀七三七年	二二〇、七〇八	二二〇、七〇八

さらにこの實績を計畫面から検討しても、年度當初の交易計畫と概ね符合してをり、

が改善に官民一致協力したことに在るのも看過出来ない主な理由である。

成紀七三七年における輸出入實績は既述の通りであるが、別表「各年別貿易統計」により五箇年の輸出入實績の消長を辿れば一目瞭然であつて、交易好轉の第一年度たる前年に比して若干の物價騰貴があるとはいへ、輸出において二〇パーセント、輸入において一五パーセント、出超において約九六パーセントのそれら、増加を示してをり成紀七三八年に至つても引續き出超の好調は持續され、成紀七三四年、五兩年に生じた約六千萬圓餘の入超に基く貿易尻の赤字はこゝに拂拭されて、蒙疆の貿易は完全に立直つたといふも過言ではない。

年 別	輸 出	輸 入	合 計	差 引
成紀七三三年	三〇、五三三	三〇、五三三	六〇、〇六六	(一)
成紀七三四年	九〇、五三六	九〇、五三六	一八〇、〇七二	(一)
成紀七三五年	二二〇、七〇八	二二〇、七〇八	四四一、四一六	(一)
成紀七三六年	一八〇、七〇八	一八〇、七〇八	三六一、四一六	(一)
成紀七三七年	二二〇、七〇八	二二〇、七〇八	四四一、四一六	(一)

從つて計畫の適正と實施の圓滑とが合致し、交易統制の合理的運営が軌道に乗つてゐる

ことが明瞭に看取され、この點一段の強味といふべきである。

蒙疆對各區域間の交易計畫は、對日關係については物資動員ならびに一般交易計畫ともに成紀七三八年六月東京において決定せるもので、さらに六月上旬の鮮蒙交易會議の申合せに基き一部補充されたもので、華中については三月下旬の華中、蒙疆間交易會議、華北については三月華中、華北、蒙疆間交易會議ならびに九月上旬北京開催の華北、蒙疆經濟調整會議、滿洲については四月上旬の滿蒙經濟調整會議における協定にそれ々々基くもので、以上の協定によりその綜合計畫は編成された。計畫の重點は畜産開發ならびに民生安定を目標とし、鑛産、畜産資源の對日供給を第一とし、糧食、牲畜の對華北供給、鐵錳石、牲畜の對滿輸出および農産品の不足箇への輸出を計り、以て開發資材ならびに生活必需品の輸入確保を期するにあつたが、政府の適切な貿易施策と各區域間の緊密な經濟提携のもとに圓滑な物資交流が行はれた。

輸出概況 蒙疆の輸出品は農畜産物および織産品が殆ど大部分を占め、このうち特に重要なものは糧食、亚麻仁、農産品、石炭、鐵錳石、牛、馬、羊、湖草等である。

成紀七三七年における輸出貿易の概況を見るに、農産品、牛、馬、石炭、鐵錳石、が前年に比し著しい増加を示してゐるが、就中石炭、鐵錳石は産業開發の進展に伴つて逐年生産は飛躍的に増加し、輸出部門において第二位を占むるに至つた。由來農産物の産出、出廻りは天候に左右されることゝ極めて大きく、この點交易面から見ても弱點とされてゐたが、鑛産物の輸出増加によつて上半期における自然的入超も調整され蒙疆經濟發展のためまことに心強いものがある。顧りみれば成紀七三三年より七三五年までの所謂「蒙疆經濟建設の基礎工作の初段階」といふべき時期において、大 waters 害に因る輸出の不振に當面し、一般消費資材の強度の輸入統制を強行し、貴重な爲替資金は寧ろ國防産業の開發資材の購入に充當した貿易政策が今日結實したことを考慮すれば感慨深いものがあられる。輸出は前年に比し約二千七百萬圓の増加であるが、その原因は計畫交易の増加の旺盛さに因るものであると同時に、他而物價高に伴ふ輸出單價の昂騰に基因するものであることと輸出數量の増加率より金額の増加率の方が遙かに大であることによつて明瞭である。

輸入概況 蒙疆交易における輸入品は紡織品をはじめとし各種工業製品および食料品にわたるが、その中主なるものを輸入額の順位に挙げれば綿糸布、棉花、絹入絹、および布帛製品等の紡織品、機械金屬、工具、車輛およびその他建築材料等の建築資材、調味嗜好品類、食料品、紙類、木材、藥品類、燃料燈火類等である。輸入實績を概観すれば、紡織品が前年に比し約二千七百萬圓の大幅増加を示し、全體として總額において前年に比較して約二千三百萬圓の増加である。かかる増加の趨勢にあることは輸入難の現況においてまことに好ましい現象ではあるが、一面輸入單價の昂騰も輸出と同様に等閑視出来ぬ事實である。

蒙疆經濟調整會議、滿、蒙相互の經濟建設に必須な物資交流問題を重點とする本會議は、二月五日から二日間新京國務院會議室に開かれた。

【滿洲側】總務廳總見企劃處長、石田、渡邊兩參事官、經濟部生絲貿易司長、松田貿易、池田監督の兩科長ほか保官多數出席。

【蒙疆側】中野參事官兼貿易科長、田中駐滿代表部參事官、瑞實業處長、牧野、宮崎兩參事官、關澤技正ほか十五名出席。

會議は鐵道交易、陸境交易および金融爲

替の三分科會に分れ協議は進められた。鐵道貿易は重要資源の對滿供給を重點に置き滿洲よりこれに必要な資材の積極的援助を受けるものとして物動ならびに交易資材の品目、數量を決定し、陸境交易については蒙旗地帯の自然的條件および經濟の實體的事情に鑑み、交易の實績を昂揚する角度から物資の交流調整方策を協議、さらに金融爲替については滿蒙間交易價格差の調整、右に伴ふ信用設定および爲替決済等にわたる細密な討議を行った。本會議の收穫として對日依存の物動資材の對滿期待轉換により輸入の確保を期し得るとともに、輸出地調整主義の止揚によつて輸入地で調整する原則が確立せられたので滿洲より廉價な物資の輸入は蒙疆物價の調整上大きな役割を果たすものと期待される。

滿蒙交易現地會議 滿蒙經濟調整會議に若く察哈爾盟對熱河省、錫盟對興安西、南兩省間の現地會議は前者は四月十三日張家口において、後者は五月七日林西においてそれぞれ開催され、前年度交易實績の檢討ならびに本年度實行方法を審議したが、右はいづれも陸境交易物資の取引價格、交易據點、輸送方法等に關する細目取極めおよび現地間ボーダー物資の品目、數量、金額

の中合せを協定し、滿蒙陸境經濟の緊密化を期した。

華中對蒙交易會議 華中對華北、蒙疆會議は三月二十七日から三日間南京および上海において開催されたが、蒙疆側から大使館經濟部長、政府杉村經濟部次長、伊藤總務、中野貿易、片岡金融の三科長ほか六氏が出席した。會議は重光大使の訓示あり、華北、華中の各代表および係官多數出席して總會であった。議事は華中對華北蒙疆間交易に關する一般的事項、爲替決済および交易物資の價格調整に關する事項の三原則事項につき中合せを了したのち、交易物資の品目、數量、金額等に互りそれぞれ細目取極めを行った。蒙疆、華中間の交易については重點主義により特定物資の確實圓滑な交流を確保するほか交易全般に互り努めて融通性を認め、その圓滑な運行を促進することとし、交易の決済については特別圍建によるものとし、價格調整は移出地は適正價格で移出し、移入地調整主義により實施することに限定した。從來華中よりの導入物資は綿糸布、絹人絹、麥粉、布疋製品、茶および雜品等に限定されてきたが本年度においてはこれらの品目を擴大し、セメント、工業藥品、機械および自動車部

分品等の確保をはかった。

蒙疆經濟調整會議 蒙、華相互間の交易および對日物動ならびに交易物資の交流調整を重點とする本會議は六月二十四、五の兩日張家口大使館で開催された。出席者は華北側から北京大使館管數經濟部長、中森總務、川上商工課長ほか約十名、蒙疆側から大使館門脇總務部長、橋場經濟部長、居城產業、丸山財務、白行交通の各課長、政府深井總務、中野貿易、片岡金融、高川糧穀の各科長ほか二十氏。會議は一般交易、鋼材、鐵產、農產、畜產、金融爲替等の五分科に分割され、各分科會は相互扶助の大乗的見地に立つて協議の結果、山積せる諸懸案を極めて圓滑裡に解決した。本協定により蒙疆の對日物動および交易物資は數量金額ともに明確となり對華北貿易も前年に比し著しく計畫が合理化され、蒙華不可分の經濟體制の確立業化に邁進することとなつた。

鮮蒙交易會議 朝鮮總督府ではかつてより鮮蒙間經濟提携を強化するため、鮮、蒙交易物資を一定的に取扱ふ大興貿易會社をして物資交流の圓滑化をはからしめ、逐年顯著な成果をさめつゝあつたが、本年度交易計畫についても七月八、九の兩日に互り京城において本會議を開催し、計畫の具

韓的實行方法を協議した。朝鮮側より上議院議長、信原勳任事務官、松永事務官外、韓僑官多数出席、蒙領側より杉村經濟部長、中野貿易局長、大使館丸山財務課長、外關係十氏、オプザーバーとして大興貿易より賀田社長、加藤常務、吉田支店長列席し、要領物資につき雙方隔意なき意見を開陳し、盛會裡に閉會した。本年度は特に蒙領より輸出する物資が著しく増加してゐる。

貿易施策 成紀七三七年七月より翌年六月に至る一箇年における蒙滬貿易の趨勢は旺盛な輸出によつて魯昔資金の不調を恢復し、貿易況を著しく改善したといふものの、競争の進展に伴ふ内外經濟情勢の變轉はまことに目まぐるしいものがあつて、容易に樂觀を許されず、特に共榮圏の交易については戦力増強の大方針に基いて各區域における經濟的特殊性を活用し、有無相通の物資交流の強力たる實行を要請せらるゝに至り、従つてこれが計費も合理化され政策も強化されて、いはば「統制貿易より計費交易へ」の轉換にあつたとも稱せられるべきである。また一方において新方針に基く中國の自主的經濟への轉換によつて生じた新情勢に對應して、政府當局においては従来の輸入統制中心主義の貿易政策を揚棄

して、輸出統制に重點を指向し、計費輸出の遂行上必要な措置を講ずるとともに、物價問題といひ輸送問題といひ、物資の導入と併せてこれが對策に關心を盡す。ことに貿易と緊密な關聯を持つ物價問題については成紀七三七年五月に實施した華北物價政策に呼應して、華北物價に基準を置いて一箇年の推移を見たのであるが、一應華北依存の物價を離脱して蒙滬独自の物價對策を樹立し、成紀七三八年五月にこれが實施を發表して物價は極力低位ならしむることを闡明するとともに、右に關連して強力な一連の貿易施策を講じ、各區域との緊密な經濟提携と相俟つて計費交易の圓滑な遂行を期したのである。これら貿易施策中の主なものを實施順に擧ぐれば次の通りである。

財務統制の統合 成紀七三七年七月一日を期して貿易統制ならびに爲替管理法令の取締執行官廳たる「經濟監督署」と徵稅機關たる「稅務監督署」および稅務局との機關を統合して新たに張家口、大同、厚和の三財務監督署およびその管下各財務局を設置した。統合の理由とするところは貿易統制ならびに爲替管理と物品稅、出產稅關係の申告、検査、徵稅、取締事務の一元化をはかつてその機能を増強したのであるが、

統合によつて輸入入および納稅手續七業者の蒙むる利便が大きいばかりでなく、同の増設によつて鐵道に由る取締は勿論陸運邊境の取締網も著しく擴張されて、計費交易遂行上の插である密貿易の取締に大きな効果を齎らした。

貿易統計制度の確立 一國經濟のバロメーターといふべき貿易統計については、從來鐵道貨物取扱數量に基いた貿易年報があつたが、數量、價格につき正確を缺き、かつ陸運貿易の實態が不明瞭な點少くないので、政府においては十月十五日經濟部令第十四號をもつて貿易統計法に基き輸出入全物品に對する申告制を採用するとともに各財務監督署に調査科を新設して申告書の集計記録事務を擔當せしめ、これを經濟部において一括集計することとし、十一月より正確な貿易統計を作成することとした。

本統計は物資の流動狀態を正確に知悉し得ると同時に、諸般の經濟統制遂行上の基礎資料として重要な役割を果すものである。

貿易統制法令の改正 貿易改善のため、政府においては輸入統制を重點として逐次輸入制限を強化して來たが、華北、華中の物價高に伴つて物資の輸入はますます困難となる一面、國內產必需物資が無統制に流

出するもの激増するに至つたので、蒙恩第二次物價對策に即應して成規七三八年五月一日附經濟部令第十八號をもつて「貿易統制法に基く輸出入許可規則」を公布、即日施行して新事態に對慮した。本令は輸出統制を強化するとともに輸入制限を緩和することを内容とするが、輸出については殆んど全品目を許可制とし、鐵道旅客携帶品にも制限を加へ、藥材、馬鈴薯の輸出業者を指定するほか特定物書の輸出價格調整を實施する等その統制を強化する一方、輸入については五月五日附臺北各站における受託制限措置の撤廢、輸入許可と爲替送金許可の同時處理、事前送金の容認、梓外輸入の承認等輸入の圓滑化を期して種々措置を講じた。また輸出入手續の簡易化についても經濟部令第三〇號を以て「貿易統制法並に爲替管理法に基く輸出入許可簡易取扱規則」を制定し、七月一日より實施したが、本令も財務監督局長および財務局長の許可權限を擴大し、日本配給組合のみならず華系輸入配給組合の取扱物資、滿蒙陸境交易物資、郵便小包等の許可事務を處理し得ることとし、その許可申請手續についても思ひ切つた簡易化をはかつたのである。

なほ經濟部令第十八號の内容全文は次の

通りである。

貿易統制法に基く輸入許可規則

第一條 左に掲ぐる貨物を輸出せんとする者は經濟部長の許可を受くべし但し手荷物に引續荷物に付ては此の限りに在らず

- 一 舟 類(食用に供するもの)
- 二 毛皮及同製品
- 三 生皮、皮革類及び同製品
- 四 獸 腸
- 五 獸 骨(骨粉を含む) 獸牙、獸角、獸蹄、獸筋
- 六 獸毛及同製品(別號に掲げざるもの)
- 七 屠又は屠毛皮
- 八 糞 類(動及び塞牙を含む)
- 九 豆 類
- 一〇 穀粉及び澱粉類
- 一一 糞糞、糞及糞
- 一二 種 子
- 一三 蔬菜
- 一四 果實及び核子
- 一五 茶、咖啡及びココア
- 一六 蜂 蜜
- 一七 砂糖類
- 一八 船 類
- 一九 麵 類
- 二〇 蒸餾及び酒精
- 二一 パター及びびナフ
- 二二 鳥獸肉類及び魚介類
- 二三 菓 子
- 二四 酒 類
- 二五 海産飲料水及び果汁

二六 味噌、醬油、ソース及び其の種の調味料

二七 別號に掲げざる飲食物

二八 煙 草

二九 礦油及びピッチ、アスファルト

三〇 植物性油

三一 動物性油及び脂肪

三二 油脂類及び同製品(別號に掲げざるもの)

三三 藥劑化學藥製法及び其の類合品

三四 藥 寸

三五 染料、顔料及び顔料

三六 亞麻、苧麻、大麻、黃麻及び其の他の植物纖維

三七 絹糸及び絹織物

三八 毛糸及び毛織物

三九 海糸及び麻織物

四〇 絹糸及び絹織物

四一 別號に掲げざる布帛

四二 織物製法(別號に掲げざるもの)

四三 屠又はその纖維及び糞糞

四四 布帛製法

四五 衣類及び同附屬品

四六 紙及び紙製品

四七 石灰、燐炭、煤炭、石綿、礫石及び黒鉛

四八 セメント及び之を主たる材料とする製品

四九 陶磁器、硝子及び硝子製品

五〇 陶磁器、硝子及び硝子製品

五一 鏡

五二 鐵、銅、鉛、亜鉛、錫及び其の他の金屬

五三 金屬製品

五四 學術器、車輛、機械類(動力機及び附屬品を含む)

を得

附 則

第十條 本令は成吉思汗紀元七百三十八年五月一日より之を施行す

第十一條 成吉思汗紀元七百三十五年財政令第二十號及十六號は之を廢止す

第十二條 本令の施行前成吉思汗紀元七百三十五年財政令第十五號に依り當該物の輸出又は輸入に付經濟部長の許可を受けたものは本令に依り許可を受けたものと見做す

在外商務官の派遣

蒙古政府の駐外機關として東京、新京、北京および天津の各地に經濟關係を擔當してゐるものは駐日代表部(岩松理珩官)、駐滿代表部(田中參事官)駐華辦事處(成田事務官)、天津支處、野口事務官)であるが、各區域との經濟關係は計畫交易の進展に伴つてますます緊密となつて、これら駐外機關の有する經濟機能の充實は著しく重大關係を持つ華中と朝鮮とにこの種機關がなかつたため、政府は成紀七三八年六月一日附經濟部令第二二號をもつて上海および京城に商務官事務所を設けることに決定し、上海駐在として小野商務官、京城駐在として勝井商務官佐をそれぞれ任命派遣して駐外經濟機關の陣容を強化した。今後商務官の活動によつて對華

中および朝鮮との交易は大いに促進するものと期待される。なほ新設を見た商務官事務所の所在地は左の通りである。

- ▲上海商務官事務所(上海特別市天潼路四六四號)
- ▲京城商務官事務所(京城府旭町二ノ一〇、朝鮮勸業株式會社内)

輸入機關の整備 蒙盟の輸入機關は華系側察南、晉北、巴盟および察盟の四地區別輸入配給組合、日系側木村セメント、鋼材、纖維製品、醫藥品醫用器械、食糧品、日用品雜貨の六業種別輸入組合の二大組合に大別され、このほかに張家口、大同、厚和、包頭の日本配給組合、察南卸賣市場、晉北食料品公司(成紀七三八年三月三十日附蒙古食料品公司に合併統合)、官吏消費組合、厚包組合、蒙古生計會、華北交通生計會、開發會社等多種存在して統制も頗る困難であるとともに、輸入機關の大宗を爲す日華

兩系の輸入組合の組織、運営についても現状に合致せざる點多く、かつまた一方において日本の交易範圍の實現に伴つて華北に交易統制總會、華中に貿易統制會および全國商業統制總會等の新機關が設立せらるゝに至つたので、政府當局においてはこれら内外諸情勢に對應するため、さきに物資調

整委員會の機能を擴充するとともに、日華兩系の輸入組合の整備強化を施行した。即ち華系輸入配給組合については五月三十日附を以て各組合の上部機關たる聯合會を廢止し、その下部機關たる各種別同業公會より有力業者を選定し輸入を擔當せしめ、弱少業者は配給業務のみとし輸入部門と配給部門との分別を明確にして輸入力の増強をはかつた。

また政府においては各四半期別輸入枠の示達および重要物資の輸入取扱等を除いて組合の實際運営上の指導監督は地方事情を考慮して各省、盟の實業處においてなすことにしたので、事務手續は頗る簡易化された譯である。なほ六月一日附西部特別行政區域の設置によつて従來巴盟組合の傘下に在つた包頭支部は、近日中に新たに獨立して包頭地區輸入配給組合を結成する豫定である。

日系輸入組合の整備強化 日系の輸入組合の整備についてはかねてより大使館、政府と協議中であつたが、六月二十六日輸入組合整備要綱を發表して七月十五日までに整備改組を行ふことになり、こゝに昨年来の難案は解決を見たのである。その整備要綱の概要は次の通りである。

- 一、組合は原則としてその取扱物品別に部を設置する
- 一、部員は原則として少數精銳主義により選定する
- 一、商社能力實績を勘案しその最も専門且得意とする物資を取扱はしめ従来副業的に取扱ひたる品目の取扱は中止する
- 一、帳簿紙の取得を禁止し組合手数料を低廉ならしめる
- 一、組合の定款を整備するは勿論、業務現定その他必要な諸規定を整備する
- 一、組合または部取扱商品を分明ならしめる
- 一、新たに左の組合を設置する
 - ▲蒙通紙輸入組合、同セメント輸入組合、同車輪輸入組合
 - 一、醫藥品醫理化機輸入組合を藥品醫理化機輸入組合と改める
 - 一、蒙源邦人食糧米移入組合はこれを解散し食糧品輸入組合邦人食糧米部とする
 - 一、各地日本産給組合はそのまゝ、機織製品食糧品、日用雜貨、藥品醫理化機種の各組合の組合員として加入する
 - なほ其節による輸入組合の各部組織および部會員は次の通りである
 - ▲蒙通鐵織輸入組合(第一部)三井、三菱、

- 安宅、岩井、(第二部)同上、第三部三井、三菱、大蒙
- ▲蒙通木材輸入組合(三種材部)三井、三菱、大蒙、(二般材部)三井、三菱、大蒙、三昌、兼松
- ▲蒙通セメント輸入組合(三井、三菱、大蒙)
- ▲蒙通紙輸入組合(三井、三菱、藤井、大興貿易)
- ▲蒙通車輪輸入組合(自動車部品部、北支自動車、(自轉車および一般車輛部)三井、岡崎、昌和)
- ▲蒙通醫藥品醫理化機輸入組合(醫藥品部)武田、松本、大興貿易、參天堂、若素、大蒙(醫理化機部)武田、松本、大連洋行(工業藥品部)三井、三菱、大蒙、大阪合同、出光、岩井、大興貿易
- ▲蒙通織維製品輸入組合(綿糸布部)二井、三菱、日綿、兼松、三興、又一、江尚、東綿、丸水、鐘紡、加藤物産、大蒙、(絹人絹糸部)三井、三菱、日綿、兼松、三興、又一、江尚、東綿、丸水、鐘紡、加藤物産、大興貿易、大蒙(毛糸毛織物部)三井、三菱、日綿、兼松、三興、又一、江尚、東綿、丸水、鐘紡、加藤物産、滿蒙毛織、大蒙(綿花部)日綿、三興、東綿、江尚、又一、三菱、正華、兼松、

- 大蒙、三井、(布帛製品部)三井、三菱、日綿、兼松、三興、又一、江尚、東綿、丸水、鐘紡、加藤物産、藤井洋行、滿蒙毛織、大興貿易(吳服部)吳服商聯合會
- ▲蒙通食料品輸入組合(邦人食糧米部)三井、(小麥粉部)三井、三菱、(砂糖部)三井、三菱、大蒙(食料油部)三井、三菱、正華、大蒙、日綿、兼松、岩井(鹽罐詰及び醬油部)三井、三菱、大蒙、藤井、泰信、江尚、正華、祭原、日綿、大興貿易(調味料部)大興貿易、日綿、大蒙、正華、藤井、祭原、飯野(青果部)大興貿易(水産物部)三井、三菱、兼松、正華、泰信、大興貿易、帝國水産(酒飲料水部)大蒙、藤井、飯野、正華、三菱、大興貿易(菓子部)藤井洋行(茶部)鐘紡、大蒙、三井、三菱、兼松、岩井、江尚、泰信、(雜穀及び雜粉部)三井、三菱、日綿、正華、大蒙、大興貿易
- ▲蒙通雜貨輸入組合(包裝用品部)三井、三菱、正華、兼松、大蒙、日綿、又一、(化粧品部)大蒙、正華、又一、兼松、大興貿易(窯業製品部)大蒙、三井、三菱、日綿、藤井、江尚、大興貿易(三昌、谷克己)建材總工(ゴム製品部)三井、三菱、三興、昌和、岡崎、三昌、建材機

工、(金屬製成及び農工器具部)又、江商、日綿、蠶業、谷克己、建材機工、(電氣用品部)江商、日綿、岩井、又一、大藏、三昌、豐成、建材機工、(油脂部)三井、大藏、正泰、三菱、出光、江商、大興貿易、(肥料部)大藏、出光、岩井、三昌、建材機工、(文房具)大興貿易、文具統制組合(雜品部)滿蒙毛織、廣井、正泰、江商、大藏、三興、大興貿易、又一、加藤物産、鋪勃、日綿、兼松、三昌、谷克己、建材機工

商 業

經濟統制の強化に伴ひ蒙疆の商業形態は逐年再編成が施され、過去の自由主義的性格を一掃して新たに配給組織體として再發足を開始したが、最近における貿易の計畫化はこの趨勢は拍車をかけ、ことに本年春實施された輸入配給組合の整備強化によつて國內の商賈形態は急激な變貌を遂げ、商家個々の存在は配給機關としての性格をます、顯明に至つた。元來蒙疆の商業は地場資本が少く、大部分を華北の資本に仰いでゐた關係上、蒙疆、華北間の

取引は華北の大商社と特殊な關係にある國內各地の大小輸入業者によつて全面的かつ多元的に行はれて來たものであるが、統制の強化に伴ひかゝる多元的輸入配給路を有してゐたのでは、物資および資金の面からする輸入統制に非常な困難を招いて來たのみならず、國內の低物價政策にも悪影響を及ぼす點が少くないので、政府は第二次蒙疆物價對策の一環としてこゝに華系輸入配給組合の強化を斷行、輸入業者を少數精銳主義のもとに實力ある少數の大商社のみに限定し、他の中、小輸入業者をはじめ一般業者は總て配給業者として輸入業者のもとに置くこととし、もつて輸入、配給の一元化と配給経路の明確をはかつて物資需給の圓滑を期したのである。即ち輸入配給組合の整備強化要綱は次の如くであるが、右組合の整備強化に當つては組合の性格を現在のまゝ存置せしめることを前提とし、組合員を輸入業者、配給業者に二分し各部門の業務に専念せしめた從來あつた輸入配給聯合會はこれを解散せしめることとした。

輸入配給組合整備強化要綱

- 一、現在五輸入配給組合は出資制度を採らず現在の性格を存置せしむ
- 二、各組合の内部構成を輸入部門と配給部門の二部に分ち業者として各自部門の業務に専念せしめる
- 三、輸入部門は重要物資取扱業者中より選抜したる最少限度のものをもつて構成せしめ、その他は一般配給部門に屬せしめる
- 四、特に重要物資と認めめるものは監督官廳において指定したる配給部門の業者をして配給せしめること、但し輸入部門に屬する業者にして主要物資の指定配給業者ならむことを希圖するときは監督官廳において査定の上これを認定す
- 五、重要物資の輸入は輸入部門に屬する業者をして當該取扱物資を代行輸入せしむ
- 六、代行輸入による資金の調達方法、決済方法その他これに伴ふ事項は所轄監督官廳において適宜決定す
- 七、輸入部門に屬する業者は必要に應じて物資の業種別に部會を設けることを得
- 八、代行輸入による重要物資は輸入の都度これを物資調整委員會において保有することを原則とす、但し必要あるときは輸入後直ちに配給することを得
- 九、現在の蒙疆輸入配給組合聯合會は解散せしむ

(註)現在五輸入配給組合とは左記組合を

門の二部に分ち業者として各自部門の業務に専念せしめる

- 三、輸入部門は重要物資取扱業者中より選抜したる最少限度のものをもつて構成せしめ、その他は一般配給部門に屬せしめる
- 四、特に重要物資と認めめるものは監督官廳において指定したる配給部門の業者をして配給せしめること、但し輸入部門に屬する業者にして主要物資の指定配給業者ならむことを希圖するときは監督官廳において査定の上これを認定す
- 五、重要物資の輸入は輸入部門に屬する業者をして當該取扱物資を代行輸入せしむ
- 六、代行輸入による資金の調達方法、決済方法その他これに伴ふ事項は所轄監督官廳において適宜決定す
- 七、輸入部門に屬する業者は必要に應じて物資の業種別に部會を設けることを得
- 八、代行輸入による重要物資は輸入の都度これを物資調整委員會において保有することを原則とす、但し必要あるときは輸入後直ちに配給することを得
- 九、現在の蒙疆輸入配給組合聯合會は解散せしむ

(註)現在五輸入配給組合とは左記組合を

指す
 察南、曹北、巴盟、察盟、西部各輸入配
 給組合

なほ政府は右要綱に基き重要物資の指定
 運給制度を採り、綿糸布、食料油等の重要
 必需品の配給は各地とも總て指定配給店
 で行はしめざるを、また物資調整委員會の
 機構を強化擴大し重要物資の大半は右委員
 會をして一元的に輸入せしめてゐる關係上
 現在重要物資の輸入配給は全く一元化され
 その配給経路も末端に至るまで明確に把握
 されて、計費配給は一段の進展を示してゐ
 る。また成紀七三七年度の五輸入配給組合
 の輸入實績は合計一千五百萬圓以上に上つ
 てゐるが、過剰行はれた貿易統制法の改正
 により従来の輸入制限主義が一擲されて、
 輸入緩和の方針が採られた結果、本年度の
 必需品は昨年度より相當の輸入増加を期待
 し得べく、かゝる輸入増加は國內配給機構
 の整備強化と相俟つて物資の需給を圓滑に
 するとともに商家の配給機能を十分發揮せ
 しめその計費經濟的商行為をますます旺盛
 ならしめることであらう。

商會會 蒙疆の在來商業では漢民族が支
 配的な勢力を持つてゐるばかりでなく、甚
 だ巧緻な組織を造り上げてゐる。即ち此處

でも滿洲國と同體各縣市には商務會の立派
 な看板が眼にとまり、商務會の下には同業
 公會が組織されてゐる。商務會は日本の商
 工會體ともいふべきものであつて工業資
 本の方が比較的弱く、皮毛その他特産の經
 過貿易を手流として来たこの地方では商務
 會の首腦者は勢ひ商人としての色彩が強い
 ばかりでなく、有力な同業公會の代表者で
 ある場合が自然の傾向である。

商務會の沿革は支那および滿洲を含めて
 甚だ興味あるものであるが、蒙疆の現在の
 商務會は民國十八年法に據つたもので、委
 員制を採つてゐるとともに僑民三法の會長
 副會長制をも踐してゐる。同業公會は公會
 組織の無い商店會員とともに商務會に代表
 を派遣するのであるが、公會組織の無い商
 店は代表數を制限されてゐるのが普通で
 ある。

同業公會 同業公會といふのは日本の同
 業組合に當り、民國二十年以降の稱呼であ
 つて、張家口でも老羊皮行、京帮旅蒙雜
 貨行、「朝陽利保正行」増盛社「運翰社」等
 といつてゐたものが現在粗皮業公會、「旅
 蒙皮毛業公會」「生皮行業公會」「茶葉公會」
 「漁業公會」等といふ様に改められたのであ
 る。包頭の商務會加入組合では蒙古業「皮

毛業等とともに「公益仙翁社」「乾物店」仙
 翁會社「飲食店」六合社「書籍商」得勝
 社「肉商等の社名が未だに冠せられてゐ
 る。同業公會の内張家口の特色ある公會と
 しては皮裘業、粗皮業、牛皮行業、旅蒙皮
 毛業、茶業、中西藥業、綢布業、西菸業、
 米粟業、雜貨業、京菓業、牲畜交易業、紙
 燭煤油業、鹽業、織業、皮靴業、貨客棧業、
 斗業、銅舖業、汽車業、轉運業等があり、
 蒙古貿易の色彩が色濃く現はれてゐる。

厚和には同業皮毛牲畜、各貨、生皮、綢
 布、藥業、粗皮、細皮、茶業、毡業、織業、
 米業、麵業等の公會がある。嘗て此處には
 西方貿易のため新疆公會が組織されてつ
 たが現在は消滅したとのことである。包頭
 においては蒙古業、皮毛業、牲畜業、京貨
 業、雜貨業、貨店、茶業、油澱類、米麵業
 紙燭煤油業等が擧げられる。

張家口日本商工會事務所

沿革 皇軍進駐以來、内蒙古滿洲の據
 點として急速なる經濟的進歩を高めたも
 つた成紀七三四年一月、會員五十餘名をも
 つて張家口日本商工會が結成された。當時
 は未だ自由主義的經濟下における在留邦人
 商工業者の親睦機關としてのみの存在でし

かなかつたが、支那事變はいよいよ長期戦の相續を明瞭にするるとともに、事變を處する東亞の情勢は漸次緊迫化し、これに對處する東亞新秩序建設をあくまで完遂するため日本における國內諸般の體制の再編成に即應し、當國においてもすべてを右の線に沿ひ、ことに經濟部面においては公益優先國家率仕第一主義を基礎とする經濟新體制の確立を要請せらるゝに至つた。従つてかゝる情勢下においては既存の商工會の機構と陣容に對しては全面的に再檢討に迫られ遂に成紀七三五年九月、張家口日本商工聯合會に發展の改組を遂げ、機構の擴充、強化により強力なる經濟機關として發足した。前述の如く當時は所謂經濟新體制への過渡的時代であつて、ことに政府の貿易統制法および爲替管理法の劃期的經濟政策施行にあつては、當會はこれを一般に對する普及徹底に積極的協力をなせ、かつ配給組合をはじめとし各種統制團體の結成等、その事業活動はまことに見るべきものがある。

右三大目標に向ひ官民一致協力、これが完遂のため諸體制整備強化の要いよいよ緊切の度を加ふるに至つた。

實業商運の確立 想ふにかくのごとき要請に對しては既存の公共的經濟團體は擧げて國家目的に活用されねばならない。即ち國策遂行上監督官廳の補助機關として、かゝる一般商工業者の指導機關であるとともになほ一步進である程度の行政階の代行をなすまでの權威をもたせ、もつて臨戰地區における唯一の法的根據を有する經濟綜合機關として、在張商工業者四五〇名を擁する張家口日本商工會議所は設立されたのであるが、以來、軍、大使館、政府のほか各界との緊密なる連繫のもとに諸般の事業を遂行し來り、今日當地における商工會議所の地位は極めて重要となつた。

一年の業績 過去一箇年の業績の重なるものでは蒙運物價抑制對策への協力、配給組合の育成強化および輸入配給組合との緊密なる聯繫促進、蒙運日本配給組合聯合會の結成、商工庶民金融機關の設立、蒙運物產振興展示會の開催、その他經濟諸調査等設立日なほ幾きにも拘らず、その機能を示

二分に發揮して施策當局に協力し、もつて現地における經濟、金融各部面の健全なる發展に資するところ極めて多大なるものがあり、職間のいよいよ浸蝕段階に突入せる現時局下、現地經濟體制の推移に伴ひ實業所の擔當すべき役割もまたますます重要性を加へ來るべきであらう。因に昭和十八年度における會議所の歳入歳出豫算および事業計畫は次の通りである。

昭和十八年度豫算 收支とも十四萬四千三百九十四圓で、これを前年度收支各十二萬二千四百六十六圓に比較すると一割二分強の二萬二千三百四十八圓の増額となつてゐる。

△歳入の部 蒙運九九六八四圓、補助金五、〇〇〇圓、蒙安附金一〇、〇〇〇圓、廣西科五、四〇〇圓、事務所貸與費一、六六五圓、雜收入四、五四五圓、總計九八、〇〇〇圓

△歳出の部 給與金九二、三二一圓、旅費三、二二〇圓、事務所費三、三八三圓、蒙運費一、五〇〇圓、選舉費四〇圓、會議費一、四八〇圓、事業費二、六〇〇圓、共計金五〇、〇〇〇圓、獲得および交際費四、八〇〇圓、表彰費一、〇〇〇圓、實業獎勵費二、七〇〇圓、積立金三、〇〇〇圓、雜收入二、九九〇圓、豫備金五、〇〇〇圓

事業計畫 一政府經濟政策への積極的協力、二商工會議所機構改革ならびに權限の強化擴充、三各部會の運用とその積極的活

助の促進、4 薬種商工團體聯合會の設置促進、5 現地業者との經濟提携の促進、6 講演會、講習會、座談會、競技會の開催、7 實業獎勵方策、8 配給組合および配給組合聯合會運営の援助強化、9 現地生産振興の促進、10 商工金融機關の育成強化、11 商工振興會の運営、12 同業組合の整備、13 調査機關の整備擴充、14 調査機關聯合會の結成

臺灣日本配給組合聯合會

沿 叢 物資の需要と供給は、一元的配給組織の密接なる連通において円滑に結合しなければならぬのである。いはんや大東亞決戦下、共榮圈建設の一翼として西北疆域の防衛にひたすら奮迅する民族の必需物資の供給は、疆内産工業の勃興による自給と、共榮圈交易による導入をもつて的確に獲得するとともに適切に配給しなければならぬ。こゝにおいて臺灣日本配給組合聯合會は、かくのごとき配給部門の使命に蒙照經濟適應を貫く政府の方針とに即應する連通的配給組織の整備の急要な必然性に立脚して結核の性格を與へ、導入組織を一元的能力に統括し、蒙照輸入組合導入に係る在留邦人生活必需品物資の獲得をもつて地

區別配給の合理化をはかり、ひいては適正價格の維持をもつて蒙照物價暴落に協力せんとする意圖のもとに大使館、總領事館、政府當局の後援と、首都日本商工會講所の斡旋によつて昭和十八年一月、張家口大同、厚和、包頭各日系配給組合代表者が相寄り協議の上設立を見たるものである。

主要事業

これが運営には會長以下十八名の役員を選定し、事務所を首都商工會講所内に置き、張家口日本配給組合にその事務を委託して活動を開始した。主なる事業は次の通りである。

- 1 官督官經、輸入組合、傘下組合各相互間の連絡疎通
- 2 導入物資の人口比率ならびに需要状態發見、代金支拂等に關する斡旋
- 3 適正價格の維持に要する適切な措置等である。而して昭和十八年四月、内外事情の進展に伴ひよく、事業の擴張と緊急なる發展を促進されるに至つたので、張家口日本配給組合に委託中の事務を張家口日本商工會講所に移し、まず、運営の強化をはかつたのである。かくて昭和十八年七月、蒙照輸入組合の發展的改組に遭遇するや直ちに傘下各組合をして輸入組合員とし

醫藥品、食料品、織雜製品その他雜貨の華北よりの導入を技術的に容易にすることも、導入計畫に參與して積極的に協働する等、着々、堅實なる運営、物資の充實ぶりを見せ今や蒙照在留邦人生活必需品配給の中樞機關として重きをなしてゐる。

加入組合と役員

現在傘下組合ならびに加入組合および役員は次の通りである。

- △傘下組合 1 張家口日本配給組合 (理事長原哲夫、所在地張家口中央大街、大同日本配給組合 (理事長田原誠、所在地大同大北街)、原和日本配給組合 (理事長原田年一、所在地厚和東順城街)、包頭日本配給組合 (理事長吉羽喜三郎、所在地包頭富三元巷)
- △加入輸入組合 2 蒙照醫藥化學雜貨輸入組合、蒙照食料品輸入組合、蒙照織雜製品輸入組合、蒙照雜貨品輸入組合
- △役員 1 會長原哲夫 (張家口日本配給組合) 常任理事 山本三郎 (張家口日本商工會講所)、會理事伊藤實 (同)、理事吉野隆義 (張家口日本配給組合)、顧問 藤田太郎 (同)、川尻登雄 (同)、長谷壽作 (同)、長谷川義次 (同)、佐川紀太郎 (同)、米川勲次郎 (同)、宇田年一 (厚和) 日本配給組合、相川近志 (同)、吉羽喜三郎 (包頭) 日本配給組合、是枝良昌 (同)、監事石川安二 (張家口) 日本配給組合、小山英夫 (大同) 日本配給組合

邦人進出狀況

事變前後が五百名を算んに過ぎなかつた疆内在留邦人は大部分張家口にあり、貿易或は商業に従事、機微ぶ

る思積闘争の試只中に敢然と闘つて来たのである。盛藩藩に端を發した事變は戦火を擴大、七月七日から僅か一箇月餘に皇軍の精銳は八達嶺の嶽を越え居庸關を抜き、堂茂張家口に入城したのは忘れもしない昭和十二年八月二十七日であつた。當時在留邦人は戦火を避けるため張家口に集結し涙を吞んで承徳に引揚つたのである。皇軍張家口入城の快報に接するや相次いで懐しの張家口に歸つて皇軍に協力、戦火消えやらぬ張家口市の復興に縣命の活躍を續けたのであつた。

入城部隊たる鈴木、東條兩兵衛は滿洲から南下して關傑上、熱河、承德方面の邦人の中には早くも蒙滿の將來性を見越して部隊に隨伴を兼務した者實に千名を越え、商路の網路に隨張邦人とともに活躍し、忽ち張家口は交易市場として各方面の注目を浴びるに至つた。さらに皇軍張竹の進軍は大回厚和、包頭を悉く席捲するや、この方面への邦人進出もまた目覚ましいものありこれら邦人の精進込めた活動によつて物資の圓滑なる需給、香波の豐實なる開發は年

とともに飛躍向上し時局の負託を完全に處理遂行してなほ餘りあるといふ輝かしいけふの成果を獲得、かつ將來の興隆に對する確固たる地盤を築き上げたのである。勿論この礎石を打ち固めるまでにはその裏に皇軍の働いた護りと、政府の諒たざる施策がその軸心をなすものであり、一面直接建設の面にあたつた業者のみならず勞苦があつた。

こゝに事變前五百名餘の在留邦人は昭和十八年度に入り實に四萬餘、それは當時の八十倍の多きに達しその間政治、經濟の躍進はいふまでもなく産業、文化、體育とあらゆる分野に亘々と邦人の努力は押し擴められて盡くることなく近代文化の恩恵に浴び現地民衆に道義日本の精神文化と民族興隆の眞道科學を教示しつゝ偉大なる福祉と惠澤をもたらした。それは彌漫蒙滿の現況がこれを如實に物語つてをり、特に文化、厚生施設においては事變前密無の状態であつたものが邦人進出によつて啓蒙され、逐次充實整備されたが、一方邦人側施設もこゝ三、四年間に一大飛躍を遂げ昭和十八年

四月現在邦人子弟教育機關は國民學校十二校、青年學校五、中學校一、高等女學校一校を算へてゐる、また居留民團四、居留民會への誕生を見、治安の確立、施政の遂透とともに邦人の進出部門は一層擴大多数にわたり、その將來性はいよく希望多い期待がかけられるに至つた。管内主要都市邦人營業概況は次の通りである。

張家口 事變前在留邦人僅か四百餘名であつたものが事變後からは逐年激増し、市街の復興に挺身、當時十數に滿たなかつた商社、商店は現在六百八十餘、即ち三十數倍に著増し土木建築、飲食店、各種貿易の順となつてゐる。ことに蒙古政府の所在地であるだけに邦人の三面六臂の活躍ぶりは目覚しく近代建築を駭く間に節比し、街観は土の街から近代都市に一變、その他文化、醫療施設も逐次整備され最早舊態はほとんどその後を止めず、特に昭和十五、六、七三箇年間に於ける異常な躍進には現地民衆をして日本文化の逞しさに驚嘆せしめた。また邦人々口においても昭和十二年四月民會がはじめて設立された當時の四〇〇名足

出するものもあつたが、この期間を迷はず切り抜けた業者は却て地盤擁護の決意を堅くしたのであつた。一般特殊業者、就中建築業者の如きは肝腎の資材入手難から不況に悩むものもあつたが、諸情勢の變轉により現在では盤路打開の曙光を迎へ、また一般業者は輸入組合、配給組合の圓滑な運営によつて物資の一元的需給が策されて以來極めて順調な發展過程を辿りつゝある。現在四二四を算ふる業者は土建、料理飲食店、食料雜貨店の順となつてゐる。七月一日現在の管内營業狀況は次の通りである。

料理店	六	醫 師	二
カフェー	七	齒科醫師	三
飲食店	七	産 科	三
喫茶店	四	製 藥	二
旅館	七	按察電氣救急消防隊	五
遊樂業	五	藥劑師	七
芝居連、演藝教授	四	藥 種 商	五
古物賣買業	四	鐵 業	五
代書、タイア、寫字、淨書業	六	土木建築師	五
銀行	一	家具製造	五
製糖、精製	一	林木建築材料商	八
理髮、精製	一	蒸業土石加工業	二
時計修理販賣金庫商	三	金物機械商	二
		電氣機械商	二

寢具及び材料商	三	氷清涼飲料水業	五
樂器商	一	鹽 商	五
刀劍商	一	野菜果實商	四
タケシー及び運輸業	一	製菓商	二
自動車修理販賣業	四	獸 肉 商	二
自動車商	三	鮮 魚 商	六
織物製造販賣業	一	被服身躰商	六
石版製造販賣業	一	武造運動具商	二
漆油 業	一	履 物 商	四
印刷業	一	製糖皮革品商	五
印刷業	一	洗濯洗濯業	五
印刷業	一	金融保險業	七
新聞書局文具販賣業	一	案内紹介業	一
貿易商	七	郵 政 社	一
食料品雜貨商	七	計	四
雜貨業	七	普通雜貨商	七

四千三百五十一人で、業者數も百八十三戸に減少してゐる。現在厚和には大商社の出張所が數社あり生活必需品導入とともに、三井ほか四社が雜貨收買に従事してゐる。また厚和と日本聯合配給組合に加入してゐる六十餘の中小業者が、邦人關係諸物資の輸入配給にあつてゐる。配給組合においては張家口輪配聯合會よりの割當配給および業者自體の手により京津方面より輸入する特許物資の配給に當り、毎期四十萬圓程度の生必および諸物資が比較的順調に導入されてゐるが、業者の大部分が資本僅少のため資金繰りが思はずからず、このため企業統合あるひは何らかの形による資本合同が痛感されるに至つてゐる。

旅館および料理飲食店業者についてみると、特に料理飲食店の遊興面は物資統制、時局認識の昂揚によつて不振を來し、年々減少の傾向にある。また土建業者は資材導入の困難その他に原因して活潑な動きを見ることが出来ない。昭和十八年七月一日現在における管内營業補別は次の通り。

料理店	二	土木建築師	三
カフェー業	三	食料品雜貨業	一
飲食店業	三	新聞雜貨販賣業	四
旅館業	七	洗濯、洗濯業	二

豆粉製造並野菜	一	運送工率及び引	一
菓子製造並食業	二	器具製造業	二
産 業	三	保護代理店業	三
鍼灸術業	四	時計製造並商	四
理髮師業	五	米 器 商	五
寫字、印刷業	六	米 販 商	六
自働車修理同部分	七	蒸屋上取販賣	七
品販賣業	八	乗五乗船券取販賣	八
賣 房 商	九	自働車自働車販賣	九
賣 店	一〇	計に修繕業	一〇
醫 院	一一	運 送 店	一一
醫 科	一二	製 粉 業	一二
官廳御用達	一三	皮革製造販賣業	一三
建築材料家具	一四	漆工 所	一四
製造販賣業	一五	酒造油、味噌醸造	一五
製糖製粉商	一六	採 炭 場	一六
製 糖 業	一七	コークス製造販賣業	一七
製糖販賣業	一八	計	一八
製糖販賣業	一九		
製糖販賣業	二〇		
製糖販賣業	二一		
製糖販賣業	二二		
製糖販賣業	二三		
製糖販賣業	二四		
製糖販賣業	二五		
製糖販賣業	二六		
製糖販賣業	二七		
製糖販賣業	二八		
製糖販賣業	二九		
製糖販賣業	三〇		

會 報 昭和十四年五月末簡便調査による邦人数は管内一、五七九名、同十五年八月二、六二三名、十六年八月二、七三六名、越えて十八年七月二、七七一名で商工業者は一七六、前線部に相應しい發展過程を經、困難な事情を克服して教育、衛生などあらゆる文化建設の中にも進しい生命力を發揮して行つた。しかし一般的には昭和十

年以降徹して不振を啣つたものである。特に政府の經營管理強化以來一時物産輸入難を告げ、商工業者に相當の打撃を與へたが、最近の好轉せる經濟情勢に大いに緩和されに至り、現包頭生必需品聯合販賣所の活躍が期待されるとともに、同壇唯一の貿易路たる西北貿易が活発化すればその發展は期して俟つべきものがある。昭和十八年七月

料理店	一	製菓業	一
飲食店	二	結業業	二
カフェー	三	筆業業	三
旅館業	四	自働車部分品販賣	四
下宿及び露宿	五	漆 業	五
土産卸賣業	六	醤油醸造	六
食料品販賣	七	印刷業	七
製菓販賣	八	荷車車運搬販賣	八
文具具店	九	製糖販賣	九
洋紙及び果物	一〇	美 販 商	一〇
洗 滌 業	一一	運 送 業	一一
時計販賣修理	一二	生花造業	一二
寶石製販賣	一三	豆粉製造販賣	一三
建築工事請負	一四	採 炭 業	一四
印刷製版業	一五	運送販賣	一五
洋 紙 店	一六	製糖販賣	一六
高橋清造	一七	採炭場	一七
製糖販賣	一八	採炭場	一八
製糖販賣	一九	採炭場	一九
製糖販賣	二〇	採炭場	二〇
製糖販賣	二一	採炭場	二一
製糖販賣	二二	採炭場	二二
製糖販賣	二三	採炭場	二三
製糖販賣	二四	採炭場	二四
製糖販賣	二五	採炭場	二五
製糖販賣	二六	採炭場	二六
製糖販賣	二七	採炭場	二七
製糖販賣	二八	採炭場	二八
製糖販賣	二九	採炭場	二九
製糖販賣	三〇	採炭場	三〇

製糖王連會總會 社団法人製糖王連協會では昭和十八年四月二十日首都民團議事堂で法人認可初の總會を開催、在会會員百餘名出席して國民儀禮ののち法人結成功勞者への感謝状授與、健旺従業員の表彰を行ひ、引續き昨年度決算を承認、本年度豫算二十萬圓を決定、次いで本年度事業方針および協會經營方針につき慎重な検討を行ひ十七時散會した。本年度事業方針として決戦時局下戦力増強面を擔任する協會員に負荷された國家的使命自覺強化と、目的達成への運進を促すとともに土建工事の高効率確保、請負制度の刷新改革をはかり、協會事業方針として調査研究の積極強化、協會内部の充實強化、會員の請負能力を擴張作成、健全財政確立、會報發行等を決議した。

大同縣公署

縣長 白 蔚 武

參事官 田 村 宏

資本金 貳百萬圓

蒙疆洋灰工業股份有限公司

董事長 岩 崎 清 七

事務所 大同 大西街二五
工廠 大同 城外口泉鎮

一 手 販 賣

三 菱 商 事 株 式 會 社

興 日 福
亞 本 印
酒 酒 印

ビ 福 先 酒
一 泉 陣 精
ル



晉北化學工業股份有限公司

蒙 疆 大 同 驛 前

電 話

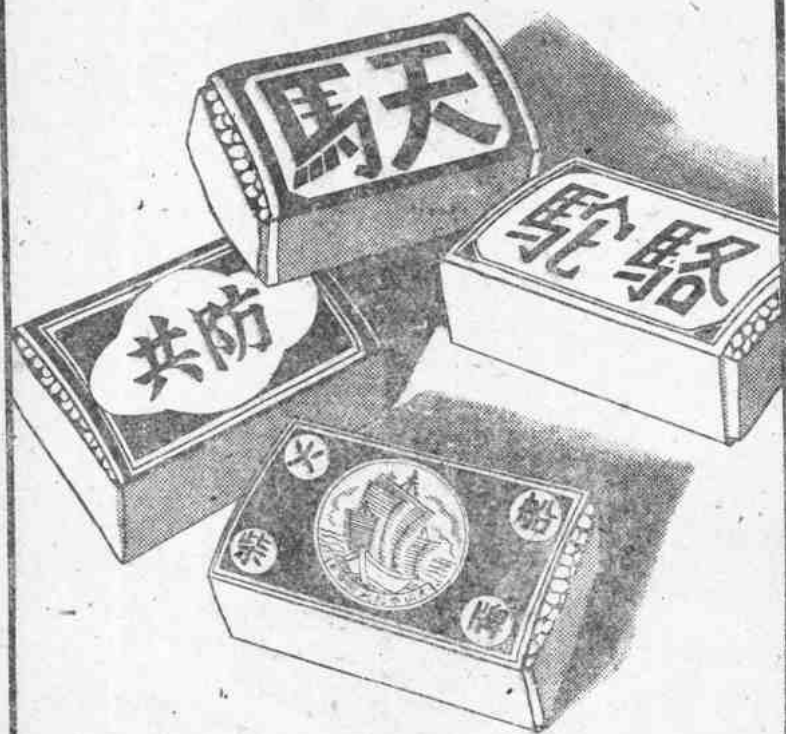
二 三 八
三 三 三
二 二 一
一 一 一
四 三 三
番 番 番

樹葉牌白麵並莪麵ノ製造販賣

大同製粉工廠

代表者 朽木 順作

大同北門外
電話二四七九番



蒙疆火柴股份有限公司

董事長 金山喜八郎
 大同城外南關小東街四號
 電話二七四一號

總販賣所

金山洋行出張所

大同城內大街電話三三三八號

天下無雙 優等清酒



清酒

食酢

釀造元

東寶釀造工廠

大同新都市街 電話二六五六番

大同居留民團

民團長 濱田源太

助 役 小笠原俊三

名譽會計主任 吉村清紀

營業種目

自動車修理加工
自動車車體製造
タイヤ再生修理
代辦車發生體製作
各種機械部分品製造
馬車製造
洋家具製造販賣
自轉車販賣修理

蒙疆自動車工業株式會社

取締役社長

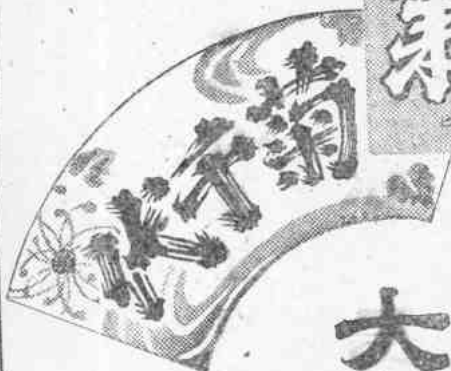
永井繁男

大同城外安益前街十號

菱 蓬

銘酒

イラウホ



大同大北街

大和酒造株式會社

電話三三二二三番

蒙疆電業工事委託店

永島電氣商會

大同城內鐘樓西街

電話二八四〇、二八四一番

出張所 平地泉、豐鎮、口泉

洋酒、葡萄酒製造

藥 師 寺 商 會

大同西門大街
電話二五四六番

大同旅館業組合

(イロハ順)

半島	錦屋	大同	南海	山西	九州	管北
旅館	旅館	ホテル	ホテル	ホテル	ホテル	ホテル
館	館	ル	ル	ル	ル	ル

機 械 工 具
建 築 金 物
大 工 道 具
左 官 材 料
衛 生 陶 器
度 量 衡 器
萬 農 工 具

諸農具·工具製作

三 輝 洋 行

店 主 原 豐

大同城內大北街二一七
電話二六四八番

土木建築請負



大

里

組

本店 大同城內西北隅馬營街二號

電話 三三四四三番
三九六〇番

出張所 張家口 寶善街六六號

電話 三六四二番

厚和市 新城西大街六號

電話 二五八七番

包頭市 西前街八〇號

電話 四五八番

第一中華人壽保險代理店

英靈の盡忠に應へ

熾烈なる敵愾心を燃せ！

土木
建築 請負

豊

岡

組

大同大北街

電話

二六六一番
二六六二番

土 木 建 築 請 負



松

六

組

本 店 大 同 城 內 司 令 部 街 二 號

電 話

事務所	二六二二	(夜間)
組長宅	二九三六	
支配人宅	二四三七	

厚和支店 厚和新城二營小巷四號 電話三〇六九番

北京支店 北京內一區公安街一〇號 電話(東)五三四四(夜間)四六七三

徐州支店 徐州市大同街大巷口三七號 電話八六五番

太原支店 太原市樓兒底五九號
出張所 張家口、平地泉、石門、柳泉

山本元帥に續け！
討て！アツツの仇敵を



奥

村

組

奥 村 彌 一

本店 大同城内大皮巷十一號

電 話

二四八一番
二四八三番
二六三七番

産 業

農 業

蒙疆の農産は粟、高粱、苡麥、小麥、大麥等の雜穀、亞麻仁、菜子および各種麻類等の特用作物が著名であるが、これ以外には巴盟以西で穫れる甘草ならびに麻黄等も特産として有名である。これら資源の開發状態は雜穀は對華北輸出増大を目標に、また特用作物は直接對日供給を目指して目下いづれも成紀七三七年度實施された農産物増産五箇年計畫が强行され、計畫第二年目に入つた本年は急角度を描いて成果を擴大してゐる。なほ特産のうち甘草はすでに甘草會社が設立され、疆内でエキス化されたうへ輸出されてゐる。

農政機關 蒙疆の農政は政府經濟部農林科、各省開發實業處、縣實業科または民生科實業股によつて行はれ、縣實業科または日系產業指導官あり、直接指導の衝にあつてゐる。

農墾團體 宣化地區には舊政權時代の農村合作社を復活する意圖のもとに、成紀七三六年度において各縣に農事合作社籌備處を置いて農村の組織化工作、合作事業の第一歩を踏み出しその後鋭意整備發展に努めた結果、その事業も軌道に乗り、政府の農村墾策の圓滑徹底と農産増殖およびその確保、農民の福利増進に寄與するところ大なるものもあるを期待される。而して農事合作社の整備發展に従ひその指導統制のため宣化省農事合作社聯合會の設立を見るに至つた。大同地區には新政權成立直後各縣に農村振興會を設立し、主として特需物資の供出に當つてゐる。別に本地區には水利事業の重要性に鑑みて晉北水利振興會を設けて各縣の水利事業の振興をはかつてゐる。また時局下蒙疆の糧穀の増産確保に必要な農事の指導、資金、資材の斡旋および融資をなすため農事協會が設立されてゐる。

農事協會 大東亞決戰の時局下、蒙疆に



おける民需特需の確保と、他地域に對する糧穀供給の使命達成上、これが根本對策たる増産確保を速かならしめるために政府機關に協力して農事の指導、資金の斡旋その他農村振興増産確保上必要な措置を講ぜしむるため農事協會が設立された。本協會の規則は次の通りである。

第一章 總 則

- 第一條 本協會は蒙疆農事協會と稱す
 - 第二條 本協會は主たる事務所を張家口に置き其他必要の地に支部又は駐在員を置くことを得
 - 第三條 本協會は農事の指導故に農業資金を貸付するを以て目的とす
 - 第四條 本協會は前條の目的を達成する爲の事業を行ふ
 - 一、春耕貸款其他増産に必要な資金斡旋及融資
 - 二、農事の獎勵指導
 - 三、農業上必要なる共同利用施設の設置
 - 四、種子、農具、肥料等の必需品共同購入斡旋
 - 五、右に附屬する必要な事業
 - 第二章 役 員
 - 第五條 本協會に次の役員を置く

理事長	一名
專務理事	一名
常務理事	二名
理 事	若干名
監 事	若干名
- 右の外顧問、監事若干名を置くことを得
專務理事は有給とし其他役員は名譽職とす

第六條 理事長は蒙古聯合自治政府農務部長之に任じ顧問、理事、監事、審判は經濟部長之を任命又は委嘱す

第七條 理事長は本協會を代表し協會業務を総理す但し業務に付ては専務理事之を代表することを得

専務理事は理事長を輔佐し協會業務を處理す常務理事は専務理事を輔佐し協會業務を處理す

理事は役員會に出席し重要業務を議決す監事は協會の業務執行の狀況を監査す

第八條 本協會に職員若干名を設け職員に任命し理事長は理事長之を行ふ職員は上司の命を受け業務に従事す

第九條 本協會に役員會を設け役員會は理事長必要に應じ之を招集し其の議長となる但し理事長事故あるときは推し理事長の承認を得たる代理者を出席せしむることを得

第十條 役員會に於ては左の事項を議決す一、規則の變更並に業務規定の制定又は變更

二、收支決算決算三、借入金四、貸出利率、手数料の決定變更

五、剰餘金の処分六、其他役員會に於て必要と認めたる事項

第四章 會計

第十一條 本協會は事業年度は毎年四月一日に始り三月三十一日に終る

第十二條 本協會の經費は事業收入、補助金、寄附金を以て之に充つ

第十三條 前條經費の管理、運用處分は役員會の決

する處に依る

第十四條 本協會に會計簿、貸付金集積帳及其他簿類簿を備へしめ役員の請求に依り隨時閲覧せしむ

第十五條 本協會は事業實施上必要なる簿類を別に定む

第十六條 本協會は經濟部長の認可を得たる日より之を施行す(註七三八年六月三十一日改正認可)

農事協會の成紀七三八年年度の事業計費は次の通りである

一、方針 本年度事業の重點を農業生産力の増強、配給部門の合理的經營および農村金融に置き、これが實施にあつては地方の特性を考慮し事業經營の取扱控配を適切にして民心の把握に力め、事業の健全なる發達をはかるものとす。右方針に則り本年度事業を左の如く實施す。

一、配給事業 農産物増殖事業に即應し生産力の維持増進に必要な生産用資材に重點を置き實施するものとし、本年はさし當り左記のものを行ふものとす

1 優良種子の配給

2 優良農具の配給

3 蔬菜の貯蔵配給

二、金融事業 農業經營に必要な資金の融資に重點を置き、直接生産農民を

主たる對象としてこれを行ひ、これが實際運営に當つては農産増殖計畫の指導と關聯を保たしめ指導金融の實を舉ぐる。よつて本年度は成紀七三八年政府勸旋に係る春耕貸款および水利貸款の回収に協力するとともに、成紀七三九年度において必要とする資金につきこれが貸付をなすものとす

三、農事共勵 農産物増殖五箇年計費達成上必要な農事の指導に重點を置き、概ね次の如き事項を中心としてこれを行ふ

1 優良品種の普及、優良種子を配布し逐次在來種と置き換へ、單位面積當り收量の増大をはかる

2 委託採種團の巡廻指導 配布品種の栽培に萬全を期するため栽培法に關し講習會および巡廻指導をなす

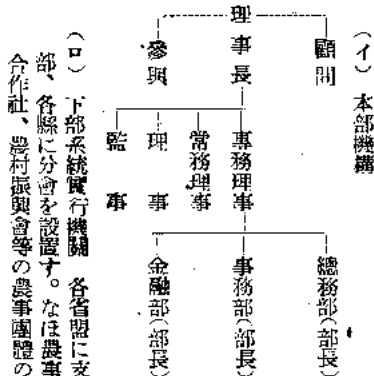
3 病虫害の防除 種子消毒に重點を置き病虫害防除を徹底せしめ收量の増大をはかる

4 優良農具の普及および耕種法の改善指導、除草機、製糞機、叭機、脱穀機等優良農具を普及せしめ耕地の擴張、生産力の擴充に資するため農業奨勵の調劑をはかる

5 糶、臥生産指導 現下稻包材料不足の實狀に鑑み、これが緩和のため加工機具の導入、加工技術の指導をなし糶加工品の生産確保をはかる

四 資金計畫 本事業遂行に必要な資金は原則として事業収入、積立金、借入金、助成金ならびに寄附金により構成されるも、その大部分は政府貸下金および銀行よりの借入金によつて運用する。資金の主な用途は春耕貸款、水利および水田開發、増産型常作物獎勵貸付資金等に充當する

五 機構の整備



設置してある縣に對しては各種事業を通してこれを育成強化し増産の實績團體たらしめる。支部、分會は省盟ならびに縣公署の所在地に設置してその機構は人的に省、盟、縣機構と關聯させ、支部の行ふ事業は本部と分會との連絡、斡旋指導の範圍に止める。また分會は本部の指示に従つて各種事業の實踐機關となる。かつ分會は農事團體の設置に伴ひこれを改組して農事團體に吸収させることとする

宣化省農事合作社聯合會設立 宣化省管内の農事合作社は、成紀七三五年に於て設立した察南政廳合作社設立要綱に基いて設立することとなり、爾後三箇年を以て現在までに設立を終つた合作社はすでに萬安、陽原、蔚、涿興、懷來、延慶、赤城、宣化の八縣の多きに達し、これが下部組織である實行合作社および互助社等も着々結成整備され、合作社員である農村民の福利の増進はもとより農畜林産物の増産および加工、集荷等の政府施策に寄與貢獻せんとする大なるものがある。特に本年度に入つて時局の要請は一般物資の増強を必須ならしめ、農村生産物である農、畜、林産物の増産集

荷は重要な政府の施策として擧揚せられるに至つた。このため唯一の農村における生産經濟組織である合作社の負荷する業務もまた飛躍的に擴大膨脹をさせなければならぬ状態となつた。然るに現行の合作社はいつれもその役職員の大部分を官吏をもつて充てられてゐるため、合作社業務の細部の指導統制連絡は困難なる狀況に立至つたため、こゝに新しく宣化省農事合作社聯合會を設立し、もつて合作社業務の圓滑な經營をはかり、農、畜、林産に萬全を期すこととしたのである。

宣化省農事合作社聯合會の事業方針 成紀七三八年度は設立初年度なるをもつて先づ本會の整備に意を注ぐとともに、會員業務の仲介、斡旋、調査研究等は政府の施策に基く頃にやむを得ざるものみに止め、可及的經費を節減し會員の負擔の加重を差控へんとす。本年度の主要事業は次の通り。

- 一 會の整備 (1) 職員の整備 (2) 事務所の整備
- 二 會員の指導連絡統制事項 (1) 會員に對する一般的指導統制を目的とする會議の開催 (2) 會員の役職員の養成訓練を目的とする講習會の開催 (3)

會員の業務指導および會員の役職員の訓練を目的とする巡廻指導 (4) 會員の役職員を目的とする先進地合作社の視察 (5) 會員および會員の役職員の指導連絡を目的とする會報およびその他印刷物の發行

三、會員の業務に對する仲介斡旋事項

▽販賣業務 (1) 農業倉庫および交易場、蔬菜果樹の貯蔵庫等の設立に對する指導斡旋、(2) 農産物の販賣に對する仲介斡旋▽取扱品目 (1) 一般糧食 (2) 農産物、米、大麻、苧麻、果樹、蔬菜、(3) 加工農産物、アンペラ、蠶、繭▽購買業務 (1) 雜穀蒐荷に對する見返り物資の配給、(2) 家畜および農機具の斡旋、(3) 資金の借入斡旋事項 (1) 事業資金、(2) 設備資金

四、調査事項 (1) 農産物需給調査、(2) 農産物生産費調査、(3) 農家經濟調査、(4) 販賣購買に關する市況調査

(5) 事業經營に關する調査

五、その他政府の方針により聯合會をして業務の實施をなすべきしむるを便とする場合には便宜實施せしむるものとす

模範村の設置 増産重點村たる模範村設置の趣旨は農業生産力擴充に對し農民の自

發的參加體制を確立するを目標とし、これに政府全機關の指導力を綜合集中するとともに治安工作、組織工作、教育工作を積極的徹底的に進めることにより、東方道義を基調とする新農村建設の範たらしむるにある。從つて模範村は村内農民の協同によつて次の諸項に係る實踐に當る。

▽政府の農産増殖五箇年計畫に即應し農産増殖上必要な各種事業の實踐農事共勵に當ること▽鄉村の合理的組織化、近代的協同化の據點たる實を擧ぐること▽清郷青年隊の模範的活動およびこれが生産化をはかること

一、模範村選定 模範村は原則として當面の急務たる農産増殖の實現を中心目標として農産共勵の指導ならびに農民組織化の比較的容易なる鄉村を選定し、さらに當該模範村内における一あるひは二の自然發生部落を指定して重點部落となし、農事共勵につき特に濃厚なる指導をなすものとす。重點部落の選定完了したときはその部家における中層經營の農家または篤農家を二、三十戸指定して指定農家となし、特に農業技術につき徹底せる指導をなすものとす

二、基本調査の實施 模範村の選定を了へ

たときはその模範村の農事共勵ならびに農民組織化に必要な諸般の事情を究むるため調査表(村の概況)により鄉村内自然發生部落を一單位として全鄉村にわたる既存資料の蒐集ならびに實地調査を實施するものとす

三 農産物増殖ならびに組織化計畫の樹立

▽一般方針 (1) 政府の農産増殖計畫に基いて當該市縣の分擔すべき増殖計畫の實現を中樞目標として農事共勵に關する適切な計畫を樹立すること、(2) 年次別實踐計畫を樹立するものとす、(3) 計畫の實現は自發的協心協力に俟つところ極めて大なるをもつて可及的共同施設により共同活動の訓練指導をなすことと、(4) 共同組織化への誘導を離るものとす、(5) 計畫實施に當つては土豪劣紳の利益を妨除せざる範圍において缺陷の排除をなし逐次農村の發展を招來すべき積極的要素を吸入するものとす、(6) 農事共勵に關する専門的、技術的事項に關しては政府ならびに省、盟に連絡の上實施すべきものとす▽計畫内容 (1) 増産増殖、優良品種の普及、病蟲害防除、施肥改善、整井および水利事業の擴充、植樹、(2) 畜産および林産増殖計畫、(3) 副業計畫、

(4) 共同施設の利用、(5) 協同組織化の

指導

七三八年年度権限村設置計費概

省 別	村數	重 點 作 物
宣化省	五	水稻、大豆、蔬菜
萬安	五	水稻、大豆、蔬菜、包米、粟、高粱
涿鹿	五	水稻、大豆、包米、大麻
懷來	四	同 右
蔚 縣	四	大麻、烟草
陽原	四	大豆、粟、高粱、烟草
張家口市	二	蔬菜、水稻
大同省	五	粟、高粱、大豆、蔬菜、水稻
陽高	三	粟、高粱、大豆、蔬菜
天鎮	三	同 右
懷仁	二	同 右
朔 縣	二	粟、高粱、大豆
左 雲	二	蔬菜、粟、黍子
山 陰	二	粟、高粱、大豆

省 別	村數	重 點 作 物
察 盟		
尚 義	二	水稻、粟、高粱
商 都	二	同 右
寶 源	二	同 右
康 莊	二	同 右
張 北	三	同 右
武 川	一	小麥、大麥、燕麥
興 和	一	小麥、大麥、燕麥
歸 齊	二	同 右
托 克	二	水稻、糜子、高粱
和 林	二	粟、高粱、糜子
察 林	一	小麥、燕麥、蔬菜
豐 鎮	一	小麥、燕麥、蔬菜
厚 和	三	蔬菜
應 和	二	同 右
濕 源	二	同 右
廣 源	一	粟、高粱

農畜物増殖五箇年計畫 農産物増殖五箇年計畫は次の要綱によつて實施されてゐる

一方針 農産物の増殖を計画的に實施して地域内における需要を確保し、農産物の輸出を盛んならしめ、もつて農家經濟の安定向上を図らんとす

二 要領 本計畫の期間は自成一七二七年至成紀七四一年の五箇年間とす。本計畫

の目標は地域内の食糧作物の自給をはかるとともに、北支向輸出量の増大をはかり纖維作物および烟草の増殖をはかるものとす

三 本計畫の作物は次の通り

▽食糧作物—水稻、小麦、大麥、燕麥、粟、高粱、包米、大豆、蔬菜類、▽特別作物—大麻、亞麻、棉花、烟草、▼其他河、淮河、黄河ならびにその支

流の流水を利用して水利事業を起し土地改良を行ふとともに灌溉による増殖をはかる。灌漑用井戸の開鑿を奨励し蔬菜、大麻等の増殖をはかる▽察哈爾、巴盟等の可耕水地を開拓す▽政府の方針に則り農民協力して自發的且積極的に農産物増殖計畫を遂行するやう農家團體を育成強化す▽本地域に滿する品種の選定育成のため農林試験機關を擴充す▽病虫害の防除を徹底し収量の増大を図る▽農耕地帯における役畜を増殖す。

四 措置 優良種子の増殖をはかるため原種圃、採種圃を設け、本計畫遂行に必要な技術者を整備し、優良品種は日本および滿洲國より輸入するものとす

▽作物別増殖要領

一 水稻、推定面積〇〇萬陌を有する廣大な蒙疆地域にあつて水稻の栽培面積は約〇〇陌と稱せられ、栽培地域も宜化省を主要地帯に大同省の一部に制限される。水稻栽培は蒙疆農業上からみると殆ど論外の點があるが、事變後居留邦人の急速度の増加と華人側の白米消費の増加は蒙疆食糧問題解決上、水稻の増殖は極めて重大な問題なり、米穀の日本その他地域外依存性より脱脚して草急に疆内の自給自足をはかる必要に迫られ、水稻増殖五箇年計畫を樹立して五年後の推定需要を確保すべく次の要領に基いて所期の目的に邁進してゐる。

(1) 宜化省、大同省、巴盟地區における既存水田を確保するとともにこれら附近の開拓可能地帯の開墾をはかり蒙乾河、洋河、黄河の流水利用により開田をはかる

(2) 水利事業の復興をはかるとともに水田造成地帯の調査をなし、開田の普

及に努め新規水田開拓には補助金を交附する

(3) 優良品種(京祖、坊主六號、田粟、興亞、青森五號、富國、松本糯)の種子増殖をなし優良種子の原種圃、採種圃を設置し普及をはかる

(4) 貯水池を設置し、温水灌漑をなし自給肥料の増産をはかり、その他栽培法の改善指導をなし單位收量の増加をはかる

(5) 病蟲害の防除を徹底し増産に努める

(6) 日系指導員を配置し耕作技術の指導により増産を期す

(7) 増殖用種子は貸與し收穫後同量返還する等の便役を與へる

二 主要糧穀、麥類、特用作物所期の目標を確保するため優良品種の育成普及をはかり、土地の改良および開墾の助成をなし耕地の擴張をはかるとともに休耕地利用の徹底を期し、病蟲害の防除、耕種法の改善をはかり、井戸または水利による増殖をはかる等の諸方策を講ずる。

農林試験場三分場設置 政府では氣候、水利、水質、土質等しい差異懸隔のある

疆内各地の情勢に勘案して時局下積極的増産を圖るため、中央農林試験場の機構を擴大して大同、厚和、張北に分場を設置し地域的試験機關たらしめ、現行官制第二條中「技正二人」を「技正五人」に、「屬官二人」を「屬官五人」に、「技佐九人」を「技佐十八人」にそれら増員、成規七三七年十月一日より實施した。

林 業

蒙疆における林業行政の大本は、成規七三五年十月に決定した「林業政策要綱」であるといふことが出来る。即ちこの要綱に基いて林政當局はその年を始年度とする造林三十箇年計畫を樹立して、四十年後から伐木を開始すべく、僅少の天然林のみで森林としては見るべきものもない、西北の蒙疆を綠化せんとする大きな理想に向つて邁進してゐる。

林業政策要綱

一方針 國土林野の現況に鑑み政府統制のもとに計畫經營的に林業を振興し、既存林地を確保するとともに造林を實行し

て國防の充實、産業の發展、治山、治水その他國土保安等の目的を速かに達成しもつて日、滿、蒙、華一體の國策實現に資せしめんとするものである。

二 大綱 1 學國的植樹ならびに林野愛護精神の昂揚をはかる。2 林業政策の遂行上必要な人的要素の整備および訓練を行ふ。3 林野行政の重大性に鑑み林野行政機構を整備擴充す。4 林野の所有區分は官有、公有、廟有、私有とし森林を分ちて官有林、公有林、廟有林、私有林とす。5 林野の經營は原則として林野の所有區分に從ひそれによつて經營するものとしその主體は政府、市縣旗、その他地方團體、廟、私有および特定の會社とす。6 地風内全林野を通じて順次經營計畫を確立し政府統制の下にその合理的經營管理を行ふ。7 國防上の要請ならびに産業政策、土地政策、農村政策、移植民對策等との有機的連關の點とに適正なる國土計畫に基く林野の利用區分を行ふ。8 現下の狀況に即應し急速かつ大量の造林計畫を實行しあまねく林野資源の増殖をはかる。9 森林資源枯渴の現況に鑑み木材の諸要求を充足するため木材の合理的輸入配給をなす。10 如上の諸方策に即應するため

林野法規の制定ならびに林野試驗機關を整備す

三 方策 (一) 學國的植樹ならびに林野愛護精神の昂揚をはかるため左の方途を講ず

1 植樹ならびに林野愛護を一般の義務として實施せしめ全國的綠化實施の擴大強化を圖かる。2 植樹ならびに林野愛護精神涵養のため小、中學校の教科書に適當なる教材を挿入す。3 蒙滿全地區を通じ春秋二回に亘り植樹旬間を設け全民衆をして造林地の手入れ、保護の萬全を期せしむ。4 植樹ならびに林野愛護に關する功勞者の選奨をなす。5 雜誌、新聞、活動寫眞、ラヂオ等の宣傳機關を利用し植樹ならびに林野愛護精神の普及徹底をはかることもり宣傳ポスター、パンフレット等により民衆の教化をはかる。

(二) 林業政策の遂行上必要なる人的要素の整備および訓練をなすため左の方途を講ず

1 優秀なる林野行政經驗者の招聘をなす。2 林野經營に従事すべき中堅現地系職員の養成をなす。中等學校以上卒業者をして中央農林試驗場實習生と

して入場せしめ一定期間の實地訓練をなす。3 地方造林の促進的原動力たらしむるためこれが實地の指導階級の養成ならびに訓練をなす。地方造林の指導階級は地方中堅青年をもつてこれに當て、各市縣區苗圃その他適當なる施設方法により講習ならびに實地訓練をなす。4 小、中等學校苗圃または實習林を設置する等適當なる施設により小、中等學校生徒の實習訓練をなす

三、林野行政機構の整備

(一) 中央林野行政機構を整備し林野行政の萬全を期す

(二) 官有林野の管理經營機關を整備充實す

(三) 公私有林野の監督指導をなすため政廳、盟公署の林務機關を整備充實す

(四) 公有林野の經營ならびに地方造林の指導の徹底を期するため市縣旗に林務職員を配置す

四 林野經營土地は林野の所有區分に從ひ

各土地所有主體において經營するを原則とするも、造林の促進を期するため官有地につき左の方途を講ず、但し墾荒地につきては別途考慮するものとす

(一) 公營造林を促進するため官有地の

無償譲渡をなす

(二) 私營造林を獎勵するため官有地の無償貸付をなす

(三) 會社造林を促進するため官有地の無償貸付をなす

五 地區内全林野を通じ順次樹立すべき經營計畫は左の要領に依る

(一) 全地區の官有、公有、廟有、私有林野ならびにこれ等の關係地域を通じて經營地區の地域を畫し、さらに各經營地區を分ちて事業區の地域を畫し段階的經營計畫樹立の單位とす

(二) 經營地區は林野の配置、地形氣象の關係、地方産業の狀況、交通運搬關係等を考慮し事業區は以上の外造林の難易ならびに林野産物の利用の集約度、事業分量の多少および産物搬出の關係等に鑑み林野經營上適當なる地域によりこれを定む

(三) 經營地區毎に林野經營大綱を、事業區毎に林野經營大綱に則り林野經營業を編成し事業區内、官有、公有、私有の林野毎に林野經營案に則り林野施業案を編成す

六 合理的林野經營をなすため左記の通り林野の利用區分を行ふ

(一) 國防林地

(二) 國土保安林地

(三) 養海林地

(四) 營農林地

(五) 純牧野林地

(六) 國民保健林地

七、造林計畫は左記要領に基きこれを樹立するものとす

(一) 造林計畫に國防計畫、國土保安計畫、産業計畫、木材需要計畫等に即應せしむ

(二) 森林の造成目的は左記による

(イ) 國防上必要なる地帯の造林ならびに軍用の用材、薪炭材の補給を目的とする國防ならびに軍用林の造成

(ロ) 荒廢林野の復舊および河川瀦岸等を目的とする治水ならびに水源涵養林の造成

(ハ) 砂漠地帯の擴大ならびに山野の崩壊を防止するを目的とする防砂林の造成

(ニ) 農村における用材、薪炭材の供給、副業資料の給源培養および備蓄を目的とする農村備林ならびに農村牧野林の造成

(ホ) 農地の保護を目的とする耕地防風林の造成

(ト) 畜産振興を目的とする牧野の造成

(チ) 保健衛生、風致ならびに愛郷心の涵養等を目的とする都市村落附近における保健、風致林の造成

(テ) 森林資源の造成を目的とする一般用材林および特殊用材林、薪炭材林の造成

(ト) 森林の造成保育は次の區分によりこれを行ふ

(イ) 國防および軍用のためにする造林、治水および水源涵養、國土保安等公益を主目的とする造林は原則として政府これを行ふ、なほ必要に應じ政府補助の下に地方團體をしてこれを行はしむ

(ロ) 農村備林、耕地防風林、牧業林の造成は政府獎勵の下に受益團體又は受益者をして行はしむ

(ハ) 保健、衛生風致を主目的とする造林は主として受益團體その他の奉仕により行はしむ

(ニ) 特殊用材備林を目的とする造林は主として所要特殊會社をして行はしむ

(ホ) 以上の外造林の促進を期するため民間造林を獎勵す

(四) 公、私營樹苗養成ならびに造林經費に對しては當分の間これが促進を計るため種苗または獎勵金を交付す

八、木材材材の諸要求を充足するため左の方途を講ず

(一) 官、公、私、會社有林を問はず森林の伐採はこれを統制す

(二) 木材市場ならびに市價の調製を計

り且木材の配給を合理化するため木材輸入配給組織を確立す

(三) 林産物規格を統一す

九 如上の方策に即應するため關係法規、試験機關の整備ならびに人的要素の充實を期するため左の方策を講ず

(一) 林野法及其の關係法令を制定す

(二) 中央林野試験機關の擴充をはかる

造林實施計畫 政府の造林三十箇年計畫は、全地域を新規造林を要する地、さらにそのうちで緊急に造林を要する地を選定してこれを三期に分け九十箇年に造林を完了せんとするものであつて、第一期の本造林計畫において三十箇年に概算百萬陌を造林せんとするものである。

▽造林地域 第一期の地域は宣化、大同、巴彥塔拉、察哈爾の三省、二期を以て伊盟、綏盟、崑崙の一部の造林を完了せんとす。而してその實施にあつては先づ鐵道沿線、河川の兩岸、濕地湖沼の附近ならびに農耕地近在等造林の平易且安全なる平坦地から着手し治安、諸造林試験等と照み合せて漸次山岳地まで強行せんとする。

經營主體別造成森林の區分
一、官營造林(資源林、公益享受林の新

規造林)

二、公營造林(農村補林、牧野林、街村基本財産林、市縣廳基本財産林、風致保健林の造林)

三、私營造林(農家經濟の更生を主目的とする用新炭經濟林、農地の保護を目的とする耕地防風及び防砂林、營農の多角化を目的とする農家副業の造林)

造林方法及び樹種 造林方法は植栽、直播、挿木の方法を併用し、原則として郷土樹種を用ひ容易且速かに成林するものを第一次樹種となし、漸次有用樹種を選定して造林を行ふものとし、植栽面積の比率は概ね次の如し。

種別	官營	民營	會社營
栽 植	八五%	一〇%	五%
直 播	五%	五%	五%
挿 木	一〇%	五%	二〇%
計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

造林樹種は概ね次の内から選定する。

- 1 第一次樹種 ドロノキ類、ヤナギ類、ノニレ、ニセアカシヤ、ハズ類
- 2 第二次樹種

△針葉樹類 マンシウタロマトツ、オウシウアカマトツ、テウセンマトツ、馬尾松、テウセンカラマトツ、ダフリカラマトツ、

ネズ、コノデカシハ、リノシリビヤク、シン、テウセンモミ

△闊葉樹類 マンシウシラカバ、ダケカバ、エンジユ、ネグントカヘデ、シバ、リアハンノキ、モンゴリナラ、カシハ、アムールシナノキ、マンシウシナノキ、ヤチダモ、テウセン、トネリコ、シンジュ、クルミ類、ノモモ、アンス、サクラ類。

第一期(四箇年)計畫 「林業政策要綱」ならびに「造林三十箇年計畫」に基いて政府は次の如き四箇年計畫を樹立してその實施に着手した。

林野基本調査 宣化、大同、巴盟、察哈爾の四區域全部ならびに伊盟、綏盟、崑崙の一部に對して林野の實態および區分調査を行ふが、この一般調査は全部で五十市縣旗でこれを年度別にすれば次の如くである。

初年度(七三六年)	十縣
二年度(七三七年)	十二縣
三年度(七三八年)	十五縣
四年度(七三九年)	八縣

植樹調査 蒙古の沙漠も陰山の荒山も、野も山も緑一色で埋めつくさうと政府では成紀七三八年度恒例の植樹週間を實施するにあたり市縣廳公署以下の各種民間團體受、

持の民營造林、各務、電設、電業等の會社造林等の廣大な積極濬定池を設定、本年度の綠化計畫を推進するためドロ柳、檜、ニセアカシヤ、ミヤマハギ、イタチハギ等の苗木、挿木の種苗を配付して各機關の積極的後援のもとに省廳、市縣、市縣、郷鎮村等の各地方機關が青年隊や學校生徒、兒童および各團體、それに隣組も總動員して植樹節の四月八日から(振家口は五日、包頭は十七日)各地一齊に開始、全黄土を綠で蔽はんと、聖汗奉仕による綠化運動週間を繰り展げた。本年度の植樹場所および實施目標は次の通りであつた。

場所 農村備林地、都市團體造林地、街路および官衙、學校、住宅の周圍その他の空地

實施目標 屢敷林の造林、護岸、防風、防砂を目的とする造林、河岸橋邊、畦畔等零細なる土地の造林、保健を目的とする都市村落護林の造成、學校林の造成

巴盟の懷德造林地帶 巴盟管下で最も造林の盛んな地帯が昭公署農織科に折紙をつけられ懷德造林地帯に指定された。この地方は和林縣天和鄉、托克托縣古城鄉の三地區で、この地方には、ドロの十五年生以下の樹木がしかも準沙漠地帯の荒地にスクス

クと見事に林立して盛觀を呈してゐる。この地方の住民はもと一愛林思想が旺盛で、巴盟公署當局の植樹週間前には必ず挿木本數の請求をして來るほどで、従つて植樹技術も他地方民とは雲泥の相違で、實に土地をよく知り、樹木を知つた當を得た方法をとつてゐる。例へば一本の挿木をするにしても樹種、挿木の年齢に相應した穴を掘り、必ず他から肥沃な土を運んで挿木をする、といったやうな調子で、挿木は全部活着し、準沙漠の荒地をも放置することなく完全に林地として活かしてをり、この地方のヘクターについて一年の收入は、どんなに安く見積つても六百圓を下ることはあるまいと見られてゐる。巴盟農織科では今回各地方の植樹狀況を觀察した結果、以上三地方が巴盟の最も造林の盛んな、しかも最も愛林思想の發達した地帯であると折紙をつけ懷德造林地帯に指定したものである。

牧業

牧業發展 蒙古民族の生業は牧業でありこれが盛衰は蒙古民族の興廢に至大な關係

を有するのみならず、蒙古が東亞共榮國の一翼として畜産資源を日本その他隣邦に供給し、經濟上はたまた國防上緊密なる提携をなし、聖戰遂に邁進しつゝある狀況に鑑み、政府においては成紀七三四年七月蒙滿畜産政策要綱を決定してその振興方策の大本を決定し、これに基き牧業蒙古再建の方途を講じつゝあるのであるが、刻下諸般の事情よりして政府として特に重點を指向し施策の萬全を期しつゝあるものは次の各事項である。

- 一 馬の増殖改良に關する事項
- 二 騎羊の改良増殖に關する事項
- 三 家畜防疫に關する事項

四 牧野の整備ならびに飼料に關する事項

馬の改良増殖 蒙古は一名、馬の國といはれてをり、先づ馬産計畫なからざるべからざる所以であるが、現蒙國におけるものとしては馬の増殖改良をはかり軍事ならびに産業上の要求を充足するとともに、補州國、華北の軍馬および役馬に對する要請に應ずるために來種の選擇蕃殖を方針とし一定規格を設定し、右規格に合致する有能馬を草原地帯に〇〇萬頭、農耕地帯に〇〇萬頭常時保有することを目標とし、成紀七三七年度を初年度とし引續き年次計畫による

五箇年計畫が樹立され、次の如き要領で實施されてゐる。

一、優良種牡馬の造成ならびに供用促進に關するもので、イ、種馬牧場の設置、ロ、官馬牧場の整理、ハ、牡馬の去勢制限、ニ、種牡馬の指定、ホ、種馬の買上および配付は何れもその表現である。

二、滅種防止に關するもので、消極的増殖策だが現在の豈備において極端に主要性をもち、イ、鼻疽馬の排除、ロ、家畜防疫機構の整備強化、ハ、越冬施設の改善等がそれ、考慮され實施を見てゐる。

三、輸出調整に關する事項は従來地域外からの買付人が續々として蒙古地域に侵入して優良馬をどしどし搬出してゐたため優良馬が減少してゆくの、政府では輸出制限をし許可制の下に實施してゐる。即ち蕃殖牝馬の輸出制限年齢を十六歳までとし牡馬および制限外牝馬の輸出は特別必要と認むるものに限定すると共に、對滿および對華北向輸出頭數の配分を考慮して地域内馬の確保をはかるものである。

四、游牧地帯における馬使役の獎勵で例へば驛傳馬制度を復活強化し、通信の補助機關ならしめ或ひは馬による乾草刈草な

らびに運搬等の馬の轉用利用或ひは蒙古における祭典騎馬、騎馬狩獵等民衆娛樂の對象としつゝ乗馬の増加に資する。

五、有能馬の農耕地帯扶植に關するもので、イ、役馬の購入輸送並びに助成、ロ、獎勵金その他による役馬飼育獎勵、ハ、飼料増産等である。たゞ従來の農耕地帯では慣行技術上から役畜としては馬より牛を、馬なれば特に驢馬、騾を多く飼ふ傾向があつたが、産業用として乳牛乃至乳肉兼用種としてみるのが理想でもあらうから、農政部門との連繫協調によつて適法なる施策が講ぜらるべきであらう。

六、最後に賽馬の發展促進があげられ、抽籤馬の共同購入、ロ、競走用古馬の地域外搬出促進、ハ、賽馬監督の徹底等によりその健全なる發達とともに牽馬事業への寄與貢獻に努めさせる。

出來馬強きを國威にあがるといはれ、一國の馬政は極度に慎重に考へらるべきものであるが、急速な増殖改良は至難で、例へば一頭の馬を仕上げるにも最短五年を要し一歩々々着實な計畫およびその實施が肝要で、當地の馬政は古來幾百年となく手が染められなかつた蒙古のそれに改善強化の時

代の息吹きがかかり漸くその緒につき、大體軌道にのつてきたところであり、今後の育成乃至維持については關係各般の絶大な協力を要する。

種馬牧場 蒙古馬産計畫に基き察盟管下適當の地に種馬牧場を設置し馬の蕃殖、育成を企圖するとともに、種馬の公布の圓滑利用の普及を促進しつゝ産馬經濟の向上に資するとともに馬事思想の普及強化徹底ならびに牧野の整備改善の事業を擴充し、さらに一般産馬振興に關する事業を實施し併せて整然たる管理により優秀馬の資源確保、資質の向上をはかり民族の福祉を増進せんとする方針のもとに、成紀七三八年度種馬牧場設置計畫を樹立し次のごとく實施した。

- 一、種馬牧場要員整備
- 二、種馬牧場用地地籍調査
- 三、種馬牧場用地使用辦法
- 四、官馬牧場廢止に關する打合せ
- 五、養種工事着手準備
- 六、官馬牧場の官馬馬別検査
- 七、養種工事着手
- 八、種馬牧場養種馬交配馬群編成
- 九、成紀七三六年平地養種牧場廢止に伴ふ保管種換御および貸與せる種牡馬を種馬牧場に移管
- 十、種牡馬の購買補充
- 十一、種牡馬の購買補充
- 十二、種牡馬、蕃種牝馬の管理および定期の養成
- 十三、種付およびその成績調査
- 十四、貸付種馬の育成
- 十五、材地域の掘起
- 十六、野原の刈取り
- 十七、貸付種馬の貸出検査
- 十八、

種改良の進捗 十九、野家の繁殖 二十、
 種改良の普及 二十一、新設工事の完成 二
 十二、繁殖改良の進歩 二十三、防止方策 二十三
 種改良の進捗の育成強化その他

種改良の進捗 現在蒙疆地域に飼養さ
 れる綿羊は所謂蒙古羊で、その羊毛は大部
 分カーヤードウールとして海外に輸出され
 てゐたので、舊支那政府の重要な貿易
 品であつたが品質概して良好ならず、産
 毛量も少きたため事變前より種々蒙古綿羊改
 善事業が計畫されてゐたが、政府成立後は
 日本の羊毛生産力擴充計畫に因應するため
 羊毛の増産改良を目標とし、供用種羊はコ
 ルデル種を主とし着々各種施策を實施し
 てきたが、成紀七三六年度さらに東亞綿羊
 協會を改組擴充し蒙古綿羊協會を設立、當
 地域綿羊の改良増殖に必要な事業、例へ
 ば種羊場の經營、種綿羊の導入、種牡羊の
 委託飼育、種羊管理所の設置、綿羊團體の結
 成、乾草調査越冬施設、防疫の整頓、綿羊
 技術講習生の養成、講習講習會の開催等に
 積極的に乗り出し遂次良好な經營成績を収め
 てゐるわけである。改良の方法は蒙古在來
 種牧羊にコリアール種牡羊を交配し、生産
 仔綿羊に對してはさらにコリアール種を交
 配し、風交配の方法により二回雜種を作り
 出し二回雜種の牡羊中純種はさらにこれを

種改良として改良に使用するもので、改
 結果の産毛はは大體次の如く見られる。
 在來種一頭當り ○・六—○・八キロ
 改良種同 二・〇—二・〇キロ
 雜種同 三・五—三・五キロ
 コリアール種 四・〇—四・〇キロ

綿羊改良に關聯 純種地帯における綿羊
 改良事業については自然條件その他の關係
 上極めて困難視されてゐる向が少くないが
 これは蒙疆管内蒙古のうちでも最も往年の
 僻をそのまゝ留めてきたと見られる錫林郭
 勒盟から將來大いに有望だとの報告が廣さ
 れ各界の注目をひいてゐる。要旨は次の通
 り。

▲蒙古での綿羊改良事業は綿盟が先鞭をつ
 けたものである。即ち成紀七三〇年善隣
 協會のアバカ綿羊改良所の附設で在來種
 三百頭を基礎としこれに七三二年十二頭
 七三三年二十頭のメリアン種種牡羊を導入
 し開設後四年にして飼養頭數一十頭を超
 したことは一般牧民の綿羊の改良に對す
 る相當の關心が拂はれた事實である。
 ▲七三四年九月、政府が右改良所を接收、
 錫盟牧場としての更生策をはかり、新た
 にコリアール種牡羊におきかへ再開設し
 七三六年には蒙古綿羊協會公會籌備場

(善隣東亞綿羊協會) から五頭のコリア
 ール種牡羊の貸付を受け、七三七年春に
 は百二十二頭の一代雜種を得たこと、し
 かもこれだけの生産率は八一・三パーセ
 ントの高率に當り、自由交配の結果とし
 て眞に驚異すべきもので從來の不安を一
 掃したこと。

▲百二十二頭の一代雜種綿羊のその後の成
 育は極めて順調で七三八年春現在牝五十
 二、牡二十八、合計八十頭が良好な羊毛
 を豊富に生産してゐる。生産仔綿羊中雌
 死したものの僅かに二頭、他は管内族に拂
 ひ下げを行ひ何れも良好な育成率を示し
 てゐることである。

▲なほ同牧場の在來種コリアール種一代雜
 種全部を通じて損耗頭數は極めて低く、
 狼害による斃死率を除けばその飼育成績
 は驚くべき記録を残してゐる。

▲一代雜種の飼育はすべて在來放牧法によ
 ったもので、年間放牧による牧草を飽食
 させ、年三回牧場を移動させ、産毛の分岐
 前後ならびに三月下旬から初夏期まで調
 製乾草を與へたのみでかゝる良好な成績
 を収めたことは牧業家古再建設上、革新
 政策の推進上異常な成功と信念をもちた
 せるに至つた點で勿論そのおかげに優秀な

指導者があつたことを重視すべきであるが、同事業の本年度ならびに明年度への繼續がより大なる成果をかちとるべく編製に於ける改良綿羊の躍動を期待し得るに至つたことである。

その他の家畜 なほ牛その他の家畜、家禽についてはそれ／＼の地域即應の改良増殖計畫案があり本年度よりよく本格的實施期に入り着々成果を擧げてゐる。先づ牛に關しては役肉牛の増殖に主眼を置き、任來種の選擇蕃殖を行ひ一部ショートホーン種を入れ任來種の改良試験を實施しつゝありその成果大に見るべきものある事實に鑑み將來ショートホーン種による役肉牛改良に關し大に積極的に實施せんとしつゝあり、なほ乳牛に關しては發熱各旗において牛酪、モルビス等の乳製品加工を實施し、その成績良好なるに鑑み、エアリーシャードにより任來種の改良を實施しつゝあり、豚に關してはパークシャー種による改良は成績極めて良好で管内各地に相當の成果を擧げつゝある實情に鑑み、飼料資源の關係を考慮し、地方的に改良地區を定め、大いに斯業の促進を圖はからんとしてゐる。

鶏に關しては鑛道沿線地帯に改良増殖の重點を指向し任來種の増殖をはかるは勿論

改良種としては横斑アリアマスコック種、ロイドアイランドレット種、名古屋種等の卵肉兼用種を用ひ逐次優良種の普及をはかる方針である。

家畜防疫 蒙疆地帯に對しては牛疫、羊疥癬および羊痘に重點をおき、これが撲滅をはかるとともに鼠疫汚濁地帯および鑛道沿線地區に對しては右のほか炭疽ならびに狂犬病の預防防退につとむる方針のもとに家畜防疫は強力に實施されてゐる。

牧野對策 牧野整備に關しては特に盤井および井戸改修に重點を置き實施することとし、未利用牧野を開墾し、家畜飼育力の増大を期するが如く留意するものとし、野草收穫に關しては指定採草地の設定その他適切な方法を講じ、ききに配付せる鎌その他採草用具の利用に萬全を期するものとす。

井戸開發要綱 一、方針 蒙旗における未利用牧野を開墾するとともに開發牧野に現存せる井戸の改修をなし、家畜飼育力の増大をはかりもつて蒙旗の家畜資源の確保を期せんとす。

二、要領 (一) 井戸の種類は放牧すべき場所の狀況に應じ掘抜井戸および任來井戸の二種の開發を行ふものとす (二) 開發すべき場所の選定は夏湖水源なきた

め放牧し得ざる牧野および多管地遊行經路上特に必要な箇所にて設置するものとす (三) 設置を必要とする場所につき旗公署は旗民の意向を斟酌し豫め數箇所開發豫定地を選定しおくものとす (四) 開發豫定地には自然石、立木を利用しこれらのものなきときは石塚、土塚を設置し場所を明確ならしむるものとす

五、開發地は盟、旗公署係員立會の下にこれを選定しこれが開發に付ては別紙井戸開發申請書を提出し興蒙委員會委員長の承認を得たる後これを採すものとす

六、前各項により開發を完了したるときは別紙井戸開發報告書を興蒙委員會委員長宛運轉なく提出するものとす

七、開發完了後における井戸の管理保全については旗公署の指導監督の下に旗民の共同責任においてこれに當り、當該地區を管轄する佐領をして管理代表者たらしむるものとす

八、管理代表者は井戸開發後改修の必要を認めたる場合旗公署に申告をなすとともに改修費の交付を受け直ちに修理をなし之が維持保全を期するものとす

優美野軍機保護團 成組七三七年度に烏盟百靈廟、察盟張北に設けた優良野草採種園

の引つゞく經營により、優良牧草の増殖を逐次實施しつゝある。なほそれとともに牧野対策としては牧野林の造成、野火の防火運動があげられる。

牧草調製利用の獎勵 實業處の対策としても野草收穫獎勵に關する件として蒙古録レーキ、ホーク等を各盟にそれと配付、その實績報告をなさしめてゐる。實施上の難點は從來草刈りに對する宗教的戒律、勞力の不足、勞働性の低調等があげられてゐるが、宗教的戒律については多少疑念があり、ある喇嘛僧は教義の上より草刈りを禁ずる理由なし、とも叫んでをり、後者の二件についてはその克服のため畜力利用の草刈機をも考慮され、成紀七三八年度はすでに二頭牽きモータが導入されてをり、牧民自體の乾草調製利用への積極的性格造成とともに解決されゆくものと見られてゐる。

牧業獎勵 管内牧業行政の中樞は政府興業委員會にしてこれが直接の事務は實業處これを所管し、各省盟ではそれと科内においてこれが事務を施行してゐる。地内内獸疫の撲滅を期するに必要なる血清預防液類の製造および家畜防疫技術者(現能示)の養成を主目的とする家畜防疫處を興業委員會の隷下機關に設け、銳意目的の完徹に邁進

しつゝある。

また地内内牧業の振興上、必要なる調査研究および牧業指導員の養成を行はしむるため、牧業試験場を興業委員會の隷下機關として設け、畜産その實績を擧げつゝある。

右のほか本年度、興業委員會の隷下機關として種馬牧場が設置されることは前述の如くであるが、更に大同省においては省直屬の種牧廠を設け家畜の増殖改良を實施しまた烏、錫兩盟においては盟牧場を設けそれと、牧業の指導を行ひつゝある。

なほ綿羊に關しては前述蒙古綿羊協會において、平地泉および公會に種羊場、察盟寶源縣、尙義縣、右翼等に種羊管理所を設け、綿羊の改良、コリデール種による在來種の改良を實施しつゝある。

また東洋拓殖株式會社および鐵道紡績株式會社においては、それと綿羊牧場を設け政府の綿羊改良増殖方針に相應して、それと事業實施中にして、その成績見るべきものがある。

牧業試験場 牧場試験場は成紀七三四年四月に孤々の際を擧げた。同年九月一日三自治政府の合體により蒙古聯合自治政府成立するにおよんで牧業試験場官制の公布を

見、こゝにはじめて本格的の興業事務を執るに至つたもので

一、牧業に關する試験および調査

二、種畜、種禽、種蠶、種卵の配付および貸付

三、種畜、種禽の繁殖育成および衛生

四、牧業に關する檢定および分析ならびに鑑定

五、牧業生産物の利用および製造に關する試験研究

六、牧業に關する技術の傳習ならびに指導

獎勵

の各事項を庶務科ならびに第一科、第二科

第三科の各分科において擔當實施中である。

防疫技術員の養成 蒙疆においては家畜防疫に従事すべき人的資源に乏しく、加ふるに蒙疆の獸疫は現地人自身の手によるにあらざれば到底完全なる制遏は望み難きに鑑み、家畜防疫處ではこれが補助技術員を養成し、蒙疆における防疫防遏業務の圓滑なる遂行を計らんとする目的をもつて、同處に家畜防疫技術員養成所を開設、すでに四回の講習を終了し學員九五名、漢系七七名、計一七二名の卒業生を出し各地官廳、會社等に配屬しそれと防疫戰士として熱

心に勤務してをり、現在さらに新講習生を收容して教育を廣げ中である。

種羊改良の事業 (一) 綿羊改良に關する事項 (二) 種綿羊の購買、毎年職員を日本に派遣し、農林省の協力を得て必要頭数のコリデル種當歳種綿羊を購買す (三) 種綿羊、日本において購買せる種綿羊は毎年四、五月中にこれを輸入の上種羊場に收容す

(一) 種綿羊改良に關する事項 (イ) 乾草調製貯蔵獎勵、冬期糞糞を保持し雪害害を軽減するため種綿羊貸付地區に對し乾草の調製に必要なる器具機械の購入貸付又はその購入費に對し助成し乾草の調製を獎勵すると共に別に獎勵金を交付し乾草の貯蔵促進に資す (ロ) 糞浴獎勵、種綿羊減耗の原因の乏る折解の預防除上必要なる糞劑を購入の上種綿羊貸付地區に配付し糞浴の實施を獎勵す (ハ) 防疫實施、羊痘を預防劑とするため羊痘預防液を購入の上協同職員をして種綿羊貸付地區における綿羊に對し種防疫注射を實施せしむ

(二) 種綿羊改良に關する事項 (イ) 種綿羊の購買、毎年職員を日本に派遣し、農林省の協力を得て必要頭数のコリデル種當歳種綿羊を購買す (ロ) 種綿羊、日本において購買せる種綿羊は毎年四、五月中にこれを輸入の上種羊場に收容す

(四) 種羊場の設置經營、種羊の純粹蕃殖種羊管理所の指導監督、輸入種綿羊の一時飼養、種綿羊の地區内輸送等の事業を實施せしむるため平地泉および張北縣公會に現在せる種羊場の經營をよすことと將來新に二箇所の種羊場を設置す

(五) 種羊管理所の設置經營、成約七三七年以降毎年十箇所の種羊管理所を新設し、種綿羊の冬期飼養、綿羊組合の指導、種綿羊の防疫、乾草の調製貯蔵獎勵、種羊の糞浴指導等に關する實務を行はしむ

(六) 優良種羊の買上、地區内における民間および會社の生産する種綿羊中優良なるものはこれを買上げ改良増殖に關する基礎資として民間に貸付す

(七) 綿羊組合の獎勵、政府および地方總の協力を得て種羊管理所の所在地に綿羊組合を設立せしむるため設立費に對し助成するとともに毎年度の業務費に對し補助金を交付す

(八) 講習講話會の開催、毎年四、五月中に綿羊組合の役員員を招集し、種羊飼育に關する講習會を開催し、種羊に關する知識ならびに技術の普及向上をはかるとともに

に種羊改良増殖事業實施に關する打合せを行ふ

(九) その他、以上の外種羊改良増殖に必要なる各種調査研究、指導獎勵ならびに種羊およびその生産物の輸送等を行ふ

種家口馬會、蒙羅唯一の馬事團體たる同會は成約七三六年五月設立以來、賽馬の開催、賽馬用馬の地域外輸出、抽籤馬の購入配布等により直接蒙古馬蹄の振興に寄與するとともに賽馬收得金中より年々十萬圓を宣化省に納附し、その畜産事業に多大の貢獻をなしてゐるが、さらにこれを現地人對照の賽馬としてますます發展せしむべく種々なる工夫考慮が廻らされてゐる

目下同會では單式、複式および播彩の三種の馬券を發行し、一年間約四十日の賽馬を行つてゐるが、その賣上は一年を通じ約百八十萬圓前後になつてゐる

蒙蒙協同會、管内牧業の振興については政府機構改革とともに製乳委員會の施設三大方針の一たる經濟確立の發行に則り、銳意これが施策に努め來つたところであるが既往の事績を顧みるとき、この重要かつ廣汎な國家百年の大事業はさらに牧業關係者の創意工夫に俟つて一段の進展を必要としことに大東亞共榮圈確立上その一翼たる蒙

強の畜産資源を基調とする生産力の擴充強化は、現下の急務となつたので、成紀七三七年九月、興蒙委員會主催のもとに、軍、大使館ならびに各盟、省關係機關、その他商社等、同して牧業協會を開催、これが使命達成と民生の福祉増進を期すこととなつた。

蒙古牧友會 牧業協議會に引つゞき蒙疆内における實い意味の畜産關係者の連絡機關として蒙古牧友會が結成され、これにより意思の疎通、消息あるひは知識の交換、相互の親睦等をはかりつゝ、牧業蒙古の發展延いては大東亜共榮圏の一翼を擔ふものとして健闘を續けてゐる。なほ同會では會報第一號を發刊、爾後引つゞき發行されることになつてゐる。

鐘 工 業

新法令を公布 蒙古政府では國家綜合的計畫のもとに蒙内重要産業の飛躍的生產増強をはかるため、今四重要産業統制法ならびに統制法に基く國防資源統制令を制定せられ、成紀七三八年七月一日より實施された。従來蒙内の重要産業に對しては貿易

統制法、物資管理令等による重要物資の流動部門即ち輸出入面においては相當強度な統制が行はれて來たが、重要産業の生産増強を目的とする統制は今次の重要産業統制法が嚆矢で、蒙古産業經濟界に一掃絶元を劃するものである。今後蒙内の産業は同法の施行により劃期的飛躍を遂げるものと期待される。

重要産業統制法 今同制定を見た重要産業統制法は日本の國家總動員法第十八條および重要産業團體令を母法として立法されてゐるが、日本の統制法が石炭統制會、鐵鋼統制會の如く同一物資同種産業における事業の統制を目的としてゐるのに比べ、同法は同一産業間のみならず異種産業をも加へた事業の統制を目的とし、また日本よりも強力な統制力を附與されてゐることが著しい特徴である。即ち政府は今後同法に準據して重要産業に對し次の如き命令權を行使することが出来るのである。

一、政府は重要産業の開發上必要と認めるときは當該産業の事業統制を目的とする團體、即ち統制會の設立を命じることが出来る。
二、政府の命により統制會の設立を命ぜられたるものが、その設立をなざるとき

は政府定款の作成その他の設立に關し必要なる處分をなすことが出来る。
三、政府は統制會成立後は當該團體の構成員たる資格を有するものに對し統制會に加入すべきことを命令することを得る。
四、政府は統制會成立後は當該事業に屬すべき重要産業を總て同會の統制規定によるべきことを命ずることが出来る。

五、政府は重要産業開發上必要あるときは當該事業に屬する設備の新設、擴張、改良等を命じ或はこれを禁止、制限する措置をとることが出来、また右事業に屬する設備、權利の讓渡その他の處分、出資、使用、移動等に關し必要な命令をなすことが出来る。

以上の命令事項のほか同法は重要産業開發上必要な事項を政府が當該産業に命令する權限を附與したもので、全文十四條よりなつてゐるが、同法は條文によつても明らかなる如く蒙内重要産業開發上の基礎法であつて、まさに蒙古産業經濟史上に特筆すべき劃期的立法である。なほ本法を適用すべき重要産業の種類は法令をもつて定めることとなつてをり、今後政府は必要に應じて右權限を發動することが出来るので、同法の施行は蒙内の重要産業たる鐵鋼、炭産

畜産の開發を促進せしめ、生産増強に寄與すべきところ甚大なものがあらう。重要産業統制法令は次の通り。

第一條 政府は重要産業の開發に必要あるときは當該産業における事業の統制を目的とする團體を設立しまたは同種若しくは異種の事業の事業主またはその團體に對し當該事業の統制又は統制のためとする經費を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得

前項の團體は法人とす
第一項の規定により設立を命ぜられたる者その設立をなさざるときは政府は當該の作成その他設立に關し必要な處分をなすことを得
第一項の團體成立したるときは政府は敕令の定むるところにより當該團體の構成員たる資格を有する者をしてその團體の構成員たらしむることを得
政府は第一項の團體に對しその統制事業に對する統制規程の設立、變更若しくは廢止につき認可を交付しめ統制規程の設定若しくは變更を命じ又はその統制を受くべき事業主又はその構成員若しくは構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程によるべきことを命ずることを得

第一項の團體又は會社に關し必要なる事項は敕令を以てこれを定む
第二條 本法を適用すべき重要産業の種類は敕令を以て之を定む
第三條 政府は重要産業の開發に必要あるときは敕令の定むるところにより事業に關する設備の新設擴張若しくは改良を制限若しくは禁止し又は事業に關する設備の新設、擴張若しくは改良を命ずることを得

第四條 政府は重要産業開發に必要あるときは敕令の定むるところにより事業に關する設備又は權利の譲渡その他の處分、出賣、賃用又は移動に關し必要な命令をなすことを得
第五條 本法に違反したる者または政府において產業統制上不適當と認めたる者はその事業を取消すことを得
第六條 政府は重要産業開發に必要あるときは敕令の定むるところにより報告を徴しまたは當該官吏をして必要な場所に檢査し業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしむることを得
第七條 六の各號の一に該當する者は二年以下の有期懲罰に處し三千圓以下の罰金を併科することを

得
一、第一條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制規程を設定、變更若しくは廢止し又は第一條第五項の規程による命令に違反したる者
二、第三條の規定による制限若しくは禁止又は命令に違反したる者
三、第四條の規定に依る命令に違反したる者
第八條 六の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す
一、第一條第一項の規定による命令に違反し團體又は會社の設立をなさざる者
二、第一條第六項の規定による命令に違反したる者
三、第六條の規程による報告を怠り又は虚偽の報告をなしたる者
第九條 第六條の規程による當該官吏の檢査を拒み妨げ又は忌避したる者は六月以下の有期懲罰又は

第五項以下の罰金に處す
第十條 本法に依る統制事務に従事したる者の業務執行に關し知得たる政府指定の統制事務に關する政府の機密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰又は三千圓以下の罰金に處す
第十一條 公務員またはその職に在りたる者本法の規定による機密執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰または二千圓以下の罰金に處す

第十二條 第一條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體または會社の役員又は使用人またはその職に在りたる者その業務執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩または窃用したるときは同項に同じ
第十三條 第一條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社の役員又は使用人またはその職に在りたる者は五年以下の有期懲罰に處し三千圓以下の罰金を併科することを得、因つて不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざる時は二年以下の有期懲罰に處し五千圓以下の罰金を併科することを得
前項の場合において收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價格を追徴す

第十四條 本法に依る統制事務に従事したる者の業務執行に關し知得たる政府指定の統制事務に關する政府の機密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰又は三千圓以下の罰金に處す
第十五條 公務員またはその職に在りたる者本法の規定による機密執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰または二千圓以下の罰金に處す

第十六條 本法に依る統制事務に従事したる者の業務執行に關し知得たる政府指定の統制事務に關する政府の機密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰又は三千圓以下の罰金に處す
第十七條 公務員またはその職に在りたる者本法の規定による機密執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰または二千圓以下の罰金に處す

第十八條 本法に依る統制事務に従事したる者の業務執行に關し知得たる政府指定の統制事務に關する政府の機密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰又は三千圓以下の罰金に處す
第十九條 公務員またはその職に在りたる者本法の規定による機密執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰または二千圓以下の罰金に處す

第二十條 本法に依る統制事務に従事したる者の業務執行に關し知得たる政府指定の統制事務に關する政府の機密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰又は三千圓以下の罰金に處す
第二十一條 公務員またはその職に在りたる者本法の規定による機密執行に關し知得たる法人または人の業務上の秘密を漏洩又は窃用したるときは二年以下の有期懲罰または二千圓以下の罰金に處す

第十三條 前條第一項に規定する者に對し賄賂を交付し提供又は約束したる者は二年以下の有期徒刑に處し五百圓以下の罰金を併科することを得
前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を輕減又は免除することを得

第十四條 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者その法人または人の業務に關し第七條または第八條の違反行為を爲したるときは行爲者を問するの外その法人または人に對し各本條の罰金を科す

附 則

本法は成吉思汗紀元七三八年七月一日よりこれを施行す

國防資源統制會令、國防資源統制會令は重要産業統制法第一條に基いて當面の最重要物資たる石綿、雲母、黒鉛、滿佈の四重要國防資源を急速かつ飛躍的に開發すべく制定されたものである。右法令による統制會が日本の統制會と相違する點は立法の基礎的社會的條件を非常に異にしてゐる點である。即ち日本の統制會が高度に發達した政治力および優秀なる技術、經營能力等を有する一流業者を會員として立脚してゐるのに對し本統制會は日本に較べて脆弱な行政力と低度な技術および大同業、龍烟鐵礦の如き大規模經營形態をとらぬ業者を會員として成立する關係上自ら日本の統制會に比し政府の指導力が強く官吏統制の色彩

が濃厚である。同會の特徴および性格は次の如くである。
一、政府代行機關であること、これは一面政府の指導力が強力であることを意味する。現地の如き狀態のもとにあつては民間統制では十分なる機能の發揮を期待し得ぬので政府の指導を強化し、また同會に對し相當範圍の權限を移讓して政府と不離一體のものとし常該産業の開發を統轄せしめる
二、指導實踐機關であること、統制會は政府の開發計畫に參畫しこれを傘下の各事業會社に下達して開發計畫の一〇〇パーセント實現をはかるものであるから各事業の實情に精通してゐることが要請される。ために政府では同會の役員には斯業の練達者を集め、傘下業者に對する指導力を強化せしめる方針である
三、會長は原則として專任制とする、これは日本の行き方と同一であるが、會長、幹事等の役員には官吏の兼任や業者の就任を許し業者に非ざる民間の有識、經驗者をもつて會長は政府屬託して權威を強化せしめる
なほ同會の事業は次の如くであるが、特に統制會の活動に期待を持たれてゐるもの

は探礦、探礦の指導、開發資金ならびに資材の導入發展、技術者、勞務者に對する食糧の斡旋、選礦場の設置、運管等である。また同會の運営資金として本年度分五十萬圓が計上されてゐるが、これは全額政府立替となる筈である。

- 統制會主要事業
- 一、國防資源開發計畫に對する參畫
 - 二、國防資源發見者の賞金査定に對する參畫

- 會
- 三、開發地區の査定に對する參畫
 - 四、探礦、探掘の指導
 - 五、開發資金資材の導入または斡旋
 - 六、緊急必要資金の低利融資、または斡旋
 - 七、遊休施設の貸與または相互融資の斡旋
 - 八、國防資源納入價格の決定に參與
 - 九、技術者、勞務者の食糧斡旋
 - 十、選礦場の設置、運管
 - 十一、開發業者の業務報告徴收
 - 十二、開發業者の經理指導および検査
 - 十三、格外品の處分
- 國防資源統制會令
- 第一條 國防資源統制會（以下統制會と稱す）は重要産業統制法第一條に基き石綿、雲母、黒鉛及び石炭（以下國防資源と稱す）の開發事業の進行の統制運営を圖り且つ國防資源開發事業に關する國

製の立案および遂行に協力することを目的とする

第二條 本令において開設業者とは空に掲ぐる者をいふ

一、開拓資金を開設しこれが納人の義務を有する者

二、前號に該業者がもつて政府の認可を受けて開拓資金開設の事業を営む者

三、開拓資金開設者の資金貸付に對する發給

四、開拓地域の指導に對する發給

五、開拓資金貸付の導入又は特展

六、緊急必要資金の低利融資又は特展

七、差休施設の貸與又は相互融通の特展

八、開拓資金納入價格の決定に參與

九、技術者、勞務者に食料の特展

十、運搬場の設置運管

十一、開設業者の業務指導及救済

十二、開拓業者の整理指導及び検査

を受け事業資金を開設業者に貸し其償還しむることを得
第七條 政府は統制會に對し開拓資金の開設上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得
第八條 統制會は會長一人幹事若干人幹事若干人を置く
會長は政府これを任命し其の任期は四年とする
幹事は會長之を定む
委員は各開拓業者中より會長これを定む
會長必要ありと認むるときは顧問を置くことを得
第九條 會長は統制會を代表し業務を統理す
幹事は會長を輔佐し業務を掌る、會長事故あるときは幹事の一人その職務を代理す
委員は會長に對し意見を具申す
第十條 會長は他の職務又は事業に従事することを得ず、但し政府の許可を受けたるときはこの限りにあらず
第十一條 政府は會長の行爲が法令に違反し又は公益を害すと認めるとき其の他統制會の統制運管上會長を不適當なりと認むるときはこれを解任することを得
第十二條 通常總會は毎年四月會長之を招集す
會長必要ありと認むるときは臨時總會を招集することを得
第十三條 總會は會長、幹事、委員及び顧問を以て構成す
會長は總會の議長となる
第十四條 左に掲ぐる事項は總會の議決を經て政府の認可を受けるを要す

一、開拓及び開拓規程の制定及び改定
二、事業年度の事業計画策定及び決算
三、第六條の規定に依る開拓資金の配當及び貸付
第十五條 統制會の事業年度は毎年四月一日開始し翌年三月三十一日に終る
第十六條 政府必要ありと認むるときは總會または開設業者をしてその委員または財務の状況を報告せしめ若しくは官吏をしてその事務所、事業場その他の物件に臨檢し業務の経緯及び収支その他物件を検査せしむることを得
第十七條 統制會は政府の命により解放し政府の委任したる者を以て清算に充つ
第十八條 清算人は前號を代表し清算に必要なる一切の行爲をなす権限を有す
第十九條 清算人は政府の認可を受け財務の處分方法を定む
第二十條 統制會は解散後と雖も政府の認可を受け委員の債務を完済するに必要なる金額を開敷業者より賦課徴収することを得
第二十一條 第一條、第十條、第十一條及び第十六條の規定は清算又は清算人に準用す
附 則
本令は成吉思汗紀元七三八年七月一日よりこれを施行す
増産職士に感謝狀 今次事變以來蒙國の地下資源開發は當局の指導援助と業者側の眞摯なる努力により、諸種の困難を克服しつつよく所期の實績をあげ來つたが、今や舉國一體國民一致國家の總力をあげて職

力増強に集中邁進すべき秋、昭和十七年度における蒙疆の生産は極めて好調を示し殊に石灰、石綿部門の如きは與へられたる生産目標を底々突破し、この次戦下まことに頼もしい成績を挙げたのでこれに感服した。在蒙家口大使館では増産隨着においてよく勝ち抜いた増産戦士に報ゆるべく六月八日の大昭奉親日を下し、公使館において關係官列席のもとに岩崎公使から大同炭礦栗屋理事、大青山炭礦矢倉董事、東和鋳業所大矢支配人に對しそれと、次の如き譽れの感謝状を授與された。

感 謝 状

重要地下資源の確保は大東亞戦争下戦力増強のため喫緊事なり、この秋に方り貴社は勞務、資金、資材等蒙疆における諸種の惡條件をも克服し昭和十七年度生産目標を遙かに突破し優秀なる實績を収めたり、右は貴社職員ならびに勞務員一同が一致團結し平素より克く國家の要請を體し戰揚精神を以て格勤精勵したる結果にして大東亞戦争の完遂に寄與する所誠に大なり、茲に深甚なる謝意を表すると共に將來益々その使命に邁進せられんことを切望す

産 業 ・ 蒙 疆

蒙疆事情 舊來蒙疆事情の特殊性は鹽務

部門においては特に顯著なるものがあり、その生産は特に天候その他の自然的條件に左右される湖鹽土鹽に依存し、また産地は僻廠各地に散在してゐるため生産および輸送の確保ならびに配給の圓滑を期し難きのみならず、滿洲國、華北等隣接各地との輸出入關係があつて、内外ともに複雑多岐の特殊性を有してゐた。成紀七三四年六月二十日蒙疆聯合委員會においては、鹽の民食生活上絕對不可缺少たる重要性に鑑みて從來の三百治政府の分類管理の弊を廢し、これを一括して一元的に管理統制することによつて生産および輸送の確保、配給の圓滑、負擔の平衡をはかりもつて民生の安定を期するために鹽ならびに蒙疆鹽業組合法を制定公布し權運制度を實施した。これが現行の鹽務制度である。一方成紀七三三年十月察南自治政府の認可により地域内の鹽商によつて組織された蒙疆組合法はこの新法令に呼應して解散し新たに蒙疆全域に亘つて百三十二名の組合員を擁して成紀七三四年六月二十五日社団法人蒙疆鹽業組合を結成して、蒙疆における鹽業の統制なら

びに開發助長をはかることとなつた。
制 度 その制度を略記すれば次のことである。

- 一、鹽の製造または採取は經濟部長の許可を要す
- 二、鹽の收買、卸賣、輸出入は蒙疆鹽業組合をして一括これを行はしむ
- 三、收買價格および組合販賣價格は經濟部長これを決定す
- 四、小賣は權運署長の許可を要す
- 五、鹽店の小賣價格は權運署長これを決定す
- 六、輸出または收買した鹽に對しては鹽稅を課徴す

鹽の産地 かくしてこれを轉讓とし蒙疆の鹽業は果然復興の一路を辿ることとなつたが、特に權運官署および鹽業組合の指導ならびに助成による土鹽の増産は躍進の跡みればきまがあり、さらに今後近代的諸施設の完備と治安圈擴大と相俟つて、蒙疆輸出品の大宗として鹽の登場する日が期待されるに至つた。蒙疆に産する鹽はその産地ならびに製法によつて次のごとく區別されてゐる。

青鹽 錫林郭勒盟ダブスノールより採取する結晶鹽にして品質最上のものである。

白鹽 その他の各地鹽湖より產出する結晶鹽。

土鹽 原土より生産せらるゝ加工鹽を總稱して土鹽といふ。晒鹽によるものを土晒鹽、煎熬によるものを土熬鹽といふ。なほ晉北の土熬鹽にはその品質により紅鹽、白潤鹽、白斗鹽、白燒鹽等呼ばれる。

化鹽 土鹽として白燒鹽を再製したもので晉北に産する。

鹽 蒙古政府では土産または天然曹達が鹽の產出とその生産過程において密接なる關係があるため、大略鹽法と同じ骨子にて成組七三六年五月一日以來曹達法を制定し、曹達を生産、運給、輸出入を管理統制してゐる。疆内における曹達の產出は晉北土城、天然曹達、芒硝、無水芒硝等に分けられる。

工業

鐵 況 鐵道といへば廣漠果てしなき草原を聯想し、そこに工業などの存在を信ずる者はないかも知れない。鐵道は海港を距ること數百キロの僻遠に位し、工業立地條件において他地域に著しく劣つてをり、加ふるに舊政權當時の舊政者の工業に對す

る熱情の缺除しをりたるため、近代の工業が立ち上つて来たのは事實であるが、今日の蒙疆は全く糠廩を一變し、日一日と工業の發展に向つて邁進しつゝあるのである。即ち事變前においては若干の製粉、紡織事業が存在したに過ぎず、その他は家内工業として原始的經營に甘んじてをり、雜穀、鹽物、畜產その他豊富なる原料は悉くそのまま、輸出せられ、民生保持上必要な生活必需品の大部分は京津あるひは上海市場より導入されてゐたのである。要するに蒙疆も中國大陸の各地と同様、英米資本の一顧客としての地位に置かれてゐたがたゞ多少京津地方と異なるところは英米資本の工場が常蒙疆にはなかつたことで、これは今日から見れば寧ろ好都合な狀況だつたのである。かゝる惡條件なりしにも拘らず新政權の誕生するや庶政整備に先行して凡ゆる近代工業が一齊に勃興したのである。即ち當時の蒙疆聯合委員會の重要施策たる蒙疆産業開發五箇年計畫に基き、電力、交通、電信、電話等の基本的事業は逸早くその緒をついたのである。これに伴ひ石炭、鐵等の開發も急激に進捗しその他の一般工業も徐に整備を見はじめたのである。聯合委員會が蒙古聯合自治政府に發展するやすでに

基礎的産業は、一應特殊會社、準特殊會社として陣容を表し、一般産業もある程度發展を見たのである。政府においては原料、資金、資材、勞力若くは工業用水等凡ゆる立地條件を勘案の上、認可主義のもとに各種工業の設立をなしたのである。併しながら一般工業は織業等に対し事業の模範千差萬別にして、立地條件も各々特異性あり製粉事業、煙草、燐寸製造事業、纖維製造業、セメント、カーバイド製造業等が一般工業の先驅をなし、且その他の生活必需品製造業が着々整備されをる狀況である。今その現状を概記すれば次の通りである。

製粉事業 事變前においては石臼による磨粉と小規模な電力による製粉工場が存在しただけで麵粉の大部分は輸入に仰いでゐたが、事變後日米資本の導入を見て機械製粉工場が相次いで新設された。

鹽運事業 疆内における鹽運食品は事變後急激なる邦人の増加に伴ひ、これが需要に應じため既に自給自足は勿論、相當の餘剰力を示し輸出可能の域にまで到達してゐる現状である。今これを業種別に見れば次の通り。(蒙疆法人および領事館許可日采企業を含む)

品目 工場數

日本酒及合成酒類

味噌

醤油

サ イ ド

ビ ー ル

食 料

ソ ー ス

葡 萄 酒

煙草製造事業 以前は英米トラスとその他より輸入を仰いでゐたが、成紀七三五年東洋紡績の出資により紙捲き煙草の製造工場が設立せられた。以後機材の整備と相俟つて徐々に自給自足の域に達せんとしてある。原料葉も輸入のみならず地場栽培を試験中にしてその成績良好である。

鑄造事業 地場内需を賅ひては餘りある状況である。たゞ現在は離散カリ等の入手や困難なため地場内消費を目標として操業してゐる。

セメント製造事業 セメント原料たる石灰石は關東地域に廣く分布してゐるにも拘らず、その製造は全く顧慮されてゐなかつたが、成紀七三四年日本製セメントを主體として企業化の運びに乗り、小規模ながら工場建設を見たのである。本工場の設備は獨逸クルツプ會社のシヤフトキルン、

東洋においては今迄初めての施設として注目されてゐる。併しながらその能力は未だ鐵道の全需要を充たすに及ばず依然として京津地區より相當量の輸入を仰いでゐる。開發の進展に伴ひセメント需要はいよいよ増大の勢にあるをもつて目下同工場の増設が企圖されてゐる。

カーバイト製造業 際接用、燈火用としてのみならず、最近では代用燃料車用として要緊なるカーバイトは、成紀七三六年来より製造工場の建設に當つてゐたところ本年上期建設完了、近く製品發賣の豫定である。

機械工作及修理事業 關東事業の進展に伴ひ、機械類の修理製作加工ならびに修繕は各方面の要請するところとなり、日本紡績株式會社を主體として鐵道興業股份有限公司が設立せられ、鑄山用機器の組立、鑄織、鑄鋼製品の製作およびストープ、洋釘等の製造にあつてゐる。

窯業 非難後急激なる發展をなし、關東口をはじめ各主要都市に相次いで煉瓦工場の新設を見たが、多少濃灰の氣味があり成紀七三六年頃にまつてダンピングの傾向を起し、工場閉鎖のやむなきに至つたものがあつたのは遺憾なことである。爾來二年有餘はやゝ需給の均衡を保つて来たが、近來は逆に需要過多の現象を示し、休業中の工場も復活せんとする状態にある。現在操業中のものは次の通りである。

支那釜	二六	一六
上り釜	一七	一七
論環釜	一	五
理地系	日系	合計

ほかに窯業として日本瓦の製造工場一箇所もあり、なほ目下陶器工場の建設計畫中である。

代用纖維製造業 地場内に豊富に存在する亜麻をはじめ白麻、青麻等の下級纖維より纖維を採取すべくかねてより研究中のところ、成紀七三六年来に本格的企業化の運びとなり滿蒙毛織株式會社が主體となつて滿蒙纖維化學股份有限公司が設立せられた。同公司においては毛織混紡用として各種の纖維を製造し、最近には土麻類のほか蒲草および荏苳より纖維採取の試験中である。なほ亞麻については筒紡ならびに日東紡が栽培をなし製織工場を設置してゐる。筒紡工場はすでに優秀なる纖維を市場に送り、將來の活潑が注目せられてゐる。

菓草抽出事業 鐵道の特産品たる甘草その他藥材類は従來悉く貿易の對象となつて

も廣々と企業化されつゝある。

組合統制令を公布 蒙古政府では國內輕工業の振興統制要綱を樹立し、從來比較的放任されてゐる各種輕工業、家内工業を國家目的のもとに統合組織し、一元の統制の強化と生産の飛躍的増大を期した。が、尙ほさらさら國內自給自足體制確立の喫緊性に應へ、これが急速なる實現をはかるため、新たに物資統制法に基く輕工業組合統制に関する經濟部令を發し、成紀七三八年六月二十三日公布、即日實施した。

輕工業組合統制に関する件

第一條 本令は輕工業統制法第三條に基き政府の指定する組合の組合設立を命じ輕工業の振興統制を計るを以て目的とする

第二條 左の部類主として政府の指定を受けるものは本令公布の日より三月以内に組合を設立し發起人等をもつて定款並事業計畫を所轄省盟若しくは特別市長に提出しその認可を受くべし
一、皮革製品製造業 二、毛製品製造業 三、皮革製品製造業 三、毛製品製造業 四、皮革製品製造業 五、石鹼製造業

第三條 本令に依る組合は何種の事業種別に會、盟若しくは特別市長に設立し各省、盟若しくは特別市長に住所を有する事業主は該組合の組合員たることを得

第四條 本令による組合設立したる時は統制規程を制定し經濟部長の認可を受くべし
第五條 本令による組合員が原材料の收買並に製品

の販賣をなさんとするとき該組合を通じて品數數並に價格を定め經濟部長に届出せその承認を受くことを要す。但し獸毛、獸皮、獸毛皮獸毛皮に付ては夫々收買指定業者より配給を受け、直接收買を爲すことを得るものとす

第六條 本令に依る組合員に受けるものは原材料の收買をなすに當り配給を受けることを得ず但し政府の指定を受けたものはこの限りに非ず

附 則

第七條 本令は公布の日より之を施行す
なほ政府では右經濟部令公布に當つて六月二十三日次の經濟部當局談を發表した。

經濟部當局談 かねて省、盟において中小輕工業組合の結成促進に當りたり、且下著々その整備を見つゝあるも未だ種目散漫せざる向もあり、特に獸毛獸皮ならびに獸脂、獸骨、獸腦類を原料とする組合の結成は要緊を要するものあるに依り、こゝに輕工業部令をもつてそれら、統制組合の設立を命ずることになりたる次第なり。本部令により設立の義務を負ふものは配給の六部類なり、他の輕工業と雖も可及的に組合を結成し修斯業の振興助長に邁進せらるんことを切望するものなり。勿論政府においては新たな組織を催さず、各種組合に對しては出來る限りの指導援助を惜まざるものにして、原料の配給、獎勵金の交付、技術的指導並に販賣の轉讓等に關し各組合を適じこれを実施する方針なり。結成の方法ならびに手續等は各省、盟より各該種別の有力者を指名しこれに指示する決定につき指名を受けた者は直ちに省、盟買集地の指圖に従ひ著手し、組合の設立完了の上は同業者は組合に加入し得ることとな

る譯である。なほ日系業者については本令による組合には直接加入の要なきも原料配給ならびに製品販賣に關係なきをもつて、輕工業の統制振興に對する政府の意圖を理解し、これに協力せられんことを切望する次第なり。

指導商社も指定

蒙古政府では現地系輕工業の技術ならびに經營等の指導は現地に工場を持つ日系商社をもつて充てることとなり皮革業、皮革製品製造業、毛製品製造業、獸骨、獸脂、獸毛加工業および石鹼、蠟燭製造業の六部門別に指導日系商社の途徑を進めて来たが、今回次のごとく滿蒙毛織、東洋紡績、大蒙公司、鐘紡の四社を指導商社として決定した。

- 皮革業 大蒙公司、滿蒙毛織
- 皮革製品 大蒙公司、滿蒙毛織
- 毡帽業 滿蒙毛織
- 毡鞋業 滿蒙毛織
- 毡子業 滿蒙毛織
- 毛織業 東洋紡績、滿蒙毛織
- 獸毛業 鐘紡、滿蒙毛織
- 獸骨處理 大蒙公司
- 獸脂處理 大蒙公司
- 獸腦處理 大蒙公司
- 石鹼業 鐘紡、滿蒙毛織
- 縮布製造 滿蒙毛織
- 牛油業 鐘紡

東亞煙草公司
大同總代理店

書籍雜誌文房具



松井洋行

大 同 師 府 街 五 六 号
電 話 二 八 二 三 三 一

必勝の信念
米英撃滅へ驀進

兼藤モルタル工業所

代表者 佐藤武雄

モルタル瓦
モルタル土管
製造

大同帥府街三六號
電話二四〇六番
工場 大同南門外小東街一二號

官立晉北醫院

小兒科醫長 平石康久

外科醫長 前田善

內科醫長 阿部良夫

齒科醫長 田守朗

藥劑官 早川眞

事務長 吉田廣作

大同北門外

電話

三三三三

〇三三七

一一七二

五五七九

目種業營

酒雜食米

料

類貨品穀

卸

小

賣



源

泰

洋

行

大同大西街六一號

電話 三三八二一八番

電略(ゲンタイ)又ハ(ゲン)

受電略號「ダイドウ」ゲンタイ

陸軍諸官廳御用達

消防用器具一切

特約販賣修理

旭

商

會

主 永 井 繁 男

各種自動車
オIトバイ
各高級自轉車
荷馬車製造
自動車タイヤ
中袋再生修理
リヤ！カ
ナシヨナルランフ
乾電池
一切販賣並修理

本店 蒙 大 同 大 北 街 一 五 二 號
電 話 二 八 四 六 番

工場 大 同 驛 前 安 益 前 街 一 〇 號
電 話 二 七 八 一 三 三 三 八 番

支店 厚 和、平 地 泉、宜 化

大 同 日 本 商 工 會
大 同 日 本 聯 合 配 給 組 合

電 話 三 二 九 四 〇 番
大 同 大 北 街 二 七 八 番

技術の優秀を誇る

防

金龍宮真館

金川國彦

上防村大同農場經營

謀

大同大西街・電話二四二八番

料漆器磁陶



大同城內西南隅西羊市巷九號
雲崗窯業所
 電話 2381-2382 番

大同大北街

食料雜貨

ヤマ

ト

洋行

電話

食料品類 二四〇二番
菓子部 三二四六番

大衆向

喫茶ト食事

ア

オ

ゾ

ラ

電話 三二〇二番

この大御戦に

勝ち抜かん

勝ち抜く誓ひ

み民われ大君に總てを捧げ奉らん
み民われ皇御國を守り抜かん
み民われ力の限り働き抜かん
み民われ正しく明るく生き抜かん
み民われこの大御戦に勝ち抜かん

純 割 烹

喜 久 家

大 同 蘭 池 街 ・ 電 話 二 五 四 一 番



陸軍官公署御用達

華北交通會社
消費生計所 御用達

東 洋 軒

島 津 製 菓 所

店 主 島 津 茂 市

本 店 大 同 大 街 西 電 話 三 三 五 三 番

支 店 大 同 小 賣 市 場 內 電 話 二 八 九 六 番

工 場 大 同 小 南 街 八 號 電 話 二 三 四 一 番



陸軍、諸官廳御用達

蒲團・綿・毛布類・製綿・枕・

カーテン・旅行用皮革製品・綿

布・帆布・既成服類・洋家具類

製造・諸雜貨類販賣

大 阪 屋 百 貨 店

本 店 大 同 大 街 北 一 八 〇 號

電 話 二 五 五 七 番

支 店 朔 縣 城 內 東 大 街 三 六 號

技術ノ優秀ヲ誇ル



山 梨 鐵 工 所

風 間 善 三

大同城内大東街一七三號

電話 三〇二二三番

營業種目

電氣卜酸素熔接
諸機器製作並修理
高級イモノ及鐵板製品
一般及物製作

貿易商



昌和洋行

木全義悅

大同西門大街四〇

電話二五五一番

出張所 北京北池子九號

電話一東二一五番
一〇六〇番

大 同 藥 業 組 合

東 京 堂 藥 房

三 和 藥 房

大 同 藥 局

大阪每日新聞

東京日日新聞

讀賣新聞

名古屋新聞

九州日日新聞

內地各有名新聞

蒙疆大賣捌店

大 每 舍

舍主 稻葉永太郎

軍需品
並製靴一般
袍袋物製造

稻 葉 洋 行

大同大北街二〇六
電話二五二八・二六五七番
出張所 口泉西街二七

大佛印澱粉
銘酒 養老

特約店

東 和 洋 行

大同大北街六一號
電話三三五〇番

大同商務會

會址 西南隅太寧觀十七號

電話 二三〇四番

常務理事 常務理事 顧問 會長 常務理事 常務理事



咎

李

西

王

田

梁

懋

錦

塚

翰

秀

國

陽

六

臣

成

樑

男

資本金 貳拾萬圓
契約高 貳百九拾萬圓

大同城內東北隅大北街七六



大同無盡株式會社

取締役社長 田原 猛

支配人 小田 虎雄

電話 三三三三
三三三三
三〇三〇
五二〇番

鐵道



總説 蒙疆の鐵道は北京より南口を經て遼内に入り、張家口・大同・厚和と主要都市を東西に連結して、西端黃河々畔包頭に至る京包線と、大同にて京包線より分岐し山西省に至る同蒲線、同線の平旺より口泉に至る口泉線および京包線包頭より石拐子に至る大青山線の四線があり、蒙古聯合自治政府よりその經營を華北交通に委託してゐる。

京包線の前身たる平綏線は、光緒三十一年八月(皇紀二五六五年)時の清國政府は袁世凱・胡燏棻等の建議に基いてこれが建設の工を起し、陸天祐技師長の手により中國獨自の技術と資本をもつて建設せられたのであり、資金は北京鐵路(現在の京山・奉山線)の利益金をもつて建設に着手され

たのであるが、第一期、第二期工事たる張家口および豊鎮までの建設は臆調に進みたるも、その後革命に遭遇し或ひは資金資材の缺乏のため工事は著しく遅延し、日本の東亞興業その他より再三の借款供與を受けて、起工以來實に十八年の日子を費し皇紀三五八三年(大正十二年)又全長八七六料餘の本鐵道の完成を見たのである。

また同蒲線は夙に山西省の運炭線として計畫せられたものであるが、諸種の事情によつて一部分を除いて殆んど着手せられず民國二十二年閏錫山の山西省政十年建設計畫により省有として建設に着手したるも、大同・朔縣間は軌條敷設を終つたのみで、また朔縣—原平間は軌條敷設を見ずして今次事變に遭遇したのである。事變勃發直後皇軍によつて占領せられたこれらの各線は皇軍との緊密なる連絡のもとに、主として滿鐵派遣社員の手によつて逐次列車の運轉が復活せられたものである。而して蒙疆は

高度廣範圍の自治權を有し、従つて地區内鐵道は自設專用線を除き全部これを蒙古政府の鐵道委託經營契約に基き華北交通に經營を委託せられてをり、同社はこれを華北地區の鐵道と一貫的に運営し、地區内治安・産業・文化開發の根幹としての客貨輸送に當り、そのため同社は張家口に鐵路局を置き、蒙古政府よりの委託鐵道の全部および、これに接続せる華北鐵道の一部を運営せしめてゐる。

張家口鐵路局機構 昭和十三年六月二十日、數次の變遷擴張を経て張家口鐵路局が開設せられ、次で翌十四年四月十七日華北交通が創立せられるにおよびその所管となり尙來日・中全社員渾然一體となつて圓滑に運営せられ、時局の進展に伴つて昭和十五年十一月一日第一次の職制改革を斷行して今日に至つたのであるが、現時局下鐵道運営の重大使命はいよいよ緊迫を告げ、指導者陳頭主義、業務能率の最高度の發揮、人員の節用、機構の徹底的簡素化が刻下の急務となり、昭和十八年四月二十七日第一次機構改革を發表し「本社業務の簡素化」と「東京支社および鐵路局組織の改革」を斷行するに至り、張家口鐵路局も本社機構

き社員たり、立派なる皇國民たるの氣概を涵養せしむるため、二十五歳未満の日本人社員および二十五歳以上三十歳未満の日本人獨身社員をもつて青年隊を組織し、局長を本隊長として指導訓練を施し、特に二十五歳未満の獨身隊員は原則として除舎に收容、嚴格なる規律のもとに生活せしめてゐる。

二、教育機關 教育機關として左の如く鐵路學院・青年學校・扶輪學校等を設立し日華從事員の育成教化に努めてゐる。就中扶輪學校の施設に伴ふ中國人兒童の就學率は七五パーセントに達し、中國の他の學校に見られざる好成績を示し、兒童の成績また優秀にして各地の模範學校となつてゐる。なほ卒業後は社員として就職するやう指導し、その結果また優秀なる成績を示してゐる。

學校一覽表

名稱	校數	學級數	職員數	生徒數
鐵路學院	一	八	三	一五三
青年學校	二	六	三	一八九
扶輪學校	九	三三	五	二六五

備考 成紀七三八年中大同に鐵路學院分院(生徒收容力二〇名)設置の決定

三、業務養成 前述の如く鐵路學院にては

日華從事員に對し各分野に對する専門的知識の普及徹底をはかり、もつて現場指導機關の充實強化を期しつゝあり、また現場各指導機關において各専門技術の業務講習會或ひは競技會を通じて常に從事員の研鑽をはかるとともに、各種登用試験を施行し克己無恥の上の登用を策してゐる。その他扶輪學校卒業生を中心として學習生を南口、張家口、大同、厚和の各現業機關に收容して初級中應修了程度の教育を教授中にして現在約二百名を收容してゐる。

四、教化教育 男女社員の心身を鍊成し、もつて皇國民としての自覺を更に昂揚せしむるため精神的には各種講習會・講演會・展覽會等を開催して精神修養および教養の向上を指導し、體育的には體力増進、各種體育行事を實施します。體力の増進をはかる等、あらゆる機會を活用社員の修養・鍊成をなす。ある。

輸送概況

一、旅客 管内における旅客乘車人員は治安の確立、産業經濟の發達、政治力の滲透等により逐年飛躍の一途を辿りつゝあるが、これに管内における移動状況を

觀るに、昭和十七年度において總乘車人員の九二パーセントを占める京包線を首位とし、同路線これに次ぎ、以下日泉線大青山線の順序である。さらに京包線における輸送人員を區間別に觀れば北京・張家口間五一パーセント、張家口・大同間二六パーセント、大同・厚和間一三パーセント、厚和・包頭間一〇パーセントの割合である。従つて當局管内における旅客移動の最も輻濟し、かつその増減に伴ひ管内旅客乘車人員に波動を與へるものは實に張家口・北京間である。右は主として該區間の持つ經濟的密性に基因するもので、成紀七三七年末以降旅客の激増を誘發し、本年一月に入るや舊正月を控へての旅客移動と相俟つて乘車人員・旅客收入ともに閉鎖以來の最高記録を示したがこの趨勢は依然繼續され、三月に至るや土種その他農・蠶務働者の移動等を加へて旅客移動はますます活潑化し遂に一月の最高記録を遙かに突破した。これを前年同月に比すれば乘車人員五割二分、旅客收入五割五分の著増を見た。本年四月旅客運賃の改訂、五月には政府の貿易統制法の改正ならびに飲食料品の檢出取締の強化等に因り乘車人員は漸減し

つゝあるも、なほ前年同期に比すると一割五分以上の増加を示してゐる。
管内主要駅一日平均乗客数および管内總乗車人員の指數は次の通り。

主要駅一日平均乗客數

(自成紀七三七年十二月至同七三八年二月)

張家口站 三三〇人 大同站 一三〇〇人
宣化站 一、五〇人 下花園站 八二〇人
厚和站 五五〇人 萬安站 五八〇人
南口站 五〇〇人 沙城站 五〇〇人
豐鎮站 四八〇人 包頭站 四三〇人
平池泉站 三〇〇人

乘車人員指數

(成紀七三三年を一〇〇とす)

年次 乘車人員數 前年對比
成紀七三三年 100
同 七三四年 105
同 七三五年 115
同 七三六年 120
同 七三七年 125
二、旅客運賃改正 本年四月華北交通においそはその機能を高度に發揮せんがため不急旅行の抑制と浮動購買力の吸收に因る對日資金の彌補ならびに會社經營の健全化を意圖し、鐵道旅客關係運賃の改

訂を次の如き要領によつて實施した。

- 1 普通旅客運賃率 大人三等普通運賃率を一人一料につき四分(改正前二分六厘)とす
- 2 特殊工人旅客運賃率 一人一料につき二分四厘(改正前一分五厘五毛)とす
- 3 普通入湯料金 張家口・大同等の主要站は一人一回につき二角(改正前は一角)その他普通站は一角(改正前は五分)とす
- 4 定期入湯料金 張家口・大同等の主要站は一人一箇月六圓(改正前三圓)その他普通站は三圓(改正前は二圓五角)とす

要站は一人一箇月六圓(改正前三圓)その他普通站は三圓(改正前は二圓五角)とす

三、貨物 地區内の産業開發の進捗に伴ひ營業貨物の取扱量は年毎に飛躍的增加を示し、收入の増より見るとき最近の貨物收入は毎月總收入の五三パーセント乃至七〇パーセントを占めてゐる状態である。今營業品のみを輸送艘數の狀況を指數をもつて示せば次の通りである。成紀七三三年度を一〇〇とす)

品目	年度	成紀	成紀	成紀	成紀	成紀
		七三四年	七三五年	七三六年	七三七年	七三八年
農産品	度	100	115	120	125	130
林産品	度	100	110	115	120	125
畜産品	度	100	110	115	120	125
水産品	度	100	110	115	120	125
その他	度	100	110	115	120	125
計	度	100	110	115	120	125
貨物收入	度	100	110	115	120	125

備考 成紀七三八年度は四、五、六、七の四箇月の実績により前年同期を100として計算し、貨物收入および林産品は成紀七三三年度を一〇〇として計算

鐵道工作 鐵道地區内の愛路工作に關しては成紀七三五年六月以降蒙古政府の鐵道警護令により、沿線兩側各十軒以内に於る村落をもつて愛護村に指定し、鐵路局の行ふ愛路工作に協力させてゐる。本年四月華北交通の機構改革に當り同社では愛路警護の獨立を期して新たに鐵路局内に愛路委員會を新設し、概ね縣行政區劃に準じて管内を二十愛路區に分け各愛路區の全機能を村民の指導訓練に集中し、もつて以民護路の實績昂揚ならびに民路合作による蒙疆の基礎地帯建設に努め、今次大東亞戰爭勃發後は宣傳・指導・訓練・利民等の諸工作を全面的に集中し、愛護村の戰時警護の完成をはかりつゝある。

- 一、愛護村の現勢
- 二、愛路區
- 三、愛路分區
- 四、愛路村數
- 五、愛護班數
- 六、愛護班員數
- 七、愛護班員名簿
- 八、愛護班員名簿
- 九、愛護班員名簿
- 十、愛護班員名簿
- 十一、愛護班員名簿
- 十二、愛護班員名簿
- 十三、愛護班員名簿
- 十四、愛護班員名簿
- 十五、愛護班員名簿
- 十六、愛護班員名簿
- 十七、愛護班員名簿
- 十八、愛護班員名簿
- 十九、愛護班員名簿
- 二十、愛護班員名簿

- 8 造林獎勵
- 9 家畜の配布貸付
- 10 愛路授産場の設置
- 11 愛路功勞獎券の發行
- 12 副業の獎勵
- 13 愛路厚生列車の運行その他

愛護村民の活動狀況 愛路工作による愛護思想の普及とともに、愛護村民の活動は漸次活潑化し、線路巡察、情報蒐集等不斷の努力を續けてこれにより列車顛覆その他の重大事故を未然に防止したる事例も少からず、以民護路の實績は著しく昂揚せられたる。

四、愛路惠民研究所 愛護村青年層の有力分子を收容し、これに勞作訓練を施し大東亞新秩序建設の一翼を成す愛路運動の熾烈なる實踐者を養成する目的をもつて大同および厚和に愛路惠民研究所を設置してゐる。現在までにおける訓練終了生は二百名にして、歸村後における彼らの活動は期して俟つべきものがある。

五、留日學生ならびに訪日視察團の派遣 管内愛路少年團員中優秀なるものを選抜し、成紀七三五年一名、同七三七年一名をそれぞれ、松山市日華育英學會に派遣し同市國民學校ならびに中學校に就學させ

てゐる。また訪日視察團は管内愛護村の班長中から有能の士を選抜して編成し、毎年十月日本視察旅行を實施し數々日本の實情を具きに見學せしめてゐる。なほ本年度においては、天長節觀兵式拜觀のため愛路少年團員を派遣した。

また本年度は愛護地區内における土地利用ならびに農業經營の合理化を目指して棉花、落花生の委託試作を實施することとなり、先づ康莊・朝陽の兩愛護區に適用を選定して在來種子（南口産）を試作せしめて惠民研究所を中心に栽培技術の嚴密な檢討を行つてゐる。

鐵道備林 蒙疆地區内の植樹綠化の喫緊事なるは論を俟たざるところにして、鐵路局では特に鐵道備林を管掌すべき機關を設けて成紀七三五年四月以降政府より林地の貸下げを受け造林の實施に着手し、四十年後には華北交通所要木材の大半をこの地より供給し得ることを目標として張家口に營林所を設け、沙嶺子・大同・厚和の三箇所に苗圃を開闢、毎年沿線數十箇所に植林を實施してゐる。なほその他鐵道保護林として防砂林・防水林・防風林・決面防護林等として本年までに四十一萬本の植林を實施、もつて鐵道路線の防護に萬全を期しつ

つあり。

東洋中央アジア横断線調査會

世界の屋脊中央アジアを横断して東京、ペルシヤの樞軸東部間に世紀の直通彈丸列車を走らせて、各國鐵道交通界の夢物語りを科學日本の技術と、逞しい建設精神に賭けて見事實現させ、亞歐連絡交通史上に一矢報元を測さうといふ日本鐵道協會の中央アジア横断線建設計畫の一環として右計畫に立脚した東洋中央アジア横断線調査委員會は、各方面の關係者を網羅して本年三月十六日首都遠來社において創立總會を舉行したが、八月十六日政府議院に初の委員會を開催して次の如く横断線建設豫定地たる西北地區、中央アジア一帯に關する各調査事項の分據割當を決定した。(括弧内は豫當機關)

- 一、鐵道(交通總局、善隣協會) 氣温、雨、風、雪
- 二、人文(善隣協會、滿洲調査所) 人口、民族、言語、風俗、宗教、政治
- 三、地勢(交通總局、張家口、滿洲調査所、汽車會) 地勢、山岳、河川、沙漠、平地、地質
- 四、産業(善隣協會、滿洲調査所、張家口) 礦業、農畜、水産、工業
- 五、商業(銀行、滿洲調査所、商價員、流通機構、金融)

- 六、交通(交通總局、張家口、汽車公司) 交通敷設史、道路、自動車運送、その他の運送、水運、航空、通信
- 七、礦道建設(張家口、滿洲調査所) 除鐵道外、新要資料、建設費、整定輸送費、收支豫想

自動車

陸運政策 當地域の陸運政策は自動車政策に歸一されるが、この自動車政策は如何に施行されたかを見るに、元來當地域の交通機關は或包圍のほか自動車をおいてはすべて原始的形態を脱してゐない現状からして、自動車の普及促進が建設工作の前提條件であることは發言を要しないところである。しかしながら車體後限られた自動車をもつて全地域に亘つて縱横に自動車網を開拓して建設工作をして支障ならしむるためには、自動車の整備と保有自動車の最有効の運行を目標とする政策が基調とならなければならぬ。その經過は次のごとくである。

- 一、自動車種目制限と撥入許可
車體後無統制に撥入された自動車の車種は十數種を算へたが、次のやうな理由によつてこれを一定するの必要に迫られた。(イ)修理工場を整備を簡易單一にして資本の二重投資を防止し得る。(ロ)團體行動を起す際、機能同一にして操作部品の同一なるは統制の便利が多い。(ハ)部分品を單一にし流用範圍を擴充することが可能である。車種制限令は成昭和三年八月に公布されたが、この中には自動車の地域内外に亘る撥入を許可制とすることも規定してゐる。
- 二、修理工場および部分品販賣の許可制
自動車修理工場の設定および部分品の販賣は自動車修理上不可欠の要素なるが故に、政府はこれに即應して價格を許可制を採用してゐる。
- 三、ガソリン統制
政府では成昭和三年十月にガソリン使用制限令を公布して、消費の價格なる規正をはかると同時に、一般に對しても節約を要望したが、この施行にあつては、露、主義を避けて車體主義を採り、さらに政治的現段階的狀態に地域的的特殊性を考慮に入れた、可成り廣範圍な例外的特別配給制を加味した。
- 四、自動車車輛検査
成昭和十五年十一月に自動車車輛検査令を公布、全地域を通じて自動車検査を施

た。(イ)修理工場を整備を簡易單一にして資本の二重投資を防止し得る。(ロ)團體行動を起す際、機能同一にして操作部品の同一なるは統制の便利が多い。(ハ)部分品を單一にし流用範圍を擴充することが可能である。車種制限令は成昭和三年八月に公布されたが、この中には自動車の地域内外に亘る撥入を許可制とすることも規定してゐる。

二、修理工場および部分品販賣の許可制
自動車修理工場の設定および部分品の販賣は自動車修理上不可欠の要素なるが故に、政府はこれに即應して價格を許可制を採用してゐる。

三、ガソリン統制
政府では成昭和三年十月にガソリン使用制限令を公布して、消費の價格なる規正をはかると同時に、一般に對しても節約を要望したが、この施行にあつては、露、主義を避けて車體主義を採り、さらに政治的現段階的狀態に地域的的特殊性を考慮に入れた、可成り廣範圍な例外的特別配給制を加味した。

四、自動車車輛検査
成昭和十五年十一月に自動車車輛検査令を公布、全地域を通じて自動車検査を施

行し保守の向上と自動車番號の統一を期することとした。

五、自動車運転手の免許

統制ある取締りおよび運轉技術の向上をはかるため成規七三五年十一月運轉手令を公布した。

六、自動車要員の養成

現地人を短期間に養成することが得策とせられ、逓交通部内に自動車技術員養成所を設け、政府の経費により六箇月乃至八箇月間教育することとした。業務としては三箇年間地域内に居住し、自動車運轉業務および修理に従事し、有事の時は應召することであり、特典としては卒業したものは運轉手免許證を無試験で下附されることとなつてゐる。これらの卒業者は政府・特殊會社等で採用するが、自由に運轉業務に従事することも可能である。

七、自動車の現況

蒙通汽車公司是蒙疆地域内に於ける自動車運轉事業および水運事業の經營およびこれらに附帯する事業を行つてゐるが、この廣い地區内において鐵道沿線の要所を起點として陸路に自動車網を張り、地區内の交通・治安および産業開發の本使命に寄與しつつあり。さらに近時大陸

積願鐵道の計畫が云々されるとき、汽車公司はこれが先驅としていつにても進出し得る準備に着手と研究の歩武を勉めつゝあるが、同社の經營組織をみれば次の通りである。

○本社：張家口○營業所：張家口・大同
平泉・厚和・包頭・宣化○支所：張北・
善鎮○修理工場：張家口○停留所（保員駐在）：多倫・商都・貝子廟・萬安・德化・蔚縣・西合營・康莊・涿鹿・武川・烏蘭花・托克托・廣靈。

營業キロ 四、六五五キロ、車輛○輛、從事員七百餘名、成紀上三八年年度收入豫算額六百萬圓。

營業路線

路線名	區間
張北線	張家口—張北
張公線	張北—公會
張康線	張北—康保
張德線	張北—德化
張商線	張北—商都
張定線	張北—平定堡
張多線	張北—多倫
張懷線	萬安—懷安
張貝線	張北—貝子廟
萬興線	萬安—興和
水母宮	張家口—水母宮

張家口市内線

大崗線	大同—雲崗
大玉線	大同—左雲
大蔚線	大同—渾源
大原線	大同—代州
大應線	大同—應縣
大陽線	大同—陽原
大邱線	大同—靈邱
大炭線	大同—口泉鎮
厚豐線	豐鎮—涼城
豐興線	豐鎮—興和
豐慶線	豐鎮—麥胡圖
豐官線	豐鎮—官村
大同市内線	
平商線	平泉—商都
平陶線	平泉—陶林
平土線	平泉—土木營台
平豐線	平泉—陸盛莊
平興線	平泉—興和
厚托線	厚和—托克托
平曲線	厚和—清水河
平關線	厚和—烏蘭花
平靈線	厚和—百靈廟
黑城線	厚和—和林
厚和市内線	
包固線	包頭—固陽

包頭線 包頭—安化
 包托線 包頭—托克托
 包頭市內線

張宣線 張家口—宣化
 張蔚線 宣化—蔚縣

張赤線 宣化—赤城
 張沽線 沙城—獨石口

沙永線 康莊—永寧
 沙涿線 下花園—涿鹿

涿蔚線 涿鹿—西合營

運費料金

運賃率

イ、旅客運賃率 大人一人一料一角四厘

ロ、手荷物運賃率 百斤一料につき七分

ハ、貨物運賃率 百斤一料につき七分

但し貴重品・高價品・危險品・潤大貨物等については割増料金を徴收し自割

割・米・粟・高粱等の生活必需品に對しては割引扱ひをなす

ニ、郵便物 新聞・雜誌の運賃率は一担につき五分(距離の遠近によらず)

ホ、張家口・大同・厚和・包頭各市内バス乗合料金二角均一

△その他

貨物留置料 百担一日につき二角
 △貸切料金
 イ、旅客車(日貸) 一四〇圓
 ロ、貨物車(日貸) 一一三圓

代燃車運行 現在蒙疆汽車公司においては石炭およびアセチレンの二種の代燃車を使用してゐる。同公司の代燃車に對する研究は夙より着手せられ、成紀七三六年より試驗運行に着手、翌七三七年一月には張家口營業所管内路線の一部を代燃化し、逐次車輛の改装を實施し、現在すでに〇兩の代燃化を終了する成果をあげてゐる。而して成紀七三八年の當初には平地泉の全管内路線を代燃化して代燃自動車運營の自信を深めてゐる。アセチレン瓦斯自動車は先づ

乗用車に取付けることに決し、發生據の製作も地區内工場で天急行にて製作せられ、逐次取付けを完了してゐる現狀である。石炭は豊富であり、電力も餘裕ある地域内には、當然カーバイドの製造は考慮さるゝ問題であつて、本年度より大々的に製造することとなり、その製品は地區内のアセチレン車の需要を充たすにほあまりあるくらいである。アセチレン代燃車はその發熱量においてむしろガソリンを凌駕するものがあつて、従つてアセチレン車の普及發

達は、疆内における代燃問題を解決し、代燃自動車運營に前途を屬目せしむるものである。

航空

運道一年 蒙疆地域の航空は、北・中・南支と二元的に中華航空株式會社が經營してゐる。現在北は西ウチムテン、西は包頭・瀋陽、南は上海・南京をはじめ廣東・汕頭・海口におよぶもので、航空路の發達が政治・經濟・文化の向上を促進させる見地からその必要甚大なるものあり、特に地理的特殊性を有する蒙疆領域においてはますますこれが充實をはかることとし、成紀七三七年七月開設の張家口—多倫—貝子廟間營業定期航空路線の劃期的擴充強化をなし、本年四月一日からは十二人乗大型機を使用する張家口—貝子廟線の延長線である張家口—西ウチムテン間の設けをなし、また六人乗スロップ機を使用する張家口—德化—西スミット間との二大航空路線の増設を見た。また張家口—包頭線の從業運航回數週二往復を週三往復に増強する等名實ともに疆内航空策の本格的整備備充の完備が

期せられてゐる。なほ政府では四月開設をみた張家口―西ウヂムチン線、張家口―西ソニット線においては中央の輿地に對する行政渗透を期するとともに、政府關係職員の公務通路上の便宜をはかるのを目的として二路線とも三座席の借上げをなしてゐる。

(二)に臨内全航空線は、首都張家口と奥地主要地を連絡する三大幹線の實現を見、今や鐵壁の法戰航空體制が確立され、航空機による交通與陸がますますその實を擧げることとなつた。

定期航空路 現在中華航空株式會社の臨内營業定期航空路線ならびに發着時間・料金等を示せば次の通りである。

- ▽北―京―貝子廟線
 イ、經由地 張家口・大同・厚和
 ロ、料金 料金(大貨物)(單人片道) 位(キロ)
 區 間 北京―張家口 三〇圓 六〇錢
 張家口―大同 二八圓 六〇錢
 大同―厚和 三三圓 七〇錢
 厚和―包頭 二五圓 五〇錢
 八、就航日 北京―包頭行 月、水、金(每週三往復)

包頭―北京行 火、木、土(每週三往復)
 △張家口―西ウヂムチン線
 イ、經由地 多倫、貝子廟
 ロ、料金 料金(大貨物)(單人片道) 位(キロ)

區 間 張家口―多倫 六〇圓 一圓廿錢
 多倫―西ウヂムチン 六〇圓 一圓廿錢
 貝子廟―ムチン 五〇圓 一圓

八、就航日 張家口―貝子廟間 第一、第三、火曜日
 一日一往復

貝子廟―西ウヂムチン間 第二、第四
 火曜日、一日一往復
 △張家口―西ソニット線
 イ、經由地 德化
 ロ、料金 料金(大貨物)(單人片道) 位(キロ)

區 間 張家口―德化 四〇圓 八〇錢
 德化―西ソニット 四〇圓 八〇錢

八、就航日 張家口―西ソニット間 每週木曜日、一日一往復

郵便

支那支那事變前における蒙疆地區内の郵政は、舊南京政府交通部郵政總局により統轄運営せられてゐた舊察哈爾(察北地區を除く)綏遠兩省および山西省内長城線外における中華業務と、滿洲國郵政總局にその經營を委託せられてゐた遼寧古軍政府領域所謂察北地區における滿洲業務の兩者よりなつてゐた。而して中華郵政領域たる察哈爾・綏遠兩省および山西省のうち京包沿線は北京郵政管理局の所管に、山西省のうち同沿線は太原郵政管理局の所管に屬し、また滿洲郵政委託領域たる察北地區は張北郵政總局の所管に屬してゐた。支那事變勃發後は中華郵政事務員の多くが逃亡し、かつ郵便送達路また混亂に陥つたため事務は一時斷絶するのやむなき状態に至つたが早くも駐軍進駐のあとを受けて成紀七三三年秋哈爾濱交通委員會が張家口に設立されるや、張北郵政總局、滿洲國郵政總局の稱稱的應援のもとに従事員が續々派遣され、順次治安の確立した地方から舊郵政機關の接收を開始して業務を再開、また華北郵政との間に通稱問題の解決を見、同年十

二月二十日より、まづ中華郵政制度による通商郵便のみの業務を開始した。また蒙疆地域内郵政の管理機關としては張家口に郵政管理局が設置され、十二月一日から小包郵便を、翌七三年一月一日から爲替事務を開始した。なお察北地區における業務は成紀七三年末限りをもって滿洲國郵政の委託經營を廢し、成紀七三年一月一日から當地郵政の統合一元化を見るに至つた。

郵電政の統制 成紀七三年十一月二十二日、蒙疆聯合委員會が成立されてからは蒙疆地域の郵電政は同委員會で管理統制することとなつたが、同委員會は通信事業の重要性と當地域の特殊性に鑑み、諸般の政治工作に對する先行的且つ基礎的條件として郵電政統制計畫を樹立した。この計畫の基本方針は、

- 一、郵政は従来の郵政機關および業務の復興をもつて主眼とするも、日本および滿洲國との通信に關しては積極的にその改善をはかることもに可及的利便の方式を採る。
- 二、電政は國防の充足および治安の維持を第一義とし、速かに通信網の擴張整備をなす。

三、郵電政ともに現業重點主義を執るの三點に集約され、従來大陸にその類例を見ない郵電合同經營をもつてすることとなり、成紀七三年二月七日郵電業務の直接經營機關たる郵電總局の官制を公布するとともに、一方優秀なる技術と多額の資本を必要とする電氣通信設備については當時日本の技術と資本に依存するのを最も極望とし、また將來における工專動員の圓滑を期する上においても日本の同種會社と密接なる連携を持つ設備提供會社にこれに當らしめるのを有利とする見解に基き、同年三月一日蒙疆電氣通信設備株式會社の公布を見るに至つた。

通常郵便物概況表

年 度	區 別	普 通
成紀七三年	引込	六〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七四年	引込	七〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七五年	引込	八〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七六年	引込	九〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七七年	引込	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

および局長室が設けられたが、その後成紀七三年九月一日三政體の統一を機に官制が改正されて新たに庶務・郵務・電務・經理監察の五科が置かれ、ついで成紀七三年六月一日中央行政機構の全面的改正に伴ひ新機構による交通總局官制の公布をみた。

五周年記念週園 遅しい建設歩調を如實に郵電事業に反映せしめつゝ、大東亞公職第二年下、交通總局では郵電事業創始五周年記念日を迎へて、その當日たる成紀七三年四月十六日を中心に十五日より十八日までの四日間、蒙古郵電事業五周年記念週園と銘打つて全蒙各地一齊に盛大な記念行事を繰りひろげた。また蒙疆最初の四分・八分の記念切手を發行した。

年 度	區 別	普 通
成紀七三年	引込	六〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七四年	引込	七〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七五年	引込	八〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七六年	引込	九〇,〇〇〇,〇〇〇
成紀七七年	引込	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

小包郵便物概況表

年度	概別	引受	交付
成紀七三三年	古、九、九〇	五、五〇	三、三〇
成紀七三四年	交、五、二〇	二〇、八〇	一、八〇
成紀七三五年	五、五、五五	六、五、九二	一、八、五六
成紀七三六年	六、八、八〇	一、八、五六	一、八、五六
成紀七三七年	六、二、八	三、六、七	三、六、七

爲替

沿革 成紀七三三年一月一日より郵政爲替業務の取扱ひを開始した。當初の經營方針は原則としては中華郵政制度をそのまま踏襲することとせるが、日本・滿洲國との間にあつては極めて緊密なる關係を有するに鑑み、從來の國際爲替方式による複雑

性を排除し日滿間の爲替交換方式に準じ通常爲替・電信爲替・小爲替業務の取扱を開始し、且つ華北および國內には從來の中華郵政の通常爲替方式を採用するのほかに國內においては滿洲國內電信爲替の例により電信爲替業務も開始し現在に至つた。開始後現在に至るまでの各年の取扱概況は次の通りである。

年度別

成紀七三三年	九、四、三
成紀七三四年	一〇、七、一、六・〇六
成紀七三五年	一五、八、〇、〇六・三
成紀七三六年	一七、七、〇、一三・五
成紀七三七年	一八、一、七、七・六

振出 金額

九、四、三	四、八、八、七五・五
一〇、七、一、六・〇六	一〇、七、一、六・〇六
一五、八、〇、〇六・三	一五、八、〇、〇六・三
一七、七、〇、一三・五	一七、七、〇、一三・五
一八、一、七、七・六	一八、一、七、七・六

振渡 金額

九、四、三	八、〇、一、六、〇六
一〇、七、一、六・〇六	一、六、五、一、六・〇六
一五、八、〇、〇六・三	一、六、一、三、三・六
一七、七、〇、一三・五	一、七、〇、〇、一三・五
一八、一、七、七・六	一、三、六、二、六・七

爲替取扱局數 五十六局二分室

爲替種別

地域内 通常爲替、電信爲替

華北 通常爲替

滿洲國および日本、小爲替、通常爲替

電信爲替

特殊取扱の種類および料金

イ、爲替拂渡通知郵便(電信)料金に相當する金額

ロ、拂渡局または拂渡局の變更に通常爲替および電信爲替十錢、小爲替五錢

ハ、證書送達 二十一錢

ニ、再度證書の請求に通常爲替及電信爲

替 十錢、小爲替 五錢

ホ、振出請求書の誤記訂正に郵便(電信)料金に相當する金額

ヘ、拂渡済否取調請求に郵便(電信)料金に相當する金額

△爲替料金

金種別
 一圓迄
 五圓迄
 十圓迄
 十五圓迄
 二十圓迄
 五十圓迄
 百圓迄
 百五十圓迄
 二百圓迄
 二百五十圓迄
 三百圓迄
 四百圓迄
 四百五十圓迄
 五百圓迄

金種別	通	常	高	特	電	信	高	特	小
一圓迄	五分	五分	一角	一角	一角	一角	一角	一角	五分
五圓迄	五分	五分	一角	一角	一角	一角	一角	一角	五分
十圓迄	一角	一角	一角	一角	一角	一角	一角	一角	五分
十五圓迄	一角	一角	一角	一角	一角	一角	一角	一角	五分
二十圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
五十圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
百圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
百五十圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
二百圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
二百五十圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
三百圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
四百圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
四百五十圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分
五百圓迄	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	五分

郵政儲金

概況 郵政儲金制度は成紀七三八年三月一日臺灣建設の基礎漸く成らんとするや、時代の要請に應じて民生の向上と經濟安定強化の目的をもつて創設され、爾來勤勞・節儉の美風涵養につとめ、域内經濟活

動の安定強化をはかつて來たが、内外經濟諸事情はますます儲蓄獎勵の積極化と、これが恒久化を必要とするので新種儲金の創始、その他萬全の措置を講じてその成續もまた近時記録的の向上を示してゐる。そのも、本制度は創始の當初より當地域の繁栄共榮圏に占むる特殊地位を考慮し、また

東亞廣域經濟圏における將來の儲蓄儲金事業の一元統一運営の必然性への遠い見透しより、これを日本のそれに採り、これに當地域の特殊事情を加味して創設されたもので、すでにその第一歩として臺灣、蒙日間の郵政儲金相互取扱もあつて、成紀七三六年四月一日、同十二月一日より開始して兩者間

制限額 一分以上 二分 一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角 五分

の經濟活動を、層層密化するの役割を演じてゐる。現行の儲金は普通儲金と据置儲金・組合儲金・集金儲金で、特に組合儲金は預け人が一定の條件のもとに組合を作つて預入れするもので種々の特色を有し、現在全地域で組合数七〇〇、人員一三、〇〇〇人に達してゐる。集金儲金は成紀七三八年五月一日より取扱を開始せるもので、一定の期間毎月集金を實施する制度で、当地域の實情より非常な好評をもつて迎へられてゐることは、本制度の實施により本年六月において遂に一箇月の純増加額百萬圓の郵政儲金創始以來の新記録を樹立したる事實をもつて知ること亦出来る。

郵政儲金略史

成紀七三九年三月一日 郵政儲金創始(普通儲金、据置儲金、同七三六年八月十五日) 郵政組合儲金創始、同年四月一日 滿洲郵政儲金初々委託業務協定締結、同年十二月一日 蒙日開郵政儲金相互委託業務協定締結、七三八年五月一日 郵政儲金創始

▽年度別預入人員および金額(六月末現在)

年 度	人 員	金 額
七三五年度	三、三六元	一、四八、四六、四六
七三六年度	三、三六元	一、四八、四六、四六

七三七年度 三、三六元、一、四八、四六、四六
 七三八年度 三、三六元、一、四八、四六、四六

▽年度中預高(六月末現在)

年 度	預 金	拂 戻
七三五年	三、三六、八八、二六	一、八六、三三、九九
七三六年度	三、三六、八八、二六	一、八六、三三、九九
七三七年度	三、三六、八八、二六	一、八六、三三、九九
七三八年度	三、三六、八八、二六	一、八六、三三、九九

七三八年より蒙日において委託取扱を開始して加入者に利便を供へてゐるが、決戦下貯蓄増強の叫ばれる折柄、在留邦人の新加入が望まれてゐる。なほ保險事務の取扱ひは主要都市の各郵便局で取扱はれ、最近の契約高は次の通りである。

簡易保險 八、六七六、〇〇 保險料一、三、四四七、〇〇、保險金額 二、三三九、四九〇圓三〇

郵政保險 三、三三〇、〇〇 保險料四四七圓一〇〇、保險金額 六六、八二二圓一〇〇

電 信

沿革 蒙日における電報通信の盛衰は西

紀一八九七年(成紀六九二年)滿洲電信線建設條件により北京・張家口・買買城(外蒙)を繋ぐ廣野キヤフタ線の建設に努めた。この回線は事變前張家口・張北・二連間に長途電話線として残存してゐたが、すでに老朽腐敗して全く用を辨せぬ状態にあつた。その他當地區における電氣通信施設は獨營・省營・縣營・私營等が濫立し始んと無統制無連絡のまま設置されてゐたのを、舊南京政府は當地區の電政を交通部の所管に屬せしめ成紀七二二年(昭和二年)張家口に警察級電氣政管理局を設置して形式的な統制に乗り出した。その後成紀七二九年(昭和九年)末、舊蒙古政府が德化に樹立せられるにおよび、同軍政府の懇請によつて滿洲電氣電話株式會社は察北地區の舊交通部線路管線等を逐次整備擴充するとともに、清源・寶昌・平定堡・公會・德化・商都等の電氣電話局を接収承讓し成紀七三一年十一月、同軍政府と電氣通信業務委託經營に關する正式契約を締結するに至り、事變の前後を通じ昭和十二年末まで二年有餘、察北地區の電氣通信業務は滿洲電々によつて委託經營せられて來たのである。事變勃發後、軍命によつて撤退された滿洲電々社員は、軍作戰通信の圓滑なる疏通をはかるた

め成紀七三年八月張家口に進出し、同地を中心とする軍用通信線を確保しさらに大同・綏遠(厚和)・包頭と軍の作戦に随つて敵軍に破壊された線路の補修、新線路の建設に従事し、軍の通信連絡を断絶ならしめるとともにその餘力をもつて公衆通信の取扱ひを開始、その後蒙疆聯合委員會が張家口に設立されるに及んで、これら電政事業は郵政事業とともに同委員交通部の管轄統制下におかれ郵電總局に引繼がれたのである。

蒙亞電氣通信業務協定の締結 事變を契機として大陸各地には各種形態の電氣通信業務體の新生を見、日本・滿洲・蒙疆・華北・華中・華南等を含む東亞プロック圏内の電氣通信は漸く滿進の氣運に恵まれ、この間における政治的・經濟的ならびに文化的提携の進歩と相呼應していよいよ緊密の度を加ふるに至つた。併しこれらプロック圏内相互間の連絡としては各關係當時國がそれ／＼個別的に臨時取極めをなして来たのであるが、離進する電氣通信はこれら協定をまず／＼複雑多岐ならしめて業務の條件も幾多煩瑣な差異を生じ、ことに時代の進運に伴ふ改善の如きは極めて多角的な折衝を必要とするので、業務の統一の制

新もまた極めて困難な状態となつた。このにおいて日滿華事業はこれら錯綜せる協定關係を整理統合し、併せて各事業者の結合と協調をはかるべく東亞電氣通信に共通する第一の業務協定を締結するの要起り、昭和十六年一月諸種の準備完了を見たので日本・蒙疆・華北・華中・華南・滿洲・樺太・蒙疆・朝鮮等各當事者は東京に會合して協定締結の運びとなつた。この協定によつて蒙疆は東亞電氣通信圏の一翼としてますます重きを加へるに至り、東亞における電氣通信の有機的・綜合的發展に提携協力しその職域を通じて大東亞建設の職業に參與することとなつた。

蒙疆の一年 阜寧破竹の進撃占領により南方建設は最快速調をもつて整備圖充せられ、その通信は今や全く大東亞共榮圏の通信として育成強化せられ、蒙疆と南方占領地域との電報取扱ひは早くも成紀七三七年八月一日開始され、現在次の十地域におよんでゐる。また香港および泰國においてすら舊制度を一新して東亞電報の取扱ひ地域として善隣提携するに至つてゐる。こゝに大東亞通信圏の一應の整備確立を見たりといふべく、大東亞共榮圏建設促進に參與するところ大なるものがある。

取扱地域名	開始年月日
ジャヤワ	成紀七三七年八月一日
スマタラ	同
マラヤ	同
比島	八月十日
ブルネオ	十一月十日
セペ	成紀七三八年一月一日
北ボルネオ	同
南ボルネオ	同
アンボイナ島	同
パプア島	同
香港	五月一日
泰國	成紀七三七年十一月六日

電報取扱局所 國內における電報取扱局所は次の如し(成紀七三八年七月一日現在)

地域別	電報局	電報取扱所
張家口特別市	張家口	二
宣化省	宣化	二
大同省	大同	二
巴彥塔拉盟	巴彥塔拉	九
察哈爾盟	察哈爾	九
綏遠省	綏遠	九
歸綏省	歸綏	九
烏蘭察布盟	烏蘭察布	九

電報取扱時間

局名	期間	取扱時間
張家口特別市	自四月一日至五月三十一日	自午前八時至午後八時
宣化省	自五月一日至五月三十一日	自午前八時至午後八時
大同省	自六月一日至六月三十日	自午前八時至午後八時
巴彥塔拉盟	自七月一日至七月三十一日	自午前八時至午後八時
察哈爾盟	自八月一日至八月三十一日	自午前八時至午後八時
綏遠省	自九月一日至九月三十日	自午前八時至午後八時
歸綏省	自十月一日至十月三十一日	自午前八時至午後八時
烏蘭察布盟	自十一月一日至十一月三十日	自午前八時至午後八時

宣化、豐鎮、懷安、多	自四月一日	自午前九時
平地泉、蔚州、多	至九月三十日	至午後六時
宣化省城、蔚州、多	自十月一日	自午前七時
宣化省城、蔚州、多	至三月三十一日	至午後六時
大同、大同、大同、大同	自四月一日	自午前九時
大同、大同、大同、大同	至九月三十日	至午後五時
大同、大同、大同、大同	自十月一日	自午前七時
大同、大同、大同、大同	至三月三十一日	至午後五時

鳩通債 有線無線電信電話の増強に挿入して通信連絡の完備に貢獻する場も漸次充實されて通信所数においても飼育羽數においても年々増加の一途を辿り、官用通信のみならず一般商用通信にも利用されんとしつつあり、その將來には大きな期待がかけられてゐる。

電 話

概況 蒙疆における電話は、他の電氣通信と同様民有官營の形態のもとに、交通總局が一元的に管理經營しその設備は回線の擴張化といひ、各主要都市電話の自動化といひ、最新方式施設の採用整備により大陸の他地域に比し先行せる感がある。電話通話の取扱ひにおいては地域内主要各都市間の通話は勿論、一般公衆電話回線外の地方

電話施設をも一般民衆の使用に供し、全域内始んど電話通話が可能である。また地域外華北をはじめ日本の各主要都市との通話も取扱つてをり、これが政治・經濟・文化の各般に廣くをり、これが蓋し大なるものがある。電話の需要は日一日と増加し、加入申込もますます多きを加へつゝあるも、交通總局ではこれが公正適切な配分をはかるため公益優先配分の方針を堅持するとともに、一般需要についても年一回乃至二回の増設計畫を據棄して年數回定期的に申込みの受理をなし、公衆の利便をはかるとともに常に情勢に即應した電話配分統制を行つてゐる。

首都の電話度數制 交通總局電政科では成紀七三八年一月一日から首都電話度數制を實施した。通話の度數制といふのは、加入者の通話ごとに度數計が數字を刻みこみこの通話度數によつて料金を徴收する制度で、蒙疆ではすでに厚和市が前年七月一日から實施して多大の効果を收めてゐる。

電話交換局および電話取扱局 成紀七三八年八月一日現在における電話交換局および電話取扱局は次の通りである。
 自働式 張家口・大同・厚和

手働式 包頭・宣化・張北・豐鎮・薩拉齊・大同炭礦・岱岳・萬安・平地泉

電話取扱局
 張家口・大同・厚和・張家口城內・蒙省政府內・張家口明德街・大同南門外・大同炭礦・厚和新城・包頭・宣化・平地泉・張北・薩拉齊・岱岳・萬安・多倫・下花園・懷來・康莊・薩盛莊・商都・平定堡・寶源・尚義・公魯・康保・德化・涼城

電話局種別 電話使用料その他の基礎となる局種別は次の通り。

種別	加入者數	局名
一級局	二千以上	張家口
二級局	一千以上	大同・厚和
三級局	五百以上	包頭
四級局	二百以上	宣化・豐鎮・平地泉
五級局	二百以下	萬安・岱岳・張北・大同炭礦・薩拉齊

電話使用料 電話使用料は次の金額を年四回に分納する。

種別	金額
一級局	二一六圓
二級局	一九二圓
三級局	一六八圓
四級局	一四四圓

四級局 一四四圓 一一〇圓
五級局 一〇八圓

口、度數料金制 基本料金年額

一級局 二級局 三級局 四級局

七二圓 六〇圓 四八圓 三六圓

市外通話度數料 一度數毎に五分

附加使用料 (年額)

イ、加入區域外加入 加入區域外の電話

線百米メートルまで毎に六圓

ロ、卓上電話機 一箇毎に二十四圓

ハ、増設機械 電話機同一邸宅または

構内に増設するもの

普通機械 一箇毎に三十六圓

卓上機 一箇毎に六十圓

他の邸宅または他の構内に増設するものおよび他人の使用に供するものは前記料金に各十二圓を加

算す

受話器 一箇毎に六圓

電鈴 一箇毎に六圓

加入料

日働式 百十圓

手働式 四十圓

なほ臨時加入の制度があり、加入料二十圓、電話

使用料日額二圓をもつて三十日以内の電話使用が出来る

通話・呼出に関する料金

▽一通話時の市内普通通話料一角▽二回の普通市内呼出料二角▽至急通話の二倍

▽通話取消料 當該通話一通話時數料金額の五分の一

▽呼出取消料 當該呼出料相當額

市内通話料

イ、管内主要地内普通通話料

張家口 大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

大同 厚和 包頭

張家口 東京・大阪その他の内地主 張家口市一〇・三〇

放送

沿革 事變前の蒙疆には放送施設なく、一般聴取者は専ら他地方(北京・上海・漢口・濟南等)の放送を聴取しつゝ、その施設は張家口のみでも約二百と稱せられたが事變勃發するや外來放送防遏のために支那軍によつてこれらの器械は沒收あるひは破壊されたものとどくである。成紀七三二年八月、皇軍が張家口に入城するや滿洲國電信電話會社西部特派員は逸早く搬入した放送機を張家口大平公園に設置し張家口放送局を開設、同年九月十日から宣傳放送を開始した。ついで使用電力を強化變更するにあつて同市蒙古營を現在の局舎に移轉、成紀七三三年十一月一日から獨立業務を開始した。

首都二重放送開始 複合民族を擁護する蒙疆において、現地語・日本語混合の放送にては現時局下その重要使命に即應し得ざるにより、放送を現地語をもつてする第一

放送、日本語をもつてする第二放送に分離し、全住民に十分に國策の周知徹底と健全娛樂の提供をはかるため、先づ成程七三六年一月二十一日より張家口放送局を擴充して劃期的二重放送を開始した。この日二重放送開始を祝ふ記念式典は軍・官・民間関係多数を招いて放送局第二放送室で開かれた。十一時厳肅な國民禮禮のち仲西交通總局次長先づ二重放送開始の運びに至るまでに各關係機關より寄せられた盛大なる援助協力に感謝の挨拶を述べれば、岩崎公使、文宣化省公署總務處長、農弘報局理事官より蒙賜における放送業務の劃期的新發足に今後を期待する旨の祝辭あり、最後に福永放送局長が決意を披瀝して十二時閉式した。

さらに大同放送局における二重放送ならびに包頭放送局の新設は近く實現の見込みである。

聴取の取締り 特殊防共地域たる蒙疆において敵性電波を防遏し、疆内放送の促進をはかるため、政府・領事館においてはラ

ジオ聴取取締規則を制定公布した。これによつて放送聴取者は蒙疆地域内放送局から送られる電波以外はその聴取を禁止されてゐる。これがため聴取者は受信機を蒙疆電氣通信設備株式會社ラジオ相談所において檢定を受けたる上、現期系は政府へ、在留邦人は領事館へ届出でなければならぬ。

ラジオ受信機の輸入取締り ラジオ受信機およびその部分品を輸入せんとするときは左の事項を記載したる申請書正副二通を交通總局長に提出し、その許可を受けねばならぬ。

第一放送

周 波 數 八四三キロサイクル
 放送用語 現地語
 放送開始年月日 成紀七三三年十一月二日

二、大同放送局

周 波 數 七五五キロサイクル
 放送用語 現地語、日本語混合
 放送開始年月日 成紀七三七年三月一日

一、輸入の目的

- 二、輸入先(出荷先)
- 三、機器または部分品の種別
- 四、機器または部分品の性能および型式
- 五、機器または部分品製作者(または所)名
- 六、數量
- 七、輸入豫定月日
- 八、その他参考事項

放送局概況

二、張家口放送局

第二放送

一、七五五キロサイクル
 日本語
 成紀七三八年一月二十一日

三、厚和放送局

周 波 數 八、五五キロサイクル
 放送用語 現地語、日本語混合
 放送開始年月日 成紀七三六年十二月十一日

厚
和
市
公
署

市長 李 春 秀

參事官 櫛 部 正 暉

土 默 特 特 別 旗 公 署

總 管 森 額

指 導 官 政 加 藤 酉 藏

厚和居留民團

民團長 土屋博愛

厚和市舊城東順城街

電話

二五二五番
二四六五番

官 立 厚 和 醫 院

院長兼 醫學博士 馬淵純

內科醫長 醫學士 西敏

內科醫員 醫師 白富

外科兼 醫學士 山住 鑛太郎

耳鼻喉科醫長 醫學士 古賀朝

小兒科醫長 醫師 王祝

皮膚科醫長 醫師 張見

齒科醫長 東洋齒科 邊

眼科醫長 醫師 田蜀

藥局長 京城藥學士 宮下 眞

事務長 從五位 村田 眞

淵純 西敏 白富 山住 鑛太郎 古賀朝 王祝 張見 邊 田蜀 宮下 眞 村田 眞 枝 一 生 操 齡 君 武 郎 德 夫 文

厚 和 土 曜 會

蒙疆電業株式會社厚和支店

齋藤三郎 電話二五六三番

蒙疆銀行厚和分行

齋藤安次郎 電話二七〇四番

同和實業銀行厚和分行

松尾四郎 電話二四五四番

蒙疆鑛產販賣股份有限公司厚和出張所

龜谷文男 電話二七三四番

蒙疆運輸股份有限公司厚和出張所

深田太一 電話二五一一番

蒙古食料品股份有限公司厚和支店

柴本嘉明 電話二七三七番

蒙疆電氣通信設備株式會社厚和出張所

三好勇 電話二三〇一番

厚
和
清
查
權
運
署

署 長 玉 春

副 署 長 池 田 喜 一

巴盟興亞協進會本部

本部長 默勒根巴圖爾

事務長 盛 一 武 雄

巴盟興亞協進會本部
經營各社優秀映畫上映

協 進 劇 場

支配人 平澤吉太郎

厚和市舊城
電話二五四二番

巴盟輸入配給組合本部

常務理事 蕭 雲 翔

總務科長 磯 田 橋 次

和 厚 疆 蒙

內 案 館 旅 名 著 市 和 厚

(順 八 口 个)

日 本 旅 館
電 話 二 九 二 五 番

大 青 山 旅 館
電 話 二 七 〇 七 番

大 和 旅 館
電 話 二 八 〇 六 番

神 戶 旅 館
電 話 二 四 七 一 番

厚 和 旅 館
電 話 二 九 六 八 二 五 五 六 番

綏 遠 旅 館
電 話 二 七 二 四 番

土木建築請負業

合名
會社

大
亞
組

代表社員

樋川嘉市


厚和市新城西街
電話二九一一番



元造釀油醬河黑大
廠工品食河黑大

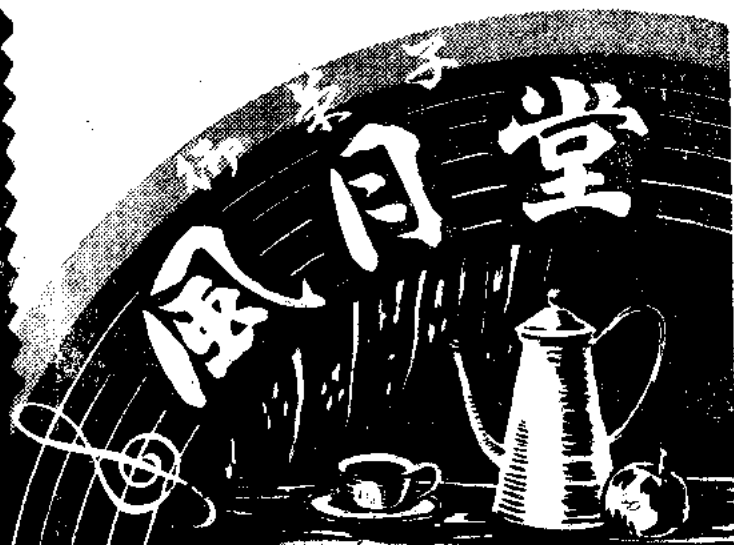
街道城新城舊市和厚

番〇五二三話電



明日の休息は明日への活力素。

喫茶と.....
軽いお食事!



昭和市旧城・電2736・工場大馬路26号・電2415・

實費の保險

千代田生命

千代田生命張家口出張所

張家口市馬路四條七號
電話張家口三四一三番

千代田生命大同出張所

大同市城內
電話大同三〇三三番

千代田生命厚和出張所

厚和市舊城小西街五號
電話厚和二九八四番

事務所所在地 包頭宣化

蒙疆鑛販特約販賣

厚和石炭販賣組合

組合長 郭 芝 蘭

副組合長 安 藤 猛



神 社

蒙園における神社は邦人の進出とともに張家口をはじめ大同、厚和、包頭などの主要都市に奉祀され、在留同胞の鎮守として例大祭はもろろん、内地の神社となんら變らない祭祀が行はれてゐる。各神社とも莊重森嚴にして、在留同胞は日夜崇敬の誠を捧げ、大東亞戰爭完遂を誓ふのである。なほ張家口には大東亞戰爭で陣歿せる將士の英靈を祀る日の本神社が昭和十四年に御造營された。

二月基金募集を開始したところ工事豫定額の二十二萬一千餘圓の實額に達したので玉垣、石垣、神橋、鳥居その他排水溝、參道などの増築または改修を施すことになり同年四月着工、同年八月末工事終了、一方第二次緑化計畫も同時に進行、蒙園の總鎮守に相應しい景觀を添へるに至つた。在蒙邦人および崇敬の念篤き現地人を崇敬者とし神社の奉仕維持に當つてゐる。神職は梅田宮司以下六名奉仕してゐる。

鎮座地 張家口東太平山二台子
祭神 天照大神 明治天皇 國魂大神
永久王命の御四柱におはします
昭和十八年度蒙園神社歳入出總計豫算
歳入(單位圓)
經常部 七八、一六三(前年比一八、四五三増) 供進金、神饌幣帛料、賽物等
臨時部 なし(前年比二六六、四二〇減)

合 計 七八、一六三(前年比二四七、九六の減)
歳出(單位圓)
經常部 七八、一六三(前年比一七、一三三増) 社費、境内外地諸費、營繕費など
臨時部 なし(前年比二六五、一〇〇減)
合 計 七八、一六三(前年比二四七、九六七減)

厚和神社 二千六百年を記念して昭和十五年六月民會において厚和神社御造營を決議、直ちに御造營奉養會を結成、工費豫算十四萬一千餘圓をもつて本殿、手水舎、鳥居などの新築工事に着手、同年十二月二十五日竣工、同月三十日鎮座祭を實行した。

祭神は、天照大神 國魂大神の御二柱におはします居留民ならびに三萬厚和市民の精神的擔りどころとして崇敬し奉る。厚和在留邦人は總て氏子として氏子會を組織し、神社の奉仕維持に當つてゐる。昭和十八年度氏子供進金豫算二千九百九十六萬圓、神職二名奉仕してゐる。十八年度事業として社務所新築が行はれた。

大同神社 昭和十四年九月大同居留民會發起で忠靈顯彰神社造營委員會が設立され

同委員会が中心となつて神社奉齋地を西門外約十萬平方メートルの淨地を選定、昭和十五年皇紀二千六百年を慶祝して記念植樹(約五千本)を行ひ、聖地の淨化整備に着手したが、該地は遠隔に過ぎるので當分の区域内に假宮を奉齋することに決定、九月七日假宮の敷入式を執行、翌年二月一日地鎮祭、同九月十七日上棟祭を執行した。かくて十月十七日、皇太神宮御神樂代を居留民一同の奉迎裡に假奉安所に安流し奉り、同二十三日遷座祭、二十三日奉幣祭を壯嚴に執行した。

包頭神社 光輝ある紀元二千六百年記念事業として包頭市民の熱誠を籠めて昭和十六年十一月十日包頭市宮三元巷に奉齋、春季(五月十七日)、秋季(十月十七日)の二回例大祭が執行され、神職三宮仁氏が奉仕中上げてゐる。

北白川宮永久王殿下御二年祭 護國の戦野に御戦死をせられたる北白川宮永久王殿下の御二年祭は、昭和十七年九月四日軍主催で第五三〇部隊講堂で厳かに執行、七白萬邦民集けて東京高野の御靈祭の御儀を遙かに偲び奉り、御遺徳景仰の至誠を表し奉つた。

蒙疆忠靈塔竣工式 忠靈塔彫影會が中心と

なつて大東亞建設發足四周年を記念して總工費豫算五十五萬圓で費してから一年三箇月目の昭和十七年十月十六日に、蒙疆忠靈塔は張家口東太平山麓に竣工した。この日厳かな竣工式が舉行され、西北鎮護の神を永遠に顯彰することになった。

主材は現地産の大理行や花崗岩、高さ四十五メートル、表面積は五百二十八メートルである。

忠靈塔臨時大祭 善國の靈安かれと、赤誠こめた初の忠靈塔臨時大祭は、昭和十七年十月二十日盛況大に執り行はれた。この日境内では武進、相撲、演藝などの各種遊しを祈祭神に捧げて、不滅の遺勳を偲び奉つた。

忠靈塔初例祭 蒙疆忠靈塔の初の例祭は昭和十八年四月三十日塔前廣場で執り行はれた。この日全邦民は各在所で敬虔な感謝の祈念を捧げた。

蒙古軍忠靈塔 建軍以來蒙古軍發達の矢兵として興亜建設の大業に殉じた蒙古軍日蒙系諸烈士の忠魂を合祀、永くこれを忠靈塔顯彰すべく、昭和十五年厚和五塔寺内に蒙古軍忠靈廟を創建、毎年春秋二回盛大な慰靈祭を執行、蒙古軍の聖廟となつてゐる。

慰靈祭

戊第五三〇部隊同僚慰靈祭 西北鎮護の神と敬垂した故丹羽政二大佐、高陞阿蒙古軍上校、程儒海蒙古政府警備官等戊第五三〇部隊將兵、蒙滿華各部隊の英靈を合祀するため戊第五三〇部隊主催で、昭和十八年四月十日張家口太平山麓公共體育場で佛式により厳かに執行、参列の軍官民擧げて哀悼の意を表し奉るとともに、大東亞戰爭完遂を英靈に誓ひ奉つたのである。

蒙疆建設殉難者慰靈祭 蒙疆建設の礎石と敬垂した阜軍戦死勇士および蒙疆建設犠牲者の冥魂を祈るべく張家口特別市公署ならびに居留民廟主催で、昭和十七年九月三十日張家口日本國民學校々庭で佛式により厳かに執行、市民多數参列して哀悼の意を表し奉つた。

蒙古軍合同慰靈祭 昭和十七年十月十日厚和五塔寺に、徳正席、李守信副守席ほか軍官民多數参列して蒙古軍諸烈士の忠魂を合祀するとともに冥福を祈り英魂水へに安かれと追悼の誠を捧げた。

史蹟、名勝保存法制定

蒙疆内に在る史蹟、名勝、天然記念物の破損ならびに文物の散逸を防ぎ古代文化を保存して蒙疆文化の育成に資するため、蒙古政府では古蹟、古物、名勝または天然記念物保存法を制定、成程七三八年四月十四日公布即日施行した。保存法の全文は次の通り。

古蹟古物名勝天然記念物保存法

- 第一條 本法において古蹟と稱するは古蹟、古塔、オボ、城壕、墟墓台、塚塔、廟宇、關隘等の遺址、戦蹟其の他史實に關係ある遺蹟並に風俗、石器、土器、銅器、骨角類を指し、古物と稱するは典籍、貨幣、繪畫、彫刻、工藝品等の物件にして歴史の證據又は美術の模範となるべきものを謂ふ。
- 名勝と稱するは風景游仙にして觀光に適する地域を謂ふ。
- 天然記念物と稱するは山河、池沼、森林、草木、岩石等の自然物にして學術其の他の發見に資するもの保存すべきものを謂ふ。
- 第二條 古蹟、古物、名勝又は天然記念物を發見したる者は速急に札薩克、總管、特別市長又は市縣長その他これに當する官署の長官に届出づべし
- 第三條 古蹟、古物、名勝又は天然記念物にしてその所有者の知れざるものは國の所有とす
- 第四條 古蹟、古物、名勝又は天然記念物の調査に

關し必要あるときは當該委員は他人の上地に侵入り土地の發掘、障礙物の除去、標石、標誌の建設等の行為を爲すことを得

第五條 特に保存の必要ありと認むる古蹟、古物、名勝または天然記念物は興業委員會委員長または内政部長これに指定す

第六條 興業委員會委員長または内政部長は指定したる古蹟、古物、名勝または天然記念物の保存に關し地域を定めて一定の行為を禁止若しくは制限し又は所有若しくは管理者に一定の措置を命ずることを得

第七條 第四條の規定による行為または前條の規定による処分、若しくは罰則により損害を被りたる者に對し興業委員會委員長または内政部長はその相當と認むる賠償を命ずることを得

第八條 古蹟、古物、名勝又は天然記念物の現状を變じ又は其の保存に影響を及ぼすべき行為を爲すことを得ず、但し興業委員會委員長又は内政部長の許可ある場合は此の限りに在らず

第九條 國有又は指定したる古蹟、古物、名勝又は天然記念物の現状を變更するの必要を生じたる場合には主管官署の興業委員會委員長又は内政部長と協議すべし、但し急を要する場合には水指定の古蹟、古物、名勝又は天然記念物に限り機宜の處置を爲し興業委員會委員長又は内政部長に其の旨報告すべし

第十條 國有又は指定したる古蹟、古物、名勝又は天然記念物の管理に付ては興業委員會委員長又は内政部長主管官署長と協議の上これを定む

第十一條 第一條の規定に違反したる者は五十圓以下の罰金に處す

第十二條 第六條の規定による禁止若しくは制限を犯し又は同條の規定による命令に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

第十三條 第八條第一項の規定に違反したる者は六月以下の有期懲罰、拘役又は二千圓以下の罰金に處す

第十四條 古蹟、古物、名勝又は天然記念物を損壞又は毀滅したる者は五年以下の有期懲罰、拘役又は三千圓以下の罰金に處す

第十五條 本法施行に必要なる規定は興業委員會委員長又は内政部長これに定む

附 則

第十五條 本法は公布の日よりこれを施行す

第十六條 現に古蹟、古物、名勝または天然記念物を所有し又は管理する者は本法施行後一年以内に札薩克、總管、特別市長または市縣長その他これに當する官署の長官に届出ずべし

前項に違反したる者は第十條の規定を準用す

スルタ、オールド、聖蹟スルタ(廟律靈)

還りて半歳、聖域を黃河南岸の大鹵灣に定め、蒙古政府、伊克昭盟の手に復興蒙古を謳歌する民衆の聖許奉仕により、悠々たる黃河の流れを俯瞰する絶好の地を聖域とし祭壇を建設、成程七三八年四月二十三日嚴肅な遷都祭を齎行、同二十五日太廟大祭の吉日をトしてこの地に蒙古古式に則るオルド(樂福都)の祭りとスルタ大祭を厳肅に舉行して太祖成吉思汗の靈を慰め永遠に蒙古人信仰の中心となした。

宗 教

概 説 蒙語において布教活動しつゝある宗教團體(合類似宗教)の主流的存在は喇嘛教、回教、佛教、道教、天主教、基督教、紅十字會および道德教としての儒教等であり、その他宗教結社的人格を有する幾多の上層宗教がある。而してこれら各宗教團の布教傳道の法的根據は政府組織法において正宗教の布教傳道を認め、信教の自由を明示してゐるのである。蒙古政府の高度自治能動的特殊使命の達成に各宗教を通じ協力奉仕せしめざるべからざることは喋々たるまでもなく、寧ろ積極的に正教を指導育成し宗教活動を治安の確立、特に剿共および主義増強等項下本政府の遂行すべき使命の貫徹に挺身せしめなければならぬ。されば低調、消極なを宗教行政はこの要諦において決して妥當なる方策にあらざして飽くまでも決意下における戦ひつゝある政府の施政方針ならびに政府發達理念を遵守し舊來の靜止、沈滞を止揚して果敢なる宗教活動に任せしめねばならない。

政府の宗教行政方針および體制 政府の

宗教行政方針は政府組織法においてもこれを明示してあるごとく、正教の保育育成をもつてその根本方針とする。即ち各宗教團體を通じそれらその教理、布教理念を政府發達精神、施政方針に歸せしめ、東洋道義を基調とする醇厚なる宗風を刷新しつゝ、邦民の信仰および思想の淨化をはかり宗教民族としての正純なる宗教的基盤を確立し、特に滅共の具現に挺身するとともに本政權の遂行すべき使命の尤たる治安圏の擴大および主義増強運動に邁進し、あくまでも建設宗團としての實を發揮せしむるのが行政の方針であり、而して政府の行政機構としては喇嘛教行政のために専ら興蒙委員會これに任じ、回教民族行政のためには一昨半政府行政機構の改組に伴つて中央回教委員會が設立され、これが下部實踐機關として省、盟公署に回教班を設けて本格的行政に當りつゝあり、その他の宗教に對する施政は内政部文教科禮教股において行政しつゝあるのである。

蒙古佛教復興要綱

方針 蒙旗建設第一期計畫大綱に基き、喇嘛僧の覺醒の自發活動により大乘佛教の眞髓を自覺し蒙古佛教をして蒙古民族の宗教たらしむる如く復興せんがため、蒙

古佛教行政を確立するにあり。

實施要領

一、教義宣揚に關する事項 蒙古佛教の本來具有せる菩薩道の教義を宣揚し西藏、滿洲その他の諸地域に互る喇嘛教團と緊密なる關係をはかるものとす

二、喇嘛僧に關する事項 1 蒙古復興精神の作興 (イ) 大乘佛教の眞精神を明確に自覺するとともに民族觀念を喚起して蒙古復興精神を復興し、蒙古佛教を通じて東亞新秩序建設の精神的翼賛を期す (ロ) 喇嘛僧を啓蒙して自主的に形式化の構築を脱皮し護持正法、愛國民族の精神を涵養せしむ (ハ) 濟世利人の佛陀の教法に基づき懈怠放逸を戒め、佛教を保持し國民の精神的指導者として地方福祉の増進にも盡せんことを期す

2 實踐推進力の振作 (イ) 教化、大乘佛教精神を體得し時局を認識し率先躬行自ら邦民の師表たる實を擧げ、邦民を教化し刷新の觀念を振起せんがため、布教僧制度の確立を期す (ロ) 生産思想、邦民の生産力補充のため自ら勤勞思想を培養し所要の寺廟に授産施設を創設し適性なる生業を授けて國民に對して生産思想を普及徹底せしむ (ハ) 衛生思想、國民の

保健衛生思想を徹底せしむるため所要の
 寺廟に醫療施設を完備し喇嘛醫合格者を
 して取敢ず旗民の治療に従事せしめ民生
 向上施策に協力せんことを期す

3 出家、檢定度牒 (イ) 旗民の出家
 剃髮に關しては宗教的指導者たるの人格
 を汚さざる限りその職域に保護を加ふる
 ものとす(ロ)出家許可制試験制度および度
 牒制を施行す

1 教育 (イ) 從來寺廟にて行へる喇
 嘛教學についてはこれを助長すべし、
 新たに日本留學制度および專斷教育制度
 を創設す (ロ)寺廟に喇嘛義務教育部を
 設置す

二、寺廟に關する事項 1 寺廟建築物の
 保護 寺廟の建造物は該寺廟宇事喇嘛こ
 れを管理保護し該所管廳公署はこれに適
 切なる保護監督を加ふるものとす
 2 寺廟の整理 寺廟の由緒、地域的位
 置ならびに旗民の信仰狀況等を慎重に考
 慮し漸次統合しその充實をはかる

3 總本山の建立 喇嘛教の總括的中心
 寺廟として疆内適當の地區に總本山の建
 立を企畫す
 喇嘛印務處設立 第二回蒙古佛教復興會
 議は菩薩道を通じての復興蒙古への寄與、

生産増強の参加、保健衛生思想の普及、
 喇嘛義務制度の確立、蒙文經典および論註
 ならびに以上各項の越前徹底をはかるため
 の宗務機關の設置等革新的内容を盛りて五
 月十一日十時から政府講堂に開催

喇嘛僧團 カンザル活佛以下各旗代表喇嘛僧
 △興蒙委員會副委員長 吉澤副委員長 副教
 育局長 佐竹副團長 團長 清水副團長 以下關係
 職員△政府關係 各都局科長△盟關係 卓參照長
 以下各盟長、蒙興會以下關係官△奉實佛大使館、
 並關係會、立正興蒙道場

ほか各旗喇嘛代表等百三十餘名出席、定刻國
 民儀禮のち松委員長の訓示あり、直ちに
 第一回會議の議決に基き蒙古佛教復興會實施
 要領について興蒙委員會より説明があり
 つづいて喇嘛僧團ならびに各盟旗代表側と
 の間に質疑應答がくり返され、方針、實施
 要領の大綱を決定、同要領に基き復興施策
 を實施する宗務機關、喇嘛印務處章程案を
 審議し、大體の成案をまとめるとともに同
 時に喇嘛印務處開設を決議第一日の會議を
 終つた。第二日目は十二月十一時から政府

講堂に開催、定刻國民儀禮のち直ちに第
 一日の決議に基き喇嘛印務處開設に伴ふ同
 處職員の任命式に移り、先聲喇嘛として一
 般の尊敬をうけてゐる錫盟東ニト旗テヤ
 ガンゲンが推され、松委員長より正式に

同師を掌印達喇嘛に委嘱し、つゞいて烏盟
 中公旗のメリケンゲンを副掌印達喇嘛に
 それれ、變任命し、終つて喇嘛印務處開
 設經過報告ありそれより松委員長の訓示、
 蒙古佛教復興に挺身盡力せんとの挨拶あつ
 て十二時三十分閉式した。

同教連絡會議 同教委員會では本年度滿
 内回教徒指導方針に基き事業計畫の徹底お
 よび會務の刷新強化をはかるため六月十四
 十五の兩日に亘り西北回教聯合委員會本部
 ならびに各地支部の總務主任および會計主
 任を張家口に招致し、政府會議室で連絡會
 議を開催した。當日の主要議題は次の通り。
 14日 副委員長訓示、總務主任會務報
 告、回教委員會より注意事項説明、委員
 會制より會務、會計、民生、指導、調査
 等各部門連絡事項の説明。

15日 會務促進改善案、一般教胞連絡
 案、調査事項の件等につき懇談研究した。
 蒙藏佛教會教學基本要綱 往年におたつ
 て受難の歴史を繰り返りひるげた蒙藏の佛教は
 政府の整理を要機として、本然と自覺し漸
 進的ながらもその本質に還るべく傾慕する
 自願運動を展開しつつある。政府において

も佛教をして大乘佛教の本来に歸すべく、蒙疆佛教育を結成し蒙疆に在任する佛教寺院僧侶を悉くこれに参加せしめ、これを基礎として佛教會の自主性を確立し、寺廟の向上、僧侶の向上および通生思想の拂拭をはかりつゝあるが、本年度より僧侶の養成機關を法的根據の上に設立してその成果を期すべく、政務院訓令第七十五號をもつて蒙疆佛教育學基本要綱を制定公布した。さらにこの要綱に基いて現に布教に従事してゐる全蒙有力僧侶五十名を選抜、八月一日より二週間にあつて練成し多大の成果を収めた。

蒙疆天主教大會 蒙疆地區に天主教が布教されてから一世紀、現在教育教八三、宣教師數一五二、信徒數二〇四、四五五を擁する蒙疆聖地天主教は、大東亞競爭勃發により地區内敵國人宣教師に對する集團生活の實施に伴ひ、こゝに全く從來の敵性を拂拭して大東亞共榮圈理念に統一、蒙古政府の施政に即應する布教方法の轉換、道義宗團の結成、育成を期すつゝあるが、蒙古政府勅諭局ではその強化促進を期するため六月二十九日十時から政府講堂において初の蒙疆天主教大會を開催、政府側武内總務廳長以下係員、大使館から岩崎公使代理門臨

總務部長以下係官および各地修道院、天主堂、宣教師三十名出席、國民議禮ののち教書朗誦、武内總長ならびに岩崎公使(代讀)の致詞、蒙原弘報局事務官の「敬國人集團生活實施の眞相および狀況」蒙古政府宗教行政方針の指示その他を三十分間にわたる細部方針を宣明したのち、厚和、大同、宣化各修道院の順で各代表者がそれら、現況および對其關係につき報告があつて休憩十四時から再び會議に移り、各地宣教師の教務報告に次いで懇談に移り、眞摯な質疑應答あつて十六時第一日の會議を終了、全宣教師は決戦下東亞再興の新理念に基いて宗教奉公の誠を盡すべく固い誓を捧げた。なほ第二日目の三十日十時から政府講堂において蒙疆天主教團結成式が行はれた。

教 育

蒙古政府の教育行政機構

中央機構 蒙疆の文教行政は成範七三四年九月一日、三政權統合成つて蒙古聯合自治政府が誕生するにおよび政府暫行組織法ならびに政務院各部官制によつて民政部内に教育科を置き、これを處理せしめること

となつたのであるが成範七三六年六月二日政府中央行政機構の改革に伴つて教育科は分れて内政部文教科、興蒙委員會教育處の二つとなり前者は主として漢回人の教育、後者は蒙古人教育の振興に當ることとなり回教徒の指導に關しては別に回教委員會が設置せられるに至つたのである。さらに

- 1 中央學院、蒙古高等學院は政務院長の管理に屬して總務廳人事科その事務を擔當す
- 2 留學生教育に關する事項は從來内政部文教科、興蒙委員會教育處の所管であつたところ、かくては人事計畫の面大なりとして總務廳人事科に移さる
- 3 教科書編譯事務もまた文教科、教育處より總務廳に移され編譯官室の設置となつた

4 中央學院、交通學院ならびに牧業試驗場、中央農試内の指導員養成等各種の特殊教育施設は文教科、教育處の指導監督外にありそれら關係部局の指導監督を受けてゐる

地方機構 政權統合當初における地方教育行政機構は、一、政廳、盟にありては民政廳文教科(省北は思想廳)これを管理す。二、市、縣にありては民政科教育股。三、旗に

ありては未だ旗官制なく、暫行的に總務科または民政科にて管掌した。

しかるに成紀七三七年九月、張家口特別市官制、同年十二月省關官制の公布を見て、現在は次の如く改められた。

一、張家口特別市 民政處行政股教育系
 二、宣化、大同、巴盟、察盟においては民政處教育股が、錫盟、烏盟、伊盟においては民政處文教股

三、市、縣においては民政科教育股
 四、旗においては民政處教育組(假稱)が教育行政を管掌する豫定である

督學機構 中央に教學股、省、盟に視學官、特別市および市、縣、旗に視學あり、ほかに視學委員制度もある。

回教方面 現在回教徒の四部(清真)小學校または回教青年學校は厚和および包頭に市立の小學校があるほか、他はいづれも西北回教聯合會立(私立)となつてゐる。

審議會 教育審議會および教育用圖書審議會があり前者は政務院長監督の下に主管部長の諮問に應じ教育制度その他重要な事項の調査審議にあたる。後者は同じく教育用圖書編纂に關する重要事項の審議に當ることとなつてゐる。

教科書 政府統合前は三政權とも中等學

採用教科書は滿洲國民生部編纂のものを用ひ初等學用教科書は滿洲國發行のものに各政府の色彩を加味して發行した。種類は算術、日本語、自然、國文(漢文)、修身、日本史、地理、孝經、論語等で初等高級合計四十種、成紀七三三年伊府部数は四十六萬八千冊であつたが、それも漢人用のみのもので蒙文は一冊もなかつた。しかるに成紀七三四年政權統合と同時に民政部に編審室を設けて高級小學校日本語讀本全と、初等小學校用蒙古語讀本四冊、蒙古語算術四冊を同年編纂した。成紀七三五年より三箇年計畫のもとに初等、中等教科書の編纂を企圖し未だ學校規程、各科教科規程制定されざらざるをもつて次の編纂要領に従ひ編纂に着手した。

- 1 東亞新秩序の一翼として蒙疆建設のため一致團結の精神を強調す
 - 2 東洋道義の精華を發揚す
 - 3 各民族の特質に應じその特徴を伸長す
 - 4 民族協和、防共、厚生を特に強調す
 - 5 本地域の特殊性を認識せしめ現地の事情に即應せしむ
 - 6 時代の趨勢に適應せしむ
 - 7 高度國防政體の完成に即應せしむ
- 當時編纂委員僅かに九名なるをもつて實

際には漢字を企圖せるは日語、漢語、蒙古語の國民讀本、自然、音樂、地理、歴史等に於て他は外部に委嘱または若干修正を加へたのみであつた。また中等學校用教科書は道徳、英語讀本、日本語讀本、地理、歴史等思想的教材のみ民政部で編纂し、または外部に委嘱することとし、他の學科は檢閲することとした。成紀七三五年教育用圖書審議會が設置せられたのであるが活潑なる運用を見るに至らず成紀七三六年六月一日中央政府の機構改革とともに既述の編纂室は廢止され内政部文教科と蒙蒙委員會教育處に分れて内政部では教育用教科書を、蒙蒙委員會では蒙古人用教科書を編纂することとなつたのである。而して成紀七三七年十二月これら兩部會の編審關係者を集めて總務廳に臨時編審官室が設けられた。

日本語普及策

學校教育に於ける日語 中等學校においては一週七時間以上、初等學校においては一週六時間の日語を授けべし、と成紀七三五年一月、當時の民政部訓令を以て規定されてゐる。併しながら初等學校においては日系教師の配屬されてゐる極めて少數の學校を除いては日語教師不足のため、これは事實上不可能にして實行されてをらない。

試験施行に關し必要な事項は漢政府私報を以て公表す

第十一條 試験は特等試験、一等試験、二等試験、三等試験、四等試験の五種とす
第十二條 試験に合格したる者に対しては合格證書を授與し且つ政府私報を以て之を公示す
第十三條 試験に關し不正の行爲ありたる者に対しては受驗を停止し又は其の合格を無効とす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

教育機關

教育の現状 初等學校ならびに中等學校において原則として民族別に教育し、中等程度以上の各種特別教育施設においては民族共學を實施するものゝ分離するものにおいては男女共學するものと分離するもの

漢 回 人 關 係 (成 紀 七 三 七 年 末 調 査)

地 區 別	設置主體別		學校數
	公 立	私 立	
宣 化 會	1	1	2
大 同 省	1	1	2
巴 彥 塔 拉 盟	1	1	2
計	3	3	6

と區々である。例へば錫盟、烏盟のごときは女子小學校を設けてゐる。また漢人地帯にも女子小學校可成あれども男女共學の學校が多い。中等學校は漢人師範學校二校と興蒙中學校二校を除いては男女分離してゐる
初等教育 學校名稱は大部分初級小學校、高級小學校、兩級小學校と稱す。但し内政部所管各師範學校ならびに興蒙委員會西轉興蒙學院の附屬小學校は附屬國民學校と稱し一部縣においてはこれに倣つて國民學校と稱するところもある。成紀七三七年より開始せられた蒙旗建設運動中の文教指導要領に基いて、指定旗においては成人教育、社會教育を包括して興蒙學校と稱し、また他

地 區 別	教 員 數	
	男	女
宣 化 會	1	1
大 同 省	1	1
巴 彥 塔 拉 盟	1	1
計	3	3

の設置においてもこの名稱を用ひてゐる學校もある。次に設置主體より初等學校を見れば次の通りである。

- (一) 漢人關係
- 公立 1 (在(修)立、(街)立、(館)立、(附屬)立、(師範)立)
 - 私立 2 (天主教、耶穌教、萬國道徳會、純一式會社、華北交通株式會社、私人)

- (二) 回人關係
- 公立 1 (和、包頭二市立)
 - 私立 2 (西北回教聯合會立、興蒙學院附屬)

- (三) 蒙古人關係
- 公立 2 (興立、旗立、佐立)
 - 私立 3 (牧場立、印務處立、廟立、私人立)

學校數その他を民族別に示せば次の通り

地 區 別	在 徒 數	
	男	女
宣 化 會	6	6
大 同 省	6	6
巴 彥 塔 拉 盟	6	6
計	18	18

る。興蒙中級では初級小學校卒業者またはそれ以下の學力者をも收容して初等教育の一部をも擔當してゐる現状である。

制度 學年制は滿洲國に準じて四年制を採つてゐるが實務學校では二年制、三年制のところもある。また成紀七三五年十一

月、民政部令をもつて管内中等學校學生費支給規程によつて、學生はそれ〴〵學費を支給せられる。師範教育としては、師範學校のほかには蒙古人においては興蒙學院師範科、漢回人に對しては臨時地方教員訓練所がある。また正式に中等學校と認められな

主管別所在地別學校名

主管別	所在地別	學校名	男	女	系	現	生	徒	教	
興蒙委員會	張北	張北興蒙中學校	1	1	1	1	1	1	1	
	厚和	厚和興蒙中學校	1	1	1	1	1	1	1	
	貝子	貝子興蒙中學校	1	1	1	1	1	1	1	
	包頭	包頭興蒙中學校	1	1	1	1	1	1	1	
	小計		4	4	4	4	4	4	4	
	內政部	張家口	張家口南師範學校	1	1	1	1	1	1	1
		大同	大同北師範學校	1	1	1	1	1	1	1
		張北	張北哈爾濱師範學校	1	1	1	1	1	1	1
		大同	大同中學校	1	1	1	1	1	1	1
		張家口	張家口女子中學校	1	1	1	1	1	1	1
宣化		宣化農科實業學校	1	1	1	1	1	1	1	
厚和		厚和農科實業學校	1	1	1	1	1	1	1	
張家口		張家口商科實業學校	1	1	1	1	1	1	1	
宣化		宣化工科實業學校	1	1	1	1	1	1	1	
張家口		張家口農科實業學校	1	1	1	1	1	1	1	
小計		10	10	10	10	10	10	10	10	
合計		14	14	14	14	14	14	14	14	

いものに天子敎を經營に係る養正中學校ならびに包頭市立中學校といふのがある。

臨時地方教員訓練所 政府統合以前、各師範學校においてそれ〴〵臨時教育部と稱する短期訓練養成機關を附設してゐたのを、成紀七三五年三月官制化して、臨時地方教員訓練所と稱するに至つたもので、その目的は初等教員の臨時養成訓練を施すものである。漢回系を對象として内政部の所管であり都合によつて昭和十七年度は休務したが昭和十八年度は再開した。その現況は次の通り。

所在地別	主任教員	訓練人員	訓練期間
張家口	1	30	二月
大同	1	30	八月
厚和	1	30	二月
張北	1	30	五月
計	4	120	七月

青年教育 興蒙 蒙古人青年教育機關として青年訓練所および喇嘛青年學校の二校がある。教員それ〴〵五十七名、生徒三〇一七〇名で訓練期間は六箇月一箇年。

漢 蒙 諸郷青年隊（街鎮郷村の自護防衛の中心となるべき青年團體）住民中十七歳から二十五歳をもつて組織されてゐる。市縣青年訓練所（郷土防衛、郷土建設の中心たるべき青年指導者層を養成）各市縣公署所在地に設立せられてゐる。

回 蒙 回教青年學校は學校數四、教師一七名、生徒八四名、回民青少年團は團數五である。

社 會 民 衆 教 育

社會民衆教育機關として民衆學校、民衆教育館、圖書館等がある。その數四七、職員一二九名、生徒一、六二六名。

特 殊 教 育

特殊教育機關として次のこときものがあ
る。（順序不同）

▼中央警察學校（張家口）日系および現地系警察官の幹部養成を目的とす。

▼地方警察學校、現地系警察官（下級幹部）を教育するを目的とす。各省、盟立。

▼地方警察訓練所

▼中央學院（張家口）日系及現地系の山陝官吏養成を目的とするものにして第一部（日系）は六箇月、第二部（現地系）は十箇月

間練成をなす。

▼蒙古高等學院（張家口）日本留學生の豫備教育をなす目的を以て昭和十八年二月開設せられたるものにして、蒙、漢、回、三民族の學生を收容す。修業期間は二箇年なり。

▼興蒙學院（張家口）主として蒙旗王侯の子弟を收容し興蒙思想を涵養し指導者たらしむべく學生を訓練育成す。豫科、本科師範科および附屬國民學校に分たる。

▼中央醫學院教育部（張家口）醫學の理論および技術を習得せしめ大東亞建設の理念を體現すべき醫人を養成するの目的を以て昭和十八年四月開設さる。蒙、漢、回三民族の學生を收容す。修業期間三箇年なり。

▼交通學院（張家口）蒙疆における交通通信の從業員養成を目的とせるものにして日系現地系共に收容せり。

▼蒙醫養成所（厚和）蒙古人學生を收容し醫學の基礎教育を施し、醫學を通して蒙古文化の向上を圖るべき醫師の養成を目的とす。

▼防疫技術員養成所（厚和）蒙漢系の學生を收容し家畜防疫技術員の養成を目的とす。

▼牧業試驗場畜産加工場（張北）畜産加工品製造技術を習得せしむるを目的とす。

▼蒙古綿羊協會種羊場（平地泉）牧羊に對する技術員養成を目的とす。

▼農事指導員養成所 地方農村の指導者養成を目的とするものにして、中央ならびに宣化、大同、巴盟、察盟の各省盟に設置せり。

▼經濟部財務講習所（張家口）財務行政の中央および幹部の養成を目的とす。

▼善隣回民女塾（張家口）大東亞建設の理念を認識せしめ東亞人としての西北回教徒を覺醒せしむべき回教徒女性の養成を目的とす。

▼大同清真女塾（大同）善隣回民女塾と同一目的なり。

▼鐵路學院（張家口）鐵道從業員の養成を目的とす。

▼天主教關係（一）小修道院、現地系司祭を養成するものにして合計四院あり（二）大修道院、小修道院修了者を收容するものにして合計三院あり。（三）その外察盟に養正中學校あり。

▼包頭市立中學校（包頭）現在正式の中學校として昇格申請中なり。

▼西藏尼特族女子家政官廳學校（西藏尼特）

徳主席の創案に基き興亜院援助の下に設立されたるものにして蒙古中堅女性の養成を目的とす。

- ▼蒙古軍幼年學校
- ▼蒙古軍軍官學校

留學生狀況

日本派遣留學生 成紀七三二年第一回留學生派遣以來、年々多數の希望者があるもすべて政府の行ふ試験によつて銓衡の上決定派遣される。而して留學生はいづれも最初東京善隣協會主管の善隣高等商業特別豫科に入學し、日本語その他必要なる豫備教育を受けたのちそれも、目的の學校に入學することとなつてゐたが、成紀七三八年二月、張家口に蒙古高等學院が特設され、専ら留學生のため二箇年間の準備教育を行ふこととなり、今後の日本留學生はすべて本校の修了者を派遣することとなつた。留學生は補給費生と私費生とに分れ、補給費生は蒙古政府および大東亜省派遣の二種に分れてゐる。現在の留學生は合計百五十八名で、うち蒙系百十六名、漢系三十六名、回系六名である。なほこのほかに喇嘛留學生十五名あり、これを學費別に示せば次の通りである。

國	女	師	農	中	各	高	官	官	官	學
民	計	範	業	等	種	等	公	公	立	大
計	學	學	學	學	種	師	立	立	立	學
學	校	校	校	校	校	範	立	立	立	校
校	校	校	校	校	校	範	立	立	立	校

蒙古軍派遣留學生 蒙古軍より日本陸軍士官學校、滿洲國陸軍興安學校等へ毎年若干名づゝ留學せしめつゝあり。
 華北留學生 現存の學校だけでは國內の全學生を收容することが困難なので、特に華北方面の學校中、指定したものに限つて政府の認可を経て留學せしめてゐる。その留學生は現在約一千名あり。
 蒙古留日同學會 本會は國內に居住する日本留學者をもつて組織され、會員相互の修養および親睦をはかるとともに、後進者

(成紀七三七年末調査)

一	一	二	二	六	六	七	七	八	八	計
一	一	二	二	六	六	七	七	八	八	計
一	一	二	二	六	六	七	七	八	八	計
一	一	二	二	六	六	七	七	八	八	計

の日本留學を後援し、さらに日本文化の研究紹介と、國內における新文化の創造に貢献しもつて蒙疆建設に參與するの目的をもつて設立されたものである。本會には會長(政務監督)、副會長、評議員、幹事等を置き學術技藝に關する各種調査、研究、發表あるひは日蒙文化の交換、留學生に對する各種協力援助、その他本會の目的達成のため各種事業を行つてゐる。
 蒙古教育會 本會は蒙古政府成立直後、成紀七三四年十一月の創立に依り、創立當

時は蒙難教育會と稱し蒙古政府領域内における教育の進歩改過ならびに文教關係者相互間の親睦向上をはかる目的をもつて教育關係者その他の有志によつて組織された。

當時會長には内政部長、副會長には内務部次長を、名譽顧問には金井並高顧問、竹下興徳院通務部長官、顧問には各地方政廳長官、副次長、參事官を推選發したたのであるが、成程七三六年六月政府の機構改革に即應、同年八月會の組織を改組、會の名稱を蒙古教育會と改稱し、さらに九月日本側教育機關の合流を得て、ます、會の擴充を見、事業の活潑なる發展を示し來つたが大東亞戰爭勃發するや、時局に即應して本會の目的をさらに強調し組織機構を整備して新たな發足に向つた。現在その會員は全蒙疆の教育關係者約六千名を網羅してゐる。會長には政務院長、副會長には興蒙委員會委員長を推選し、本部事務所を政府内に、分會事務所を各省盟公署および張家口歸化市公署に、支會事務所を各山縣院におき次の如き事業を行つてゐる。

一、教育に關する事項の調査および研究、二、現地教育に關する調査研究の編纂刊行、三、教育に關する研究會、講義會、四、教育の成績講習、五、日

本誌、蒙古語、漢語の普及、六、教育事業の紹介ならびに教育機關との國際的連絡、七、各種文化事業團體との連絡および協力、八、教育雜誌、九、教育功勞者の表彰、九、日本語教育用圖書類その他教材教具の發售、十一、現地備用教育用品の輸入配給

日本語新教材集の發行、蒙古教育會では日本語を學習する現地初中等學校上級生用およびその他日本語教育機關研究班用の日本語教材として「日本語新教材集」を發行したところ、決戦時局および日本精神を認識せしめるため適切なものとして敬選せられ、在張家口大日本帝國大使館岩崎公使は蒙古教育會よりこれを全部買上げ張家口政府に對して寄贈した。政府においてはそれをも關係機關に配布して現地系學生に使用せしめることになつた。

日本側の教育

在外邦人子弟の教育機關はすべて昭和十七年十一月一日公布された大東亞省在外指定學校規程に準據し、國民學校は國民學校令に中等學校は中等學校令による日本内地同課文部省の學制に従つてゐる。蒙疆の教育機關は支那事變後邦人の進出に従つて逐次創設されたもので、一、二の私立青年學

校を除いて各地民團、民會の設立經營に係つてゐる。また昭和十七年十一月以降蒙疆の邦人學事關係事務はすべて張家口大使館司政部の管掌下にある。昭和十八年四月現在における在蒙日本國民學校校數は十三校、青年學校六校、中學校一校、高等女學校二校となつてゐる。

張家口日本中學校開校 昭和十七年十二月十四日設立認可となつた張家口日本中學校では新校舎の落成まで張家口第一日本國民學校の校舎の一部で開校してゐるが、同校では昭和十八年四月十七日の開校入學式に先立ち三月十七、八の兩日入學志願者の入學考査を行つた結果、志願者百十八名のうち百名を決定、二十日許可者氏名を發表した。

大同日本高等女學校開校 在岡居那邦人待望の大同日本高等女學校は四月十日十二時から大同國民學校講堂において開校ならびに入學式を舉行した。この日晴れの校門をくゞつた新入生三十二名は、式後大同神社に參拜、入學奉告式を舉行、日本婦總の研習を神前に誓つた。なほ建設の張家口日本高等女學校と共に張家口中學校大同高等女學校の授業料は一率に月十圓である。

興亞運動

蒙疆日本人興亞協力會

蒙疆日本人興亞運動組織研究會 大東亞
 戰爭によつて日本は國民總力を擧げて聖戰
 目的の完遂に凝集する總力戰體制の確立と、
 興亞運動戰線統一による亞細亞人の大同團
 結を要請するもの切なるものがあるに至り
 内地における大政翼賛會の再改組、興亞同
 盟の改組補充等、國民運動は急速なる進展
 を見た。蒙疆にあつても蒙古聯合自治政府
 肇建以來、在留邦人、現地人の間に各種の
 團體および運動が消長を繰返して来たが、
 聖戰目的の完遂に一大國民運動の展開が痛切
 に必要性をもつに至つた。時たま「昭和
 十七年六月、興亞院眞方大佐が來張し、蒙
 疆における國民運動を要請するところあり
 これが口火となつて七月末、蒙疆日本人興
 亞運動組織研究會が設立され其體化の一歩
 を踏み出したのである。

第一回各地遊説 門協興亞院連絡部總務



部長(前大使館總務部長)を委員長とする
 研究會により組織要項案が作製され、八月
 下旬、門協委員長が中央と折衝その諒解を
 得てさらに研究を加へ、國民組織および思
 想、經濟、文化各機能團體組織要項案が九
 月中旬決定し、これに基き興亞院、政府、
 總領事館、民間その他各會社團體から推簡
 委員三十餘名が選ばれて設立準備に入り、
 組織形態や名稱等にも種々意見も出たが、
 内地における國民運動に呼應し蒙疆在住日
 本人各種國民組織およびその推進中核體と
 して蒙疆日本人興亞協力會を結成し、蒙疆
 における皇國國民運動の各種實踐團體をも
 つて構成し、その構成團體は地域團體、職
 能團體に分ち、簡素強力な組織とすること
 に決し、起草委員を擧げて協力會宣言、綱
 領、規約の起草、結成準備を進める一方、
 委員長一行は十月中旬地方支部結成のため
 第一回の各地遊説を試み、各地軍官民代表
 者と懇談し熱烈な支援と協力を得、全蒙に
 その氣運を醸成するに至つた。

蒙疆日本人興亞協力會發會 蒙疆在住日
 民組織の總本部ともいふべき蒙疆日本人興
 亞協力會は、かくて蒙疆忠靈塔第一回大祭
 の佳日を下し十月二十日張家口察南公會堂
 において現地皇軍各部隊長、蒙古政府主席
 以下軍官民知名の士を來賓に迎へ、岩崎會
 長はじめ全役員參列し各會社團體、一般在
 留民一千五百名參集、盛大且つ嚴肅な結成
 大會を擧行した。この大會における議事で
 別項のごとき宣言、綱領の發表および規約
 の決定とともに、岩崎全權公使を會長に推
 戴し日本政府出先機關および蒙古政府と表
 裏一體の關係を明確にした。

協力會宣言 方に世界は舉げて未曾有の轉捩期
 に當面す。此秋に際し異なる世界秩序を建設し、當
 邦をして各々その所を得しめ此民をして悉く其情に
 安んぜしむるの道は我が八紘翼賛の道現を指さすに
 之を求むべからず。
 惟ふに來英の東亞を侵略せる既に久しく、或は國
 土を失ひ或は生存を脅かざる等の禍警屢して數
 ふべからず、今にして積年の禍根を一掃するにあら
 ずんば東亞の復興は何れの日にか之を期すべし。帝
 國の復然起つて東亞を克する所以の亦實に此聖戰
 應を免除して東亞の舊秩序を確立し、進んでは遠東
 世界の建設に寄與貢獻せむとするに在らば、
 今や新構成の下皇軍將長の拿主權性に依り陣に海
 に懸たる戰果を擧げつゝありと雖も勳戰の前途は
 尙遠にして隨多困難を準備せざるべからず、而も

之に作らざれば、大東亞の大業に屬し前途困難
亦甚きなり。

我等大東亞共榮團の一委たる敬禮の建設に任ずる
もの業より致々として其環境に精通しあるも、要愈
愈多くして人限あり建設の業は漸く容易ならず、我
等其の總力を結集し諸民族を結合し、漸次決心決死奉
公の誠を致すにあらずんば、萬んぞ此の大使命を達成
することを得むや。茲に於てか同志本報兩新に業繼
日本人興亞協力を結成し、在張島民の總力を動員
し以て聖業の完遂に貢献せむことを誓ふ。

綱 領

- 一、八柱爲宇の大精神に即り聖業の建設に協力し以
て大東亞共榮團の確立に貢献せむことを期す。
- 一、皇國民運動の中核となり在張島民の總力を凝
集し以て聖業の目的の達成に努むことを期す。
- 一、防共の徹底、政治力の強化、經濟の建設及文化
の創成を以て聖業の特殊使命達成に邁進せむ
ことを期す。

興亞同盟同志會結成

越えて十一月十五
日、協力會傘下思想實踐團體たる蒙滿興亞
同志會が發足した。米英擊滅の大東亞戰爭
を裏付け、朝鮮人、支那を建設する興亞
國民運動は先づその指導者たる一億の日本
人が米英的思想を拂拭し皇道宣布の行者た
るべきことであらねばならぬ。特に現地に
おいては在住皇民の總てが皇道人の指導者

であるとともに、大東亞戰爭完遂を推進し
東亞建設の挺身に凝結する必要があるであ
る。かゝる意識から先づ皇民のみの團體を
組織した蒙滿日本人興亞協力會では、皇民
思想確立ならびに外來思想擊滅の實踐團體
としてその中核的推進力となる興亞同志會
の早急組織完成がなされるべきであるとして
他の諸團體に懇切最初に結成を見たのであ
る。結成大會は十一月十五日首都察南公會
堂で行はれ、在張島軍各部隊長はじめ軍官
民代表のほか一般青壯年會同、岩崎協力會
長から武內蒙古政府總務廳長を會長に、限
元最高檢察廳次長を副會長に任命し、同志
會規約および左の會員誓詞を當場拍手をも
つて決定した。

誓 詞

- 一、我等は一致團結、聖業の建設に挺身す
- 一、我等は皇道に歸し、皇國の中心會を組織す
- 一、我等は防共の戰士となり皇道主義を期す

支部結成

協力會および同志會の結成を
了した本部では大使館内に事務局を設ける
とともに支部組織に着手し、明臨參觀以下
本部役員が第二回の地方遊説を行ひ、十二
月一日を期して各地一齊に支部結成大會を
舉行した。

支部は省、盟の所在地中在留皇民の密集

した都市に設ける方針の下に協力會、同志
會ともに張家口、大同、厚和、包頭、張北
の五支部とし、支部長は省次長または盟參
與官を任命し現地行政機關と表裏一體關係
を確立したことは中央と同様である。

經濟同盟の發足

翌十二月二日には經濟
團體たる蒙滿興亞經濟同盟および傘下四報
國會が公會堂で結成大會を舉行した。開
會宗旨による蒙滿經濟建設のみならず日
由主義的利潤追及の經濟觀を脱却して、國
家要請に即應する興亞經濟道義の確立に邁
進しようとの誓を立てる官員層經濟人一千
名が參集し、經濟同盟會長には宗像蒙銀總
裁、副會長には宗方商工會議所會頭、沖田
張家口鐵路局長、王野北支開發支社長がそ
れぞれ岩崎會長から任命された。引き續い
て商工、金融、開發、交通の四專國會發會
式を舉行、各々その規約および役員任命
を見、經濟同盟はこゝに邁ましい第一歩を
み出した。

關係公會發會

更に宣戰一周年記念日
の十二月八日には地域團體たる各地、蒙滿
關係公會の内張家口關係公會が發會し
た。これは從來活動して來た在住皇民の各
地隣組組織を基礎として組織せるもの、文
滌所在地のほか平地泉、岱岳、陽高、朝縣

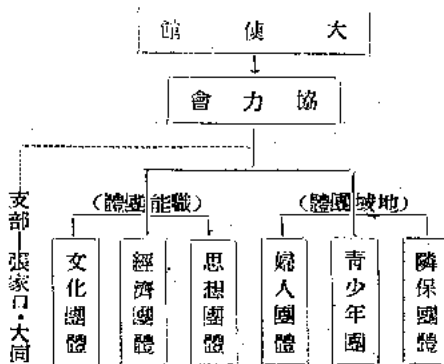
豐嶺、康莊等も逐次結成され、張家口隣保奉公會事務所(民團)内に連絡事務所を設けて中央地方の連絡に當ることになつてゐる。會長は民團長または民會長を以てし會員は隣組の中堅壯年に限定し内地の壯年團と隣保運動を統合した點に特色がある。

青少年團中央本部 青少年組織は現存の職能、地域各青少年團をその傘下に收めその聯合體で協力會に直屬すべきものとして蒙疆興亞青少年團中央本部を十二月二十四日張家口國民學校講堂で結成、岩崎特命全權公使を中央本部副長に、森岡張家口民團長、沖田張家口鐵路局長を副團長に推戴した。

文化同盟 教育、宗教、文藝、衛生、體育等文化活動のすべてを網羅する團體だけに、これが組織と運営は相當困難を豫想されてゐたが、米英的文化侵略を拂拭し、新しき興亞理念に基く文化建設をなすは蒙疆建設の基礎的基礎たるに鑑み、十二月二十七日張家口民團議事堂で結成式を挙げ、黑岩中央學校長を會長に、吉植同仁會支部次長、久原蒙古政府内政部長を副會長に任命し、各界現役の闘士として發足した。

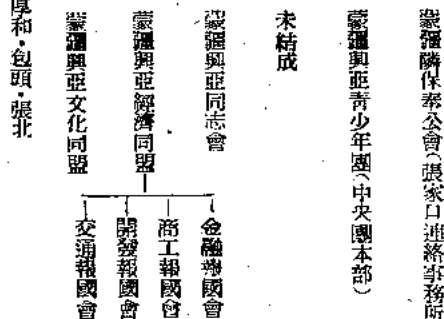
以上によつて蒙疆日本人興亞協力會は本部機構および地方組織の完成を見た。大東

亞戰爭下皇民總力結集、戰爭完遂の要請となるものがあるとはいへ、協力會發會以來二箇月間にして堅實な各傘下組織をも完成し



昭和十八年度實踐運動計畫
一、方針 大東亞戰爭第二年を勝ち抜かんため在蒙皇民齊しく思ひを時局の眞相に致し宏詔必讀、反省自勵、よく敢闘必勝の信念に燃えつゝ、左記の實踐要目就中「生産の増強および強内自給の強化、戦

たことは偉とするに足る。以上組織を顯示すれば左の如くである。



二、實踐要目
(1) 内地に呼應する實踐要目
イ 戰場精神の昂揚 一、時局認識の

徹底、二、政闘必勝の信念の振起、
三、皇軍に對する感謝。

□ 生産の増進および國內自給の強化
一、勤勞報國精神の徹底、二、産業能率の工夫向上、三、重要生産への總力集中、四、輸送力の強化および重點輸送への協力

△ 戰爭生活の實踐、一、生活の簡素健全化、二、保健および體力の増進
三、物資の愛護節用、四、鐵、鋼等の回收、五、國民貯蓄の増加、六、民防衛の強化

(2) 現地自體としての實踐要目

イ 國民的矜持の堅持、一、神事の奉
行、二、禮節の向上、三、風教の刷新、四、外地氣分の二掃、五、協力精神の發揮

□ 現地民心の把握、一、民心の理解尊重、二、適材の登用活用、三、民衆の善導誘掖、四、共戰意識の喚起
ハ 蒙古政府の施策に對する積極的協力

ニ 防共、防諜の徹底

三 實踐要目

(1) 傘下各團體の計畫ならびに實施
本計畫は昭和十八年度における協力を

の運動方針ならびに各傘下團體の實踐すべき重要運動要目を示したるものなるをもつて各團體は各その使命に基き時局の要請と政府の施策に響應し、自ら適切な實踐計畫を立案實施するものとす。各團體の實踐計畫の立案に當りてはその内容および實施の方法等が國內の現状に即應せしむるとともに直接日常の生活および業務の上に、またはそれらの事業を通じ適切平易且つ重點的に逐次實踐し得る如く特に工夫考慮するものとす。

(2) 協力會支部の計畫ならびに統制

協力會支部は本計畫に基き所要の計畫を立案しその他興亞運動の實踐に關し關係諸團體を統制區處し、その連絡協調に任ずるものとす。

(3) 重要行事に關する指令

特に統一實施を必要とする行事または全連業一齊に展開すべき重要運動に關してはその都度別記これを示す。

(4) 計畫の作製および運動展開の時期

計畫は一月中に作成し二月上旬より運動を展開し得る如くす。

運動の成果 前述の如き順調な發足をせしむる協力は右の如き堂々たる陣容の整備と

在蒙皇民四萬人の絕對支持により共榮團各地に率先して結成せられたる蒙皇皇民組織は内地からも各地からも非常な期待をもたれて昭和十八年三月春期總會における在蒙皇民の總意を基礎とし本格的活動に入つたのである。これに先だち三月二十五日より二週間にわたる本部、支部役員に對する第一回練成會を開催し隨處零下十餘度の寒風の中に行を中心とする體練成と併せて内地滿洲、華北各地より一流の講師を聘し我が皇國の大精神に基き東亞新秩序建設理念の把握と皇國國民運動の前進中核者たる意見および實踐力を涵養せしめ實踐運動に入つたのである。爾來内地諸運動と呼應し傘下各團體を總動員し建艦、獻金運動、軍人接濟精神昂揚運動、鋼鐵獻納、物資愛護、健民結核豫防運動等を取り上げこれ等を通じて、決戦精神の昂揚、決戦生活の實踐に極

運動を展開し、また蒙古政府に對しては施政躍進協力運動をはじめあらゆる施策に全面的協力をなす等、果敢熾烈なる大運動を展開し、偉大なる足歩を進めつゝある。經濟同盟飛行機獻納運動の如きも短期間に七十三萬圓を突破する等その一例である。協力會運動が在蒙皇民四萬の指標となり總力發集に邁進しつゝあることは波に頼もしき限り

に各地確保奉公會長を加へ名實共に蒙瀾の確保奉公運動中央本部體制を整へる。なほ當初確保奉公會は協力會支部所在地のみに結成の方針であつた所右以外にも各地で結成されてゐるが支部は設けず協力會支部所在地に確保連絡會議(假稱)を設けて地方確保運動の連絡統一を圖る。

一、蒙瀾與亞青少年團および計畫中の婦人團體については變化なし。

一、蒙瀾與亞同志會は會長、支部長、事務局長以下職員、事務局が協力會と兼任重疊してゐたのを分離し、會長に蒙古政府總務廳長または同次長、支部には省府別市次長および盟參與官、本部事務局局長以下本部支部共事務職員は従來の協力會事務職員中殆ど全部を占める政府現職員官吏をその儘充當し、役員も協力會同様簡素化し副會長、委員は政府職員を中心に各團體から任命、參與に軍、大使館から參覆することとし、その實踐すべき研究および直接運動は政府の施策に協力し蒙瀾の建設ならびに對日密與に關する諸施策の遂行を推進するを目標とし、民心の把握就中共識意識の昂揚、時局對策、就中戰力の増強、滿政權進運動その他政府重要政策への協力、現地邦民組織との提携

防共および思想對策、その他協力會運動中興亞思想運動に關する事項が當面課題として提擧されてゐる。

一、蒙瀾與亞經濟同盟は本部および傘下四邦國會の役員構成を簡略少數にし、新たに參與を設けて從來の範圍であつた軍、大使館の積極的參畫を求める。

一、蒙瀾與亞文化同盟は實踐團體として結成されたが、その包括する範圍が廣汎なため具體的實踐活動不能の状態にあるので教育、宗教、學術、文藝、衛生、體育關係の各日本人團體の與亞文化運動に關する統制連絡機關の性格に改めるほか役員構成を簡素化することは他の實踐團體と同様である。

一、現地邦民組織の問題は春季總會で研究課題として採決されて來たが、大東亞戰の推移、中國參戰等の客觀情勢に鑑み急速に結成の要ありとして蒙古政府においてこれが準備に着手する。

本部役員 蒙瀾日本人與亞協力會第一次改組に伴ふ本部役員は次の如く決定した。

顧問 ○○部隊長ほか各部隊長

會長 北支開發總裁 津島 壽一
華北交通總裁 宇佐美實齋
時命全權公使 岩崎 民男

副會長	大使館總務部長	山本 吉郎
同	政府總務廳長	武内 哲夫
委員	大使館司政部長	大關 英彦
	文化部長	我 孝之
	經濟部長	楊場 由之
	政務課長	孤瀧 毅夫
	司政課長	權本 正康
	文教課長	内村 俊夫
	(財務課長)	
	政府總務廳次長	岡部 理
	興蒙委員會	久原 明
	政府內政部	仲西 實雄
	交通總局	杉村 正
	經濟部	後藤 英橋
	司法委員會	
實踐團體代表	確保奉公會	森岡 正平
	青少年團	木村 宗好
	同志會	隈元 孝道
	金融報國會	慶田 稔
	開發報國會	王野代治郎
	交通報國會	高橋 定一
	商工報國會	今井 稔
	文化同盟	吉植 精逸
	同	細野 繁勝
	同	前川 垣吉
	電關係者四名	

興亞協力會

蒙古政府主席德王の名をもつて設けられた興亞教書に「凡そわが邦官民悉々團結を鞏固し、總力を發揚し、内に奉公の誠を致し、外に協力の義を盡し、以て興亞大業の完遂速かならんことを庶幾ふ」と昭示されてゐるが、この教書の本義を體して六百萬邦民の總力を結集、政府の施政に協力すべき實踐團體として生れたのが興亞協力會である。同會は成紀七三七年一月十七日、興亞教書の發せられたその日、首務において本部の結成を見届いて各省、盟公署所在地に分會を、市、縣旗公署の所在地に支會をそれと、結成してその活動範圍が國內全域におよぶ如く組織された。同會は發足以來その綱領たる東方道義發揚、大東亞戰爭完遂、治安確立、民生向上の四大精神に即り政府の施政と表裏一體となつて強力なる實踐運動を續けつゝ、今日に至つてゐるが、同會一年半餘に残した足跡は概ね次の如くである。

- 一、敵機運動：大東亞戰爭の勃發直後に結成を見た同會が聖戰協力への第一義的運動として最初に採りあげ、當時の蒙疆青年興亜同盟ならびに蒙疆新聞社との共同主催のもとに該運動を展開したところ、瀋陽内全邦民の熱烈な反響を呼び「蒙疆青年」四機獻納といふ大成果を収めた。
- 二、米英擊滅運動：成紀七三八年一月九日、國府が米英に對し宣戰布告を發するや、同會はその全體能を擧げて米英擊滅運動を展開し瀋陽内民衆をして米英擊つべしの氣概を昂揚せしめ、全邦民擊滅協力への精神的團結をいよ／＼整向たらしめた點その成果は大なるものがある。
- 三、増産促進運動：今次大東亞戰爭の密勝には武力戰に應援する政治、經濟、文化、思想戰、就中經濟戰の絕對的勝利が必要なる點を邦民に徹頭徹尾知せしむるとともに、蒙疆參戰の最大意義が豊富なる資源をもつてする對日經濟寄與にある點を邦民に強調し、もつて農、牧、鑛各業各部門において増産に邁進せんとする氣運を醸成せしむべく、同會は機會あるごとに講演、パンフレット等をもつて產業部門に呼びかけ、一に増産、二に増産の思想徹底を圖つて不斷の増産促進運動を續けてゐる。
- 四、鋼鐵獻納運動：日本人側の該運動に呼應して同會では瀋陽内主要都市において現

地人側に呼びかけ着々と成果を擧げてゐる。

- 五、女子青年部結成：興亞協力運動に對して從來瀋陽内の婦女は殆んど無關心のまま、放置されてゐたので、同會では女子青年部の設置によつて道弊を一掃せんと企圖し成紀七三八年八月二十七日同會内に女子青年部を結成、對婦女運動の第一歩を踏み出した。
- 六、その他政府の邦民に對する要請事項等については同會は常に講演會、座談會その他凡ゆる方法をもつてその徹底を期すべく不斷の活動を續け、現地人側の政府協力團體としての價値を著々發揮しつつある。

なほ同會の組織としては會長に政務院長を推し、分會長は省盟長、支會長は市縣旗長があたるほか顧問、參與等を置き、會務は總務、會計、組織、宣傳の四組にて處理する如くしてゐる。本部の主なる役員左の如し。

- | | |
|-------|------|
| 會長 | 吳其鵠 |
| 副會長 | 丁有鵬 |
| 總務組主任 | 陳其鵬 |
| 組織組主任 | 董勳良 |
| 會計組主任 | 董克濟 |
| 宣傳組主任 | 陶克托胡 |

資本金五拾萬圓

股份有限公司



大蒙被服工廠

厚和市舊城北門外東沙樑六號

電話 三二八三番

電略 コウワタイヒ

厚 和 市 攤 款 整 理 處

處 長 李 春 秀

副 處 長 櫛 部 正 暉

厚和土業組合

經理 張立中

顧問 栗山正介

事務所 厚和市舊城興隆巷

電話 三五七四九番

營 業 種 目

煉 平 丸 鬼 唐

草

瓦 瓦 瓦 瓦 瓦

其 青 白 四
ノ 他 石 方
運 搬 灰 灰 煉
業 瓦

厚 和 市 磚 瓦 石 灰 合 作 社

社 長 王 明 遠

副 社 長 王 福 堂

地 址 厚 和 市 舊 城 牛 橋 街 六 十 四 號

電 話 二 六 三 一 番

厚和日日本聯合配給組合

理事長 年田年一

副理事長 川原涉

常務理事 相川近志

薩拉齊縣

縣城鎮公所

鎮長 劉樹德

副鎮長 崔喜清

資本金六拾萬圓

厚和市舊城小東街六十二號

本市設立支當八處

股分有
限公司
興

亞

當

董事長

張

增

智

常務董事

張

映

椿

常務董事

曹

良

臣

包頭市公署

市長金

朝

文

參事官藤

岡

康

治

包頭居留民團

參事會長

清

永

順

輔

副參事會長

神

野

繁

樹

民會議長

織

田

純

副民會議長

小

澤

清

三

官 立 包 頭 醫 院

醫 員	醫 員	事 務 長	藥 劑 員	齒 科 醫 員	醫 員	醫 官	院 長
郭	陳	廣	土	篠	石	獅	牧
		瀨	井	本	井	子	山
體	繼	才	一	金	正	目	
緒	遵	郎	郎	治	夫	慶	一

包
頭
市
商
務
會

會
長
侯

副
會
長
莊

常
務
委
員
范

同
趙

同
馮

春
銀
守

福
傑
康
懷
仁

包頭市富三元巷八四號

印刷文具和洋紙
印章ゴム印

包頭印刷社

大川元一

電話三六五番

西 北 協 進 劇 場

包 頭 市

電 話 5 6 6 番

生 活 必 需 物 資 販 賣
一 般 物 資 販 賣
配 給 並 製 造 加 工 販 賣

包頭日本生活必需品聯合販賣所

包 頭 市 富 三 元 巷 六 十 七 號

專 報 略 號 (セイハン)

電 話	{	專 務 所	部	五 一 九 番
		魚 菜 部	部	四 一 二 番
		食 料 品 部	部	二 六 一 番
		洋 品 部	部	三 二 五 番
		夜 間 專 用		

厚和土業組合

包頭辦事處
薩拉齊辦事處

薩拉齊縣商務會

會 長 楊 青 蘭

副 會 長 劉 樹 德

薩拉齊縣農務會

會 長 張 步 雲

主 任 劉 振 聲

厚和市舊城東寺巷十七號

十五會事務所

大蒙公司內

電話 二五五六二番

兼松株式會社

厚和製粉股份有限公司

汪商株式會社

厚包貿易組合

三興株式會社

大蒙股份有限公司

日綿實業株式會社

又一株式會社

滿蒙毛織株式會社

三井物產株式會社

三菱商事株式會社

蒙疆畜產股份有限公司

蒙疆鹽業組合



決戦行車

(自昭和十七年九月
至昭和十八年八月)

大東亞戰爭記念週間 赫々たる大戦果のうちに感激と決意も一人深く、大東亞戦争一週年を迎へて、その記念日たる八日の大昭華敷日を中心に、十二月五日より十一月まで全蒙疆一齊に大東亞戦争記念週間が展開され、在留邦人ほもとより現地系邦民擧げて勝ち抜く決意も逞しく、戦場に、家庭に次の必勝行事を繰り展げ、敵艦滅の第二年月に處する總石の覺悟をいよゝ堅くした。

現地系行車

- ▼大東亞戦争の世界史的意義説明
- 五日—十一日 講演會開催(市縣旗)
- 五日—十一日 口傳(市縣旗 民衆團體)
- 八日 大昭華敷式(官公衛、學校、團體)
- 民衆大會(市縣旗)、教書朗讀式(市縣旗)

旗、職務祈願祭(市縣旗)

- ▼大東亞協力運動の實踐
- 五日—十一日 廢品回收 銅鐵獻納運動

(各員分各地)

- 五日—十一日 生産擴充運動(市縣旗)
- 八日 施政推進運動功勞者表彰(各都市、鑛山、會社)
- 五日—十一日 貯蓄運動
- 職時生活確立運動
- 五日—十一日 公衆道德發揚運動(鐵路局、市縣官立病院)
- 五日—十一日 戦時下生活刷新運動
- 日本側行車

五日 皇軍に感謝の日

- 前線將兵ならびに傷病將兵の慰問、出征軍人家族の慰籍
- 皇軍に對する敬禮行、英靈慰靈祭、國防抽兵金献納、忠魂塔參拜、戰績、萬碑の清掃、慰問文の募集、感謝標榜募集
- 六日 公衆道德發揚の日、交通道德の徹

守、公衆衛生の徹底、遊藝勸勞作業

- ▼七日 必勝貯蓄増強の日 増額記念貯蓄勸行、國債の消化、優良貯蓄組合の表彰
- ▼八日 大昭華敷一周年記念日 大東亞戦争完遂祈願祭、自衛自戒の徹底、祈念獻納、大東亞戦争完遂留留民大會
- ▼九日 戰爭生活確立の日 實情を買溜め等經濟消費違反の絶滅、消費の節約、廢品の利用更生の實例募集、感謝標榜運動
- ▼十日 戰爭資源を動員の日 金屬類特別回收、芭麻獻納
- ▼十一日 防衛隊を強化の日 防護の徹底 防空資材の整備改善による防空陣の強化 滅共思想の徹底

全なる決戦行車

- ▼大東亞共榮圈 蒙疆六百萬邦民の一人々々が
- 大東亞共榮圈西北の護りたる防共獨斷の哨兵たれと、剛共の大砲をかざして對共攻撃
- 旬間は第三次施政推進運動節はの成紀七三七年十月二十日から全蒙疆一齊に火蓋が切られた。

米蒙蒙運動週間 國府參戰に現地系民衆の團魂凝り、現地系の與軍運動團體たる與軍協力會の手催によつて成紀七三八年一月十四日から獨内一齊に展開

國蒙紀念日記念週間 堅くして止まむの

合言葉も無く第三十八國陸軍記念日を迎へて三月八日より十四日迄十日の記念日を中心にして國內一齊に必勝行事を展開した。

軍人を擁護精神昂揚運動週間 前線に不斷の闘ひを展開する勇士へ、或は征勇上遺家の傷痍の勇士へ、さらにはまた出征勇上遺家族へ銃後の感謝を捧げる軍人擁護精神昂揚運動週間は昭和十八年四月二十三日から二十九日まで全蒙領各都市一齊に大同は二十八日から一週間)繰り展げられた。

蒙古獻納命名式 大東亞戰爭完遂の堅き決意に燃えた五百萬邦民が、米寇撃滅の雄叫びとともに擧げた飛行機蒙古獻納運動は、その第一回を昭和十七年四月三日、神武天皇祭の佳日に陸海軍に各十七萬圓、續いて四月二十九日、天長節の佳辰を以て陸海軍に各三十三萬圓、さらに八月六日第三回分として三十四萬圓、合計百三十四萬圓の獻納手續を了したが晴の蒙古號獻納命名式は昭和十七年十月八日の大昭奉獻日蒙疆神社廣場において、陸海軍合同主催で厳かに擧行された。式場北支那銀號一機を交へて鬨ぎ生けるが如き陸海軍蒙古號の旗幟中央に飾られてある中を、陸軍大臣代理額第五三〇部隊長、海軍大臣代理北京海軍武官府久保田少將入場、鏡本陸軍側命名

式委員長の開會の辭に次で國歌を奉唱し、修祓、降神、獻饗の儀、祝詞奏上があり蒙古獻納清代表蒙疆新聞社細野理事長、興亞協力會、長興齋藤氏、蒙疆青年團並同盟代表杉谷氏、北支那銀號獻納清代表鮮銀中野北京支店長の四氏前進、吳興並協力會長が獻納の辭を述べた後、陸海軍各大臣代理より厳かな命名が行はれ、齊し陸海軍大臣代理、各獻納清代表、陸海軍命名式委員長ならびに來賓を代表して第五三三〇部隊長、岩崎興亞院蒙疆連絡部長官、干副主席渡邊總領事等の玉串奉奠があつて蒙疆神社の神符を奉安し擯儀、昇神の儀を終了、戊第五三三〇部隊長が陸海軍大臣代理として獻納者に對して感謝狀を朗讀したのち細野蒙疆新聞社理事長に授與、さらに北京海軍武官府久保田少將が海軍大臣を代理して謝辭を述べ各方面からの祝電披露があり戊第五三〇部隊長の發聲で、聖壽の萬歳を奉唱申上げ、北浦海軍側命名式委員長の挨拶があつて十二時三十分閉式、今そわが無敵荒鷲陣に参加する我等の蒙古號に、羽拂け、米英の空まで」と燃え上る氣勢を擧げた。

全蒙軍武道大會 郷軍蒙疆支部武道大會は昭和十七年九月十二日、張家口、大同、包頭、厚和の精銳を揃つて戊第五三〇部隊

隊運動場において征戰下郷軍の軒昂たる聲氣を示して擧行された。成績次の通り。

- 團體成績▽第一位張家口聯合分會(七十九點)、第二
- 集五十三點、軍刀衛二十六點▽第二位大同聯合分會
- (七十一點)張家口四十一點、軍刀衛三十點▽第三位
- 包頭聯合分會(四十七點)張家口二十八點、軍刀衛十
- 九點▽第四位厚和聯合分會(四十五點)張家口二十四
- 點、軍刀衛二十一點。

傷痍軍人會總會 大日本傷痍軍人會蒙疆支部では、昭和十七年十月三十一時から張家口居留民團議事堂で秋季總會を開催、次の宣言および實議事項を決議、傷痍軍人五訓を體して、優渥なる聖旨に應へ奉るべく再起奉公の誓ひを新たに於て十四時半閉會した。

實業決議 大東亞戰爭の勃發より十箇月、頗く大難果に對する然後國民の感激と獻納の念を軍人擁護に具現するため、軍人擁護精神昂揚運動を實施せらるるに當り我ら傷痍軍人は一先となり奮起し、傷痍軍人五訓實踐運動を展開し、一體國民に對する獻納の念を新たに於て再起奉公の誓ひを盡し、以て優渥なる聖旨に應へ奉るべく、これを契機として奉記事項を實踐に移し將來此れが永福を期す。

記
▽蒙疆的實踐事項 毎月八日の大昭奉獻日には各地區別に集合し神社参拜をなし戰勝ならびに出征軍人の武運長久を祈願す
▽蒙疆的實踐事項

一、毎朝宮城ならびに神宮を参拜す
二、毎朝朝野新聞を五訓を唱道す
三、神前参拜をなす
四、國民義務的行事には進んで参加す
五、諸會には必ず時間厳守出席しこれが中合せ事項等は準々履行す

六、一般國民の輿論家へ對する接遇に對しては、禮節の美譽を要す
七、修身事業、得志奉公以て國運隆盛による國家の幸に於ては、幸に依りて
八、右決議す 大日本僑團華人會臨時支部

萬邦人の一層の決意と覺悟を促し、蒙古政府の施政進運動への協力體制を強化する第一回蒙疆日本人青年辯論大會は、蒙疆日本人興亞協力會、張家口居留民團および蒙疆新聞社主催、在張家口大使館、各地總領事館、領事館、蒙古政府駐張局後援のもとに昭和十八年六月二十日十三時から張家口察南公會堂に開催された。この日全蒙各地より選拔された舌の翹上五氏は熱烈眞摯な熱辯を揮ひ聴衆に多大の感銘を與へたが、審査の結果岩崎公使官は張家口代表春山政市君へ、吳政務局長賞は厚和代表大野正雄君にそれら、授與され十六時閉會した。當日の演題および出場者は次の通り。

代表地區 演 題 履 姓 名
張家口 この邊を以て擁護せん 曹此 政市

張家口 蒙疆の進運を目標して 角藤 一勇
包 頭 青年の覺悟と使命 渡井 作一
大 同 青年の使命 大井戸和二郎
厚 和 新じて勝つ青年の覺悟 大野 正雄

備の決戦生活週刊、蒙疆日本人興亞協力會主催の決戦生活週刊は、蒙疆の一人々々が突撃戦士たるらんの決意も遂げ昭和十八年八月二十七日より一週間、全蒙疆一齊に展開された。本週中は早起會、決戦服着用等の諸行事が徹底的に行はれた。なほ週間中の主なる行事は早起會、獄念、慰問文、圖書の蒐集、勝ち抜く誓の標語掲示、米英撃滅のボスター、清掃と供養、講演と映畫の夕、決戦服着用、ラジオ放送等が各地一齊に展開された。週間實施にあつて岩崎蒙疆日本人興亞協力會長は次の講話を發表、總協起の決意を促がした。

岩崎日本人興亞協力會長談 今や大東亞戰局は別一劇變の疾を加へ國家の運命を決する重大時期に直面してゐるのである。敵米英は唯一の頼みとする物質力的一切を奪ひて反攻の毒に出で、その氣勢また勝り過ぎを叫んでゐる。従つてこの戰爭を呼號し日本大勝を叫んでゐる。従つてこの戰爭には絶対に妥協はなく、一方が望れるまで戦ひは續けられるであらうことはまた必然といはねばならぬ。故に國民は戦局の推移に對し安易なる見識せず、思慮は斷じて許されぬ状況にあることを覺悟せねばならぬのである。

情むべき米英はカナランカ會戦以來「報復團の無條件降伏」を標榜してゐるがわれも亦これ程強く絶叫し強く「米英の無條件降伏」を期せねばならぬのである。今や敵は弱勢挽回に必死の逆反攻撃を執つて繰返し南方戦線においては日夜を分たず決戦に次ぐ決戦が凄慘苛酷に發はれてゐるのである。固より帝國存続の爲には奮闘に耐へねばならない。即ちわれは「大東亞亞勝の戰勝」のもともく戦局の全境を遂げようとして、敵軍を性急に「決戦生活」の全境に努め全力を擧げて戦力増強に邁進し持不弱兵隊に對する強靱性を發揮し大東亞戰爭終局の勝利に向つて堂々進軍を續けねばならぬ。

この秋に當り本日より全蒙疆を率いて實施せらるる「決戦生活週刊」に關しては在在吾人はよくその題目を理解し第一線の要求に即應すべく我執を捨て鐵石の團結の下にこれが成果の發揚に邁進せねばならぬ。これがために我々も其たるもの須らく先立準備これが徹底を期すべく陣取に立たる。やう要するものである。なほ在在吾人は本週刊を單なる週間行事に看做すことなく今こそ蒙疆四萬萬民の雄力を凝集し總協起すべくよりよき機會たるを認識し、いよいよ「實業團體」にして清新開業なる決戦生活の實踐に徹底するやう燃起して止まらぬ決意を。

戰場精神昂揚運動 日本側の決戦生活週刊に呼應して現地側でも同じく二十七日から一週間、興亞協力會主催のもとに戰場精神昂揚運動を展開、折柄の政府成立四周年記念行事を中心として各種の實踐行事を繰り展開し、蒙疆協力の意欲も遂しく全階層を舉行

情むべき米英はカナランカ會戦以來「報復團の無條件降伏」を標榜してゐるがわれも亦これ程強く絶叫し強く「米英の無條件降伏」を期せねばならぬのである。今や敵は弱勢挽回に必死の逆反攻撃を執つて繰返し南方戦線においては日夜を分たず決戦に次ぐ決戦が凄慘苛酷に發はれてゐるのである。固より帝國存続の爲には奮闘に耐へねばならない。即ちわれは「大東亞亞勝の戰勝」のもともく戦局の全境を遂げようとして、敵軍を性急に「決戦生活」の全境に努め全力を擧げて戦力増強に邁進し持不弱兵隊に對する強靱性を發揮し大東亞戰爭終局の勝利に向つて堂々進軍を續けねばならぬ。

この秋に當り本日より全蒙疆を率いて實施せらるる「決戦生活週刊」に關しては在在吾人はよくその題目を理解し第一線の要求に即應すべく我執を捨て鐵石の團結の下にこれが成果の發揚に邁進せねばならぬ。これがために我々も其たるもの須らく先立準備これが徹底を期すべく陣取に立たる。やう要するものである。なほ在在吾人は本週刊を單なる週間行事に看做すことなく今こそ蒙疆四萬萬民の雄力を凝集し總協起すべくよりよき機會たるを認識し、いよいよ「實業團體」にして清新開業なる決戦生活の實踐に徹底するやう燃起して止まらぬ決意を。

戰場精神昂揚運動 日本側の決戦生活週刊に呼應して現地側でも同じく二十七日から一週間、興亞協力會主催のもとに戰場精神昂揚運動を展開、折柄の政府成立四周年記念行事を中心として各種の實踐行事を繰り展開し、蒙疆協力の意欲も遂しく全階層を舉行

情むべき米英はカナランカ會戦以來「報復團の無條件降伏」を標榜してゐるがわれも亦これ程強く絶叫し強く「米英の無條件降伏」を期せねばならぬのである。今や敵は弱勢挽回に必死の逆反攻撃を執つて繰返し南方戦線においては日夜を分たず決戦に次ぐ決戦が凄慘苛酷に發はれてゐるのである。固より帝國存続の爲には奮闘に耐へねばならない。即ちわれは「大東亞亞勝の戰勝」のもともく戦局の全境を遂げようとして、敵軍を性急に「決戦生活」の全境に努め全力を擧げて戦力増強に邁進し持不弱兵隊に對する強靱性を發揮し大東亞戰爭終局の勝利に向つて堂々進軍を續けねばならぬ。

て展開された。主なる實業事項は、献金、献納運動をはじめ健身運動、読時文化運動、婦女運動、娯樂運動、節約運動の六つに重點が置かれた。

興亞青少年大會 天長の佳節を下して蒙羅興亞青少年團、蒙古教育會主催の全蒙興亞青少年大會は昭和十八年四月二十九日春色湯き首都に開催、先づ忠靈塔前における大東戦争必勝祈禱式によつて華國立幕を切つて落した。この日十三時、新緑に映ゆる忠靈塔前廣場に張家口興亞日本青少年團をはじめ、各學校、團體等三千餘名の青少年等が併せて居並べば岩崎興亞日本青少年團長代理、陳宜化首長、李張家口市長、武井總路局長代理以下役員並に來賓として軍、民代表多數隨席の下に米英撃滅の誓ひも尚き大東亞戦争必勝祈禱式を終了、引續きアジア建設の意氣も高らかに日蒙萬歳一丸となつた青少年男女は歩武堂々の市中岩崎團長の香閣を受けた後、同十五時から察禮公會堂で興亞青少年大會を開催、國民旗禮に會堂で岩崎團長、吳教育會長より大東亞戰下青少年等に課せられた重要使命について述べられ、訓示があり、終つて午後六日

本展覽壯年團長、水野大日本興亞同盟總裁ほか三通の祝電披露、宣誓決議があつてシリンバト君ほか四名の青少年代表の日本語演説、國民女塾ほか四團體の演劇、演藝獨舞等軽やかな交誼演技が行はれる。かくて海行かばを合唱、天皇陛下萬歳を奉唱、蒙古自治政府萬歳を叫んで同十六時感銘一入深い全蒙初の民族訓誡かな合同少年大會の幕を閉じた。

文 化

蒙古文化人決戦大會 蒙羅文藝懇話會では決戦下の地方文化を強力に推進するため昭和十八年七月二十四日蒙古文化人決戦大會を張家口民團演事堂で開催、大使館より會我文化部長、政府より門馬弘道局事務官ほか張北、包頭大同、宣化、厚和の各地より代表四十餘名出席を見た。本大會は戰場精神の涵養、民族文化の共同理念昂揚、戰爭生活實踐の國民運動を文化面から強化せんとするものである。本會における提案事項ならびに決議は次の通りである。

一、蒙内文化の連絡統制

一、大東亞共榮國各國の文化交流

一、蒙内民の衣食住新體制確立

一、蒙羅文藝協會設立

決 議

一、蒙羅の道義精神を昂揚し米英功利思想の毒素を速かに排除す

一、蒙内各民族文化の總力を集中し獨自理念の樹立に依り自らの發展を期す

一、思想戰の威力を發揮し決戦文化の體制を鍊成す

一、大東亞共榮國の友邦文化界と緊密なる聯繫をとり新文化の創成を期す

右決議す

成紀七三八年七月二十四日

蒙古文化人決戦大會

蒙羅文藝懇話會 蒙羅文學の確立を目指して活動しつゝある蒙羅文藝懇話會は、その前身を蒙羅詩人協會といひ、成紀七三五年春、少數の文學愛好者によつて組織された専ら詩の研究、發表、朗誦等を行つてゐた。翌年四月綜合文化團體の擴大飛躍を目的す運動を開始、こゝに文藝團體として文藝懇話會の公式の認可を得たもので、實行中の事業は月刊文化雜誌「蒙羅文學」を成紀七三七年七月より發行、ほかにラヂオを通じて詩朗讀、ラヂオドラマの放送等を行

ひ、また蒙疆を訪れる文化人を圍む座談會を開催し、蒙疆文化活動の中核として諸般の事業に活躍してゐる。また成紀七十七年十二月より華文月刊雜誌「蒙疆文學」を發行して現地の文化向上に多大の成果を擧げてゐる。同會の事業計畫は次の通り。

(イ) 研究部 蒙疆地區内における蒙回各民族の文化史ならびに土俗學的研究、蒙疆地區の都市部落の立體調査

(ロ) 企畫部 現地民族に對する日語普及、日蒙華人の文藝作品募集、講演會、映畫會、座談會の開催、現地雜誌の出版刊行

(ハ) 演劇部 蒙疆文化に對するラヂオ放送、演劇公演

なほ同會は本部を張家口市興亜大街和光莊内に、大同、厚和、包頭、宣化に支部を設けてゐる。幹事長は小池秋羊氏。

蒙疆文學賞 新蒙疆文化の昂揚のため成紀七十七年文藝懇話會が主催して「蒙疆文學賞」を設定、日、蒙、華三箇國語による民族歌謠、詩、小説の募集をなし、日文は故北原白秋、三好達治、前田謙之助、上泉秀信、横光利一、川端康成の諸氏にその選を委嘱、華文は錢稻孫、柳詒光、張鐵生の三氏を頼はし、また蒙文は蒙疆新聞社の選とし

て各種別毎に嚴選の結果、次の通り第一回蒙疆文學賞の決定を見た。

▽民族歌謠

日文一等「民族歌謠」北支派遣隊第五三〇部隊 淺井芳一

華文一等「四季花」張北縣廟舞教業試驗場 武志新

蒙文なし

▽詩

日文一等「水を通ぶ老人」張家口蒙疆汽車公司内 南春天

華文なし

蒙文なし

▽短篇小説

日文一等「纏足の頃」張家口鐵路局勤務 石塚喜久三

華文一等「玲子」 王承琰

蒙文一等「偽政府から来た老女」 阿格登

「纏足の頃」に芥川賞 第十七回芥川賞は石塚喜久三氏作「纏足の頃」に授與と決定

日本文學振興會より發表した。同作品は昨年蒙疆文學賞入選作で「蒙疆文學」一月號に掲載されたものである。

大東亞文學者大會 昭和十七年十一月大東亞共榮圈の文學者を動員して行はれた大

東亞文學者大會に蒙疆側代表として蒙疆文藝懇話會幹事長小池秋羊、和正華、恭佐札布の三氏が出席、大東亞文學の交流に、蒙疆文化の昂揚に多大の貢獻をなした。さらに昭和十八年八月二十六日より帝都大東亞會館に開かれた大東亞文學者對戰大會には蒙疆文藝懇話會より次の五氏が出席、對戰文化の確立を他地區の代表らと誓ひ合つた。

赤塚欣二、石塚喜久三、青木啓、王承琰

何崇新

蒙疆の藝術界 對戰下、各種文化運動が著しく活況を呈して來たが、特に西北への關門たる蒙疆は第一線の活躍を要望せられ蒙疆の美術運動またその要項に應へて米英聯軍研究所の設立等積極的な對戰態勢が確立された。また政府主催の蒙古美術展は現地の出品數が飛躍的に増加し、東洋畫、工藝品等に優秀な作品が多かつたことは文化建設の向上を唯辭に物語るもので力強い限りであつた。さらに本年度は内地美術家の來蒙多く日、蒙美術の提携に一層の緊密さを加へた。

蒙疆藝術家協會 美術を通じて蒙疆諸民族の融和親善をはかり、もつて蒙疆文化の啓蒙および向上に奮興せんとして昭和十五

年八月、深澤省三賢伯が主宰して在蒙日
 蒙漢同の美術家有志を糾合設立された蒙
 漢美術家協會は、爾來蒙漢文化運動に唯一の
 美術團體として多大の貢獻をなして來たが
 昭和十七年大東亞戰下の新情勢に即應し
 てその機能を改組し、蒙漢日本人與亞協力
 會文化同盟の結成されるや、これに統合加
 盟して彩管將國ならびに文化建設への進し
 い發足をなした。同會は張家口遠東莊内に
 本部事務所を、各都市に支部を置き、現在
 會員四十名、各種展覽會、宣傳等の文化運
 動に活躍してゐる。會長は深澤省三氏。な
 は同會の昭和十七年九月以降の主なる行事
 は次の通り。

昭和十七年九月、施政廳進運動ボスター
 展、十月第一回蒙古美術展、十二月時局
 大ボスター共同制作、昭和十八年二月美
 術研究所開設、三月時局ボスター街頭展
 八月第四回小島展、秋戰生活週間時局ボ
 スター街頭展、時局演習展覽會募集。

蒙古美術研究所 蒙漢の美術文化創成へ
 の實踐機關として蒙漢美術家協會が、美術
 家の鍊成と現地人ならびに一般の美術研究
 のため昭和十八年二月十一日首都遠東莊内
 に開設したもので、廣く一般同好者に開放
 してゐる。主なる事業は次の通りである。

一、美術を通じて蒙古文化の研究
 二、研究生の繪畫專修
 三、一般に對する美術文化の普及ならびに
 指導

蒙古美術展覽會 從來蒙漢美術家協會の
 手によつて毎年秋張家口において開催され
 てゐた蒙漢美術展覽會は、成紀七三七年こ
 れを發展的に解消、蒙古政府主催として毎
 年一回これを開催されることに決定した。
 本展覽會は全蒙漢内の日、蒙、漢、同の各
 作品を網羅展示する完璧の美術展である。
 その第一回展は同年十月張家口日本國民學
 校を會場として開催されたが、出陣點數百
 五十六點、洋畫、日本畫、中國畫、彫刻、
 工藝の五部に分れ頗る盛況を極めた。主な
 入選作品および制作者氏名は次の通り。

- ▼主席賞、野菊、吉泉德、▼興亞院賞、「黃
 土の村」刀彌治義、▼玉麗鸞鶴、「江雲笑」
 ▼特選、「河原の市場」西原正天、「鷺島」
 秋田登良夫、「松溪高隱」福和璋、「雨濛暗
 渡」朱鏡湖、▼蒙漢新聞社賞「黎明」村
 澤節子、「春風得位」田協安。

蒙漢書道協會 蒙漢文化の育成に積極的
 に參加すべく全蒙漢の書道家を糾合、成紀
 七三六年二月に政府ならびに各方面の協力
 のもとに結成されたものである。同會では

結成後初の書道展を同年五月開催、第二回
 展を本年五月開催多大の成果を収めた。役
 員は會長于品卿、副會長羅運、李雲鵬の諸
 氏である。

蒙漢資料協會 蒙漢ならびに西北地方に
 關する調査研究と參考資料を蒐集整備し、
 蒙漢の綜合的研究をはかる目的をもつて各
 資料調査機關の關係者および一般有志によ
 つて成紀七三六年七月發足した。事務所を
 張家口特別市綏東大街五四に持つ調査懇談
 會ともいふべきもので、常任幹事は北山亥
 三四氏である。

蒙漢吟詩會 吟詩を通じて日本古來の文
 化を偲び、吟詩の向上發展をはかり、もつ
 て決戦下の氣道精神の昂揚を期してかねて
 豐岡忠州氏を中心に同好の士によつて作ら
 れてゐた政府、鐵路局はじめ各吟詩會を統
 合、蒙漢文化同盟の傘下に會員百五十名を
 もつて結成された。會長は張元孝道氏、副
 會長中島方藏、杉原信一の兩氏。

蒙漢棋院 蒙漢棋院は在蒙の國基同好者
 をもつて昭和十七年十一月組織されたもの
 で、その目的は一はもつて蒙漢在任邦人の
 社交機關とし、相互の和氣を厚くし團結を
 堅め、一はもつて健全娛樂を奨励し人心
 の弛緩と倦怠を排除し長期戰に對處せんと

するものである。なほ日本棋院遊藝支部は昭和十八年八月二十二日木谷實八段の來豪を機に張家口遠來莊に結成式が舉行された。

保健・衛生

概況 本地區の氣候は陰山山脈の南と北即ち京包綏沿線と、蒙古高原地區により大なる差がある。京包綏沿線は氣候溫和にして、氣温は冬季には可成り下るとはいへ

濕度が低い、ためさほど酷烈に身體には感ぜられず、夏季も頗る暖かやすく、張家口の如き、事變以前には避暑地として知られてゐたらくらゐである。蒙古高原地帯に入れば夏季は三十八、九度、冬季は零下四十度におよぶことすらあり、日差も甚だしく大陸的性格が著明である。このほか毎年四、五、六月に數回襲來する黃塵は天日を晦くし、如何なる隙間をも透してありとあらゆる物を塵に捲ひ、黃塵さへなければ……との嘆息を發せしめる。軀は發生するが故は殆んどをらず、マラリヤ、カラザール等の悪性の風土病は存在せず、ペスト等も近年は侵入を許さず、他の傳染病も他地區に比

して少なく、大陸第一の健康地と稱して差支へあるまい。住民は大部分が漢民族で蒙古人および少數の回民が存在する。彼らは各々特有なる風俗習慣、衣食住を有し、ことに氣候風土および生業に適應した生活を營んでゐることは、日本人の移住に對し注目すべき點であらう。

行政 蒙古政府では内政部に衛生科を設け、衛生行政を管掌し、わけて醫務、豫防保健、體育の四股とし特に蒙古人關係は別に興蒙委員會民政處がこれを掌つてゐる。地方においては省、盟治安處に衛生股があり、日系技正を主任とし各縣には日系技佐を配置してゐる。在留邦人關係は領事館および民團で助長、監督の任に當つてゐる。

來朝患者統計表 (成紀七三七年)

病名	官立醫院			市縣立診療所	保健所	計	合計
	日	蒙	漢				
法定傳染病	22	3	1	5	3	10	103
非法定傳染病	2	1	1	4	2	7	103
呼吸器疾患	233	21	13	267	2	272	1,011
循環器疾患	5	0	5	10	2	12	377
消化器疾患	252	3	3	258	7	265	1,060
神經系疾患	3	3	2	8	3	11	280

■ 專 當地區の特殊性に鑑み醫務組織も國營、公營を中樞とし、これに特殊醫療機構および一般開業醫を附して萬全を期してゐる。

(イ) 政府系醫療機關としては國內の中心都市に綜合醫院たる官立醫院を設け、專門各科の日系醫師を迎へ、入院施設、手術室、レントゲン装置など近代醫學の要求する診療、治療施設を完備せしめ、その分院として渾人地區には市縣立診療所、蒙古人地區には保健所および支所を設けることとし、最近一箇年には宣化に官立醫院を新設し、舊察南醫院を中央醫學院附屬醫院と改め、百數十萬圓を投じて大増築を行ひ、また旬頭醫院を増設

地系の軍官民を打つて一丸とする東亞醫學會蒙古部會の第一回總會は昭和十八年二月九日中央醫學院で盛大に舉行された。本會は醫學科學上の研究發表、討論、講演などを行ひ併せて機關誌をも發行、蒙醫學者の質的向上をはからんとするもので、組織は四部に分ちそれれ、獨立個々の分野に應じて研究を遂げ、さらに綜合的效果の飛躍を終極の目的とするものである。會議は翌十月も續開されたが第一部會(日赤)においては「肺結核の進展と治療の趨勢について」同仁會三輪清三博士ほか十七件、第二部會(現地赤十字)「幼兒の急性赤痢の研究」王宗春氏ほか十二件、第三部會(漢法醫)「腦膜炎に關する漢醫病名の研究」段黃川氏ほか三件等についてそれれ、眞摯な研究が行はれた。

首都衛生組合聯合會招成 惡疫の絶對立入禁止と明朗首相建設に一步を進める張家口特別市衛生組合聯合會結成式は、成紀七三八年二月一日張家口商務會議室に衛生關係者約二百名出席して盛大に舉行され、會長に李市長、副會長に冀商務會長、周治安處長、中出治安副處長が就任、顧問、理事各區評議員を決定、十七時散會した。

練 成

蒙古體育聯盟 蒙疆における體育の總括機關として成紀七三五年蒙疆體育協會が創立されたが、翌七三六年六月體育指導機關單一的強化を要請により財團法人蒙古體育聯盟の結成を見た。聯盟事務所を政府内政公署内に置き、分事務所(支部)を各政廳、盟事務所は次の通りである。

- 三月 學校體育教授員日傳達講習會
 - 四月 蒙疆體育講習會
 - 五月 體育檢定講習會
 - 六月 武道指導者講習會
 - 七月 全蒙古體育大會豫選會
 - 八月 天津大會派遣會
 - 九月 全蒙古體育大會
 - 十月 明治神宮國民練成大會
 - 十一月 冬期練成大會
- 第二回全蒙古體育大會 蒙古政府成立三周年の施設促進運動に當り、これを記念慶祝し、平素における心身鍛練の成果を遺憾なく發揮し、疆内回族の氣魄と體力を中外に顯現し民族協和の實を擧げる蒙古政府お

よび蒙古體育聯盟主催第二回全蒙古體育大會は成紀七三七年九月二十七日より二十九日までの三日間に亘り秋晴れの首都において公共體育場その他に一齊に展開され、參加者五人が濺刺たる體育檢卷を繰りひろげた。別掲日および成績は次の通り。

- 1 地方團體對抗
 - イ、個人優勝試合 一位 巴盟
 - ロ、國民學校教員 一位 加藤 重雄(巴盟)
 - 三、產業從業員 一位 上野屋 盛雄(晉北)
 - 四、警察官 一位 青木 榮七(察南)
 - 五、一 職 一位 久保 光明(晉北)
 - 六、二 門 一位 高野 勇西(察南)
- 2 業 道
 - イ、地方團體對抗 一位 察南
 - ロ、個人優勝試合
 - 一、國民學校教員 一位 三浦 竹三(察南)
 - 二、產業從業員 一位 吉田 貞三(察南)
 - 三、警察官 一位 今原 正金(察南)
 - 四、一 職 一位 平田 金多(察南)
 - 五、二 門 一位 内原 顯市(察南)
- 3 競 針 道
 - イ、地方團體對抗 一位 察南
 - ロ、個人優勝試合 一位 中盤 鏡誠(察南)
 - 三、一、青年學校 一位 察南
 - 四、二、個人優勝試合 一位 宮崎 武雄(察南)
- 4 局 道

- 1. 地方團體對抗 一位 寮南
- 2. 個人優勝試合 一位 小針 利貞 (巴盟)
- 3. 相撲
- 4. 地方團體對抗 一位 寮南
- 5. 青年學校地方團體對抗 一位 曹北
- 6. 國民學校對抗 初男 一位 曹北
- 7. 國民學校對抗 初男 一位 曹北
- 8. 國民學校對抗 初男 一位 曹北
- 9. 個人優勝試合
- 10. 一般の部 一位 林 數源 (曹北)
- 11. 洋裝委員會 一位 安岡 良種 (寮南)
- 12. 青年學校 一位 藤房 (寮南)
- 13. 國民學校高男 一位 高見 繁 (曹北)
- 14. 國民學校初男 一位 平山 寛孝 (巴盟)
- 15. 個人優勝試合 一位 蘇許高岡 (曹盟)
- 16. 陸上競技
- 17. 一般男子日系得點二八六四一位 曹北
- 18. 一般男子現地系得點三三八四一位 曹北
- 19. 現地系男子中等學校 一六 一位 巴盟
- 20. 現地系女子中等學校 一六 一位 寮南
- 21. 現地系國民學校 一八 一位 寮南、巴盟
- 22. 日本國民學校 二七 一位 巴盟
- 23. 隔國競技 二二 一位 寮南、巴盟
- 24. 野球
- 25. 地方團體對抗 一位 寮南
- 26. 一般男子現地系 一位 ソコルト (寮南)
- 27. 一般男子青年組 一位 坂屋 森 (寮南)
- 28. 一般男子青年組 一位 坂屋 森 (寮南)
- 29. 一般男子青年組 一位 小丸 直武 (曹北)
- 30. 車球

- 1. 地方團體對抗 一位 曹北
 - 2. 一般男子青年 一位 久我 正且 (曹北)
 - 3. 一般男子青年 一位 石田幸三郎 (寮南)
 - 4. 女子一般 一位 小笠原 豊 (寮南)
 - 5. 國民學校男子 一位 久我 正且 (曹北)
 - 6. 相撲
 - 7. 地方團體對抗 一位 巴盟
 - 8. 男子中等學校地方對抗 一位 曹北
 - 9. 日系團體對抗 一位 鐵路局
 - 10. 排球
 - 11. 地方團體對抗 一位 寮南
 - 12. 日系男子團體對抗 一位 鐵路局
 - 13. 日系女子團體對抗 一位 大同製菓
 - 14. 地方團體對抗 一位 巴盟
 - 15. 特別競技
 - 16. 團體排球 諏訪日現地系學校地員
 - 17. 集團排球 日本國民學校、政府職員 現地系國民學校
 - 18. 遊 戲 日本國民學校、日本高等女學校、現地系國民學校
 - 19. 分別行進 賑災日、現學校生徒
- 第十三回明治神宮國民鍊成大會 第十三回明治神宮國民鍊成大會は** 前年十月二十九日より十一月三日に至る六日間、明治神宮外苑運動場において舉行されたが蒙頭を代表して蒙古體育聯盟本部役員四名、劍道五名、柔道五名、相撲四名、陸球四名、陸

- 上競技五名の二十三選手、合計二十七名が參加した。成績次の通り。
- 1 劍道部 (一般府縣對抗)
 - 第一回戰 蒙古 三一二 廣島縣
 - 第二回戰 蒙古 〇一五 島根縣
 - 2 柔道部 (一般府縣對抗)
 - 第一回戰 不戰勝
 - 第二回戰 蒙古 二一三 中南支
 - 3 相撲部 (一般府縣對抗)
 - 第一回戰 蒙古 〇一三 滿洲國
 - 第二回戰 蒙古 〇一三 石川縣
 - 第三回戰 蒙古 〇一三 高知縣
 - 4 陸球部 (一般府縣對抗)
 - 第一回戰 蒙古 二一一 大分縣
 - 第二回戰 蒙古 二一一 神奈川縣
 - 第三回戰 蒙古 二一〇 新潟縣
 - 準々決勝 蒙古 〇一二 東京府
 - 5 陸上競技部
 - 百米競走 (松水) 第一豫選二位、準決勝四位
 - 四百米競走 (常廣) 第一豫選一位、準決勝

勝五位

八百米競走 第一種連一位、準決勝四位

耐久競走(山田) 決勝十一位

武徳會、體育會蒙古支部結成 大日本武

徳會蒙古支部ならびに大日本體育會蒙古支

部發會式は八月二十九日十時から在張家口

大使館第一會議室において在蒙關係機關代

表多數出席の下に舉行された。式は出席者

一同起立、宮城遙拜、君ヶ代齊唱、皇軍武

徳長久および大東亞戰爭完遂祈念、終つて

大使館會我文化部長から武徳會および體育

會兩支部設立を見るに至つた經過報告あつ

て表部長以下の役員を決定、續いて岩崎特

命全權大使が武徳會ならびに體育會蒙古支

部長としての訓示があり、十一時半儀禮禮

に意義ある兩支部の發會式を終了した。な

ほ武徳會ならびに體育會支部長は岩崎公使

副支部長は岡脇總務部長である。

戰技新等級表決定 蒙古體育聯盟では四

月から實施中の月例陸上戰技新等級表を一部

改正、次の新等級表によつて等級證を授與

することになつた。

種目

百	一級	二級	三級	四級	五級
四	一〇秒五	一二秒	一二秒六	一三秒二	一四秒
二	六分三〇秒	六分五五秒	七分二〇秒	七分四五秒	八分一〇秒
走	一米七五	一米六五	一米五五	一米四五	一米三五
走	六米五〇	六米	五米五〇	五米	四米五〇
砲	一米五〇	一〇米五〇	九米五〇	八米五〇	七米五〇
手	六〇米	五五米	五〇米	四五米	四〇米
懸	二五回	二〇回	一六回	一二回	八回

改正體力檢定標準決定 昭和十八年度並 補助員久米修身氏ほか四十四氏が總領事より告示された。なほ改正體力檢定標準は次の通り決定した。

一、男子檢定標準

種目(單位)

種	上級	中級	初級	級外甲	同乙	同丙
百	一四	一五	一六	一七	一八	一八一以上
走	七、三〇	八	九	一〇	一一	一一、一以上
走	四、八〇	四、五〇	四	三、八〇	三、五〇	三、四九以下
手	四五	四〇	四	三、五〇	二、五	二、四、九九以下
運	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇	同
懸	二三	二六	二九	三〇	三五	三五、以上
懸	二二	九	五	四	三	二以下

特殊選擇種目
行軍 二四キロ(八班荷重)……五時間又は疾走行軍 一〇キロ(荷重なし)……一時間

種目(單位)

種	上級	中級	初級	級外甲
百	五	五、三〇	六	六、三〇
米	五	五、三〇	六	六、三〇
速	五	五、三〇	六	六、三〇
行	五	五、三〇	六	六、三〇

種 籾分 一、三〇
 短 稗 投米 二〇〇
 運 搬 (一往復、(片手入キロ) 二四
 (百米) 二四
 體 操 大日本女子
 青年體操

特殊選擇種目
 選手二十四キロ(四キロ荷重)五時間

第五回都市對抗籃球大會 蒙選新聞社于
 催第五回全蒙都市對抗籃球大會は快晴に惠
 まれた五月十六日十時から張家口迎廻大街
 電業球場で現地系福家の聲援裡に郷土の誇
 りを賭けた各都市代表選手達の熱戦を展開
 したが優勝命は厚和代表が獲得、十七時閉
 會した。成績次の通り。

第一回戦

厚和 25 13 張家口
 12 11 13

大同 33 包頭
 18 15 9 24

三位決定戦

張家口 33 包頭
 18 15 16 22

〇、五〇 一八
 〇、三〇 一五
 〇、一〇 二六
 〇、一〇 二九
 〇、一〇 二九、一以上
 國民保健
 體操第二

優勝戦

厚和 18 10 大同
 10 10

成紀七三七年度軟式庭球順位 蒙古體育
 聯盟では一月八日庭球委員會を開催、成紀
 七三七年年度壯年、一般男子(日、現承別の
 軟式庭球順位を次の如く決定した。

- ▽壯年の部 第一位小丸武雄(大同英機) 百武英吾
- (同)、第二位藤井一(榮興機) 志賀龍那(同)、第
- 三位高須進一(軟材) 武藤理(超想)、第四位丸岡保
- 命(富北) 岡本正浩(同)、第五位石井昭生(電業)
- 眞香子(鐵夫(同)、第六位岡崎日出土(催設) 中城
- (同)、第七位伊藤萬男(政府) 藤本光雄
- (同)、第八位橋本辰巳(ラクダ) 幸井與喜知(同)、
- 第九位木村節次郎(同) 宮本田守(同)、第十位門
- 恒夫(厚和) 手島浩二(同)
- ▽男子一般の部 第一位飯田本渡(ラクダ) 森
- 俊介(同)、第二位小林傳之助(ラクダ) 林田俊
- 信(同)、第三位松本三郎(同) 切原良吉(同)

都市對抗野球中止

蒙選新聞社主催蒙選
 都市對抗野球大會はすでに回を重ねること
 四回、本年はその第四回大會を迎へんとし
 たが、大東亞戰爭はいよいよ激戦段階に突
 入、國民の總力は纏けて戦力増強の超重點
 目的に集約さるべき秋にあたり、本野球大
 會を大東亞戰爭完勝の日まで中止し専ら戦
 線精勵を期すこととなつた。この都市對抗
 野球大會は消えやらぬ昭和十四年
 張家口において第一回大會を開催、引き続き
 大同、厚和、張家口で舉行しその間第一回
 は全張家口、第二回、第三回は同代表電設
 第四回全張家口と四年にわたり首都の連覇
 であつたが各大會とも大盛況を呈らし、意氣
 と熱をもつて闘はれて来たものである。

(ラクダ)、第四位長棟重利(同) 神田實(同)、第
 五位松原隆安(蒙機) 音木龍徳(同)、第六位丸
 政敏(大同英) 六石茂(同)、第七位本間純(電機高
 岡製豆(同)、第八位遠藤榮(富北) 佐藤敏一
 (同)、第九位安東一夫(厚和) 金井正吉(同)、第
 十位菅野亮(大同英) 小田原次(同)
 (男子一般の部(現地系) 第一位附一思文(政府) ソ
 五(同)、第二位岡榮夫(厚和) 岡村英(同)
 第三位孫壽彰(銀行) 諏訪和(同)、第四位王胡雲
 (富北) 關聖次(同)、第五位張有印(富北) 五天
 田(同)、第六位曲清中(厚和) 藤原(同)

婦 人

決戦型服装の普及 蒙瀾日本人與亞協力會盟家口支部では從來軍角の批評を受けた大陸における日本女性の服装を簡單優美でかつ活動的な決戦型に改めようと同問題を協力會實踐要目としてとり上げ、今日これが促進を圖るため國防婦人會に研究の一部を委嘱し可及的速かに大陸向き決戦型婦人服を考案して婦人服装の簡素化による戰爭生活の新體制を樹立することになった。なほ右研究費として同會に補助金二百圓を交付し改良研究に拍車をかけるが、新婦人服は必須條件として次の五箇條を具備するところが要望されてゐる。

- 1 生地はなるべく現地製品を用ひることを原則とする
- 2 國防國家體制に即應し輕快且つ活動的なるもの
- 3 日本女性の特性たる優しさを失はざることを
- 4 現地生活に適し而も内地においても着用品に適するもの
- 5 從來の婦人服より安靛なること

食生活の簡素化 決戦時局下の現地食生活は現地に即してと張家口隣保率公會、國

婦張家口支部ではこの程「食生活の簡素化」募集を行つたところ、料理自慢のご婦人たちが頭と腕に燃をかけ、首都市内はもとより遠く張北、岱岳方面からの應募もあり豫想外の多數に達したので二月二十六日首都民團參事會室で國婦、同仁會、民團等代表者立會で審査會を開き「現地品を利用してしかも營養があり低廉な家庭向き料理であること」を標準に慎重検査を行ひ、戰時食三月の献立入選および佳作を決定した。入選作は次の通り。

- 〔戰時食の部〕**Ⅱ**の花飯、味噌スイトン(張家口、富陽イト)▽素込うどん、もやしいため煮(張家口、神通草月)▽麵たんご入りのつべい汁(張家口、小牧千代子)▽菜羹野菜鍋、肉はんごの野菜煮、お八つに馬鈴薯たんご(張家口、占家婆子)▽大豆飯(張北、廣業才子)▽豚汁(張家口、中島きみ子)
- 〔三月の献立表の部〕張家口、一瀬芳枝、倍浩、鴨川芳子、張家口、田村春江、同、富田イト、同古家婆子

なほ三月の献立表は入選作から取捨して新献立表を編成、また戰時食入選佳作の調理法を印刷して各家庭へ配布した。

主婦に奉所訓 張家口民團厚生課では健全生活を一段と強化する建前から奉所訓、

調理訓および營養早見表を明細に印刷して居留邦人の全家庭に隣組を通して配布し、大東亞戰爭に勝ち抜く健民生活實現につとめた。

◆奉所訓

- 一、奉所は清潔に整頓しておくこと
- 二、料理する前に必ず手を洗ふこと
- 三、臺所に糞を入れないこと
- 四、料理したものは桶、戸桶にしまふこと
- 五、汚物は蓋のある汚物桶に捨てること
- 六、火の用心

◆調理訓

- 一、新鮮な季節の材料を用ひること
- 二、野菜類は皮や莖や根を利用して
- 三、鳥獸類の皮、骨、臓物を利用して
- 四、魚介類、海藻類は干して缺乏に備へること
- 五、水晒しを少く、茹で汁を利用して
- 六、瓶じを荒く使ひ煮汁を少くすること
- 七、しつかり茹で固むじかひ時間やサツと煮上げること
- 八、新鮮な野菜や果物を生食すること(野菜は湯通)

十、現地の營養料理は出来るだけ現地材料から工夫すること

X X X X X X X



特殊會社

蒙疆銀行

沿革 蒙疆銀行は蒙疆地域における中央銀行として成綱七三年十一月二十二日公布の蒙疆銀行條例、同組織辦法により設立せられたもので、資本金一千二百萬圓、蒙古聯合自治政府全額出資である。總行・分行および辦事處の所在地および役員は次の通りである。

- △總行 張家口特別市鼓樓西街、總行營業局 張家口特別市長治路
 - △分行 大同・厚和・包頭・平地泉・豊鎮・宣化・懷安・沙城・涿鹿・張北・多倫・延慶・朔縣・北京・天津
 - △辦事處 東京、貝子廟
- 總裁 宗像 久敬
副總裁 橋本 博雄

主要會社

理事 田 稔

同 劉 東 漢

同 沈 文 炳

同 呂 登 瀛

從業員は成紀七三年七月三十一日現在日赤二四四名、華系七四四名、合計九八八名である。

事業目的 (一)地域内における金融の指導統制、(二)貨幣の製造および發行、(三)國所事務、(四)内外爲替業務および一般銀行業務、(五)爲替管理法案施行に關し政府より委任された事務。以上の如く中央發券銀行であるとともにまた一般銀行業務をも兼ね、政府と表裏一體となつて地域内金融政策を遂行してゐるが、創立以來關調なる發展をたどり、ことに最近における蒙疆經濟の躍進を反映して業績の伸暢顯著なるものがあり、その發行する蒙銀券の基礎はますます充實強化され、安定してゐる。對外信用は日とともに加はり、本年五月には日本銀行より總額一億圓の信用を供與される

等その地位は著しく向上して來た。

蒙疆電氣通信設備株式會社

沿革 支那事變以前における蒙疆地域の電氣通信施設は極めて幼稚なもので、中央政府の交通部および省政府ならびに縣公署等において施設した軍用・警備用および官廳連絡用の通信線が主體をなし公衆用のごときは極めて微々たるものであつた。然るに昭和十二年(成紀七三年)七月七日支那事變勃發し、同年八月二十七日日軍入城を見、のち間もなく十一月二十二日には蒙疆聯合委員會が設立され、待望の民族自治の制度が確立されるに及んで治安も急激に恢復し、國防の充實、産業の開發、文化の向上を告げ電氣通信設備の整備も急速に必要となつたのみならず、さらにその特殊性より見ても、これが擴張充實の要なるを認められたので、蒙疆聯合委員會は成紀七三年三月一日蒙疆電氣通信設備株式會社法を制定し本地域における官・公・私營一切の電氣通信設備を一元的に統括しこれが整備充實の合理化をはかるとともに日本内地の技術および民間資本をも参加せしめてこの新情勢に即應した民有獨營の經營形

監事 王野代次郎

同 杉村 正

沿革 同社の開發すべき大同炭田の埋藏量は從來水く二百二十億噸と稱せられてゐたが、最近の調査によればその二倍半、實に三百億噸に餘ることが判明した。炭質は現在採掘してゐる上層部は侏羅紀の非粘性的瀝青炭で汽化用として管用されてゐるが、前記埋藏量の七〇パーセントは石炭紀の粘性的瀝青または半無瀝青で、發熱量は六、〇〇〇—八、〇〇〇カロリで通常は七、〇〇〇カロリである。

本炭田は斷層縱向少なく、岩盤は堅硬であり炭層は一—三メートルで豫行に過し、瓦斯發生や湧水に悩まされること殆どないため、舊政權當時よりすでに相當の出炭成績を示してゐたのであるが、事變後政府管理のもとに海城に經營を委任せられ、さらに同社の設立せらるゝにおよびはじめて本格的開發が行はれ、日滿華綜合企業力擴充に貢献するに至つたものである。

龍烟鐵礦株式會社

沿革 龍烟鐵礦は海政權當時既に着手せられたが事變後軍需占據とともに株式會社興業公司をして接収せしめ、海滿聯合委

員會成立するや同公司に委託經營せしめ、

これがため成紀七三四年七月二十日蒙滿聯合委員會令第十四號龍烟鐵礦株式會社法發布され、成紀七三四年七月二十六日設立を見、積極的開發が企圖せられることとなつた。同社の資本金は六千萬圓(拂込四千九百二十萬圓)で、蒙古聯合自治政府と北支那開發株式會社が折半出資してゐる。本社は張家口市東萊園北支那開發株式會社綜合事務所内に、事務所は宣化、北京・天津・東京にある。現役員は次の諸氏である。

理事長 山際滿壽一

副理事長 黃延勳

理事 大塚勝治

監事 杉村正

同 王野代次郎

同 久留島秀三郎

同 淺輪三郎

蒙滿不動産産股份有限公司

設立趣旨 華近蒙疆における産業文化の進展はまことに飛躍的で、これに伴ふ人口の激増は必然的に住宅難、事務所難を招來した。政府はこゝにおいて主要都市における現下の建物補填の緩和をはかり、併せて將來の人口の膨脹に對慮し、不業者の跋

梁を防止し都市の發展を順調ならしめんがため成紀七三四年七月十日蒙滿不動産股份有限公司法を制定し、これに基き本公司的設立を見たのである。同社の資本金は公稱一千萬圓で蒙古聯合自治政府七百萬圓、蒙滿銀行三百萬圓の出資となつてゐる。役員は次の諸氏。

理事長 常 福

副理事 山下武夫

理事 松本克己

監事 宮川清

備考 同社は本社を張家口特別市土爾其街石碕に置き、大同に出張所がある。機構は總務・事業の二課を置き、總務課に庶務・會計の二係、事業課に資材・工事・管理・住宅事務所を置く。

事業概要 第一年度落成し日本入向住宅一四四戸、現地向住宅一五九戸、事務所一棟、第二年度落成し日本入向住宅二五二戸、現地向住宅六八八戸でこの住宅・店舗はいづれも政府關係より建築中途にて引繼げるものである。第三年度落成は日本入向住宅二二三戸で、ほかに張家口居留民團體會、蒙滿石油股份有限公司工場ならびに宿舍の新築工事を受託完成した。第四年度は日本入向住宅二〇五戸、倉庫一棟、第五年

度 大使館事務所増築工事一、日本人向住宅一、九〇戸、獨身寮五棟、現地人向住宅一〇戸、受託工事一七棟をそらん、新築中であるが、右新築工事は漸次竣工に移されてつあるも各種資材の入手難のため極めて困難なる現状にあり、しかもこれが打開克服に努力し既往計畫の進捗に邁進しつゝありなほ今後においても毎年二百戸平均の住宅を新築の豫定である。このほか左記逆産家屋の管理を政府より委託されてゐる。

張家口 一、八〇〇戸
大同 七、五四五
大和 四七〇
厚和 九、八一五

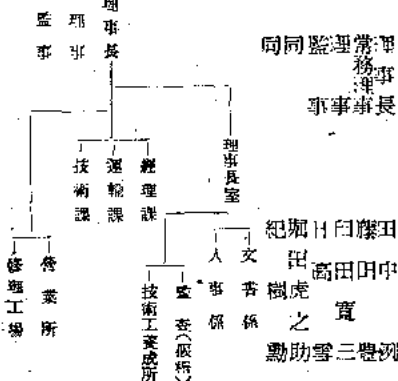
なほ同社の決算期は毎年十二月末日、株主總會は毎年二月である。

蒙疆汽車股份有限公司

沿革 本地域の交通機關を看るに、鐵道は僅かにその南部を東西に走るのみにしてその他の廣大なる地域は治安維持、文化の普及、産業の開發等擧げて自動車交通の發達に俟たざるべからざる事情にあり、ここにおいて従来の自動車運輸事業を統合擴大して鐵道の補助、かつ培養機關たらしめ交通上の完備を期せんがため本公司の設立

を見たのである。即ち成紀七三三年七月一日蒙疆聯合委員會令により蒙疆汽車公司法を制定し、こゝに公司を設立せしめさきに成紀七三三年一月、委員會公函第一號にて指令したる計畫路線上における營業權とを合せて獨占的權能を附與したのである。その後事業の進展に伴ひ改組擴充の要に迫られ成紀七三四年五月十八日、蒙疆汽車股份有限公司法の公布とともに現在の公司が設立せられたのである。

役員および組織 同公司の役員および組織は次の通りである。



蒙古食料品股份有限公司

沿革 國內食料品の輸出入ならびに配給を統制するとともに一面域内自給生産の興隆をはかり、もつて需求の調整および價格の適正化を期せんとする政府の政策に基づき、さきに同一目的のもとに設立しありたる省北食料品股份有限公司(成紀七三五年六月設立)を合併し、これを母體として新たに政府の出資を増加し疆内全地域にわたる一元的統制機關たらしむるため、成紀七三八年三月、蒙古食料品股份有限公司法ならびに同御賣市場法を制定され、これに基づき同年五月一日同公司の設立を見たものである。同公司の出資關係は公稱資本金二百萬圓(一百三十九萬五千圓拂込済)で、うち政府二百三十九萬五千圓、張家口特別市十萬二千圓、蒙疆銀行十萬一千圓、宣化省公署八萬圓、その他三十二萬二千圓となつてゐる。

主要業務 一般食料品の收買、配給、輸出ならびに市場の經營、調味食料品、清涼飲料水の製造ならびに販賣およびそれら製品の貯藏および加工、製氷、冷蔵ならびに冷凍事業等および以上の各號に附帯する事業を営む。

編輯 本社を張家口特別市復興街九四號に置き、營業所を張家口特別市南亞園に支社を大同城内皇城街一二四號および厚和市禧城回子外三號に、また出張所を宣化・包頭・北京に置いている。

その機構は本社は總務・營業の二部制となし總務部に庶務・企畫・經理の三課、營業部に統轄・魚菜・雜貨・工場の四課を置く。營業所および支社隨處は總務・營業の二課制となし別に大同支社に工場課を置いてゐる。

役員は次の諸氏である。

- | | |
|------|-----|
| 理事長 | 李少芳 |
| 副理事長 | 周顯信 |
| 常務理事 | (缺) |
| 理事 | 王竹軒 |
| 同 | 王翰臣 |
| 同 | 蕭雲翔 |
| 監事 | 高川清 |
| 同 | 慶田檢 |

株式會社蒙疆新聞社

沿革 成紀七三年十一月二十一日、蒙疆四族の興隆と防共御郷端における赤色防衛といふ重大使命を帯び、新秩序の

吹きも生々しく生護せる蒙疆聯合委員會は同政權の意圖する親国防共、民族協和、民生向上の基本政策を輔内六百萬民衆に徹底せしむるため、且つは立憲れた文化水準の向上を促し、蒙古文化の復興に努め、ため國策弘報宣傳機關の一元の統制をはかり成紀七三年五月十六日、同委員會令第十號をもつて「株式會社蒙疆新聞社法」の公布をみるに至つた。同社では直ちにその二十日創立總會を開き、こゝに資本金四十萬圓をもつて「株式會社蒙疆新聞社」が誕生したのである。國內唯一の新聞社としての使命は重且つ大なるものがあつた。創立當時の役員は理事長松本於菴男、常務理事杉谷善藏、理事韓運、孫福、監事伊德欽、久光正男の諸氏であつた。かくて同社では新聞・通信その他地域内における弘報事業の統制經營斷行のため、先づ蒙青聯合自治政府の蒙疆日報、察南政府管下の察哈爾新報等を統合するとともに、新政權の最も喫緊な課題とせし防共・民族協和・民生向上の國內民衆への徹底化をはかるため、張家日本社において日文蒙疆新聞・華文蒙疆新報、蒙文蒙疆週報を、大同支社にて華文蒙北報、厚和支社にて蒙文蒙報を發行し、同社創立に當つて謙せられたる重大使命遂行に

向つて雄々しい發足をなしたのである。翌成紀七三四年二月、松本理事長に代つて滿洲日日新聞社取締役野野島勝氏就任するや、先づ新聞製作部面の施設改善に着手し、成紀七三五年九月社屋新築落成し、同時に新活字十五字詰十五段制を斷行せるほか機構を整備強化し、社業は著しく飛躍發展を告げ成紀七三七年五月こゝに資本金を一舉に二百萬圓(半額拂込)に増資するに至つた。かくして社業益々鞏固を加へるとともに新聞の譯價大いに廉がり、國內のみならず隣接地の華北および滿洲にも汎く頒布されてゐる。また同社では皆北報ならびに蒙古民衆報(昭和十六年九月廢刊)これによる餘剰力を本社發行の諸新聞に償還する一方、同年十月より新たに半月刊華文雜誌「利民」を發行、このほか昭和十六年度版より「蒙疆年鑑」の刊行を見、その他冊子・單行本等を臨時發行して弘報宣傳に萬全の施策を行つてゐる。かくて蒙疆唯一の新聞紙たる面目を發揮、國內における文化の興隆に寄與すること五年、成紀七三八年六月十日創立五周年の記念式典を舉行した。

役員・機構 現在の役員および機構は次の通りである。

- | | |
|-----|------|
| 理事長 | 細野榮勝 |
|-----|------|

常務理事 杉谷 善藏
理事 韓 運
監事 外山 登一
同 伊 德 欽

同社の機構は理事長・常務の下に編輯・事務・印刷の三局を置き、編輯局は論說・日文整理・校正・取材・連絡・調査・華文整理・取材・文化・利民編纂・蒙文の十一部、事務局は庶務・經理・事業・廣告・販賣・用度の六部、印刷局は新聞・營業・作業の三部から成つてゐる。而して現在の社員數は日人百九十五名、滿華人七百二十八名、蒙人二十五名、計七百九十五名に上つてゐる。このほか主要なる内外地に支社・支局通信所を置き報道の完備を期してゐる。地方機關としての主なる各支社・支局の所在地は次の如し。

- 大同支社 大同城裡西北火神廟街
 - 厚和支社 厚和市街城北門外
 - 包頭支局 包頭市金龍王廟六
 - 平地泉支局 平地泉橋東二馬路三二
 - 華北總局 北京市内六區東安門大街
 - 天津支局 天津市興亞第一區明石街一六
 - 東京支局 東京都麻布區材木町二〇
- (蒙古政府代表部内)

準特殊會社

大阪支局 大阪市西區江戶堀下通
新京支局 新京特別市永樂町三ノ八

同和實業銀行

【設立】 成紀七三七年五月八日、【資本金】五百萬圓(全額拂込)、【目的】一般銀行業務【總行】張家口城内博覽街十一號、【代表者】董事長 朱 鈞

蒙疆石油股份有限公司

【創立】 成紀七三三年七月五日、【資本金】八十萬圓(全額拂込)、【目的】石油の輸入および賣買、政府の許可を受けたる石油に關する事業、【代表者】專務董事 栗屋 巖

蒙疆運輸股份有限公司

【創立】 成紀七三七年七月八日、【資本金】百萬圓(六十萬圓拂込)、【目的】運送および運送取扱業、倉庫業、【代表者】董事長李 蔚之、【本社】張家口特別市南榮園工業區

蒙疆洋灰股份有限公司

【創立】 成紀七三四年三月七日、【資本金】二百萬圓(全額拂込)、【目的】セメント・石灰・特殊煉瓦の製造販賣、【代表者】董事長岩崎 清七、【本社】大同城南大西街

東洋煙草股份有限公司

【創立】 成紀七三五年三月二十一日、【資本金】千萬圓(全額拂込)、【目的】捲煙草・刻煙草製造販賣ならびにこれに關聯する事業、【代表者】專務取締役 川口 正雄【本社】張家口特別市中央大街

蒙疆鑛產販賣股份有限公司

【創立】 成紀七三五年九月二十二日、【資本金】二百萬圓(百五十萬圓拂込)、【目的】鑛產、石灰の受託販賣ならびに買取販賣、【代表者】常務理事 岡本 一雄【本社】張家口特別市東榮園

蒙疆興業股份有限公司

【創立】 成紀七三四年七月二十二日、【資本金】五百萬圓(二百五十萬圓拂込)、【目

車西電氣化學工業 股份有限公司	資本、二、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	カミサイトの製造販売	笹井繁次郎
大同産業股份有限公司	資本、七、〇〇〇、〇〇〇	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	煉瓦、瓦の製造販売	奥村 初一
製薬製紙股份有限公司	資本、五、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	印刷洋紙、包装紙、和紙の製造	原野 茂一
新興酒類醸造 股份有限公司	資本、五、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	酒類、焼酎、洋酒、合酒の製造	増田 外藏
合和製糖股份有限公司	資本、五、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	醗酵エフエドリン製造	元木 丈夫
炭礦製糖工業 股份有限公司	資本、一、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	糖皮、骨粉製造	田中 又一
國産粉業 股份有限公司	資本、八、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	澱粉製造	中川 潤作
八洲山炭礦 股份有限公司	資本、二、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	石炭の採掘販売	中村 敏作
順成炭礦股份有限公司	資本、八、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	石炭の採掘販売	馬場 忠俊
炭礦耐火煉瓦 股份有限公司	資本、八、〇〇〇、〇〇〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	耐火煉瓦の製造および販売	馬場 忠俊

兩合無限公司

(主要なもの)

(429) 主要會社

會社名	年月日立	公積資本金 繰込資本金	政府出資	出資	日本資本	現地 一般資本	事業目的	代表者
泰南實業聯合公司	昭和二十	107,000			50,000		石灰、煉瓦の製造販賣	高田 利雄
昭和興業聯合公司	昭和二十	107,000			50,000		煉瓦の製造販賣及び建築材 料販賣	高木 修治
日華實業聯合公司	昭和二十	107,000			50,000		炭ならびに耐火煉瓦の製造 販賣	古川 一彦
永久和家具製造 兩合公司	昭和二十	107,000			50,000		和洋家具製造ならびに販賣	輕 永 篤
興亞機寸兩合公司	昭和二十	107,000			50,000		安全機寸の製造ならびに販 賣	大谷長五郎
日華鐵道兩合公司	昭和二十	107,000			50,000		滑油、煤油の製造販賣	春日 薫
無限公司大同製粉工廠	昭和二十	107,000			50,000		小麥粉、蕎麥粉の製造販賣	榎木 順作
澆物無限公司	昭和二十	107,000			50,000		耐火煉瓦の製造販賣	藤田 藤郎
協信無限公司	昭和二十	107,000			50,000		煉瓦の製造販賣	石井 秀吉
大同振興無限公司	昭和二十	107,000			50,000		土木建築工事の設計、計畫 請負	須藤 一郎
東亞産業無限公司	昭和二十	107,000			50,000		木材其の他建築材料の販賣	公文久米藏
泰南葡萄酒製造 無限公司	昭和二十	107,000			50,000		葡萄酒製造並びに加工、酒 類の製造	櫻井 安慈
瑞豐麵粉無限公司	昭和二十	107,000			50,000		麵粉の製造販賣	李 福 齊

創立 康德十年八月一日
資本金 五千萬圓 (全額政府出資)



興農金庫

理事長 笠井圓藏

副理事長 邱任元

本店 新京特別市豐樂路五〇一號

支店 吉林、奉天、四平、齊齊哈爾、北
安、哈爾濱、錦州、安東、通化、承
德、佳木斯、開魯、玉籍、朝陽、海拉爾
牡丹江、東安、閩島、札蘭屯、黑河
其他九十三箇所

蒙 滬 向 爲
替 取 扱 店

北票、朝陽、赤峰、圍場各支店

資本金 國幣壹億圓

使命 金融ノ圓滑ヲ圖リ産業開發ニ必
要ナル資金ヲ供給ス

業務 預金、貸付金、手形割引、爲替

滿洲興業債券及儲蓄債券ノ發行
地方債、社債及株式ノ應募引受
等證券業務其他一般銀行業務



滿洲興業銀行

本店 新京特別市大同大街

總裁 岡田信

副總裁 葆康

支店及出張所
新京、哈爾濱、奉天
安東、大連、東京
其他六十二箇店

新京特別市五馬路第一〇七號

滿洲書籍配給株式會社

社長 田中惣一郎

支店及駐在所

東京支社 哈爾濱營業所
新京營業所 牡丹江營業所
長春營業所 安東駐在所
奉天營業所
大連營業所 北京駐在所

創 立 明 治 四 十 二 年
資 本 金 四 千 萬 圓



朝鮮銀行

總 裁 田 中 鐵 三 郎

本 店 京 城 府 南 大 門 通 三 丁 目 一 一 〇 番 地

支 店

內 地 支 店

關 東 州 支 店

東京、名古屋、大阪(一)、神戶、下關、門司
 釜山、大邱、麗水、木浦、群山、仁川、海州
 平壤、鎮南浦、新義州、元山、咸興、清津、羅津
 大連、旅順
 北京(一)、保定、彰德、新鄉、臨沂、蓮城、
 開封、潞安、石門、太原、榆次、陽泉、天津(一)
 濟南、兗州、徐州、江蘇、海州、青島(一)
 上海(一)、無錫、南通

一 創 立
二 目 的

昭和九年一月十二日
興亞ノ精神ニ基キ善隣ノ友誼ニヨリ東亞諸民族ノ融和親善ヲ圖リ相互文化ノ向上
ニ寄與セントス

三 事業及編成

協 會
本 部
留 學 生 部
古 代 研 究 所
回 教 國 研 究 所
善 隣 高 等 商 業 學 校
善 隣 學 寮

現在蒙古聯合自治政府派遣ノ留學生一四〇名アリ。
蒙古之其ノ隣接地域ノ文化、政治、經濟其ノ他一般ノ研究調査ニ當リ其ノ普及ヲ圖ル。月刊雜
誌「蒙古」及「蒙古學」ヲ發行ス。
回教國ニ關スル學術的研究ヲ行ヒ、之ニ關スル認識ノ普及ヲ圖ルト共ニ回教國語國ニ對シ日本文
化ノ紹介宣傳ニ努ム。月刊雜誌「回教國」ヲ發行ス。
比隣諸國ノ文化、産業ノ開發ニ從事スル行爲ナル人材養成ヲ目的トス、現在生六五〇名、卒業生
ヲ出スコトナリ。全員滿洲、支那、蒙古ニ出立中ナリ。
本協會留學生部ノ監督ヲ任ル蒙古留學生並ニ善隣高等商業學校生徒ノ一部ヲ收容シ、學校教習
ト相俟テテ訓育ノ徹底ヲ期スル尙目ト蒙古學發新設中ナリ。

財 團
法 人
善 隣 協 會

東京都淀橋區西大久保四ノ一七〇

四 主要刊行物
定 期 月刊「蒙古」、月刊「回教國」
不 定 期 「蒙古學報」「蒙古研究叢書」其他單行本數種

五 役 員

會 長	一 條 實 孝	常 任 理 事	齋 藤 嘉 明	理 事	鈴 木 美 治 通
副 會 長	山 田 嘉 明	同	同	同	同
顧問	池 田 成 彬	同	同	同	同
同 理 事 長	大 島 成 彬	同	同	同	同
同 理 事 長	豐 田 成 彬	同	同	同	同
同 理 事 長	日 影 一 郎	同	同	同	同
同 理 事 長	森 廣 藏	同	同	同	同

蒙古聯合自治政府
駐日代表部

東京都廳布田坂
赤坂赤坂赤坂
三田坂坂坂坂
(454848184848)
三三三三三三
四四五三三三
五五〇一〇二
八四七四四
番番番番番番

蒙疆電氣通信 株式會社

東京出張所

東京都麹町區丸ノ内二丁目三番地二
(國際電氣通信株式會社内)
電話丸ノ内(23)五六五〇番

龍烟鐵鑛株式會社

東京事務所

東京都麹町區丸ノ内岸本ビル
電話丸ノ内(23)七二四二一五

蒙疆汽車股份有限公司

東京駐在所

東京都麹町區丸ノ内一ノ一
東北交通株式會社東京支社分室
電話丸ノ内(23)六二五九番

大青山炭礦 股份有限公司

東京出張所

東京都日本橋區江戸橋二ノ六
郡是製絲ビルディング内
電話日本橋(24)五六六一番

滿蒙毛織株式會社

東京事務所

東京都麹町區內幸町一ノ二東折ビル
電話銀座三、〇〇三番、五四七五番

蒙 疆 銀 行

東 京 辦 事 處

東京都麹町區大手町二ノ四
(創 鮮 銀 行 內)
電話九ノ内六四二七番

大 同 炭 礦 株 式 會 社

東 京 事 務 所

東京都麹町區平河町二ノ六(關設ビル)
電話九段(35)四、二二一、一九番

蒙 疆 電 業 株 式 會 社

東 京 辦 事 處

東京都麹町區丸ノ内二丁目
三邊東九號館內
電話九ノ内 三八三九番

蒙 疆 興 業 有 限 公 司

東 京 出 張 所

東京都京橋區濱町三ノ二
(日東紡績株式會社內)
京橋(50)代表四、一三二番

東 洋 煙 草 有 限 公 司

東 京 駐 在 所

東京都日本橋區小網町一ノ三
(東 洋 紡 績 社 內)
電話茅場町(65)四二七一、四番

花 園 炭 礦 有 限 公 司

東 京 出 張 所

東京都神田區鍛冶町一丁目二番地
電話神田(25)一〇六四八番
一五一八六番

營業科目

海陸運輸業
倉庫業
船業
船舶保險代理業
一般海運業
勞務供給

蒙古自治邦政府指定運送取扱人



株式會社

東運商會

東京都京橋區寶町三丁目七番地

電話 京橋 (56)

〇三二八
八七九
二五三番

專務取締役 清水省三

芝浦出張所

東京都芝浦區芝浦三丁目一

電話三田 (15)

二〇八四番

横濱出張所

横濱市中區海岸通三丁目一四

電話本局 (2)

一九八二番

天津出張所

天津英租界第一區常盤街三

電話二局 (2)

六七四八番

ニ ツ ハ イ

報弘刊新・刊旬
 はに入購の本
 を報弘刊新ず必
 いさだく用活御

所張出地外 地 内

本店 東京都御田區淡路町二ノ九
 支店 大阪一名古屋一九州一朝鮮
 一台灣
 營業所 東京〔九段・錦町・京橋・
 銀座・外神田・飯田町・辰
 河町・岩本町〕
 大阪〔土佐堀・信濃橋・博
 労町〕
 京都一神戸一名古屋一福岡
 内地各出張所……各府縣廳所在地
 中華民國 北京 上海
 泰 國 曼谷
 佛 印 サイゴン……ハ
 ノイ
 ビル マ ランゲトン
 ファイリッピン マ ニラ
 ジ ヤ ワ ジマカルタ
 ス マトラ メダン・パレンバ
 シ・ブキナンギ
 セレベス マカッサル

滑 圓 正 適

物版出全

給配元一

社 會 式 株 給 配 版 出 本 日

大東亞靈藥

仁丹的聲威瀰漫全世界



老牌仁丹有神效
假貨騙人當嚴防



豫防時疫
霍亂救急
健脾養胃
清腸埋氣
常備仁丹
如伴良醫

森下仁丹株式會社出品



小児良藥

種屋音應丸

優越せる！

／時なんこ

カンムシ強く夜啼きし安眠せぬ時
 消化不良、吐吐き、食傷、下痢綠便に
 寝驚時やヒキツケ、キゼツの手當に
 食慾不進、痲疹の回復期や嘔吐症等に

薬價 二十錢
 各 小 瓶

綜合育兒效果とは………幼兒の發
 育に不可欠な、全身機能とくに腸心
 臟と消化機能等を強化促進せしめ、抵
 抗力を最高度に發揚せしめるもので、
 本劑の主藥たる微妙に配劑せる皇漢貴
 重活精動植物ホルモンは、救急、治病
 保健に秀れた綜合効果を發揮します。

大野天満 錦本 種屋音應 社會資合

大 陸 の 護 身 藥

新鋭スルフアピリチン

トリファン

急性・慢性淋疾
急性肺炎
扁桃腺炎
赤痢・痰痢

……等症特化薬並
に重一スルフアピ
リチンの金及し得ざ
る強烈なる重効薬
作用を發揮す。

製法特許・徳能威信製

ビビダ

衰弱倦怠感
性腺衰弱
四肢冷感
更年期障礙

……等男女性機體
不全による諸障害
を強力に回復し氣
力・活力・体力を
充實せしめる。

アミノ・赤痢特効

ヤテメン

下痢・腹痛
食傷・水傷
細菌性腸炎
大腸カタル

……等症に
即効薬には不可得、
アミノ・赤痢にも
全く独自の薬理機
力を認められる。

強力殺菌・内服防疫劑

ビトレン

赤痢・痰痢
チフス
コレラ
パラチフス

……等症疫菌に
毎刻効が必ず一錠
を……胃内での溶解
消化と強力に病原
菌を胃中殺菌中に
殺滅す。

化膿症に



アルバジル錠

《 アフルスミアン剤 》



アルバジル錠は内服により、化膿症の諸種病原菌に直接作用して之を克服し、炎症、化膿、發熱等苦痛症狀の消退を速かならしめ、根原的なる治療を促進する。

適應症

中 耳 炎
扁 桃 腺 炎
外 傷 化 膿
疔 癰 丹 毒
其 他 一 般 化 膿 症

包 裝 一 二 〇 錠
五 〇 錠 一 〇 〇 錠

製 造 元 東 京 大 販
山 之 内 製 藥 株 式 會 社



高單位維他命B₁劑
 強力米太寶靈片，
 維他命B₁的含量約
 為啤酒酵母十倍。

本草云：「上藥養命無毒
 多服久服不傷人，輕身益氣
 不老延年。」強力米太寶靈
 片的性質，與此完全相同，
 確是上藥之一。

（包裝）一〇〇片 三〇〇片

總發行 武田藥品工業株式會社
 日本大阪市東區西長町

強力米太寶靈片

(牌 田 武)

4-80



日染錠

ポレオン錠

純正化學療法劑
スチミアン錠

ポレオン錠「日染」は
内服により血液、體組織
へ殺菌性、抗菌性を賦
與し病原菌を殺滅し治
癒せしむるを特徴とす
る純正化學療法劑なり

適應症

扁桃腺炎
中耳炎
急性慢性淋疾
急性慢性婦人科疾患
其他あらゆる
化膿性疾患

錠〇〇一・錠〇二

製造元 日本染料株式會社
大阪市花區春日出
製造元 元手一
大阪市南區豐町二丁目

戦ふ白血球！

本劑の濕布は白血球を増強し喰菌作用を旺盛ならしめ免疫を強化し迅速に解熱・消炎・鎮痛の効を發揮します

肺炎 肋膜炎 咽喉カタル 扁桃腺炎 神經痛 腰痛 筋痛 ロイマチス

三十分しっぷふ薬

粉未

デルモライト

藤澤藥品工業株式会社

強力化膿性

婦人科疾患にも

殺菌力強く數日間の内服にて
止痛、止膿、消炎の治癒効果
を發揮す

主効：急性淋疾、慢性淋疾
副効丸炎、攝護腺炎、淋毒
性婦女諸症、中耳炎、扁桃
腺炎、丹毒等尋

代表的二基性アミド製劑

リベール錠

大阪東區南久太郎町二
竹村製劑所發賣



薬用 口中の細菌を
も掃滅する

強歯健康
のため薬
のケラ
ブ歯磨
朝と晩



ク
ラ
ブ
歯
磨



天奉 洲滿 化粧品株式会社

蒙古風習



特殊用語の解説

盟 清朝時代に創始された制度で、現在残っているのは蒙古政府管内蒙旗のみである。当地域の盟は錫林郭勒、察哈爾、烏爾察布、伊克昭、巴彦塔拉の五盟である。盟は蒙古語ではテグルガンといひ會盟より出たものと思はれる。旗の集合體であり政治的には中央と旗とを結びつける行政的單位であるが、中央と縣との間における省との差異は旗の特質に基き自ら異り、從屬關係の如きは最も輕重の區別をつけてゐるもの一つとして見られる。

旗 これも清朝時代の制定に係るもので蒙古における政治的な基本單位であり、一つの自治區を形成してゐるものである。旗は蒙古語でホシエンといひ、漢語で合哨が當てられることもある。要するに清朝が、清朝に歸屬せる當時の各王公の牧地を山河或ひはオオをもつて境界を定め、それによつて一定地點に安住せしめたに始まり、一王公

を中心とした種族的自治團體であつたもので、その後時代の變遷とともに次第に領域的意義を擴大し今日に至つたもので、農耕地帯における縣に相當する地方區分であるが、相違するところは蒙古人の特殊行政が行はれてゐることであり、高度な自治權が行使されてゐることである。現在旗制が布かれてゐるのは滿洲蒙古、當管内蒙および西部蒙古のみである。

盟長 盟の長官で、蒙古語ではチブルガンドラガ、漢語ではモンチヤンといふ。職制その他は官制の定むるところによる。實際的には盟内各旗札薩克、總管中の長老が就任してゐる。輔佐役としては副盟長がある。なほ當制度のあるのは當地域のみである。

札薩克・總管 旗を統べるものに札薩克チヤクと總管の二がある。札薩克の統べる旗を通常札薩克旗といひ、現在錫・烏・伊各盟管下の各旗。總管の統べる旗を總管旗といひ察・巴兩盟管下の各旗に分れてゐる。札薩

克は原則として世襲職であつて、元來の蒙古の王公で、旗内の軍事、行政、司法、徵稅その他強力な封建的支配權をもつてゐたものであるが、近代次第に封建制は衰微し當管内においても先きに制定された暫行旗官制、暫行旗陳金律則その他等にも見ることが多く新しき時代への移行を示しつつある。

けれども札薩克には札薩克としての誇るべき傳統があり單に地方行政長官であるとの建前から縣地帯におけるものと同様に取扱はるべきでないことは明らかである。總管は蒙古語でアンベンソインといひ、特に察哈爾蒙旗ならびに綏遠土默特旗に設けられたものであるが、純然たる政府屬の官吏にして、その點が根本的な差異をなすものである。

佐と佐領 旗内をさらに分つて幾つかの區劃を立てる場合に佐をもつてゐる。佐は蒙古語でソモンであり漢語では佐のほかに箭佐、支箭、索木、藤木等種々に書き表はしてゐるが、主としてこれは軍事上の必要から設けたもので、通常百五十騎馬兵を編成するたため百五十乃至二百の包を統轄するものを佐領、蒙古語でソモンヂヤンギといひ、その群を佐といひ旗の下部機構としたので

ある。佐は一定の境界をもたされてはゐなかつたが、察哈爾のごときは薩部族集合編成その他の關係から次第に境界をもち、領域を定めるに至り、その後の變遷過程のうち完全に領域化してゐるものもある。

アルバン 百五十戸乃至二百戸を統轄してゐた佐領が、今では往時のまゝの姿であるものは少い。ために佐の下部機構としては尙舊にアイル(部)に結びついてゐる状態であるが、なほ往平の十戸制度を運営してゐるところもある。十戸長は蒙古語のアルバンダラガで、軍事上の最小單位であつたものであり、行政上においても最下部の管理單位であつた。

協理その他 協理は蒙古語でトサラクチであり札薩克旗にのみ存し、札薩克の行政上の輔佐役である。京京は蒙古語でジャヒロクチで、これも札薩克旗にのみ存し、札薩克または協理の指揮下に職務を總理するもので、所謂旗の事務長目である。梅倫は蒙古語でメーリンといひ、京京のもとにあつて武事を司る。參領は蒙古語でチャランといひやはり武官職で、札薩克においては梅倫の風處をうけるものである。總管旗にあつては總管に直屬し通常正副兩參領があつて總管を輔佐し旗政をすべてゐる。また

參領は一族に數名を有するがそれは佐數に大體應ずるものである。即ち數佐に一參領があつて旗と佐とを結んでゐるのである。

年中行事

年中行事が如何なるものであるかはこゝでは説明をしないが、ある意味において年中行事の姿のうちこそ民族の姿を見ることが出来るといへることだけは動かすことのない事實であり、年中行事を無視しての民族政策は成り立たないところに、年中行事の重要さがあるわけである。以下内蒙古に行はれる年中行事中の最も代表的なものを二、三記すれば次の通りである。

正月 正月は人間生活にとつていづれの地においても年中行事中の最も好ましい響きをもつたものとして傳へられてゐる。單調なる草原に牛羊を遣ふ蒙古人もその例外ではあり得ない。むしろ平常の生活風情が單調であればある程、斗柄一轉年茲に新たな年の感激は強い。都市文明社會におけるごとき密麗なる彩色ある數々の行事は見られなくとも、アムルハン・サイン・シネルボイ(新年おめでたう)の迎年の辭は蒙古の牧地を被ひ、僅かに天地四方を祀る素朴な拜年の儀にも、舊き年は舊き夢とともに既

に去り、新たな生命の躍動を覺える新たな年來れりとあまねく告げわたされるのである。草原の朝ぼらけはいつ見ても美しい。それが元且の夜明けともなれば殊更である。漆黒の闇がまつ東の地平線から鈍りはじめ、薄い乳色の雲がほのかにほかされて引かれる頃には、蒙古人たちは清代の禮服に威儀を正して包の前前に立つのである。この日の蒙古包は前面を赤帛で覆ひ、時に貴人の包は周圍も覆ふ。察哈爾のごとき接壤地帯にあつては前面に長い旗竿を立て、尖端に赤白の旗を結び、下方に風車を装飾し、爆竹など放つてゐるところもあるが、いづれも昨日までの疲れ、苦しみ、嘆きをすつかりと洗ひおとして新しい年の榮光をのせてのぼる旭を拜まんとして待つ。

乳雲が次第に紫色に轉じ、それに朱の短かい一線が射すと、あたりの雲彩は波を離らすごとく眞紅に染めなされ、新しい炎のごときを中空に燃やせばじめる。曙の微風が先導でもあるかのやうに吹き渡る、美はしき朝日はやがて悠然と昇りはじめ、草原の新年はその黄金なす光線の尖端に迎へられるのである。洗面會堂し、身を潔め終つた族員は、家長とともに四方の精神を拜し、旗王公の所

在方向を拜み一同の幸を祈禱し、それより包内に入り、家長は卓上に香を焚き、神佛への儀式を行ひ、正月の御馳走を獻ぐのである。このとき一家客属のものたちはその内の長者の前に集まり、跪いて敬意を表し長者からの目出度い言葉を待つ、長者からは「お前たちは百歳までも生きのびて福祿をうけなさい」、「今日獨身で来たものは來年は縁とともに來るやうに」、「子供のない者は來年は可愛い赤ちやんを見せておくれ」、「お前の書群も病氣させずに、丈夫にたくさん育て、おくれ」などといふやうなことが威厳を保ちながら、愛情に満ちた言葉で聞かされる。一同は異口同音に「有難うございます。お蔭で本年は目出度く過ぐされませう」と答へ、お辭儀をして退つて行く。儀式が済めば後は自由であるが、滿目荒涼たる草原の中で、他に楽しみのない蒙古人たちは御馳走を食べ、乳酒を呑み心から愉快に過ぐすのである。

正月の遊びとしては察哈爾正白旗で見られたものとして、ノホノボイ、モトンペイといつた花かるたの一種や、ホデルといふトランプの大型のものや、シャツタルといふ將棋や、ホゴといふ雙六の變り種や、ミグムンといふ圍碁様のものや、その他タリ

ンゴウとか、腕角方とか、指引きとか、おはじきとか、手羽根のごときものとか迎年の喜びを地方色も豊かに表はしてあるが、精靈地帯ほど遊藝器具は少くなり、種類も減つてくる。

酒宴につきものは歌であるが、蒙古人たちは平素から歌を好み、野趣に富んだ秀れた多くの歌をもつてゐるが、そのうちから哀調を含んだものは一切避けて、喜びに満ちた歌を包も搖るげと歌ひつゞける。但しこれには女は参加せず、男ばかりの宴である。蒙古の女たちはかうした願ぎをよそに知り合ひを訪問したり、信心に厚いものは百八つの珠數を手にも纏腕やオボに參詣するものもある。

成吉思汗大祭日 成吉思汗大祭日(陰曆三月二十一日)は七三六年度より政府慶祝日として制定されるに至つた。成吉思汗の偉業を思ふ最大の祭典として、元來特にオールドスにおいて古くより行はれ來つたものである。成吉思汗に因むオールドスの役割は少なからざるものがあるが、殊に因襲に沿つて歴代帝王の靈を祭祀した清朝は、はじめ成吉思汗の靈を北京北方清河に祀つてゐたが、後オールドスに移したことや、まだ理藩院則例に

「伊克昭境内に成吉思汗の園廟あり、颯面多斯七旗は夙く園廟を看守し、祭祀を承辦するために達爾哈特(陵墓を看守する者)五百戸を設く。毎年銀五百兩を出し、以て祭祀修繕の用に供す、該園内より奏して賢能の札薩克一員を特派し、専ら經理を司らしむ」と記されてゐることによつても明瞭である。現在古式を傳へる成吉思汗定期大祭は春夏秋冬の四回に亘つて行はれるが、就中春三月二十一日のそれは最大なものとして喧傳され、殊に清朝の頃には遠く僻遠の地からも代表者が參集し、それら特定の供養物を持參して八十一種類が備へられたといふ。なほ九の數を吉として尊ぶことはトルコ、タタールの共通せる風習であつて八十一は九の二乗である。現在でも蒙古人の正式の儀式には供へ物は九段の祭壇に各段何れも九箇づつ、都合八十一箇がならべられる。

さて祭典は三月八日の讞經開始のうちに、先づ各地に散在する八つの祀物が十八日迄に成吉思汗の祭壇前にそれら定められた場所を集められ、次いで特定の人々が用意された酒を八十一の杯にて壇壇に撒くことによつて始められる。一方、祭壇に

は古式を傳へる種々の準備が見受けられるが、例へば成吉思汗が使用したと傳へられる弓矢、刀、矢筒、馬具その他の物具が祀られてゐるし、またアルタンガタスなる者が足首を土中に埋められて立たせられてゐる。これは成吉思汗に仕へた彼の祖が不浄意にも成吉思汗の金銀の馬具を盗まれたために成吉思汗の激怒を買ひ「アルタンガタスの一族は代々馬を停める樺杭になれ」といふ懲罰を受けた名残だと謂ふ。祭は喇嘛太鼓の響の裡に參列者はチリヒを叩いて成吉思汗の靈を祀り、喇嘛は誦經を續ける。そして各地から參集し來つた王公等が順序をもつて拜祝し、一頭の羊を供へる、かくて日没と共に蒙古建國の諸雄土をも併せ祀つて祭は終了する。

成吉思汗誕辰日 成吉思汗紀元元年を遡ること約半世紀、委しくは皇紀一八一五年西曆にして一一五五年乙亥の年、漠北の長い冬も漸く去り、オノンの流れもけて暖かい陽光が若緑に萌える牧地に降り臨ぎ、母液は初生の仔畜によく膨らんだ乳房をあてがひ、人も家畜も一日と張りのある生活へと移行しつゝあつたとき、蒙古民族にとつて永久に忘れることの出来ない民族神成吉思汗が、エスガイバートの嫡胤子鐵

に眞として生誕したのであつた。蒙古政府木おいては當日、即ち陰曆四月十六日にあたる毎年その日を、成吉思汗誕辰記念日として盛大な祝賀式典を舉行してゐるのである。

成吉思汗忌辰日 成吉思汗が定命には勝てず大離山に陣歿した日であつて、蒙古政府においては毎年陰曆七月十二日にあたるその日を成吉思汗忌辰日として嚴肅な一日を送る。

成吉思汗登極記念日 蒙古政府においては輝ける十三世紀における歴史の事實を回顧し、成吉思汗が蒙古民族發祥の地オノン河畔に部衆を收服して帝位に上つた金の章宗泰和六年丙寅の年、即ち成吉思汗紀元元年の當日といはれる陰曆十二月一日を下して盛大な成吉思汗登極記念式典を舉行してゐる。

スルタ祭 蒙古民族に神籬として奉ぜられてゐたスルタ（聖籬）のお祭は、例年陰曆七月十四日に當る日を選びスルタ降臨と由縁ありといひ傳へられてゐるオルドス・イデンホロに行はれてゐたが、成紀七三八年四月、新たに大樹頭領にオルド・スルタを迎へ、祭座をしつらへ成吉思汗大祭と同時にスルタ祭を執行したが、大祭式次第と

同様ヘダーク、燈、香、羊肉を獻じ、一同拜跪し神籬を奉じ、神酒を獻げ、神水、祭品、ハダークを賜はり、神意を宣して復席し式を閉ちるのであるが、この祭典は神器を通じて神を祀らんとする古式體かなものである。

オボ祭 蒙古人の間に行はれる最大の民間の祭はオボ祭である。漢字にて顯包または鄂博と記される。オボは元來聖宮、新疆、西藏等の地域に廣く分布する一種の建造物で、形式には礫石或ひは塊石をはじめ木片、牛馬の骨片を一の圓錐形に積み上げた簡單なものから、石片を以て立派な圓壘を築き、それに多數の枯枝を挿し、中心に三叉牙または鎗の類を立てたもの等種々の形式がある。而してその數も區々で、單獨のもの、二箇乃至三箇並列したもの、また大なる一箇の左右にそれゝ小なる六箇を置いた都合十三箇を算するオボ等がある。その所在地は山と、湖邊、境界上、路傍等に多く、現在においてはオボは境界標或ひは草原山岳地帯における指導標の如くに見做されてゐる場合が多い。併し元來オボは、天地神靈の住地としてシヤヤマン教的信仰を有するアジアの土民によつて創造された一種の神祠である。隨つてオボは巫(シ

ヤアマンの判定によつて神靈の居住地とされた地域に築造され、それに三叉矛或ひは鎗の類の立てられてゐるのも、天神地神がそれによつて上下交通するためと謂はれてゐる。

またオボにはかつて多数の劍、矛、槍、弓、箭の武器が挿入されたことがあつたらしく（今日においては木製の武器代用品が普通用ひられてゐる）、これは天神、地神と共に軍神乃至戰神を祠つたものと解釋される。

要するに元來オボはシヤアマン教的な神祠で今日においてもその傳統が繼承されてをり、土民の崇拜するところで、殊に毎年その祭典が盛大に行はれて牛、羊の犠牲を捧げ、オボの周圍を皆で廻つて、民衆の幸福人口の増進、家畜の繁殖、悪靈の退散、病魔の消滅等を祈願する。而してこのオボの祭典が終つたのち、跑馬賽（十歳位の童子が裸馬で鞍を纏として競駢する）、蹴射、角力等の民衆の娛樂が催されいよく、最後に祭典に参加した全人員即ちそのオボを氏神として團結してゐる部民全部の大饗宴が開かれた。

併しオボの信仰も佛教の弘布以來漸く變形し今日においてはその祭祠を司る人は佛

僧即ち喇嘛僧に外ならない場合が多い。古くヴァジラダチ・メルゲンは、オボの建造に就て、「オボの祭儀を祈禱」なる二書を著し、オボを中心にシヤアマン教と喇嘛教との融合を計つたと謂はれる。次にオボの起源乃至語源に關して一言すれば、白鳥博士はかつて「オボ」といふトルコ語は住家を意味する。オボは神靈の住家である。オボは文獻的にトルコが古く、次いで蒙古に現はれて來ると説かれたが、オボは漢代の匈奴、鮮卑の間に秋季天を祭る祠として既に存在したものであることは明らかである。

喇嘛廟 喇嘛廟を蒙古語でスウムといふが、靈域を意味する。廟の構造は宏壯を極めるもの多く、廟牆は黃色ならびに紅白布を用ひ、殿前には竿を建て經文を記した白の滿月を中心として前後十日乃至十五日の間祭典即ち廟會が開かれる。多倫貝子廟の廟會は殊に著名である。廟會は祈禱會（モウム）をもつて開始される。廟の殿上には數百の燈明が輝き四隅には四王像を畫いた大旗が立てられる。讀經は上殿した喇嘛僧によつて毎日三回乃至四回、毎回約二時間、諸佛讚頌文、太平經、觀音經、長壽經、極樂願文、淨土願文、往生願文、弘願文等

が讀まれる。なほ最終には喇嘛僧は本明から上殿して右の經文の外に國魔王經を讀經する。

さて廟會にはそれより最盛裝をこらした善男善女が、千里を遠しとせせして馬に跨つて集集し或ひは腕に祈願し、或ひは活佛を拜跪する。またそれらの人々を相手に生計を嘗む所謂買賣家マイマイチャアは録日の如くに軒を並べて雜貨を極める。そして恒例の催しとして行はれる蒙古相撲や裸馬競馬に打ち興じる。併し廟會を通じての壓巻は蓋し跳鬼（打鬼）であらう。跳鬼として一般に膾炙されてゐるこの行事は、正しくはハンガル・チャム（降魔舞踏會）といひ、中國では古く「鄉人難」と稱し、また喇嘛の間では「部」と呼んでゐるが、元來西藏にその源を發するものである。その起源に關しては次のごとくに傳へられてゐる。

天竺の國王札隆哈希刺の頃、熱心な佛教信徒の一老婦がその全財産を投じて一大佛塔を建立した時、工事中土石水等の運搬の任に當つた牛は、佛塔落成の際地主や工人に功賞があつたにも拘はらず、自分には何等の沙汰もなかつたので、これを非常に怨みとし、佛教を咒詛して「死後、若し人間に生れ變つたならば必ず佛教

に反抗する」と口にしてゐた。これを耳にした一羽の鳩は一死後若し人間に生れ變つたならば必ず牛の反抗から佛教を守護する」と誓つた。さてその後牛は死んで西藏國王スロンツァンカンボ三世の嗣孫ライパタンの弟として轉生し狼多羅囉(ラシタルマ)といひ、また鳩は轉生して喇嘛(バラ(フロンバラ)といふ喇嘛)となつた。さてラシタルマは兄のライパタンを試して王位を篡奪し、經典を燒棄て、寺院を破壊し、教徒を虐殺して破佛の限りを盡した。こゝにおいてフロンバラはラシタルマの非道を憤り、これを亡きものにせんと機をまつたが、偶々王の奉違を聞き同志と共にその場に近づき鬼面、獸面をつけて珍奇なる舞蹈を試みた。果せるかなこの舞蹈はラシタルマ王の目にとまつて興を買ひ王の前で行ふやうにと召されたので、フロンバラは機を至れりと踊りながら王に近づき、懷中隠し持つた刃を抜いて遂にラシタルマを殺し得た。然るに王の怨靈は水精となり常に山から水を流して麓の寺廟を流失させるので、喇嘛僧達は國師となつたフロンバラの遺法に従つて諸々の神佛に扮装し、ラシタルマ刺殺の場面を宗教的に潤色して舞つた

ところ水災をはじめその他の災厄が絶熄したと謂ふ。

西藏では若し一年でもこれを怠ればその地方に災厄があるとされてゐるが、蒙古の喇嘛教も西藏から入つたものである。この宗教劇をそのまゝ傳承して年中行事としたものである。さて喇嘛廟會においては豫め麵粉で作つたラシタルマの死骸を俎上に載せて、舞臺となるべき喇嘛の一隅に置き、大喇嘛の壯大なる吹奏を合圖に、二十餘人から多い處では二百餘人に達する神佛に扮した喇嘛が登場し、いよく「跳鬼のドラマ」が開始する。

第一場 先づはじめに登場するのはツオチヤンで左手に玻璃碗を持ち腕の中の烏力勒(ウムロ)といふ丹丸を無算數にするため密教の眞言を念じ、十萬の諸佛を供養する踊りを約五分間行つて殿内に入る。

ツオチヤン(綠度母) 衆生の苦難を濟度する女菩薩即ち救度母蒙古語でタラオハ、西藏語でツオマ、總て二十一人。ツオチヤンはその中主たつた一人で、密教胎藏界曼荼羅の觀音院(一名蓮花部院)に屬する二十一菩薩の一人である多羅尊菩薩の化身で件の二十人はこのツオチヤンの變化身とされてゐる。ツオマは何れも

素顔で面は着せず、身に錦繡の古代服裝を掛け頭部に美麗な一種の笠を戴き後頭部に黒髪を示す黒糸を垂れてゐる。

第二場 ハームとその隨從、分身等七人が一人づゝ退はれて踊り終つて共に殿内に入る。

ハーム 西藏語で天女の意。印度ではシリトワ。密教胎藏界曼荼羅の虚空藏院に屬する吉祥天女の化身とされ妖魔降伏を司る。ハームは女性であるが面具は摩訶にして顔は青、三箇の目を右し、口に鬼の尻を啣へ、腰に多くの鬘鬘を懸けてゐる。隨從二人および分身四人の面相も何れも兇猛にして青、赤、紫、黄、白を用ひてゐる。

第三場 二人のハーマイインの踊り

ハーマイイン 西藏語で印度のアシユウ。但し所謂六道の阿修羅でなく、密教胎藏界曼荼羅の外金剛部院に屬する外護眷院である阿修羅五衆で二人の中一人は黃面、一人は赤面共に人間らしい形相ではない。

第四場 五人のクワンブの踊り

クワンブ 西藏語で、密教の護法金剛であると同時に、人間の善惡を監察する神。五人はそれ、マハカラ(首領で青

面)、チヤタラバ(青面)、シナミタラ(赤面)、ラキラサ(黄面)、トヤガサ(黒面)の名がある。何れも三眼で、上下の歯牙をむき出し、形相は狰狞。

第五場 四人のヂエレマが左右兩門から二人づつ飛び出して闘々として舞ひ、そのうちにランタルマの死體を發見し、踊り場の中央に持ち出し再びその周圍で踊る。

ヂエレマ 西藏語で胡蝶、蒙古語のウルバハイ。胡蝶から成道したものでハイムの使者、雜役に當る。四人とも白面で頭に五鬼冠を戴き、胡蝶の花紋を有する白衣を着て、動作は常に闘々。

第六場 五人のシンチが一人づつ出て踊り、二人のシヤアの踊りがこれに伴ふ。シヤアはやがてランタルマの死體を見出すと、各々手にする斬妖斧でその五體を斬り、首み再び踊りながら退場する。續いて二人のトルターが現はれて踊り、滅多斬りのランタルマの死體を四方に撒き散らして退くかくて最後にツオチヤン以下の各ツオマ、次いでハイム、クワンブ、シンチ、シヤア、更に一人のヂヤデヨン、一人のコムガラ等が相ついで現はれて總踊りを行ひ跳鬼の行事を終る。

シンチ 西藏語で閻魔王の意、印度

のヤマラサ、蒙古では一般にウルリオン(ハガンと呼び、密教胎藏界曼荼羅の外金剛部院に屬する閻魔王とされてゐる。五人の中二人は青面、一人は赤面、一人は黄面、一人は白面何れも閻魔の形相。シヤア 西藏語で鹿の意。蒙古語ではホツク(牡鹿)、ソツク(牝鹿)共にクワンブの使者。鬼怪を殺戮する役。

トルター 西藏語で鬮の意、蒙古語ではホーメ、クワンブに濟度されて、専ら死人の墳墓を管理する。何れも白面で鬮は狼の如くに窺せてゐる。

ヂヤデヨン 西藏語で鳳或ひは金翅鳥の意。蒙古語ではカルテイ。釋迦の使者で水精が澄もおせれると謂ふ。人が水精の祟りを受けて病氣になつた時は喇嘛を呼んで覆經し、ヂヤデヨンの手印を結んで投げつけると水精は怒ら退散するといふ信仰が今なほ蒙古人の間に存す。青面で小角を有し、嘴は鷹の如く鋭く尖り、一匹の長い蛇を脚へて兩手でこれを弄ぶ。

コムガラ 西藏語で人間に幸福を授ける福の神の意。一般に蒙古人に敬慕される。白面で三眼、口を開き、左右上下の歯四本を少しく露はし、右手に三つ葉をつけた大根を持つ。

跳鬼の登場人物は以上の如くであるが、なほ右の外チヤームハン、アラ、アウハイ、アルハイ、黒鬚など密教胎藏界曼荼羅に見る護法金剛または天神鬼象を増して賑やかなる場合がある。跳鬼は午前中には行はれるのであるが、引續き行はれる午後の部の踊りは一般に送鬼といはれる。跳鬼は諸々の神佛が華々しい踊りを行ひ、そこに劇的要素が窺へるのに對し、送鬼は僅かにヂヤデヨン一人がランタルマを刃殺する意味の舞踊を行ふ以外には別に踊りらしい踊りもない。たゞこれに附隨したランタルマの殘骸を焼く行事が一應の興味を引くに過ぎない。

以上が喇法會の大要であるが、このほか喇嘛教の行事として十二月二十七、八、九の三日間に亘つて行はれる除災會、舊八月または九月の吉日を擇んで各家庭でも行はれる荒神會(ジサホル)また喇嘛教とは別に新年、三月三日の祖先祭(トコドイ)なども行はれることを附記して置く。

衣・食・住

蒙古民族の風俗、習慣一般を俯瞰するに當り先づ記し置くべきことは、彼等の生活内容が永き過去と傳統を遺す遊牧的要素に

よつて規定されてゐることであらう。もとより蒙疆における蒙古人の中には、かつて中原に覇を唱へて天下に號令した鮮卑族の如く、山西漢人の中に溶け込んでしまつた異例は除くとしても今日殊に京包沿線一帯の都會地區に居る管む多くの者は、既に早くから漢族化して活早日國語を知らずして漢語の中に生を送つてゐる場合すら見受けられる。今こゝに綴る蒙古民族の風俗概要は、もとよりそれ等の特殊の例を除外して試みるものであることを豫め明記して置く。

衣 衣服は日本の筒袖に似たものを用ひて帶をしめる。夏は木綿ものであるが、冬は羊の毛皮製のものを上へくと重ねて行き、暖かくなるに従つてまたこれを上から一枚づつ、脱いで行く。衣服を洗濯しないのは水を神聖視する昔ながらのタブの故であるが、これは蒙地に水が少いといふ自然の約束に起因する。懷中には櫛を入れ、右腰には所謂蒙古刀を帶びる。櫛は食事や茶を飲むのに用ひ、蒙古刀は食事に使用する小刀と箸とが一つの鞘に収められてゐる。何れも彼等はこれを大切にし、中には寶石をちりばめた極めて美麗な銀製品すらある。腰の左側前部には嗅煙草を入れた刺繡

のある袋を挟み、鑲石や荷包みは腰の左後部に下げる。嗅煙草は儀禮を兼ね、人に面會する時相互に嗅ぎ合ふのに用ひる。首からは小さな佛像または珠數を吊り下げてゐる。これは護符である。靴は男女とも獸皮製の長靴を穿く。婦人の靴裝としては、袖および胸に刺繡を施しその上にオーヂと稱する短衣を着し、袖には概ねビロードを用ふる。帽子は種々の形式が存するが、支那式のものも少くない。なほ男は布で纏頭するものもあり、女子では布を被るものもある。辮髪は古來より行はれてゐるが最近この風習が崩れつゝあることは否み得ない。さて服飾については注意すべきことは、地域によつてそれ々の特徴が熾烈に強調されてゐる點である。靴一つを取り上げて見ても尖端部の反り、襪様の如何によつて他地域のものは並早これを用ひない。それ等の分類と研究は土俗學的に、さらには社會構成上極めて興味ある問題として今後に残されてゐる課程である。また一般について彼等の服色には頗る強烈な色彩が用ひられてゐるが、殊にコバルト、即ち蒙古の透徹した空の色が好まれてゐる。寶石をちりばめた目の覺めるやうな銀細工の髮飾、首飾、耳飾、胸飾、腕輪、指輪等で飾り上げた蒙

古婦人の散見は、殊にその衣服、頭髮の被布、襪、袖の折り返し等に見受けられる赤、青、黃、綠等の濃厚な色彩によつて確かに旅行者は郷土的な情緒を強く印象づけられるであらうし、また二千年前オルドス、ブロンズ、ナイフにその祖型を見出す蒙古刀を中心とした一群の所謂蒙古東西(トシイ)の特異な美しさは限りなき愛着を感じるのであらう。

食 今日の蒙古人の主食物は羊肉であるがこれは知られてゐる限りの古い昔においても同様であつた。羊肉は相當大きな塊に切られ、骨のついたまま鍋の中に入れて煮られる。味は鹽でつけるが頗る薄い。次に蒙古人は獸乳特に馬乳、牛乳を飲み、或ひはそれを以て奶皮子(ウルク)、奶餅子(ホロト)等の乳製品を作り、また馬乳より製した馬乳酒を嗜む。馬乳酒は古くはクミスと呼ばれたが現在ではこの稱は殆んど用ひられずアラヒまたはアリトと謂はれてゐる。飲物としてはこのほかに彼等が極めて愛用する茶、即ち磚茶があり、また穀物としてはモンゴルナムまたはホウラフソン、ホタ(沙草)が用ひられる。後者は半透明淡褐色の膠子であるが、肉食を常とする彼等のダイタミン攝取はこれと獸乳、茶および

羊肉の内臓等から行はれると謂はれてをり、その點に關しては早くから各國醫學界の興味を的となつてゐる。なほ博菜に牛乳を混じた乳茶も用ひられてゐる。飲食の時微と必ず煮饅して食ふし、また生水も決して飲用しない。

阿片は殆んど全く服用しないが罈草は非常に喜び、幼年のものですらこれを喫し、何れも多く長い煙管を用ひ外出の際はこれを左腰または長靴にさす。

性 蒙古人の家屋は、王府、喇嘛廟および京包沿線の一部にあるものを除いては、圓錐依然たる昔ながらの天幕である。普通包(ベオ)の呼稱で呼ばれてゐるが、かつてはオルドス或ひはゲルと謂はれたる中国では張幕、蒙古包、古くは穹廬と稱してゐる。その構造は昔も今も殆んど大差はなく、日本でいふ天幕とは趣を異にしてゐる。即ち今日の包は、先づ徑一寸四外、長さ七八尺の柳條を網狀に編んで裏所を皮革で縛し、高さ四尺餘、長さ約七尺のものを作り、これを四箇乃至十二箇繋いで圓形に圍み以て側壁となす。次に柳條を傘骨形に編んで屋根となし側壁にかぶせる。これが骨組であつて、内部に柱は用ひない。外部はその全

體をフェルトで被ふが、夏季は絹をまくり上げ、また冬季はこれを二重にして防寒となす。なほフェルトを骨組に固定させたために獸毛製の繩を張り廻らす。但し屋根の頂部はフェルトで被はず、通風採光および煙の排出口とじて二本の紐を附けた方形の別のフェルトをかけ必要に應じて開閉する。即ち天窗(ウルゲ)である。入口は多く南向で、その高さは略側壁に等しく、幅は約三尺五寸不製の扉二枚を用ひて觀音開きか、或ひはフェルトを重ねならずか、または兩者併用の場合もある。以上包の大きさは最大直徑二十尺内外、最小九尺前後であつて、色は一般に白色を用ひるが、王府のは頂生を赤色、福晉のは綠色とする。元代の記録によると、數百人を容れ金で被つたといふ壯麗な包や車上に固定せしめた移動式の包等が傳へられてをり、また包の配置については大汗即ち皇帝の帳幕が南面し、各皇后の帳幕がその左右に並び、百官の帳幕がその次に位置したと謂ふ。

今日包の内部を見ると中央に爐があり、正面北側には主人の寢蓐、正面および左側は主人、男子の席、その稍左方には佛壇、綴いて衣櫃、右方には食器棚の類を置く。土間には高さ約五寸程の板床を置き、その

上にフェルトを敷く。爐には直徑一尺乃至一尺五寸高さ鍋これに等しき鐵製の五鑊を据え、これに湯を盛せて煮炊きに供する。燃料は、阿ガリ即ち羊糞を上と牛糞これに次ぐところの獸糞を用ひるが、大氣が乾燥してゐるため臭氣は無く、火力も強い。古くは草炭と呼ばれ、彼等にとつては唯一の燃料である。爐邊には煙孔式のものがあるが、煙脂を燈用として明をとるが早寝、早起の彼等には燈油は殆んど不要に近い。

家屋としては淺も簡單なこの包を、蒙古人は今なほ放棄し得ずには愛着を感じてゐる。もとより水草を逐つて移動常なき彼等にとりて二、三人で僅か二時間の中に分解し、車上に積み込み、牛馬、駱駝が容易に運搬し得ることの包こそ、昔變らぬ遊牧生活に最も適してゐるといふべきであらう。かつて牧地が無制限に存在した時代、或ひは武力を擅にして隨意に牧地を獲得した時代には、かゝる包を移動させて非常な廣範圍に亘る極めて粗放的な遊牧の方法が専ら採られた。併し清朝以後旗地(ホシエン)の設定は牧地の限界を定められ夏季には河川、湖沼等水草豊富にして牧草の繁茂した地帯を選び、冬季には寒風を避ける丘陵、山腹の蔭、積雪の少ない地帯に移り而して各季

節における住地は現在においてはは大陸一定するに至つてゐる。

冠婚葬祭

生に關する習俗に關しては、古傳によつて薩を拂ふ祈禱を中心に種々窺ひ得るが、今日では嬰兒は單に蒙古風か、時には西藏風の住名を喇嘛によつて與へられ、襁褓に包まれ、ウルギといふ搖車に寝かされ、母の膝下に護られて成育して行く。幼童は三、四歳になると早くも母に隨つて馬に乗り、草原を走り廻り、自ら騎馬に巧みとなり、四、五歳で小弓短矢を弄んで射撃を習ひ、さらに長じては狩獵をこゝとにするに至る。一部には喇嘛廟、王府または各旗の學校に通つて蒙古文字を習得するものもあるが、彼等の多くは草原の間に牛馬と共に活き、早くは十、六歳位で結婚する。なほ女子は十二、三歳になると辮髪を編んで纏髪となし、後方にお下げとして三箇の耳飾を簪ける。結婚の儀式 各地によつて多分に相違を見出すが、古式を遺存すると思はれる例を記すに、先づ男家より媒人が立ち、綢緞(ハタ)數條および酒數瓶を女家に持参して縁談を申し込む。若し女家の同意を得ればハ

タを酒瓶に結んで歸る。そこで男家て更に改めて媒人が女家に赴き、その富の程度に應じて結納の額を相談する。結納は牛、馬、羊、駱駝等の家畜および織物、貨幣をもつて行はれるが家畜は普通一頭、三頭、五頭、七頭、多くは十九頭から數百頭に至る場合もある。但しその數は多寡の如何に拘はらず常に吉祥を意味する奇數頭である。かくて結納が終ると、いよいよ新郎は馬の頭その他の食物を持つて新婦の家に行き、先づ天地を祀つて親戚友人一同で宴を開く。而して夕方になると參列者は儒教するが、新婦は馬に乗つて隣家に逃げる(もとより蒙古における隣家は極めて遠方である)。新郎はこれを追つて捕へるのであるが、若し捕へられない時は一日でも二日でも追ひ廻さなければならぬ。また新婦を捕へても次に野に放たれた新婦の馬を捕へなければならぬ。これが終ると漸く新郎は列席の婦人達に揉まれながら新婦の室に入り二人は共に半の骨を捧けて天地を拜し、次いで新郎は新婦の下着に細び附けられてゐる馬の尾毛を小刀で切り取り、かくてはじめて紅衣を纏ひ高唱を鼓く新婦を自宅に連れ行き、禮を祀つて結婚の儀式が完了する。

葬 儀 凡ゆる遊牧民族と等しく、水草

を逐つて移動する彼等の間に、古くは老を賤んで壯を喜び、老人遺棄の風すら行はれた。今日では病者があれば昔ながらの遺風として包に概ね西藏文飾羅尼を記した白布を標として立て、喇嘛を招いて祈禱し喇嘛の治療を求め、病者に對する喇嘛は絶大な信頼を有し、現代醫術を却つて無視する傾向すら見受けられる。一度病めば文化的、醫療上の諸設備から遠き地の常として死亡を早めるのが、痼疾の風習に至つては頗る時異なものが存する。靈を尊び、肉を輕んじ、殺生戒からして土地の發掘を禁する喇嘛教義と、遊牧生活の自然的條件に制約され、札薩克、王公以外は一般に風葬である。しかも屍體を單衣に包み牛車に載せて疾驅せしめ、屍體が牛車より墜落した場所こそ安眠の淨土となしそこに放置して犬、狼、秃鷹等の獸に委せて置く。かくて數日後死者の親族一同はその地に赴き、若し屍體が猶ほ鳥獸の餌と化してゐない時は罪障多いためと信じ、さらに喇嘛を請じて讀經供養しその冥福を祈るのである。王公貴族は流石に棺槨に納め、三年乃至七年邸内に安置供養したのち石林土窟の陵を造り、陵丁を置いて盜掘を看守させる。従つて蒙古には墳墓はない。

中華民國新民會中央總會

會 長 王 克 敏

最高顧問 鈴木美通

北京特別市公署

宣 傳 處 長	衛 生 局 長	工 務 局 長	教 育 局 長	財 政 局 長	警 察 局 長	社 會 局 長	祕 書 長	同 長	同 長	同 長	參 事	顧 問 代 理 長	市 長
高	張	林	孫	吳	錢	劉	劉	段	寶	王	王	余	劉

伯	惺	志	世	承	宗	宗	宗	原	以	郁	曾	村	王
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

亮	庵	琇	慶	湜	超	紀	彝	田	銳	驥	思	實	書
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

建
設
總
署

中國聯合準備銀行

北京西交民巷

北京市內一區東交民巷



橫濱正金銀行北京支店

電話東局(五)一二三一

北京市內一區米市大街二九四

橫濱正金銀行北京支店東城分店

電話東局(五)五四三一



朝鮮銀行

本支店
出張所
所在地

朝鮮 京城、仁川、木浦、平壤、元山、大邱、海州、新義州、清津、咸興、光州、釜山、大田、平壤、元山、大邱、名古屋、大阪、神戶、關東、關東、大連、大連西部、旅順

支那 北京、天津、漢口、石門、鄭州、開封、徐州、濟南、青島、濰縣、煙台、大連、上海、南京、蘇州、無錫、南通、揚州、蕪湖、安慶、九江、長沙、重慶、成都、西安、太原、保定、石家莊、張家口、歸綏、包頭、蘭州、西寧、拉薩、海口、廣州、香港、澳門、台北、高雄、基隆、台中、台南、新竹、嘉義、屏東、花蓮、台東、澎湖、金門、馬祖、台北、台中、台南、高雄、基隆、新竹、嘉義、屏東、花蓮、台東、澎湖、金門、馬祖

華北交易統制總會

北京內一區東單二條胡同七號

電話東(五)二三三五—九
(電略ペキンコウエキ)

張家口事務所

張家口市中央大街商工會議所內

實用百貨全般

株式會社



松坂屋

北京營業所 北京王府井大街五二號
電話(五)五八〇〇—五八〇三番

天津總業所 天津興亞第一區須磨街二八ノ一
電話(二)五三六〇番

天津分店 天津興亞第二區三號路一八一
電話(三)二一〇七番

貿易卸商

株式會社 松坂洋行

天津興亞第一區須磨街一六ノ一
電話(二)三四三五番

北京出張所 北京西單北大街二八八號
電話(二)〇四一〇七二番

營業所(並) 石門、濟南、青島、開封、上海、南京
支店所在地 蕪湖、泰縣、當塗、杭州、廣東、香港

若 素
エー デー
ヘ テロ ゲン

張家口市至善街一號



若素製藥公司

蒙 疆 出 張 所

電 話 三 七 〇 九 番

所 長 森 下 翠

北支營業所 天津第十二區西錦路四號

電 話 二 局 四 四 八 四 番

出 張 所 北 京、濟 南、太 原

工場敷地九千五百坪
製氷能力日産六十噸
冷凍設備日産二十噸
貯氷千五百噸
（冷蔵室の收容）魚介千噸

北京市啓明門外（北京神社東側）



北京製氷冷藏株式會社

營業科目

- 一、水製 造 販 賣
- 一、魚貝類、肉類、毛皮類
- 罐詰類、バター、卵類
- 果實類、野菜類
- 冷凍冷蔵並ニ販賣
- 一、アイスクリーム製造販賣
- 一、生利節製 造 販 賣

取締役社長
常務取締役

木 下 宗 重 郎
高 橋 宗 三 郎

電話 (五) 五一一六六番

振替口座下關二三〇七三番
登錄受電略號ペキンセイヒヨウ

東單(五)一五三五六號
東四(四)一五二六六號
西四(三)一三六八〇號
前門(三)一五八九七號

朝陽門北極閣一四號
西長安街一〇六號
西四大街同濟醫院四號
前外三府菜園四號

販賣所

在華日本紡績同業會北支支部

支部長 足 立 茂

理 事 清 水 由 二

北京內六區南池子五九號

電話 東(五) 五三七一番
三九四七番

事務所 天津、青島、濟南、石門

事 業 種 目
映 畫 配 給
映 畫 輸 入
映 畫 製 作
映 畫 事 業 開 發



華北電影股份有限公司

本 社 北 京 市 內 一 區 王 府 井 大 街 八 一 號

電 話 代 表 五 · 二 五 三 六 一 九
電 路 へ キ ン ・ カ エ イ

製 作 所 北 京 市 內 四 區 新 街 口 北 大 街 五 號

電 話 代 表 二 · 四 二 八 五 一 七
電 路 へ キ ン セ イ サ ク

各種 高速度鋼
 高級 工具鋼
 鑄 山 用 鋼
 規格 付 鍛 工 品
 シヤフト 用 鍛 工 品
 鐵道 省 規 格 鋼
 ニツケル クローム 鋼
 耐 酸 耐 熱 鋼
 鑿 岩 機 各 型
 鑛 山 用 諸 機 械



北京市内六區地安門内大街二十一號

高口清商店北京支店

代表者 榎 本 勝 次

電話 北局〇一五三番

受價略號・ベキンコウグチハガネ

本店 福岡市箱屋町八番地
 支店 東京・大阪・小倉・京城・奉天
 新京・大連

北京內六區官豆腐房一號

北京石炭配給組合

東華門營業所

電話東局(五)五四六二番

北京內六區東華門大街七六號

電話東局(五)

四一〇五番
二七四五番

北京市內六區官豆腐房一號

華北石炭販賣股份有限公司

北京販賣事務所

電 話

業	經	所
務	理	長
係	係	室
東	東	東

四二二二二

八八八八八

四二二四一

二二一七七

番番番番

北京現地木材統制組合

事務所 北京東城甘雨胡同三十二號

電話 東(五)

五九四〇番
五九一四番
三五五六番

置場事務所 北京永定門大街東側

電話 南分(七)二六九六番

北京地區木材配給組合

事務所 北京東城甘雨胡同三十二號

電話 東(五)三三五六番

華北原皮協會

理事長 上田昶治郎

副理事長 井上功太郎

本部 北京北池子大街六六號

電話 東(五)二五五二
西(五)四三三三
南(三)三三三三
北(五)七〇九

支 部 北京支部北京外五區福長街六條十號
電話 南(三)三三三三

天津支部天津興亞第三區七號路五一號
電話 三局一九五六

石門支部石門新華街三三號
電話 一 二二八一

濟南支部濟南經五路小緯六路東
電話 二 七 七 六

青島支部青島雲南路一八二號
電話 二局二六二〇

北支生命徵兵保險協會

北京內六區南池子大街七七(千代田生命內)

電話(五)四七八三番

- | | |
|--------------|----------|
| 住友生命北京支店 | 滿洲生命北京支部 |
| 第一生命北京支社 | 安田生命北京支部 |
| 千代田生命北京支社 | 日產生命華北支社 |
| 帝國生命北京支社 | 第一徵兵天津支部 |
| 東方人壽保險股份有限公司 | 日本生命天津支部 |
| 富國徵兵北京支部 | 三井生命天津支部 |
| 明治生命北京支部 | 野村生命天津支部 |
| 中華人壽保險股份有限公司 | |

華北合作事業總會

北京西城舊刑部街二六號

營業
科目

一般貿易・和洋家具
紳士服・團服
婦人子供服・改良農具

△白木公司

北京店北京東安門大街四十四號
張家口店張家口東安斜街二十八號

華北概観



軍 事

事變後の作戦推移

變遷作戦時代 昭和十二年七月七日盧溝橋附近において宋哲元軍の一部がわが軍に不法射撃を行ひ、帝國が極力不擴大の方針を堅持し、これが折衝を重ねたに拘らず、彼はなほ各地に不法暴戾事件を惹起、わが既得權益、居留民の生命財産全く危殆に瀕したため、遂に帝國政府は七月十一日北支派兵を決定、香月支那駐屯軍司令官の現地責任を見るに至つた。爾後開防事件、光華門事件等發生し、彼の暴戾その極に達し、事端漸く急迫を告ぐるに至つたため、いよいよ二十八日宋哲元將寇の火蓋を切り、民衆以南地區に擊退、翌二十九日通州事件の勃發を見、八月八日わが軍は堂々北京に大城したのである。然るに南京政府は中央軍を續々北上せしめ、京津包圍態勢を取り、一方中支方面に風嵐はいよゝゝ急を告げて、彼らは上海停戰協定を無視して中央軍を上

海周邊に集めて掩蔽し、遂に八月大山大尉事件を見るに至つて、帝國の平和的解決の念弱も遂に水泡に歸した。かくして同月帝國政府は聲明を發表し、暴支を懲懲し韓介石政府の反省を促す目的を以て全面的交戦段階に入つたのである。

かくていよゝゝ全面衝突の段階に入るやわが軍の積極果敢なる作戦が北中支に活潑なる展開を見るに至り、先づ北支においては北京、天津を扇の要として京包、京津、津浦の三鐵道原線路に向つて扇狀の作戦が開始せられた。京包線方面においては八月二十七日張家口を、九月十三日大同を、十月十七日包頭を相次で攻略、京漢線方面においては九月二十四日保定を、十月十日石家莊を、同十五日順徳を占領してさらに南下し山西の要衝太原また十一月九日陥落を見るに至つた。さらに津浦線南下部隊は九月二十四日滄州を、十月三日德州を、十二月二十七日遂に濟南を屠り、北支の要衝は悉くわが軍門に降つたのである。一方中支

方面においてはわが方は八月吳鐵城上陸ならびに十一月杭州灣上陸により上海周邊の支那軍は全面的に崩壊、かくて遂に聖戰第一年の師走十三日、南京城頭に輝く日章旗を打ち立てたのである。

以上南京攻略まで即ち昭和十二年後半の作戦は所謂將寇作戦の時代であつて、僅か半歳にして北中支の要衝は總てこれを攻略し、蔣介石軍に徹底的痛撃を加へたのである。この將寇作戦時代において九月北支事變は支那事變と改稱せられ、同月上海方面に松井大將、北支方面に寺內大將がそれぞれ最高指揮官に親補せられ、さらに十一月東京に大本營が設置せられて帝國の本格的作戦態勢が確立を見るに至つたのである。要衝協定作戦時代 南京攻略に先だち蔣介石は國民政府の重慶遷都を公表し、十二月七日自ら南京城を脱出、武漢に敗殘の身を匿したのである。こゝにおいて戰後の支那大陸における作戦もまた自ら變遷するに至り、昭和十三年一月六日帝國政府は「爾後國民政府を相手とせず」との重大聲明を發表し、作戦は所謂要衝協定作戦に移行した。即ち北支方面においては山西省、山東省の諸要衝を逐次攻略して占據地域を擴大し中支方面においては先づ徐州大會戰の火蓋

が切られて五月十九日完全にこれを攻略した。さらに武漢を目指して猛進を続け、遂に十月二十七日秋晴れの武漢三鎮に凱歌を奏したのである。これより先き敵火は遠く南支に燭大して十月パイアス湖の奇襲上陸が敢行せられ、同月早くも南支の要衝廣東に入城し、こゝに北中南支に亘る廣大なる地域が皇軍占領下におかれ、蒋介石は三たび重慶に逃避した。

新支那建設時代 かくて支那事變はいよいよ第三段階を迎へることとなつた。武漢攻略戦によつて概ね要域確定作戦を終了し、ほぼ現在の占領地帯を確保するや、新支那建設は漸く活潑となり、十二月十八日汪精衛氏の重慶脱出、四月二十二日一同曼具眼の土と相携へ東亞新秩序の建設に向つて邁進せむとする一旨の近衛聲明の發表があつた。爾後占領地支那の建設が政治、經濟、文化をあげて行はれ、特に政治建設においては昭和十四年三月二十日汪精衛氏を首班とする國民政府の南京遷都ありて、蒋介石の重慶政権は完全なる一地方政権と墮した。一方わが軍の蒋介石軍に對する武力的壓迫は加かも減せず、大東亞戰爭勃發に至るまで所謂戦力磨砕作戦が反復實施せられて来た。その後昭和十六年四月以降の各作

戦行動においてははその主たる目的は敵重慶側の戦力破壊と封鎖の強化に置かれ、五月中原作戦、九月の長沙作戦、沁河作戦等何れも敵の戦力破壊のため決行された主要作戦であつた。

五月中旬北支軍は急襲的に山西省南部中條山脈に躍進する約二十萬の正規軍を完全包圍、これを殲滅した。この中原作戦と併行して同時に行はれた江北作戦は所謂助攻作戦で、河南省の敵を撃破して中原作戦の成果をいよいよ大ならしめ、かくて山西省南部の敵軍約二十萬は完全に殲滅されたがその後沁河河畔に共産軍および第九十八軍が潜入したのを北支軍は神速果敢なる行動により九月先づ共産軍を、次で第九十八軍を完全包圍して敵軍長、師長以下を捕虜とし敵を完全に撃滅、さらに管、察、冀、三省境の山岳地帯に餘幅をかる共産軍根據地覆滅のため八月中旬行動を開始、十月作戦を終了した。

中支軍は長沙附近の敵に對し十六年九月疾風迅雷、三百軒に亘る峻険を利用する敵隨地帯を突破してその大兵團を殲滅し、さらに長驅して同月二十七日長沙に、二十八日株州に進出した。この長沙作戦に呼應し、冀東北方地域において南支軍は同地附近の

敵を痛撃、また北支軍の一部は十月新舊黄河分派點附近より黄河を渡河して鄭州を占領し、附近の敵を殲滅し中支軍の長沙作戦に策應したのである。

大東亞戰爭以後 昭和十六年十二月八日

大東亞戰爭勃發するや、無敵皇軍の征くとるジャワにおける閣印軍の無條件降伏と、ビルマ・ルートの基點ラングーンの攻略により赫々たる戦捷の記録をもつて第一段階を劃したが、支那派遣軍またこれと共に機を失せず敵性空租界に進駐し、かつ香港を攻略して米英勢力を支那大陸より完全一掃するとともに、適時適所に軍靈抗戦力を撃破し、もつてわが南方作戦に呼應した。即ち北支においては蒋介石軍、共産軍いづれもその活動極めて低調で大東亞戰爭勃發以來積極的反抗を呼號せるに拘らず、皇軍の相次ぐ鐵蹄の前に蟹伏の外なき状態であつた。その作戦状況をみるに、大東亞戰爭勃發と同時にわが軍は敵の反抗および蠢動を豫想し各地兵團は機先を制し、蒙疆オールドス地區傳作義軍に對する黄河渡河作戦をはじめ山西省西北部、河北省中南部、山東、河南省その他北支全地域にわたる蔣共兩軍に對し神速果敢なる鐵蹄を下し敵の企圖を粉砕した。

一方大東亞戰爭勃發と共に時を移さず皇軍は上海の共同租界、天津および廣州の英租界に進駐、敵性活動に従事する人物の逮捕、施設の撤収、租界の最高機關たる市參事會の政組を刷新、租界内における敵性策動の根源を芟除したが、續いて十二月二十五日には英國の東亞侵略機關として、また事變發生後は支那擾亂の根據としてあくまで敵性策動を擡にして來た香港を無條件降伏せしめ、さらにラングレンの陥落により殘された援府唯一の輸血路ビルマ・ルートを完全に遮斷して、こゝに事變處理上の三大障害は全く除去された。

昭和十七年作戦及び戰果 華北における昭和十七年の作戦においては、華北における治安建設の基礎的工作が春までの作戦によつて概ね出來上り、七月以降は治安圈の擴大固定化に重點が置かれて來た。今その重要作戦について概要を述べると、冀東作戦は春以來續行せられて同地域の沃地に蟻居した中共軍を撃滅し、その組織、地下工作を剷削し民衆反共組織の進捗と相俟つて今や同地域の面目は全く一新した。冀中、冀南の作戦は中共の緩急として山岳共產軍の戦力培養基地を覆滅し、冀中においては回滬特別行政區の成立により作戦、政治、

建設が極めて順調に進捗しつつある。晉冀豫作戦は朱德麾下の共産軍が山險を恃み、防備を懈にしてゐたのであるが、第十八集團軍參謀長左權を戦死させ敵師長たる劉月亭を捕虜とし、同じく王天洋を降服させるといふ大戦果を挙げたのである。魯中作戦では干學忠を負傷させその參謀長以下多數を捕虜とし、さらにその戦力を極度に弱体化させたのである。これらの作戦とそれに厲接する政治力滲透の諸工作と相俟つて年末における治安圈は十七年頭初に比し二倍半に達し、さらに十一月末現在においてトチカ○○○箇、遮斷線○○○○料(山海關から寧夏に至る長城線の約○倍)、警備道路は河北省のみで○○○餘料におよび、華北治安最大の痛たる共産軍を冀中、冀南の兩平原から一舉に驅逐し、これを治安地區に入れ、これに致命的打撃を與へたのであるが、これら大戦果の蔭には第一線將兵の大きな勞苦と犠牲があることを銘記しなければならぬ。

昭和十七年北支軍主要作戦一覽表
作戦名 期間 敵系 統

河 北 省
冀 東 作 戦 一、二、三、冀東共產軍

冀南作戦	五、五、三十九集團軍
冀中軍區剿滅作戦	五、一、冀中共産軍
山 西 省	
冬季山西肅正作戦	二、二、共産軍第十八集團三九師、三三師
晉冀豫省境作戦	六、六、共産軍大行大岳軍區
南部大行作戦	七、七、蔣系第二十七軍
秋季山西肅清作戦	二、二、共産軍大行大岳軍區
河 南 省	
淮南作戦	二、二、暫編第五十六師
沁西地區肅正作戦	六、六、豫北遊擊隊
蒙 疆	
黄河兩岸作戦	六、五、蔣系新編第二十二師
烏爾周邊作戦	六、三、蔣系備作義軍
銀銅山周邊作戦	六、三、共産軍游擊隊支隊
平 北 作 戦	六、八、共産軍北遊擊隊
山 西 省	
魯中作戦	二、一、蔣系于學忠軍

第二次魯西作戰	三三〇	共産黨一二五師
第二次魯東作戰	四一五	共産黨山東縱隊
魯東中部肅正作戰	七三〇	同 右
對高樹勳作戰	六六一	蔣系第三十九集團軍
管内肅正作戰	六〇〇	共産黨山東縱隊
同 右	六〇三	山東共産黨及蔣系
章邱周邊作戰	六二五	蔣系 雜 軍
組來山周邊作戰	六一一	共産黨泰安偽縣政府
館陶周邊作戰	七二七	共産黨新編第四旅 第八旅
第二北魯中作戰	八二二	蔣系千馬忠軍山東保安隊
惠黃河畔勦滅作戰	九三七	共産黨教導第三旅其他
臨淄東方地區討伐作戰	一〇〇〇	蔣系張大勳、張品三旅
魯南山區勦共作戰	一〇二〇	共産黨山東縱隊
第三次魯東作戰	一一二七	共産黨山東五旅山東五支
昭和十八年上半年作戰及び戰果	三三三	中國參

戰に伴ふ新情勢の飛躍に即應して北支軍では今春以來野戰軍の本領を發揮、在華北蔣共兩軍撃滅を目指して、士氣を振作果敢なる出撃を續行、敵陣營を攔伏せしめてゐるが、本年初頭十八春大行作戦以來の相次ぐ大鐵錘は抗戰名目を失つた敵陣營をその根柢から震盪せしめた。即ち本年一月より六月まで本年上半期の間における北支軍の赫々たる戰果は敵兵員に與へた損害遺屍俘虜だけでも合せて十一萬七千餘に達する程かしいものである。北支軍が本年一月以降六月末までに收めた綜合戰果は次の如くである。

十八年上期 (參 考)

交戰回数	八八七	八、三五
交戰敵兵力	一、〇四、四〇〇	一、二六、七〇〇
遺棄屍體	六、〇五三	六、〇三三
俘虜	五、一〇三	五、三三九
迫撃砲	一、六	四、八
重機	支	二、六
輕機	九〇〇	七、七
小銃	二、八二三	五、七七一

かく戰果は前年同期に比し抗野敵兵力延數において若干の増加を示してゐる外、人員兩獲兵器に數的な減少をみせてゐるが、

今春來の相づく和平參加は夥しい數に上つてをり、在華北蔣共兩軍に與へた北支軍の實習的戰果は昨年同期を遙かに突破してゐる現況である。また國産品においても重機之精巧兵器は極度に減少してゐる事實は抗戰六年ますます敵陣營の武力低下を實證して餘りある。

十八春大行作戦 四月二十日猛攻の火蓋を切つて落した十八春大行作戦は、旬日にして蔣系軍第二十四集團軍八萬二千を潰滅さらに銳鋒を北に轉じ五月六日より共産軍十八集團軍司令部および劉伯承集團軍第二十九師に對し包圍新作戰を敢行、その赤色地點を覆滅するとともに、石太線以南地區の共産軍を徹底的に撃滅、赫々たる戰果を收めて五月二十日終了、晉冀豫省境一帶の蔣共軍に致命的の大打撃を與へた。主な戰果左の如し。

遺屍約一一、五〇〇、俘虜及び歸順七五、〇〇〇

和平陣營に參加將領繼出 國府南京遠都以來抗日戰線を離脱して和平陣營に參加する重慶軍の將領の數は年々増加を示しつつあり、即ち昭和十五年における手なる歸順件數は六件、翌十六年には李長江將軍をはじめ十件を數へ、越えて十七年には孫良誠

將軍らその數十二件に及んだが、十八年に入つては特にこれが著しきものありその數は半年足らずにすてに十二件に達した。

山東省中部山岳地帯にあつて舊系連日勢力の中樞たる魯蘇戰區軍(總司令于學忠)の吳化文新編第四師長は一月十八日麾下新編第四師、新編第一師(師長于懷安)ならびに山東省政府保安司令部參謀長魯保安營長齊春霖以下約四萬の手兵を率ゐて和平陣に投じた。

二月二十一日には魯中の山岳地帯を據點としてゐた舊系第百十三師韓子幹師長ならびに挺進第二縱隊盧文禮司令をばじめ多數幹部の投降をみた。

五月初旬の十八春大行作戦には北支唯一の舊系系軍として河南、山西兩省境に抗戦を繼續しあつた第二十四集團軍々長龐炳勳上將がその部下七萬餘を率ゐる新編第五軍孫殿英軍長とともに蔣政權を離脱して和平陣營に参加した。

また魯蘇戰區總司令于學忠軍の有力な一翼として山東省魯蘇南方地帯を根據地に抗戦を續けつゝあつた魯南指揮部總指揮兼第百十二師副師長梁子恒中將は六月初め部下二百を率ゐて和平陣營に参加、かくて國府參戰を議として支那事變勃發當時約百萬

と稱された華北における舊系軍は今半僅かに山東省の山岳地帯に餘糧を保つて于學忠麾下の魯蘇戰區の殘存部隊と、山西の饒餘地帯に迫り詰めた閻錫山軍の一部を饒餘のみとなり、大東亞戰爭勃發後僅か一年半にして華北の治安は急速に確立を見るに至つた。

在華特務機關(軍運總部)と改稱 支那派遣軍は十八年四月、國民政府側各機關のより一層有體積極なる活動を期待し、軍は側面的にこれを援助促進するため、從來の軍特務機關の業務機構を編整し一、特務機關の名稱を連絡部に改める二、作戰整備に關する事項の連絡ならびに調査に當らしめる

三、從來の縣連絡官はこれを廢止することとした。

地誌

地勢 北支那なる名稱は從來判然たる區域によるものでなく、地理的に北支五省、六省或ひは八省と稱してゐるが、事變後は政治的に區劃されてゐる。即ち新北支五省は次の如くである。

省別 面積(平方里)

山東	一、五、三二
山西	一、八、五三
陝西	二、六、五三
河南	二、五、八二
河北	一、〇、五八

北支那の位置は滿洲國の西南にあたり、熱河省と境を接し渤海、黃海を隔て、奉天省及び關東州、朝鮮を望み、北は内長城嶺によつて蒙疆に接し、東經百十一度から百二十六度、北緯三十五度から四十七度に亘る地帯で、黃河流域にある山東、河南と、白水系の流域にある河北の三省は平野、山岳地帯は陝山、太行、伏牛の三山脈によつて形成され、山西、陝西と京漢線以西、山東の一部である。海岸線や、渤海沿岸は彎曲に乏しく、殆んど黃河、白河の沖積底地により成り、また山東海岸は山脈が海に直面し屈折に富み、膠州灣はその代表的なものである。主要地の海拔は天津七米、北京三七米、濟南三二米、泰山一五、四米である。地質は大體沖積土層と黃土層に二大別し得る。沖積土層は河北平原の大部分を蔽ひ、地味肥沃で乾地農業の最適地である。北支一億の人口を賄ふ地帯である。高原地帯は黃土層でその化學成分は礫石灰加里を多分に含み、地味肥沃、山峽の平地、山麓も甜菜、

政治・外交

華北政務委員會

臨時政府成立 昭和十二年八月支那事變により宋哲元の冀察政權潰滅するや、各地政治維持會は一齊に新政權樹立を要望、北支長老政治家の激起を促した結果、同年十二月十四日北京居仁堂において中華民國臨時政府成立式を行ひ、新政府委員長楊剛利、行政委員長王克敏、司法委員長董康三氏連名を以て日本國民に對するメッセージを發表し、民主國家を恢復し、黨派を抹除して共產主義を絕對に排撃し、東亞の道義を發揚し、その結實をはかることを表明した。

新國民政府成立 越えて翌十三年三月二十九日南京に中華民國新政府成立するや、「打倒國民黨」、「打倒蔣介石政權」ともに善政々稱獨立の號街頭に高く叫ばれ、同年九月二十二日北京において臨時、維新兩政府要人によつて中華民國聯合委員會の成立を見た。次いで同年十二月卅日蔣政權の據點重慶を脱出した汪精衛氏は東亞永遠の和平確立と中國救國の精神に則り、日本政府と和を講ずべしとの第一通電を發して以來屢次和平救國を叫び、正統國民黨結成工作を進めた結果、昭和十五年三月卅日南京において世紀の還都大典が、全支四億民衆の

歡呼と世界注視の裡に擧げられ、新國民政府は力強い第一歩を踏み出したのである。

華北政務委員會成立 この新國民政府成立により、臨時、維新兩政府は發展の解消を遂げたが、華北においてはその特殊性に鑑み昭和十五年三月三十日公布せられた華北政務委員會組織條例により華北における防共治安事項および經濟開發その他の經濟關係事項につき廣汎なる地方の處理權を賦與せられたる華北政務委員會成立し、同委員會は華北行政の中樞機關として日華國交調整の三大原則たる共同防共、善隣友好および經濟提携の大目的の完遂に當ることとなつたのである。

國府善戰後の華北 昭和十八年一月九日日本帝國との同甘共苦の精神に基き、國民政府が米英に敢然宣戰布告を爲すや、わが帝國はこの日政府聲明をもつて中國における一切の帝國專管および共同租界の還付と治外法權廢止を斷行した。而してこれに伴ふ華北の設置體制は、南京における地方長官會議において汪主席が闡明したる自強方策ならびに最高國防會議の決定に基き、華北政務委員長王揖唐氏をはじめ各總督督辦の中央における新國民運動促進委員會委員および全國經濟委員會委員に任命せられたることにより、着々その整備をみたのであるが、併しながら急轉する客觀的諸情勢

に對して華北各級の獨斷的進展をはかり、中國人自體の内から盛り上る自強體制を確立するためにはなほ種々の障害なしとせず即ち舊態依然たる官界矯正問題、華北當面の重要案件たる副共問題における治安保甲體制の急進なる樹立、その他新民政や經濟開發の整備等何れもこれが可及的速かに處理解決をなす要あるがために、王揖唐委員長は國府宣戰を機に勇退の意を爲し、かくて二月九日華北政務委員會常務委員長朱深氏との更迭をみることとなつたのである。右により朱新委員長は直ちに各省辭職の人事を行ひ、三月八日新人事の發表を爲し、これにより續來委員會の強力體制を確立し、政治機能を易揚すべく名流名士を特聘して諮詢の府と爲し、六月これが首次對議を舉行、また共匪剿滅、治安維持の目的のために春秋二回に亘つて第四次、第五次治強運動を續行したる上、六月には華北治強總本部を委員會に新設、その支部を各省に分散もつて治強運動指導力の支那を收め、次に華北物價處理委員會の總會を本會に設立し、その分會を各省に設立して物價均衡市場安定をはかり、その他米麥系の學校團體を接收してこれが整理改善をはかる等、臨時政府成立以來華北施政上かつて見ない躍動たる新味を加へたる施策を爲し(一)華北自主體制の確立(二)對國府調

華北政務委員會組織條例

(昭和十八年十一月十一日修正公布)

- 第一條 國民政府は華北政務委員會を設け、以て河北、山東、山西三省及北京、天津、青島、三市の防共、治安、經濟其の他國民政府の委任に係る各項の政務を處理し且管下各省市政府を監督す。
- 第二條 本會に委員十七人乃至二十一人を置く、中一人を指定して委員長とし、五人乃至九人を常務委員とし、其の八人は行政院長より中央政治委員會に提議し通過後國民政府之を特任す。
- 第三條 委員長は本會の會務を總理し外に對して本會を代表し本會の職員を指揮監督す。
- 第四條 常務委員は委員長を輔佐し本會の會務を處理す。
- 第五條 本會會議規則は別に之を定む。
- 第六條 本會會内に次の各廳を置く其の組織は別に之を定む。
 - 一、總務廳
 - 二、內務廳
 - 三、財務廳
 - 四、教育廳
 - 五、工務廳
- 第七條 本會に在の各廳長を置く、其の組織は別に之を定む。
 - 一、治安總署
 - 二、經濟總署
 - 三、農務總署
 - 四、教育總署
 - 五、工務總署
- 第八條 本會に顧問、參議、請議、專員、調查員各若干名を置くことを得。
- 第九條 本會は所屬各機關の廳官以下の公務員を代理任免す。本會は各機關に關する事務の處理に付

中央法令の規定する範圍内に於て便宜の處置を爲すことを得。

第十一條 本會は華北の治安を維持する爲め遊撃軍を編置し且之を指揮することを得、華北總警署に總司令一人を置く、其の兵力は別に之を定む。

第十二條 本會は華北の資源を開發する爲め中央法令の規定する範圍内に於て便宜の處置を爲すことを得。

第十三條 本會は華北の經濟及對外國物資の對照關係を調査する爲め中央法令の規定する範圍内に於て便宜の處置をなすことを得。

第十四條 本會は國民政府の委任を受け國有財産を管理することを得。

第十五條 本會は國民政府の委任を受け地方的對外關係事件を處理することを得。

第十六條 本會は中央法令の範圍内において命令及執行法規を發布することを得。

第十七條 本會の經費は國民政府之を補助支給す。

第十八條 本會は北京に置く。

第十九條 本條令は必要あるときは國民政府に呈請し之を修正することを得。

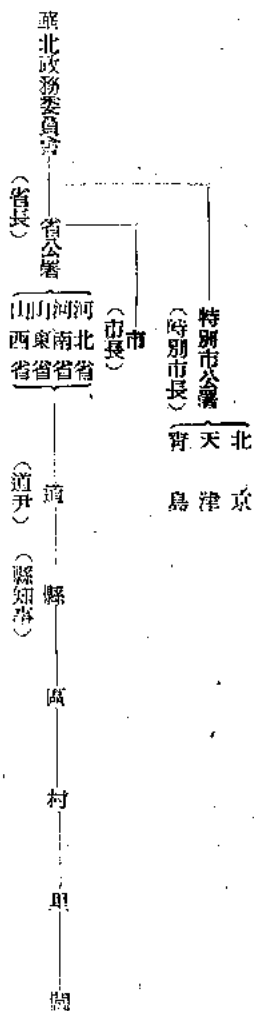
第二十條 本條令は公布の日より施行す。

附則 民國二十一年三月三十日、華北政務委員會成立二周年を迎ふるに當り、委員には王克敏、章宗祥、劉心湛、靳雲鵬、張鳴岐、吳志鵬、曹汝霖の七氏が就任したが、

いづれも華北における大長老である。諮詢會議は委員長の諮詢に應じ意見を陳述する

とともに、會議の決議により政務委員會議に建議することを得、といふ機能を與へられてゐるが、要するに華北一九九となつて大舉匪建設に邁進する華北政治力強化の一つの現れである。

地方行政制度 華北における地方行政制度は國民政府當時においては省の下に縣、市を置き、縣に縣政府、市に市政府を設けてゐたが、事變後臨時政府は省、縣の中間行政區劃として偽制度の道制度を復活し、從來の縣政府、市政府の稱を廢するとともに省長の下に道尹(道長)、縣知事、市長を置き、中央地方を一貫するところの行政機構を整備することとなつた。また從來市は省政府に直屬して省轄市といひ、縣行政の範圍に入らずな法院轄市もしくは直轄市として北京、天津、青島の三市がその適用を受けて舊國民政府に直屬し、省の行政範圍外に置かれてゐたものに臨時政府は再び特別市政を實施し、華北政務委員會成立後も變更せず現行されてゐる。特別市とは即ち人口百萬以上または政府においてその必要と認められた市に布かる、ものである。なほ縣以下には區、村、里、團の別があつて宛かも日本の町村に相當する。今華北の地方行政區劃を表示すれば左の如くとなる。



新民會

成立經過に現況 盧溝橋事件の動搖國
 えざる昭和十二年十二月十四日誕生した中
 華民國新民會は、北支一億民衆の指導實踐
 團體として政治、經濟、文化の推進力とな
 り臨時政府と表裏一體制を保持し、東亞和
 平の大理想に邁進し來つた。爾來五箇年に
 亘り幾多の艱難を克服して不滅の業績を積
 むしてゐるが、同會は成立當初北京の中央指
 導部の下に僅かに冀東地方と京漢、津浦兩
 沿線に若干の地方指導部を有するに過ぎ
 ず、會員も十萬に満たなかつたが、現在で
 は中央總會の下に四省三特別市の直轄總會
 をはじめ二十五の道特別區總會ならびに三
 百六十二の縣市總會および十四萬の分會を
 擁し、會員も六月末にはすでに二百五十萬

を突破してゐる。就中會運動の中核をなす
 新民青年團はその數六千四百、約六十萬の
 團員を擁し、中央統監たる會長の統率下に
 激しい建設戰の第一線に挺身してゐる。會
 の中央訓練所や地方訓練所で鍛へ上げられ
 た多數の青年らは郷土の自衛に奮起し糧種
 保安隊を結成して共產軍に對する盛んな闘
 争を開始しつゝあるのは頼もしい限りであ
 る。このほか少年團は一萬六千、團員三十
 一萬人、少女團は六千、團員九萬人、婦
 女會一千二百、會員十四萬に達しあらゆる
 會組織はすでに完成されてゐる。この大き
 な組織力を華北のみならず全中國の非常
 な強味であり、昨秋の全聯聯合協議會にお
 いて提出された汪主席の名譽會長推戴の決
 議を主席が欣然と受諾したゆゑもあ

る。昭和十八年春わが對華新方針に伴つて
 さらに一千五百名の日系職員が轉出してか
 ら會務は一時停滯したとの風説も行はれた
 が、約三千の中國系職員と五百萬會員によ
 り會運動はいよゝゝ深く大地に根を下し、
 鄉村建設を中心とする眞の組織統合、建設
 闘争に入つてゐるのである。去る四月以來
 引續き各級聯合協議會が行はれてゐるが、
 代表の質は何れも飛躍的に向上し、民間に
 盛り上る切實な要望を率直に行政面に反映
 させてをり、各級委員會も最近とみに地方
 の名望家の參加によつて充實し、日系職員
 轉出後急速に増強された當の最精銳分子た
 る地方事務部長の活躍と相俟つて會風の刷
 新、清郷、清政、清府の三清運動の推進に
 刮目すべき成果を擧げはじめである。

を中外に宣明、次の如き帝國政府聲明を發表した。

情願願發表(昭和十八年一月九日十二時三十分)

中華民國國民政府は今獨米英兩國に對して戰を宣せり、事茲に至れる所以は國民政府の宣戰布告に昭々として明かにして等しく米英積年の非望に禍せられたる帝國の克く共感し得るところなり、日華兩國政府は直ちに威福なる共同宣言を發出し、米英に對する共同の戰爭を完遂する爲兩國は不動の決意と信念とを以て軍事上、政治上、經濟上完全なる協力を爲すものなる旨を宣明せり、抑々帝國の冀求するところは速かに東亞新秩序を建設を芟除し、道義に基く大東亞新秩序を建設し以て世界永遠の平和に貢獻せんとするにあり

の帝國專管境界の還付、上海共同租界、厦門共同租界及北京公使館區域回收の承認、治外法權の撤廢等を斷行するの各般に亘り凡ゆる好意的措置に出で以て極力新中國の建設を支援するに決したり、更に今後日華新關係の發展に即應し、既存の諸約定に付ても同様の趣旨に従ひ新たなる考慮を加ふべし

惟ふに日華兩國の提議は自然の大道にして米英は兩國共同の宿敵なり、帝國は學國一致、新中國と共にこの大向を歩み進んでこの宿敵を擊破し、新たに日華一帯對米英戰爭完遂並に大東亞新秩序の建設に邁進せむことを期し、茲に帝國政府の所信を中外に聲明す

日華共同宣言、協定 同日十一時、「戰爭完遂協力を圖する日華共同宣言」およびこの共同宣言の方針に基き租界の還附、共同租界の回收、治外法權の撤廢、中國主權および領土の完整を發見實現するため「租界還附及治外法權撤廢等」に關する日本國、中華民國間協定の一の調印式が國民政府大禮堂において重光特命全權大使と汪行政院長との間に執行された旨、國民政府宣傳部および南京大使館情報部より共同發表された。

日華共同宣言

大日本帝國政府及び中華民國國民政府は兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完遂し大東亞に於て道義に基く新秩序を建設し以て世界全般の公正なる新秩序の招來に貢獻せんことを希望し左の通り宣言す

大日本帝國及中華民國は米國及英國に對する共同の戰爭を完遂する爲不動の決意と信念とを以て軍事上、政治上及經濟上完全なる協力を爲す

(昭和十八年一月九日即ち中華民國二十二年一月九日 南京に於て)

大日本帝國特命全權大使 重光 葵
中華民國國民政府行政院長 汪兆銘

租界還附及び治外法權撤廢等に關する日本國、中華民國間協定

大日本帝國政府及び中華民國國民政府は本日調印の戰爭完遂についての協力に關する日華共同宣言の本旨に従ひ
中華民國の主權尊重の趣旨に基つき
日華兩國間の關係に新局面を開せんと欲し左の通り協定せり

第一條 日本國政府は現に日本國が中華民國に於て有する專管租界行政を中華民國政府に還附すべし

第二條 兩國民政府は其の同数の委員を任命し前條の實施に關する細目を協議決定せしむべし

第三條 中華民國政府は前二條による租界附屬地後當該地における施政に當り日本國民の居住營業および通商等に關し餘りも從前の様態を維持すべし

第二章 共同租界及公使館附屬地

第四條 日本國民政府は現に日本國が中華民國において有する海外地を速に廢除することに決したるにより兩國民政府は右に關する具體案を審議作成せしむるの目的をもつて天々任命する同数の委員より成る專門委員會を設けずべし

第五條 中華民國政府は日本國の治外法權の撤廢に於て自國領域を日本國民の居住營業のため開放すべくかつ日本國民に對しては中華民國國民に比し不利なる待遇を與へざるものとす

第六條 日本國民政府は現に日本國が中華民國において有する海外地を速に廢除することに決したるにより兩國民政府は右に關する具體案を審議作成せしむるの目的をもつて天々任命する同数の委員より成る專門委員會を設けずべし

第三章 治外法權

第七條 中華民國政府は日本國の治外法權の撤廢に於て自國領域を日本國民の居住營業のため開放すべくかつ日本國民に對しては中華民國國民に比し不利なる待遇を與へざるものとす

第八條 本協定は署名の日より實施せらるべし右協定として下名は各本國民政府より正當の委任を受け本協定に署名捺印せり

昭和十八年一月九日即ち中華國民二十二年一月九日南京において日本文および漢文をもつて本協定

二週を作成す

大日本帝國特命全權大使 東光 英
中華民國國民政府行政院長 汪兆銘

治權撤廢租界邊附委員會發令 治外法權撤廢租界邊附委員會は二月九日付左の通り發令せられた。

- 特命全權公使 堀内 干城
- 大使館參事官 中村 豊一
- 特命全權公使 田尻 雲義
- 同 關澤 清宜
- 總領 事 高瀬 眞一
- 特命全權公使 岩崎 民男
- 治外法權撤廢專門委員會に於ける帝國委員被仰付
- 特命全權公使 堀内 干城
- 大使館參事官 中村 豊一
- 特命全權公使 田尻 雲義
- 同 關澤 清宜

專管租界邊附實施の爲め帝國委員被仰付
租界邊附 嗣後前記委員は國府側委員格
民誼、吳頌阜、李現五、周際唐の諸氏と租界邊附に關する協定の實施細目につき慎重協議を行ひ來り、兩國委員間に完全なる意見の一致を見るに至つたので、三月十四日南京において帝國側堀内干城公使、中國側褚民誼外交部長以下兩國委員間に在華日本

專管租界邊附の細目取極めおよび附屬解釋事項の署名捺印が行はれた。而して十六日には國民政府は行政院會議において天津、漢口、廈門、杭州、蘇州各日本專管租界擴張委員會を左の通り決定した。

天津 建設部長陳君碧、漢口 無任所大使吳頌阜、廈門 內政部長陳君群、杭州 浙江省長傅士說、蘇州 江蘇省長李士群よつて國民政府邊附三周年記念日たる尊義深き同月三十日、日本專管租界所在地たる杭州、蘇州、天津、漢口、沙市、廈門等各地では一齊に中國側接收委員立會ひの下に日本側總領事と中國側省長または特別市長との間に繼續なる租界邊附式が舉行されある措置により達成せられ日華の親善提携に一世紀元を劃することとなつた。

各國も陸續邊附 我帝國政府はかく尙早く租界返還を實行したが、その後各國またこれに倣ひ、先づイタリヤ政府は一月十四日天津租界返還を中國に申入れ、二月二十三日フランス政府また北京公使館區域、上海ならびに旅順嶼の共同租界、上海、天津、漢口、青島における佛租界の放棄を發表、六月五日には天津、漢口、沙面(廣東)の各租界の邊附を實施、續いて翌七月三十日に

は上海における領界を國府に移管した。これより先七月二十三日イタリヤは上海共同租界中領界を返還の調印を了してをり、西班牙、瑞典、丁球、葡糖牙、瑞西の各國また原則的に共同租界返還に異議なきものと認められ、かくて八月一日には上海共同租界の回收が遂に實現せられたのである。而して天津、濟東の海委租界は昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發とともに我方の手に掌握し、その管理下にあつたのを昭和十七年三月二十五日既に國府に移管を了してをり、かくて中國における外國租界は悉く解消、中國は完全に領土の自主權を回復するに至つた。

北京公使館區域還還 帝國が昭和十八年

三月十四日任支日本專管租界還還調印を了してより僅か七日後の二十二日北京公使館區域行政權回收實施に關する取極並該解事項の調印式が軍光大使と舊外交部長との間に舉行され、三月三十日の國府還都三周年紀念日專管租界と同じくこれが實施を見た。同日佛國政府また國府に對し該區域行政權を拋棄する旨通達した。而してこれよりさき一月九日國府は對米英宣戰とともに英、米、日、蘭等敵性國の區域を既に回收してゐるが、今般の帝國率先還附は同區域

行政權を共有する現入關國への國府交渉を極めて有利に展開すべきものであり、かくて民國二十四年支那が回收を希望、支那事變のため中斷してゐた北京公使館區域の完全回收も早速實現することとなつた。

協定は前號の如く一月九日その締結を見た

が、我帝國はその後早速これが實施に着手することとし先づ課稅權還還の問題を採り上げたのであるが、爾來これが日華交渉は着々として進み、遂に昭和十八年七月三日第二回日華混合專門委員會によつて完全な意見の一致を見、その後兩國間に成文化を急いでゐるが、一切の手續きを完了したので三十一日南京で歴史的調印式を舉行し八月一日から實施の運びとなつた。即ち兩國間に治外法權撤廢に關する協定が締結されてから僅々六箇月餘の間にその一部たる課稅權還還が實現されたのであつて、これこそは、列國が未だ成し遂げることの出来なかつた治外法權撤廢の先驅を爲すものであり、まさに日華國交史上劃期的意義を有するものである。この委譲にともなひ中國側に手渡される稅納は、年約一億元に上るものと見られ、これが國府に審與するところは甚だ大きい。而して今回第一次通報によ

つて適用される稅種は所得稅、蒙鹽に於ける營業所得稅、煙烟時稅、紙幣發行稅を除く中國中央稅の大部分と營業稅を除く地方稅六種ならびに蒙疆における地方稅の大部分であるが、華北政務委員會管下地帯のみは地方稅の全部が適用されない。更に中央、地方の稅制を整備して第二、第三次の通報が行はれる後定であり、これによつて結局日本側は租稅營業業、ならびに對日輸出重要物資に對する課稅の減免を除き、中國の中央、地方を通ずる大部分の課稅に服することになる。ちなみに十月から實施の中央稅は鹽稅、煙草、酒類、織物、サイダー等の統稅、印行稅、營業稅、通行稅の五種であり實質的には從來と大差ない。中央稅では日本側においては既に「審附金」名義その他によつて規定通りの納稅をしてをり、ただ統稅中の酒稅、織物稅、サイダー稅と印花稅のみは新たに賦課されるものである。今回正式通報のない地方稅中從來事實上納付してきたものは日華兩國協力の趣旨に従つて從來通り納付せねばならない。なほ民國稅、民濟課金は今回の課稅權移讓とは何等關係なく中國側の課稅によつて二重負擔となるやうな場合には日本側獨自の立場において負擔の軽減が考慮される。今回の第

緒部は昭和十四年三月十日の陸軍記念日を
トして開設、初代長官喜多誠一郎中將を
はじめ森岡中將、現中將藤澤清宣少將の三
代の滿三年半に亘る新生中國の内面指導な
らびに華北建設を推進して來たのであるが
華北連絡部が最初努力を傾注したのは昭
和十二年十二月敵方の眞只中に發足した王
克敏氏を首班とする臨時政府の育成強化で
あつた。帝國の對華政策に基いて華北政治
機構の刷新なる運用と一億民衆の政府信頼
の度を昂めつゝ新政府政治力の昂揚を圖り
昭和十五年一月の臨時、維新兩政府首腦者
および汪精衛氏の青島における中央政府樹
立準備會議においてまた事と協力し、中央
政府樹立に對する華北輿論の統一に努力
し、華北政務委員會議組織條例の制定を完
成せしめ王揖唐氏を首班とする華北政務委員
會を結成せしめた。

さらに華北民衆の指導中核體として發足
した新民會の發展に協力、思想工作の指導
特に劇共の徹底化と機構強化の指導によつ
て政務委員會、新民會との表裏一體的關係
を決定づけ、華北政權の地位を確固不動の
ものたらしめた。同十六年三月の國府遷都
ならびに政務委員會成立一周年を期に華北
全土に展開された治安強化運動ならびに肅

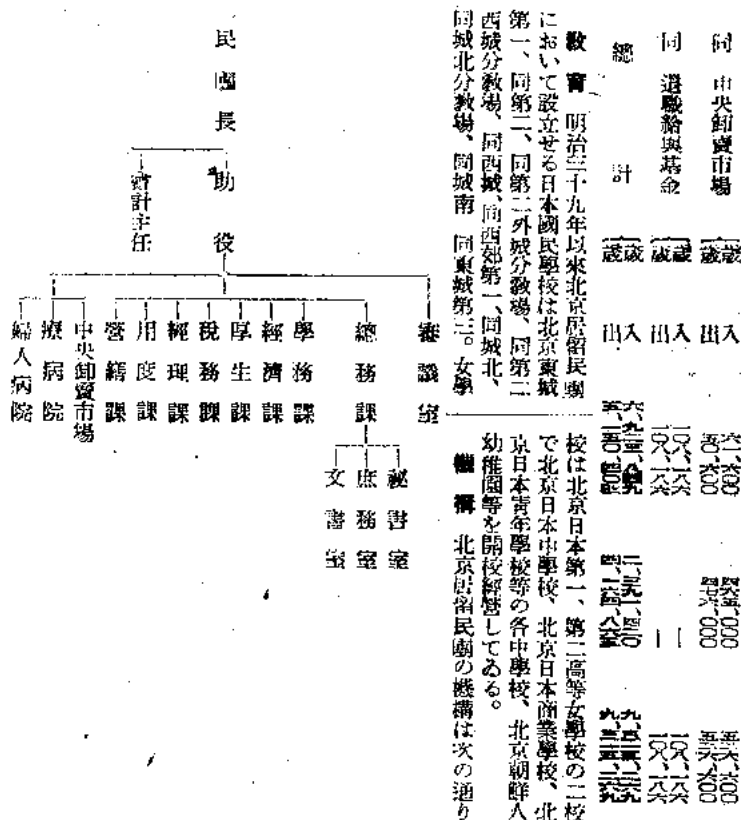
正作戦と並行して華北の民衆の劇共意識の
伸張強化を促し、華北治安に一段の飛躍を
齎し、この間大東亞戰爭勃發するや華北に
おける參戰協力體制を確立するため政務委
員會に治強本部を設置せしめるとともに同
會議諮詢會議を設置し大東亞共榮團の兵站軍
地としての使命達成に協力せしむるべく指
導し、また華北經濟工作の振興として最初
にとり上げたのは中國聯合準備銀行の育成
強化であつた。爲替輸移入許可制の實施に
よつて外貨調換制を賦與された聯銀券は強
力な通貨としての地位を確立するに至つ
た。大東亞戰爭勃發により從來凡ゆる手段
でわが金融統制を妨害し來つた米英ならび
に重慶系銀行は我方に接収され、聯銀の傘
下に入り華北金融統制の新體制確立をなし
た。

昭和十四年六月の天津英佛租界の隔絶工
作の實施に當つては租界外物資の流入阻止
租界外物資の配給対策等適切なる措置を講
じ、經濟混亂を防止し、また同年八月の天
津大水害には食糧、衣料対策等適切迅速な
る措置を講じ華北經濟の復興を快速調に完
成、大東亞戰爭勃發に伴ふ食糧対策として
華北食糧自給自足體制を確立、緊急増産方
策として惠民土木事業の促進、二十萬畝の

際井計畫を樹立する等劃期的増産施設の指
導をなした。また石炭、鐵礦、鹽その他資
源開發には北支開發および傘下會社を資
勵指導し、大陸における重要な重工業地帯
の建設に成功、また塘沽新港の築港はじ
め華北各港の復興改良工事および鐵道の整
備等政治、經濟、文化の各般に亘り華北建
設に麗らした功績は大なるものがある。

北京居留民團

沿革 明治七年七月北京に日本公使館
が設けられた當時は在留邦人の數も極めて
少く、外務省官吏や若手の新聞通信員等
に限りられてゐたが、その後明治三十四年
に至り義和團事件の釐定等が締結されたの
を契機として一般邦人の渡來者も漸増し、三
十六年には同志が相謀つて「北京在留邦人
間の氣脈を通じ親睦を圖りその公共の利益
を增進する」目的で北京日本人會が誕生、
初代會長には横濱正金銀行北京支店の支
那人であつた鍋島直氏が就任、三十九年には
林權助氏が會長を兼ねるに至つた。四十
一年の調査によれば當時の邦人戸數は百五十
人、男は男四七四名、女三一五名、計七八
九名に過ぎなかつた。當時日露戰爭の勝利と
北清事變に柴五郎大將等の示せる餘蘊によ



天津日本居留民團

天津日本居留民團は明治三十八年三月居留民團法によつて同年九月一日設立され今日に至つた。昭和十八年度當初豫算は次の通りである。(單位圓)

一 股 會 計	7,000,000
特 別 會 計	3,000,000
純 歲 出 額	3,000,000

これを前年度と比較すれば總額において約百萬圓、純計において約三千萬圓のそれぞれ増加となつてゐるが、これは主として營繕費等の諸物價騰貴によるものである。

華北の實業運動

華北興亞實業本部 華北における實業運動は從來華北各地において個々に行はれてをり、これら各地の運動を一丸的とする強力な組織を未だ見なかつたのであるが、大東亞省の設置とともに實業運動一體化の強制促進の機運俄かに活潑化した。即ち昭和十八年五月大東亞省において大體これが成案を見たので從來の各地の實業會は速かにこれを解消せしめて支部組織となし、而してこれら各支部を傘下たらしむる本部を北京に置く方針のもとに、六月一日華北興

亞運動指導方針要綱を決定し、翌七月八日同要綱に基き華北與亞運動本部を北京に設置し、在来の各地の翼協會はこれを悉く同月までには新組織による支部に改組せしめたのである。同部は上として華北在留邦人の錬成を中國側與亞運動、即ち新民會運動と積極的協力をなし、與亞運動を通じて華北在留邦人をして軍の作戦整備ならびに官の施政に副應せしめんとすもので、各地方には支部の下にさらに分會を置くものである。九月現在においては十五支部、十六分會を有してゐるがさらに分會の数は三十前後に達する見込みである。現在十五支部を略く地名ならびに本部役員および組織表は次の通り。

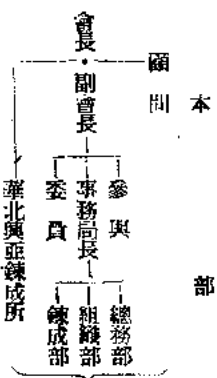
一、支部設置箇所

北京、保定、石門、天津、塘沽、唐山、山海關、青島、芝罘、濟南、張店、博山、開封、新鄉、太原

二、本部役員は次の諸氏である。

【會長】藤澤清吉、【副會長】津島壽一、【顧問】中西貞高、久保田久勝、鈴木美通、【參事】片山二良、北浦豊男、西村雅亮、【委員】王田毅、中森恒二、樺島英二、丁子俊、重富義男、米恒興業、三原敏男、

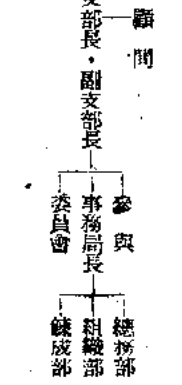
山西恒郎、宇佐美實嶺、兒玉常雄、井上乙彦、内藤龍博、西村雅亮、中野正永、永井潜、吉井芳純、梅本俊次、多羅尾光道、徳光伊助、【事務局長】三原敏男、【總



華北與亞錬成所委員會

華北與亞翼協會北京支部 北京在留邦人間に、翼協會的なものが發生したのは滿洲事變後にして、昭和十六年四月一日民團内に翼協會の設置せられ翌年二月十八日北京大政翼協會の設置となり、更に越えて昭和十八年三月二十日北京大政翼協會ならびに北京居留民團翼協會事務局が改組せられて北京翼協會の設立を見、本年七月八日華北與亞翼協會本部の創設に伴ひ北京翼協會の名稱を華北與亞翼協會北京支部と改めたものである。組織内容は大體従前通りとし事務局長一局長、三部、八係をもつて構

務部長 橋山壽、【組織部長】杉本利二、【錬成部長】心傳、川久保清
三、華北與亞翼協會組織表



成し、主任事務委員を事務局構成内に有する。三部は總務、錬成、隣保とし總務部に總務、經理の二係、錬成部に錬成、生活、文化の三係、隣保部に隣保、振興、警防の三係を置く、職員は局長以下四十八名にして原則として北京居留民團職員たるの身分をもつて北京翼協會に勤務を命ぜらるゝものである。その目的は北京在留邦人が與亞翼協會の實を擧ぐることであり、北京在留全邦人をもつてその職員とする。分會は地域分會と地域分會とに分ち、地域分會は北京居留民團條例に準じて十二分會とし、職

域分省は總領事館、民團、商工會議所、學校、團策會社等に合計十四分省を置く。また民國との關係は表裏一體の關係にあり民團内に職域分省を置き分省長として助役がこれに當るものである。

【支部長】太田知庸、【副支部長】井忠三、【顧問】松井龍次郎、遠藤實、池上葵一、【參與】山本長光、古川清、松田秀榮、外島敏雄

の諸氏(外に委員五十六名あり。事務局は【局長】宮家壽斗、【次長】中村利三郎、【總務部長】吉村嘉造、【組織部長】川添勝太郎、【練成部長】水上忠寿の諸氏である。なほ黨社會支部は運籌の圓滑を期して三分科會、即ち第一(企圖・宣傳)、第二(文化・慈善)、第三(壯青年練成)に分ちて黨推進力として活動してゐる。

治安・警察

【華北共黨委員會】華北政務委員會はいまなほ地下に蠢動して擾亂を企圖しつゝある「北支の禍」中國共產黨を剿滅せむがため民國三十年(昭和十六年)四月八日華北防共委員會組織大綱を公布實施し、八月二十四日委員會發會式を公布し、委員を任命するとともに發會式に積極的活動を開始し、政治力の滲透をはかるに至つたのであるがその後宋探委員長の就任を機として參戰體制確立に向つて要路一新の陣容を完整、戰時構想の下に内外に亘る新施策を進めつゝあつた華北政務委員會は、特に剿共施策の一元化を期して軍、政、會、民の總力を結集して剿共方策を決定、積極的な共產黨軍の剿滅を企圖し昭和十八年五月二十九日前記華北防共委員會および華北治安運動總本部の發展解消せしめ、新たに華北剿共委員會の設立を見た。現在同委員會の主要人事は次の通りである。

- 華北剿共委員會總會議長 王克敏
 常務委員 杜錫鈞
 同 常務委員 喻熙傑
 同 同 張仲直
 治安強化運動 華北が假に大東亞共榮圈

の強力なる一環として對日協力の實を擧げるためには、先づ一億民衆の自衛力を強化し各省に伸びる共產黨の地下組織を徹底的に肅清してかゝらねばならない。治安は常に一切の開發建設工作に先行してゐる。このため華北では昭和十六年(民國三十年)の春以來すでに五回に亘り治安強化運動が展開された。

【第一次】は昭和十六年三月から五月に亘り民衆の自衛組織の擴充を主眼として實施され、縣公署、新民會などで訓練された農村青年を中心とする新自衛組織が各地に結成され民衆の自衛力は著しく強化された。

【第二次】は同年六月中旬から九月上旬にかけてこの強化された自衛組織による積極的對共攻勢がとられ、民衆は自力による最初の對敵反撃を敢行したのである。この結果地方における匪連の殺降歸順が激増し、和平地區的治安が急速に明朗化した。共匪は太行、太岳山脈を根據地とする晉察冀魯豫などの邊疆乃至冀中冀南魯西等の鐵道沿線に遠い軍區に逼進するの外なきに至つた。これらの地區の再建企圖を粉碎し、これを歸地に閉ぢこめて内部崩壊のやむなきに至らしめるために實施されたのが同年十一月から十二月の【第三次】運動における對敵

ぬ月覺しい活躍をなし、治安軍の武威を天下に轟かせた。治安軍最初の編成において兵は一般農村から募集し、従来の職業的軍閥者流を排除して純真な農村青年を入營せしめることに努めた。年齢は十七歳から二十五歳までとし、將校は高等中等學校出身者を政府軍官學校に收容、一箇年間の軍事教育を授けて任用してゐる。團長(團隊長)、營長(大隊長)の任命に當つては特別の再教育を施し、嚴選主義をもつて臨んでゐる。

【軍官學校】治安軍將校養成機關である軍官學校には日本將校を顧問として〇〇名の生徒が猛訓練を受けてゐる。入學資格者は中學卒業以上の學力あるもので、入學當初の三箇月間は各隊に配屬され學生隊としてみつちり實地教育を受け、それより學科教育によつて一箇年の訓練で卒業し、士官として國防第一線に立つことになる。昭和十八年十一月をもつて第五回目の卒業生を送り出すことになつてゐる。このほか軍官學校内に軍官隊となつてゐる。このほか軍官學校に對し再教育を施し、また軍士教導團があつて各兵團から下士官を選抜入團せしめ四箇月間の速成教育に當つてゐる。

現在軍の編成は集團司令部の下に團(聯隊)、その中に營(大隊)、連(中隊)が設けら

れてゐる。治安軍總師には治安總指揮官辦事北級治安軍總司令として齊燮元上將が軍政、軍令兩面にわたり自ら指揮してゐる。治安軍十七年度勳章、昭和十七年(民國三十一年)度に入つてからの治安軍勳章は赫々たるものがあり、如何に對共戰に活躍してゐるか、次の數字が雄辯に物語つてゐる。

	十五年	十六年	十七年
交戰回數	三	三五	五五
敵遺棄屍	六	一八	一一六
小銃	元	五九	二、六七
拳銃	〇	一〇四	五九
洋砲	三	九	五六
小銃彈	二七	三〇三	五、四三
拳銃彈	二	一、三五	一、〇三
手榴彈	五	八	五、〇三
輕機槍	一	五	五
輕機砲	一	一、〇三	七九
砲彈	一	三	二〇
迫撃砲	一	一	二

治安軍將兵はわが占領地區内に巧みに潛行し後方擾亂を企圖する匪團に對し討伐と監視とに精魂を打ち込んでゐる。これを指導指揮する日本將校の並々ならぬ苦心の潛んでゐることを忘却してはならぬ。

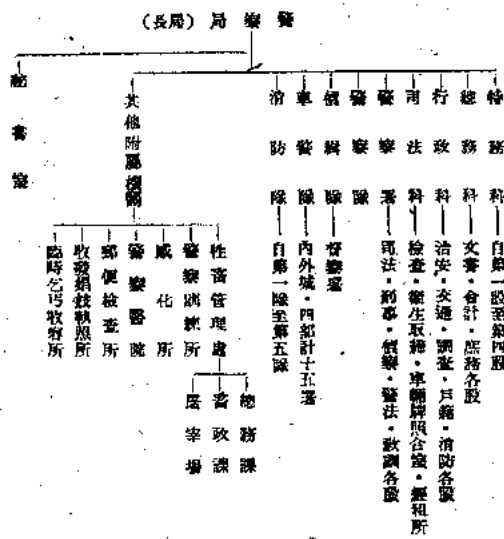
【治安總署警務局】全國の警察事務を管理し、日本の内務省警保局に相當するもので、局長の下に警務、保安の二科を有する。【地方警察】國民政府治下の地方警察機構は疊に省に公安管理局、縣に公安局、特別市および市に公安局、聚落地區に特殊公安局があり何れも省、縣、特別市、政府から半獨立的存在であり、殊に特殊公安局は單に警察行政のみならずその他行政部門をも擔當し、従つて行政系統が混亂してゐたが、その後省公共局を廢止し省民政廳の管轄下に警務處を設置するとともに、縣公安局を縣組織の中に改編した。事變後臨時政府は各公安局を前項の如き名稱に改稱するとともに、一律に各地方組織の中に編成整備し、別に特殊公安局の存在した地は何れも市に編入して市公署を設けた。

(一) 省警察機構 省警察行政のために警務處があり、全省の警察機關の指揮を行

ふと共に道、縣、市の警察行政の監督に當り、別に省官府の警察のために省官警察局一局を設置してゐる。

(2) 道警察機構 道公署、警務科を置き道警務の處理ならびに各縣警務の審査に當り省、縣の中間機關として規模極めて小であり警察署等を有しない。

北京特別市警察局組織表



(3) 縣警察機構 縣警察局を擔任機關とし警務、衛生、消防、救濟、自衛等一般警察を管理する。

(4) 特別市警察機構 市警察擔任機關として警察局あり一般警察行政を管理し一例を北京特別市にとれば左の組織を有する。

財政

「治安警察を目的とする制度」右のほか特に治安を主とするものに憲兵、縣保衛團、保甲の各制度がある。

概説 臨時政府は事變の混亂期に處する過渡的財政策として極度の緊縮方針を採り、昭和十三年(民國二十七年)度豫入豫算(單位千圓)

關稅	三、五三
鹽稅	二、五五
稅	五、八三
計	三、七五

に對し歳出方面において節約に努めた結果八千二百九萬三千餘圓の剩餘を生じた。歳出は省、市に對する補助費が最大額を占め建設總署を中心とする建設費一千餘萬圓とともに當分歳出の首位を占めるであらう。政費が千四百四十五萬圓に上つたのは各部經費と新民會、新民學院、日華經濟協議會、駐外代表經費、國策事業出資金等が含まれ治安費がこれに次ぎ多額に上つたからである。併し獨軍閥政權の如き莫大なる軍費を要せざるため、財政状態は頗る順調を示した。

民國三十一年度豫算 華北政務委員會の

三十一年(昭和十七年)度豫算は昭和十六年二月三十日の政務委員會第七十二次常務會議の議決を経て總額二四六、〇〇〇、〇〇〇圓と決定し、これを前年度豫算に比すれば三

馬年清華北稅收入額表 (一)

種別	民國二十四年	民國二十五年	民國二十六年	民國二十七年	民國二十八年	民國二十九年	民國三十年	民國三十一年
捲煙直稅	一、三三四	一、〇三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
葉煙草稅	—	—	—	—	—	—	—	—
綿布稅	一、〇〇〇	一、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麥粉稅	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
火柴稅	一、二二五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
水泥稅	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
火酒稅	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
麥酒稅	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
汽水稅	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
稅小計	六、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
續產稅	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇圓の増額となる。しかしてかくの如き健全財政の確立は華北における治安の著しき恢復ならびに産業の發展による統稅の急激なる増加によるものである。

正項收入

しかして三十一年八月末に設置せられた華北防共委員會の事業費として時に歲出豫算中五十萬圓の計上を見たことは注目に値する。

種別	民國三年	民國二年	民國一年	民國三年	民國二年	民國一年	民國三年	民國二年	民國一年	民國三年	民國二年	民國一年
營業利	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
新給	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
預金	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
所得稅	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
印花稅	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
公賣費	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
菸酒稅	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
通行稅	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
正項收入合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
雜項收入合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
總計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

種別
營業利
新給
預金
所得稅
印花稅
公賣費
菸酒稅
通行稅
正項收入
雜項收入
總計

異年別鄂北稅收入額表 (二)

正項收入

種別	民國三年	民國二年	民國一年
營業利	三	三	三
新給	三	三	三
預金	三	三	三
所得稅	三	三	三
印花稅	三	三	三
公賣費	三	三	三
菸酒稅	三	三	三
通行稅	三	三	三
正項收入合計	三	三	三
雜項收入合計	三	三	三
總計	三	三	三

華北墾業股份有限公司

董 事 長 潘 毓 桂

代表常務董事 加藤 內藏 助

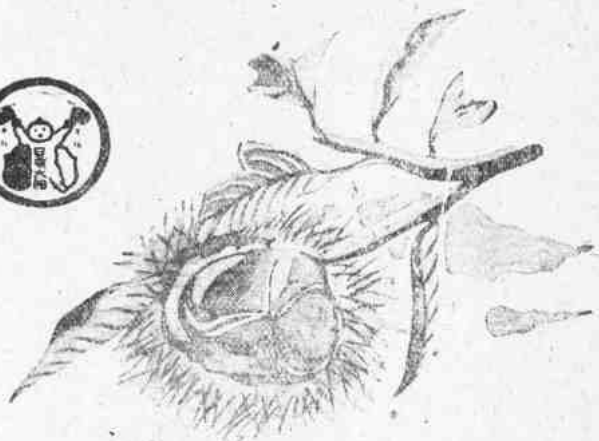
北京市內一區東昌胡同五號

代表電話東(五)四二三一番

事務所 天津事務所 (天津興亞一區宮島街四〇) 漢縣開墾事務所 (漢縣 柏 各 莊)

辦事所 灤縣辦事所 唐山辦事所 唐山縣辦事所 唐山縣唐山市陳謝莊前街一四

農場 軍糧場 義農場 茶定農場 糶場 農場



食 料 品
菓 子
喫 茶 と
御 食 事

甘 栗 太 郎

北 京 王 府 井 大 街 電 話 (五) 一 三 七 四 · 五 六 四

ロシヤ料理

北京名所

音樂の殿堂
味覺

雅叙園

北京市東華門南河沿

電話東局(五)

一二五四番
三二六九番

カメラ

カシムラ



營業種目
寫真機及雙眼鏡
同 附 屬 品
寫真材料
富士A1ポロト
レットポロト
プリント板、利
根、銀板、ペロ
ン
印畫紙
ネオパンクロ、ネ
オクロームフイル
ム
サクラフイルムサ
クラ印畫紙一級寫
真技術

富士寫真フイルム會社
北支總代理店

株式會社 **櫻村洋行**

本店 天津興亞一區旭街 電話 (二)五〇四二番
支店 北京王府井大街 電話 (三)一一〇二番
天津分店 天津興亞第二區中街 電話 (五)〇四四六番
出張所 東京都廳區本町二丁目 電話 (五)二六五七番



優勝カツプ
紀念メタル
各種時計

レコーダ
蓄音機器

C101
副

副華洋行

本店 天津興亞第一區旭街
電話(二) 三三三〇・二二一六
支店 北京王府井大街
電話(五) 二六三〇・二五〇〇

主 要 製 品

ウーロン錠、スルフオンアミド、十葡萄糖合成新藥
 ホクシノン (和克、斯能、葡萄糖注射液)
 リンゲル液 (林格兒液) 生理食鹽水 (生理的食鹽水)
 沃度カルシウム注射液 (沃度幾注射液)
 プロカノール (補老、可能、壽)
 エピレナレミン (日華、波羅、納明)
 安那加注射液 (無菌、水)
 ビオナチン (接嫩、納精) リボイド製劑
 杏仁水、苦味丁、幾石、炭酸クレオール、石鹼液
 蒸溜水、脫脂綿、其他注射液、藥製劑
 防疫用藥材、其他一、般並、萬有製藥品販賣



北 支 製 藥 株 式 會 社

萬 有 製 藥 北 京 出 張 所

北 京 東 城 溝 沿 頭 一 號

電 話 東 局 (五) 一 三 〇 〇 一 番
 一 五 六 〇 〇 一 番

醫 療 藥 品
化 學 藥 品
工 業 藥 品
有 名 賣 藥
新 藥 化 粧 品
醫 療 器 具

北京東單大街三五三

谷 水 大 藥 房 本 店

代 表 者 谷 水 清 一

北京前門大街

電 話 (五) 〇五六五
〇〇三二番

支 店 谷 水 大 藥 房 支 店

電 話 (七) 〇〇八七番

化學藥品
醫藥藥品
工業藥品
有名藥品
新藥藥品
醫藥器具



橋本大藥房
東京五區
東京四馬路街一八五号

北支土木建築業協會

株式會社 伊賀原組 大倉土木株式會社 興亞土木株式會社

株式會社 波多江組 株式會社 鹿島組 株式會社 阿川組

株式會社 花岡組 株式會社 大同組 株式會社 榑谷組

株式會社 間組 株式會社 高岡組 株式會社 義合祥

合資會社 長谷川組 株式會社 竹中工務店 株式會社 北支篠宮組

株式會社 西松組 滿洲土木株式會社 株式會社 清水組

株式會社 西本組 株式會社 松村組 株式會社 森本組

株式會社 戶田組 株式會社 北支福高組 株式會社 森本組

株式會社 滿洲飛鳥組 株式會社 福昌公司 株式會社 瑞隆公司

株式會社 大林組 株式會社 藤田組 株式會社 錢高組

日安菓子の子



多量の生産

安価な値段

完備せる工場

優秀な技術

デ ゼ ー ル	オ コ シ	戦 勝 豆	進 軍 豆	ビ ー ナ ッ ト	甘 納 豆	羊 羹
ゼ リ	生 餡	豆 菓 子	焼 菓 子	飴 玉	煎 餅	カ リ ン ト

日安菓子北東京五場

東北区内三丁目相模同十一号 電話北局(四)一八五番



日東唧筒

ニツトウポンプ

社 會 諸 官 御
達 用 御

主木灌漑用
油送専用
農田畑用
鑛山排水用
汽罐給水用
家庭工場用

日東の
ポンプ



ニツトウキカイ

大陸唯一の専門店

日東唧筒總發賣元

日東工業合資會社

營業所 北京西城宣武門內國會街二十二號
電話西局一一七七・四六七二番

支店 河南省新鄉縣保安街二二四號
電話 四〇一番

東京工場 東京都蒲田區糞谷町三ノ五六號

營業內容

タイプライター
ヘクトロール
粘土版、謄寫版
文具事務用器

菅沼タイプライター北京營業所

北 京 王 府 井 八 面 槽 七 四 號

電話東局五(一〇八八番
四二九七番)

大同出張所 大同市 西門大街

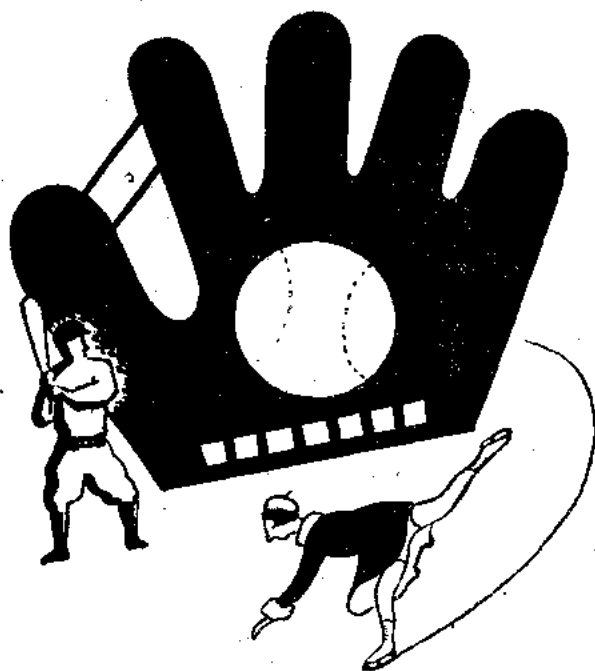
電話二九〇七番

厚和出張所 厚和市 大南街九〇

電話三四七番

體 力 奉 公

健兵は健民から



全 般 運 動 用 品

北 本 運 動 具 店

北 京 王 府 大 街 六 二 號

電 話 東 局 (5) 二 八 六 九 番
二 五 二 三 番

營	業	科	目
染	セメント・ベニヤ板・建築材料	發動機・農具・台秤	窯業製品・ポンプ・雜貨
料	工業藥品・石		
驗			



株式會社

金山洋行北京出張所

北京内一區東堂子胡同三十號

電話 東(五)五七二四番

本支店出張所

本社 天津興亞第一區壽街三ノ五
 支店 大阪市西區靱南通り
 出張所 石門、太原、大同、汾陽

印刷用インキ
印刷用諸材料

東京インキ株式會社
北京出張所

北京市内二區嘎哩胡同甲一三號

電話南局(3) 二二〇二番
六九六番

工場

北京市内二區甘石橋大街一三〇號

電話西局(2) 四五四四番

北 京 日 本 商 工 會 議 所

北 京 市 東 單 三 條 胡 同

北 京 市 東 四 牌 樓 二 條 胡 同 五 號

會 社 式 住 友 本 社 北 京 事 務 所

電 話 北 分 局 四 (一 〇 五 五 五 番)
三 三 三 〇 番

機 械 工 具
土 建 材 料
鐵 道 用 品
鑄 山 用 品
鐵 工 品 製 作
力 工 品 製 作
工 業 藥 品
諸 雜 品 類

資 本 金 二 千 四 百 萬 圓
本 店 東 京 都 市 中 區 西 一 八 番 地
支 店 東 京 都 市 大 塚 區 大 塚 一 八 番 地
出 張 所 名 古 屋 神 戶 札 幌 京 城 瀋 北 大 連 奉 天



株 式 會 社

島 津 製 作 所 北 京 出 張 所

北 京 市 王 府 井 大 街 九 三 號

種 業
理 化 學 器 械
精 密 試 驗 機
各 種 計 量 器
度 量 衡 計 量 器

電 氣 計 測 器
化 工 用 器 械
山 用 器 械
礦 山 用 器 械
各 種 減 速 機 齒 輪 機 械

レ ン ト ゲ ン 裝 置
醫 療 用 器 械
學 術 模 型 及 標 本

北 京 市 南 池 子 五 二 號

勝

山

商

會

所 在 地

東 京 大 塚 區 大 塚 一 八 番 地
大 阪 區 南 區 大 阪 一 八 番 地
名 古 屋 市 小 倉 一 八 番 地
天 津 市 北 門 外 一 八 番 地

電 話 東 局

一 三 三 三 番
一 三 三 三 番
一 三 三 三 番
一 三 三 三 番

電 話 東 局 (5)
二 四 八 一 番
二 四 四 三 番
電 路 ベ キ ン シ マ ツ

御會席

自慢の鍋物料理

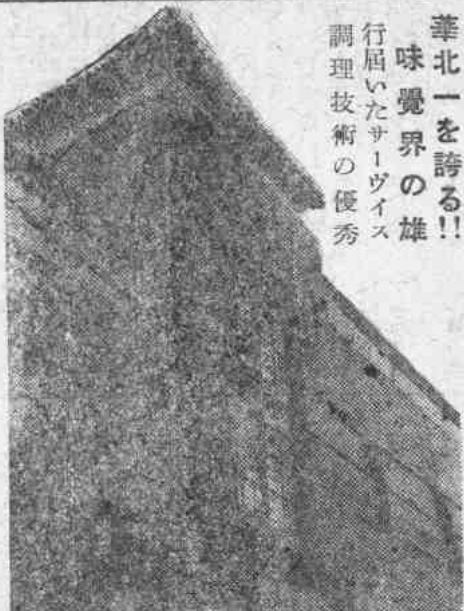
刻字 樂樂

北京雙輦胡同三六六番
電話(4) 八二一三番

華北一を誇る!!

味覺界の雄

行届いたサーヴィス
調理技術の優秀



全店
數寄屋造り

高級割烹

竹葉莊

北京東單新開路

電話東(五)

〇〇六六六
六一〇番

北京東單新開路

近代茶房

竹葉莊

電話東(五)

〇〇三
六六六
一六八
〇六八
番番番



南風薫る熱帯樹

清楚なホールで

勤務後のひとときを!!

行された。今回の改正は單に財政上の需要を充たすためのみ行はれたのではなく、参戰華北の民衆生活を戰時態勢に移行せしむるほか、浮動購買力の吸收をはかり物價安定の一助たらしめんとするものであるが、民衆生活の確保については特に留意し生活必需品および生産増強關係のものについては細心の注意が拂はれ、奢侈的および准奢侈的な物品に對しては大幅の引上げが施行された點が注目される。改正の要點は左の如くである。

一、捲煙統稅 現行の定額課稅の方法を從價課稅に改めるほか高級煙草には高い稅率を採用することとし、その改正稅法は左の如くである。

一級紙卷煙草(登記價格八百圓以上のもの)の登記價格の百分の百三十三マニ級紙卷煙草(登記價格二百五十圓以上のもの)の百分の百二十。捲煙統稅の改正をはかるとともに標章販賣價格の均衡を保持するためその登記價格に全面的再檢討を加へこれが修正を行つたのであるが、右による紙卷煙草の稅込みの改正新小賣價格の主なものを示せば次の通り(十本入り括弧内は舊價格)

スリーキヤツスル(一圓六十八錢)(一圓三十錢)、テ

エンメン八十三錢七十五錢)、イダス六十六錢(五十八錢)、ルビートイン六十一錢(五十五錢)、スリ
 一スル(五十二錢)四十四錢、天運三十三錢(二十
 九錢)、北海三十錢(二十七錢)、ゴード三十錢(二十
 六錢)、スニヤ(二十四錢)十七錢、天安門二十
 二錢(十五錢)

二、烟稅 烟稅は從來地區を異にすることに不統一の稅率であつたので、これが統一をはかるとともに増收を期したのであり、その新稅率は左の如くである。
 烟葉百市斤二十五圓、但し烟葉の原料に供するものは百市斤につき十圓マ烟葉百斤につき二十五圓マ水烟百斤につき三十五圓マその他百斤につき十五圓
 三、酒稅 酒稅もまた烟稅と同様不統一であつたので、これが統一をはかるとともにその嗜好品たるに鑑み、また浮動購買力の吸收をなす目的のもとに大幅の稅率引上げをなしたのであり、その新稅率は左の如くである。

燒酒百斤につき二十圓マ紹興酒百斤につき二十圓マ藥酒百市斤につき二十圓マ黃酒百市斤につき十三圓マ果實酒百市斤につき十三圓マ紹興酒百市斤につき十五圓マ日本清酒百市斤につき二十圓マ日本酒百市斤十二圓マ日本味淋百市斤二十圓マ日本燒酒百市斤二十三圓マ啤酒一

公斤につき三十錢マ洋酒從價百分の三十
 マ普通火酒一公斤につき五十錢マ改正火
 酒一公斤につき三十五錢
 四、織物稅 従來は綿糸布統稅として綿糸布に課稅したのであるが、今回これを改正しすべての織物に課稅することとし酒費稅の體系を整へたのであり、その新稅率は概ね次の如くである。

絹織物、出廠價格の百分の五マ麻絹、毛織物出廠價格の百分の十三マ金銀系、麻絹毛等を主體として織りたる高級交織物所得稅 華北最初の所得稅法は華北政務委員會により昭和十五年(民國二十九年)度より實施せられた。而して同所得稅法は事變前既に法文化せられてゐた所得稅暫行條例に基くものである。併し近代國家における直接稅の中核であり、日本においては稅收中第二位を占める所得稅が中國においては最大なる財源となつてをらぬ。その最大原因は近代的企業の幼稚未發達に歸せられるべきである。

稅制稅率改正 「國庫稅」財務總署は各項の稅率を調整し國庫收入を増加するため國內製の紙捲煙草稅、葉捲煙草稅、土葉煙草の各項稅率を改定し昭和十七年(民國三十一年)四月一日より施行、次に國內製紙捲煙草

税の七級税制を改定し八級税制とし徴收所得稅暫行辦法を改定、第一三の内類所得稅率および徴收總進を改正し六月一日より施行した。但し所得稅の第一類甲乙内項營利事業所得で年計のものは民國三十一年三月一日以後申告の所得は前項改定辦法の規定を適應して課稅を計算する。さらに財務總署は紙捲煙草の一般價格を限定し紙捲煙草稅の管理を強化すべく、華北内においての製造販賣の紙捲煙草の公定價格實施暫行辦法および紙捲煙草檢閱證實實施辦法施行細則を制定、八月一日これを實施した。

〔鹽稅〕 春晒製鹽の結果長蘆區は民國三十年に比して増加し、青島、山東、山西各區の春晒產量も前年に比して多量であつたのに併行して民國三十一年度華北各地鹽務局は稅率の増加、販鹽の價格を改訂し一月より施行、各地の鹽稅は元稅率の外に毎擔三元四毛の増收となり、その販鹽價格は加稅および運賃等の事情を參酌規定し、各區鹽務局これを處理することとなつた。

地方財政 地方財政の特質は中央財政がその質的内容において殆んど間接稅に限られてをるに對し、地方財政においては田賦(地租)營業稅等の如き直接稅に強く依存し従つて中央、地方の財政的關聯性は極めて

稀薄なことである。地方財政はこれを省財政、縣財政および市財政に分ち得るが事變前は何れも混亂且つ窮迫状態にあり、これがため種々の名義による附加稅、雜稅を賦課し、以て農民に對する苛酷な封建的搾取を加へてゐた。事變後のものは詳かにしないが、今事變前の調査により地方財政状態を見るに收入においては田賦および田賦附加稅が最大を占め、支出においては行政費、公安費、教育文化費が多額を占めてゐる。而して事變直前の地方稅歲入は北支五省で總額七千八百四十九萬七千圓同歲出總額七千三百八十五萬九千圓程度であつた。

華北における日本國國民の服すべき
中廢民國稅法の範圍及適用の概略に
關する第一次通譯

▽中央稅 一、鹽稅條例(民國七年三月二日公布) 二、精鹽通則(同二十年二月一日公布) 三、農工業營業章程(同二十年一月二日公布) 四、漁業用鹽章程(同二十年一月七日公布) 五、礦產管理規則(同二十年十二月公布)

〔統稅〕 一、綿紗火柴水泥統稅條例(同二十二年六月九日公布) 二、火柴統稅徵收實施(同二十二年六月九日公布) 三、水泥統稅徵收章程(同二十二年六月九日公布)

四、改訂徵收水泥統稅暫行辦法(同三十二年七月一日公布) 五、麥粉稅稽徵章程(同二十二年六月九日公布) 六、華北礦物稅稽徵暫行辦法(同三十二年七月一日公布) 七、華北菸稅稽徵暫行辦法(同) 八、徵收麥粉特稅條例(同十七年六月十四日公布)、同十八年七月修正) 九、徵收捲菸統稅條例(同十七年一月十七日公布) 十、改訂徵收捲菸統稅暫行辦法(同三十二年七月一日公布) 十一、華北酒稅稽徵暫行辦法(同三十二年七月一日公布) 十二、修正汽水統稅稽徵暫行辦法(同二十九年七月一日公布)、(同三十年十二月修正)

〔印花稅〕 一、印花稅法(同二十三年二月八日公布、同二十五年二月十日修正) 二、印花稅法施行細則(同二十四年七月二十三日公布) 三、華北區域徵收印花稅暫行辦法(同三十年八月公布、同三十一年九月修正)

〔營業稅〕 一、營業法(同十九年五月二十六日公布、同二十六年十月十五日修正) 二、營業稅條例(同二十年十一月七日立法院通過) 三、營業稅稽徵暫行章程(同二十三年十月十七日公布) 〔通行稅〕 一、暫行華北通行稅辦法(同三十年十一月八日公布)

右説法は全部十月一日より實施されるが印花税法の證明書類を日本官廳および日本系學校に對するものは除外される。

通貨・金融

(一) 通貨

通貨統一工作 「聯銀創立」 事變前華北の通貨は三十餘種の銀行券、各地雜券、外國通貨等が雜然流通してゐたが、昭和十三年(民國二十七年)二月當時の臨時政府は中國聯合準備銀行條例を發布、同年三月十日聯銀の創立を見た。聯銀は中國法人で資本金五千萬元は臨時政府と支那側銀行の折半出資であるが、臨時政府出資の半額一千二百五十萬元は正金、興銀、鮮銀よりの借入金を以て充當したほか、日本銀行系より一億圓のクレジット設定により成立したものであり、また支那側銀行は親日系の河北省銀行と冀東銀行との二行であるから、資本系統においても且つまた政治的構成にあつても密接な日華經濟提携の原則に即してゐるのである。

法において先づ中國、交通兩銀行の北方券、天津、山東、青島の銘記あるものは民國二十八年三月十日限り流通を禁止し、次いで同年六月第二次發行を以て法幣および雜券の舊通貨の新規發行および回収せるもの、再發行を嚴禁すべく布告し、更に第三次法令により同年八月七日以後前記法幣北方券の價值一割切下を行ひ、第四次法令により中國、交通兩銀行の資産狀態ならびに北方券の事實上の價格暴落に鑑みてこれ等北方券の價值をさらに三割切下を發行し、また舊通貨に對する第二義的政策として中央銀行券および雜券十五種に對して流通期限を三箇月以後の流通を禁止し山東票および山西票に對しても一箇年の流通期限を限定した。なほ河北省銀行券と冀東銀行券に對しては價格切下を行はば聯銀券と等價を保存せしめたが、流通期限は一箇年に限定し、一元以下の少額通貨のみは昭和十六年五月三十一日まで流通を認めることとした。

圓系通貨受拂停止 日本、滿洲、蒙疆および華中方面よりする日銀券、鮮銀券、露銀券、中銀券、蒙銀券等圓系通貨の華北持込は依然相當額に上り、殊にこれら圓系通貨を圍遶して爲替の轉を稼ぐものもあり、これが聯銀券膨脹をもたらすのみならず、日、滿、蒙における爲替管理の甚前よりするも適ましくない結果をもたらすので、これが對策として民國二十九年六月十六日を限り原則として次の如く圓系通貨の受拂を停止した。

- 一 圓系通貨は一圓以上の日銀券、鮮銀券、露銀券、滿洲中銀券及び蒙銀券を總稱す
 - 二 銀行圓系通貨提出制限
 - (イ) 正金、日銀、天津、濟南、滿洲中銀、蒙銀の各銀行は原則として圓系通貨の提出しを爲さず提出しを爲すには當局の承認を要す
 - (ロ) 日本、滿洲及び露國向け旅行者に對しては原則として紙幣交換所において二百圓を限度として交換するも事情に依り右各銀行は乘車券、乗船券および飛行機座席券を指しせしめ一枚に付二百圓を限度として圓系通貨を提出することを得
 - 三 銀行圓系通貨受人制限
 - (イ) 右各銀行は十六日以後は原則として圓系通貨の受人を爲さず受人を爲すには當局の承認を要す
 - (ロ) 圓系通貨の聯銀券との引換は六月十五日より原則として認めざるを以て圓系通貨の所持人は六月十四日迄に是等銀行において圓系通貨を聯銀券に引換ふることを要す
 - (ハ) 日、滿及び露國よりの華北向け旅行者は其の攜帶する圓系通貨を入境の際聯銀券交換所において聯銀券に引換へることを要す
- 次いで同月十二日華北政務委員會は辦法

を公布し、昭和十六年(民國三十年)一月二日より滿洲中央銀行および蒙通銀行發行の五角以上の通貨の流通を禁止した。なほ華北に流通する滿洲國小額通貨を回収するとともに廢銀において鑄貨の發行をみた。

準廢銀地區設定 華北政務委員會では聯銀券に對する信用の確立と舊法幣價值の動搖から聯銀券對法幣の價值比率が變動したることおよび從來の聯銀券地區に再檢討を加へる必要があること等に伴ひ「準廢銀地區」を設定するとともに從來の取扱ひを改正し次の如く舊通貨の處理を行ふこととなり昭和十六年九月二十六日この旨發表した。

一 準廢銀地區即ち現に治安維持せられ、今後滿洲貨中獨安通銀行發行及び河北省銀行、冀東銀行、中央銀行、中國農民銀行の各券並びに山東票、山西票)の流通禁止を實施し得る見込み確實なる地區においては、今後一回限り各地區において規定の可及的速かに定むる日より二箇月間、其の都度定むる比率により、華北政務委員會において買上ぐるものとし、其の後は徹底的に通貨の流通を禁止す。右の比率は差當り聯銀券に對し四割とし(從來準廢銀地帯が聯銀券に對し四割とし) (從來準廢銀地帯が聯銀券に對し六割)

一 準廢銀券地區においては流通による公租金課の支入は一切認めざるものとす。なほ當局の定むる日より二箇月を經過後、舊通貨を使用する場合は舊行金廢辦法によつて處罰される。

華北の貿易通貨 貿易通貨としての聯銀券

是は次の如き過程を以て育成されて來た。即ち第一期は昭和十三年(民國二十七年)十月の外國爲替基金の創設、第二期は翌年三月の輸出爲替集中制の創始、第三期は昭和十五年六月の輸入爲替配分調整ならびに爲替輸入の許可制度の實施である。爲替基金は當初五百萬圓程度であつたが邦人の外國貿易に少なからず貢獻した。爲替集中制は

一 華北より第三國中支を含む)向の貨物を輸出するものは其の貨物の正常なる價格の全部に就て輸出爲替を組むことを第一條件とする。

二 輸出者が輸出貨物の運送をさせるためには自分が爲替銀行に賣つた爲替金額に相當する爲替基金を該銀行が更に聯銀に賣り渡したことの確證を必要とする。

三 この集中の半面として華北への正常なる輸入物資の決済のために聯銀が爲替銀行を通じて賣入れた資金の内には聯銀が爲替銀行の供給を行ふもので、當初所要なる十二品目に對して實施されたが、越えて民國二十八年七月以降全品目に擴大され外貨が全面的に集中され實施以來一年間の集中実績は約八千萬圓(公定相場による換算)といふ好成績を示した。

一方輸入においては希薄物品裝掲品の物は自由であつたが、民國二十九年六月二十五日次の如く輸入爲替配分の調整がな

無爲替輸入の許可制を實施した。

一 口滿以外の地域から輸入される貨物を直接又は間接に發註せんとする者が聯銀から輸入爲替のカヴァリーの供給を受ける必要のある時は該發註に對して聯銀の承認を受けることを要する。但し該貨品についてはこの承認を必要とせぬ。

二 口滿以外の地域から恒程の輸入をなさんとせる者が聯銀から輸入爲替のカヴァリーの供給を受け、必要のある場合は輸入者又は輸入人甲武書について聯銀の承認を要しこれが交付を受けることを必要とする。

三 左の事情においては輸入者は海關監督の無爲替輸入の許可を受けることを要する。

(イ) 口滿から物産を輸入する場合
(ロ) 口滿以外の地域から物資を輸入する場合
銀貨替のカヴァリーの供給を受ける必要のないと

貿易決済圓基準 昭和十六年七月二十五日アメリカの日華貿易凍結貨物に伴ひ、米貨は華北における第三國貿易決済通貨としての機能喪失するに至つたので、華北當局は聯銀爲替集配における米ドル基準を放棄して日本圓を以てすることとなり、同月三十一日爲替集配基準通貨變更要綱を公布即日實施した。修正要綱およびこれに伴ふ關係規定の改正は次の通り。

一 第三國(日本および滿洲を除き滿中兩省を含む)稅引爲替は聯銀の指定する外貨のほかに關稅表示を含むこととする。

一 關稅籌備中に於ては爲替銀行に對し匯銀の定むるところにより外貨爲替への選擇を認めらるゝ

一 匯銀は爲替銀行が顧客に對する第三國向け賣買特のカヴァーとして關稅銀行に對し匯銀の定むるところにより外貨爲替への選擇を認めること

一 一者各項による匯銀兌換(實際は正金)において従前の匯金と區分し特別勘定としてこれを整理すること

なほ右に伴ひ海關監督公署ならびに聯銀より次の如く發表された。

輸移出貨物通關に關する民國二十八年七月の海關布告の一部を次の通り改正す。

(譯文) 日本および滿洲以外の地域への輸移出については該貨物の正當なる價額の全部につき日本運賃または聯銀の指定する運賃を以て表示する爲替を聯銀券に對價とし、聯銀の公定相場以上の相場を以て華北所在の銀行に賣却すること、日本通貨を以て表示する爲替は聯銀の定むるところにより仕向地において日本運賃、滿洲國運賃、關稅銀行券、軍用手紙および聯銀券以外の通貨を以て入金するを要す

△中國聯合準備銀行公表文

一 爲替賣却證明に關する當行の權限は輸移出爲替

を賣入れた銀行が(イ)日滿向輸出爲替に於ては日滿における入金額に相當する日滿貨爲替(ロ)その他の地域向け輸出貨爲替に於ては當行の定むるところにより仕向地における入金額に相當する國貨爲替を該輸出貨爲替の入金時期限に受渡となる常債爲替により當行賣却(實價約を合し)しをれる場合は何時でもその顧客に對す

二 當行は爲替銀行よりその顧客に對する輸移入貨物代金決済のための賣却爲替のカヴァーとして爲替買入れ申込を受けたときは(イ)顧客に對する賣却爲替が日滿向けのものにあつては日滿貨爲替(ロ)顧客に對する賣却爲替がその他の地域向けのものにあつては當行の定むるところにより、これがカヴァーに必要な額貨爲替を該銀行より買入れたる爲替(華北所在部分を除計したるもの)金額の九割を超えざる限度においてこれが賣却を應許すべし

三 その他の事項に關しては従前通り取扱ふものとす

通貨統一順調 聯銀の通貨統一は舊々々之の實を擧げ、昭和十五年(民國二十四年)五月實施せられた日本側銀行、滿洲中央銀行および蒙通銀行により一圓以上圓票通貨の受拂制限の措置をはじめ、昭和十六年一月二日實施せられたる滿洲中央銀行および蒙通銀行の五角以上の通貨流通禁止、同年十二月三十一日限り舊冀東政府發行の小額通貨、滿洲中央銀行、蒙通銀行の五角未滿の小額通貨ならびに河北銀錢局發行の銅元票

の流通が禁止せられ、同時に聯銀では十一月一日から新アルミ補助貨を發行し小額通貨の供給に遺憾なきを期した。

一方天津外國租界を中心とする法幣自由市場の存在は華北の金融工作を著しく阻害したので昭和十五年(民國二十四年)六月二十六日の集中爲替の配分調整と無爲移移入の許可制實施をはじめ、翌年八月十一日匯申取引取締りに關する爲替管理規則の實施等により法幣爲替は完全に聯銀の統制下に置かれ、大東亞戰爭勃發とともに華北金融界における敵性活動は全く終熄せしめられ十二月十一日金融機關取締規則が公布せられ總ての金融機關は擧げて資金運用、預金支拂準備、業務に關しては聯銀に報告し、その検査を受けることになり、同行が中央銀行としての機能を完全に備へることになつた。

かくて通貨としての聯銀の地位は逐年重きを加へつゝあり、民國三十二年一月一日を期し華北においては聯銀發行以外の小額通貨の流通が禁止されたのを最後として聯銀發行通貨による一色化が名實ともに實現し華北政務委員會の勅定をもつてする舊通貨の買上も治安の確立に伴ひ引續き實行され殊に中支との中間地帯である蘇淮特別地

區に對しても従来の徐州、海州兩分府に加へ民國三十一年府縣、准縣の兩辦事處を、翌三十二年通雲港辦事處をそれと設置して新たに聯銀券供與の途を開き、一方昭和十六年十月から全地區に亘り舊通貨の全面交換措置を實施した。

日銀 聯銀(二億圓信用供與 中國聯合準備銀行の成立當時華北の通貨制度確立を期するため日本興業銀行を代表とする日本側銀行團は同行に對して一億圓の信用を供與して來たが、昭和十八年三月九日、その契約期間満了に當りこれに代るものとして日本銀行との間に二億圓の信用契約が成立、同行創立の滿五周年記念日たる三月十日十一時、聯銀において日銀兩本理事、聯銀汪時瑛總裁との間に調印式が行はれた。

聯銀券は同行創立以來對日等價格維持の根本方針に基き華北唯一の安定通貨として華北の建設を促進して來たが、國府參戰後華北の兵站基地としての使命が一層重要を加へるに至つた新事態に對し緊北通貨制度を一層健全化する目的のもとに新たに日銀との間に不時の需要に充てるための新借款が締結されるに至つたのである。而して今回の信用設定は兩通貨の關係を一層緊密化し日華當局の聯銀券の價值維持および

その安定に關する従来の方針を一層具體化したものであり、華北經濟界におよぼす影響は極めて大なるものがある。

日本團との等價堅持 日銀の中國聯銀に對する信用供與に關し青木大東亞相は昭和十八年三月十日談話を發表、日本團と聯銀券との等價維持に關する帝國不動の方針を次の如く重ねて闡明した。

本日本華北における通貨制度の健全なる發展に資する目的を以て新に日本銀行より中國聯合準備銀行に對し二億圓の信用を供與するの契約が兩國間に成立した。中國聯合準備銀行の信用は既に鞏固なるものがあり、その發行する聯銀券は他の國貨に流通をみているのであるが、今日の信用供與は金幣上日幣兌換の本旨を別當に現はしたものであつてこれによつて中國聯合準備銀行の信用の基礎はますます強固となりよ、堅實な發展を遂げること確信するとともに帝國政府としても今後における同行の發展ならびに聯銀券の日本團との等價維持などに關しては全面的協力を與へる方針である。

汪精衛總裁談話 汪精衛總裁は四月七日次の談話を發表した。

聯銀發行の進捗は當初から日本團と等價の關係を保持して來たが今後と雖も決して譲るところはない。この點は本年二月財政總務券として聲明した日本團から在北京特命全權公使からも同様聲明があつた通りで、翌翌下の華北として進江に對する協力を動搖せしむることは絕對にない。本年三月十日日本銀行創立五周年に當り本行は大東亞の中央銀行としての責任

約して日本銀行は本行に對し日本連立二億圓を限成とする信用を設定した。これは日本と華北との間に於ける國際貨幣の決済を圓滑ならしめ、並いて華北における通貨制度の一層健全なる發展に資せんことを目的としたものである。

聯銀券、儲備券と直接決済 昭和十八年四月一日以降中南支における軍票はその新發行を廢止せられ、國庫金の支出および銀行における預金、貸出、爲替などの交換は原則として軍票を使用せず、總て中央儲備銀行券によることとなつた。従來軍票は日華兩國民間に厚き信頼を以て使用せられ、また十七年五月末以降中央儲備銀行券百元に對し軍票十五圓の割合が定められてより軍票、儲備券は一體北支の價值は右の比率に安定し、そのため中央儲備銀行券工作は極めて順調に進歩した。しかしてこれに伴ひ従來北支間において行はれたる軍票爲替は四月一日以降儲備券爲替とし、儲備券百元に對し聯銀券十八元の比率により聯銀券と儲備券との直接決済に改められ、同時に北支間における旅行者の携帶通貨も右の比率により聯銀券と儲備券との交換に改められることになつた。

(二) 金融

金融機關取締規則實施 從來華北におけ

る金融取締法規としては昭和十四年(民國二十八年)五月公布された鐘業、鑛業、兌換業監督暫行條例があつたが、その内容が不滿なためこれに修正を加へ昭和十六年(民國三十年)十二月十一日日本の銀行法に相當すべき金融機關取締規則が華北政務委員會令として公布即日實施された。新規則は附則を併せて二十二條に過ぎないが、華北金融機關監督の基本的法規としてその意義極めて重大であるばかりでなく、大東亞戰爭勃發の結果天津租界をはじめ敵側たりし諸機關が懸念懸念工作に全面的協力を誓ひ來つた關係においてはその効果まさに見るべきものがあつた。その要項は次の通りである。

▽金融機關業務とは一般銀行業務ならびに爲替買賣と關聯を含み、その金融機關は拂込資本金五十萬圓以上の株式會社たることを要し、今後許可事業たること、また商號も銀行、銀號、兩替店などの文字を用ゐること

▽資金運用については指定金額以上の場合は許可を要しまた營業上以外の不動産の

所有は不可、積立金は營業年度毎に増補金として利益金の十分の一を積立て、預金に對しては指定する金額以上を聯銀に預託することを要す

▽債務の完済不能の際は各董事連帯にて擔濟の責任あり財務管理はいつにても金融機關の業務および財産を検査することを要す

金融機關取締規則施行細則實施 華北政務委員會では昭和十六年十二月十二日附記金融取締規則を公布しその後緊急なるものより漸次實施を進めつゝあつたが、昭和十七年五月十五日これが全面的な施行を期しききに公布した規則に基く施行細則ならびに手續要綱を公布明示し即日實施した。而してこれが運用は聯銀に委任されるため當日聯銀でも「金融機關取締規則の運用に關する件」を一般業者に通告、その細則を詳かにしこゝに華北金融機關の健全性は同細則の公布により劃期的段階を迎へるに至つた。細則中の重要事項は一般金融業者の企業體統制と、金融業務の管理統制ならびにこれらを通じ聯銀預金の集中を強化したも

ので、創も聯銀通告の金融取締規則の運用に關する件によれば、爾後

一、事業に屬する設備の新設、擴張または改良のために要する資金は一行三五萬圓以上、その他の資金は一人五萬圓以上を超える場合中國聯銀の許可を要し、また金融機關の貸付および手形割引は預金および借入金額の十分の七を超過することを要す

二、金融機關が懸引受けまたは買入れをなす有價證券は (一) 華北政務委員會にお發行せる公債 (二) 華北政務委員會において發行を許可せる地方債および公司債 (三) 種類を定めて中國聯銀が許可したる外國公債および社債株式

三、金融機關各店舗の預け金預入先は中國聯銀を除く外は許可を要し (一) 預け金額の二分の一以上はこれを中國聯銀に預け入れる (二) 中國聯銀外の金融機關に對する預け金は合計額の五分の二を超越することを要す

などで、このほか同細則は各金融機關の營業報告等をも頗る完備のものとした。

滿蒙通商協約成立 本年春の大體貿易

會議以後滿洲國、華北間の交易を圓滑に飛躍促進するために中國銀行より、滿洲中央銀行へ九千萬圓の信用を供與すべく兩者間に交渉が進められてゐたが完全に意見の一致を見たので六月二十一日聯銀において西山滿洲中央銀行、汪精衛總裁との間に調印式が行はれた。右信用契約は從來華滿間で行はれてゐた帳尻金圓決済方法のみでは重要物資の交流が未だ十分なため今日の信用締結となつたものでこれが運用により華北、滿洲國間の貿易は飛躍的に擴張されるものと期待される。信用契約の骨子は次の如くである。

一、滿洲中央銀行は本契約締結の日より一箇年以内にて中國聯合準備銀行より中國聯合準備銀行券九千萬圓を限度とし借入を爲し得るものとす

二、前項による借入金の返済期限は本契約締結の日より滿一箇年後とす

三、前項の期限は中國聯合準備銀行および滿洲中央銀行間の協議によりこれを延長し得るものとす

華北における金融機關 華北における金融機關は新式銀行と民衆の傳統的機關たる錢莊との二つのカテゴリーに區別される。

而して過去における華北の貿易は殆ど外商の獨占するところであり外國銀行はそれぞれ外商を支持し、指導者として實辦を通じて支那銀行と連繫し、支那銀行は銀號、中間的配給機關たる支那開局に融資をなし銀號は小商人相手の小口金融機關としてここに三者は相互に有機的聯關をもつてゐたのであるが、大東亞戰爭の勃發とともに英米系銀行は閉鎖整理された。昭和十六年十二月十一日公布された金融機關取締規則は華北支の銀行錢莊兌換業(外國銀行を除く)を聯銀の統制下に置き、華北の金融機關は全く華北當局の指導統制下に歸したのである。

在外全支を通じて主要經營業者は一千二十五、資本金七千九百四十萬圓に達し、その中第一位は上海、次ぎに香港、天津、廣州、漢口、重慶、北京の順位であつたが、新式銀行の發展に逆比例して一略衰退の運命を辿つてゐる。これに對し新式銀行は專

強富力なる資本を擁し民國二十六年度の全

支の銀行一六四行、拂込資本金四億元に達し、華北金融經濟の中樞は天津に存在したが、天津租界を據點としてゐた外國銀行は十六行で北京、天津に本支店を有する外國銀行は次の如くであつた。

日本

天津銀行 公稱資本

濟南銀行 同

朝鮮銀行 同

正金銀行 拂込

滿洲

滿洲中央銀行 拂込

獨逸

德華銀行

伊太利

華義銀行

佛羅西

東方匯理銀行

小口金融機關

一般庶民に對する金融機關として主要な役割を勤めた錢莊、典當業(質屋)は事變以來疲弊したのに鑑み、華北

二億五千萬圓

一億圓

一億圓

五、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

當局は京津地方のこれ等業者を中心として政府民間折半出資一千萬圓の小口金融會社を設立し、小口金融の圓滑を圖り、質屋業法を制定して買流れ期間および利率を統一した。この種小口金融會社として成功しつつあるのは冀東地區の裕民股份有限公司で一般民衆の動産に對し擔保圈に亘り貸出し、利息は月二分五厘(民間營業者は二分七厘以上三分期間十八箇月(民間營業者は十箇月乃至十二箇月)としてゐる。この他金融信用合作社は農民の金融機關として地方農村に存在し新民會は事變後の農村の復興、建設を目的として、資本力を注いでゐる。また小資本借付處は民國十三年はじめて北京に設けられたもので成年男女にして一箇年以上居住し、將來小資本を以て獨立營業をなさんとする信用能力ある者に小資本を貸與するもので、事變直後一時中止してゐたが新民會等の要望により復活を見るに至つた。

金利 中國においては、その經濟發達段階低く、合理的な金融機構を缺き、金利は一般に高率なるを免れない。華北においては金利の高利貸的性質は中兩支に比しより濃厚である。貸出金利は長期貸付年八分から一割程度で日本側銀行に比し高率であ

る。よつて中國聯銀は支那側銀行金利の引下を行ひ以て事業資金の圓滑を圖らんとしてゐるから改訂進展を見ることとなるであらう。日本側銀行の金利は正金、鮮銀の預金金利協定が行はれ、定期預金年三分五厘、通知預金日歩六厘、當座預金日歩二厘、特別當座預金日歩五厘の新利率を協定した。現在の日、華の代表的銀行金利を擧ぐれば次の通り。

預金金利 (公表)

當座	特別當座	通知	定期金利
日歩	日歩	日歩	(年利)
日本側	五厘	六厘	三・五分
天津銀行	五厘	六厘	三・五分
聯	五厘	六厘	四・五分
年利	年利		
河北省銀行	三分	二分	六・八分
日歩	日歩		
蒙疆銀行	三厘	七厘	四・五分
冀東銀行	五厘	一錢	五・六分

なほ昭和十七年十月十四日の全華北手形交換所聯合會創立總會において汪聯銀總裁は聯銀の中國側銀行に對する預金利率および貸出利率を次の如く公表した。

▽預金利率 當座預金年利一分以下、通帳預金年利二分以下、定期預金(半年)年利三分五厘以下、同(一年)年利四分以下

▽貸出利率(擔保付) 本行定期預金を擔保とするもの年利四分五厘、本行定期預金(一年)を擔保とするもの年利五分、その他年利六分以上

▽擔保付當座貸越 本行定期預金(半年)を擔保とするもの年利四分五厘、本行定期預金(一年)を擔保とするもの年利五分、その他年利六分五厘以上

預金利率引上げ 浮動資金の吸收は華北物價の現状に鑑み、緊急の問題であり、これが對策として過般上海日本側銀行が實行した如き預金利率の引上げが華北日本側銀行においても考慮されてゐるが、これに先だち當地地場銀行たる天津銀行では昭和十八年六月七日より特別當座ならびに通知預金の利率をつぎの如く引上げた。同行は北京、濟南その他に資金を有してをり、利息の引上げにより大口餘剩購買力の吸收をみるものと期待されてゐる。なほ他の銀行においても近い將來引上げを行ふのではないかと見られる。新舊利率左の通り。(括弧内は舊利率)

特別當座	日歩	六厘(五厘)
通知預金		七厘(六厘)
當座預金	日歩	四厘

銀行貸出制限 従來華北においては行はれてゐた資金調整を強化し、且つ現地事情に

年 月 末	號	數	預 金	貸 金	號	數	預 金	貸 金
民國三二年	一	〇	八、五〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	二	一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	三	二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	四	三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	五	四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	六	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	七	六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	八	七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	九	八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
同	〇	九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇

北京銀錢業存款放款概観

單位：國幣圓

即座した取扱ひをなすため十五年七月十日より正金、鮮銀兩銀行各支店の貸出に關し、選轉資金の要許可限度を従來の五十萬圓より十萬圓に引上げるとともに五十萬圓以上のものに關しては從來通り大藏省の許可を必要とするが、五萬圓以上五十萬圓未満のものは北京駐在財務官の許可を必要とする事とした。而して今後の資金調整方針に關しては内地の資金調整法の趣旨に則りこれに特殊な現地事情を加味した重點手続を

もつてすることになつてゐる。要領次の如し。

一 設備資金の貸出し一件の金額五萬圓以上五十萬圓未満は在北京財務官の、五十萬圓以上は大藏省の許可を要し、一萬圓以上五萬圓未満はこれを在北京財務官に報告せしむること。

二 設備資金以外の資金、選轉資金の貸出し一件の金額五萬圓以上五十萬圓未満は在北京財務官の、五十萬圓以上は大藏省の許可を要し、五萬圓未満は在北京財務官にこれを報告せしむること。

華北銀行、銀號の業績 昭和十七年末に

おける縣鎮の業績を概観すると、貸付金は年間二億一千萬圓を増加して年末七億一千六百萬圓となり、諸預け金は七億一千萬圓を増加して十五億四千萬圓に達し、また諸預り金は二億九千萬圓を増加して七億三千一百萬圓に上り、仲展見るべきものがある。なほ昭和十七年（民國三十年）および十八年（民國三十一年）上半期における華北各地の銀行ならびに銀號の預金および貸出動靜は次の通りである。

年 月 末
民國三二、
一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
四 三 二 一 二 一 〇 九 八 七 六 五 四

太原匯業存放款數額表 單位：國幣圓

號	數	預 金	貸 金	號	數	預 金	貸 金
一	一	九六,三〇〇	五六,六三三	一	一	三三,〇〇〇	二九,九〇〇
二	一	三〇九,八六六	一,九三三,五三一	二	一	三,五〇〇,八八六	三,〇〇〇,〇〇〇
三	一	一,九九九,六四〇	一,九七三,〇〇〇	三	一	四〇,九三三,八八六	四〇,〇〇〇,〇〇〇
四	一	四,三三三,〇〇〇	一,五二〇,〇〇〇	四	一	四七,七七一,七七	四七,〇〇〇,〇〇〇
五	一	五,九九九,三三三	二,三三三,五五五	五	一	四九,九九九,九九	四九,〇〇〇,〇〇〇
六	一	五,五五五,〇〇〇	二,五五五,九九九	六	一	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
七	一	五,八八八,三三三	二,六六六,六六六	七	一	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
八	一	五,八二二,〇七九	二,九二二,〇七九	八	一	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
九	一	七,三三三,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	九	一	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
〇	一	六,七七七,八八八	三,三三三,九九九	〇	一	二八,八八八,九九	二五,五五五,九九

一	七	三,三三〇,〇〇〇	三〇,九九九,九九	一	四	九,四四四,四四	八,〇〇〇,〇〇〇
二	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	二	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
三	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	三	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
四	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	四	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
五	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	五	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
六	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	六	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
七	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	七	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
八	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	八	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
九	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	九	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九
〇	七	三〇,九九九,九九	二九,九九九,九九	〇	四	九九,九九九,九九	九九,九九九,九九

石門總業存放款數目表 單位：國幣圓

年 月 末	號	數	預 金	貸 金	號	數	預 金	貸 金
民國三二、一	一	一	五,000,000	五,000,000	三三	一	五,250,000	五,250,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	三四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	三五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	三六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	三七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	三八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	三九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	四〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	四一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	四二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	四三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	四四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	四五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	四六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	四七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	四八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	四九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	五〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	五一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	五二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	五三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	五四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	五五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	五六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	五七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	五八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	五九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	六〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	六一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	六二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	六三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	六四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	六五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	六六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	六七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	六八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	六九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	七〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	七一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	七二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	七三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	七四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	七五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	七六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	七七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	七八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	七九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	八〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	八一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	八二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	八三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	八四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	八五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	八六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	八七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	八八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	八九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	九〇	一	五,000,000	五,000,000
同 九	一	一	五,000,000	五,000,000	九一	一	五,000,000	五,000,000
同 一〇	一	一	五,000,000	五,000,000	九二	一	五,000,000	五,000,000
同 一	一	一	五,000,000	五,000,000	九三	一	五,000,000	五,000,000
同 二	一	一	五,000,000	五,000,000	九四	一	五,000,000	五,000,000
同 三	一	一	五,000,000	五,000,000	九五	一	五,000,000	五,000,000
同 四	一	一	五,000,000	五,000,000	九六	一	五,000,000	五,000,000
同 五	一	一	五,000,000	五,000,000	九七	一	五,000,000	五,000,000
同 六	一	一	五,000,000	五,000,000	九八	一	五,000,000	五,000,000
同 七	一	一	五,000,000	五,000,000	九九	一	五,000,000	五,000,000
同 八	一	一	五,000,000	五,000,000	一〇〇	一	五,000,000	五,000,000

民族資本動員 華北の經濟開發に關聯する民間資本誘導に關しては、昭和十五年八月興亞院華北連絡部、滿鐵北支經濟調査所、大使館財務官事務所、北支那開發、華北交通、華北産業、中亞航空、農業科學研究所、東亞研究所等により結成せる華北聯合調查委

員會において分科會を設けて實態調査を行つてをり、中國側銀行團もシンジケート團を組織し中國法人格の會社に對し社債引受の意思あることを表明しをり遠からず積極的に具體化するものと期待されてゐる。

中國聯合準備銀行 臨時政府設立後政治的革新とともに幣制金融政策の確立が當面の急務とされたが、臨時政府はその第一歩として昭和十三年（民國二十七年）一月七日中國聯合準備銀行設立に關する聲明書を發し、同時に創立委員を命じ次で二月六日附

（三） 銀行

中國聯合準備銀行條例を制定し即日公布、同月十一日北京において創立總會を開催し役員を決定しこれが政府の認可をみて三月十日北京西交民巷において開行した。資本金五千萬元、華北通貨の統一と日滿通貨との結合とを目的として聯銀券を發行し併せて華北金融の統制を任務とし、從來華北通貨は難然としてをり法幣はじめ三十種に上つてゐたのを昭和十三年六月、政府命令をもつて中國、交通兩銀行の北方券ならびに河北省、冀東兩銀行券の發行を停止し、次で中央、中國、交通の南方券その他南方券および北方雜券合計十五種の流通を禁ずるとともに、十四年二月二十二日から舊法幣の崩落に伴ひ四割の切り下げを實施した。なほ同年二月十日連通貨建借預金契約等をすべて國幣種に改め、三月十一日以後その流通を禁止、また外國為替基金制度を設定し、その機能を徹底せしむるため華北輸出物資中の主要品十二種につきその輸出爲替基金の總額への集中およびこれが配分に關する方策を實施するに至つた。同七月十七日石集中制を全品目は擴大し翌十五年一月二十三日これに關する免除規程を撤廢し、六月二十五日以降無爲爲替移入の許可制を採用し、これによつて聯銀券の對外價值が

完全に維持され、天津英租界もその流通を承認するに至つた。翌十六年七月一日以降對中支關係における物資交流を促進するために國幣爲替中制を實施、同日山西省における地方金融機關として山西實業銀行の設立に協力、大東亞戰爭勃發による天津英租界接收後法幣爲替の本行集中後は法幣一〇〇元に対し本行券は三〇元をもつて標準とするに至つたが、この間十一月一日より二箇月の總濶期間をおき十二月末限りをもつて魯冀東政府發行の小額通貨、滿洲中央銀行および蒙疆銀行發行の五角未満の小額通貨ならびに河北銀錢局發行の銅元票の流通は全部禁止となり、新アルミ補助貨を十一月一日以降發行して小額通貨の供給に遺憾なからしめた。同年十二月十一日金融機關取締規則の公布に基き金融機關の資金運用、預金支拂機關、業務に關する報告、検査等に關する範圍を本行に委託せられるとともに、中國、交通兩行の北京、天津、濟南および唐山所在の各店舖を本行の管理に移し北支那開發の社債現地發行額五〇〇萬圓全額を引受けた。翌十七年二月二十一日中國、交通各天津分行は本行指導監督のもとに更生再開し、三月三日山東農業銀行を本行の傘下銀行として濟南に設立、

雖申資金として保有せる法幣資金はその低落到に備へ五月二十二日迄に儲備券への切替へを了した。三月十日をもつて期間終了の日本シンジケート團の本行に對する一億圓の信用借款はさらに一年間延長することにあり、日本銀行は同日以降、中國銀行は四月十日以後密條の受入を停止、四月十一日以後法幣爲替は從來の舊法幣種を取止め儲備券建に變更、五月十五日傘下銀行として有獎定期預金の取扱を開始せしめ、六月一日銀行號の本行に對する預金支拂準備金預入制を實施し、同月十六日本行内に資金調整委員を設け、十月二十七、八の兩日京津兩市現銀保管委員會保管に係る現銀を本行に移管、十二月一日以降蘇淮滬區における舊法幣流通禁止の前提として全面的交換措置が實施せられた。

同行の現在役員は次の諸氏である。

總裁兼副總裁、汪時輝、△顧問、阪谷孫一△常務董事(二名)缺員△董事、下壽孫、許漢卿、王錫文、夏運生、季宜威、徐柏園、△監事、王荷舫、雷榮敏、王孟鍾、吳錫水

(四) 手 形

北支手形交換所設立 大東亞戰爭を契機として新たな段階に入った華北金融工作の

推進に即應し、從來各銀行において自由取引を行つてゐた爲替交換制度を確立し、聯銀を中核とする金融統制力の邊務強化をはかることになり、かねて興亞院華北連絡部經濟第一屆その他關係機關において手形交換所が研究されてゐたが、北京では各地にさきかけて昭和十七年四月三十日銀行公會において創立總會を開催、組合銀行日華二十三行（現在二十六行および十號）をもつて組織し、中國側銀行ではとりあへず當座小切手交換程度に止め、漸次交換手形を増すこととして直ちに發足した。同交換所の委員長、委員ならびに組合銀行は次の通りである。

【委員長】聯銀總裁【委員】匯濟正金北京支店支配人、朝鮮銀行北京支店支配人、中國銀行經理、交通銀行經理【組合銀行】匯濟正金銀行北京支店、朝鮮銀行北京支店、滿洲中央銀行北京支店、蒙疆銀行北京分行、天津銀行北京支店、中國交通、金城、大陸、鹽業、聚興、河北、新華、中孚、上海商業、浙江興業、國華、中國農工、大中、中國實業、北京大生、北京中南、（以下中途加入）北京糧生、北京信

誠、北京華北商工、開德銀號外九號、代運交換銀號三十五號

天津手形交換所設立 天津手形交換所は昭和十七年六月一日設立され、當初會員銀行二十九行（中國聯合準備銀行天津分行外日系三行、滿系一行、蒙系一行、中國系二十三行）に代理交換十行をもつて手形交換を開始、昭和十八年三月から新式に改組せる銀號を會員とする銀號側の手形交換分所を開設して今日に至つた。十八年六月末日現在の會員銀行は次の通りである。

中國聯合準備銀行天津分行、匯濟正金銀行天津支店、朝鮮銀行天津支店、滿洲中央銀行天津支店、蒙疆銀行天津分行、天津銀行、天津中國銀行、天津交通銀行、金城銀行天津分行、大陸銀行總行、鹽業銀行天津分行、中南銀行天津分行、河北銀行總行、冀東銀行總行、新華信託儲蓄銀行天津分行、中孚銀行天津分行、上海商業儲蓄銀行天津分行、浙江興業銀行天津分行、國華銀行天津分行、中國農工銀行天津分行、大生銀行總行、中國實業銀行天津分行、大生銀行總行、市民銀行總行、裕津銀行總行、專業銀行天津分行、益發銀行天津分行、新生銀行總行、

銀業同業組合公庫 青島手形交換所設立 青島手形交換所は北京と同様、昭和十七年四月三十日創立總會を開催、五月一日業務を開始したが、濟南手形交換所は同年六月十四日設立十五日交換を開始した。濟南手形交換所委員長、委員および組合銀行は次の如し。

【委員長】中國聯合準備銀行濟南分行經理【委員】聯銀濟南分行、朝鮮銀行、積滙正金銀行、濟南銀行、魯行銀行各代表者 華北手形交換所聯合會設立 昭和十八年五月および六月開始した北京、青島および天津、濟南各都市手形交換所を糾合、華北金融新體制を推進すべく準備中の全華北手形交換所聯合會創立總會は同年十月十四日北京銀行同業公會において開催、これによつて華北金融部門に對する統制は著しく進展強化されることになつたが、特に注聯銀總裁が右設立を機に聯銀は從來の普通銀行業務を止揚、今後は専ら對銀行、銀號取引に制限し、中央銀行としての使命達成に努力すべきこと、さらに華北金融現下の課題たる低金利政策促進のため一般金利の基準となるべき聯銀預金ならびに貸出金利を發表一般金融界にこれが順應を要望した。

華北各地票據(手形)交換所交換票據總額表

年	月	交換張數		交換總額		交換差額	
		(張)	(元)	(張)	(元)	(張)	(元)
民國三二	五月	七,九七九	七,九七九	九,三三六	九,三三六	—	—
民國三二	六月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	七月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	八月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	九月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	十月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	十一月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	十二月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三二	全年	八四,七六六	八四,七六六	九三,三三三	九三,三三三	—	—
民國三三	一月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	二月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	三月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	四月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	五月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	六月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	七月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	八月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	九月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	十月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	十一月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	十二月	七,九七九	七,九七九	八,四四六	八,四四六	—	—
民國三三	全年	八四,七六六	八四,七六六	九三,三三三	九三,三三三	—	—

- ① 輸入物資に就ては原則として中央物資對策委員會の指示する基準價格(天津、青島の第一次卸賣價格)に運賃運送運正利息を加へたる價格を各地物資對策委員會にて審議し、之を日華連絡會議に附議し、以て該地標準正價格を決定す。
- ② 現地生産品に就ては需要が一般的なる重要物資に就ては、中央物資對策委員會の指示する基準價格を標準とし、尚ほ別に標準正價格を定め、各地物資對策委員會にて審議し、之を日華連絡會議に附議し、以て該地標準正價格を決定す。
- ③ 現地生産品中需要が局部的に限定せらるるもの或ては、地方物資對策委員會に於いて地方日華連絡會議の審議を経て該地標準正價格を設定するものとする。
- ④ 輸入標準價格の設定 輸入標準價格の設定は中國行政機構指導のもとに所定手續を経て各地區に於いて華人同業會、組合等の自議協定價格を決定し、該價格の遵守に就ては該公會、組合等は責任を負ふものとする。
- ⑤ 認可手續並びに承認措置 各地に於ける價格認可申請は邦人組合より地方物資對策委員會に提出し、華人は中國地方物資對策委員會(假令)に提出するものとする。
- ⑥ 右申請ありたる場合は地方物資對策委員會及び中國國貨物資委員會(假令)は之を日華物資對策委員會に附議したる上地方物資對策委員會及び中國國貨物資委員會の決定事項として領事館及び中國領事館に送達するものとする。
- ⑦ 領事館は右に基き邦人標準正價格を公表す。
- ⑧ 中國領事館は右に基き標準正價格を公表す。
- ⑨ 中国領事館は右に基き標準正價格を公表す。
- ⑩ 中国領事館は右に基き標準正價格を公表す。

配給機構略圖



- 一、配給機構の整備
 - ① 輸入標準價格の整備に就ては、實情を考慮し現在標準價格を標準化するものとする。
 - ② 主要なる集散地には卸賣機構及び小賣機構を別個に整備すること。
 - ③ 配給網の強化に伴ひ重要物資に就ては卸賣機構及び小賣機構を商品別に整備すること。
 - ④ 地方の事情に就ては實務の便上適當に適合するを妨げず。
 - ⑤ 重要物資の地方卸賣機構及び小賣機構は中央供給網機構に附屬せしむること。
- 二、配給機構の整備
 - ① 配給機構は物資別取引の實情、各地配給業者の現状を勘案し、總ね左記要項に依り可及的速かに之を整備し、配給網及び價格調整の圓滿なる遂行を期すものとする。
 - ② 輸入標準價格の整備に就ては、實情を考慮し現在標準價格を標準化するものとする。
 - ③ 主要なる集散地には卸賣機構及び小賣機構を別個に整備すること。
 - ④ 配給網の強化に伴ひ重要物資に就ては卸賣機構及び小賣機構を商品別に整備すること。
 - ⑤ 地方の事情に就ては實務の便上適當に適合するを妨げず。
 - ⑥ 重要物資の地方卸賣機構及び小賣機構は中央供給網機構に附屬せしむること。
- 三、配給機構の整備
 - ① 配給機構は物資別取引の實情、各地配給業者の現状を勘案し、總ね左記要項に依り可及的速かに之を整備し、配給網及び價格調整の圓滿なる遂行を期すものとする。
 - ② 輸入標準價格の整備に就ては、實情を考慮し現在標準價格を標準化するものとする。
 - ③ 主要なる集散地には卸賣機構及び小賣機構を別個に整備すること。
 - ④ 配給網の強化に伴ひ重要物資に就ては卸賣機構及び小賣機構を商品別に整備すること。
 - ⑤ 地方の事情に就ては實務の便上適當に適合するを妨げず。
 - ⑥ 重要物資の地方卸賣機構及び小賣機構は中央供給網機構に附屬せしむること。

- 四、物資供給機構
 - ① 日華中南支及び南方よりの物資輸入並びに現地生産品に對し、逐次華北全地に亘る物資の一元統制運用を企圖し、之により物資の確保を是正し供給の圓滑を期す。
 - ② 華北支食糧共の他生活必需品の綜合的統制計畫を確立す。
- 五、金融經濟關係
 - ① 金融經濟關係に於いては購買力の吸收、資金放出の抑制、金融機構の整理強化等に依り流動資金を吸收すると共に必要なる事業資金の供給に就いては無力之が圓滑化を期すものとする。
- 六、生産量並びに中間量の引下げ
 - ① 特に工業生産品に關しては可及的生産量の引下げをなし、又主要生産物の取扱總額等の中間費用を合理的ならしむる如く措置するものとする。
- 七、生活必需品生産工業の助長
 - ① 生活必需品等の需給計畫に對照して之等生産工業の設立を行政助長す。
 - ② 本對策は現地當局を中心として實情上適當なきを期すものとする。

消費者

消費者

消費者

物價對策に關する要領院華北連絡部

指示事項 (第一七、七三)

第一 低物價への協力に關する件

今次低物價政策の重要性を認識し、輸入配給組合員は率先之に協力するの態度を以て先づ自願自戒返正價格を遵守せられ

たし。

(イ) 萬一組合員中價格違反ありたるときは、組合の自治制裁を以て當該組合員の輸入承認の停止、配給停止、對當の減少若しくは停止の處分を爲すの外惠買者に對しては斷乎除名の處分を爲し當局に對し營業停止處分の申請を爲す等の措置を講ぜられたし

(ロ) 下部配給機構の配給業者にして價格違反の行爲ありたる場合は當該業者に對する配給を停止するの外當局指導の下に當該配給機構に對する對當數量の減少、配給停止の措置を講ぜられたし

(ハ) 輸移入に當りては低物價への協力輸移入量の増加を圖る爲成るべく低廉商品の導入に努められたし

第二 輸入配給機構の整備に關する件

今次物價對策の實施に伴ひて輸入配給機構は速に整備されること緊要なり。之が

主眼は物資の計量的配給の圓滑なる實施と配給設備の整理に依る配給口額の適正化なり。重要物資特に生活必需品關係の各輸入配給組合は業者の協力一致態勢の下に商品取引の實情、輸出地に於ける輸出機構の整備狀況、各地下部配給機構の整備狀況を勘案考慮し、物資の輸入及び保有能力の増大に資する強力を以て簡素なる機構に速に整備を進むる際努められたし

第三 物資配給計畫の策定及び實施に關する件

當局に於いては華北に於ける物資の圓滑なる流通を圖る爲各種供給協議會を活用し、重要物資より逐次華北一國を地味とする配給計畫を策定し、當局指導の下に之を強力に履行すべく鋭意準備を進めつつあるところ、之が實施に當りては各輸入配給組合は輸移品の配給に關する中央配給統制機構として指定されるべきを以て各組合に於ては速に事務局を整備すると共に組合運営につき十分の考案を加へて統制機能の強化に努められたし。

而して組合は物資の計量配給の實施の爲に組合員に配給義務を課すべきを以て組合員は之が統制を遵守せらるべし。

第四 日華經濟合作の實現に關する件

今次物價對策は日華配給業者の配給價格につき統一的なる統制を實施せんとしつつあり。從つて日華輸移入業者を包含する各輸入配給組合は日華經濟合作の實を擧ぐべく更に組合運営につき考慮を拂ひて物資輸移入及び價格統制につき日華同調を保つべく十分の配慮ありたし。

華北中央物價協力會議 華北健全經濟の基礎をなす華北物價の減低に、民間の盛り上げる總意を打つて一丸とし、當局の施策に即應して強力に推進せしめんとする「華北中央物價協力會議」の設立總會は昭和十七年九月二十六日北京興亜公館で開催されたが、同會運営の要領は次の通りである。

方針 華北中央物價協力會議は華北の民間中央經濟諸團體ならびに企業、商社を打つて一丸とし、これに學識經驗ある者を配し施策當局と協力し官民協力一致總動員態勢に當り華北物價緊急對策の完遂を期するを目的とす

要領 ①「組織」本會議は主要國策會社全華北の經濟連體および全華北に營業組織を有する企業ならびに地方物價協力會議ならに學識經驗ある者を以て組織す

②「役員」本會議は會議長一名を置き、總

會において之を選舉するの外、副會議長一名又は二名、監事二名、評議員、常議員及び理事各若干名を置く。役員は會議長の依屬により任ぜらるる、建前とし、實質統裁の實を擧ぐることを要す。

【會務】會議長は評議員の中より常議員若干名を依屬し、會務に參畫せしめ理事および參與若し名を依屬して會務を處理せしむ、理事中より常務理事一名事務局長として事務局を統轄す。

【専門部會】必要に應じ本會議に専門別部會を設け、専門別部會員は會員および參與の中より之を選任す。

【專業】本會議の行ふべき事業は華北物價對策實施の促進ならびに物價統制の確保に必要な協力をなす。

【會費】毎年度會費の金額ならびに徵收方法は常議員會においてこれを定め、他に補助金、寄附金をもつて本會議經費に充つ。

措置し設立發起人名簿記載のものを發起人とし別表會員預定團體に對し勸誘加盟せしめ可及的速に設立總會を創設す。事務費はこれを極力節減するため事務局は當分の間會議の組織を中心とする庶務ならびに機關紙の發行程度に留める。

北京地方物價協力會議 華北の低物價政策を民間側から強硬に協力する邦人側機關として前記の如く華北中央物價協力會議が設立を見たが、その後これが下部機構となる各地方物價協力會議の結果を各地に要請し、これを準備中のところ、うち「北京地方物價協力會議」の結成については昭和十七年十月三十一日北京日本商工總會所において發起人會開催後直ちに創立總會を開いた。

華北物價協力委員會設置 日本側經濟團體は昭和十七年九月二十六日華北中央物價協力會議を設け、速かに中國側にも同様な團體の設置されることが要望せられてきたところ、中國側の華北物價協力委員會は昭和十八年二月十六日北京銀行公館で華々しく發會式を擧げ、日本側華北中央物價協力會議と緊密なる提携連絡の下に參戰下華北物價の減低の第一歩を踏み出した。右委員會の趣旨とするところは中國方面民間、經濟團體、銀行、會社および學識經驗豐富なるものを網羅し關係當局と協力して官民一致の體制を實現し、華北緊急物價對策の完遂を期するにある。その組織は北京に委員會を設置するほか華北大都市に分會を設立し物價政策に對して全力を擧げ協力し、

關係方面と隨時緊密なる連絡の下にその趣旨を達成せんとするものである。

委員會規約

第一章 總則

第一條 本委員會は華北物價協力委員會と稱す

第二條 本委員會は華北關係當局に協力して物價對策の完遂を期するを以て目的とす

第三條 本委員會は事務局を北京市に置く

第二章 組織

第四條 本委員會は左に該當するものをもつて會員とし之を組織す

華北における各地の商會、華北における中國僑商銀行及び公司、華北における中國僑經濟界有力者又は學識經驗あるもの

第五條 第六條 (省略)

第三章 事業

第七條 本委員會は第二條の目的達成のため左の事業を行ふ

物價對策の遂行に協力するため關係當局との必要なる連絡、關係當局に對する意見の具申、必要に應じ華北中央物價協力會議との連絡その他本委員會の目的達成に必要な事項

第八條 本委員會は華北重要地域に分會を置くことを得

分會の規則は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本委員會に左の役員を置く

會長一名、常務委員若干名、委員若干名

第十條 會長は會員總會に於てこれを選舉す

第十一條 常務委員、委員は會長會員の内よりこれ

を委嘱す
第十二條 役員は任期は二年とし、但し兼任することを得

第十三條 第十四條、第十五條(官務) 第十六條 本委員会は顧問を置くことを得、顧問は會長これを委嘱す

第五專章 綱 第十七條 本會に之の會議を置く

第十八條 本會は必要ありと認むるとき又は會員五分の一以上の請求ありたるときこれを招集す

第十九條 第二十條 第二十一條(省省) 第二十二條 本委員会の事務を處理するため本委員會に事務局を置く

地方分會組織規程

第一條 本規程は華北物價協力委員會規約第八條の規定により制定す

第二條 華北物價協力委員會地方分會を置く地及び於て之を充む

第三條 地方分會は當該地方における商會、中國銀行、會社及びその他經濟團體の代表者を以てこれを構成す

第四條 地方分會は華北物價協力委員會の趣旨により當該地方の物價對策に協力する事務を行ふ

第五條 地方分會は華北物價協力委員會長の諮問に應じ、又これに意見を述べることを得

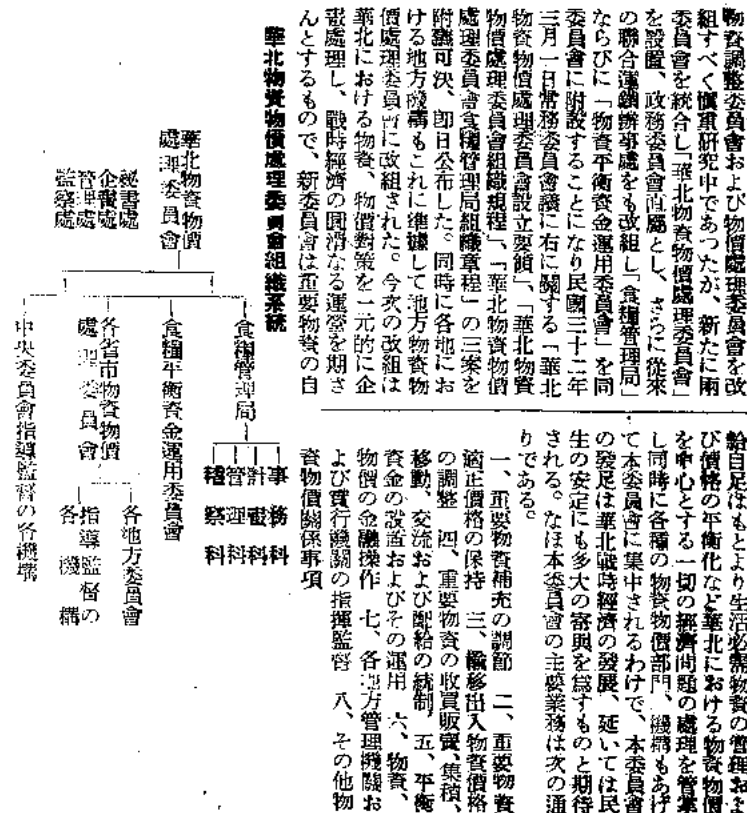
第六條 地方分會は會員一名委員若干名を置き華北物價協力委員會長これを委嘱す

華北物價處理委員會 華北政務委員會

會では戰時下における重要政策たる物資ならびに物價問題の處理につきかねてから

物價調整委員會および物價處理委員會を改組すべく慎重研究中であつたが、新たに兩委員會を統合し「華北物價處理委員會」を設け、政務委員會内閣とし、さらに從來の聯合運銷辦事處をも改組し「食糧管理局」ならびに「物資平衡資金運用委員會」を同委員會に附設することになり民國三十二年三月一日常務委員會議に右に關する「華北物價處理委員會組織規程」、「華北物價處理委員會食糧管理局組織章程」の三案を附議可決、即日公布した。同時に各地における地方機構もこれに準據して地方物價處理委員會所に改組された。今次の改組は華北における物資、物價對策を一元的に企業處理し、戰時經濟の圓滑なる運営を期さんとするもので、新委員會は重要物資の自

華北物價處理委員會組織系統



給自足はもとより生活必需物資の管理および價格の平衡化など華北における物資物價を中心とする一切の經濟問題の處理を管掌し同時に各種の物資物價部門、機構もあつて本委員會に集中されるわけで、本委員會の發足は華北戰時經濟的發展、延いては民生の安定にも多大の寄與を爲すものと期待される。なほ本委員會の主要業務は次の通りである。

- 一、重要物資補充の調節
- 二、重要物資適正價格の保持
- 三、輸移出入物價價格の調整
- 四、重要物資の收買販賣、集積、移動、交流および配給の統制
- 五、平衡資金の改定およびその運用
- 六、物資、物價の金融操作
- 七、各地方管理機關および實行機關の指揮監督
- 八、その他物資物價關係事項

場交社



力 活

館會京北

ンロサ館會上階

路開新城東京北

三...一三四四(五)話電

店鎖連地各

社玉丸房館房莊館社明館莊館莊館莊	本丸丸茶會マ六會會會會	玉陽戶タルマタルマ六會會會會	丸北神マタルママ北交茶マラ	堀崎地地街街街路町市市市市市市	頓根開旭旭旭開新區區區新榮	道會湊川第一第一第一第一第一	・阪・戸・興興興東連連島島島島	大大神神天天天北大大大大
			マヤヤヤヤヤヤヤヤヤヤ	ジジジジジジジジジジ	ヤヤヤヤヤヤヤヤヤヤ	ルルルルルルルルルル	ワワワワワワワワワワ	ジジジジジジジ比
			丸丸丸丸丸丸丸丸丸丸				島島島島島島島島島島	比比比比比比比比



のんとふ

タルマ屋

株式會社東和公司電話(2)一六四七

本店 北京東單米市大街

電話東(0)四一七二番

北京支店 北京西單北大街

電話西(0)一六四六番

北京工場 北京西單北大街四三

天津支店 天津興亞第一區旭街

電話二局 〇三〇〇番

天津商事部 天津華街榮安大街

電話(二)二九六六

上海支店 上海北四川路五八一

電話〇二、二九八九番

取扱商品

時計類 銀器類
 貴金屬類 メタルバツクル
 眼鏡類 徽章類製作
 蓄音器レコード 萬年筆
 記念品類

合資會社

生時堂

總本店 北京王府井大街
 電話三三〇〇、三三〇一
 卸部倉庫 北京東單象昇子
 電話（五）二〇五〇番
 滿洲國支店 承德宮門口街
 電話二三九番
 蒙疆支店 張家口怡安街
 電話三三三五番
 蒙疆支店 大同大北街
 電話二四三六番

營業品目

鋼材、錫、鉛、白目鋸
 鐵道工具用品
 諸車、建築材料
 天幕、金鋼類
 帆布及裝品

中日商事北京支店

北京市內一區葦廠小門北口六號
 電話東局五一〇九〇五番
 本店 天津東門外天后宮前二道街四號
 電話二一五〇五三番

華北房產有限公司

北京市安定門內板廠胡同六號

代表電話北(四)二四三七番

活版、石版
 オフセツト印刷
 洋帳簿製造、製本
 和洋紙類販賣

特 產
 雜 貨
 食 品

輸 出 入
 貿 易 商

給 排 水 材 料 及
 一 般 機 械 器 具 製 作

橫 山 製 作 所

代 表 者 橫 山 枚 太 郎

北 京 東 城 鎮 江 胡 同 二 二 五 號

電 話 東 局 (五) 四 四 三 六 二 番



北 京 東 城 金 魚 胡 同 六 號

北 京 實 業 印 刷 局

電 話 (5) 五 四 六 〇 八 五 〇 番

北 京 東 城 金 魚 胡 同 六 號

北 京 實 業 公 社

電 話 (5) 五 四 六 〇 八 五 〇 番

必需織物雜貨
有名化粧品
の店



トラヤ

北京王府井大街

(東安市場北入口)

電話東局(五)二九〇六番

— 營 業 品 目 —

無線送受信器	有線電信電話器	物療高周波發生機	ラヂオ受信器並部分品	精密電氣計器	電氣機械具百般
--------	---------	----------	------------	--------	---------

中川無線電機製作所

王 章 洋 行

北京王府井大街・電話(五)〇四五一

天津興亞第一區旭街・電話 二二〇七三

新らしき品と

豊富な品揃ひ

斬新な形と

上品な意匠

てま工加りよ地生

各種生地全搬
紳士、國民服
婦人子供服
服装雜貨
洋服雜貨

綿製品配
其他給
衣指
料定
品店
全搬

鐘 紡 北 京 販 賣 店

北 京 王 府 井 大 街 北 口

電話(五) 四四〇九・三三二七
四一〇九・三三二七

機械工具、線路工具、建築金物

建築材料、製材機械、帶鋸丸鋸

火造製作、鑄鋼製作、木工製作

北京內六區北池子甲一號



石丸工具店

石 丸 哲 哉

電話東(五) 四〇八四
三三七八番

倉庫 北京景山東街五號

電話北局四 三一五〇番

營 業 科 目

暖房用 汽機・放熱器
 鑄山土木・水道用各種ポンプ
 工用 諸機・流量計
 水用 制御機・送排風機
 スターバール・モーター
 高圧用バルブ・清掃機・ヤラゲン
 アロトトラ (アルミ接合機)

西川商工業株式會社出張所



西 川 洋 行

北京内三區弓弦胡同十七號

電話北三二五〇番

本社 大連市紀伊町二〇番地

支店 天津、奉天、新京、東

出張所 京、大阪

營 業 科 目

諸官廳、會社、團體、各種製服
 其他一般被服類並布帛類
 製 造 加 工
 前門牌學生服製造發賣元



東 亞 被 服 株 式 會 社

本社營業所並工場

北京地安門外大街二三號

電話北局四一二五二四番

華北東亞煙草株式會社

張家口辦事處

本社所在地 北京特別市王府井大街八號
工場所在地 北京、天津、濟南、開封、徐州、青島
出張所所在地 張家口



書科教定國

營 業
科 目

▲創立年月 民國廿七年八月
▲資本總額 五百萬圓

各種印刷及製本

▲活版、平版、凹版

出 版

▲書籍、雜誌、教科掛圖、地圖、畫報

學 用 品

▲高級文具、事務用品、紙工品製造批發

日華聯合辦
新民印書館

館址 北京阜成門外禮士路

(2) 電 話
三三三〇
三三三一
三三三二
三三三三

富國徵兵保險相互會社

富國火災海上保險株式會社 代理店

滿協生命保險株式會社

食料品雜貨

洋品雜貨 玩具

化粧品 小間物

貿易商

同 同 和 洋 行

北京東單大街一六八號

電話

食料品部	東(5)〇七九七
洋品部	東(5)三二一〇
會計部	東(5)五九〇五
	東(5)五九六六

受信略號「ベキンドウ」
 發信略號「ト」又「ハ」〇「ト」

北支代理店

銘酒 萬醬 白醬 油
 鰹魚 甲醬 萬醬 油
 錨印 印 醬 油
 シヤンベンサイダー
 金雞印
 シヤンベンサイダー
 森永製菓
 グリコ製菓
 花カキツ
 太陽
 パテン
 フ

取引銀行

正金銀行・朝鮮銀行・天津銀行各北京支店
 蒙疆銀行 北京分行

製 品 種 目

水道及瓦斯用鑄鐵管
 制水及熱鑄
 特種耐熱
 節炭機及給炭
 台秤其他度量衡器
 各種內燃機
 各種石油發動機
 各種石油發動機

北京西郊石景山
 株式會社
 久保田鐵工所

北 京 工 場

電 話 西 (三) 三 二 一 六 番

營業所 北京市內六區北池子大街二七

電話 東 (五) 一 四 八 五 三 一 二 番
 (五 四 七 一)

本 社 大阪市浪速區船出町二ノ二二

在 庫 豐 富
製 作 卸



有 限 會 社

王 府 洋 行

北 京 市 王 府 大 街 四 三 號

電 話 東 (五) 局 一 四 〇 八 番

受 信 路 號
取 引 銀 行

出 張 所
朝 鮮 銀 行 東 城 派 出 所
天 津 銀 行 北 京 支 店
天 津 興 亞 第 一 區 壽 街 一 六 〇 八 號
電 話 (二) 局 〇 五 〇 六 番

農 場
通 州 城 內 南 倉 街 甲 一 號
電 話 三 三 五 番

營 業 種 目

農 事 部

種 苗、雜 穀、飼 糧、肥 料、農 場 經 營、各 種 農 機 具、
土 工 具、機 械 工 具、紡 毛 機、織 機 附 屬 一 式

軍 裝 品 部

軍 警 裝 服 飾 品 一 般、刀 劍、金 毛 一 爾 製 品、勳 章 記 章
略 綬、陣 營 具

雜 貨 部

徽 章、メ タ ル、ハ ッ ク ル、記 念 品、ネ イ ム プ レ イ ト
鑑 札、金 屬 工 藝 品、帽 章、鈕、社 旗、團、會 旗、旗 類 一 般

厚生



社交場

新興チェーン

北京 北京新興

東單棲鳳樓

天津 天津新興

興亞第一區曙街

大連 大連新興

連鎖街

交易・商業

(一) 交易

華北交易統制總會成立 華北貿易總聯合會では昭和十八年四月七日十時より第三回定時總會を開催、大使館より菅波經濟部長、川上商工課長、天羽關務官、實業總務より董工商局長等臨席、傘下組合代表四十三名出席、森岡會長議長席につき左の報告ならびに議案を上程可決、名稱も今後は華北交易統制總會と改稱して機構の強化補充を斷行し、これにより華北における交易統制機構は一段と飛躍をみ、名實ともに華北貿易の一元統制機關として強力な邊境が行はれることとなつた。主要決定事項は次の通りである。

マ報告事項 一、昭和十七年度事業報告、

二、支部、出張所および連絡員事務所設置の件

マ議案 一、定款變更に關する件 二、昭和十八年度事業計畫に關する件 三、昭和十八年度入税出豫算に關する件 四、昭和十八年度本會會費賦課額決定ならびに徴收方法に關する件 五、役員解任および選任に關する件 六、統制規程變更

に關する件

而して定款の變更は名稱を「華北交易統制總會」と改稱し、從來日人のみをもつて組織して來た華北貿易總聯合會は昭和十七年十一月七日附の「華北における輸移出入生産ならびに配給統制整備要綱」に基いて天津、青島兩總聯を改組して貿易統制會の支部となし東京、新京、上海に出張所を、京城、張家口、山海關に駐在員を置くこととなり、役員も會長一名、副會長三名、專務理事一名、常務理事四名以上、監事三名以上として常務理事は日人四名、華人三名を常任としたことならびに會長、副會長、專務理事、常務理事に對する現理事互選條項を削除し總會における所屬團體の議決は所屬團體毎に各一個とす、と改正した結果從來の天津輸出入組合聯合會九名、山東輸出入組合聯合會九名、その他一名となつてゐた議決權は天津所屬團體たる天津生活必需品輸入押給組合、天津化學製品輸入配給組合の三票に、山東支部では山東輸入配給組合の二票となり、これによる本部の統制力はさらに強化されるものと見られる。なほ以上のほかに輸移出入統制規程、處務規定、職員俸給等が制定された。

昭和十八年度事業計畫 華北交易統制總會

の昭和十八年度事業計畫は次の通り。

〔昭和十九年度華北貿易計畫案の作成に關する事項〕日本における昭和十九年度大東亞共榮圈內綜合計畫運管をはかるべく最大限の對日貿易、最小限の對日依存の方針の下に精密なる綜合的貿易計畫案を作成せんとす。右實施に伴ふ業務左の如し。

- (1) 昭和十八年度地域別輸出入實績額の調査
 - (2) 昭和十八年度末物資別在庫量推定調査
 - (3) 昭和十八年度商品別生産調査、十九年度生産推定調査
 - (4) 昭和十九年度現地輕工業生産原料所要量調査
 - (5) 昭和十八年度人口消費量調査
 - (6) 華北における昭和十九年度物資別需給計畫案の作成
 - (7) 輸出入物資の價格構成に關する調査ならびに十九年度輸出入調整料徴收、交付額推定案の作成
 - (8) 華北における昭和十九年度地域別貿易計畫案の作成
- 〔昭和十八年度貿易計畫遂行に關する事項〕政府において決定せられたる昭和十八

年度綜合貿易計書の圓滑なる遂行を圖らんとすため、四半期別にこれが實施計畫を樹立し、常に實施の現狀を調査し、基本計畫と比較對照の上、計畫遂行上の諸障害を探索、これが除去に努むると共に關係各方面と緊密なる連絡を保ち、變動的諸情勢に對處し、以つて所屬團體の綜合的指導統制に依り輸入物資の確保と輸出の振興を期せんとす。

右實施に伴ふ業務左の如し。

- (1) 四半期地區別輸出入實施計畫の樹立ならびにこれが所屬團體への通達およびこれが實施に關する指導統制
- (2) 華北内地別比率の決定ならびにこれが變更
- (3) 輸出入承認事務ならびに副申事務およびこれに伴ふ爲替、銀行、海關等との連絡ならびに接觸
- (4) 所屬團體取扱物資の受託または買取輸出
- (5) 月別、四半期別、地區別、商品別輸出入承認額、實績額の調査ならびに集計
- (6) 所屬團體取扱物資の輸出入轉旋
 - (イ) 一關係官廳との連絡、(ロ) 諸國貿易統制團體との接觸、(ハ) 貨物、配給、輸出入に要する船腹および車輛

の轉旋、(ニ) 包装材料その他輸出入に必要な諸項の整旋

〔物資配給計畫の樹立ならびに之が實施に關する事項〕物資配給計畫の樹立に當りては輸入物資、現地生産物資を綜合し監督官廳指導の下に軍需、官需、特需、一般民需の順にこれを作成すべく、即ち軍需、官需はその要請を十分に充足する如くし、特需はこれを農畜産物、貨物見返り用、現地生産用原資材、生産用消費材に分ち、前者に關しては嚴重なる消費量の査定に基き、その他は量に隨ひ消費を規正する等、それ一定方針の下に減少限度に止むる如く計畫を樹立しこれが實施に當りては輸入物資、現地生産品のプール制度を採用、物資の適當確保有に依り臨機對處するとともに地域別配給率を決定、關係統制團體間に各種配給協議會を設置して之が運用により諸物資の圓滑なる配給を圖らんとす。右實施に伴ふ業務左の如し。

- (1) 物資配給計畫案の樹立
- (2) 配給地區、地區配給率の決定ならびにこれが變更
- (3) 商品別、輸入、現地生産、物資プール制度の樹立およびこれが運用
- (4) 各種配給協議會の運営

(5) 物資保有制度の強化、(イ) 物資保有制度の強化に關する企畫立案實施、(ロ) 物資保有額の審査、決定ならびにこれが變更、(ハ) 物資保有による損失額の審査ならびにこれが補償に關する企畫立案實施

(6) 切符制度其他配給方法に關する企畫立案實施

〔物價調整に關する事項〕内外地物價差を調整し輸出の振興を圖るとともに輸出入貿易の均衡を保ち、他面華北内地物價に關しては一定基準を定め、右の線に隨ひ極力安定を圖り、以つて民生の安定と惡性インフレ抑制に努むるを要す。これが目的達成のため華北全體に互り綜合的プール制度の運用を考慮するとともに常に輸出入配給物價構成要素を檢討その適正を期し且つこれが維持を圖らんとす。右實施に伴ふ業務左の如し。

- (1) 輸出入價格および配給價格の構成要素調査ならびにこれが適正價格の査定ならびにこれが變更
- (2) 輸出入統制料の徴收ならびにこれが料率の決定および變更
- (3) 輸出入調整料の徴收、交付ならびにこれが料率の決定および變更

(4) 地域別、商品別、價格コントロール制の檢討

【機構整備に關する事項】統制經濟の運用は、一に係りて機構の如何にあり、會内機構所屬輸入機構、即小賣配給機構は設立日尙淺く整備補充を要する點尠からず、本年度においては治外法權の擴張に伴ひ日華關係において幾多整備を要するものあり、後者に關しては當局の方針に基き漸次實施をなすの外、會内機構に關しては支部、出張所を所要地に設置し各機構との連繫を緊密にするるとともに事務局事務分掌をさらに有機的組織となし、所屬機構に關しては地域別、商品別において統制上便宜單純なる様整備統合し、これが自主的活動をなす如く指導するるとともに實聯の綜合統制分野を明確にしこれが連繫調整を圖らんとす。さらに實聯と他統制機關の連繫に關しても協議會を設置し一層緊密なる關係を保たんとを期す。右實施計畫左の如し。

(1) 會内機構の整備 (イ) 所要地に支部、出張所、連絡員事務所を設置、(ロ) 會内機別の檢討ならびに人員の擴充強化
(2) 輸出入機構の整備 (イ) 所屬團體の可及的出資組合 (ロ) 地域別聯合

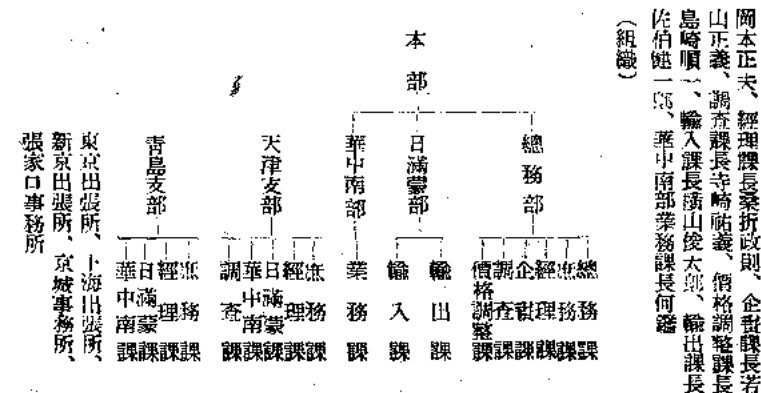
の單一化
(3) 卸賣機構の整備強化に伴ふこれが指導機關への協力
(4) 小賣機構の整備強化に伴ふこれが指導機關への協力
(5) 現地生産機構との連繫強化
(6) 他統制機構との連繫強化

【調査、資料、情報の蒐集ならびに月報、刊行物發刊に關する事項】統制經濟の運営は常に正確なる數字の把握と適正なる判斷に基くを要す。よつて華北ならびに大東亞共榮圈内政治經濟諸般に互り當時基礎的調査を行ふとともに資料ならびに情報の蒐集し右調査ならびに蒐集情報に基き月報および刊行物を發刊、本會の目的達成に資せんとす。

【其他本會の目的達成に必要な事項】

要 「役員」會長 森岡早、副會長 岡本文雄、安藤榮次郎、鄭景森、事務理事 大原虎夫、常務理事 永沼政文、鶴飼新一郎、松崎雄二郎、中根不羈雄、邱瑞浩、理事 高橋一穂、仲谷芳雄、井上五郎、岡田信治、小島榮三、熊谷浩一、渡邊彦三、藤野忠次郎、森本徳馬、田子丹、高克成、田秀章、監事 富田重明、田邊政次郎、郷道臣【職員】總務課長 福島嘉雄、庶務課長

本會の組織



岡本正夫、經理課長兼折政則、企畫課長若山正義、調査課長寺崎祐義、價格調整課長島崎順一、輸入課長藤山俊太郎、輸出課長佐伯健一、華中南部業務課長何遜

(二) 商 業

概況 北京は事變前までは商業都市としてよりも消費都市として重要視され従つて旅館、飲食店等は多數を占め例外なく繁榮した。これに次ぐものは毛皮商、木材商、骨董商、百貨店等であつたが、滿洲國の建國、外蒙の獨立により羊毛商は大打撃を受け木材商は漸次外銷に駆逐される等商業都市として衰退の一路を辿つた。しかるに事變後は日商の進出目覚しく遂かに大商工都市への息吹きを開始した。天津は清朝末期より外銷の進出により華北最大の貿易港として發達したが事變後は日商の躍進によつてさらに拍車をかけ經濟華北建設に重大役割を演じつゝある。なほ支那商法において商業として挙げられるものは買賣業、貸貸業、製造業および加工業、電氣瓦斯または水道供給業、出版業、印刷業、銀行業、兌換業および貸金業、信託引受業、請負業、貨物業、倉庫業、保險業、運送業、運送請負業、問屋業、仲立業、代理業の十八種で山東省では從來七十二行と稱してゐるが事實上數百種に上る。

商業組織 企業形態には個人組織、合夥組織(共同營業)、公司(會社)に三大別される。合夥組織は古き歴史を有し最も多く行

はれ合股、連財とも稱する。その營業擔當者を經理といひ出資者自らこれに當るのとは他から適材を聘用するのとあり、出資者と經理と別人の場合には出資者の持分(股分)は財股といひ出資者は股東と呼ばれる。經理が努力を費する時はその股分は力股、身股、入股といひ經理を領東または東家といひ株主會では表決權を持たぬ。會社は民國二十年制定の公司法により組織するもので無限公司(合名會社)、兩合公司(合資會社)、股份有限公司(株式會社)、股份兩合公司(株式合資會社)の四種あるが股份有限公司が多數を占めてゐる。なほ商習慣としては買掛代金の決済回收を通常端午、仲秋、年關の三節に行ひ、中には年四回決済する地方もあるがこれらは商人相互間に信用を急取する一體左である。

商業助成機關 當局は商業助成機關として商品檢驗局、商品陳列館等を設けてゐるが、民間では古來地方的に商幫、莊客、會館、公所(公會)、商會等のギルトを形成して來た。商幫は他郷における同郷同業商人の團體で各地名を冠し天津幫などと稱し商幫の買進み、買控へは商況に多大の影響を與へる。莊客は商幫と異り各地同業者が大都市に派遣する代表の團體をいふ。會館は當

初商人の集國であつたが、會員増大に伴ひ大業會所を設け一般同種人をも参加せしむるに至つた。公所は同業者の團體で地域的に組織し同業者の紛争防止、債務、處理、市價の協定、同業者の利益保護を處するもので民國十八年工商同業公會法により公會と改稱するに至つたもの。

北京市商會は光緒三十二年の創立にかゝり所屬業者の對當局請願代行、各地方からの信用調査、その他商事に關する斡旋をなし同業公會九十一のうち八十七公會を支應してゐる。同業公會の結成は古きは嘉慶年間のものもあるが大牛は民國に入つて結成せるもの、年代別に見ると嘉慶二、光緒九咸豐一、宣統二その他は民國年間中のもので、會員總數は一萬名に上つてゐる。而して各地商會においては華北財界の新情勢に即應して、統一的組織の必要を認め昭和十六年六月華北商會聯合協議會を設立した。その要綱は次の通り。

- 一、本會は華北各埠商會を以て會員とし華北商會聯合協議會と稱し北京に設く
- 一、各埠商會間の連絡を緊密にし商工業に關する事項を協議する
- 一、役員は會長一名、理事七名乃至九名を置き會員より選出する。任期は三年

一、會員大會は毎年一回開催する、期日は理事會において決定する、會長または理事會において必要と認めたる時は臨時會員大會を招集することを得

日本商工會議所 華北における日本側商業助成機關としては北京、天津、濟南、青島、徐州の五商工會議所のほか多采、海州開封、太原、德縣の各商工會でこれが統一機關として聯合會を設け北京に本部をおき各地の連絡を緊密化することになつてゐる。北京商工會議所は昭和十四年四月日本總領事館々令により設立されたもので、日本經濟の大躍への飛躍に協力し、また中國側と密接なる關係を保ち指導に當つてゐる。

北京日本商工會議所十八年度事業計畫

昭和十八年度における北京日本商工會議所の事業計畫は左記の通りで、對華新政策に伴ふ華北經濟の刷新に即應し、當局施策に對する經濟上の基本的協力機關として積極的に協力するため、必要かつ緊急に應ずる事業面に重點的計畫の指向を期した。

一、商工會議所機關の強化、現在當局指導の下に經濟諸工作實踐の最も權威ある指導機關たり、中核體たるの要素を具備したる綜合的指導連絡機關として邦人業界の體制整備に當らんとす

二、各種經濟團體の指導調整連絡

(1) 同業組合聯合會の運営強化、商工會議所と表裏一體の關係において加盟傘下の各種組合の發展指導示達事項の徹底周知等これが連絡に當り以て施策推進の度階體として活動せしめ、さらに獨自の各種事業を企畫獨立し、これが實施を積極的に推進せしめんとし、左記事項の實現促進を圖る。(イ)當局ならびに地區外同業統制團體との連絡協調、(ロ)加盟組合の整備充實、(ハ)卸給機構の整備、轉廢業對策に關する實態調査建議、(ニ)貿易組合との連絡協調

(3) 工業聯合會の活動活性化、華北日給體制確立の緊急要請に従ひ加盟傘下組合の徹底指導協進に努め、これ等組合を一元とする強固なる統制の下に積極的活動化を圖り左記事項を實現せんとす。(イ)生産力擴充に關する實踐的諸事業、(ロ)生産資材資金勞務の確保に關する調査建議、(ハ)牛産資材配給業者との連絡協調
(3) 委託組合の指導調整、委託組合に對しては一層指導協進の徹底を期す
(4) その他民間諸團體との連絡提携、一般民間經濟團體との連絡を一層緊密

になし以て施策當局に對する協力を遺憾なからしむ

三、日華經濟提携の促進

現下の新情勢に即應して北京日華勞工協會の積極的活動化を圖り日華經濟提携促進のため特に左の事項の實踐促進に努む
(1) 日華、配給生産各業者の懇談協議會の開催
(2) 各地地區日華經濟提携機關との積極的連絡協調
(3) 現地經濟諸施策の協同研究ならびにその徹底化
(4) 東亞經濟懇談會華北本部との關係調整

四、業界體制の整備促進

現下の情勢に鑑み、業界體制の整備は商業工業兩方面に亘り逐次緊迫化を認めらるゝ處當所は重點的にこれが對策指導轉換に萬全を期すべく左記事項の實現を期す
(1) 商工業經營の効率的組織化
(2) 出資組合有限會社の設立指導發展
(3) 更生金融機關の設立促進
(4) 勸業訓練機關の設置

五、現地生産擴充促進

地場生産の擴充は無阻の急務となりたる

により本年度特に之が指導促進に主力を指向せんとす

(1) 現地生産機充の奨励、研究

(2) 現地生産に要する技術資本、原料業務の確保固着化

(3) 企業計畫の實現に協力

(4) 新興工業の立地條件ならびに工業生産要件の調査

(5) 華人生産品をも併せる所要施設、品質ならびに性能試験、規格統一

(6) 現地生産の振興行事

六、經濟調査の整備強化

當所は華北經濟綜合調査機關の一員として參加貢獻しつゝあるも地方特殊關係の委託調査は逐月増加の趨勢をみつゝあるの現況に鑑み更に本年度に於ては調査機構を整備するのみならず調査範圍を擴張しその完璧を期せんとす

七、商工報國運動の促進

商工報國聯盟は現地商工業者の商工新體制の實踐推進機關として傘下單位十二商工報國會の統括指導を積極的に行ひ産業報國職域奉公に邁進せしめんとす。是が積極的活動の促進として左記事項の實現に努む

1 單位商工報國會幹部指導講習會

2 新商工精神體得養成商工青年大會
3 配給技術訓練競技大會並びに講習會

4 日華青年團體の連絡大會

5 全華北的商工報國代表者大會開催

6 現地部隊機關並びに補助作業の實施

八、各地經濟事情の蒐集、各地經濟團體との華北ならびに汎く内外地經濟團體との連絡を取り各地經濟事情を闡明すると共に必要に應じ視察團、見學團の編成、斡旋をなし、また所要の連絡斡旋をなさんとす。

九、各種講演會、講習會、座談會の開催ならびに參加

一、商工從業員

1 珠算、簿記、實業支那語等の講習會、青年學校講師派遣

2 時局經濟講習會

3 經濟法規指導講座、各種座談會

二、一般商工會

1 經濟講習會

2 各種研究會、座談會

三、出版

1 所報掲載事項(毎月一回發行)

(イ) 業界當面の重要事項解説、(ロ) 會議所活動の業界に關らすべき成果諸事項の迅速報道、(ハ) 總會、役員

會、部會、議事録、(ニ) 當所事務局日誌、(ホ) 經濟相諮詢業務概況、(ヘ) 日用品小賣物價調査表、(ト) その他業界關係の重要諸問題ならびに館令その他迅速事項、法令の解説、會員奨励、會員便り

2 經濟月報掲載事項(月一回發行)

華北經濟の各種調査、研究、資料を紹介し當局施策の參考資料となし、他方業界各方面に對する根本指針を與ふることを

3 物價旬報

(月三回)

4 商工名鑑

(不定期)

北京の邦人業者を洩れなく調査し個別業種別に網羅掲載し取引及連絡の便宜に供し更に各日華官公署ならびに公共團體、主要華、外商社等を掲載

5 各種パンフレットの刊行

各種經濟事情ならびに關係法令の解説、蒐集資料、講演會、座談會等の記録其他經濟ならびに業界の特殊重要問題を蒐録して隨時出版發行せんとす

天津日本商工會事務所 總領事館令により

昭和九年六月定款を改正し天津日本商工會事務所と改稱、現在に至る。この間昭和十七

年六月十九日總領事館令により一部會議所定款を改正した。即ち議員の質的強化を圖り、總領事は會頭を任命し、會頭は副會頭三名を會頭の意志によつて任命するなど從來と異り、また議員は十六名を官選とし三十四名を職能代表別とし、機構構成を一段と強化した。一方議員間におけるそれらとの専門を高度に活用するため職能別委員會を組織し工礦、農畜、交通運輸、産業、貿易、金融の六委員會を以て組織してゐる。昭和十八年度當初豫算七三五、一七四、五〇錢。役員は會頭岡本久雄、副會頭足立茂、岡田信治、二宮謙の諸氏である。

北東華商發展 北京市内の華商は市政の發展に伴ひ増加の傾向を示し最近の市社會局調査によると、總營業戶數二萬八千九百七十一戸によつてゐる。これを業種別に見ると

農産	一三〇	三〇	一七
林産	一三〇	三〇	一七
畜産	一八五	四〇	二五
水産	一八五	四〇	二五
織造	一〇〇	二〇	一三
金屬製品	一〇〇	二〇	一三
土石製品	一〇〇	二〇	一三
木質製品	一〇〇	二〇	一三

紡織品	一三六	二七	一五
化學工業製品	一三六	二七	一五
教育用品	一三六	二七	一五
美術工製品	一三六	二七	一五
服装製品	一三六	二七	一五
機械電氣具	一三六	二七	一五
交通運輸	一三六	二七	一五
建築工程	一三六	二七	一五
雜品	一三六	二七	一五
飲食店	一三六	二七	一五
醫藥衛生品	一三六	二七	一五
銀錢業	一三六	二七	一五
典當業	一三六	二七	一五
物産貿易業	一三六	二七	一五
娯樂業	一三六	二七	一五
廣告仲介	一三六	二七	一五
土產店	一三六	二七	一五
其の他	一三六	二七	一五
總計	二五五	五〇	三〇

右の如く紡織品、服装品、飲食品業の激増に反して旅店、銀錢業、娯樂業、土產店の減少が注目される。

業種別別人會社 對日滿華經濟ブロックにおいては共通の企業的關聯性を保持し無益なる企業重複はこれを排し、物、人、金の統制を必要とするので、北支における

不急、不要の事業又は營業に制限を加ふべく十五年五月北京大使館告示を以て今後現地に於ける營業は一切許可を要することとなつた。現在日本の對華北投資は北支那開發會社關係の諸事業の約二億六千萬圓に他の邦人會社の投資一億五千萬圓あり更に民間企業者の事業資金、旅行者の持込等も相當の額に上るであらう。日本法人會社の概況を見るに昭和十六年末における社數は五五三會社(うち特殊會社一社)、拂込資本金および出資額總計は四億七千二十三萬三千圓であり、内容は株式會社二七五社、四億四千九百四十六萬四千圓、合資會社二二四社、一千七百七十一萬八千圓、合名會社五四社、三百五十一萬一千圓である。なほ前記特殊會社一北支那開發株式會社一の拂込資本金は十八年六月末現在三億一千一百七十五萬圓で十六年末現在の二億一千八百四十六萬一千圓に對し一億三百萬圓以上の増加である。これを業種別に示せば次の如くである。

業種	社數	拂込資本金 及び出資額
原始産業	三五	一七、八三三、五五〇
工業	二九八	三、四、一六六、八八〇
交通業	三三	一、〇、〇〇〇、〇〇〇
商業	二二八	六、三六、三〇〇

金融業 二八 〇、六二、〇〇〇
 雜業 一一一 〇、七六、六六八
 計 三三三 一、〇六、三三九

取引所 華北における取引所は青島のみ
 に存在してゐたが物價對策として農産物の
 増産および出廻り促進、適正價格の保持を
 期するため北京に東亞交易助成股份有限公
 司が昭和十五年十一月創立された。青島取
 引所は大正九年日本守備軍の發令で山東の
 落花生、落花生油及び錢鈔證券を取引物件
 として設立、大正十一年守備軍撤退とともに
 株式會社に改組しその後支那側の交易所
 と對立してゐたが、事變後交易所は解消、
 全部取引所に統一された。現在の營業種目
 は、(1)落花生油、落花生、米、綿糸、棉花
 綿布、麥粉の賣買。(2)建物の賃貸。(3)倉庫
 業でこのうち綿糸布は昭和十三年七月より
 取引を開始し、十四年中綿糸は三百二十
 萬餘噸、綿布は同年五月開市し五十八萬餘
 噸に達した。落花生油は十四年十月以降十
 五年六月までに十二萬六千餘噸の取引が行
 はれ、生米も漸次取引高を増加してゐる。

全株十萬株中、内地募集八萬八千四百株、
 現物一萬二千六百株、うち華側特殊は僅
 かに四千八百株にすぎなかつたがその後漸
 次華側の體裁を深め、拂込完了までにこの
 振合は華側出資二萬一千株に達した。役員
 の構成は華側六名、日本側六名の合計十二
 名である。同社では唐山、濟南、石門、北
 京、天津の五箇所に各交易會社を創設、助
 成會社より半額を出資し半額は地元資本を
 糾合、また交易市場設置と同時に親會社は
 これに附隨する倉庫、金融の事業を行つて
 來たが、本年六月食糧行政の華北食糧管理
 局および向食糧探採社、合作社への移行に
 伴ひ各地方交易會社はその意義を喪失し閉
 鎖するに至つた。

このほか華北における民族資本活用方法
 として證券取引所設立問題が擡頭しすでに
 青島においてその具體化をみつゝあり、ま
 た手形交換所は別項の如く北京、青島手形
 交換所は昭和十七年四月三十日創立總會を
 開催、天津手形交換所は五月末、濟南手形
 交換所は六月中旬各創立總會を開催した。

倉庫業 倉庫業は開港場に必須の機關で
 あり天津、青島等には各國の倉庫が本業倉
 庫業者の外、船會社、銀行業者によつて經
 営されてゐる。北京商工會議所では北京の

産 業

(一) 重工業資源

輸入商品騰貴に對處するため保稅倉庫設置
 を計畫してゐたところ、本年に至り機運熟
 し六月一日以降天津、山海關間保稅運送の
 實施をみるに至つた。

市場 市場は北京、天津、青島等大都
 市にはそれ／＼大規模の卸賣市場、小賣市
 場、雜市場があり、その他百貨店、勸業場
 等が重要な位置を占めてゐる。北京には市
 公署管理の東單菜市場、西安市場、西單市
 場、東安市場のほか、北京魚菜市場、北
 京五協商場、邦人經營がある。

昭和十六年十二月八日、帝國政府は米英
 に對し宣戰を布告し、雄渾壯大なる構想の
 下に大東亞戰爭を開始されたが、今や華北
 蒙疆はその兵站基地としての意義を新たに
 し、その使命たるやますます重要をを加へ
 て來た。大東亞共榮圈建設のための戰爭經
 濟力は、南方資源の確保によつてこゝに繼
 進的増強を見るものと期待せられ、そ
 れに即應して日、滿、華綜合的計畫經濟の
 一環としての華北、蒙疆の地位と比重はさ
 らに昂揚せられんとするに至つてゐる。そ

の主要産産資源は石炭、鐵鐵、礬土頁岩、
 金銅、滿地礦、重石鑛、石綿、黑鉛、雲母、
 螢石、硅石、石灰石、石膏等であるが、こ
 れら資源に對する採掘事業のうち、支那事
 業勃發前少しでも近代組織と採掘方法と
 を採用してゐたものは炭鑛業のみで他は專
 ら土法によつて採掘してゐた幼稚な鑛業で
 あつた。さらに發達にいふと、石炭鑛業に
 しても近代的技術を採用してゐたものは、
 外國資本によつて經營されたごく少數に限
 られてゐた。しかるに事變後我が國の高級
 技術によつてこれら資源が國防産業擴充の
 基礎的重要素材として新たに脚光を浴びる
 に至つたのである。

石 炭 全支の石炭埋藏量は、近年の科
 學的探査によつて驚くべき數字に訂正され
 つつあり、大體二千四百億噸とも稱される
 が、華北、蒙疆はまたその七〇パーセント
 を占めてゐる。而も華北炭採掘上の特質と
 も見るべきは、その炭層が極めて厚く、地
 表からの距離近く、坑内にガスの發生少
 く、煤火でも作業を爲し得るし、また通水餘
 少く、地盤強固なため坑木の使用量も僅少
 であつて、さらに重要なことは炭質が褐炭
 から高度蘆青炭に至り多種多様になつて
 をり、その利用範圍が極めて廣汎であると

いふ點である。即ち製鐵用原料炭として不
 可缺である通結性蘆青炭が豊富に賦存す
 ることは、東亞共產圏における北支の地位
 として最大の強味であるのである。近時燃
 料資源として最も注目されてゐる人造石油
 原料炭としても、北支炭は好適な條件を具
 備してゐるといへよう。

今日、皇軍の赫々たる戦果に伴ひ、南方
 石油資源がわが軍によつて確保され、大東
 亞防衛の戰時資源となつたが、航空機用高
 級ガソリンや、特殊揮發油、特殊潤滑油用
 としての人造石油の必要性が低下するもの
 ではなく、かへつてその豊富なる供給を北
 支に期待すること切なるものがあるのだら
 む。

銅 鐵 北支の鐵礦埋藏量は三億噸内外
 と推定せられ、品位も概ね五〇パーセント
 以上の富鐵である。蒙疆、山東省、江蘇省
 があり、その他山西省には全省に亘つて石
 炭層の間にレンズ状または塊状をなした富
 鐵が賦存してゐる。

礬土頁岩 アルミナ原礦たる礬土頁岩は
 殆ど無盡蔵といはれてゐる。元來わが國の
 アルミニウム工業はその原料の殆ど全部を
 海峽殖民地、南洋群島または遠くギリシヤ
 から輸入されるボーキサイトに仰いでゐた

が、大東亞戰爭開戦前、米英の對日包圍陣
 結成の結果、これ等ボーキサイトの輸入が
 困難となつたので、礬土頁岩からのアルミ
 ナ抽出に成功した。滿洲輕金屬會社の滿洲
 礬土を原料とした滿鐵法、日滿アルミニウ
 ム會社の北支礬土を原料とした鈴木特許法
 等は何れもそれである。然るに再び南方か
 らボーキサイトが輸入せられることとなつ
 て、礬土頁岩の將來に對し樂觀的な見方を
 なすものがあるが、大東亞戰爭が長期化を
 豫想されること、或はまた新東亞の國土計
 劃樹立からみてアルミニウムの需要は増
 大する一方であるから、アルミニウム原
 料としての北支礬土頁岩の利用は増大こそ
 すれ、決して減少するのではない。南方よ
 りのボーキサイトと相俟つて大いに期待す
 べきであらう。

その他の鑛産資源 その他の鑛産資源と
 しては河北省の重石鑛、石綿、江蘇省の滿
 地礦、江蘇省、山東省の雲母、山東省の螢
 石、河北省、滑石をはじめ硅石、黑鉛、銀が
 省の苦土、滑石をはじめ硅石、黑鉛、銀が
 知られてゐる。石膏は最近北支開發會社調
 査隊によつて山西省下に世界有数の石膏層
 を確認するに至つた。その開發は一部すで
 に緒につき、現地農業の硫酸原料として極

めて注目されてゐる。

鹽 北支の鹽は石炭、鐵鑛石および棉花とならんで北支四大資源の一に數へられてゐる。長蘆、山東の海鹽、河東の池鹽をはじめとしてその他に井鹽、岩鹽等種々の形で存在してゐる。鹽は食料としてばかりでなく曹達工業、染料工業、その他所謂鹽基性化學工業の原料として、甚大な需要量をもつてゐる。日本は四面海に圍まれてゐても産鹽適地は比較的少く、昭和十一年においても工業鹽の一部はソマリーランド、地中海、紅海方面の遠海輸入によつた。然るに第二次歐州大戰勃發後遠海鹽の輸入は杜絶するに至り、こゝに近海鹽の増産によつて可及的に自給の確立をはかることが緊急の要務となつたのである。長蘆、山東ともに自然的條件においてまことに鹽鹽に適してをり、長蘆鹽田一帶の地は適當な緩勾配をもつ廣大な平灘地であつて、その土質氣濕、降水量、蒸發量等も製鹽上理想的な條件を具へてゐる。山東半島も鹽田適地が相當廣く、氣象關係も良好である。在來の幼稚な製鹽法は北支那開發會社の進出以來鹽田の擴張と相俟つて技術的に幾多の改良が行はれ、日本工業鹽の自給率は著しく高められつゝある。南方鹽には製鹽適地が比

較的少いので、北支の海鹽を東亞共榮圏内に持つことは戰爭遂行のためにも絶大な意味である。

北支那開發株式會社 昭和十年大陸經濟開發の國策的第一線の機關として株式會社興中公司が設立され、以來、險惡な抗日的政治情勢の下に、また事變の戰火の間に同社の獻身的な活動が續けられて來たことは周知の事實であるが、事變の進行とともに綜合的な國策會社の樹立が必要となり、かくして昭和十三年十一月創設されたのが北支那開發株式會社である。資本の無統制的な大陸進出を排除し最も合理的計費の開發を促進助長するのがその重大使命なのである。かゝる使命の下に實施されつゝある事業は北支那の重要産業に對し投資または融資を行ひ、その經營を統合調整するを目的とするのである。いま定款に定められた事業を記せば

- 一、交通、運輸および港灣に關する事業
- 二、通信に關する事業
- 三、發送電に關する事業
- 四、鑛産に關する事業
- 五、鹽の製造、販賣及び利用に關する事業
- 六、その他、北支那における經濟開發を促進するため特に統合調整を必要とする事業

業

特殊の事情ある場合においては北支那開發株式會社は政府の認可を受け前項各款に掲ぐる事業を自ら經營することを得である。特に注目すべきは從來同社は直接事業經營を許されざる純然たる持株會社であつたものを事業の推移に伴つて第七十九議會において會社法を改正し、直接事業を營み得ることとなつたことである。この改正により、當面同社が自營事業の經營を豫定するものは既存事業の再編成ではなく、差當り同社關係資材の一手買付配給等に関するものと豫測されてゐる。元來、開發資材調達の調整および發旋に關する業務は、今日主として物動計費の統制下におかれてゐる資材の調達配給を合理的且つ圓滑に行はんとするもので、資金ルートを通ずる開發の促進ならびに統合調整の任務と表裏相聯動し同社事業の一支柱を爲すのである。從來の會社法によれば社自體において資材の購入販賣を行ひ得ないため、その機能を十分發揮し得ない憾みがあつたが、今次の改正によつて同社は產產設備營團の性格を獲得し、自ら資材を保有確保して適時適所へ合理的配分をなし得ることとなり、開發事業の促進助長の上において資すると

ころ極めて大なるものがある。

〔投資および融資の状況〕昭和十七年六月末現在、直接投融資會社は交通關係四社、通信關係一社、電氣關係五社、鑛業關係七社、鹽業關係二社、その他六社、計二十五社、組合八所、その他公共團體一におよびその中投資總額は四億三千四百八十三萬七千二百九圓三十三錢、融資總額は六億五千四百四十一萬四千三十八圓九十九錢に達し

兩者合せて十億八千九百二十五萬一千二百四十八圓三千二百錢に上つてゐる。これを昭和十五年十二月末現在に比較すれば、投資額において約一億九千五百四十八萬圓餘の増加となつてゐる。この投資額および融資額の事業別分布を見ると左表の如くである。

事業別投融資狀況 (昭和十七年六月末現在、單位千圓)

事業別	投資	融資	投資計	融資計	投資	融資	投資計	融資計
交通業	五,一七〇.〇	五,六七〇.〇	五,七〇〇.〇	五,七〇〇.〇	五.五	五.九	五.五	五.九
通信業	九,七五〇.〇	五,七〇〇.〇	五,七〇〇.〇	五,七〇〇.〇	一.一	五.五	一.一	五.五
電業	七,七〇〇.〇	七,一八〇.〇	九,四三三.〇	五,四〇〇.〇	八.三	八.六	八.三	八.六
鑛業	三,七三〇.〇	四,七〇〇.〇	三,七三〇.〇	四,七〇〇.〇	〇.七	〇.七	〇.七	〇.七
鹽業	五,一七〇.〇	三,七三〇.〇	二,八〇〇.〇	二,八〇〇.〇	九.七	九.〇	九.七	九.〇
其他	二,九六〇.〇	四,〇〇〇.〇	二,九六〇.〇	四,〇〇〇.〇	〇.七	三.三	〇.七	三.三
計	三三,三三〇.〇	四三,〇〇〇.〇	三三,三三〇.〇	四三,〇〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇

〔最近における關係會社の移動〕昭和十六年中に北支開發會社の關係會社として設立されたものは、山東電化株式會社(二月十四日創立、資本金八十萬圓)華北運輸股份

有限公司(十月一日創立、資本金一千二百萬圓)と華北直石鑛業株式會社(十月三十日創立、資本金二百五十萬圓)の三社であり、さらに山東鹽業株式會社(昭和十二

年四月創立、資本金一千萬圓)も十六年四月新株拂込以來同社の投資を受け、新たに關係會社となつた。次いで翌十七年四月一日には山西産業株式會社が設立され、七月十日には天津輪船運輸株式會社(資本金一千四百六十萬圓、全額拂込済)が新生した。また昭和十八年においては從來それぞれ組合組織であつた五炭礦鑛業所が何れも二月九日中國普通法人の會社組織に改組され八月十六日には華北鑛業株式會社が資本金六千萬圓全額拂込をもつて設立せられた。これで北支開發會社の投資會社は總數三十三社となつたわけである。

中日實業股份有限公司 乍は北支開發と直接關係はないが、同じく華北重要資源の獲得を目指し、鑛山開發に鋭意主力を注ぐものの中、中日實業株式會社がある。同會は大正二年八月資本金五百萬圓、日華各折半出資をもつて北京に創立せられ、右鑛山開發以外に對支金融および投資をなしてゐる。而して昭和十六年三月には同社農業部門關係を華北鑛業に譲渡したが、これは即ち北支開發傘下の事業目的と關聯して同社の今後の方針が専ら地下資源開發および調整にあることを裏書きするものである。

(一) 農 業

概況 華北における主要農耕地帯は黃河の沖積層地域を中心とし河北省の全部、山東省北部、河北省東半部、江蘇省北部を含む廣大なる平原で小麦、高粱、粟、大豆、玉蜀黍、棉花等の重要産地で耕地面積等は次の如し。

省名	總面積	農戶數	耕地面積
山東	六、五九六、六〇〇	一、〇六六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
河北	四、五八六、六五五	四、三三七、四一〇	一、〇〇〇、〇〇〇
山西	二、五八〇、八八八	一、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一三、七六四、一三三	二二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

このうち河北省の耕地面積について關係最遠の調査によると總面積千三百五十六萬畝、耕地面積六百五十九萬畝で總面積に對する耕地面積比率は四十九%、人口二千九百二十五萬餘人、一人當り耕地面積は〇・二三畝であつた。これを各地方別に見ると耕地面積及び其の總面積に對する比率(耕地面積/總面積)比率(%)は

省名	耕地面積	總面積	比率(%)
天津	二、〇八八、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四一
石門	二、四九〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四九
北京	七、三三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七三
保定	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇

である。

華北の農作物は自家用作物たる小麦、高粱、粟、玉蜀黍等と、他方市場作物たる棉花、落花生、烟草等の二種あり、一般農作物の主力を占むるものは小麦で次は高粱、粟、玉蜀黍、大豆、大麦等であるが特用作物としても棉花、烟草、落花生、亚麻仁、麻等が著名で對外貿易上重要な地位を占むるものは棉花、棉實、落花生等である。また華北の氣候は國產作物の栽培に好適し萊陽の梨、烟葉の林檎、深州の水蜜桃、德州の白菜(以上山東省)、定縣の鴨梨、良鄉の粟(以上河北省)等は最も著名で、氣候その他の自然環境は北米カルフオルニヤ地方に類似するところあり東洋一の果物産地として東洋カルフオルニヤの稱がある。

食糧自給自足政策 華北の食糧自給計費に關しては、軍、大使館、官業總署、華北産研、華北交通、合作社事業總會、新民會、華北藥業等各機關において食糧増産推進委員會を組織し、廣汎なる増産運動を展開し積極的に減産要素を除去することに努め増産に要する資金は華北政務委員會保證の下に資金放出に決定し、十八年度増産資金は二千七百萬圓(棉花を除く)に達し、種子の集布、荒地開墾、災害復舊、舊田改良、技

術員養成所設置等の増産の各般に互にこれが義務に努めた。以上の資金放出により水田開發〇〇町歩、既存水田改良〇〇町歩、水田災害復舊〇〇町歩、烟開發〇〇町歩計〇〇町歩に達し、これにより穀〇〇〇石の増産が期待せられるに至つた。

華北藥業公司 華北藥業股份有限公司は日華合辦の中國法人で資本金は千八百萬圓(華北政務委員會千二百五十萬圓、日本側は東拓、三井、三菱、東洋製紙、電報城精製、鐘紡が出資)計七百七十五萬圓(民國三十年(昭和十六年)四月創立せられたる農地開發會社である。その企畫せる事業は次の通り。

〔土地改良事業〕 先づ冀東地區のアルカリ土壤よりなる荒地地の開墾にして軍糧基地區、茶淀地區の開墾は既に完了し、鹽池地區その他を豫定しあり、さらに河次地區を擴張する豫定なり。

〔農場經營〕 土地改良事業に並行し開墾地には内地移民を行ひ、一定の適正面積を小作せしめ、冀東地區の零細農家を積極的に増強に協力せしめ、併せて民生の安定に資せしめんとし、その經營面積八千町歩に亘つてゐる。また農場事務所を各農場に設置し優秀なる指導員を配備する

二、業務概況

1 指導業務 マ宣傳イ、機關誌「華北合作月刊」の刊行(日華兩文) ロ、機關新聞「農友」旬刊(華文)ハ、その他パンフレット、宣傳書の發行、ニ、ラヂオ放送(毎月一回)、ホ、紙芝居(畫劇)による宣傳

△訓練イ、職員委員の訓練、ロ、經理講習

▽調査イ、農村實態調査 ロ、合作社經營と組織機構調査 ハ、農家經濟調査、ニ、物價調査 ホ、冀省機構調査 ヘ、度量衡調査 ト、圖書、資料の蒐集整備

▽監査イ、實地監査 ロ、文書監査

3 金融業務 本年度における金融借款業務の重點を食糧増産と冀省に指向せしめたる結果、昨年度に比し約五倍の増加を示してゐる。資金放出の半なるものは次の項目である。

- イ、鑛井資金
- ロ、揚水機資金
- ハ、畜産資金
- ニ、長期資金(農業倉庫建設資金、牲畜購入資金、利用事業設備資金)
- ヒ、棉花札花、打包、植物種子控油、蠶草葉乾燥、雜穀磨粉機器等の設備資金
- ホ、短期資金(販賣資金、購買資金、農家小額貸付資金)

3 事業業務イ、販賣(小麦販賣、アンペラの收買その他) ロ、購買および共同調辦(食糧、肥料、農機具その他)

4 増産對策業務イ、採種圃の經營(優良品種の推廣のため現在長旭、雁城、滋陽等の三縣に採種圃を經營す) ロ、疏安の配給 ハ、種子消毒機および消毒藥の配布 ニ、生産資材の贈與配布

華文農民研究所 華北交通では昭和十五年以來各鐵道局をして沿線の水稻適地を調査せしめたところ天津管内四九、三九九畝、北京三八、五五五畝、濟南九、二二八畝、太原七、七〇畝、開封八、一六〇畝、合計十一萬三千數百畝の適地を發見したので十六年度は取收す五、〇七〇町歩を指導地區に指定、陸羽一三二號、中生銀坊子、農林一號、萬年等の種子約二十五萬五千疋を配布した。なほ同社では十六年度より向ふ三箇年計畫(可能なれば一、二箇年内)を以て

華北、蒙疆の管下鐵路暨村落中十八箇所を選び愛路惠民研究所を新設、これに農民道場を附設して附近愛路村の優秀青年(十八歳より二十五歳まで)を收容し三箇月を一期として農業資料、鐵道知識、日本語、滅共思想につき本格的教育を行ふが、同道場では向ふ三箇年間の二萬人の農村青年を訓練

する予定であるが、訓練を終へた青年は附近農村の指導者として配屬せしめると共に希望者は華北交通に優先採用をなす特典が與へられてゐる。なほ北京、保定、天津、昌黎、泊頭、濟南、坊子、張家口、大同、厚和、太原、遼安、徐州、彭德、清化の十五箇所は既に土地の買上げ、其他道場設立の準備を完了してをり、昭和十六年十月より一齊に第一期の授業を開始した。

鐘紡發明農場 京山種茶院塘沽に在り茶澁驛を中心としておよそ十二萬畝の廣大な土地に大豆、粟、高粱、玉蜀黍、棉花、蔬菜の栽培を行ひ、農産物の増産改良をはじめ牛、馬、綿羊、山羊、豚などを飼育して品種の改良をはかるとともに家畜の増産のために種綿羊、仔豚を貸與するなど農家畜産の振興をはかり從來の農事試驗場とは異なる多角經營農場を完成しようとするものである。

農家團圓農場 東拓では、昭和十三年牛島資本の進出の魁として、冀東地團圓農場に資本金一百萬圓の集團農場を設け、一千戸、三千五百名を收容、農作は半島農民の農作技術を活かす意味から主として水稻作とし、若干は棉花栽培その他の農作を行つてゐる。

(三) 林業

華北の造林 周知の如く華北の山野は所謂荒山餘野で、この廣大な地域には殆ど見るべき森林が残されてゐない。車窓から眺めて山に森林のあるのは先づ珍し。森林が一度破壊されればその復興は容易に爲されるものではないのである。この破壊から免れて現在僅に残つてゐるものに、冀東地区の長城附近、大同省蔚縣、山西省寧武縣沁縣、山東省蒙陰等に天然林があるが、その濠積は將して幾莫あるか、またどれ程の大きさのものがあるか判らぬが、大して期待する程でもないと思はれる。そしてこれ等は治安、交通などの關係から今直ちに利用し得ぬものが多い。従つて森林資源は專ら平野地帯に依存する外ないのであつて、農村における屋敷林、菓地、河岸などに散在する欒木、林、森などが伐採利用せられてゐるのである。従來華北における木材の需給は、山東、河南の桐材が入りによつて賡増せられ、僅かに輸出せられる以外年々約二百萬石を日本、滿洲、南洋、米國、福建省等から輸入せられて農山村から伐り出される現地材とこの輸入材が主として

都市に吸収され、農村は専ら自給自足してゐたのであるが、この農村も人口の増加と耕地開拓、放牧などの必要上、有り餘る資源と推奨するに足る經營が營まれてゐたのではない。農山村の木材資源は前記の如く、農山村の近傍に屋敷廻り或は耕地に點在する菓地、または自分の部落や耕地を保護するために必要な最少限度の範圍に河岸、山麓等に疎や林がある程度で、その樹種も材質などよりもむしろ生長の速いドロノキ、ヤナギ、ニレ、シンジュ、キササゲ、ニセアカシアなどで、建築材、燃料、棺材、車輛用等に用ひられてゐるのである。そして事變後は既に鐵道沿線には菓地や廟の大木以外殆ど伐り盡された程に減少してゐる。然るに事變後の木材需要は急速に増大し、輸入先も日本、滿洲に限らるゝ外なく大東亞戰後はその量もますます制限せられる傾向にあるため今後は木材の需給調整がいよいよ困難となる。然し乍ら大東亞戰争遂行のためには華北の受持つ重要使命を萬難を排して遂行しなければならぬので、現地で得られぬ材種は輸入による外ないが、出来得る限り消費方面をも規正し、さらに圓滿に現地材の供出を遂行して行く

とともに、伐採すれば必ず造林する、一本伐採すれば必ず百本植ゑる。これを計畫的に強力に總力を擧げて大東亞共榮國樂土建設に向つて今後いよいよ一大巨歩を印して躍進せねばならぬ。

關つて事變後における造林事業ははたして如何なつてゐるか、事變當初暫くは造林事業も一時休止せられねばならなかつたのは當然であるが、その後各機關が急速に整備されるに至り、漸次造林事業が開始せられた。昭和十四年華北交通が創立され翌十五年約五百町歩の造林を實施して以來今日に至るまで、華北、蒙疆を通じて〇千町歩餘の造林を實行し、中國における歴史的、劃期的の事業を繼續しつゝある。

又一部の炭礦關係の會社では坑木生産の必要を認めて造林に着手し、この外華北木材輸入配給組合或は華北造林會等においてもそれ〴〵造林事業の一翼を擔ひ實行しつゝある。以上は何れも特殊會社或は團體の造林事業であるが、治安の關係や造林地の取得、或は造林方法等の問題もあつて今日迄に造林せられた面積は五千町歩を超えない程度である。今後は當局の積極的指導を期待する次第である。次に縣公署或は省公

署など官の造林については比較的山東省において省有林、縣有林に造林を繼續せられつゝあるがその他の省においても本格的の造林は未だ着手せられてゐない状態である。農村における造林については今尙頗る低調であるが農民の自發的に造林する氣運が徐々として増加してゐることは眞に喜ばしい。この農村村の林業獎勵については近來の狀勢が農村村に今後の資源を依存しなければならぬ以下より積極的にこの方面に力を注ぐことを忘れてはならぬ。民林の獎勵は甚だ困難なる事業であるので或は之を不急事業であるとか或は又恰も海水より鹽を得るに等しいとして無限に資源が得られると誤認し易い。華北の造林は官民何れの側

に於ても一段と高調せられねばならない。

(四) 畜産

華北における畜産の概観 華北地域は河北、山東、山西および河南、江蘇北部を含む農耕地帯に屬し、人口稠密にして極めて集約的な畜産經營が行はれ、こゝにおいては歐米に見られる如き牧畜經營或は粗放的な畜産業に類する畜産の形態は見られないのであるが、それにも拘らず華北における畜産は農業經營を極めて重要な地位

を保ち總ての家畜は農業と有機的な不可分の關係を持ち、主として勞力と肥料を供給しつゝその副産物は農家經濟に少なからざる寄與をなしてをり、従つて家畜の必要度もこの意味において却つて高いといひ得るわけである。

たゞ華北地域は家畜の生産地に非ずして寧ろ生産地を背後に持つ家畜の使役地である。さらにまた消費地でもあり、従つて收益畜産の意義は極めて少いのである。

華北の家畜の個有性

なほ華北家畜の個有性について就ぶるならば、何れも華北在來種特有の長所を保持し、一般に身體強健にして抵抗力強く粗悪なる飼養管理に良く耐へ、また疾病傳染病に對する抵抗力強く且つ飼料の利用率に富み長所を具してゐる。従つて自然の環境に於り恵まれず牧野牧草に不足し、而も自然の災害に於らばに獸疫の常在せる環境に當り然れども、なほその畜産的役割を果しつゝあり牛、馬、驢、騾等の大家畜は勞力および肥料の供給者としての相當の意義を持ち、仙面軍用資源としての馬の役割は大きく、また豚、鶏等の小家畜は毛、皮、肉および卵を生産して農家經濟に寄與するとともに、これ等家畜の肥料供給者としての役割を見逃すことは出来な

い。さらに畜産物を資源的に見れば獸毛、皮革毛皮類は軍需品として現下戰時經濟の遂行に大なる役割を果し、且つ高級毛皮、豚毛、加工卵は依然として重要商品たるの價値を失はない。

畜産關係機關

華北における畜産政策の推進力をなすものは日本側指導機關においては日本側の機關を指導監督するとも中国側の畜産行政に協力する援助を與へてゐる。また華北政務委員會實業總署では畜牧局を設立し、華北全盤に亘る指導獎勵の任に當るべくその緒についたところでありまた各省の機關としては各省公署の建設廳に畜産中核機關を設け、畜産管理局、畜産試驗場ならびに種畜場等を要地に設置して斯業の發展に努めつゝあり、次に日華合作の機關としては實業總署の直轄管下にある種馬牧場ならびに種羊改良増産を目標とする華北種羊改良會があり、また鐵道を根據とし愛護科を對象とする畜産獎勵の實施機關たる種畜場を要所に設置してゐる。

試驗研究機關としては華北農事試驗場畜産科ならびに防疫科、華北交通中央鐵路農場、同じく保健科學研究所、或は北京大學農學院畜産系等があり、さらに調査研究機關としては、滿鐵北支經濟調査所が畜

洲における調査研究の蓄積の上に立つ有益なる調査を行ひ、また華北交通査察局は各鐵路局の調査料を動員して賡汎なる組織的調査を行つてゐる。その他檢驗と研究を兼ねたる天津ならびに青島商標檢驗局或は主要都市における検査管理處または原卒場の設備も年々整備されつゝあることは洵に力強い限りである。

(五) 煙草事業

事變前後の英米トラスト對抗戦 大陸に基礎を有する邦人企業の中で煙草製造事業は、對支直接企業投資額の割合からいふと一割三分五厘に當り、單獨有力業者によつて運営されてゐるだけに、その活動ぶりは目立つてゐる。華北における煙草事業は事變前頃は支那大陸の煙草事業に先鞭をつけた所謂英米煙草トラストが市場を獨斷し、これに對抗せんとする日、華系に對してはあらゆる好手段をもつて妨害し、その獨占的地位を固守せしめ、日系煙草事業は言語に絶する苦難の道を歩んで來たが、事變後の政治的變化は英米トラストの常套手段たる支那政體との連繫による政治的壓迫の餘地を不可能ならしめ、此處に日華系事業の飛躍的發展を見るにおよび大東亞戰爭勃發

とともに大陸より英米資本勢力は驅逐され、こゝに日系煙草事業は大陸における重要事業としてその發展に拍車がかげられたのである。

即ち事變前までは英米トラストの製品が北支全消費の九割を占め、日、華系製品は漸くその一割に過ぎなかつたものが、昭和十五年度においては日系が三割強まで進出し、昭和十六年夏、米英の資産凍結の報復手段として當局がトラストを凍産工場として抑制する反面に、これに代るべく日系を増強したが、日系業者は不撓不屈の努力の

會社名	資本金	設立年月
華北東亞	3,000,000	昭和十二年
華北煙草	1,000,000	昭和十一年
中國勞山	1,000,000	昭和十五年

この日系三社、華系一社に軍管理の順中公司(トラスト)をもつて華北煙草配給中央組合を組織し、毎月の製造販賣數量の協定が行はれてゐる。なほこのほかに左記の如く組合加入外、即ちアウトサイダーの小製造業者がある。

所在地	組織	資本金	系統
東映 青島	合資	50,000	日系
東吉 天津	個人	100,000	日系

るとに全需要額を賄ふべく生産設備を擴充せるとともに、二部作業を履行して増産に努めた結果、トラストの地盤を著しく蠲食し一兩年にて彼我の比率は七對三と昔日と地位を顛倒するところにまで漕ぎつけ、滿洲國においてトラスト驅逐戰に約十箇年を要したのに、北支においては機會に恵まれたため僅々數年にして滿洲國における以上の効果を收め得たのである。

各社の概要	現在における在華北煙草製
同順煙草	合資 3,000,000 華系
華大保定	個人 6,000 華系
華新徐州	個人 2,500 華系

各社の代表的製品 因みに現在製造されてゐる紙捲煙草の主なるものを各社別に示すと左の如し。

願中公司	前門	マキユリ	ルビタキ	ン、ペビー	華北東亞	天鵬	葵秋	ゴード	北海
------	----	------	------	-------	------	----	----	-----	----

マース、スピーア
華北煙草 三崎、雙清、リリー、華一
中國陽山 鴨船、ハリウツド

贖買關係 煙草の販賣は北京に華北煙草
配給中央組合があつて毎月總販賣數量を協
議し、その下に北京、天津、濟南、徐州、
開封に各地方組合が組織され、日系の販
賣業者と華系の紙煙公會が協議して配給の
圓滑と、公定價格の維持に努め、昭和十八

年六月に小賣部面にまで統制の手がおよ
び、日系の小賣組合が組織されるに至つ
た。

工業

概況 華北工業界は今事變勃發以來日
本の企業資本が當局の經濟開發國策に協力
して進出し、或は日華工業タイアップの具

別	工場數	資本總額
日	三	三、七五六
中	六	四、七三三
外	二	一五、七〇〇
日	二	八、一七〇
外	二	八、六六〇
合	一	三、〇〇〇
計	一	三〇、一五七

別	工場數	資本總額
日	一	一五、〇〇〇
中	一	三、〇〇〇
外	一	八、一七〇
日	一	八、六六〇
外	一	三、〇〇〇
合	一	三〇、一五七
計	一	三〇、一五七

別	工場數	資本總額	資本總額の割合
日	三	一、八一八	六〇%
中	三	六、八三三	三三%
外	二	五、〇〇〇	三%
日	二	八、六六七	三%
外	一	三、〇〇〇	一〇〇%
合	一	三〇、一五七	
計	一	三〇、一五七	

この中、業種別に見て日本資本の優勢な
る工場は紡績一四、絹糸布一、澱粉三、日
本酒九、醬油二、製氷および冷蔵四、麥酒
一、釀造九、染料四、硝子二、骨粉六であ
る。次に外國資本の優勢なるものは毛織三、
壓搾油八、捲煙草五、錫罪加工二、製材お
よび木製器三、清涼飲料二で支那資本の優
位を占むるものは精鹽四、曹達九、洋灰二、

製粉二三、皮革三二、製紙五、石鹼一六、
機寸三四、織詰九、洋酒二、製糖一、機械
器具二〇、金屬製品八である。
電業事業 事變前の北支の電氣事業は、
その發電設備が一般供給事業十七萬ギロワ
ット、炭礦、紡績業等の自家發電十五萬ギ
ロワットに過ぎず、一般供給電力は群小發
電所の分散經營に放任せられ、その周波數

電電電壓ともに規格の統一なく、施設は萬
式、經營は混亂を極めて賣電價格も著しく
高く、その發達程度は日本の現状に比して
大約三十年の開きがあるといはれてゐた。
興中公司は事變前すでに東華電力興業株
式會社と提携して地方電力事業の統括整備
につとめて、事變後には軍管理電燈廠の受
託經營に任じ、その數は二十數箇所に及ん

體化を進捗せしめ、舊來の華則各工場は必
然的に後退の傾向を辿りつゝあり、特に紡
績及び電業部門における邦資工業は堅固的
進歩を確立しつゝある狀況はまことに一偉
觀である。而して河北、山東兩省における
主要製造工場の資本系統別統計(家内工業
を含まず)は次表の通りである。昭和十二
年六月現在操業中のもの、單位千圓

【華北電業股份有限公司】 京津、冀東地方の電力供給事業は昭和十五年二月設立された華北電業股份有限公司に統合された。即ち同社は北支における電気事業の發達統制をはかるため、興中公司の電業部門を繼承し、華商電燈股份有限公司ほか二社を合併し、さらに昭和十七年二月一日興中公司受託經營中の現物出資の十廠が解除せられ、原所有者より現物出資として華北電業に出資し、同社の一元制統制に服することとなつた。同社は資本金三億圓、日華合辦の中國特許法人にして、總株數二百萬株中、華北政務委員會が百萬株、北支開發が六十萬株、東亞電力が四十萬株を有してゐたが、東亞電力の解散に伴ひその特殊は北支開發に肩代りせられた。なほ濟南においては同地の九邦人電氣業者を打つて一丸とする東

である。その後發達、配電の一貫的統制をはかる目的を以て華北電業股份有限公司、華商電業株式會社が北支那開發會社の關係會社として設立せられ、興中公司關係の事業を繼承した。昭和十七年六月末現在において北支那開發會社の投資額の一五、四パーセント、融資額の四、二パーセント、兩者合計八、六パーセントが電力關係事業に投下されてをり、その額においては交通業

【華北電業股份有限公司】 京津、冀東地方の電力供給事業は昭和十五年二月設立された華北電業股份有限公司に統合された。即ち同社は北支における電気事業の發達統制をはかるため、興中公司の電業部門を繼承し、華商電燈股份有限公司ほか二社を合併し、さらに昭和十七年二月一日興中公司受託經營中の現物出資の十廠が解除せられ、原所有者より現物出資として華北電業に出資し、同社の一元制統制に服することとなつた。同社は資本金三億圓、日華合辦の中國特許法人にして、總株數二百萬株中、華北政務委員會が百萬株、北支開發が六十萬株、東亞電力が四十萬株を有してゐたが、東亞電力の解散に伴ひその特殊は北支開發に肩代りせられた。なほ濟南においては同地の九邦人電氣業者を打つて一丸とする東

亞電氣工業株式會社が昭和十七年末設立せられた。同社は資本金五十萬圓、第一回拂込は四分の一で電氣工場設備、電氣器具の製作、電氣器具の輸入および販賣を元行的に行ふものである。

【瓦斯工業】 瓦斯工業は全支を通じて工場あるのみに過ぎないのは、中國民衆の生活程度低く、安價なる炊事用燃料煤球兒を使用するため、華北においては未だ實現性が乏しい。

【鑛工業】 鑛鐵事業は北支那開發會社の關係會社以外に土法製鐵ならびに鍊鐵をなすものに華北土法製鐵株式會社がある。同社は昭和十五年十一月設立せられ、當初暫鐵公司と稱してゐたが、その後北支那開發會社と改稱、さらに昭和十八年五月華北土法製鐵株式會社と稱することとなつた。本店は北京に在り、資本金は現在百萬圓、全額拂込である。なほ久保田鐵工所工場は水道瓦期用機器、一般機械、鑄物の他鑄山機械を製造してをり、投下資本は三百萬圓である。

【機械工業】 華北における機械工業は最も幼稚であつたが、産業開發の資材として必要缺くべからざるもので事變後急速に勃興の傾向を辿りつゝあり現在までに東亞重工

業、北支自動車、華北車輛、腰田式鐵廠、北洋五金製造株式會社等積極的に活動してゐる。

【華北車輛會社】 華北における輪轉機材の供給を圖り産業開發に資すべく華北車輛會社が昭和十五年六月一日北京において創立された。同會社は日本法人として資本金三千萬圓、全部現金出資とし出資割合は華北交通八百萬圓大陸交通機材、川崎車輛、汽車製造、日立製作、日本車輛、梅鉢車輛、大連機材、住友金屬工業、三井造船所、三菱重工業が二千萬圓、大陸交通機材會社において二百萬圓を現物出資とする。工場は華北交通の二修理工場と大陸交通器材會社の工場がそれ、現物出資の態で移行されたもので、將來一億圓に増資し日滿華車輛増産擴充計畫遂行に重大な役割を果す方針である。

【東亞重工工業會社】 東亞重工工業株式會社は、昭和十四年三月、既設の膠東鐵工所を買収し、資本金二百萬圓を以て新工場が設立されたもので、紡績機械、鑄山機械、車輛、鐵道用器材、農具等の製作に當つてゐるが、同社は北支における有数の機械器具製作工場として將來を囑目されてゐる。

【北支自動車工業會社】 北支における自

自動車製造工業には資本金一千二百萬圓の北交自動車工業會社がある。同社は最近華北における自動車工業の強力な一元的統制を計畫中であり、華北交通、北支開發等の現金出資等の参加を得て新會社を設立せんとしてゐる。

印刷業 北京には現在印刷業者および印刷關係業者が四十一あり、時局の需要に應じた印刷出版業務に當つてゐる。その内新民印書館股份有限公司は昭和十三年八月資本金五百萬圓をもつて北京に設立せられ日華合辦組織を探るものとして同業中唯一の存在である。なほ北京における本業を細別すれば活版印刷三二、オフセット、石版印刷各一、型本六、印刷紙器製作一となつてゐる。

洋灰工業 啓新洋灰公司外三社に過ぎないが啓新公司は全支産額の四〇%を占めてゐる。それは豊富なる石灰石と割安な〇〇を擁する好條件により業績好調を見せてゐる。事變後は洋灰の需要急増につれて洋灰會社の積極的な進出が行はれ、華北の洋灰界は情勢一變するに至つた。西北洋灰廠は獲野セメントに、致敏水泥は警城セメントに接收されて操業を開始し、啓新洋灰もまた三凌、興中の手に買収され、また内地

當業者の共同出資によつて華北洋灰公司(資本金一千萬圓)が設立され目下工場を建設中である。同社の新工場は内地過剩生産設備を移轉、原料は琉璃河および將軍樹の石灰石を以てこれに當てる管で今後の華北發展を辿るであらう。次に華北における耐火煉瓦の自給を目指して設立された東亞窯業廠はこの程準備全くなり、いよいよ操業が開始されることとなつた。東亞窯業廠は華北燐土鑛業股份有限公司と德盛窯業廠の共同出資の下に昭和十七年五月十五日創立され、資本金六十萬圓(公額拂込済)の日華合辦會社で、順次技術の改善と増産により華北の製鐵煉瓦工業に絶対必要なる耐火煉瓦の供給を圖るものである。なほコンクリート管製造については華北交通、華北電々華北電業の三社ではかたて日本コンクリート工業と提携し、コンクリート管製造會社設立を計畫中であつたがいよいよ近く具體化の見込みとなつた。新會社は資本金八十萬圓、日本コンクリートの技術的援助により三社の必要とする電柱その他を自給自足する計畫の下に設立されるもので相當期待されてゐる。

紡織業 華北の紡織業は棉花増産計畫と

併行せしむるためには三百萬圓程度に擴張を必要とされるが事變前の農民購買力の實情に鑑み、適當り百五十萬圓の設備にまで再建乃至復興の度を進めることが適當とされてゐる。さらに國籍別内洋は河北省邦資本一、華資本五、日華合辦資本一、山東省邦資本一〇、華資本二、山西省華資本五、合計邦資本二一、華一三、日華合辦一、總計三五工場である。また紡績築建設地としては従來のものより奥地主義に移行すべく豫定されるが、これらの地が棉花採地たるのと同時に奥地購買力の増進が基因をなしてゐる。なほ河北、山東、山西三省における綿糸、綿布需給狀況は次の如くである。

△綿糸 (昭和十三年七月現在)

華北紡績生産額	千俵
供給額	八
移出額	五
華北需要額	五
△綿布	
華北紡績生産額	千疋
供給額	五
移出額	五
華北需要額	五

輸出額

一、五〇
一、九〇

華北需要額
さらに昭和十四、十五年の二箇年間における綿糸布出来高ならびに移入高統計は次の如くである。

華北綿糸布出来高

昭和十四年	綿糸	三三〇,〇〇〇俵
	綿布	三〇,〇〇〇俵
昭和十五年	綿糸	一七〇,〇〇〇俵
	綿布	三〇,〇〇〇俵

華中、華南綿糸華北移入高

昭和十五年	一綿糸	五,〇〇〇俵
	一綿布	六,〇〇〇俵

昭和十四年 一〇〇〇萬圓

昭和十六年 一〇〇〇萬圓

毛織工業 羊毛の品質から産地近くでは概ね紡毛およびカーベットの生産が行はれ

る。邦産による毛織工業は昭和三年天津開港洋行紙靴廠によつて開始されたのが嚆矢

で、事績後滿蒙毛織會社では華北羊毛の自給自足による大陸羊毛工業確立を目指し、

北京、天津、濟南、石門、太原、張家口、厚州の七營業所、開封、青島、徐州、大同

包頭の五出張所の有機的活動により、産別羊毛の輸入杜絶の困難を華北羊毛の増産日

足により打開せんとしてゐる。綿紡も毛織物品の現地調製主義に基き、華北、蒙疆に公

大毛織廠を設け華北産毛のみを以て製糸、製絨に當つてゐる。また東亞毛織會社は各種獸毛の選買加工、梱包、加工製品販賣を目的に活動してゐる。

綿織工業

山東省芝罘、周村地方に備在してゐる。芝罘は背後地に松蘿及び絹織製

織を有し臨邱地方の養蠶及び綳絲、張店、青島の滌絨糸、周村の絹織物が知られてゐ

る。邦人經營工場青島毛織は事變後日華興業會社に經營權を移したもので綿糸工業及

び加工縲布を營んでゐる。人絹織物は山東省周村、河北省高陽が中心地であり周村の

製品は京津へ出荷してゐる。土布工業は山東省濰縣及び河北省贊皇、高陽地方が盛ん

で手工業よりも機械力によるものが多く河北省のみでも毎年約二千萬元以上を製造して

ゐるが最近綿糸入手難から紡績基地方面への施設移轉傾向が多くなつて來てゐる。

鹽運工業

山東鹽、長蘆鹽を原料とする

青澤工業の建設は華北に於ける肥料自給の立

立場からも緊急を要するものとされてゐるが華北に於ては永利化學工業公司によつて

代表されて蒙疆地方の天然曹達は市場に獨

自の存在を保つてゐる。永利製曹達灰と苛性曹達は既に上海市場において久しく英商

ブランチンド品と競争の立場にあつた。しかし

日本における需要激増と價格の昂騰と

は原料關係で絶對的優越性をもつ現地生産の將來性を極めて樂觀的に暗示してゐる。

鹽類工業

輸入品特に日本品に壓迫され

たの大部分が山東、河北兩省における硝化染料類の原料に使用されるため甚だ不振の狀

態におかれてゐる。東京ロール糸の京津工業工司では副業として製業工場を有し、鶴

谷製業工業所は鹽業工業公司を設立してゐる。

精鹽工業

全支第一の精鹽業者久大精鹽

公司を中心し近代化を示し長蘆鹽、山東鹽を背景に今日の大を成したため東洋化學工業會社は東洋紡の子會社で長蘆鹽の精鹽

ならびに長蘆鹽から生ずる數十萬噸の苦汁を分離處理により飛行機素材として有用な

金屬マグネシウムを採取および硝土、白硝より硝石の分解採取を行ひまた土鹽、自然岩鹽より硝石を抽出する分離操作を行ふ

ものである。

硝寸工業

事變前日本側は青島および天津に華北硝寸聯合會、中國側は山東火藥同業工會があり、取資競争が行はれたが事變

に対する青島、濟南硝寸界の打撃、太原工場停業、冀東貿易の解消、加ふるに天津の硝寸工業は直接調製を受けざりしたため品不足

需要激増に事變後順に恐慌を極め一方青島

の樽寸工場も復活しつゝある。而して天津樽寸を中心とする販賣系統は大變化をきたし、天津邦資株式会社は、華人側の手を頼はさず奥地に直接供給しつゝあるが、この間昭和十四年天津に總社を天津、青島、上海に各分社、北京、滄州、濟南その他中國各地に支社を置く中華全國火柴業聯合社が復活し、樽寸の生産販賣を調節して配給の均衡を期しつゝある。その所屬工場数は日本側八工場、華側五十三工場、日華合辦一工場、合計六十二工場でその生産量は中國總約七五%、日本側二五%である。

護謨工業 北支における護謨工業は邦人の獨壇場である。元來邦人工場設立の時期は一九二四年の蔣政權の邦品阻止對策によるもので、ゴム工場は昭和四年成立せる邦資の青島膠皮工廠が濫觴であるが、該工場は事變後共和ゴムに合併されて現存せず、以來昭和五年より同九年迄に現存の左記工場の設立を見たも、事變に遭遇して四工場は破壊され、昭和十三年阜軍の青島上陸と共に鋭意復興に着手せし結果、同年末に操業を開始するに至つた。現存工場は邦資六工場、日華合辦一、計七工場である。青島ゴムの製造品目は自動車タイヤ、チ

ューブ、自轉車タイヤ、チューブ、ベルトホースその他工業用品を主なる製品としてゐる。日本ゴムの工場は池下足袋、ゴム底布靴、總ゴム靴、膠球およびテニスボール、網球、テニスを製造してゐる。

大裕膠皮工廠はゴム布底靴、共和ゴム工業はゴム靴およびレザ。豊和ゴムは天津の昌和洋行の進出せる會社にして自轉車、洋車各タイヤ、チューブ、ベルトホースその他工業用品等を製造してゐる。他に同泰膠皮工廠の工業用品、山東膠皮工廠のゴム靴等である。これが年産額は概略四千五百萬圓に上り販路は華北一圓および上海の一部である。生産設備およびこの生産額は青島ゴムおよび日本ゴムが圧倒的にして次に遼和ゴムの廠である。ゴム原料は將來は入荷好調の見込なるネオプレン系、薬品等の不足は生産能力に樂觀を許さぬ状態にある。從來華北における自轉車用タイヤ、チューブならびに洋車用タイヤは殆んどダウソングに獨占されたが、邦人工場設立後は次第に生産額を増加し、事變前一箇年の生産額は約三百萬圓にも上つた。なほ邦人工場中、補助足袋工場は第一期計畫として工場建坪五百坪、日産能力はゴム靴一萬足

とされてゐる。セルロイド工業 從來見るべきものが無かつたが豊富な棉花のリンダーに質目したのが大日本セルロイド會社で、リンダー工場を設けてセロファンの大氣生産をなすほか棉質油、ペイント、肥田粉その他副業的生產をも行つてゐる。

染料工業 染料工業の發達してゐるのは天津であるが、同地六工場中、邦人側は四工場で最大の維新化學工藝社は硫化黒および硫化靑を製造してゐるほかは硫化黒製造を専門としてゐる。三菱系の維新化學工藝社工場の規模は敷地一萬坪、工費二十四萬圓、資本金百萬圓で、販賣地域は河北、山西兩省で三菱商事を通じて一手販賣してゐる。

塗料工業 支那産の胡麻油、桐油を使用してゐるがまだ發達を見せず、滿洲ペイント、大日本ペイント、東亞ペイント、關西ペイント各社が市販戦に當る一方、支に互り大規模の工場建設計畫を擲つてゐるうち東亞油漆公司是舊東亞ペイント系の買収工場であり日本工業界において將來を期待してゐる。なほ日本ペイント株式會社ではかつて内地工場の遊休設備をもつて華北への工場進出を計畫してゐるが昭和十七年

三月敷地約十萬坪を手當し工場建設に着手することになった。而して該工場は北支日本ベイントとして資本金百萬圓をもつて經營される。

製藥工業 従來華人の西藥工業を中心に發達して來たが、近代化學工業としての製藥業は發達を見なかつた。萬有製藥を主體とする資本金百萬圓の北支製藥株式會社は北京市内約一萬坪の敷地に工場を、主として山東、河南および中南支の小兒に多い風土病、カラザール病の特効藥の製造、黃麻からエンエドリン、動物肝臓からエキスの製造等をはじめ砒素原糖より梅毒、花柳病藥たるサロバル酸ナトリウムの製造を行つてゐる。

石鹼工業 原料豊富と小資本經營の可能なる點より従來他の工業に比し發達してゐる。従來の内地品の輸入は邦人の化粧品に過ぎなかつたが事變後漸次進出を見つゝある。

油脂工業 原料に恵まれて山東省に盛んで土法、新式の兩工場が多數ある。特に落花生工業は青島に五十餘の工場あり、山東特産の尤なるもの、天津油廠は大坂平野製油の經營にかゝり同地の大阪合同工場は染色纖維工業用油脂製造を行ひ正華油廠も邦

資工場の一つである。而して三井、三菱、大華火油の各支店では昨夏ごろより棉實、落花生などを主原料とする植物性潤滑油の現地生産を開始したが本年三月當局より右三社が華北における潤滑油生産の指定業者となるにおよび、それ、工場を擴張、本格的生産に着手した結果、最近では内地以上の優良品の生産に成功、當局の刺激に従ひ市販を開始した。なほ華北油料協會では時局下各種油脂の代用潤滑油化の研究調査を進めてゐる。

製紙工業 華北の市場は年額三、四億圓の輸入によつて占められ在來の連史紙、毛邊紙、畫心紙、自用紙、表心紙は地方的需要を充してゐたに過ぎなかつたが、華北に産する章がバルブ原料となつて着目するに至り、昭和十一年東洋製紙會社が工場を設けた。第一期計畫は章から章バルブを、福州材からはクラフトバルブを重亞硫酸マグネシア法で製造し、葦伐採より製紙に至る一貫作業により毛邊紙、有光紙、兩重クラフト紙および筋入ハトロン、印刷紙、ブルース、模造紙、合計〇・〇萬噸の製紙が豫定され、バルブ國策の立場からまた農民救済の立場から多大の意義を以て將來を注目されてゐる。また大昭和製紙も高家莊に工場設備を

なし、日華合辦にて經營を開始された。太原の二工場は王子製紙の委任經營、濟南の華興造紙は東洋製紙工業が企業に参加し西北實業公司製紙廠は資本金四十五萬元を以て設立された省營工場で印刷紙、包裝紙その他で王子製紙が委任經營し信恒製紙廠は資本金四十萬元で設立、各種紙製造同じく王子製紙の委託經營である。北京には昭和十四年末設立の大信製紙工場あり十六年五月操業を開始、ハトロン紙を製造、その他初起(華系)燕京(日系)各造紙廠があるが何れも中小工場である。また卷煙草製造の必需原料たるライス・ペーパーの自給自足を目ざして設備を完了、試製開始の運びに至つた三島製紙工場では、昭和十七年十二月中旬現地當局の登記も済み、近く華北最初の地元製品が出来ることになつた。これについて濟南造紙廠(東洋製紙系)も製造開始の見込であり、なほ華北においてはこのほか太原造紙廠も同紙製造に着手してをり、全華北のライス・ペーパーの需要をこの三工場において賄ふこととなり期待されてゐる。また華北東亞煙草では時局の要請にかんがみかねてからライス・ペーパーの自給體制を企圖し三島製紙と共同で大陸製紙株式會社(資本金一千萬圓)を創設すべく準備

中であるが、當分の認可あり次第運営を開始する。これが實現の際には華北の自給體制の促進強化に寄與するものとして各方面で期待されてゐる。なほ同社は自社のみならず他の同業者間にも協同する。

製粉業 製粉供給は事變前地元の生産額は需要の半ばに達せざる状態で華北食料問題の一大懸案とされてゐたが、大東亞戰爭勃發後米産物の輸入杜絶により、よく今後は華北小麦増産計畫による原料小麦の供給増加と日本製粉各業者の進出による日清製粉、日東製粉、日本製粉系東亞製粉、旭元製粉の増産擴張が期待され、延いては日滿華を通ずる食料政策上、華北製粉事業の將來には多大の注目が拂はれてゐる。また製粉工業は味の素本舗鈴木商店經營の天津工業會社が代表的のもので月産能力は最大一萬貫といはれる。

製糖及び酒精工業 微々たるもので薄益営業規模の濟南工場は事變後、東亞興業が繼承してゐるが濟南地方は原料に富み將來發展の餘地はある。

醸造工業 麥、大豆、葡萄等の原料に富み將來性を有する。現在大規模な新式醸造工場は極く少數に止り、聯合盛啤酒(五星一フアイブ、スター・ビール)大日本麥酒會

社、U・L・ビール等が名譽を博してゐる。北京麥酒會社は昭和十三年十一月大倉商事哈爾濱麥酒、大日本麥酒、櫻麥酒の共同出資で現地麥酒の自給自足を目標し設立された會社で、資本金は現在二百萬圓である。支那酒(高粱酒)醸造は最も土着的な工業で所謂燒鍋で生産されその生産高は天津において毎年四百萬斤と稱せられる。日本酒の醸造は在留邦人の増加に伴ひます。日本酒の生産は北京のみにも十七工場、全華北では五十餘工場に達し、その醸造高約七萬七千石である。醸造家のうちには包米、高粱を原料とする醸造を工夫してゐる者もあり、また天津の昭和商會では理研酒加工工場を設け濃度の理研酒の生酒を輸入しこれを軽度に加工作してゐる。なほ青島における本年度新酒はいよゝゝ出廻り期となり早くも販賣が開始されてゐるが、醸造高は仕込の意外に低調に手當された關係で前年度と殆んど同額の好成绩で、地場酒だけで僅に需要を充して餘りあるといはれてゐる。

洋酒は外國品に依存し小規模の數工場を見るに過ぎず、清涼飲料は殆どサイダーに限り優良品は依然輸入に依つ状態である。醬油醸造工場としては安鏡醬油工廠(天津)野田醬油工廠(北京)林鏡北支醸造部(北京)、

岩木商店(青島)、富士食油加工廠(青島)等が主なるもので他は殆ど家内工業の範を出でぬが、邦人の供給は現地に於て需給する状態となつてゐる。

鹽鹵工業 由來華人が粗食に甘んじ需要少きため振はず、殊に近年日本鹽詰の進出に現地製品は押され勝ちである。

鹽鹵加工工業 製蛋業といひ、河北省、山東省により多く、從來外國資本による經營が壓倒的であつた。鹽鹵を乾燥したる粉末を菓子原料として輸出し、華北では棉花に次ぐ重要輸出品である。

製氷及び冷蔵業 天津製氷會社、大連製氷青島支店、北京製氷會社、日本水産北京製氷冷蔵工廠が主なるもので、夏季における人造氷の販賣ならびに獸肉、鶏卵、鰵等の輸出、鮮魚の輸入および保存に重要な役割を占め山東牛肉の對日輸出は冷蔵工業に負ふところが多い。

皮革工業 古い歴史を有し京津地方が旺んでゐる。日本皮革投資會社は裕津製革公司を天津に設立し、關組商事會社は北京に工場を設け、鐘紡は天津北洋皮革工場を買収し公大皮革廠とし、それら皮革工業へ乗り出してゐる。なほ皮革産業における重點會社は日本皮革(大石系)、山陽皮革(川西

清司、新田調停(新田愛樹)の三社でうち日本皮革が全生産の五割を占めてゐる。

〔華北皮革統制協會〕 華北における毛、原皮の收買、配給、加工、輸移出入等に関する一貫せる強力統制機構としてかねて設立準備中であつた華北皮革統制協會は昭和十八年六月十五日北京飯店に創立總會を開き正式成立を見た。同協會は日華合辦の資本金三千萬圓の出資組合で、代理會長實業總務局長田開先、代理事務理事占野晴年(華北總華改進黨事務理事)をはじめ役員が實業總務から指名された。

交通・通信

(一) 交通

鐵道 英米の侵略の手段に供され、軍閥の政略の對象となつてゐた北支、張羅の鐵道を正しし使命に對して華北建設の大動脈たらしめようとしたもの、それは昭和十四年四月の華北交通の創業であつた。創業當時の北支、張羅の鐵道營業料は四、九五五料、それより四年有半を経た昭和十八年九月末における營業料は六、〇八二料、事業前の營業料は未だ鐵道に殘されてゐる

融海線の開封以西を含めて五、七〇〇料であつたことを思へば、新線建設が如何に旺盛であつたかを知り得よう。しかも狭軌であつた石太線等を圓軌に改め、その他事變前の不備な面目は全く一新されてゐる。新線の建設は地下資源の開發を中心にして遂行された。今は華北の一大兵站基地たる使命の發揮へ輸送力の増強のために改良工事、建設工事が望まなく推進され、大東亞共榮圏の中核たる日滿華の紐帶の強化に總力を擧げて邁進しつつある。現在營業中の主要路線は次の如くである。

京山線、京漢線、津浦線、京包線、京古線、膠濟線、石德線、石太線、同蒲線、龍海線

かくの如き路線の伸長と施設の充實は必然に輸送能力の著しい強化となつて示され十七年度末のダイヤ面の列車走行料をみれば創業當時の三倍、事變前に比べて四倍半に當るのである。輸送実績も年々上昇の途を辿り

- ▽營業貨物發送總數
- 昭和十四年度 二〇パーセント
- 同 十七年度 三六パーセント
- ▽旅客輸送人員
- 昭和十四年度 二〇パーセント

昭和十七年度 三〇パーセントといふ數字を示し、これは事變前の輸送量を遙かに抜くものである。

大東亞戰爭の勃發以來兵站基地としての華北の機能を十二分に果すべく輸送能力の最高發揮を要請されるに至つたが、日滿華交流物資の激増をはじめ重要物動物資および生活必需品に對する計量統制輸送の強化等にも施設の不備を克服し、採算を全く度外視して時局の要請に應へつゝある。

自動車 北支の自動車交通事業は從來政治情勢の不安定、文化、經濟の未發達、それに地形による自然的障礙等により著しく發達を阻害され、その路線も單に省城を中心とした短距離線とか、鐵道の培養線として極限した地域にだけ發達してゐた。各省を中心とする路線網の建設は漸く事變二年ごろから旺盛となつた。華北交通の經營線はこの路線網に新建設線を加へて今日既に一萬八千料におよび、鐵道路線から輿地へへと延び、輿地開發に重要役割を擔つてゐる。

華北交通の自動車事業經營地域は河北省、山東省、山西省(以上全省)、江蘇省北部、安徽省北部、河南省北部に亘るものであるが創業以來の營業料は著しい躍進を続け本

年四月にはすでに四倍を超えに至つた。また車輛の保有数も事變前の状況を遙かに凌駕し、路線の擴大、車輛の増備とともに治安の恢復、産業開發の進行は輸送成績の上に如實に反映してゐる。

▽營業貨物輸送施設

昭和十五年度 二〇〇パーセント

同 十六年度 二二〇パーセント

▽旅客輸送人員

昭和十五年度 一〇〇パーセント

昭和十七年度 一五〇パーセント

華北建設の促進には食糧の確保が基礎をなすことはいふまでもなく、その點において季節的繁閑に直ちに對處出来る自動車の價值はいよゝゝ大きく評價されるのである。

内河水運

北支の内河川運河は古くから拓かれ、産業、文化の源泉となり、或は水運の動脈となつて現在の北支を創造したのである。即ち南北大運河流域における通縣、天津、德縣、濟南、韓莊、淮陰等の都邑の勃興は河川運河の力によるともいつてよく過去において最も重要な輸送路であつた内河水運路は、今日においても河川流域の開墾に重要な役割を果たしてゐる。併し北支河川の特色として、河川の水深が十分でな

く屈曲極めて多く、また季節的障害(冬の結水と、夏の洪水春の濁水等)が存在する等の缺陷がある。この缺陷の排除については現在建設總署の手で治水五箇年計畫が施行され、華北交通がこの計畫と並行して内河水運の機械化を中心とした五箇年計畫を獨立實施してゐる。華北交通の運營する内河水運の營業料は四千三百餘料におよび、河川別には次の如くなる。

東北河、北運河、保津運河、子牙河、南運河、黃河、大運河、小清河、鹽運河

鹽船狀況は旅客輸送に汽機船を、貨物輸送に民船を充て、民船は主として船主公會を通じての儲船であり定期または不定期船團として運船されてゐる。この運營は天津濟南の兩鐵路局に集中され強力な船運統制を行ふとともに、昭和十八年春より重要河川を指定して輸送の強化に努めてゐるのである。輸送貨物についてみれば次の如く創業當時に比し飛躍的向上を遂げてゐるのである。

▽旅客輸送人員

昭和十四年度 二〇〇パーセント

同 十七年度 五五〇パーセント

▽貨物輸送施設

昭和十五年度 二〇〇パーセント

昭和十七年度 四四〇パーセント

華北の主要港としては秦皇島、

天津、龍口、芝罘、威海衛、青島、連雲、

塘沽がある。天津は上海に次ぐ中國第二の

貿易港、青島は一地方港として發達して來

たもので吞吐量も見ると驚かぬが、華北

の港灣の特徴の最大のもの、悉く鐵道の

終端港であること、華北交通が鐵道、

自動車、水運の交通事業を綜合運營すると

ともに塘沽新港、連雲の兩港および六碼頭

を經營し水陸交通の一貫經營に意を注ぐ所

以である。華北交通の經營する碼頭は天津

特三區碼頭、塘沽、新河、拓商局、北砲臺

の五碼頭および浦鹽碼頭であるが、各碼頭

能力の増強の結果逐年著しい發展を遂げて

ゐる。

華北交通株式會社

華北交通株式會社は、今迄支那事變のさ中に華北の上と人とを拓き育むべき責務を負つて昭和十四年四月十七日、中華民國臨時政府令に據つて創設された中華民國內務部特殊法人であつて、單に交通機關の運營だけを掌る交通會社である。すなはち日、華、蒙の協力の上に創設された特殊會社で、北支、蒙疆における交通、運輸の發達統制を隔るため鐵道、自動車、内

國水運及びその附帯事業を営む。配當についてまたその損失については特別に保證されてゐないが、社債發行限度は拂込株金の三倍までと規定されてゐる。現在の社員數は約十五萬人、そのうち日本人四萬二千人、中國人十萬八千人で、日華従事員一體となつて交通網を媒體に八紘爲宇の大理想實現へ挺身しつゝある。事變發生以來皇軍と形影相伴ひ、武器なき戰士となつた殉職社員は既に千數百名を超える。これら社員の活動を規制する會社體制は次の如くで、宇佐美總裁を陣頭に適材適所主義の實踐が期待されてゐる。

華北交通組織一覽表

(昭和十八年九月現在)

總裁宇佐美寬爾 副總裁後藤徳次、周培炳
 ▼理事佐原憲次、陶尚銘、平井喜久松、王煥文、加藤伸二、平田鐵一郎、市川健吉、三浦七馬、周慶漢、趙心書、監事池井啓次、御影池辰雄、王桂林、顧問山口十助
 ▼業務審議會
 ▼輸送委員會
 ▼防空總本部
 ▼糧食收買班

▼監察室 (參與監察、監察、總務係) 秘書長
 ▼總裁室 (主事、秘書主幹、文書主幹、人事主幹、監理主幹、調査役)
 ▼總務局 (參與局長、參與、庶務主幹、庶務係、文書係、翻譯係、特信係、要員主幹、功績調査係、養成主幹、練成係、勞務主幹、給與主幹、厚生主幹、福社係、住宅係、保健主幹、調査役)
 ▼主計局 (參與局長、營業費主幹、事業費主幹、決算主幹、會計主幹、出納係、貯金係、計算係、總務係)
 ▼資材局 (參與局長、參與、資材管理主幹、資材第一主幹、資材第二主幹 | 社内用品係、總務係)
 ▼資業局 (參與局長、參與、交通主幹、經濟主幹、總務主幹、弘報主幹、統計主幹、調査役、總務係)
 ▼運輸局 (參與局長、參與、旅客主幹、貨物主幹、配車主幹、運轉主幹、調査役、總務係)
 ▼自動車局 (參與局長、參與、整備主幹、自動車運輸主幹、自動車技術主幹、總務係)
 ▼水運局 (參與局長、内水主幹、碼頭主幹、技術主幹、總務係)

▼工作局 (參與局長、參與、工廠主幹、車輛主幹、機械主幹、總務係)
 ▼工務局 (參與局長、參與、鐵路主幹、構造主幹、停車場主幹、建築主幹、水道主幹、總務係)
 ▼電氣局 (參與局長、參與、通信主幹、信號主幹、總務係)
 ▼建設局 (參與局長、建設調査主幹、工事主幹、總務係)
 ▼警務局 (參與局長、參與、警備第一主幹、警備第二主幹、警保主幹、警路第一主幹、警路第二主幹、總務係)
 ▼參與
 ▼東京支社 (技術監、總務部、經理部、資材部、調査役、大阪事務所、東京生計事務所)
 ▼鐵路局 天津、北京、張家口、濟南、太原、開封 | 防空本部、總務部、經理部、運輸部、工務部、警務部、中央鐵路學院、鐵路警務學院、鐵道技術研究所、保健科學研究所、中央生計所、總工藝成所、用品事務所 (天津、北京、青島)、華北交通印刷所、中央鐵路農場、華北事情案内所、包頭公所、食堂軍事事務所、海州臨時軍事事務所、建設事務所 (北京、石門、濟南)、營林事

務所、交通圖書室、無線監音所、傳書
 鳩育成所、整備大育成所、清化折廻事
 務所、塘沽新港港務局、連雲港港務局

【華北交通十七年度營業成績】昭和十七年
 四月の第五回臨時株主總會において資本總
 額三億圓を一億圓増資し四億圓としたが、
 現在の出資状況は次の如くになってゐる。

▽北支那開發株式會社 四七〇萬株、二二、
 五〇〇萬圓

會社名 創立年月

華北車輛	一九二六	資本金	一〇,〇〇〇
華北運輸	一九二〇	(單位千圓)	八,〇〇〇
天津交通	一九一九		六,〇〇〇
青島交通	一九二七		二,〇〇〇
蒙疆汽車	一九二五		一,九二五
青島埠頭	一九一九		五,〇〇〇
青島水道	一九二二		一〇〇
青島興發	一九一九		一〇〇
華北再生工業	一九二六		一〇〇

(其他山海關汽水にも投資す)

十七年度の投資は華北車輛、華北運輸、
 青島埠頭、青島交通、華北再生工業等へ八
 百二十五萬圓である。これらの關係會社の
 うち華北運輸股份有限公司は鐵道沿屬運輸

〇〇〇萬圓

▽華北政務委員會 九〇萬株、四、五〇〇
 萬圓

十七年度の營業成績は收入四億七千九
 十九萬八千圓、支出は四億四千五十八萬圓
 で差引利益金は三千百四十一萬七千圓とな
 る。

【華北交通株式關係會社】現在における
 華北交通株式會社の關係會社は次の九社で
 る。

資本金	出資額	法人格
(單位千圓)	(單位千圓)	
一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	日本普通
六,〇〇〇	六,〇〇〇	中國普通
二,〇〇〇	二,〇〇〇	中國普通
一,九二五	一,九二五	日本普通
五,〇〇〇	五,〇〇〇	蒙疆特殊
一〇〇	一〇〇	日本普通
一〇〇	一〇〇	中國普通
一〇〇	一〇〇	日本普通

事業(即ち小運送業、これに關係ある努力
 請員及び供給、倉庫營業、委託賣買業、資
 金の融通、代辦および保證行爲等)の華北
 における一元的運營機關であり、昭和十六

年十月華北交通六百萬圓、北支那開發百五
 十萬圓以上現金、國際運輸四百萬圓、福
 昌華工五千萬圓(以上現物の出資で、資本
 金二千二百萬圓)で創立されたのである
 が、十八年六月八百萬圓を増資して資本金
 總額二千萬圓となった。

華北車輛株式會社は鐵道車輛ならびに同
 用品類の現物自給を目的として華北交通を
 最大の株主に昭和十五年六月三千萬圓の資
 本で(現物二百萬圓、現金二千八百萬圓)創
 立されたもので、營業種目は各種鐵道車輛
 自動車車輛および小型船舶の製作、組立、
 修理ならびに販賣、信號機および保安裝置
 用機械器具類の製作ならびに販賣、橋桁、
 鐵叉、ハンドカー、トローリ等各種鐵道用
 品類の製作ならびに販賣等である。

海運 支那の海運業は列強の勢力に制
 壓され、半植民地的特殊性を存してゐる。事
 變前においてはイギリス船舶の就航は四十
 五萬噸、全支航運收入の五五パーセントを
 占めたといはれる。事變後支那船はわが海
 軍の封鎖により全滅に類し、わが配船は漸
 次増加し、當局も對支航海權を確立すべく
 昭和十四年八月資本金七千三百萬圓全額拂
 込の東亜海運會社を設立した。蔣加會社は
 日本郵船、大阪商船、日清汽船、蔣近海郵

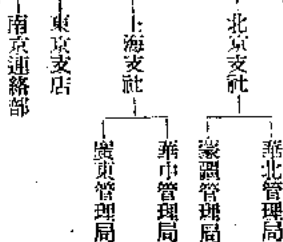
船、三井物産船船、山下汽船、岡崎汽船、阿波共同、原田汽船等である。またそのほか大連汽船、朝鮮郵船がある。一方支那側では昭和十五年七月至華北の中國船主、船員等の航運關係者を糾合し、華北航業總公會を結成し、航業關係諸團體の指揮統制に當ることとなつた。なほ東亞海運のほかには北支那開發會社投資先たる青島埠頭株式會社(取締役社長蒲生勇次、常務取締役木曾正道、佐々木憲)稻浦鹿藏、取締役清水文雄、神代新一、監査役穴澤貞利、岡田兼一)塘沽運船公司(専務取締役橋田英治、常務取締役石田芳雄、取締役白井喜一、島田信吉、監査役岡田虎二郎、穴澤貞利)、天津解船運輸株式會社(社長田尻昌次、常務理事石田芳雄、久野武雄)の三社がある。

航空 (中華航空株式會社)支那事業前北支航空を掌擧せる日華合辦專通航空公司を母體として昭和十三年十二月、臨時、維新、蒙疆三政府ならびに大日本航空株式會社の合同出資により航空線による旅客輸送ならびに貨物運送事業を目的として資本金六百萬圓をもつて設立せられたのが中華航空株式會社である。翌昭和十四年十二月に至り前記三政府より一齊に中華航空株式會社法令が公布せられ、こゝに三政府共通特

殊法人となり資本金を一億五千萬圓に増額した。事業前支那大陸における航空輸送事業は獨支合辦の歐亞航空公司、米支合辦中國航空公司により運営せられてゐたが、事變後においては日支合辦の中華航空株式會社が一元的に運営してゐる。昭和十八年十月末現在同社機構および運賃料金は次の通りである。

會社機構

本社



- 航空線路
- 北京—天津—濟南—徐州—南京(週六往復、料金一八五圓)
 - 北京—天津—大連(週三往復、料金八十五圓)
 - 北京—石門—太原—臨汾—運城(週三往復、料金一七〇圓)
 - 北京—石門—彰德—新鄉—開封(週三往復、料金一七〇圓)

(一) 週信

- 復、料金一三三圓)
 - 上海—青島—天津—北京(週三往復、料金二三五圓)
 - 上海—南京—漢口(週六往復、料金二〇〇圓)
 - 上海—蘇北—廣東(週二往復、料金三〇〇圓)
 - 南京—安慶—九江—漢口(週六往復、料金一五〇圓)
 - 廣東—海口(週二往復、料金二二〇圓)
 - 廣東—汕頭(週二往復、料金八〇圓)
- 概説 支那事業を契機として東亞新秩序體制の樹立を目的とする諸種の建設工作は著々と進行、且つ發展を見るに至つたが治安の確立、産業の開發、文化の向上等各般施設の先驅たるべき電氣通信事業が、從來經營の不統一、施設の不備に加へて普及程度極めて低く、且事變に因り相當の損害を蒙るに至つたため、上述各般の使命を完了することの不可能なるは勿論、日常の需要に對してすらも遺憾の點少からざる状態にあり、電氣通信事業の統一整備と圓滑なる運行は最も緊急視されるに至つた。こゝにおいて中華民國臨時政府は新事態に則り

國家的、社會的必要性に鑑み、華北電氣通信事業を統合一元化してその發達をはかるために昭和十三年七月三十一日「華北電氣電話株式會社條例」を制定公布し、翌三十一年日政府に対する諸手續を了し、こゝに日華合辦組織による本會社は衆望を摺つて誕生したのである。

華北電氣電話株式會社 「業務」 同社は支那事業勃發前後の蒼皇の間に創立以來、天津の水害、第二次世界大戦、さらに大東亞戰爭の勃發等に伴ふ幾多の困難を克服しつゝ、華北内は勿論、對日、滿蒙はじめ大東亞共榮圈通信幹線路の建設に銳意努め來つたのであるが、創立當時華北電政總局より繼承せる一九〇の營業局處は第六年度の昭和十八年一月末現在においては實に三二〇局處を算するに至つてゐる。またその通信線路も電信一九〇回線、電話二一九回線を算へるに及び、既に事業前のそれら施設を遙かに凌駕してゐるのであつて、これは今や會社が事業の職能によつて壊滅した通信施設の復舊工作を完了し、いよゝ本格的建設の段階に入つたことを雄辯に物語るものである。而もこの間、會社はその益におけるよりもむしろ實において劃期的な革新を遂げて來た。即ち昭和十四年濟南電話

公司の買収、同十五年天津英佛租界電話の接收、同十七年一月山海關および秦皇島電話施設の買収等により從來の不統一な經營形態を整理統合して一元の形態となし、また技術分野においては、老朽施設を逐次改善して最新方式を採用し、日本通信技術の眞價を發揮しつゝ諸施設の整備擴充に努めてゐる。なほ昭和十六年創業三周年にあつて斷行された機構改革により廣汎なる營業區域における社業運行の圓滑を期して地方分總制度が施行せられ、北京、天津、青島、濟南、太原に總局の誕生を見たが、續いて翌十七年の第二次改革に際し江蘇省徐州にも新たに總局が設置せられ、おのゝ管内現業務の管掌に當つてゐる。さらに同社は華北の資源開發政策に呼應して諸設備はじめ重要資源地區に對しては特權の地に拘らず優先的に局所の設備をなして増進促進を期し或は華北の金融制度の不備に鑑み、民衆の利便に資するたゞ獨特の創案による簡單送金方法として送呈金添附電報を實施し、また一方華文電報の普及に意を注ぐなど遺憾なく華北の特殊性に即應してゐる。大東亞戰爭の勃發は會社事業にも少なからざる影響を與へた。開戦以來敵性國家との間における一切の通信は杜絶し、對敵米

各地通信は微減するに至つた。併しながら今や舉軍の赫々たる戰果により大東亞共榮圈建設の歩は驚々乎として進められ、共榮圈内各地の通信は遂日その需要を増大し同社の對外通信取扱數も激増の一途を辿りつゝある。かくて同社は大東亞共榮圈下政治經濟はたまた軍事上最も重要な一翼を擔ふ華北において、治安の確保に専ら參戰華北の戰力の増進を目指して社業の完遂に萬全を期してゐる。

役員 總裁井上乙彦、副總裁許修直、取締役理事總務部長井上元紀、同營業部長渡邊晉二郎、同技術部長淺見親、同經理部長和田芳男、同稽查室統理夏爾初、取締役電氣通信學院院長陸家華、同北京總局泡漢生、同周大文、監査役大橋八郎、同祝喜元

電價 治安の恢復、赤業開發の進展に伴ひ鐵道沿線から漸次奥地に向つて通信網が擴大された結果電報取扱局所數は昭和十八年一月末現在において二二六局に達し一箇月約一五〇萬通の電報を取扱つてゐる。電報はこれを管内、東亞および國際電報に大別するものが出来るが、その中管内電報の取扱數が最も多く、東亞電報これにつき兩者とも著實に増加の一途を辿つてゐる。たゞ國際電報のみは時局を反映して非常に減少を示してゐる。以上によつてみて華北内および日、滿、華を結ぶ電信の重要性

は十分に續けられるが、なほ新たに共榮閣率下に參じた南方轄領域への通信線路の開拓による大東亞電信網の形成は時局下の急務であり、以て將來同社電信業務の進むべき道も口から明白なりといふべきである。

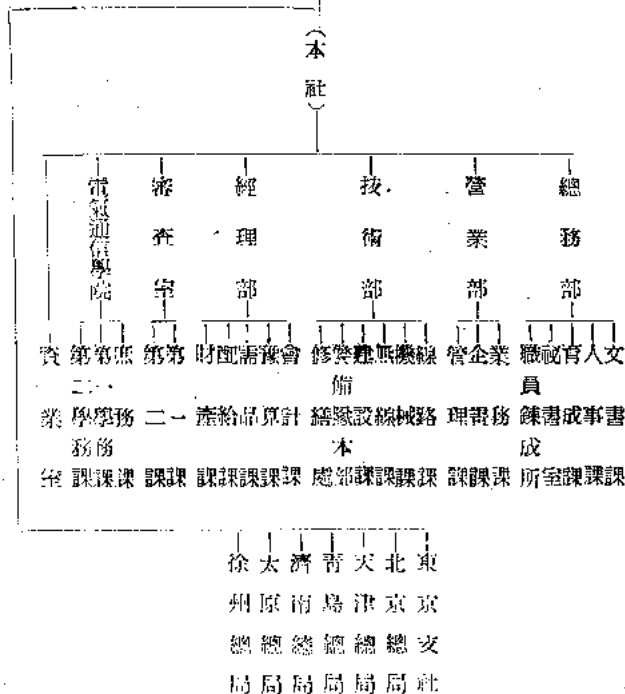
電話 治安の確立に伴ふ各種産業開發事業の進歩は電話の需要をいよく熾烈ならしめ、同社は鋭意これが擴充に努力してゐる。而して電話業務取扱局折数は、昭和十八年一月末現在において一四九であり、全管内に六萬三千餘名の加入者を有してゐる。由來、華北の電話はその施設の劣悪幼稚と交換作業の緩慢とをもつて知られてゐたが、支那事變勃發以來、邦人の自覺まじき進出により日葡兩國語が併用されるにおよびます。混亂を生じ、これが對策上新たな施設と技術が絶對必要とされるに至つてゐたところ、同社の設立せられるや、北京、天津、青島等大都市の電話は直ちに最新式の自動交換方式に改裝せられ、なほ殘餘の手働式交換局においても日本式の確かな手働訓練により著しい交換作業の向上が見られたのである。さらに日本科學の粹たる「無裝荷ケーブル」による長距離電話線擴充の結果、現在管内各都市間は勿論日本内地、朝鮮、滿洲、華北、蒙疆各地の主要都市等の間において一箇月約五〇萬度に上る市外通話が交されてゐる。

電業通信學院 日華社員の養成機關とし

て北京に電業通信學院が設置せられ、通信報國の決意に燃ゆる日華兩生徒は同生共死の誓ひも新たに融和團結、同社の事業經營に必須の業務ならびに技術上の特殊知識技

術のほか、鑛業修業に勵みつゝあり、すでに一千二百名の卒業生が各現業局所に配屬せられ、決戦下通信戰士としての自覺のもとに職域に奉公してゐる。

總裁 (本社)



青島特別市公署

市長姚作賓

青 島 居 留 民 團

青島特別市湖北路一七

電話代表(二)

八 一 七 六 番
八 一 八 〇 番

民團長 岡田 兼 一

助 役 森澤 磊 五 郎

會計主任 塚田 王 世

青島日本商工會議所

青島館陶路二十六號

電話代表(二七二五)番

青島館陶路二六號

山東輸出入組合

電話代表(二六九二)番
(六九三六)番

電話サンクミ

營 業 科 目

自 動 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車
 荷 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車
 人 力 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車 太 伊 牙 子 車
 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種
 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種
 其 他 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種
 ノ 他 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種 各 種
 ゴ ム 製 品

製 造 販 賣



鑫 和 護 謨 株 式 會 社

本 社 工 場 青 島 四 滄 路 四 一 號
 營 業 所 青 島 市 場 一 路 三 四 號
 販 賣 所 北 支 昌 和 洋 行

天 津 北 京 青 島 濟 南 開 封 芝 罘 太 原 張 家 口

東亞製粉株式會社

日華合辦會社 (當社經營)

本店 青島邱縣路七十八號

支店 濟南、天津

工場 青島二、天津一、濟南一

徐州一、芝罘一

出張所 北京、海州

成豐合記麵粉股份有限公司 (濟南)

寶豐合記麵粉股份有限公司 (同)

寶年合記麵粉股份有限公司 (同)

濟豐新記麵粉股份有限公司 (濟寧)

傍系會社

日蒙製粉股份有限公司 (蒙
平池泉)

營業種目

太陽牌地下足袋
 太陽牌運動靴
 太陽牌支那靴
 太陽牌足球靴
 太陽牌庭球靴
 太陽牌米一ル
 太陽牌夕イ
 太陽牌其他
 太陽牌製品一般

日本ゴム株式會社

青島工場

- 一、資本金 貳千萬圓
- 一、従業員 男女壹千貳百名
- 一、年產高 地下靴類壹千萬足

工場 青島市滄口滄台路

電話 三二二六三番

營業所 青島黃台路三五號

電話 三二四七五番

本社 久留米市洗町一番地

工場 久留米、福岡、京城、釜山、上海、遼陽、台北

營 業 科 目

自動車タイヤチユーフ
荷車タイヤチユーフ
人力車タイヤチユーフ
自轉車タイヤチユーフ
各種ベルトホース
各種ハツキング
其ノ他ゴム製品一式

製 造 販 賣



青島ゴム工業株式會社

本 社 青島市滄口滄台路一〇七號

營 業 所 青島市館陶路二二號取引所ビル内

北 京 東 城 象 子 後 坑 甲 三 號

支 店 天 津 日 界 大 和 街 三 五 號

上 海 外 灘 十 二 號 興 亞 大 樓 三 階

青島恩縣路貳號

山東窯業株式會社

電話 (2) 一四二二〇番

工場青島市外滄口

電話滄口六番

支店上海仁記路八一號

電話 二九七二四番
二〇四八〇番

青島恩縣路貳號

博山窯業股份有限公司

電話 (2) 七七七八番

工場山東省博山

電話 一四〇三番

營業課目

各種石鹼
各々リセリ
潤潤油製

山東油脂興業株式會社

事務所 青島恩縣路二號
電話 (2) 4381番
工場 青島滄口堽子

取 扱
品 目

棉花、綿糸布、毛及麻糸布、絹、人綿糸布
スワ、及雜織維並其製品及雜貨類
雜穀、土產物、油脂類、機械類、工業藥品、食料品



東洋棉花株式會社青島支店

青 島 河 北 路 二 三 號
運 話 二、八二八六—八二八八番

營 業
課 目

綿、絹、人絹、人織
織布及染色加工及販賣



株式會社 興亞染織工廠

青島濰陽路二七號
電話(三) 〇九三一六番

營 業 課 目

再生並製造維織
及其製品販賣



東洋纖維工業株式會社

青 島 四 滄 區
電 話 ⑧ 0864 番
② 6928 番

◎棉花、棉質

◎綿糸布、加工綿布、絹入絹糸布

毛織物、莫大小、布帛製品、吳服

◎雜穀肥料、油脂類、其他一般、土產品、廢袋、麻布

◎ゴム鞋、ゴム製品、食料品、和洋雜貨、カタン糸

縫糸、文房具、紙製品、石鹼、化粧品染料、工業藥品

木材、機械及同附屬品並ニ製作修繕其他雜貨、



江商株式會社青島支店

青島市堂邑路七號

◎二八八四 支店長席

◎四六三三 纖維原料部

◎二〇三一 加工作部

◎二六八六 布帛製品部

◎五二七二 穀肥部

◎六一二六 雜貨及機械部

◎八八五五 總務部

◎二一八七 會計部

◎二九六五 雜貨部

◎〇一七八 鐵工部

◎五〇七一 倉庫部

營業種目

落花生、落花生油、蓖麻子油、落花生粕、小麥
雜穀、麥粉、茶、皮革加工品、綿糸布、麻袋、
ベニヤ板紙、其他雜品、石炭、石油、鹽油類、
一般機械金物類

株式會社東和公司

青島奉天路八十五號

電話三〇〇三、三〇〇四、
三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七

製油工場、東和油房

青島華陽路三十四號

電話三一〇〇、三一〇一、
三一〇二、三一〇三

濟南出張所

濟南三大馬路緯三路

電話三五〇、九二四番

製品種目

三塔牌 金莉々牌

華一牌 双猫牌 泰山牌

莉々牌 發財牌 英女牌



華北煙草株式會社

社 長 林 薰


本 社 青島山東路一九六號

第一工場 青島鐵山路八三號

第二工場 青島大港二路六號
印刷工場

製造品種目

各種動力ポンプ・水力機・空氣機械・
 工作機械・鑛山機械・車輛機器部品・
 發電所建設用機器・製鐵所建設機器

 東亞重工業株式會社

本社工場 青島特別市滄口大馬路三號
 電話3-1732・滄口205-208
 分工場 青島市冠縣路一五五號
 營業所 青島市冠縣路一五五號
 電話 2-2161・2771
 北京出張所 北京市王府井大街金城大樓西階
 大阪出張所 大阪市東區今橋一丁目一五
 大阪營業所 大阪市北區堂島堂ビル四階

營業科目

鐵道・鑛山・電氣・汽罐・水道・化學・船舶・運搬
 工作・土木・建築・紡織・製紙・農業用・各種機械
 器具並ニ部分品及ボルト・リベット類製作

工場設備

普通鑄物工場・砲金鑄物工場・電氣鑄鋼工場
 硬鉄鑄物工場・可鍛鑄鐵工場・機械工場・鍛
 鑄工場・木工工場・引拔鐵工場・釘工場・鑄入工場
 特殊鑄物工場・物理化學試驗室・其他完備

 株式會社 豐田式鐵廠

青島大水清溝

電話(三) { 一六六四四
 一六六七七
 〇一〇二二
 番番番番番

天津興亞第一區旭街二 天貿大樓

華北交易統制總會 天津支部

電話代表二局二七六〇番

營業種目 製 冰 業
一般冷藏保管業

ライオンサイダー

青島寶山路七號

大連製冰株式會社青島支店

電話(2)

三〇二三番
二八九〇番
三五四六番

濟
南
居
留
民
團

民團長 興 津 良 郎

濟南日本商工會議所

濟南一大馬路緯五路一六三號

會 頭 高 岡 謙 吉

副會頭 森 本 德 馬

副會頭 淺 井 秀 次

理 事 堂 西 司 馬 次

常務委員 淺 野 十 二 生

同 加 藤 五 一

同 生 川 庄 吉

一 般 銀 行 業 務
貯 蓄 銀 行 業 務
民 國 金 庫 運 務 取 扱

山 東 省 濟 南 市 商 埠 經 二 路 緯 三 路



株 式 會 社
濟 南 銀 行

代 表 電 話 濟 南 三 九 九 〇 番

振 替 下 關 七 一 八 五 番
天 連 三 六 三 〇 番

支 店 青 島 市 場 一 路 代 表 電 話 青 島 二 一 三 〇 〇 八 番

徐 州 大 馬 路 代 表 電 話 徐 州 三 七 一 番

張 店 二 馬 路 代 表 電 話 張 店 一 四 番

德 縣 馬 家 湖 口 家 街 代 表 電 話 德 縣 二 一 番

臨 德 新 市 街 代 表 電 話 臨 德 二 番

濟 寧 後 申 家 口 代 表 電 話 濟 寧 二 〇 〇 一 番

(二) 放送

概説 華北の放送事業は支那事變の勃發を契機として著しい變遷を呈するに至つた。即ち事變前にあつては舊國民政府所管のもの、民營のもの、第三國運営のもの等亂立し、技術的設備はいはずもな番組編成のごときも難雜を極め歸一するところを知らなかつたのであるが、事變勃發とともに軍の指導監督下に日本放送協會北支派遣員の努力によつて漸次整備が加へられ、昭和十五年七月日變變方の出捐による財團法人「華北廣播協會」の成立を見るに及んでこゝに華北放送事業の恒久的經營形態が確立されるに至つたのである。

なほ同協會は自立的運営への一歩を踏み出したため昭和十七年六月から北京、天津、青島の三市において月額一圓の聴取料を徴収するに至つた。昭和十七年七月現在における同協會所管の廣播電臺(放送局)は北京ほか十局を算し、播道、健全娛樂放送などの文化的使命の達成に努める反面、或は日華兩國政府の綱領政策の宣傳徹底に、或は敵性謀略宣傳の粉砕に、或は軍車共榮團建設に遠慮なき協力力を示してゐる。なほ華北のラジオ聴取は許可制を施行し、前記

のごとく北京、天津、青島の三特別市においては聴取料を徴収してゐたがさらに本年に入り濟南、太原の二地區においても料金徴収を開始した。右五都市における加入者數現況は二二〇、五七五である。聴取に要する手續としては在留邦人は所轄領事館または領事館に、華人は華北政務委員會であるが、願出受付は廣播協會およびその所屬廣播電臺で一切これに應じ、願書用紙も備へつけてある。なほ許可料は無料である。

華北廣播協會法

- 第一條 華北政務委員會は北支那に於ける放送無線電事業の統合發展を圖る爲華北廣播協會を設立す
- 第二條 華北廣播協會は中華民國附屬法人としての事業を営むことを以て目的とす
- 一 放送無線電事業
- 二 前條の事業に附帯する事業
- 三 前各條の事業經營に必要な他の事業に對する出資
- 第三條 華北廣播協會に理事十二名以内及監事二名を選出することを得
- 理事及監事の選任及解任は華北政務委員會の認可に依り之を定む
- 第四條 華北廣播協會に會長一名を設け理事の互選に依り之を定む
- 會長の職權及廢職は華北政務委員會の認可を受けることを得

第五條 理事を以て理事會を組織し重要なる事項を議定す

第六條 理事の任期は四年とし監事の任期は三年とする

第七條 華北廣播協會の附隨行爲の變更及解散の決議は華北政務委員會の認可を受けることを得

第八條 華北廣播協會は理事會の重要な決議事項計程決算及決算に關し華北政務委員會に報告すべし

第九條 華北政務委員會は華北廣播協會に對し必要なる助成を爲すことを得

第十條 華北廣播協會の事業に關しては特に定むるものを除くの外一切の租税及公課を免除す

第十一條 華北廣播協會は事業經營上必要あるときは他人の土地建物其他の物件又は權利を收用し若し使用し又は權利の行使を制限することを得

前項に關する損害の賠償及買取價格の算定方法は華北政務委員會の命令を以て之を定む

第十二條 華北政務委員會は命令を以て放送無線電事に關する事務の一部を華北廣播協會に委任することを得

第十三條 本法は公布の日より之を施行す

治水・土木

華北の建設現況

一、機關の調整 事業の頂點を生産方面におき、實際上の需要に基いて工程局處の機構を調節し北京、天津、太原、濟南の

工工程處および唐山、石門の二河渠工程
の建設。

二、育成事項 各大学および土木専攻學校
の卒業生より二百二十名を採用し、一
箇月半にわたつて建設人材の教育を實施
した。

三、公路事業 新設公路は七百七十キロに
および補修改良せるは四百二十五キロに
達してゐる。

四、水利事業 永定河、漢溝橋堤防の工程
保津運河の水門築造、南運河の改造、沁
河の堤防工程などの水利建設をはじめ、
永定、小清河の補修護岸工事、北運河
の執家店水門および船場などの補修工事
ならびに都市の防水、災害豫防工事など
石津運河の開鑿、灤河沿岸の土地開墾、
灤運河の水利開發などの諸工事に並行し
農田の水利開發による食糧の自給自足目
的に期はしむることと指導推進し著々所
期の目的を達成しつつある。

五、住宅建設 新市街の住宅造成事業は北
京西郊外の八百十八戸、天津特三區お
よび塘沽四百九十九戸、濟南の七百戸、
石門の二百八戸をはじめ、邯鄲、唐山、
開封、大原の諸都市においてもすでにそ
の大部分を完成、乃至は著々その計畫實

踐にあたりつゝあるから、企業北の主要
都市は近き將來において完全にその面目
を一新するに至るであらう。

建設企業機關 建設總署では華北におけ
る建設事業の総合的計畫をたてるため昭和
十五年十月二十日企業委員會を制定公布し
十六年度より活動なる活動を開始した。同
委員會は田淵壽郎技監を委員長に本莊幹事
長、鹽原、佐川兩常任幹事のほか日華技術
家十七名を幹事に任命して都市、水利、公
路等の各建設部門の建築を緊密にし治安第
一主義から漸次經濟開發を目標に飛躍すべ
く期待されてゐる。

建設總署企業委員會暫行組織規程

規則

- 第一條 建設總署は建設事業の展開なる遂行を期せ
んが爲企業委員會を設置す
- 第二條 企業委員會は建設總署管轄に属し華北に
おける公路、航空、水利、都市等土木建設の綜合
的企業其の傳之に關する重要事項を調査審議す
- 第三條 企業委員會は委員長一人及び委員若干名を
以て組織す特に必要あるときは臨時委員を置くこ
とを得
- 第四條 委員長は技監を以てこれに充つ委員及び臨
時委員は本署及び各工務局職員中または其の他よ
り管轄においてこれを指派若し委嘱す
- 第五條 委員長は會務を整理す委員長が故なきとき
は管轄の指定する委員長の職務を代理す

第六條 企業委員會は必要に應じて各建設部門に

おいて分組委員會を設くることを得、分組委員會
の設置は委員長これを決定し委員長が推薦により
各分組會に一名の主任委員を置く

第七條 企業委員會に幹事長一名、幹事若干名を置
く、幹事長は委員中より幹事は本署職員中より管
轄においてこれを指派す、幹事長は委員長の命を
受け會務を處理す、幹事は幹事長の指揮を受け職
務を分掌す

第八條 企業委員會に辦事員若干名を置く、本署職
員中より管轄之を指派す、辦事員は上司の指揮を
受け庶務に従事す

第九條 企業委員會において協議決定せる方案は幹
事に申請し其の決裁を経たる後處理するものとす

第十條 企業委員會の辦事規則は別に之を定む

附則 本規則は公布の日より之を施行し若し備
ざる事項あらば管轄に申請して之を修正するこ
とを得

石津、津浦運河計畫 華北五、六運河の
一つ、天津と石門を結ぶ石津運河開鑿工事
は總事業費は約二千萬圓で、昭和十六年度
著工、約三箇年にて完成する。主要經過地
點は石門、鹽城、深縣、武強を経て小鐵橋
で滸陽河に入り以下滸陽河を下り獻縣で子
牙河に達し、更に流下して天津市内大黃柳
下流において白河に合流するものである。

そのうち石門から獻縣までは滸陽河に並
行して人工的に開鑿、獻縣から天津まで
は滸陽河および子牙河を改良、鹽河水路とし

て利用するものである。運河用水は淨化河
運河から取水し、石門都市計畫による
工業地帯に定額に計費する。運河まで導水
路を設ける。また建設費も天津工部局で計
費立案中であつた。また東地帯の瀋陽河貯水池
も十六年度着工、瀋陽河の中流地帯に堤防
を築造して瀋陽河の水を堰きとめ冀東地帯
の土地改良、水稲、麥の増産に寄與する。
また保定、天津間の津保運河は三箇年計畫
三百五十萬圓の總算を以て十六年度着工し
た。同運河は○噸級の船を自由に通航出來
るやうにしよといふのである。

第一年度は保定南關から安新までを兩岸
の堤防工事と仙人橋、新安橋の架設補強工
事を行ひ第二年度は安新から新安を通じ白
洋淀を横断して塩北口までの河床を開墾す
ると共に白洋淀周囲の護岸工事ならびに大
清河縣附近の河床變更工事を行ひ、第三
年度は趙北口から天津までを完成する豫定
である。

都市計畫 華北の都市計畫は五箇年計畫
により順調に進捗してをり北京、天津、濟
南、石門、太原の諸都市の道路、排水及下
水工事をその主なものとす。その大要は
左の如くである。

〔北京〕 北京の都市計畫は二十年後の人
口二百五十萬人を目標に東直通州、廊坊、
西北永定河の西部山地、北は小湯山に及ぶ
約三千平方呎の區域とし今後の發展は城外
西郊の新市街に移動せしめ、日本鐵道關お
上び安新設廠の隙地を置き政治、經
濟の活動中心とせしめ、新市街計畫の要
點は次の如くである。

(イ) 西郊新市街は西郊飛行場と疊合の北
方四軒の地點との間に設け、その區域約
五十平方呎とし、その内市街化する部分
は二十餘平方呎としその他は周圍に綠地
公園、神社、俱樂部、運動場等を設す。
市街は蓮花山の眞南に中心線を南北に設
置し長安街を延してタロスさせる。この
部分に北よりその前庭廣場中央公園、驛
前廣場中央驛等を設しその中央公園の東
西兩側には官衙、特殊會社、大旅館等を
設けその東西背後を住宅地とし驛前廣場
の東西側及びその背後ならびに驛の南部
一帯等に商業地を設け、なほ東部南北線
二路線に商業地を計畫す。而して本新市
街と城との間には約六平方呎の綠地を設
き此處には會議所、圖書館、博物館、美
術館、大衆運動場等を設け觀光道路を配

し風景を添ふ。

(ロ) 東郊工業地(運河橋樑地帯を含む)は
北は坊門門より南は外城の南壁に至る間
にて坊門より東に七軒の地點に至る間約
四十平方呎の區域を豫定せるものにし
て、現在の鐵道の南側に工場地を、北に
住居地を計畫す。またその南端には北
京、天津間の計畫運河に沿ひ埋填地を計
畫す。而して二箇所の驛附近に商業地を
豫定す。

(ハ) 通州は現在市街の南に重工業地を豫
定す。

〔天津〕 三十年後人口三百萬を目標に十
五年度から五箇年事業として著工された天
津の新市街地計畫は建設廳鑒天津都市建設
局及び各關係機關の協力によつて著々順調
な進捗よりをみせてある。

〔濟南〕 中部の少橋たる濟南は、商工業
の中心であり、現在人口四十五萬である
が、將來百萬を目標に既成都市の改良、新
市街の建設を急務としてゐる。即ち既成市
街の中心として東西約三千五百軒、東北約二
千五百軒、特に工業地として發展を期待し、
道路、水路、公園、運動場など五箇年總額
事業をなしてゐる。

〔本原〕 山西における政治、工業の中心地太原人口約十六萬であるが、特産五十萬を擁護して道義、上下水道、公園、運動場等の建設および都市街建設を十箇年計畫を豫定の都市計畫大綱一を決定、同時に太原城よりの放射幹線を改良し十四年には城東幹線、幅員三十米、延長約十キロおよび城内一部重要幹線の鋪装を完成した。

〔石門〕 現在人口七萬が三十年後三十萬人に達するものと想定し、昭和十四年十一月選挙、十六年七月末現在西郊西市街隣接地百二十萬平方米の七二パーセントの土地賣却をすべし百七萬圓の第一期工事を完了、引続き第二期工事に着手した。また十五年九月三十餘萬圓を以て著工した水道工事も十六年九月末給水開始の運びとなつた。

勞務

華北勞工協會 華北勞工協會は華北における労働統制の一元的執行機関であり、その使命とするところは次の通りである。

- 一、華北勞工の團結を擴大し、治安促進に資す
- 二、華北労働力の華北、滿蒙に對する配分調整を圖る

三、華北労働力の保護調養ならびに労働素質の向上育成、技術工の養成を圖る

今や東亞新秩序建設の大目録下に、聖職ならびに政治經濟建設は華北の天地に著々その効果を収めつつある。防共對策はこの聖業遂行と、すべての基調をなすものであるが、華北勞工協會第一の使命もまた當然この線に沿つて民生の福利を増進し、もつて防共および治安促進に資するところあらねばならぬ。華北防共對策における民衆指導、組織化の政治的活動は、新民黨の中心の使命であるが、華北勞工協會は機構においても運営においても新民黨と緊密不可分の連繫を保持しつゝ、これに協力し、その目的達成に努めんとするものである。次に華北は傳統的に東亞における労働力の供給源泉地であるが、今次事變後東亞經濟建設の飛躍的發展に伴ひ、華北、滿蒙を通じての勞力需要は急激に増加し、而も華北農村よりの供給は、治安その他の關係に因る障礙あり、こゝに華北労働力の計画的配分調整を極めて喫緊の問題たるに至つた。華北勞工協會が新民黨、滿洲勞工協會その他の在華北労働機關を統合し一元的勞力配分調整を目的とする所以である。固より華北労働力の配分調整の適否は密に華北のみならず滿洲および蒙疆の國防、經濟建設の成否をも

左右する重大性あるを以て、これが實行に當つては、滿蒙および蒙疆労働機關とも緊密に連繫し、東部の全局的見地より措置するを要するは、疑もない。なほ右使命に關聯し華北勞工協會はさし當り労働者募集の統制指導ならびに訓練を主とするものであつて労働者の直接募集機關ではないが、華北勞工協會は今後の整頓狀況に對處するため逐次募集網の整備強化を圖り、以て華北労働力配分調整の萬全を期せんとするものである。

華北労働力の保護調養、素質向上に關する華北勞工協會第三の使命は、事變後の労働需要の巨大化と共に、華北において新にその必要性を生ずるに至つたものである。特に華北における近代的技術労働者の著しき不足は、今後の華北産業開發計畫遂行上における一大障礙たらんとする形勢にある。然し労働力の保護調養は、農業政策、文化政策との提携協力を要し、労働素質の向上また他の政治機關ならびに勞力需要者側の協力なくして所期の成果を得ることは困難である。本協會は第三の使命の重要性に鑑み凡ゆる關係機關ならびに勞力需要者側の協力を特に要請するものである。要するに華北勞工協會の使命は華北勞工大衆の福利を増進し、共匪の壓迫下に苦吟しつゝ、

左右する重大性あるを以て、これが實行に當つては、滿蒙および蒙疆労働機關とも緊密に連繫し、東部の全局的見地より措置するを要するは、疑もない。なほ右使命に關聯し華北勞工協會はさし當り労働者募集の統制指導ならびに訓練を主とするものであつて労働者の直接募集機關ではないが、華北勞工協會は今後の整頓狀況に對處するため逐次募集網の整備強化を圖り、以て華北労働力配分調整の萬全を期せんとするものである。

ある華北民衆に一大光明を與ふると共に東亞における經濟建設の基礎たる勞力配分の適正を期し、以て東亞秩序建設の基礎確立に資せんとするものである。

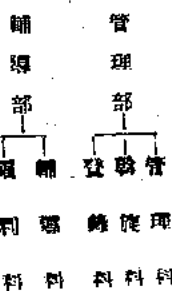
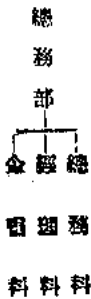
〔業務〕 華北勞工協會は以上の如き使命の下に生業したる當面の主要業務は次の通りである。

- (一) 勞働力の配分調整に關する業務
 - 1 勞働者の募集、供給、輸送の斡旋
 - 2 勞働介所の管理經營ならびに一般職業紹介
- (二) 出國(境)勞工證の發給
- (三) 勞働者訓練、苦力頭及技術工の實施
- (四) 勞働力の保護潤養ならびに勞働素質向上に關する業務
 - 1 出國(境)勞働者の保護
 - 2 勞務管理の指導統制
 - 3 技術工の養成
 - 4 勞働力の教育訓練
- (五) 勞働者の輔導および福利増進に關する業務
 - 1 勞働者職業團體の輔導
 - 2 勞働者簡易宿所の經營
 - 3 勞働者簡易診療の實施
- (六) 勞働に關する諮詢、勞働政策の研究ならびに勞働諸統計の作成に關する業務

なほ華北、滿、蒙相互に關係大なる勞働政策の實施等については華北、滿、蒙間申し合せにより華北、滿、蒙勞務連絡會議を開催し、協議することになつてゐる。

〔組織および機構〕

- (一) 組織 中國財團法人、基本金四十萬圓(出資華北政務委員會二十萬圓、北支那開發株式會社二十萬圓)
- (二) 事業資金 華北政務委員會よりの補助金、事業收入その他の収入をもつてこれに充つ
- (三) 役員 理事長 趙琪、理事 石川茂、松隈吉郎、島澤隆、監事 徐龍義、張萬緒、大敏次
- (四) 評議員會 理事長の請問に應じ、または建議をなさしむるため評議員を置く、評議員は實業總署督辦の認可を経て理事長これを委屬す
- (五) 機關
 - 一、本部 北京特別市北池子宣慶胡同十二號



辦事處 東京、北京、天津、青島、保定、濟南、太原、開封、徐州、辦事分處 古北口、塘沽、唐山、山海關、威海衛、芝罘、龍口、濰縣、張店、德縣、濟寧、石門、新鄉、歸德、海州

駐任員 駐任 大連、新京

華北勞工協會暫行條例

- 第一條 華北勞工協會は財團法人とし華北内外に於ける勞働者を保護し勞働力の適當な配分を期し勞働對する勞働力の供給配分を適當にし以て勞働對策の遂行に資するを目的とす
- 第二條 華北勞工協會は左の事業を行ふ
 - 一、華北内外勞働者の募集供給及輸入並に其の就業
 - 二、出國(境)勞働者の募集配給輸送並に其の就業
 - 三、入國(境)勞働者の配給の業務
 - 四、勞働者の訓練及保護施設の經營
 - 五、勞働者の發給證に勞工證及勞働證を發給
 - 六、勞働介所の管理經營及一般職業紹介
 - 七、勞働に關する各種調査
 - 八、前各項に附帶關聯する事項
- 第九條 其の他華北政務委員會より命じせられたる

曹錕、宋の遺宋の如きは成修齊治平の道を本とし後進を誘掖して諒々として倦むなし、一時の英鸞、身を門牆に列し時雨の風物を化するが如し、その學成り用を致し建功立業史冊に載る所匪々として考す可し。

隨て近世に及んで西風東漸し衝激を受け個人主義、唯物主義は内に膠し、功利思想、共產思想は外を感し其の勢は堤防の決潰し水流の氾濫する如く寒心に堪へざるものあり。幸に先哲の遺訓未だ泯滅せず、微を救ひ我を起し雨漏を補修するは先覺者の責任なること明かにして仁を見て人に譲らざる吾人の正に囑望措かざるところなり。大東亞戰爭勃發以來東方文化は新秩序の精神に隨て煥然一新し、此の精神を發生に瀆くは一に教師の勞力に候つものにして後進を扶掖するは當然其の任務なり、蓋し國家の教育事業を興すは百年人を構つるの大計にして殊に時勢の變遷に隨するを以て急務とす。青年學徒が風日靡く大東西共學園内に於ける新中國の建設事業を負担するに堪ふるや否や其の在彼當時に端を發するものなれば、體操を涵養し精神を淬礪し途徑を指示して固くとして善導し、新學科の進展に更に精研を加へしければ自ら新世界

の情勢に適應するに至るべし。師は身を以て範を作るに在り、弟は師を以て楷模と爲し、教學相長じ、一道同風、庶くは能く有用の人才を養成し力を國に效すを得べし、新中國の基礎を鞏固ならしむるは即ち是に在り。

今や大東亞戰爭進展の際華北文教更新の秋に方り、宜しく時代の動向を洞察し全局の企圖を統籌して消養文化の眞髓を發揮し、更に進んでは中日文化の交流を謀り、以て吾人の雙肩に懸る東亞新文化創造の使命達成を期すべきなり。

本營辦は職責に鑑み從來公布せる教育方針に基きて華北の文化教育の向上完成を謀らんことに努めつつあるも、右は困難なる事業にして群策群力を合するにあらざれば所期の目的を達すを得ざるを知る。各位の各学院に服務するは其の諸同肩に屬し、理宜しく相助くべきにして既に分業の勞に任ずるもまた合作の效を期すべく、協心戮力以て努力邁進し、教育の大業を完成せられんこと切望の至に勝へず。右訓令す。

【基本綱要】一、知行合一は我國古來治學の根本精神にして學問と生活、理論と實踐とは是非とも相一致せしめ融合貫通せしむることを期すべし。

一、中國固有の道徳文化は立國の基礎にして歴代の政教民情は國民精神の表徴なり、就ては專攻學科の外に之が課外研究を爲すべし。

一、時代の要求に適應せしめんがため專門以上の學校の現教系學科に付ては改めて檢討調整を加ふべく課程指導書を至急編製すべし。

一、教職員は學生を指導し其の日常生活を革新せしめ、特に身を以て範を示し學生の師表たるべく心掛くべし。

一、專任教員は授業を爲す外學術研究上および生活上可成多く學生と接觸聯繫する如くし以て教學(教師と學生)相長するの實效を收むべし。

一、宜しく學生を指導し規律生活、自治能力、勤勞耐苦の習慣および進取向上の精神を養成すべし。

一、宜しく學生をして世界の大勢に對し透徹せる認識を有せしめ中國の復興に對し臨乎たる信念を有せしめ、愛國の熱誠を發揚し興亜精神を振起せしむる如くすべし。

一、學校行政管理は至急之を整備刷新し會計經理に付ても亦宜しく妥當に運営し以て最大の效果を收む如くすべし。

(二) 衛生

華北における衛生機關

- 【中國側】(一) 診療機關 一、鐵路醫院、二、北京大學醫學院附屬醫院、三、公立醫院、四、開業醫
- (二) 防疫機關 一、華北防疫委員會、二、傳染病院、三、海港檢疫機關
- (三) 研究機關 一、華北衛生研究所、二、華北交通保健科學研究所
- (四) 醫育機關 一、國立北京大學醫學院、二、內務總署衛生行政學院、三、山西省立大同醫學專科學校、四、河南省立醫學專科學校、五、山東省立醫學專科學校
- (五) 學會 一、中華民國醫學會
- 【日本側】
- (一) 診療機關 一、同仁會診療班および診療防疫班、二、民團病院、三、開業醫
- (二) 防疫機關 一、同仁會華北防疫處、二、公立傳染病院
- (三) 研究機關 同仁會華北衛生研究所
- (四) 醫育機關 青島東亞醫科學院

衛生機關の概要(中國側の現況)華北における衛生行政は内務總署これを管掌し、各省、市、道にそれ、衛生事務機關があつてその指導監督を受けてゐる。また別に華北防疫委員會があつて防疫關係一切の事項

を管理してゐる。そして醫育機關は主として教育總署の管轄に屬してゐる。

【一】診療機關

鐵路醫院(華北交通株式會社經營)主として鐵道従業員の診療にあたり、北京、天津、濟南、開封、太原に病院を經營するほか若干の診療所を有つてゐる。同仁會と相成んで華北における診療機關の雙輪である。

北京大學醫學院附屬醫院 民國四年二月の創立であつて北京西單背陰胡同に在り醫員數は日人十九、華人五十六、計七十五名である。

公立醫院 北京、天津、青島各特別市および河北、山東、山西、河南各省主要都市における診療機關總數百三十七にして内譯は市立醫院十三、道立醫院二、縣立醫院百二十、精神病院一、癩病院一となつてゐる。

開業醫 華北管内における免許開業醫數は中醫一千二百四十一名、西醫一千百三十四名、計二千三百七十五名である。

【二】防疫機關

華北防疫委員會 昭和十四年の設立で、三十四箇所の診療所を直轄し防疫網の完成をはかるとともに主要都市における地區防疫委員會を指揮監督して防疫活動の

促進、防疫資材の調達配給等に任じてゐる。

▽傳染病院

北京、天津、青島の三特別市には市立傳染病院を設け、傳染病患者の收容治療を行つてゐるがその他のところでは殆んど傳染病院を有してゐない。

海港檢疫機關 天津、青島、芝罘、龍口、塘沽、秦皇島、連雲、威海衛の各港では檢疫醫官によつて船舶旅客の檢査が行はれてゐる。青島、芝罘では同仁會機關の醫官が委嘱を受けて代行してゐる。

【三】研究機關

華北衛生研究所、内務總署督辦の管轄に屬し、衛生に關する調査研究ならびにワクチン、血清類の製造を目的とする。昭和十四年の創立であつて日本側の援助によりその基礎を固め、特に同仁會華北防疫處の協力援助に依つて甚だ大なるものがあつた。

華北交通保健科學研究所、昭和十五年四月設立され、主として環境衛生調査および衛生化學試驗、防疫材料の製造を行つてゐる。

【四】醫育機關

國立北京大學醫學院 民國元年十月の創立に傾り、華北における最高の醫育機關である。修業年限は豫科二年、本科四年

にして入學資格は高中卒業程度、現在學生三百三十五名、教員は教授三十八名、副教授十一名、講師三十三名、計七十二名である。

▽内務總署衛生行政學院 北京先農壇の華北衛生研究所と同一構内に在り、本學院は華北衛生研究所附屬防疫醫官養成所が専門學校に昇格獨立したもので、昭和十八年九月開院す。修業年限四箇年で教授の大部分は同仁會華北防疫處職員が兼任してゐる。

▽山西省立朔州醫學專科學校、昭和十七年九月開校、修業年限四年、同仁會太原診療防疫班職員が一部兼任教授となり協力援助してゐる。

▽河南省立醫學專科學校、同仁會の協力援助の下に昭和十八年十月開校した。

▽山東省立醫學專科學校、同前、なほ臨床教育は同仁會濟南診療班の施設を利用する。

【五】學會

▽中華民國醫學會、昭和十四年の創立であつて昭和十八年十月第三回例會を開演、醫學上有益なる研究發表があつた。在華北日本側醫師も會員として參會するものあり、また日本内地からも斯界の大家が

出席し、本學會は日華醫界親善提携の機となつてゐる。

【日本側の状況】 華北における日本側の醫療機關は同仁會によつて代表されてゐる。同會は明治三十六年の創立であつて、支那事變前には北京、青島、濟南に醫院を有するのみであつたが事變に即應して多數の診療班および防疫班を派遣して醫療官無に努め現在では北京、天津、濟南、青島に診療班および防疫處、保定、石門、太原、新鄉、開封、徐州、海州、芝罘、臨沂、運城に診療防疫班を有する外、北京に衛生研究所を有つてゐる。そしてこれらの機關は中國大衆の診療に従事するとともに、在留邦人に對しては民國または民會病院の代行機關の役目を果しつゝある。また北京には華北支部が設けられ、東京本部に代つて現地各機關の指導統制に當つてゐる。

【一】診療機關

▽同仁會診療班および診療防疫班 班の編成は徐州、海州兩班は京大醫學部、開封、新鄉は名古屋醫大、保定は千葉醫大、天津は岡山醫大、臨沂、運城は京城醫大の擔任するところにしてそのほかは東大その他による聯合編成である。同仁會は大東亞戰爭により米英系醫療機關中、天津

馬太夫醫院、同英國醫院、歸德聖保羅醫院、開封福音醫院、徐州坤維醫院、保定福音醫院を接收繼承して醫療陣の強化擴大を圖るところであつた。昭和十七年度における診療患者總數は百七十萬を超える狀況で、その半數は施療であるが、施療患者の殆んど全部が中國人である。華北における同仁會各機關の編成要員は華北八百四十餘名、華人百三十餘名、計九百四十餘名で、これに現地採用日華雇傭人その他を加ふるときは總人員一千八百名を超ゆる狀況である。

▽民衆病院 天津日本居留民國公立醫院は華北における唯一の民國病院であつて興亞第一區(舊日本租界)に在り。

▽開業醫 華北管内における邦人開業醫總數は六百九十八名にして、うち醫師五百九十名、齒科醫師百六十八名である。

【二】防疫機關

▽同仁會華北防疫處 北京、天津、濟南、青島には獨立せる防疫處を設置しその他各地域では診療防疫班として防疫は診療班に併合せられてゐる。そして華北防疫處は防疫上の中樞機關として各防疫處ならびに診療防疫班の防疫作業を統括し、各種傳染病に關する研究、檢査案、理化

実験ならびに水質検査等を行ふことも
にワタチン血漿、痘苗類の製造に従事し
てゐる。

▼公立傳染病院 イ、景山北京療病院（北
京日本居留民團經營）、ロ、天津療病院
（天津日本居留民團經營）

【三】 研究機關

▼同仁會北支衛生研究所 昭和十七年一月
設立、昭和十八年度における調査研究項
目次の如し。

- 1 カラアザール、結核、ブルセラ病お
よび環境衛生に關する調査研究
- 2 發疹チフス疾にそのワタチンに關す
る研究
- 3 水質検査ならびに除菌法に關する研
究
- 4 阿片およびその製劑に對する慢性中
毒者の調査ならびに治療に關する研究

【四】 體育機關

▼青島東亞醫科學院 昭和十四年三月の設
立にして同十六年七月同仁會の經營に移
され、同十八年四月專門學校に昇格す

東亞文化に貢獻する醫師の養成を目的と
し、修業年限豫科一年、本科四年、在學
生三百七十名

傳染病 華北における傳染病はコレラ、

マラリヤ、カラアザール、發疹チフス、天
然痘、チフテリア、猖狂熱、ブルセラ病、
細菌赤痢、アメーバ赤痢等である。右のう
ちコレラは昭和十三年の大流行以來、大し
た流行を見ざりしところ昭和十八年八月下
旬北京、豊台を中心に突然發生し石門その
他各地に蔓延するに至り、遂に蒙疆および
滿洲國にも傳播せられた。またマラリヤは
黄河下流地區に濃密に發生し、時に京津地
方を襲ふことあり、カラアザールは海州、
徐州等臨海鐵道沿線地帯に多發し、發疹チ
フスは山西中部地方に多し。天然痘は各地
に蔓延し年々相當数の患者發生しあり。こ
れを要するに華北は蕃殖ともに盛しくかつ
惡疫の頻發あり。加ふるに中國人の衛生思
想低く衛生施設もまた十分ならざるものあ
り、従つて華北管内に居住せる四十萬邦人
の將來の保健衛生問題については重大なる
考慮が拂はれねばならぬ。

(三) 宗 教

概 説 華北における宗教は佛教、道教
回教（基督敎、天主教、新敎福音正敎お
よび禰宗（道敎、救世新敎會等の類似宗教
結社）等である。各宗教の現状を一瞥すると
佛教 中國における最古の外來敎で、

淨土、禪の混雜したもので受戒、保衛、
念佛、坐禪が中心となつてゐる。寺院制
度としての本末關係、寺壇制度の存在し
ないために寺院中心の出家者佛教と別
在家信徒たる居士佛教が存在する。寺院
佛教は時々法會を催したり、授戒したり
名僧の講經を聞く程度でその布敎方法は
極めて消極的であり、また佛教の指導者
たる僧侶の教育施設にしても北京の拈花
寺、廣濟寺、山西の五臺山、青島の湛山
寺等の名利大寺で佛學院の名の下に僧堂
教育を施してゐたに過ぎなかつたが、現
在では積極的な活動に入つてゐる。佛教
同類會は各宗各派を包括した全華北的な
強大な組織をもつもので、これによつて
全佛教徒の團結がより強化されその組織
を通じて新しい布敎ならびに救濟活動が
新秩序建設の線に沿つて行はれてゐる。
なほ西藏佛教と稱すべき喇嘛敎は十五世
祖の初頭客喀巴によつて改革された黃敎
（黃派）が北京、五臺山を中心にして行は
れてゐるが、喇嘛敎同類會に参加して興
亞宗教界に新しい發足をほじめた。
道 敎 漢の頃、蜀の張陵が古來中國民
衆に信せられてゐた傳説信仰仲光に老子
の敎を混雜して出來たもので、道徳經五

千言があり、膏光療病を行つたが、その後薩陽、易理、煉養、服食の法、受護の儀禮等が附加されてその體制が整備された。いはば中國在來の宗教である。道教の教會には、朝、霞、洞、庵、閣等種々の名稱があるが、佛教の場合と同様本末從屬關係がない。現在華北にある道教概數は合計一萬三千にのぼる。

天主教 明末ヨーロッパ人の東來によつて、一旦中絶してゐたのが再び本格的布教が行はれる様になつたものである。華北における天主教は三十七教區に分れ北京の中樞天主教總主教によつて統轄されてをり、七千三百餘の會堂と百餘萬の信徒を有してゐる。

希臘正教は華北においては舊ロシア帝國の國教だつたものが布教された關係から京津地方に居住する白系露人が信徒の主なるものである。天主教、回教とともに防共の機印をかゝけて宗教活動を行つてゐる。

新教 清朝の仁宗時代に渡來し、阿片戰爭の結果布教の特權を得て以來大いに發展した。

回教 ムハメットを教祖とするイスラム教の中國名で清國教ともいふ。中國の回

教は北方西蔵地方の回教人から傳來されたものと、南方海路からアラビヤ人によつて傳へられたものがあるが、華北では北方系のものが行はれてゐる。唯一神アラーに絕對歸依し、慈愍忍辱を體得する一神教でコーランを聖典とし、ムハメットを神の使徒と信ずる宗教である。華北には約六百萬の信徒があるといはれる。この回教徒は現在中國回教總聯合會の下に華北聯合總部を結成し、北京區、天津區、濟南區、太原區、河南區の五區に分れ、さらに小分會を組織してゐる。回教はこれまで其保守主義に對抗してその信仰のために闘つて來たが、事變後は防共の機印を一層鮮明にして、新秩序建設に協力してゐる。

孔教 嚴密な意味では宗教でない。併し孔子廟が中國各地で民衆特に知識階級の集約の中心となつてをり、政府は孔子祭(舊曆八月二十八日)を國定記念日に制定した。孔教は四千年來四億民衆の精神的淵源となつたものだが、それはまた共產主義的唯物思想を排して、東洋古來の王道主義に基く新秩序建設の根源となるべきものである。

類似宗教 道院、救世新教會、先天道等がある。道院は修道を主とするが、こゝで修造した神廟によつて組織されたものが紅卍會を組織して、自衛と慈善事業を行つてゐる。救世新教會は、慈愛團體であつた悟善社を宗教的に改組したもので、やはり五教の閉鎖を破棄の對象としてゐる。先天道は無極老父、無極老母を尊崇する結社で、紅槍會、大刀會、黃沙會などは先天道人によつて組織された自衛團體である。

日本宗教 日本對支布教は大部分事變後のことでも立ち遅れてゐるが昭和十五年度より「日本宗教團體五箇年計畫」を發行中である。即ち現存宗教團體に對しては、北京に開教監督處をおき、各教の連絡機關を緊密にするため、北支日本神道聯合會、同佛敎聯合會、同キリスト教聯合會を結成し、北京に本部をおき、各地に支部を設けてゐる。神道は天理、金光、大社、扶桑、御嶽各教があり、天理教は北京を中心し華北各地に二十五箇所の傳道所と布教師二百四十名を擁してゐる。回教は其國人信者を最も多く有し、現在中國人二千百名を有してゐる。各派とも星軍顧問をはじめ社會事業を營み日語學校、幼稚園、職業紹介、講演會等を行つてゐる。なほ十六年華北(蒙疆

ある。道院は修道を主とするが、こゝで修造した神廟によつて組織されたものが紅卍會を組織して、自衛と慈善事業を行つてゐる。救世新教會は、慈愛團體であつた悟善社を宗教的に改組したもので、やはり五教の閉鎖を破棄の對象としてゐる。先天道は無極老父、無極老母を尊崇する結社で、紅槍會、大刀會、黃沙會などは先天道人によつて組織された自衛團體である。

を含む) 神職會を結成しこれと同時に華北
靈道皇典講究所を北京に開設した。

佛教は事變後は中國人信徒も相當數獲得
し寺院も非常に増加しつゝある。各宗派の
現勢を見ると古蹟眞言宗の布教所は十二箇
所、淨土宗十箇所、臨濟宗八箇所、曹洞宗
九箇所、西本願寺派十九箇所、東本願寺派
十九箇所、日蓮宗十六箇所以上各布教所は
各自本山と連絡して一定の統制の下に活動
してゐる。日本キリスト教は歐米派の勢力
下にあつたため發展に苦心してゐたが、現
在華北に五箇所の布教所を有してをりこれ
を教團別に見ると日本聖教會派、きよめ教
會派、日本組合教派、日本キリスト教會
派の四派で信者は約三百六十名。キリスト
教團によつて經營されてゐる唯一の學校は
崇貞學園(日本組合キリスト教會派の清水
安三氏が園主)であり、主として中國貧民
階級の子弟に職業教育を興へ自活の途を拓
かしめんとするものである。

華北キリスト教團結成 米英教団から離
脱し東亞的華北獨目的神教團を結成すべく
華北の中國人キリスト教團五千名と三十萬
の信徒は昭和十七年四月來教團結成促進會
で準備を進めてゐたが十月十二、三、四の
三日間全北支のキリスト教會牧師および信

徒代表百名が北京聖清學院に集合して準備
大會を催し、翌十五日懷仁堂で神教團成立
式を舉げた。而して一八五九年の天津條
約以來全く米英の東亞侵略の手となつてゐ
た華北のキリスト教會が同教團の傘下に統
一され新しく東亞的神國に立脚し自守、自
養、自傳の大節をかざして誕生することは
支那の歷史上劃期的宗教革新運動と見るべ
きである。

宗教刷新令 中國參戰により華北戰時體

制は熾烈なる戰意の昂揚とともに政治、經
濟、文化の各分野に亘つて著々整備強化さ
れてゐるが華北政務委員會内務總署では時
局下教學團體に負託された大きな使命に鑑
み昭和十八年一月二十一日附宗教刷新令を
公布、參戰下華北教團人が友邦日本と眞に
同心同願、大東亞戰爭完成に教學陣營一段
の奮起濟願を強く要請した。これと同時に
内務總署の直轄として官民權威者を委員と
する華北宗教制度討論會が設立され、華北
における宗教行政、宗教制度、宗教團體の
諸運動に對する指導監督調整に必要なる法
律等につき調査審議、研究をすることにな
り同日附同會委員を左のごとく發表した。
△當然委員 内務總署警務主務唐、同署長
吳、同參事劉志敏、教育總署督辦周作

人、華北政務委員會法制局長張煜全、
△委員 佛教同願會副評議長湯錫銘、華
北中華基督教團于理江長川、鄧之誠、華
北政務委員會委員尉良、北京大學教授中
野義照

因みに宗教刷新令は次の如くである。

惟ふに文化の發揚、人心の導正は、國
家の復興社會安定の要綱なり、而して文
化の誘導育成と人心の潛移默化とは實に
宗教の力にて最となす。我國は宗教國
家に非らざるも宗教團體極めて多し、各
教は既に久しく治を輔け化を宣ふるの機
能を具有し來れり、信徒亦夙に導世覺民
の責を負ひて今日に及べり、洵にこれを
文獻に稽ふるに明徴乏しからずとなす。

近歲來、華北宗教は流柶瀾々、教外別傳
更に派を分ち已に紛岐を覺ゆ、弊外別傳
尤も附益多し。或は釋道儒三宗を融會し
て一と稱すや稱するあり、或は儒釋道回
基五教を綜合して教と成すと稱するあり
或は神靈を闡するものあり因果を談する
ものあり或は救済に走る者あり、默々と
して修持するものあり、然りと雖もこれ
等は外に於ては各々途を異にするが如く
して内に於ては實に其の軌を同するもの
なり、惟だ惜むらくは己の爲にする者

多く人の爲にする者は少く教の爲にする者繁く世の爲にする者は少し、傳統を謂ふものは論に過ぎ時代を謂ふものは疎に過ぐ。

今や初春年度開始に當り中國の大東亞戰爭への參戰令は正式宣布されたり、華北總力戦體制こそ速かなる完成を期すべしなり、各宗教團體は外環境の盡求に應じ内は國民の熱望に應ふべし、正に宜しく光輝をして後輩を起さしむべく己れを立てんとするものをして人を立たしむべきなり、本教を信仰する者をして以て民族の共同信仰を樹立せしむべきなり、本教に獻身するものをして以て國家の永久和平を祝禱せしむべきなり、宗教の使命は教人教世に在り、應さに信徒をして剛果の決心あらしめ實踐に當りては仁勇克己堅強なる騎士として首めに新時代の警鐘を敲き先に新體制の警號を掲げしむべきなり。而して之が具現には宗教團體の齊しく其の全機能を擧げて靈感上に在りては活潑なる啓示を發し教學上に在りては徹底したる刷新をなすに在り。而して其の教義を宣布して文化の革新を推進し東亞固有の思想に根據して時代即應の展開をなすべきなり。

本總署は主管の立場に於て從來公布したる宗教施政方針及び其の他宗教に關する計畫に基き茲に宗教團體に對し進て監督調整扶植獎勵をなさんとす。各團體は宜しく深く政府の意を體し教學の向上に邁進し信徒大衆を領導して生活に革新あらしめ農産の増加と治安の強化とに協力せしめ、同甘共苦、一心一德以て國民運動を發揮し總力勳力を發揮せしめよ。而して是を以て文化を發揚し思想を導正し是を以て社會を安定し國家を復興せよ。かくの如き努力あるところ大東亞戰爭は必ず勝つべし、かくの如き努力あるところ新華北建設は必ず成就すべし、本總署は此に厚く焉れを望む、此に令す。

(四) 文化

北東文化協會 時局の要請に應へ烈しい大陸の生活に適合した新文化を創造すべき高遠な理想のもとに、現地の文化人をもつて組織される北京文化協會は、昭和十七年四月以來日采の各國立大學教授、新社會職員、日本中、女學校教諭、各國築會社の文化關係担当者らが集つて、これが正式發會を準備する傍ら、學術、生活文化などの假部會も開かれて來たが、同年九月十五日

北京銀行公會で盛大な發會式を舉行した。同協會には會長一名のほか若干の顧問、總務委員、常任委員、委員および二名の監事がおかれ、各種講演會、研究會、現地見學、講習會ならびに協會機關誌の發行、各種文化事業の助成などの會事業を發行するため右の二部のほかに文學、美術、音樂、劇映、練成の計七部を設けることになつてゐる。

文化協會 現地の新情勢に即應する文化體制の確立を期するため、華北宣傳聯盟では全華北の文化團體を一丸的に統合し、日華兩面の結合を固め綜合的多角面の文化推進を一段と昂めるべく各都代表約三十名を北京に招集、昭和十八年四月二十三、二十四の兩日第一回華北文化聯合協議會を北京飯店で開催した。第一日は總光理事を議長に推して協議に入り、先づ阿烏羽天津代表の緊急動議により決議および鳥軍感謝文を決議し、次日は午前、午後に互り北京をはじめ各地文化團體結成經過報告のち協議事項に移り、華北における邦人文化工作の目標に關する件などを協議して十七時散會した。第二日の二十四日は前日に引續き規程提出議題につき慎重なる協議を遂げた。なほ本協議會に出席の各地團體は次の通り。

北京文化協會(五名)、天津日華文華人俱樂部(五名)、青島文化聯盟(二名)、徐州文化協會(一名)、太原生活文化懇談會(二名)、濟南文化協會(二名)、開封中原文化研究所(二名)のほか張家口文化協會より特別参加六名、計二十三名

留日同學會畫報を刊行 中國留日學生の親睦機關たる留日同學會は日華文化の交流に資すべく留日同學會叢書を刊行することになり、先づ錢稻孫氏の苦心の翻譯になる愛國百人一首を「櫻花國歌話」として刊行するほか、北大教授沈盛志が「中日文化交流史」を刊行して日本文化の紹介、交流に資し、今後も續々刊行することになった。

中國新文化建設協會 日華新關係の前途を背景として國家の發展と文化の進展は不可分であると建設文化を唱導、かねてから在華北の中堅文化層に呼びかけ結成準備を進めてゐた中國新文化建設協會は昭和十八年七月二十七日十一時から北京飯店で成立大會を開催した。同協會は最高方針決定機關たる理事會の下に企画、總務、學術、動員の四部をおくが決定せる常務理事は次の通り。

主任理事沈啓先、常務理事黃道明、范宗澤、尤炳折、柯政和、楊丙辰、楊樹大、張謙笙、朱華。

映畫 【華北電影股份有限公司】、華北の映畫界は、北支映畫事業の一元的經營體として華北唯一の國策的映畫社たる華北電影股份有限公司が北京に設立され、現在映畫の製作、輸出入、配給、ならびにこれに伴ふ附帶事業一切の運営に當つてゐる。同社の創立は昭和十四年(民國二十八年)十二月二十一日で、資本金總額は六十萬圓、その出資内譯は華北政務委員會二十五萬圓、滿映二十五萬圓、日本映畫業者十萬圓で、別に當時の興亞院より二十萬圓の設立助成金を交付せられ、日華兩國政府の絶大なる援助の下に誕生の第一歩を踏み出したのである。

本社 北京市内一萬王府井大街八一號
攝影所 北京市内四區新街口北大街五號
他に天津、東京に出張所、山海關、青島、濟南、石門、張家口、太原、徐州、芝罘に各駐在所が設置されてゐる。

【映畫製作概況】 華北電影は北支唯一の近代的北京攝影所に二棟のステージを擁し

現地ニユース映畫、文化映畫、および京劇映畫の製作を進めてゐる。

(一) ニユース映畫「華北電影新聞」
北支、蒙疆のあらゆる様相を捉へ、日華兩國版をそれら、毎月三回宛發行、華北の全映畫館に上映してゐる。

(二) 文化映畫 現地文化映畫の製作も活潑で、華北電影の前身たる新民映畫協會時代を合算すると、既に百五十種に近い各種映畫を製作してゐる。その主なる作品を挙げれば

治安強化運動映畫「看呀！我們的聖壘」
「東亞解放」
華北の記録「新生華北」
「五臺山」
建設の記録「石津運河」
「北支の新港灣」
新民工作を描く「鄉村是我們的」
「新民青年」
影繪映畫「快樂的朋友」
その他貴重な記録「國父靈柩奉移典禮」
日本において公開好評を博した「棉花」
さらに蒙疆を扱つた映畫としては「七三七年之蒙古」
「蒙古體育大會」
「聖地雲崗」
「蒙古」
「回教」等が舉行される。

(三) 京劇映畫 華北電影は滿京影片公

司と提携し、華北独自の観衆映畫として京劇映畫の製作にも乗出し、既に「孔雀東南飛」十二巻、「御碑亭」十二巻、「紅線洞」八巻、「十三妹」十巻「紅線傳」八巻の五作品を相次いで製作した。これらの映畫は中國民衆より絶大の好評を以て迎へられたのみでなく、さらに滿洲國、中南支、南方共築園各地域へも輸出されて華北京劇映畫の躍進を示し、今後益々積極的製作を期待されてゐる。なほこれら京劇映畫の製作に備へ、北京京劇界の花形人氣女優吳素秋、黃玉華の二名花が華北電影の専屬となつた。

【華北の映畫館】華北の映畫館は百二十館に達し、その内譯は

- 日本映畫館 云
 - 日華映畫併映館 云
 - 華豐映畫館 交
 - 樞軸國映畫館 五
 - 華豐樞軸國映畫併映館 一
- 而して北京鑾壇の映畫館開設都市は

北京、天津、青島、濟南、石門、太原、張家口、徐州、山海關、秦皇島、昌黎、唐山、塘沽、德縣、周村、濰縣、滄縣、芝罘、威海衛、海州、連雲、宿縣、開封、新鄉、保定、長辛店、宣化、大同、厚和、包頭、榆次、陽泉、潞安、臨沂、連城

以上の三十五都市を算へるに至つてゐる。華北電影はこれらの映畫館に日本映畫華北映畫、中國映畫、滿映映畫、或は樞軸國映畫等を配給し、中國人に對しては機會ある毎に日本映畫に親しむやう指導と努力を傾注してゐる、因みに民國三十二年度上半期の華北七大都市における日本映畫封切成績は次の通り。

- 1 ハワイマレー沖海戰、2 姿三四郎、3 伊奈の勳太郎、4 開戦の前夜、5 あなたは狙はれてゐる、6 戦ひの街、7 おもかげの街、8 ハナ子さん、9 海軍戰記、10 三代の盜

【巡回映寫】華北電影巡回映寫班は現在七箇班を擁し、阜平、蔚州とともに、治安地帯の定期有料巡回、屢地への挺身巡回、感

ひは中國側の學校巡回等、中國民衆に對する啓蒙工作に専念してゐる。昭和十七年の統計を見るに

- 巡回實施箇所 五三
- 巡回實施回数 一、〇〇〇
- 観覧人員 一、二四八、八八

(但し軍閥開映は含まず)

即ち一箇年間約百二十萬人の觀衆を動員し、また民國三十二年度上半期は

- 巡回回数 四三
- 巡回日數 四三〇
- 巡回地點 三
- 観覧人員 五八、〇〇

といふ實績を収め、その巡回網は燕京遺地、津浦線、蘇淮地帯、京漢線、石太線地帯、膠濟線地帯、北京市内、天津地區等に分たれ、さらに八月には蒙疆への巡回映寫班も出動を見るに至つた。而してこれら観覧人員の八割乃至九割は常に華人によつて占められ、華北巡回映寫活動の重點が如何に中國民衆に向けられてゐるかを如實に示してゐるが、現前國策映畫會社の性格から見れば、それこそ正に當然の現象と稱すべきであらう。

的 目 業 事

華北地區內ニ於ケル生藥業者ヲ以テ、日華合辦組
織トシ華北一圓ノ生藥輸出入竝ニ集貨配給ノ一元
的統制ヲナスヲ以テ目的トス

天津市興亞第三區二十三號路承蔭里七號

華北生藥協會天津支部

電話 三局 三二二四番

電略 テンシンナマヤク

本 部 北京內二區東單牌樓二條胡同

(華北貿易組合聯合會內)

支 部 青島、開封、徐州

出張所 濟南、芝罘、海州、新鄉、歸德



東亞化學工業株式會社

天津第六區五所修樓村東大堤

東亞化學工業株式會社修樓村工場

電話 八局 〇五〇番

張家口特別市三皇廟街七號

東亞化學工業株式會社蒙疆駐在所

電話 二七七二番

天津特別市興亞第二區海大道八十七號

電話天津代表三局四五三八番

社長 本間 有三

業務部長 櫻井 茂男
工場長

製紙及葦パルプ



東洋製紙工業株式會社

本社及工場

天津縣灰堆鎮

電話(8)二〇二四番

日界連絡所

天津興亞第一區蓬萊街三三

電話(2)二二二一 番

神戸事務所

神戸市海岸通五番

東京事務所

東京都日本橋區通一

濟南造紙廠

濟南銅元局前街四四

上海工場

上海星嘉坡二五五

一手販賣 三 菱 商 事 株 式 會 社



富士自轉車
各種自轉車
自動車部分品
タイヤ
チユウゾ
馬車ホキール
オートバイ
オート三輪車
機械工具
ゴム製品
人力車

發 賣 元

張家口市東安大街馬路四條七號

岡崎工業株式會社 張家口出張所

電話 三五五六五番

電略 チヨウカコウフヂサイクル

本部 天津東馬路三十八號

電話 (2) 三五三三八二番

電略 チンシンフヂサイクル

支店 東京、大阪、京城、臺北、奉天、大連、哈爾濱、牡丹江、上海

棉花、綿糸布、人絹糸布、毛織物、其他纖維製品
機械器具類、建築材料、酒、煙草
雜貨布帛製品其他食料品各種

天津興亞第一區松島街三十七ノ一號



株式會社

丸永株式會社天津支店

張家口出張所 (東關街太平巷一號)
包頭出張所 (南門裏香房巷一號)

本社 大阪市東區南久太郎町二丁目
支店 東京、橫濱、橫須賀、濱松、名古屋、福井、神戶、吳、佐世保、北京、張家口、石門、包頭、新鄉、青島、濟南、徐州、濰縣、上海、海門、南通

出張所 常州、南京、蚌埠、蕪湖、漢口、廈門、廣東、香港、澳門、蘭貢、バンコック、サイゴン

天津興亞第一區山口街九號(大倉洋行內)

天津地方煙草卸賣配給組合

唐山出張所

唐山市東局子街二七

電話一二〇七番

塘沽出張所

塘沽太平街九號

電話六三一番

滄縣出張所

滄

縣驛前

電話四九番



株式會社

張家口出張所
大同洋紙店
天津支店

張家口內堡裡小河底門牌六號
電話 三 六 四 八

天津興亞第一區旭街四

電話二〇三三六、二〇九七三番

本店 大阪
支店 東京、名古屋、京都、北京、青島、上海
出張所 門司、天津、太原、石門、濟南、廣興、

香港、徐州

營業種目

- 一、各種織維
- 一、莫大小製品
- 一、布帛製品
- 一、機械金物
- 一、各種藥品
- 一、食品、煙草
- 一、建築材料
- 一、和洋家具
- 一、各種土產物



社 會 式 株

行 洋 坂 松

一ノ六十街磨須區一第亞興津天

出張所所在地

北 京 西單北大街二八八

石 門 估 衣 街 七

商 邱 驛 前

濟 南 三 大 馬 路 緯 七 路

青 島 恩 縣 路 一

營業種目
棉花、綿糸布、加工品、綿製品、人絹糸布、雜穀、生藥
木材、麻袋、罐詰、和洋酒、清涼飲料水、其他一般雜貨

日綿實業株式會社天津支店

（華名日信洋行）

天津興亞三區十五號路一六三
電話三、五三五六(4) 三、〇一〇七(夜)
大阪市北區中之島二丁目一〇
張家口、北京、濟南、青島
厚和、保定、石門、彰德、新鄉、邯鄲、順德、
太原、唐山

本社
出張所

天津興亞第三區貳號路五〇



三興株式會社天津支店

北京支店 北京前門外施家胡同二〇

張家口出張所 張家口堡內西城牆底街五

營業
種目

棉花、綿糸布、加工品、綿製品、人絹糸布、
雜穀、其他農產物、染料、工業藥品、建築材
料、石鹼、鹽、砂、サイダー、茶其他食
料品、海產物、紙、洋紙、麻袋、アンペラ
綿織物、機械類、雜貨一類

代理店
日本油脂株式會社
日本キントライト株式會社
東洋紡績スポンヂ

江商株式會社天津支店



江商洋行

天津興亞第一區吾妻街二號

電話

支店長 (二) 四九三三番
製品課 (二) 四九三三番
棉花係 (二) 四九三三番
雜貨係 (二) 四九三三番
會計係 (二) 五〇六七番
電話 (二) 五〇三三番

本社

出張所

大阪市北區中之島二丁目二十五番也
北京出張所 北京內二區前府胡同六號
保定出張所 保定城內東大街九四號
石門出張所 石門法前西
彰德出張所 彰德城內香港街二十號
張家口出張所 張家口市明總南大街一三三號
唐山出張所 唐山鎮謝莊後街副三八

營業
種目

棉花、綿糸布、加工品、既製品
人絹糸布、スフ、スフ織物、雜
纖維、雜織物

東洋棉花株式會社天津支店



東棉洋行

天津興亞第一區宮島街二

電話

支店長 (一) 〇三二一番
土產課 (一) 五八一〇番
製品課 (一) 五八一〇番
棉花係 (一) 五七九番

本社

大阪支店 大阪市東區高麗橋三丁目一番地
北京支店 北京前門大街一七九號
張家口出張所 張家口橋西大亭店巷五號

天津興亞第三區六號路八號



天津船運輸株式會社

電話

三局

二三三五番
二三五九番

二三五七番
二三九三番

取締役社長
常務取締役
常務取締役
取締役
取締役
取締役
監査役
監査役

田 久 石 橫 齋 西 穴 長

尻 野 田 田 藤 村 澤 岡

昌 武 芳 英 助 實 貞 信

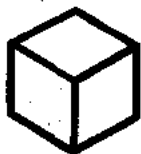
次 雄 雄 治 堯 造 利 捷

營 業 種 目

苛性鹼	曹 達 灰	苦汁副產品	洗 滌 鹽	精 鹽	製 鹽
-----	-------	-------	-------	-----	-----

事 業 地

鹽 田 大沽、漢沽、大清河
 工 場 塘沽、大沽、漢 沽



華北鹽業股份有限公司

本 社 天津特別市第十區興亞街一號

代 表 電 話 三 局 一 七 八 番

支 社 東 京、北 京

駐 在 員 阪 神、門 司

事 務 所 釜 山、京 城



印刷用インキ
印刷用諸材料販賣

株式會社 諸星千代吉商店

天津出張所

天津營業所 天津興亞第一區花園街六番地

天津工場 天津南關大街陞安大街十二號

北京營業所 北京宣武門外校場五條甲二四

電話南局二九六七番

作 製 械



機 種 各

所作工械機司公安永

地番一街吉住區一第亞興津天

番五八八〇二話電



大

百 分 質

丸

天津興亞一區旭街
貨店

電 2, 1 7 2 5

興亞二區三號路
店

電 8, 2 7 7 6

易 部

興亞一區旭街
電 2, 6 6 1 2

西北邊疆



米英蒙漢の決戦下、大東亞新秩序建設の聖業は着々として進み、この偉大なる進進に對し一入の緊張を覺ゆる我等の眼前に、その聖業を妨害する妖霧が所謂西北邊疆一帯に刻々濃化しつつあるを見逃してはならぬ。特に副共を根本指標とする高度自治體として、將又國境軍事國防國家なる特殊性の上に僻建された蒙疆にある我々としては西北邊疆の動向に深甚な注目を拂ひ、凡ゆる角度から探査究明の手を伸べると共に來るべき重大時機に對處する確たる方策を樹立し、一日も速かに實行に移すべき急務に直向せることを十分認識する必要がある。

西北邊疆とは

現在一般に西北支那とは支那本土から西北邊疆地方を指し、陝西、甘肅、寧夏、青海、新疆の五省の總稱であり、この總面積はおよそ三百四十萬平方キロ、住民は回教族、蒙古族、西藏族、漢族合せて約千九百萬、而も陝西省の一部を除けば文化的動脈としての鐵道もなく、完全なトラック道路も殆んどなく、中世風のバザールや隊商或は中世

商人、これは物々交換經濟が今なほ行はれ、その上五省をめぐり貨幣を裏にするといつた混亂に見る如く未熟な經濟生活でしかない。無論石炭、石油その他天然資源は相當埋藏されてはゐるが、少くとも最近までは油球上において最も僻陋な地方として取り殘され、開發の手もめられず、世界經濟の中樞から忘れられてゐたのである。この西北邊疆が中國開發者の注目を惹き、特に民國十七年の北伐成功後「西北問題」が論じられ「西北政策」の論議が喧ましくなつたのは經濟的方面から見ても當然であるが、政治的には西北よりするソ聯ならびに西南よりする英勢力の減弱に對する邊疆の充實、國土防衛上の重要性に重點が置かれたのである。それが支那事變以後は抗日戰線強化の共同目的のためになされた國共合作の假面の下に、極東赤化、抗日援助の所謂コミンテルン、ルートは新疆省を通過して甘肅省蘭州に達し、更に寧夏を経て蒙疆にまで迫らうとする態勢を示した。而も獨ソ開戦、大東亞戰爭の勃發は、この邊疆をも世

界戰爭の一環としての對日攻勢基軸化しようとするに至り、新疆省を含む西北邊疆の動向は愈々重要性を帯ぶるに至つた。

1 西北ルートの重要性

いふまでもなく西北邊疆は支那内地と中央アジアを結ぶ海方であり、アジアの東西を繋ぐ中繼所であると同時に、國際的據所でもある。即ち古來天山南路或は天山北路として知られる點からも見るやうに、この地方は西域道として昔から東西交通線の要點であつた。現在蔣介石が對ソ連繫のため盛んに補強工作を實施しつつある所謂「綏の道」もこの地方を樞切つてゐるが、それはまた赤化ルートと軌を一にするものである。これがために隊商の往來さへ不便な各地の自然道路が鋪裝道路に置き換へられやうとしてゐるわけである。これはとりもなほさず西北資源を開發する一方ソ聯からの援物資獲得を日指すものに他ならぬ。然るに中央アジア探險家として世界的に著名なスウェーデンのスヴェン・ヘーデン氏が「新援路」としてはカスピ海沿岸のクラヌヴォオードスタからソ聯トルキスタンを通り喀什噶爾、和田、安西、蘭州を経て重慶に至る昔の綏の道を逆に進ぶものと、今一つはベルシヤ海からヒンズーシ山脈又

はカラコルム峠を越えて支那に入るものと
 の二つを擧げ得るが、いづれも實際上軍需
 品輸送路として利用することは當分不可
 能であらう。更に今一つ、道路としての價
 値だけからいへば、ノダオシビリスからセ
 ミパラチンスク、アルマ・アタ、スルタ、吐
 魯魯、哈密を経て安西に至つて絹の道に合
 するソ聯の援蔞路が考へられるが、如何に
 道路がよくてもソ聯に重慶を接する餘裕は
 全くあるまい。結局ビルマ・ルートを日本
 によつて遮断されてしまつた今日、援蔞路
 といふのは無くなつてしまつたと見るのが
 至當である」と論議してゐる通り援蔞路と
 しては西北ルートの價値は餘り高くない。
 それにも拘らず重慶側はこの援蔞ルート上
 を軍需品滿載のトラックが何百臺か連続往
 來してゐるかの如く鳴物入り宣言を續け、
 抗戰意識の昂揚にこれ努めたのであつ
 た。併し、大東亞戰爭勃發直前の頃、寧夏
 地方には一臺のトラックさへ見ない日が多
 かつたと傳へられた點から見ても、事實と
 宣傳との間に餘りに多くの隔りのあるのが
 窺知されよう。然らば西北ルートの重要性
 とは果して何か、それは赤色ソ聯の勝手口
 と中國共產黨の勝手口とを結ぶ樞の間道と
 してである。

西北の心臓新疆省

西北五省のうち新疆省は古く漢代以來支
 那では西域或は塞外として知られ、殆んど
 アジア州の中央部を占める地勢上の關係と
 相俟つて南方印度洋を通過する海上交通が開
 けなかつた以前には西域大陸を東西に貫く
 最捷路として主要交通路となつてゐた。こ
 のため四圍から異民族が此處に集り、人種
 展覽會場と稱されるほど住民の種族關係が
 錯綜してゐる。即ちソ聯領トルキスタンを
 經て來住したトルコ系諸族もあれば、支那
 本部および蒙古地方からの漢族、蒙古族或
 は滿洲族もあり、更に兩方の西域族も混つ
 てゐる。而して最も古く天山以南地方に定
 着したのは西方から來住したイラン系民族
 であるといはれるが、天山以北には蒙古族
 やトルコ系民族も早くから遊牧し、鮮々南部
 の肥沃な農耕地に侵略を試み、北部に比べ
 て豊富な物資や奴隸を徵發して生活を樹て
 てゐた。更に歴史の示す如く、南は西域、印
 度から、西は西トルキスタンの地方から絶
 えず壓力を受け、東方からの支那歷代王朝
 の西域經營も多くの地から外部勢力を驅
 逐して西方に通ずる貿易路確保を意圖し、
 清朝に至つては新疆の植民地的經營に着手
 したが、その勢力の衰退に伴ひ西トルキス

タン地方を経てのロシアならびに印度を經
 ての英國勢力の進出となり、長く蒙蔽に閉
 されてゐた新疆省も漸く世界の前にその姿
 を大きく現はすに至つたのである。而して
 ソ聯と新疆省との接觸は古く帝政ロシア時
 代に始まり、ペートル大帝による支那進出
 政策の結果、皇紀二五一年には伊犁條約
 が結ばれ、新疆とロシアとの直接取引が行
 はれるやうになつた。その後幾度も回教徒
 の叛亂があり、その度毎に支那から發した
 矢池回復要求も不成功に終り、主要都市と
 ロシアとの間の貿易は滿洲稅自由貿易の大
 め益々盛んとなり、皇紀二五九九年には新
 疆任住のロシア人は一萬人に達し、その東
 方經略態勢は根強く進められた。これに對
 して英國も印度、西藏保全のために對新疆
 工作を開始したが、ロシアの積極的、攻勢
 的であつたのに比較して英國は消極的、防
 衛的で、主として南疆に關心の重點を置く
 に過ぎなかつた結果として、赤色ソ聯が新
 たな陣容下に政行した新疆制壓をも大體傍
 觀の他なく、回教徒を率ゐて立つた馬仲英
 の叛亂後ソ聯勢力を背景とする盛世才政權
 の確立に伴ひ英國は新疆省から退却の餘隙
 なきに陥つた。こゝにおいてソ聯の赤化工
 作は省内限なく強行され、共産主義教育の

徹底、共產政治の強行、對蒙疆、北支、對印貿易の禁止、鑛業及び農業の開墾援助、軍事顧問の派遣、回教徒の彈壓等の發行者、支那の領土權は右無實となり、盛世才政權がソ聯の領使に甘んずる現状である。

青海省

西域西海と概稱されてゐた地方で、禹貢の南戎、漢代の西羌、唐後の吐蕃と稱された六十三部族の居住地で、明初以來蒙古族の侵入が行はれた。清初黃河上支流湟水流域を西寧道と稱し、沿の中葉には道屬七縣を設置して滿漢人の移住を圖り、西寧辦事大臣の監督下におかれ、民國となつて甘肅寧海鎮守使を西寧において青海を監督させ、甘肅省の附庸といつた觀を呈したが、民國十七年西寧道七縣と蒙番全土を合して新たに青海省とした。面積は大體七十萬方キロ内外で、支那各省中新疆省に次ぐ大省である。人口も正確を缺き百三十萬乃至二百六十萬といはれるが、概略平均一平方キロ三人以下で特に西北部の柴木達盆地一帯は居民寥寥殆んど無人の域であり、僅かに東部の西寧、湟源、南部の玉樹一帯が人口稠密と傳へられる。而して青海省開發の意圖は英ソの新疆侵略に對應して、本地方における支那の支配を確保するにあつたが、經營に實際を伴はず、支那事變を契機に滔々と

侵入しつゝあるソ聯勢力に押され、やがては本地方をもそれに控制さるゝ運命にありと斷定しなければならぬ形勢にある。

甘肅省

支那本部の最西北隅に位し、明代までは陝西省に含まれてゐたが、清初に陝西省から分離され、國民政府に至つて更に甘肅省の一部を割き北は寧夏省、南は現在より遙かに廣い地域に亘つてゐたのである。省名の甘肅とは省内の甘州および蘭州の西地の首字を組合せしもので、古史に見える隴西郡の地に當るため隴省或は隴西とも呼ばれる。面積は約二十八萬平方キロを算するが、人口は支那本部十八省中最少の約六百七十萬に過ぎないので、人口密度は一平方キロ當り十七人といふ稀薄さである。住民は漢族以外に回教徒の東干多く、その他蒙人、西蔵人も荒地に居住してゐる。本省は支那と西域とを結ぶ回廊に當るため西照細斯との關係が密接であつた時代には省内の交通は可なり頻繁であつたと考へられるが、既に興地の邊省と化した現在では道路は荒廢し、鉄道も敷設されてゐない。但し最近ソ聯との關係活版となるにつれて先づ陝西省から西蘭公路が開通し、更にその延長は省内を通じて新寧省へと聯絡され、また首都蘭州は航空路の基地として、將又中國共產黨

の根據地として重要視されてゐる。

寧夏省

塞北の西南に臨してゐたが、民國十七年甘肅、寧夏、青海の三省に別けられ十八年一月成立したものである。寧夏とは成吉思汗が西貢を平定して水くその安寧を保つたためにつけたものといはれる。住民の大部分は支那各地からの移住者で人口四十萬、その多くは遊牧民であり首都は寧夏である。

陝西省

陝西とは古史の所謂陝の地の西方に位置するとの意であるが、戰國時代に秦の地であつたため秦省とも稱せられる。面積は約十九萬平方キロ、人口約七百七十萬人であり、住民は漢族の外に回教徒の東干甚だ多くその數は三百萬乃至四百萬といはれる。全省山脈多く、交通路の發達に適さないが近年西安から蘭州に向ふ西南公路および漢中に至る西漢公路が建設され、西北ルートの一部を構成してゐる。西北五省中唯一の鐵道は渭水に沿つて東西に省内を通過し、現在甘肅省境に近い寶鷄まで達してゐる蘭海鐵道であり、その省内延長キロ程は百三十八キロに過ぎない。

蒙疆職員錄

人 名 錄

(昭和十八年十月現在)

蒙古聯合自治政府

- 主席府 主席 德穆楚克棟魯普
- 副主席 于品卿
- 同 李守信
- 政務院 政務院長 吳鶴齡
- 參議府 參議 楊森
- 名譽議長 卓特巴札普
- 秘書處長 村谷彥治郎
- 總務廳 總務廳長 武內哲夫
- 次長 大木義雄
- 次長 陳有聲
- 駐日代表部代表 特克布卜彥
- 駐滿代表部代表 李丹山
- 駐准噶爾處長 市村隆行
- 內政部

- 部長 久原明
- 次長事務代行 蔣 謙若
- 同 曹 英
- 同 李郁周
- 同 松澤壯敏克
- 同 吉爾曼朗
- 同 穆克登贊
- 同 杜運宇
- 同 住安國雄
- 同 山 汝 甥
- 同 杉村 正
- 同 青爾嘎朗
- 同 仲西寶雄
- 同 久原明
- 同 蔣 謙若
- 同 曹 英
- 同 李郁周
- 同 松澤壯敏克
- 同 吉爾曼朗
- 同 穆克登贊
- 同 杜運宇
- 同 住安國雄
- 同 山 汝 甥
- 同 杉村 正
- 同 青爾嘎朗
- 同 仲西寶雄

- 省長 李煥
- 次長 澤田貞一
- 同 劉 震 廣
- 同 森井勇次郎
- 同 卓特巴札普
- 同 色楞那木濟勒
- 同 森 一 郎
- 同 邱英達賴
- 同 默勒根巴圖爾
- 同 簡牛三郎
- 同 阿拉坦瓦濟爾
- 同 山口德次
- 同 林沁僧格
- 同 吉爾格朗
- 同 黑澤陸世
- 同 松澤壯敏克

- 省長 李煥
- 次長 澤田貞一
- 同 劉 震 廣
- 同 森井勇次郎
- 同 卓特巴札普
- 同 色楞那木濟勒
- 同 森 一 郎
- 同 邱英達賴
- 同 默勒根巴圖爾
- 同 簡牛三郎
- 同 阿拉坦瓦濟爾
- 同 山口德次
- 同 林沁僧格
- 同 吉爾格朗
- 同 黑澤陸世
- 同 松澤壯敏克

- 特命全權公使 岩崎民男
- 官房長 梅川 厚
- 總務部長 山本吉富
- 總務部政務課長 飯淵銳夫
- 同 調查課長 安本傳久太
- 文化部長 曾我 孝之
- 同 文教課長 內村俊雄
- 同 厚生課長 清水親義
- 同 經濟部長 橋場出之
- 同 財務課長 居城 基
- 同 產業課長 白石梅男
- 同 交通課長 白石梅男
- 同 司法部長(兼) 大關英達
- 同 司法課長(兼) 橋本正康
- 同 警務課長(兼) 丹後 一
- 同 總領事館 大關英達
- 總領事 山本長次
- 領事(司法)

- 副盟長 補達巴拉
- 參與官 江口義直
- 張家口特別市 李 樹 聲
- 市長 杉谷秀之助
- 次長
- 在張家口大使館專務所

領事	橋本正康
副領事	安本偉久太
副領事	大柴 蘭
署長	丹後 一
大同領事館	乾 重雄
領事	前島彌市
署長	望月 靜
厚和領事館	佐々木隆三
領事	
署長	
包頭領事館	
領事代理副領事	藤野 進
署長	熱澤新八
在宣化警察署長	渡部 哲
在張北警察分署長	松井佐久平
在康莊警察派出所長	坂西正兵
在豐鎮警察分署長	北村 弘
在日泉鎮警察分署長	渡部誠志
在張家口警察分署長	鬼塚 肇
在薩拉齊警察派出所長	水谷 清

居留民團、民會

張家口居留民團總長	森岡正平
大同居留民團總長	濱田源太
厚和居留民團總長	土屋博愛
包頭居留民團總務會會長	清永 剛輔
小花園居留民會會長	小田制久一
宣化居留民會會長	本宮喜兵衛
張北居留民會會長	宮坂徳太郎
涇居居留民會會長	室川重太郎
集賢居居留民會會長	藤谷長之助
豐鎮居居留民會會長	雄波國治
蘇拉齊居居留民會會長	藤田光雅
帝國在鄉軍人會	安藤光介
張家口聯合分會會長	綱倉孝之
河東分會會長	米田六郎
河西分會會長	齋藤義勇
政府分會會長	中野 貞
宣化省分會會長	黒田正七郎
鐵道分會會長	吉本萬壽藏
軍分會會長	島海徳松
宣化分會會長	西田謙治
龍烟分會會長	河野菊雄

小花園分會會長	池永恒男
張莊分會會長	中園留吉
張北分會會長	能本榮二
多倫分會會長	並村藤丸
大同聯合分會會長	武内宇三郎
大同第一分會會長	齋藤幸成
同 第二分會會長	畑谷昇治
同 第三分會會長	佐伯則智
同 省分會會長	高野實之
同 鐵道分會會長	辻本春雄
同 礦分會會長	炭田守夫
同 縣分會會長	金子六郎平
厚和聯合分會會長	川建博太郎
巴盟公署分會會長	草山惠造
厚和縣節分會會長	倉田武夫
同 蔚城分會會長	柳部正暉
同 新城分會會長	今西 宏
包頭聯合分會會長	藤井東邦
華北大日本國防婦人會	織田 純
張家口支部長	大關光子
張家口第一分會會長	楠本登美子

同 第二分會會長	宮野シメ子
同 第三分會會長	原 信子
同 第四分會會長	澤田フジ
同 第五分會會長	高橋ナヲ
晉北支部長	森井マサ子
大同兩分會會長	三上登久子
同 北分會會長	古賀カヲヨ
同 鐵道分會會長	本多トシエ
左雲分會會長	數藤英子
朔縣分會會長	友成妙子
岱岳分會會長	(欠 員)
口泉分會會長	中山辰子
崑崙分會會長	井上伸子
康莊分會會長	二宮千萬
宣化分會會長	大橋ハル
下花園分會會長	田尻律子
張北分會會長	松井よし
平地泉分會會長	難波ヨシ子
豐鎮分會會長	藤田菊枝
厚和支部長	望月敏江
厚和第一分會會長	安藤昭子
同 第二分會會長	岡部マチエ
同 第三分會會長	柳部繁子
包頭分會會長	小柳蝶子

蒙疆·華北人名錄

(肥誠順序) 氏名、生年、本籍、學歷、現職、現住所

蒙 疆

阿 罕 台 光三〇、東布特

哈旗、南京中央政治校、駐在
蒙滿洲帝國代表部厚和辦事
處長、新城西大街一

阿久津惣太郎 明三二、群馬、

中華航空蒙疆管理會會計、運
營、庶務各課長、張家口土爾
溝街

阿會之孝 明三五、福島、

工校、滿鐵、龍胆原料課長

阿勒騰巴圖爾 成七一〇、龍

江省訥河縣、早大申退、伊盟
公署祕書官、興蒙委員會事務
官庶務股長兼會計股長

阿樂騰格爾勒勒 成七〇四、察

盟明安旗、察哈爾師、察盟訓
蒙中學校教諭、德化同校內

阿拉坦鄂齊爾 成六八二、額

爾多斯右翼後旗、陸軍中將包
西綏路副司令蒙政審議會委員
興蒙委員會委員兼政務院諮詢
員 伊克昭盟長、包頭金龍王廟街

阿王府

阿拉坦格爾勒勒 成六九四、西

察尼特、盟視學官錫盟民生處
辦事文書股長、貝子廟錫盟公
署

阿拉坦畢勒克圖 成七〇二、

興安南省、北京國學院、巴盟
民政廳文教科長、同陽縣長、
同陽縣公署內

阿 爾 培

巴盟治安處室正
厚和新城巴盟公署內
阿部勝年 明四三、東京、

日大、蒙古政府交通總局事務
官、伊克昭盟事務官

阿部源榮 明二九、山形、

早大政經、日本銀行調查課課

庫局、蒙疆銀行營業局長兼國
庫局長、張家口西關街一道巷
三蒙銀宿舍

阿部好禮 滿蒙毛織蒙疆部

庶務課長兼張家口營業所長、
中央大街同社內

阿部莊朔 明四一、山形、

東京外籍、張家口財務監督署
總務科附

阿部良夫 明四二、栃木、

長崎醫大、林口縣立病院院長、
晉北醫院內科醫長、大同市同
院內

阿部利七郎 明一三、滋賀、

名古屋紡績專務、日東紡績常
務、蒙疆國業公司董事

青江秀治 明三九、岡山、

京大法、滿洲中央銀行張家口
支店長、紅萬字街二〇

青木 幸 明四一、栃木、

滿鐵、外務書記生、在張家口
大使館經濟部交通課勤務、興
亞大街不動產第六住宅七二九

青木靜夫 明三六、鹿島、

日大、外務書記生、在張家口

總領事館厚和領事館勤務、
張家口第一官舍

青山秀次 明二三、金澤、

松任農校醫科、蒙高津業性
審課長、張家口賽馬場主事、
稅司街二

青木光次 大三、福岡、福

岡商、張家口飲食店組合副組
合長、同三業組合會計主任、
福壽街五八

赤川 靖 明四四、廣島、

同志社高商、蒙古政府總務廳
事務官

赤司 茂 大二、福岡、京

大農、經濟部技正農林科辦事
張家口大境門外巷臨街一六

赤土義一 明三九、奈良、

天湖中、蒙領財務局副局長

秋元牛次郎 明二八、東京、早

大理工、蒙疆電業厚和支店長、
同大同支店長、大同城內電業
社宅

秋山茂德 明三三、愛媛、

蒙古政府內政部事務官兼兼正

淺枝 警明二四、下關中學、蒙疆新聞社印刷局長、張家口沙河路街

淺川廣治 明二八、新瀨、大同縣警務局長

淺島 博 明二六、東京、滿洲日日、蒙疆新聞社印刷局新聞部長、張家口沙河路街

朝場秀二 明四〇、長野、中大法、察盟民政廳副廳長

足助一雄 明三三、長野、張家口權運清查廳廳務科長

檀田節雄 大七、群馬、山口高商、日綿實業厚和出張所駐在員、鶴城水渠卷二三

瀧美茂平 福島、大同居留民團民會職員

東 佐六 明三五、東京、中大、大日本與亞同盟、蒙疆日本人團體協力會練成部長、張家口關隆街二

栗野 昇 明四一、茨城、農校、山陰縣警務官、多倫縣警務官、察盟多倫縣分署內

栗屋 薫 明三五、廣島、

早大、滿洲石油會社、蒙疆石油公司專務董事、張家口蒙石社

粟屋東一 明二八、秋、東大工、撫順炭礦第一採探局長、大同炭礦理事兼務部長、大同大倉礦理理事公館

相澤文之助 宮城、厚和居留民團財務課長、舊城東順城街

相原恭一 內政部警備科警正

安部清三郎 明一八、島根、島根一中、晉北北地工業公司支店人

安 吉 亨 光二八、涼城、山西大、早大、蒙古政府內政部行政科長、內政部參事官池政科長兼任文教科長、張家口上堡山西巷

安 占 才 政七〇一、厚和張家口地方法院同高等法院推事

安 增 光二五、山西、中學、同和實業銀行董事兼厚和分行經理、厚和舊城莊禮街二

安藤朝雄 滿蒙毛織製鹽部厚和營業所長兼包頭出張所主任

安藤茂男 明四一、鹿兒島、中學、蒙疆汽車公司車係長

安藤 猛 明三四、佐賀、慶大、厚和石炭販賣所監理、郵政局巷六

安藤光介 明四四、福岡、大蒙公司藤拉齊出張所長、薩拉齊居留民會長、城內大西街

安念信弘 明四二、富山、同文書院、滿蒙毛織製鹽部次長、中央大街同社內

安 佩 珩 民一、左翼、日大、大同省警正、大同大北街

安 夢 白 成六八四、河北定縣、北京大、北平救濟院長、包頭麵粉公司常務董事、北京後門大街鳳甲四

甘中武治 明三八、兵庫、期、左翼縣警務官、右玉縣警務官、大同省右玉縣公署內

天野兒鹿江 明三八、山梨、名高、蒙疆電業平池泉營業所

長、集家民會幹職員

天野鐵郎 明三二、山口、三井物產張家口支店長代理、海濱街

網倉孝之 帝國在籍軍人會張家口聯合分會會長、同仁會張家口診療班事務長、同仁會蒙盟支部內

陸原久男 明三九、池島、岩倉鐵道、鐵道省技手、蒙古政府交通總局技正、張家口城內交通公館

荒井善一郎 明三九、福島、有學舍、張家口特別市治安處警務股長、市廳三道巷西

新井次郎 張家口日本青年學校教諭

荒川 浩 明二二、秋田、興中公司、蒙疆製鹽販賣公司下花園出張所長、宣化縣下花園鎮

荒川 嘉彰 蒙疆日本人團體協力會中央本部總務部長、在張家口日本大使館駐

荒木英一 明四五、兵庫、正

華洋行張家口出張所長、日本
商工會議所常議員、宣化大道

荒木 章 明二五、富城、
早大政經、滿鐵新京事務所長
兼涉外係長、大同炭礦副理事
長職務部長、大同大北街理事
公室

荒木治義 明一七、慈惠醫
專、同仁會診療班長、滿鐵協
會包頭醫院長、前大街同院內

荒木三代二 巴盟事務官職務
處附、厚和新城巴盟公署內

荒木守孝 明二〇、熊本、
中大專、花園炭礦常務董事、
福岡市京島町五七

荒卷繁之丞 明二四、福岡、
滿鐵養成、華安張家口鐵路局
厚和鐵路監理所長、厚和華交
社宅

荒卷 一 明三二、福岡、
熊本高工探冶金、大同炭礦調
査役

石澤武男 明三四、東京、
鐵道教、華安張家口鐵路
醫院事務長、中央大街中央飯

店內

有宗政明 明四一、岡山、
關大二商、大同財務監督署稅
務科長

五十嵐昭夫 明四三、新潟、
真大、興中公司、龍烟總務部
次長

五十嵐準士 張家口日本青年
學校教諭

生田久太郎 明三五、兵庫、
關大豫、蒙疆畜產營業課長、
張家口市長街大街

井口靜夫 明四四、兵庫、
蒙西學院、左翼縣警務首席指
導官、大同省左翼縣公署內

井出岩一 明二六、佐賀、
工手校、蒙疆電業所長

井上胤德 明三九、佐賀、
真大、大同炭礦社員

井上 薰 明三六、山形、
瀧記後、張家口警察局長備科
長、赤城縣參事官、宣化省赤
城縣公署內

井上慶太 明三一、福岡、
南滿工專、撫順炭礦、大同炭
礦社員

井上喜一 明四三、富崎、
富崎商、同和實業銀行審查課
長代理、張家口北五道關巷對
銀街舍

井上貞信 大七、大阪、大
阪外語、岩井產業會社張家口
支店副支那人、鐵路斜街二

井上忠良 明三九、富崎、
遞官練、滿鐵、蒙疆電業鐵路
科長

和泉庄之丞 明四〇、日大商
業、最高法院書記官、張家口
土爾博不動產住宅

和泉多助 明二九、神戶、
早大商、三井物產張家口支店
長代理、南菜園三井社宅

出雲うめ 在張家口大使館
屬託

伊串 義 明四一、愛知、
南滿工專、華安張家口鐵路局
機關車科長、同局運輸部運輸
課長、張家口大街東亞莊

伊 德 欽 成六七八、卓觀
喀喇沁右旗、日本陸士、蒙古
地方自治委員會委員、蒙疆新
聞社監事、厚和新城鎮區舖、

伊 東 正 三 外務書記生、在
張家口大使館經濟部財務課勤
務、張家口官舎

伊 藤 修 明三八、千葉、
滿洲醫大、警城、中央醫學院
附屬醫院醫官產婦人科醫長、
張家口御道街十二

伊 藤 幸 三 郎 明二七、晴濱、
與鐵、華安張家口鐵路局厚和
電氣段長、鐵道社宅

伊 藤 直 輝 內政部事務官、
訓室附

伊 藤 壽 明三四、福井、
中泉、家畜防疫處事務官

伊 藤 福 幸 明二八、愛媛、
大同無糖會社會計主任、大北
街七六

伊 藤 太 明四一、山梨、
同文書院、察南政廳庶務兼企
訓科長、蒙古政府經濟部參事
官、鹽政事務科長、張家口上

探觀音堂街二一

伊藤三男 大蒙公司營業部

輸入課長

伊藤 實 明四三、長野、

中學、張家口日本商工會總所

副理事兼經理課長、東安大街

馬路六條

池江善雄 明四二、鹿兒島

旅順工大、蒙古政府產業部

山科長、經濟部參事官職業科

長、張家口東安大街二七

池口輝雄 明二六、東京、

大府府立醫大、醫師、大阪高

等醫專教授、臺北醫院院長、中

央醫學院教授、教育部長、張

家口西路三一

池田榮男 明四二、東京、

那大法、經濟部事務官商工科

課長、張家口上爾溝街第三住

宅三五

池田喜一 明三六、千葉、

法大、厚州種運清谷署副署長

池田幸太郎 明四二、香川、

實檢農、鹽業公司董事、

張家口西路三一

池田鹿太郎 蒙羅甘草工業公

司董事

池田 茂 明四〇、佐賀、

佐賀工、蒙羅電業建設課係長

張家口與亞大衛和光社

池田忠藏 明三四、山形、

簡業、大同炭礦張家口支社主

池田傳吉 明三八、山形、

中大法、齊々哈爾、青島、濟

南各領事館勤務、在張家口大

使館官房電氣勤務、與亞大衛

第一官舎

池田俊藏 蒙羅張家口鐵路

局厚和愛路長民研室所長、中

山用二三

池田初治 明三五、佐賀、

大同學院助教、龜邸縣參事官

大同省靈邱縣公署

池田久藏 大、大阪、大

阪工藝、與亞工業會社取締役

支那人、張家口市街大行公一

號

池田 豊 明三三、鹿兒島

京都藥學、張家口財務局副局

長

池田善司 明四一、北海道

專大專、警視廳警部補、張家

口特別市治安處副處長、草廠

巷八

池端幸知 明三九、石川、

師範、張家口第一日本國民學

校長、上爾溝街不動產住宅

石井 勳 明二二、福島、

實山師、蒙羅銀行庶務兼計算

局長、同和實業銀行監事、張

家口長清路銀行公館

石井 勇 張家口電氣會社

營業部長

石井三郎 明三六、搬運總

辦廳務科長、興蒙委員會專門

顧問、張家口種運清谷署副署

長、經濟部參事官、張家口堡

內玉皇閣八

石井秀吉 明二一、岡山、

鳥島實校、協運公司社長、大

同無錫會社取締役、東南隅大

南街一五

石井 實 大二、福岡、外

務書記兼技手、在張家口大

使館經濟部產業課勤務、張家

口官舎

石井龍生 明三五、福岡、

東大工務部審判、東邦電力技

師、蒙羅電業常務理事主任技

術者、張家口與亞大街住宅

石川十四郎 明四二、佐賀、

臺北高師、滿洲國總務廳事務

官、蒙古政府內政部參事官、

實化省參事官民政廳副處長

石川元市 在張家口大使館

經濟部產業課技手

石川安二 明四一、埼玉、

中學、誠厚製在所經營主任、張

家口東安西街二三

石川芳雄 明四一、宮城、

中學、蒙羅新聞社厚和支社通

信部長、同本社編輯局連絡部

長、張家口蒙新住宅

石崎博夫 明四〇、千葉、

北大法文、大同炭礦厚生課長

兼採煤課長

石田健一郎 明二〇、新潟、同

文書院、大蒙公司常務取締役

東京都世田谷區北總四

石田幸三郎 明四一、奈良、同文書院、滿洲石油、蒙疆石油公司營業課長、張家口蒙石社宅

石谷定男 明三七、鳥根、日本、逕信局書記、蒙古政府交通總局事務官、張家口放送局長

石田二郎 明三三、靜岡、東大、華交濟南、北京鐵路局副局長、張家口鐵路局副局長

石田尚利 大元、新潟、中學、張北縣警務首席指導官、察盟張北縣公署內

石田文雄 明四二、東京、市岡商店、小林商店、蒙古食料品公司張家口營業所長、南榮閣南頭

石田政雄 明二六、吳、拓務所長、蒙疆鑛業販賣公司宣化事務所長

石田勝 明三九、高知、東京高工、東邦電力技師、蒙疆鑛業調查兼資材策劃課課長

張家口興亞大街電業社宅

石田八十吉 明三三、群馬、中學、石田組代表者、張家口居留民團民會議員、北魏街一三

石野 一 明四六、兵庫、東大文、蒙疆畜業庶務課庶務係長、張家口興亞大街社宅

石橋輝雄 明三〇、神奈川、鐵道、滿鐵、華交張家口列車段長

磯村藤太郎 明三四、東京、菅沼タイフ板賣所正光社主、張家口怡安街

板藤 知 明三五、山口、大阪泰西校、晉北政廳總務科長兼警務科長、涿鹿縣警務官、宣化省涿鹿縣公署內

市川治三郎 東洋烟草公司取締役、東京都杉並區中通町五七

市村賢善 明四二、兵庫、同志社大、淨土宗知恩院大同別院主任、東北隅武庫街

市村隆吉 明三六、廣瀨

中大法、蒙古政府駐華辦事處 處長

市瀬吳四郎 明四一、飯田、蒙大經、蒙古食料品公司大同支社總務課長

一山 登 明四一、山口、鐵道省專、華交張家口鐵路局平地泉工務段長、平地泉鐵道社宅

糸井 一 明三六、京都、京大、蒙疆勞工協理理事、大同省治安副處長、大同正府巷

米瀬勝比古 張家口糸瀬齒科醫院長、明德南大街

稻垣警次郎 明三〇、和歌山、東大、蒙疆銀行宣化支行經理、城內縣政府街蒙疆宿舍

稻垣鐵男 明三七、和歌山、高商、蒙疆汽車公司張家口營業所長

稻垣直文 明三三、靜岡、京大經、駿河銀行須賀支店長、福泉食品工業社長、晉北化學工業公司董事長、靜岡縣富士郡須津村

稻田重春 明三四、福岡、大同蒙疆總務課設計課長

稻葉 敏 明三九、栃木、富士興業厚和田出張所長、葛城東順城街井原巷七

稻益 定 明三六、福岡、滿鐵育成校、大同蒙疆經理處主計科長

乾 重雄 明三一、東京、善隣書院、在大同鎮事館領事、大同小南街領事公館

猪野泰雄 明四四、福岡、高商、滿洲國北安省公署、龍烟勞務課長

飯島佐市 明三九、茨城、獸醫學校、蒙疆畜產張北出張所長、城內東大街

飯塚新作 福島、大同居留民團民會議員

飯野俊宣 明三一、松本、高野山勸業寮、張家口高野山阿彌陀寺住職、明德北大街一

今井金三郎 明四四、長野、中學、蒙古食料品公司試驗課

長、張家口市獲發梅九四同社

今井 稔 明二六、廣島、東京高商、三井物產張家口支店長、南榮園三井社宅

今川國一 大東省警務部補在大同領事館警察署司法主任

今西 宏 明三三、東京、察南政廳警務科長、巴盟參事官、治安處副處長、厚和新城警察長衙門

今村清磨 大藏公司包頭出張所長

今村茂雄 明三六、高知、高知一中、察南政廳營業廳工務科長、宣化省參事官營業處副處長

今村 孝 明四五、奈良、滿洲醫大、中央醫學院附屬醫院耳鼻喉科醫官、張家口大柳樹底街

岩崎清一郎 明二九、栃木、農大法、日本セニスバイブル社長、蒙疆洋灰監察人、東京都深川區佐賀町一ノ六

岩崎清七 元治元、栃木、農大、蒙疆洋灰董事長

岩崎武雄 明二九、大阪、中學、張家口無盡取縮役、東亞會館經營、張家口居留民團民會議員、東安大街

岩崎民男 明二七、秋市、陸大、東大政法、興亜院蒙疆連繫部長官、特命全權公使、在張家口日本大使館事務所

岩崎安三郎 明四一、青森、拓大、中央學院教官第二部長、張家口大境門外西濱南街一四

岩田一郎 明四〇、東京、選官練、交通總局事務官、大同放送局長、大同電報局長

岩田 晉 明三六、神戶、法大、晉北政廳實科長、水利振興會常務理事、大同省實業廳副處長、大同娘々剛街

岩田松太郎 調查官、在張家口大使館經濟部財務課勤務、張家口官舎

岩谷律藏 明四四、東京、水原高等農林、經濟部技正農林科辦事、張家口馬路三條五

岩永秀治 明四一、長崎、北大法文、九大法學院、張家口地方、高等兩法院書記官、厚和地方法院、高等法院首席書記官、新城山神廟青都莊

岩野政一 明三二、奈良、關西工校、張家口居留民團稅務營業課課長、沙河路民團寮

岩松甫 明四三、鹿兒島、和歌山高商、蒙古政府駐日代表部經濟科長、經濟部理事官、前工科辦事

岩屋三男 東亞電氣化學工業公司取締役

岩海 成六九三、土旗、蒙疆學院、厚和地方法院士獸特選長兼事、厚和舊城牛頭巷

岩紹嵐 光二八、河北新城縣、北京正志中、懷來縣長、宣化省參事官建設處長

岩世煌 宣三、梨樹、奉天南滿中康、大同學院、宣化

于景文 成六八一、山東桓泰縣、山東法專、厚和地方法院推事、厚和高等法院推事、新城西藩鳳街四〇

于品卿 光二二、河北省南宮、私塾八年、張家口商會執行委員、察南政府最高委員、蒙古自治政府副主席、張家口壘內馬道底街九

于美江 光一九、大同、私塾、大同街長、電設、電業理事、大同馬市角西一號

于恩其 成七〇〇、喀喇沁右旗、蒙藏學校、察盟民政處教育股事務官

于恩巴圖 成七〇六、熱河省、南京蒙藏學校、烏盟民政

入井村木 明四四、長崎、中大專、寶源縣參事官、察盟寶源縣公署內

入江又太郎 明二五、福岡、明專、大青山炭礦礦業所長

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

入江又太郎 明二五、福岡、明專、大青山炭礦礦業所長

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

縣長、蒙古政府駐蒙辦事處事務官

處務課、百靈廟
烏勒吉圖 成六九六、察哈爾
沁在旗、北京蒙藏學院、興蒙
委員會委員、張家口商務街四
三條二

烏爾齊布 成七〇九、察哈爾
沁右旗、山日高商、烏爾察布
盟總務處長、厚和市南順城街
一七

植村嘉太郎 明三九、鹿兒島、
東京高師、中央學院教員、聯
縣參事官、大同省應縣公署內

牛原虎生 明一八、熊本、
東大、富岡、魚津、唐津、廣
島一中各中學校長、張家口日
本中學校長

牛園新太郎 明三〇、石川、
金澤醫專、醫師、同仁會醫院
龍田中央醫院長、同仁會醫院
支部內

臼井繁治 明三二、兵庫、
柏原中、柳井河東支店副長、蒙
疆礦業公司庶務、會計主任、
張家口南宮關海河大街

臼井千尋 明二〇、長野、

中島、片倉製糸、日東紡織、
福島電燈各監査役、日東紡取
締役、蒙疆興業公司庶務長

碓居雄三 北支那開發會社
張家口支社庶務科長、東安大
街東安寮

內田喜二郎 同和實業銀行計
算課副課長

內田勇四郎 明四五、福岡、
大阪外語蒙古政府總務廳事務
官、伊盟參事官民生局副處長

內野義雄 明三七、神奈川、
中塚、鋼材商事務支配人、蒙疆
興業公司商務部長

內村俊雄 明四二、鹿兒島、
東大文、在張家口大使館文化
部文教課長

內山康博 蒙疆甘草工業公
司監事人
宇都宮信義 中央醫院附屬
醫院醫官
宇和田源藏 明三一、高崎、
延岡中、厚和財務監督署總務
科長、經濟部商務官、京城商

務官事務處在勤
植地俊雄 明四〇、北海道、
小樽高商、經濟部事務官商工
科辦事

上田 章 明四〇、高知、
立大專、大興貿易張家口支店
長代理兼輸出課長、東安大街
三三同店內

上田 和市 明四三、廣島、
商工校、蒙古政府總務廳事務
官

上月顯軌 外務書記生、大
同領事館勤務

上田 勤 大二、兵庫、立
大專、萬安縣參事官、渾源縣
參事官、大同省渾源縣公署內

上野正文 大四、長崎、滿
鐵商業實習、帝國水產統制會
社張家口駐在員、南菜園同所
內

上西米造 明一六、福岡、
花園炭礦董事
上原叙助 明四一、長野、
漫備、厚和農科實業學校副校
長、新城養成泉前巷十

梅川 厚 明二九、東京、
大倉高商、在張家口日本總領
事館副領事、在張家口大使館
官房長、張家口官會

梅田次郎 明一五、東京、
元宮內省式部官北白川島附、
蒙疆神社高司、張家口南順街
四六

梅田恒雄 大二、大分、併
梁中、德化縣警務署指導官、
察哈爾化縣公署內

梅野 晃 明四三、佐賀、
東大經、蒙疆銀行總務課、張
家口煤山巷四蒙銀宿舍

梅野 安 龍州中央醫院事
務長
梅本洋次郎 蒙古食料品公司
張家口營業課長、張家口漢溝
街九四同社內

卜邊一郎 明四〇、千葉、
山梨高工、昭和製鐵所 龍州
機務課長

占部 惠 明三六、福岡、
小倉工業、日東紡績工場主任、
蒙疆興業董事工場長

雲丹札木蘇 成六九七、喀喇

沁左旗、北京鐵廠專門、巴盟

公署勸業廳事務督農總科長、

與蒙委員會事務官

雲丹達爾濟 成六九五、土默

特旗、綏遠警備、巴盟土默特

旗公署總務科長、舊城東寺巷

十二

江口義直 明三四、高知

錫盟泊安處副處長兼總務處副

處長、錫盟參政官、貝子廟錫

盟公署

江島義光 明三四、熊本、

鹿兒島高等農林、經濟師技正

農林科辦事、張家口興亞大街

第五住宅六四八

江頭 清 明三〇、佐賀、

旅順工大豫、滿鐵、華交張家

口鐵路局南口鐵路工廠長
江見光男 蒙疆木材公司董
事、張家口
枝村晴夫 明四四、山口、
東大政、華交張家口鐵路局總
務部人事課長

海老野真治 明四二、東京、東

京府立二商、蒙疆吳服商同業

組合聯合會理事長、松屋吳服

店經營、張家口福壽大街一九

遠頭勇男 明二七、福島、

鐵道重、華交張家口鐵路局包

頭站長

遠藤延平 明三七、千葉、

漫校、張家口日本青年學校教

諭、土蔵壽不動產住宅二六

遠藤光人 明二九、福島、

石城農、滿洲畜產役畜課長、

蒙通畜產辦事、新京昌平街

關 敏 先 光二四、遼陽、

遼陽高師、武川縣長、集寧縣

長、巴盟牛池泉集寧縣公署內

關 景 雲 明三四、熱河省、

庫倫、蒙疆木材董事、中央飯

店董事長、張家口西關街二二
關 繼 敬 光二四、遼陽、
遼陽高師、蒙寧縣長、巴盟師
範學校長、厚利市
關 祥 謙 萬安、北京師大、
宣化農科實業校長事務取扱、
宣化省視學官
關 大 本 光二九、大同、

朝陽大、懷仁縣長、右玉縣長

大同省右玉縣公署內

苑 文 達 光二九、懷仁、

山西法專、靈邱縣長、雁門長、

大同省應縣城內

小川 勇 明三二、佐賀、

南滿工業、大同炭礦工作處副

處長兼工作科長

小川一男 明三〇、佐賀、

東京外語、蒙疆木材事務取締

役、張家口堡內二道巷

小川 忠男 明四二、香川、

阿波忠洋行經營主、張家口長

安大街七四

小川 哲二 明四一、廣島、

京城醫大、華交張家口鐵路

路醫院包頭分院院長、鐵道社宅

小川富之輔 明二八、茨城、

攻玉工、東洋拓殖公社釜山支
店、同社包頭農場監督主任、
包頭小女明社東拓公所
小方 稜 威 丸 明七、八幡、福
岡師、小方洋行主、花園炭礦
常任監察人、張家口橋東大街

小方 長 男 明三、八幡、

中學、大同食糧米配給組合長、

大同無煙會社取務役

小笠原 俊 三 明二二、秋田、

同文書院、大同居留民國助役

兼總務課長、城內大東街五四

小倉 邦 松 張家口特別市建

設廳技正

小栗 善 和 明四四、愛知、

高工、蒙疆電業張家口營業所

工務係長、與亞大街電業社宅

小 黑 泰 藏 明三一、北海道

小樽中學、與蒙委員會總務處

高教輔佐官

小 澤 薰 蒙疆電業薩拉齊

營業所長

小 澤 清 三 明二二、長野、

東京高工、滿鐵及革公司專務、
包頭國民會議議長
小 澤 英 夫 大四、愛知、明
大、外務書記生、在大同領事
館勤務、城內西北區西坡街三
號事務所
小 佐 井 正 中央醫學院附屬
醫院醫官

小田虎雄 明三一、福岡、大同無黨會社支那人、西北開

師府街二四

小谷昌毅 明四三、沖繩、早大英文、每日新聞張家口特派員

派員

小野 勳 明四四、濱島、大分高商、懷柔縣參事官、蒙古政府總務廳事務官

占政府總務廳事務官

小野五朗 明三六、宮崎、大通商、經濟部理事官、糧食科

長、經濟部商務官、上海商務官事務所在勳

小野 茂 明二七、札幌、北海中、大同炭礦張家口支社

主席

小野寺富彌 明四一、札幌、北大農、在張家口日本大使館

囑託

小野滿忠二 宮崎、京城高商、大日本傷痍軍人會蒙醫支分部

支部長、在張家口總領事館囑託、世醫八

小原田克人 明三七、熊本、早大專法、托克托縣參事官

察盟總務處副處長

小柳保一 明三一、山口、高商、蒙銀包頭分行經理、前大街

緒方重俊 明三三、宮崎、宮崎中、張家口經濟監視署辦

事、大同財務監督署副署長

尾崎嘉篤 大二、愛媛、東大醫、內政部衛生科技正、中

央醫學院教官、張家口與亞大

街第二官舍一六

尾崎保隆 明三一、長崎、簿記校、大同民國口泉支所長

居城 基 新潟、陸軍經理學校、調查官、在張家口大使館經濟部產業課長、張家口官

舍

尾仲嘉助 明四一、福岡、同文書院、大倉商事、大蒙公

司營業部長、張家口東安大街同社內

織田 純 明一九、石川、陸士、善隣協濟理事兼包頭支

部長、包頭金龍王廟同支部事務所內

越智東風 明三〇、廣島、

早大政、鐵道省、華交張家口鐵路局經理部器材課長

大井 新 蒙滬運輸公司副理事長

大井 浩 大六、廣島、東京外語專、外務書記生、在張家口大使館總務部調查課勤務、張家口土爾博街實銀社宅

大石良久 明三八、長崎、對島中、陽高縣警務官、席指導官、大同省陽高縣公署內

大內義次 明三九、京都、同志社、蒙滬不動產公司主任、總務課副課長、張家口土爾博街不動產住宅二一〇

大木正行 大東原省警部補、在張家口總領事館警署勤務

大久保 勳 明三九、長崎、早大文學部、蒙滬新聞社平池泉支局長、同本社編輯局文化部長

大久保忠島 明三五、靜岡、京大、北支那開發、龍州總務部長

大久保良治 明二八、長崎、

日大、交通總局參事官、路政科長

大倉喜雄 明四二、東京、慶大經本溪湖特殊鋼取締役、大蒙公司取締役、北京北池子大街、東京都麻布區

大坂月三郎 明二九、青森、厚和財務監督署稅務科長

大坂松一 明三五、山口、滿鐵育成校、大同炭礦社員

大下龜之助 明一八、京都、山口高商、大蒙公司監査役

大柴 衛 張家口總領事、張家口總領事館內

大島高精 明二一、大分、關西學院專、花園炭礦董事、東京都大森區山王町一ノ二七

大島壽快 明三四、名古屋、日大法、名古屋南張家口出張所長、城內小河底街二

大洲義修 明四二、龍大、善隣協濟與德義塾訓育主任、厚和郡城西河沿同社內

大關英達 明二六、東京、

拓大、青島、廣東領事、張家口總領事兼在張家口大使館司政部長、張家口日本總領事館內

太田英治 明四四、和歌山、東京高師、奉天、北京各中學校教員、在張家口大使館屬託文教練職務、大使館十五號官舍

太田榮藏 明四〇、法大高師、察南政廳文教科事務官、彰化省民政廳秘書官

大竹拙三 明二九、新潟、高岡師、張家口日本青年學校長、土樹藩衙一八

大竹仁三九 明三三、橫濱、岩倉鐵道、驛交張鐵張家口工務段長

大竹豊後 明二八、東京、察南政廳正張家口警務同警務科長、內政警發正、錦豐警事官治安處副處長、貝子廟編製公署內

大竹幸喜 明四〇、福島、拓大、鐵道礦務院東京同北京

事務所長、北京內三區門樓胡同一八
大谷長五郎 慶三、兵庫、同志社、與原傳寸兩合司代表社員

大給吉人 大同炭礦病院藥劑科長

太田代 清 明三七、岩手、南滿工專、撫順炭礦、大同炭礦社員

大津留正一 大元、大分、大同實踐、張家口財務監督署總務科長

大伴二郎 東京、東京外語、大同炭礦勞務處長

大塚勝次 龍畑理事、大塚國夫 明三八、福瀨、實業校、托克托縣警務所首席指導官、巴盟托克托縣公署內

大塚友信 明四二、北海道、小樽商高、巴盟公署經濟科長、武川縣警務官、巴盟武川縣公署內

大坪一二三 大同炭礦東京事務所所長

大塚隆三 明三九、東京、中大、外務書記生、在張家口大使館官房會計勸誘、與張大衛第一官舍

大西 茂 明四一、愛媛、早稻田中學、厚和居留民團總務課長學務課長兼會計課長、舊城小東街五二

大西俊司 明三六、愛媛、法大、大同財務監督署貿易課長

大西正男 明四三、香川、廣島文理大、興業委員會教育處高級輔佐官、張家口土樹藩街三四七號

大西政之助 明二四、橫濱、中學、張家口旅館業組合長、張家口居留民團會議員、京安大街一九

大西佳次 明三〇、福島、中學、鐵道省、龍畑課長

大西教育 明三九、岡山、師範、集寧日本國民學校校長、平池桌同校內

大野 暹 大二、福岡、蒙

羅吳服商組合聯合會副理事長、松屋吳服店經營、張家口東安大街五四

大野達夫 巴盟民政處視學官、厚和新城巴盟公署內

大野馬喜 蒙西電業機械兼保修係長

大野泰治 明三五、高知、晉北政廳警備科長、德縣參事官、內政部修正

大野保二 大元、福島、東京外語、經濟部事務官、鐵道廳事務科辦事、張家口第二住宅三三

大場虎夫 龍畑副課長

大町勝好 明三八、長崎、日大土木、蒙疆土殖協會理事、松崎組代表者、張家口日國民會議員、橋東大街

大本正彦 大同、廣島、京大、中央學院、鐵道政府交通總局技正

大森太郎 大同炭礦社員
大矢銀松 大三、名古屋、宣化商業組合長、春日井商店

宣化山張市長、城內牌樓西一七八

大山熊榮 明三〇、香川、興源警察公署前市長、張家口明德北大街一六七

大山東植 明四〇、平雨、大坂商工、農源自動車工業團社長、大同民國民會議員、東北陽豐城街

大渡清 一明二九、岩手、盛師高棧、山形縣農林技師、東洋拓植會社總化牧羊場長、察盟德化縣朝陽鎮

王野代治郎 明二六、岡山、中興、北支那開發張家口支社次長兼調查支局長、南營坊影壁北大街

王維國 內政部文教科編譯官
王陸楓 光三三、撫順、北京中央大、山陰縣縣務科長、大同省山陰縣公署內

王陸田 成七〇七、河北通縣、厚和地方法院檢察官、新城國豐五

王英華 光二一、河北隋高縣、保定農師附屬學堂文科、河北大學文學院學長、蒙古軍政府總裁侍衛秘書、蒙古政府主席府秘書官

王鳳儀 成大八七、喀喇沁左旗、北京總商校、陶林縣長、巴盟民政處事務官、厚和新城巴盟公署內

王溫 成七〇七、萬安、朝陽大、厚和地方法院策包頭地方法院推事、厚和新城傅茶館巷二

王家雲 成大九一、奉天奉天法專、厚和地方法院推事兼高等法院推事、新城北牛肉舖巷一三

王樂民 光二三、奉天海城縣、日語校、滿洲國官廳長、在張家口日本大使館翻譯、原城隊長、巴盟城縣公署內

王翰清 成大八五、熱河省、熱河師範講習、蒙古政府主席府秘書官、張家口北門街三一

王翰臣 大同、慣利恒綢布莊經理、大同商務會長、大同城內

王貴良 金州、講學校、察南實業、同和實業銀行調查課長代辦、張家口三元巷寶鏡宿舍

王近濤 光二九、山西中、晉北實業、同和實業銀行考查課長、張家口西門子八

王景荀 光二六、張家口、師範、張家口回民青年學校校長、馬家花園二

王克忠 成七〇七、哲盟科爾沁左翼中旗、東北無線電專門學校、交通總局事務官

王克良 成七〇八、遼陽、奉天東北大法、托克托縣總務科長、巴盟托克托縣公署內

王光烈 光三四、興安南東科校旗、東北大、包頭市財務科長、厚和市民政科長、舊城北美人窩四

王子揚 光二八、吉林、山東法校、蒙疆新聞社編輯局華文部整理部長、張家口蒙新社宅

王子玉 光二四、山東黃縣、哈爾濱語校、蒙疆土業總組合副理事長、張家口元台子水煙大街三

王充試 光三四、奉天蓋平縣、高等農林、蒙古政府總務廳秘書官、托克托縣長、巴盟托克托縣公署內

王滋春 明三〇、歸綏州、滿鐵養成、華安大鐵旅咨科副科長、張家口鐵路局總務部副部長

王昭章 光二四、北京、日大、天鎮縣長、大同省天鎮縣城內

王守信 民三、鐵嶺、大同學院管北政廳秘書官、陽高縣長、大同省陽高縣公署內

王守博 宣二、山東嘉祥縣、山東大、大同地方商會

法院推事、張家口地方高等法院推事

王相 光九、鹽縣、山西大、廳縣長、大同省民政廳長、大同樂市角北

王超 綱 明二九、福慧寺、唐山交通大、華交濟南鐵路學院長、張家口鐵路局工務部副部長、中央飯店內

王 輔 光二六、大同、北京大、大同縣總務科長

王保 勳 成七一〇、奉天、京都瀋陽校、經濟部秘書官

汪文 浩 包頭市事務官、財務科長、包頭市公署內

王 康 頤 成七〇二、河北、南京、北京大、涼城縣長、興和縣長、巴盟興和縣公署內

王 榮 遠 光三〇、奉天海城縣、蒙疆土業總組合理事、張北東大街二八

王 銘 堂 明四一、北京、民大文、宣化省公署總務處事務官

王 明 遠 成六八四、河北

察縣、蒙疆民生會呂麗支部長、厚和大街巷一七

旺齊克札布 成七〇四、察盟正白旗、蒙政學校、蒙古軍政府侍衛處秘書、蒙古政府主席府秘書官

岡 繁三郎 明二八、佐賀、大同炭礦社社長

岡 外洋三 明三六、弘前、鐵道員、交通總局理事官、郵電科辦事

岡 英彥 大二、京城、東大醫、智北政廳警務廳技正、大同省衛生股長、大同鷓鴣巷

岡崎 修 外務通譯生、在張家口大使館官房電信勤務

岡崎重雄 包頭市警正、包頭市公署內

岡崎日出士 明三六、廣島、觀音寺、蒙疆電設調查課長兼講習課長

岡田清信 北支那開發張家口支社事業課長、張家口社宅

岡田三郎 明三七、廣島、大分高商、滿鐵新京事務所總務主任、大同炭礦總務處兼調查處長兼育成所所長、北京事務所長

岡田周三 淡源縣參事官、宣化省來源縣公署內

岡田富藏 明四〇、廣島、神戶商大、興亞機寸公司支那人

岡田秀猷 大二、新潟、滿洲屯田課、張家口東本館寺主任、任職、東安大街

岡野顯正 厚和西本願寺主任、任職

岡部正好 明四〇、大分、安北縣警務首席指導官

岡部 理 明四三、福岡、九大法、蒙古政府總務處參事、官計課科長、興蒙委員會總務處專門顧問兼民政處專門顧問、兼總務處參事官

岡本一雄 明二〇、札幌、天華修道院、蒙疆鐵道建設公司常務董事、張家口東榮園開發事務所同社

岡本兼松 明二一、佐賀、

廣野廣、大同炭礦調查役、岡本今朝明 明二九、東京、在廈門總領事館副領事、在張家口大使館官房理事官、興亞大街大使館官舍

岡村隆雄 明三四、東京、慶商、北支開發張家口支社庶務係長、東安大街東安寮

岡本寬人 明三五、廣島、商大、廣島物產館、龍烟經理部次長

岡村滿壽 明四〇、鳥取、工大、蒙疆新聞社編輯局調查部長、張家口蒙新社宅

奧田一男 明二六、山口、滿鐵、華安張家口鐵路局南口機務段長

奧田俊彥 明三五、熊本、早大政經、張家口特別市總務處長、蒙古食品公司庶務課長、張家口明德北大街二二

奧村彌一 明三三、瀧賀、京大、大同民衆參事會會員、同業董事、與村組經營、大東巷一一

楠谷 登 明四四、福島、

北大法、蒙古政府總務廳事務
官、中央學院教育學務部長

音尾 秀夫 明三九、東京、

明大法、漢蒙學校講師、善隣
協會總務部長、張家口商會基
二、同會內

落合 勇順 明二一、福岡、

佛教大、張家口西本願寺布教
師、沙河路街

鬼塚 肇 明四一、大分、

在厚和領事館警察署集寧分署
長、平地昇橋東二馬路十六號

事館官舍

鬼本行雄 朔縣總務主任指

導官、大同省朔縣公署內

尾上京助 明三〇、山口、

鐵道、垂交張家口鐵路局康莊
總務段長

帶野國三 明三五、大阪、

辨中、張家口財務監督署之易
科長

溫 錫 璣 成六九三、河北

涿縣、獸醫學校、蒙古政府家

高防夜處技正

溫 秉 壽 同和實業銀行集
寧支行副經理、平地泉銀行社

恩和 阿木爾 成六九四、熱河、

喀喇沁右旗、朝陽大學、蒙古
軍總司令部交通處處長、蒙古政
府建設處長、交通總局參事官

兼交通學院院長、張家口明德北
大街九九

卡 學 成六九五、遼陽、

朝陽大、察盟民政廳長、大同
省總務廳長、大同萬字街

何其英 貴 成七〇〇、喀喇

沁左旗、北京鑰字無線學校、

交通總局事務官無線總務長

何 思 麟 光二七、遼陽、

慶大總、察南政廳通方科事務
官、張家口特別市民政處長

何 雪 晝 成七〇二、天津、

民大、蒙疆電業包頭營業所會
計主任、包頭麵粉公司副經理

營業主任、通和店棧四

夏 恭 同一二、大同、

私塾、蒙古政府副主席、大同
蒙疆理事長、大同正殿街公館

賀 權 業 大六、龍江省、

師校、張家口日本青年學校、
第一日本國民學校華語教師、
沙河路三

賀川 秀德 明四四、大分、

朔縣總務主任指導官、大同省
應縣公署內

夏 繩 萬 光一九、湖縣、

山西縣系校、湖縣長、大同省
朔縣城內

賀 乘 溫 光一六、厚和、

私塾、蒙疆土業總組合理事長
張家口堡內城內廟街四

文 驤 光四五、厚和、

中厚、西北局教諭官會總務部
長、同厚部支部長、厚和市中
召平道街三七

穆木 新介 明三六、鹿兒島、

滿洲國治安部警正、巴盟警務
廳警正警備科警特科科長、內
政部警備科警正

柿田 琢磨 明四一、長崎、

同文書院、內政部理事官總務科政
事、內政部參事官總務科辦
事、張家口土爾博特第三官宮

加賀谷 勇雄 明四一、秋山、

秋田工業學校、大同蒙藏社員

加來 謹一 明四三、福岡、

京大、庶民金庫、龍烟東京事
務所副所長、東京市廳町區丸
ノ内二ノ一八岸本ビル附所內

加藤 貞夫 大東亞省警部補
在厚和領事館警察署勤務

加藤 正一 東京、商業、龍
岡天津出張所長、天津門龍興
路同新內

加藤 清一 明三三、東京、

東商大、大倉製絲廠收縮後、大
蒙公司監查役、東京都中野區
大和町

加藤 西藏 明四二、三重、

明大商學部、巴盟土默特旗公
署顧問、厚和舊城北門內鐵車
驛巷十

加藤 辰男 明三七、仙臺、

蒙疆新聞社印刷局作業部長、
張家口沙河路街

加留部陸軍 明三六、福岡、

政工社高工、交通總局土木科

長、交通總局參事官建設科長

張家口大柳樹莊

郭 永 年 成七〇九、龍江

省、日本早大、天鎮財務局長

郭 嶽 嵩 光三四、錦州、

北京大學法商學院、張家口高

等遠程職業地方檢驗廳檢察官

郭 興 德 成七〇二、興安

東省莫力達瓦旗、東京東部校、

蒙古政府駐日代表部理事官文

化部長、張家口特別市總務處

長

郭 仙 洲 成六九九、錦州

錦縣、奉天高中、托克托財務

郭 伯 宣 民二、吉林、大

同學院、蒙南政廳警正、內政

部籌備科警正兼中央警察學校

教官、張家口下東營西北二道

巷一

郭 福 臣 成六九九、熱河

烏丹縣、蒙古軍訓練所、張家

口特別市治安警務正、下東營

西南五道巷三

郭 銘 光一九、山西文

水縣、私塾、同和實業銀行業

務課長兼業務第二課長、張家

口保內興隆街五

郭 爾 卓 爾 札 布 成六八三、蘇

尼特左旗、牧業總局長、蒙古

政府參議府參議、張家口保裡

鼓樓西街五

郭 熹 光二四、萬全、

宣化師、延慶縣長、涿鹿縣長

萬全縣長、宣化省萬安縣警署

內

郭 桂 榮 察哈爾盟民政處

教育科視學

郭 陝 午 巴盟治安處警正

厚和新城口頭公署內

郭 象 雷 光三一、河北大

城縣、保定二師、武用財務局

長

郭 爾 敦 巴 圖 魯 興蒙委員會事

務官

岳 濤 川 光二五、懷安、北

京大學法司法委員會參事官、

最高檢察廳檢察官

岳 環 明三四、懷安、

交通大、華交太鐵總務處長、

張家口鐵路局副局長、中央大

街中央飯店內

岳 松 年 光二三、延慶、

宣化中、左雲縣總務科長、朔

縣總務科長、大同省朔縣公署

內

雷 克 濟 呼 成六九四、喇嘛

沁右旗、京師農校、興蒙委員

會參事官、總務廳參事官會計

科長、張家口商務街西四條

雲 圖 日 藏 成七〇四、興安

東省莫力達瓦旗、東北製旗師

薩拉齊財務局長

影 山 文 惠 明三八、福島、

日大英法總務廳事務官兼駐滿

代表部事務官、新京

掛 橋 泰 壽 張家口妙法寺住

僧

寬 隣 太郎 明三二、島取、

京大法、蒙疆銀行秘書兼審查

部長兼調查局長、張家口煤山

巷四蒙銀街

笠 木 燾 馬 明四〇、平壤、

日大、興亞協進會本部社會課

理事、厚和市街城井兒巷三

笠 原 正 明 蒙古食品公司

大同支社營業課長

春 日 蘇 明四一、福岡、

新興酒糟專務、日製糖造董事

長、張家口南太蘭商務大街二

片 岡 菊 太 郎 明二四、東京、

大倉商、大蒙公司常務取締役

兼總務部長、張家口宣化街二

七

片 岡 三 郎 明三四、岡山、

日大專、大連機關事務官、經

濟監視察事務官、蒙古政府經

濟部參事官金融科長、蒙疆銀

行監察官、張家口興亞大街第

五住宅六〇五

片 倉 耕 介 明二七、東京、鹽

一大經、蒙疆洋灰董事、東京都

片 倉 三 平 明三三、長野、

中塚、日東紡績社長、蒙疆興

業公司相談役

片 倉 方 平 明一四、長野、

片倉製糸、日東紡績、市郡石油

各取締役、蒙疆興業公司董事

片倉亮平 明四一、長野、

慶大、日東紡績監督役、蒙監
興業公司監製人

片野田藤藏 明三三、鹿兒島

日大高工、交通總局長

梶田五郎 明四三、廣島、

神戸商大、滿鐵副參事、大同
炭礦用鐵礦長天津出張所長

梶田己吉 明三七、愛知、

京大專工學講、蒙瀨田業大同
支店工務部長

金生莊治 明三九、福岡、

九大、昭和製鋼所、龍明所長

金子 敏 明三六、東京、

鐵道校、善隣協會協理支部長
張家口議員巷二同會內

金子 茂 明三二、長野、

諏訪中、長野縣議會組合、蒙
古食料品公司包頭出張所長

金子春雄 明四〇、長野、

東大工、逕交大鐵、濟鐵輸送
處長、張家口鐵路局運輸部副
部長、駒河大行頭所長

金子六郎平 華交張家口鐵路

局朔縣務務段長、鐵道住宅

金澤吉松 明二八、愛媛、

工業、蒙瀨田建設協會理事、金
澤組代表者、張家口居留民國
民會議員、明德北大街三七

金田義三 明三一、栃木、

京大法科、朔縣參事官、朔縣
廳長、伊盟參事官總務處副處
長

金光延欣 明四二、忠清南

道、東亞劇場支配人、張家口
居留民國民會議員、怡安街一
八

金輪英藏 明三七、兵庫、

中大法、蒙瀨田開社販賣部長
張家口蒙新住宅

甲斐 弦 內政部文教科事

務官

楢 敏一 明三九、石川、

同文書院、大同居留民稅務
課長、城內大北街

鎌田 實 明三七、千葉、

明大、晉北政廳總務、平魯縣
參事官、大同省平魯縣公署內

鎌部 昇 明三七、京都、

大青山炭礦董事

神藏重勝 明二八、東京、

日大專、蒙瀨田開社華北總局
長、北京內六區東安門大街

神谷武重 明三六、東京、

明大專法、蒙瀨田業資材課購
買係長、同社張家口營業所長
與距大橋電業住宅

神谷信利 大蒙公司厚知出

張所長

神谷八郎右衛門 中央醫學院

附屬醫院醫官

神崎一二 明四一、岡山、

晉北政廳參務廳特務科長、政
府內政部特務科參正

神田 濟 明三九、鹿兒島、

獸醫學校、蒙青政府家畜防疫
處技正

神田三郎 明四一、福島、

九齒科醫專、華交張家口
鐵路醫院齒科醫長、十爾黨街
不動產技正

三重高農、東洋拓植會社包頭

駐在所主任、同社張家口支店
長、中央大街同店內

川北菊馬 大蒙公司平地泉

出張所長

川口市之助 明一七、東京、

同文書院、大蒙公司販賣投社
長、張家口宣化大道四〇

川口典夫 察哈爾盟太僕寺

右旗顧問

川口正雄 明四〇、津、東

京高商、東洋化學工業監査役
東洋榨草公司專務取締役

川口盛夫 明三四、佐世保

早大專、撫順炭礦、大同炭礦
經理處長

川口吉五郎 明三四、橫須賀

農校、大船屋旅館經營、張家
口居留民國民會議員、東大平
街

川崎 巖 明三四、福岡、

九大、滿洲國開拓總局事務員
興業會會員、民政廳奉天開拓中
央學院教官、張家口興亞大街

第五住宅

川崎 協 明三八、山口、

中大專、興中公司、龍烟經理

部長長

川島敬夫 明四四、東京、

東京黨義高、明電會宣化出張

所長代理、城內米市街一〇

川尻靜雄 張家口無業會社

當務取締役

川野末吉 明二一、中學、

大分、大藏公司取締役、張家

口宣化大道街二七

川邊俊夫 大八、東京、安

田商業、川富工業所主、張家

口長安大街一八

川見 毅 明三六、兵庫、

日大、大同省警察官、大同大

有倉巷

衛 明三三、福岡、

久留米商、宣化省厚生會當務

理事、張家口堡內玉皇閣一六

河村啓吉 和林縣參事官、

巴盟和林縣城內

河村正勝 明四二、下關、

明大、蒙漢新聞社大同支社通

偵部長、同本社編輯局經理部
長、張家口蒙新社宅

簡牛耕三郎 明三〇、福岡、

國土館、察盟參事官、巴盟參

事官、厚和巴盟公署內

菅野健太郎 明二七、岩手、

岩手工業、鐵道建設協理理事、

大林組張家口出張所長、南關

道十二、同所內

關 慶 宣三、遼陽、大

同學院、宣化省民政處事務官

關 瑞 陸 成七〇三、吉林、

綏遠大道學院、陽高財務局長

關 文 敬 光三一、遼陽、

東北講武堂、巴盟興和縣長、

內政部總務科事務官

關 禮 光二六、山陰、

山西大工廠、山陰縣民政科長

靈邱縣總務科長、大同省郵政

縣公署內

韓 運 同一三、濟安、

私塾、察南政府委員、蒙疆新

旗領中、晉北政廳特務科警正

弘毅主任、宣化省公署警正

韓 慶 林 光二二、河北萬

縣、私塾、張家口特別市長、

宣化省參事官、實業處長、張家

口西關街

韓 紹 祖 成六九八、西土

默特旗、朝陽中、巴盟官房庶

務科理事官、薩拉齊縣長、薩

拉齊縣二道巷

韓 長 盛 明四二、金州、

關東廳警備、內政部警正、張

家口上堡花巷街二四

韓 鳳 文 宜二、開原、南

滿中學校、交通學院長、交通

總局事務官、內政部總務科事

務官、張家口草廠巷三天巷三

奇 達 拉 圖 成六九五、卓盟

土默特左旗、蒙古政府總務總

理事官、張家口上堡大柵欄底

八

書記官長

姬 肅 宸 光二六、奉天開

原縣、旅順正大專、經濟部技

正續業科辦事、張家口頭道毛

毛匠巷十三

已 德 露 湖 成六九七、卓盟

土默特旗、北京民國大學、興

蒙委員會總務處理事官、伊盟

參事官總務處長

紀 振 元 光二六、四平街、

奉天一師、農林廳長、察盟農

禮縣公署內

紀 續 會 光二三、熱河凌

源縣、朝陽中、張北財務局長

城戶救治 明四〇、長崎、

土建築花園組、蒙疆土建協會

理事、張家口

琪 德 樂 圖 成七〇八、熱河

喀喇沁右旗、南京政治學校、

興蒙委員會教育處事務官、烏

盟民生處文書股長

新 是 勤 民三、吉林懷德

縣、哈爾濱法政學院、張家口

油方檢察廳高等檢察廳檢察

官、玉合里

魏應麟 成六九五、奉天

新民縣、北京民大政經、國務院
縣務科長、巴盟興和縣城內

新政街三

菊池繁雄 明三六、富城、

農商農校、大同推廣調查機關
政科長

菊池仁 明三六、栃木、

日大高師、厚和財務監督署總
務科長

菊池末治 明三五、埼玉、

晉北政廳技正、大同省水利股
長

菊地杜夫 大二、秋田、早

大佛法、青陽協會調查員、東
京興電鐵成所內

岸融證 大二、滋賀、大

督大、晉北政廳事務官、大同
省田務課長、大同九樓巷二〇

木池三司 北支自勵軍工業

會社製鐵支店次長

木田定保 明四二、石川、

農林學校、昆野印刷工廠代表
青、張家口明德南大街二二四

木田賢次 明四三、熊本、

濟大優中、蒙古政府總務廳專
務官、張家口土爾其街第一住
宅八一

木下五郎 明三八、奈良、

商業、蒙疆礦業公司董事、京
良市東笹井町五〇

木下治三郎 明二七、大阪、

關西商工、蒙疆礦業公司董事
蘆原市打出藥名二五

木下歲男 明四二、大分、

大分工、經濟部技正礦業科辦
事、土爾其街第三代用官三
四二

木下芳五郎 明三三、大阪、

關西商工、蒙疆礦業公司代表
董事、張家口南菜園清河大街

木村祐次郎 明三七、青森市、

日大、蒙疆教育審議會幹事長
興蒙委員會總務處專門顧問、

島盟參事官、政府總務廳參事
官人海科辦事

木村重郎 在張家口大使館

經濟部產業課技手

木村宗好 明三一、金澤、

實高師、張家口居留民團事務

魏長、鎮遠大街

木本俊夫 明三八、福岡、

東京電氣、滿洲國交通課、蒙
古政府郵電局事務官包頭郵電
局長

喜多陸男 明二八、奈良、

愛知醫專、華交張鶴張家口鐵
路醫院產婦人科醫長、鐵道宿
舍協和內

喜多野茂樹 明三八、大阪、

和歌山高商、大阪市手車、同
張家口事務所長、東關街一七

北坂 現 明四一、熊本、

九大農、滿洲國產業部、蒙古
政府經濟部參事官農林科長職
務代行、張家口不動產第五住
宅六〇三號

北野一兄 明四二、靜岡、

大阪外語、蔚縣參事官、宣化
省蔚縣公署內

北野真十郎 明二七、茨城、

龐大陣財、大同炭礦調查役

北林照作 明四〇、秋田、

秋田中學、秋田土建會社張家

口出得所長、北關街神廟一

北村弘 明四〇、三重、

商業、大同領事館警務課長
分隊長、豐鎮城內文廟街

北村廣治 大二、鳥取、廣

島高師、張家口日本高等女學
校教諭、土爾其街不動產第一
住宅二四

北山友四三 明三三、石川、

早大專、蒙疆資料社代表、張
家口日本商工會顧問查課長
繼東大街五四

北山重助 明三七、滋賀、

彥根高商、交通總局事務官

北山虎正 明二八、高知、

高知工業、滿鐵、大同炭礦
勤務次長

橘川由五郎 大東亞省警部補

在張家口大使館司政事務課
勤務、張家口官舍

吉爾曠朗 成六九九、東布

特哈正白旗、長崎高商、權運
清查總隊長、興蒙委員會副委
員長兼交通總局長

吉爾格朗 成六九五、滿洲

國東科後旗、北京平民大學、
 蒙古軍教育署長、興蒙委員會
 參事官兼民政處長、綏務廳次
 長、烏盟副廳長
 吉魯德泰 成七〇六、喀喇
 沁中旗、北京大學政治科、蒙
 古政府主席府事務官
 許維本 光一六、山東、
 山東法專、最高法院推事張家
 口最高法院庭長、張家口高等
 法院長、玉皇閣一七
 許秉忠 光二三、渾源、
 山西大、陽邱縣長、渾源縣長
 大同省渾源縣公署內
 五 春 光一五、克什克
 騰旗、日本中大、駐新義州滿
 洲國領事、厚和惟運清查署長
 曲華亭 民三、山東黃縣、
 師範、農運土業總組合總監理
 兼經理科長、北京市北城北河
 沿十一
 喬慶福 光三〇、太谷、私
 營、察哈爾省警務處、同和
 實業銀行監事、張家口西墜子
 清井義作 明二一、山形、

農校、專賣局、東洋煙草工務
 部長
 清永順輔 明三三、山口、
 興風中、包頭麵粉公司顧問、
 包頭居留民團參事會長
 清光篤志 蒙旗運糧公司監
 察人
 桐木力松 大同炭礦運輸事
 務所機關科長
 金永昌 光一四、喀喇沁
 右旗、東大、蒙藏專門校長、蒙
 古軍政府內務處長、駐滿代表、
 交通總局長、最高檢察廳長
 金谷勒默 成七〇四、興安
 南省東科後旗、北京大、經濟
 部參事官、大同惟運清查署長
 金朝文 包頭市長、包頭
 市公署內
 久我和夫 明四三、佐賀、
 西南學院前、蒙旗新聞社編輯
 局論說委員
 久原明 明三六、佐賀、
 京大前、滿洲國歸化省參事官

總務廳參事官、蒙古政府內政
 部參事官總務科長兼警監兼注
 內政部長事務代行兼中央警
 務廳校長
 久保勝藏 大同無精株式會
 社監查役
 久保正毅 中央醫院院研究
 官
 久保淳 明三八、群馬、
 旅館工大、蒙旗汽車公司技術
 課長
 久保亘 大同炭礦運輸事
 務所科長
 久保田孝一郎 明二九、東京
 東亞電氣化學工業公司販賣技
 總務部參事官張家口支社長
 久保田檢 兼領日本國民學
 校長、大同省警備同校內
 久米修身 明四二、高知、
 關大法、日本檢操學校、蒙古
 政府內政部技正、蒙古體聯主
 事
 久米豊一 明三六、德島、
 簿記校、大同財政局副局長

玖村 勳 明三九、山口、
 日大法、警備政廳庶務科長企
 劃科長兼地方科長、興蒙委員
 會總務處專門顧問、實業處專
 門顧問
 公文久米藏 東亞電氣公司代
 表者、張家口明德南大橋
 桑井 勳 大同炭礦土木科
 長
 日下長治 明一八、岡山、
 岩倉鐵道校、鐵道省、龍胆鐵
 草壁一二 滿蒙毛織蒙部
 庶務課副課長、張家口中央大
 街同社內
 串崎今一 明三三、東京、
 中大、東京中央電話局主事、
 蒙旗電設庶務課長
 柳部正暉 明三九、愛媛、同
 文書院、勸業整理處副處長厚
 和市參事官、新城傳茶館一〇
 楠田修 明二一、兵、內務
 省參議、北京警察或監所常務
 理事、張家口居留民團助役、
 興亞大橋

楠野重雄 明二七、福岡、
小倉工、鐵道省、滿鐵、華交

張家口鐵路局南口工務段長
補 辰巳 明三四、鹿兒島、
東京外務、朝日新聞張家口特
派員

虞 仲 望 東亞電氣化學工
業公司監査役
工藤武夫 隨州理事
工藤廣忠 北支那開發會社
張家口支社調查支局長、興
亞大信開發社社長

國井秀樹 大同炭礦生計科
長
國近重夫 大蒙公司營業部
機材課長
窪田樹吉 大同炭礦務務處
備丁科長

窪田久吉 明二〇、大牟田、
工原院取、久慎鑛業工作係長、
花岡炭礦工作係長
熊本榮二 明二三、鹿兒島、
警備治安處副處長
隈元孝道 明三五、鹿兒島、
京大法、蒙古政府最高檢察廳

次長、蒙疆日本人興亞協力會
中央本部事務局長、蒙疆興亞
同志會事務局長、張家口中央
大梅
鞍掛士郎 明三六、廣島、
小樽高商、日蒙製粉工場長
栗野常典 明三〇、愛知、
青山學院、東洋烟草公司取締
役、東京都杉並區清水町二〇
五
栗原種雄 大同無盡株式會
社監査役
黒岩義勝 明一九、高知、
陸上、陸軍少將、中央學院
長、張家口西大院一二
黒澤隆世 明三七、福島、
中大法、蒙古政府內政部參事
官兼理事官、伊盟參與官、烏
盟參與官
黒澤 隆 明二四、東京、
東京高商、蒙疆鑛務營業課長
黒田正七郎 明四二、佐賀、
明大政經、蒙古政府總務廳人
事科長、宣化省參事官總務處
副處長、張家口土爾其街第二
住宅一五

慶田 稔 明三三、川内市、
東大經、電設、電業、食料品
各監事、蒙疆銀行理事、張家
口長清路銀行公館
桂田武夫 明四二、滋賀、
八幡高、大蒙公司張北出張所
長、城內大街五
慶 春 成六八二、土默
特旗綏遠陸軍學堂、陶林縣總
務科長、巴爾陶林縣城內昇平
西街

敬 如 昔 民二、奉天、大
同學院、晉北政廳會計科長、
廣德縣長、大同省警備隊公署
內

小池秋羊 明四〇、群馬、
中學、蒙疆電業營業課營業係
長、同社重役兼人事係長、張
家口興亞大街和光莊
小池 忍 明三八、東京、
東洋大、蒙古政府交通總局事
務官
小出忠尙 明二九、長野、

慶大、興中公司、蒙疆鑛業股
賣公司大同出張所長、大同民
團參事、城內鑛務社宅
小島克史 明三八、埼玉、
國大高師、張家口日本青年學
校教諭、興亞大街第五住宅
小島 肇 大元、兵庫、早
高師、張家口日本青年學校教
諭、沙河路二民團寮

小谷政雄 明四三、鹿島中、
大蒙公司多倫出張所長、察盟
多倫興隆街
小橋誠藏 明三六、茨城、
中大商、口隨經理會計科長、
厚和市總務科長、新城西落風
街四八

小林寬造 明四五、大阪、
慶大經、鐘淵紡績張家口出張
所長代理
小林菊藏 中華航空蒙疆管
理局大同出張所長
小林 清 明三九、神戶、
東大、オリエンタルホテル社、
龍崎備品課長
小林 幸 巴爾地方警察署

小池秋羊 明四〇、群馬、
中學、蒙疆電業營業課營業係
長、同社重役兼人事係長、張
家口興亞大街和光莊
小池 忍 明三八、東京、
東洋大、蒙古政府交通總局事
務官
小出忠尙 明二九、長野、

校教頭

小林虎雄 在張家口大使館

礦託

小林 弘 大同炭礦用度處

計算科長

小松精一 明三七、秋田、

錫照警務、警備科長、陶林縣

參事官、巴爾陶林縣城內

小村不二男 明四五、京都、

天理外語、厚和創教青年學校

指導官、唐城小西街大興太巷

小森國二 明二一、佐賀、

蒙疆電業社員、張家口開羅大

街社宅

小山政一 明三五、和歌山、

大同國民會議員、旅館業、

西北兩司令部街七

小谷野鶴吉 蒙疆運輸大同出

張所長、大同城內

小柳勝太郎 張家口日本高等

女學校教諭

兒島真太郎 同和實業銀行庶

務課長、張家口寶銀社宅

兒玉 治 在張家口大使館

礦託

兒谷勝次 明三六、尾道、

兒谷商店主、張家口東關街

兒玉得三 醫博、中央醫學

院長兼研究部長教授

兒玉秀三 明三三、新潟、

千葉高等園藝、華交開鐵、北

鐵鐵路科長、張家口鐵路局警

務部第二警路課長、中央大街

親和寮

古泉光男 明二一、廣島、

東京高工、南滿洲電氣取締役

技師長、滿洲電業取締役大連

支社長、北支開發電業部次長、

蒙疆電業副理事長

古賀宗兵衛 同和實業銀行調

査課長代理、張家口寶銀社宅

古川團重利 明四二、大阪外

語、外務書記生、在厚和領事

館勤務

古開丸 太 明三三、熊本、

福岡商、康保縣參事官、蔡盟

康保縣公署內

古長露攻 明三八、大分、

電校、蒙疆電業製冰部主任、

同社營業課調查係長、張家口

興並大街和光莊

後藤英橋 明二五、宮崎、

京大法、東京控訴院檢察、蒙

古政府司法委員次長、張家

口興並大街官舍

吳鶴齡 成六九〇、喀喇

沁右旗、北京大學、蒙政委員

會委員蒙政處長、參議府參議、

蒙古政府政務院長、張家口馬

道底街

吳介 光二五、赤城、

直隸十六中、赤城縣總務科長、

宣化省赤城縣公署內

吳照 蒙古政府總務廳

事務官

吳樹仁 成七〇、滿洲

長白、北京高中、康莊財務局

吳錫三 明三〇、山東省

私塾、蒙疆木材公司董事長、

北京市外保安寺街三二

吳湛源 宣元、奉天、撫

順鎮山校、蒙疆土業總組合庶

務科長、張家口大境門外正溝

吳成七〇四、徐州

省、東北講武堂、奉天軍上校、

蒙古政府總務廳事務官

吳麟 成六九八、綏州

卓新縣、法政專門、張家口地

方法院推事萬安分廳辦事

吳納恩泰 成七〇六、齊齊

哈爾、黑龍江律師、經濟部理

事官經理科長、蒙疆總務處長

吳戀 功 光三四、包頭、

北京師範大學、包頭市長、同教

委員會委員兼河北聯合會包頭

支部長、包頭黑浪巷二六

吳文翰 宣三、歸州縣、

東北大學、平朔泉權運清查局

吳寶琛 華交張家口鐵路

局總務部文書課副課長

吳幼廷 光三一、南京、

蒙疆土業總組合業務科長、北

京宣內西檢馬路二四

吳禮和 宜元、遼陽、大

同興院、包頭稅務局長、經濟

部參事官、張家口土東營西兩

道巷九

賈維 謙 光三四、廣靈、

北京大、廣靈縣務科長、大

同署正、大同東辛市巷

賈秀 岩 光二九、河北武

清縣、北京議師中、張北權運

清查局長

賈聚 珍 慶運運輸公司監

察人

賈陸 民 成六九八、錦州

阜新縣、天津法政專、宣化權

運清查局長

古希 壽 光二六、大同、

北京高師、內政部文教科長、

大同省建設廳長、大同大寧縣

南三鎮

吾勒百卜林 成六九七、卓盟

喀喇沁右旗、蒙藏學院、家澄

防務處長、厚和蒙古中學校長、

巴盟參事官、寬熱處長、厚和

城家廟街

胡格 金台 光三四、東布哈

正黃旗、大同學院、巴盟參事

官民政廳長、厚和新城巴盟公

署內

胡廣 禮 光一一、豐鎮、

私塾、晉北實銀董事長、同和

實業銀行常務董事、大同城內

廣府角

古錦 榮 光一八、巴盟、

北京陸中、巴盟參事官建設廳

長、厚和小台前小二道巷二

侯齊 宣 光三一、河北完

縣、朝陽大、大同最高法院推

事、大同地方法院長、城內李

顯角街一三

侯福 厚和、成七〇八、

私塾、包頭市商務局長、草子

街二二

合志 法龍 明三六、龍本、

真言宗大學、察盟多倫縣參事

官、錫盟總務處副處長兼民政

處副處長、貝子廟錫盟公署

向坂 保治 明三八、靜岡、

東大法、張家口高等法院次長

兼厚和高等法院次長、同地方

法院副院長、司法委員會參事

官總務科長、張家口土爾溝街

不動產住宅

康玉 壽 成六八三、山西

陽曲縣、私塾、蒙古實銀、同

和實業銀行厚和分行副經理

江實 明三七、東京、

京大文、蒙師學院教官、巴盟

民政廳參事官兼蒙古文化研究

所主事

江東 明 光三一、吉林、

上海法政學院、司法委員會參

事官、張家口草廠巷二六

江德 興 中央醫院院附屬

醫院醫官

河野 菊雄 明三七、鹿兒島、

語校、錦州新聞社、龍烟社員

河野 修一 明三八、長岡市

大阪外語、滿鐵、華交張家口

鐵路局總務部查禁課長、興亞

大街東亞莊

歌敦 札布 成六八一、伊盟

郡王旗、伊盟說書

歌臻 義 光二五、渾源縣

領本高工常、天津電報局長、渾

源縣長、經濟部事務官鐵業科

辦事、張家口新民大街九七

貢蓋 色令 成六九九、津旗、

私塾、伊盟視學官文教科長民

牛處辦事

高學 易 民元、河北撫綽

縣、高級師範、大同財務監督

署辦事

高元 龍 成六九一、海城、

奉天法專、厚和地方法院包頭

分廳推事、厚和高等法院廳長

推事兼城高法院推事、新城監

察巷五

高瑞 麟 宜元、吉林長春

縣、營口商、張家口財務監督

署辦事

高占 華 光二九、左雲、山

西三師、右玉縣區長、左雲縣總

務科長、大同省左雲縣公署內

高穆 嘉普 興蒙委員會事務

官

黃廷 勳 光一九、河北、

早大冶金、龍州副理事長、張

家口東門內錦全興一

高翼 恩 明三七、歸綏州、

精鑛鑛成、華交張家口鐵路局

總務部人事課副課長

香西 秋夫 明四二、大阪、

關大、薩拉齊縣參事官、錫盟

公署庶務科長兼會計科長、內

政部總務課事務官

鴻池仙市

明三三、熊本、熊本商業、日本甘草エキス工業

組合理事、蒙賜甘草工業公司常務董事、熊本縣的託邦

町一九四

五代重雄

明三六、北海道、選信講習所、選信局書記、蒙

古政府郵電局事務官、張家口郵電局長

谷中山

明三四、關東州、普爾店、山口高商、滿洲國政

府廳務局長、駐日滿洲國大使館秘書官、新義州、赤塔領事、外交部政務司第三科長、駐在

蒙賜滿洲國代表部代表、張家口堡內馬道底二

蘇淵銳夫

明三八、奈良、京大法、在張家口大使館總務

部政務課長、張家口官舍

越周太郎

明三九、長野、高工、土建業、張家口寶蓋街

越場三郎 大二、金澤、熊本高工、巴里建設處技正、厚和新城巴里公署內

後藤克己

明四四、山口、留聲機務廳保安科長、同治安

處警備股長、日子願錫盟公署內

後藤利根次

蒙賜甘草工業公司監察人

後藤七藏

明四四、福島、福島商、蒙古食品公司雜貨

課長、張家口海濱街九四同社內

後藤曠二

明二三、廣島、早大理工電、臺灣電力理事、

早大講師、日本動力協會評議員、經濟部廳託

駒正春 外務書記生、在厚和館事務

是枝真純

明二八、鹿兒島、包頭日本郵船組合副理事長、

富三元巷八一

近藤教傳

張家口劇場管理

是永章子

明二九、大分、師範、滿蒙教育會民女部長、

張家口禮拜寺一〇

近藤達雄

外務書記生、在張家口大使館經濟部財務課勤

務

近藤福禰

大二、茨城、選官棟、與鹿城成新一刺卒、蒙

近藤勇藏

明二三、福岡、選信、滿洲國通信大連支社長、

蒙古通信理事、張家口與亞大街不動產第五住五三八

今野久作

明四〇、高城、在張家口大使館司政部事務課

高等係主任、張家口大使館第五號官舍

佐々木秋次郎

福岡、東京校、厚和館居民國民會副議長、

前北馬路街二一

佐々木榮松

明四二、山形、拓大、蒙選新聞社包頭支局長

佐々木邦雄

滿蒙毛織製襪部、包頭市新聞公館

佐々木正男

明三三、栃木、宇都宮中、蒙古政府總務廳事務官

張家口馬道底公字一

佐々木嘉三郎

明三六、東京、中學、滿洲、東亞各報傳社

長、蒙選製襪部部長

佐々木敬介

明三九、高城、東洋大、晉北政廳恩報廳事務

佐々木四郎

明二一、京都、早大商、滿蒙協同事務課長、

張家口隆昌巷二同寓內

佐々木壽

明四二、高城、農校、晉北師範附屬小學校主

事、西北隅二府巷四

佐々木文一

明三四、高城、日大法專、司法委員、蒙選事務官

張家口馬道底公字一

佐々木正男

明三三、栃木、宇都宮中、蒙古政府總務廳事務官

佐々木有三

明三九、岩手、蒙選製襪部部長

佐川至稅

明三〇、千葉、天鏡財務局副局長

佐瀨昌三 明二九、宇都宮、

東京農大、蒙古政府交通總局

都市計畫科長、總務廳參事官

企畫科辦事

佐竹 勇 明三四、德島、

高食、交通總局事務官

佐竹宇三 明三五、福岡、

滿洲國政府、興業委員會教育

處專任顧問、張家口北曹山政

府官會

佐野諒誠 包頭西本願寺主

任住職

佐波勝男 明四〇、三重、

協同學院、外務書記生、在

張家口總領事館書記主任、漢

橋街四四

佐伯 弘 明四一、廣島市、

東大法、蒙古政府總務廳計畫

科事務官、主席府秘書官、參

議府秘書官

佐藤友美 明四四、大分、

京大法、滿洲日日新聞張家口

支社長、城內鼓樓北街二

佐藤一臣 明四五、大分、

高商、蒙古政府總務廳事務官

佐藤勝三郎 明二〇、栃木、

盛岡高農獸、滿洲畜產參事、

蒙疆畜產董事長、張家口堡內

玉皇廟東巷

佐藤茂雄 明四一、習森、

弘前中、察南政廳地方科事務

官、懷來縣參事官、宣化省懷

來縣城內

佐藤信一郎 明四一、山形、

京大農、經濟部技正農林科辦

事、張家口不動產第二住宅二

佐藤龍雄 明三五、宮城、

鐵道、東鐵、華交張家口鐵路

局南口站長、南口與龍寮

佐藤淑夫 同仁會蒙疆支部

主任、同仁會蒙疆支部內

佐藤敏勝 大藏公司總務部

庶務課長

佐々木齡三 明二八、宮城、

宮城師範、包頭領事館長、在

厚和領事館警務課長

佐藤與治 大東亞省警務部補

在張家口總領事館警務課勤務

佐藤八郎 明四〇、岩手、

鐵道、昭和製鋼所、龍崎所長

佐藤秀雄 明四二、東京、

大成中學、日銀、蒙疆銀行朝

縣分行經理、胡縣南大街蒙疆

宿舍

佐藤廣畔 明二一、宮城、

盛岡高農、蒙古政府家畜防疫

處技正

佐々木文雄 太三、大分、大

分高商、滿洲畜產、蒙疆畜產

北京出張所長、內二區關支胡

同南半壁一六

佐藤辨太郎 包頭市事務官總

務科長

佐々木正晴 大元、大分、東

大法、滿洲國通信編輯局、蒙

古通信取材部長、張家口不動

產第五住宅五〇三

佐藤泰治 明二九、宮城、

東京工校、東鐵、華交張家口

鐵道局大同電氣段長、鐵道社

佐藤夏典 張家口曹洞宗長

與寺住職、明德南大街行宮巷

佐 宇 望 光三〇、錦州縣

山縣、東北軍訓、蒙古政府內

政廳參事官、宣化省參事官民

政廳長

佐 景 嵐 成六八四、熱河

建平縣、朝陽師、經濟部參事

官、大同財務監督署長

佐 春 喧 成七〇〇、錦州、

東北講武堂、大同省治安處長

大同市段市角

佐 成 讓 光三四、興安西、

熱河自治廳、錦化縣長、察盟

德化縣公署內

佐 麟 法 光二六、河北平

山縣、仙臺高工、北大研究科

華交張家口鐵路學院長、

中央大街

賽吉爾胡 成六六九、卓盟

喀喇沙右旗、北京蒙藏學院、

蒙古政府總務廳事務官、興蒙

委員會總務處人事股長

柴 潤 同和實業銀行大

同分行副經理、城內銀行社七

齊 嶺 安 光二九、奉天蓋

平縣、蓋平公學堂、大同財訪

監督署經理科長

齊 欽 天 光三一、大同、

北方軍官校、大同省事務官總務處附、大同姚家角

齊 田 守 太五、大阪、大

阪外語、外務書記生、在張家口大使館總務部調查課勤務、土爾其街鐵道住宅六

齋 藤 三 郎 明四〇、大分、

早大專尚、蒙疆電業營業課長、同厚和支店長、厚和乾料街電業住宅

齋 藤 純 以 外務書記生、在

張家口大使館經濟部財務課勤務

齋 藤 拓 明四二、高城、

日大工科、東京府技手、蒙古政府交通總局技正

齋 藤 正 廣 內政部事務官糧

理科勤務

齋 藤 安 治 郎 明四二、札幌、

中學、蒙疆銀行厚和分行經理、厚和民團會計主任、舊城三賢廟藥師會

齋 藤 義 男 明三五、山形、

早大英、樺電張家口聯合分會

河西分會長、在張家口大使館、鳴託、西大院三二

齋 藤 精 明四二、千葉、

商業專、三越本店、大東貿易、張家口支店經理課長、東安大街二〇〇同店內

坂 井 又 吉 明二五、佐賀、

滿鐵、華交張鐵張家口站長、福安街協和寮

坂 口 利 雄 明四三、鹿兒島

鹿兒島一師、大同日本國民學校教頭、東北隅有巷一六

坂 田 幸 太 郎 明四三、大阪、

天理外語、經濟部事務處、糧政課務科辦事、張家口興並大街第二住宅五

坂 田 利 德 明三三、島根、

立命館大專、巴盟地方警察學校教頭、中央警察學校教頭、張家口大境門外西橋

坂 田 滿 明三三、岡山、

興蒙委員會高敏輔佐官、蒙古政府駐日代表部庶務官、東京都府町區九段二丁目

坂 田 美 夫 明二三、東京、

通信官吏練習所、蒙疆電設常務理事

坂 根 覺 治 明四一、廣島、

大阪城東前、龍崎縣參事官、宜化省龍崎縣城內宿舍

坂 野 幸 衛 明二五、德島、

工建科、蒙疆電業建築係長、張家口與亞大街和光莊

坂 本 靜 義 明三八、廣島、

坂本組代表者、蒙疆土建協會理事、張家口東太平街

坂 本 治 文 明四〇、日大經、

善隣協會經理課長、張家口陸島巷二同會內

阪 卷 市 雄 明三九、大阪、

京大醫、醫博、同仁會蒙疆衛生研究所長兼蒙疆防疫處長事務取扱、同仁會蒙疆支部內

阪 本 作 信 明三四、北海道、

枋原實業補習、厚和雜運清查、蒙疆務科長

嶮 原 好 之 明三五、宇都宮、

中學、滿鐵、華交張家口鐵路局康莊站長

滿鐵、華交張家口鐵路局大同鐵路監理所長、大同華交住宅

索 岳 勒 圖 成六九八、喀喇

沁左旗、朝陽大專門法科、厚和地方法院長兼最高法院推事、新城鎮匠舖巷九

索 敬 光二七、奉天海

城縣、滿洲中央警察、張家口特別市治安處衛生股長、西大院十一

索 特 諾 穆 卓 瑪 綽 成七〇九、

明安旗、蒙疆學院、蒙古政府總務廳庶務官

櫻 場 映 忱 明三九、弘前、

北大農、東大法、巴盟參事官、實業處副處長、厚和新城巴盟公署內

櫻 井 安 藏 明三三、京都、

京都商醫校、察南葡萄酒釀造公司代表社員、京都市下京區西土町在野町上六

笹 井 繁 次 郎 明二六、大阪、

東亞電氣化學工業公司專務取

笹原嘉一 明三五、體本、
師範、廣靈縣參事官、大同省
廣靈縣公署內

澤田貞一 明三八、東京、
東大法、滿洲國總務廳參事官
宣化省次長、張家口察南觀音
堂街二

澤田 博 明四一、三重、
富田中、張家口財務監督署署
易科附

澤畑 業 明三五、秋田、
秋田鐵業、大同縣礦社員

札奇斯欽 成七〇九、熱河
省、北京大學、興蒙委員會理
事官兼總務官、盟參事官錫盟
總務處長

札拉羅陽濟 成七〇一、喀喇
沁中旗、南京政治學校、興蒙
委員會教育處編審官、總務廳
參事官兼總務官、張家口商務
北街西三條二號

里地三郎 大同炭礦東京事
務所長

薩摩不勒諾爾布 成六八一、
察盟太僕寺左旗、察盟教育廳

長、畜産廳長、察盟諮議、張
北鄉家胡同二
薩彥彥勒格 成六九一、熱
河、熱河中、興蒙委員會理事
官、司法委員會參事官、張家
口市中蒙古營五道巷
夏科泰志 在張家口大使館
囑託

沙拉巴多爾濟 成六九〇、烏
盟達爾罕旗、蒙古聯盟常任參
議、張羅電設會社理事長、百
靈廟

史崑峻 光二九、河北、
師範、商都縣長、張北縣長、
察盟張北縣公署內

史春明 大四、大連、法
政學院、滿洲國協和會、蒙古
政府內政部秘書官兼參事、張
家口城內萬字會街八

四元時義 大蒙公司總務部
經理課長

央戸 薰 大同炭礦總務科
長

獅子目慶三 明四二、高崎、
京城醫大、官立包頭醫院醫官
兼師範科
色得那陽濟勒 光一五、察盟
大僕寺左翼旗、蒙古軍政府參
軍、太僕寺左翼旗總管、興蒙
委員會委員、察哈爾盟副盟長
察盟公署內
色伯克札普 成六九六、太僕
寺右旗、察盟興蒙中學校教諭
兼校長、德化同校內
實平美三億 大同炭礦運輸事
務所長
篠崎 誠 明四四、福岡、
九州電氣、蒙湖電業厚和支店
工務係長
篠原 陸 明一九、岐阜、
厚和神社神職
篠原篤平 明三〇、愛媛、
經濟部屬託設林科辦事、張家
口宣化大道篠原農園
柴田精一 蒙疆總務廳事務係
長、張家口社宅
柴田芳雄 明三六、商業、
滿洲省產物產品課長、蒙河省

清原正夫 明三七、福島、
三〇一
東京外語、滿洲畜産、蒙疆畜
産總務課長、張家口市上堡市
圍大街六

柴本嘉明 大二、長野、中
學、蒙古食料公司厚和支社
長

法谷勇造 明四三、秋田、
同文書院、滿洲國政府、蒙古
政府內政部地政科事務官、張
家口西大街第二住宅二

法谷長之助 明三〇、山形、
山形中、張家口、厚和道路建
設處長、山陰縣參事官、大同
省山陰縣公署內

法谷杉雄 明四四、千葉、
法大專、蒙古政府財務監督署
事務官、大同省工商股長、大
同李慶角

清水定次郎 明一九、三重、
陸士、藥交張家口鐵路局醫務
科長、興蒙大鶴藥頭莊

清原正夫 明三七、福島、
三〇一
東京外語、滿洲畜産、蒙疆畜
産總務課長、張家口市上堡市
圍大街六
柴本嘉明 大二、長野、中
學、蒙古食料公司厚和支社
長
法谷勇造 明四三、秋田、
同文書院、滿洲國政府、蒙古
政府內政部地政科事務官、張
家口西大街第二住宅二
法谷長之助 明三〇、山形、
山形中、張家口、厚和道路建
設處長、山陰縣參事官、大同
省山陰縣公署內
法谷杉雄 明四四、千葉、
法大專、蒙古政府財務監督署
事務官、大同省工商股長、大
同李慶角
清水定次郎 明一九、三重、
陸士、藥交張家口鐵路局醫務
科長、興蒙大鶴藥頭莊

清水親義 明三五、福岡、

長崎總大、在張家口大使館文
化部厚生課長

清水 敏 大三、新潟、京

大醫、滿鐵、滿洲醫務局包頭醫
院醫師、包頭善大街同院內

清水 肇 明四三、山梨、

日大專、大倉土木會社張家口
營業所主任、西關街二四同所
內

清水秀雄 明三六、新島市、

工藝資料、蒙疆木材工場主任

清水 廣 明三七、山梨、

察南政廳警務廳長兼察南地方
警察學校長、宣化省參事官治
安處副處長

高 正 蒙古政府總務課

事務官

島田三郎 明三六、千葉、

同文書院、經濟部參事官總務
科長、張家口財務監督署副署
長

島村久直 明四三、兵庫、

聖化神學校、興亞博寸支配人
張家口電氣會社專務取締役

蒙運署警務課顧問

島村正實 明三三、岡山、

旅順工大專、撫順炭礦、大同
炭礦社員

示野正夫 明三七、山口、

東大、右玉縣代理參事官、陽
高縣參事官、大同省陽高縣城
內

下山多次郎 明三一、青森、

盛岡高農、滿洲畜產監理役、
蒙疆畜產董事、新京元壽胡同
五〇六

下條 親 蒙古政府中央學
院教官

徐 蔭 椿 在張家口大使館
擔任

徐 榮 候 光一六、安徽省、

南京江南高商、集賢縣長、巴
盟參事官民政廳長、厚和新城
巴盟公署內

徐 貴 生 東亞電氣化學工
業公司取締役

徐 子 揚 光一七、河北寧
河縣、蒙疆土業總組合理事、
張家口大門正門轉三二

徐 守 忱 明四一、奉天、

交通大學、華交產業局、張家
口鐵路局經理兼審查副課長

徐 樹 岩 光二六、吉林伊
通縣、初級中、龍崗財務局長

徐 紹 開 張家口特別市民
政廳事務官

徐 德 風 光二六、蕪寧、

北京都文大、尙義縣長、察盟
尙義縣公署內

徐 文 藻 民元、滿洲、大
同學院、宣化省總務處事務官

綽 克 泰 成七〇七、熱河
喀喇沁右旗、南京中央政治學
校、興蒙委員宣教育廳事務官
張家口市明德北大街九九

朱 錦 光一四、北京、

私塾、蒙古實銀董事長、同和
實業銀行董事長、厚和舊城小
東街

朱 奎 升 成七〇七、冀東
豐潤縣、初級中、德化財務局
長

朱 桂 山 光五、山東、日
本早大、濟南市長、包頭麵粉

公司警務董事、北京西京鐵道
二八

朱 建 勳 光一八、山東濟
寧縣、山東法專、厚和池方檢
察廳檢察官、張家口地方檢察
廳檢察官、馬家花園

朱 孔 陽 光三三、朝陽學
院、察南政廳事務官、深鹿縣
總務科長、宣化省察鹿縣公署
內

朱 上 珍 光一九、瀋陽、
集賢縣總務科長、巴盟平地泉
集賢縣公署內

朱 文 清 宣元、奉天瀋陽
縣、東北大、大同撫遠清查署
庶務科長

朱 文 同 光二三、瀋東、
北京師大、延慶縣長、宣化省
延慶縣風水街

朱 慕 吾 成六九八、安瀾
懷安縣、懷安中、應縣財務局長

朱 銘 軒 成六八五、山東
單縣、京都工醫學校、山東工
業試驗所染織科主任、包頭麵
粉公司經理、包頭大明巷七

朱力田 光二九、山海關

直隸三師、蒙疆銀行多倫分行經理、牛市街蒙銀宿舍

周 蔭 伯 光三一、錦州土

默特右旗、熱河一中、托克托縣長、武川縣長、巴盟武川縣公署內

周 之 翰 光二七、河北魏

陶縣、朝陽大、厚和高等法院庭長、大同高等法院庭長、城內李壩角街四〇

周 祥 家 內政部修正

清華大學、巴盟協進會、蒙古政府總務廳事務官

周 偶 成七〇四、熱河

西省、東北陸軍講武堂、蒙古軍上校、張家口特別市治安處長、草廠巷八

周 東 義 成七〇三、興安

商 廣 蔭 光三四、錦州、

蒙古政府治安部修正、陶林縣長、巴盟陶林縣城內大東街

尚 雲 光二三、奉天、

奉天公立專、張家口高等法院推事、大境門外正溝街

公署長、大同商務會務理事、大同城內

章 濟 人 成七〇〇、厚和

華北大學、厚和農科實業校長、太管巷九

昭備巴圖爾 成七〇六、喀喇

沁左旗、東京麻布獸醫專門、興蒙委員官實業處理事宜、張家口商務街西三條三號

昌 森 光二一、土默特

旗、北京蒙藏專、巴盟事務官民政處附、厚和新城巴盟公署內

松津旺楚克 (松子)、成大八

一、綏盟浩齊特左旗、本旗札薩克郡王、蒙古政府民政部長

錫林郭勒盟長兼興蒙委員會委員長、張家口上堡花巷街

松 彰 武 兩級師範、托克托縣

警務科長、包頭警務署長兼正包頭文官廳街三三

常 天 戈 成七〇八、察盟

喀爾喀旗、蒙藏學校、興蒙委

員官長民政廳事務官、張家口總

堂巷八

常 福 光二三、萬安

私塾、蒙疆不動產公司理事長張家口市商會副會長、復和德水興合經理

焦 忠 察哈爾盟總務處

經理股事務官

莊司 武夫 明三八、東京、

早工手電、蒙疆電設廳務課庶務主任、張家口上東營西南一

道巷

蔣 輝 若 光九、甘肅、甘

肅省講武堂、甘肅軍張北池區警備司令、陸軍大將西北保商

督辦、蒙古政府參議兼回教委員會委員長

蔣 德 興 光三三、旅順、

日本鐵道校專科、商都縣長、察盟商都縣公署內

蔣 雲 翔 成六九五、河北

獨縣、蒙古食品公司理事、厚和地區配給組長、巴盟聯

配組合理事、厚和北門內二

白 井 喜 一 明二一、廣島、

山口廣商、華北運糧副實事長

蒙疆總務處、北京蘇州胡同

白石 梅 勇 福崗、高文行政

科、在張家口大使館經濟部交

通員長、張家口官舍

白石 常 勇 明四〇、長野、

松本商、厚和高等檢察廳庶務

書記官、新城西夾道一八

白 神 三 郎 明三四、兵庫、

同文書院、大阪每日社長、與

亞巡撫軍總務部長、張家口日

本商工會事務所理事

白 政 安 男 巴盟事務官、民

政處附、厚和市新誠巴盟公署

內

白 鳥 敬 藏 明三三、宮城、

華交張家口鐵路局平地泉警務

段長、鐵道社宅

城 谷 洋 海 明三二、長崎、

高商、蒙疆銀行檢查部長、張

家口興隆街九蒙銀宿舍

城 谷 義 德 明四一、長崎、

島原中、朝鮮總督府、同和實

業銀行大同分行副經理、城內

小南街

城島 樹郎 明四三、佐賀、
小倉工頭、蒙運電氣電氣係長

志和 尾良夫 明四二、鹿兒島、
鹿兒島商、蒙運電氣經理課配

船保長、張家口與亞大街和光
莊

新 谷 實 明三九、兵庫、
東京商工、東邦電力技師、蒙

運電業大同支店長、同本社庶
務課長、營業課長、張家口與

亞大街電業社宅
新藤助一 大同炭礦調查處

統計科長
進 藤 賢 在張家口大使館

經濟部交通課技手
進 藤 叶 明三九、山口、

日大經、內政部郵理科事務官
宣化省總務課事務官

森 領 成六七五、土默
特旗、警備部、包頭蒙古中

學校長、巴盟土默特旗總管、
厚和東街家藏十二

森 蓋 林 廣 成六九一、達拉
特旗、伊盟公署技正、伊盟參

軍官治安處長

申 壽 軒 蒙運運輸公司董
事

仁 親 成七一、興安
南省、師範、蒙古政府總務廳

秘書官
幸 忠 禮 民四、興安西、

經濟部事務官商工科辦事、張
家口城內版橋湖巷三

信 藤 齋 明三四、蒙旗、
森林技、梅運清查署事務官、

經濟部事務官、煤政總務科辦
事

須 田 要 明三二、香川、
日大工、土木建築業、張家口

福東馬路二條
須 田 正 繼 明二八、山梨、
東京外務、外務省屬託、厚和

領事館勤務、厚和市舊城小東
街五六

數 藤 盛 雄 明四四、京都中、
左衛門代理參事官、大同省左

翼縣公署內
瑞 永 成七〇三、興安

東省布特哈旗、南京中央政治
學校、早大、蒙古政府主席府

秘書官、興蒙委員會參事官、
張家口商務街西三條三號

隋 文 恩 宣二、關東州、
遼陽商、經濟部事務官農林科

辦事、張家口堡子裡飽全興巷
末 澤 智 外務書記生、在

張家口大使館官房會計勤務
末 廣 房 市 花園安礦常務董

事
末 澤 睦 大四、香川、早
大商、蒙新天津支局通信部長

菅 沼 謙 一 郎 在張家口大使館
屬託

菅 原 勇 張家口特別市事
務官民政課副處長

助 川 愛 民 明三一、茨城、
巴盟警務科長、烏盟治安處副

處長兼總務處副處長
助 川 寬 明三〇、仙臺、
東大農、巴盟勸業廳技正、烏

盟民生處辦事
杉 浦 三 郎 明二九、神岡、

同文書院、大蒙公司常務取締役
役兼營業部長、張家口小營坊

杉 崎 丈 七 明三四、佐賀、
中學、滿鐵、華安張家口鐵路

局總務部事故課長、鐵道第七
寮

杉 谷 善 藏 明二六、長崎、
同文書院、蒙運新聞社常務理

事、張家口師範大街公館
杉 谷 秀 之 助 明三七、富山、
遞官課、交通總局參事官、張家

口特別市次長、花園街高安里
杉 野 克 巳 明二九、京都、
京龍三中、星野印刷工廠支理

人、張家口明德南大街二三四
杉 原 信 一 明三八、滋賀、
同文書院、華安張家口鐵路局

運輸部旅各料長、亞亞大街東
亞莊

杉 村 正 明三二、神岡、
東大法、造幣局總務部長、管

籍管財局總務課長、函館稅關
長、蒙古政府經濟部次長、張

家口與隆街三

杉本恭雄 大四、兵庫、折

大、蒙領調查課總務主任、在
張家口大使館囑託、杜盤街一

三

杉本武志 大二、靜岡、中

大經、蒙古政府總務廳事務官

杉本敏郎 明三一、靜岡、

岩倉鐵道、華交張家口鐵路局
大同站長

杉本正根 明三六、東京、

早大政經、承德自動車區長、
蒙疆汽車公司運輸課長、張家
口民團民會議員

杉本高正、大同炭礦總務部次
長

杉山 昇 蒙疆甘草工業公
司包頭出張所長兼收買部長

鈴木 勇 明三七、東京、

九大農、在張家口大使館經濟
部產業課技師

鈴木勇吉 明二三、仙臺、

通官課、蒙疆電報設備課長

鈴木五男 明四二、靜岡、

上智大英文科、蒙古通商包頭

支社長、包頭市小文明巷一二
鈴木貞二郎 明三六、東京、

日大、察南政廳警務廳長、大
同省總務處副處長、大同大有
倉巷

鈴木庄七 明三〇、茨城、

大同煤礦調査事務所科長

鈴木彦雄 明四四、上野市、

大阪外語、加藤物產張家口出
張所主任、草廠巷武家大門

鈴木富美夫 明三七、福島、

中大專法、大同都市建設處長、
交通總局技正

鈴木元夫 蒙古食料品公司
魚菜課長、張家口寶善街九四
同社內

鈴木 康 明三〇、東京、

慶大、東邦電力、華交張家口
鐵路局經理部會計課長、鐵道
至觀察

鈴木芳藏 大五、三重、宇

治山田中、張家口回民青年學
校指導員、興亞大街第五住宅
五七〇

鈴木吉也 大二、青森、中

中央醫院 鐵邱縣警務首席指導
官、大同省靈邱縣公署

進 武雄 明二三、三重、

千葉高等園藝、蒙古政府中央
農林試驗場厚和分場長、厚和
市蘆城小南街五一號

炭田守夫 津山南滿工專、

大同炭礦社員

角田種氏 明三六、茨城、

東大醫、華交張家口鐵路局醫
監張家口鐵路醫院長、興亞大
街社宅

住村安雄 明四三、鳥取、

鳥取高農、蒙古政府中央農林
試驗場農產科長、張家口土爾
溝第一住宅

住安國雄 明三三、鹿兒島

東大法、廣濱保護監警所長、
蒙古政府司法委員會次長、張
家口市馬道底街三

瀨尾勝夫 明三七、東大、

滿洲拓植公社、龍烟人事課長

石金堂 張家口特別市總
務廳事務官

關 千秋 明四三、長崎、

松本商、張家口日本商工會議
所主任補庶務課長、北平南一

關 敏行 文明堂書局主、

張家口怡安街

關 猛 明四〇、富山、拓

大商、蒙古政府總務廳參事官
張家口特別市總務處副處長

關口正吾 大東亞省警務部補

大同領事館警務課勤務

關口高造 明三六、德林、

宣化省公署警正

關澤乙吉 明四三、新潟、

三重高農、興業委員會實業處
技正高敏輔佐官

迫 金之助 明二八、鹿兒島

專門中、滿洲學堂、華北東亞
煙草張家口出張所所長、東關街
二七

仙波佐吉 在張家口大使館

囑託

善 震 青 光五、阜新、北

京中國大、張北縣長、察廳長
政廳長

屠 錫 升 成六九三、河北
徐水縣、厚和縣城警署長、
直隸軍警署九

屠 錫 升 光二四、奉天蓋
平縣、蒙疆土業總組合總監理

北京西園北太安侯胡同
專當龍一 明四一、高知、
大連市、蒙疆地方科長、政府
內政部蒙疆官廳務科辦事

錢 耀 庭 光一八、河北昌
黎縣、私鐵、同和實業銀行包
頭支行副經理、包頭郭家巷二

鮮 育 禮 成七〇二、甯江
省、京兆中、蒙疆民政處地方
政事務官

蘇 索 格 圖 巴盟事務官總務
處附、厚和新城巴盟公署內

蘇 德 懋 民四、奉天、中
學、蒙古軍中校、蒙古政府總
務廳理官

蘇 鳳 晶 光二七、奉天、東
北大法學院、張家口財務局長

會 我 孝 之 明三八、龍本、

京大經、北大教授、在張家口
大使館文化部長、張家口官舍
會 根 金 作 明三三、長野、
蒙古政府司法委員會事務官刑
事科辦事

僧 格 林 沁 成六八三、札薩
克旗、伊盟事務官地方科長兼
興蒙委員會連絡委員、伊盟總
務處會計科長、包頭沙王府

宋 萬 里 宣化省參事官治
安處長

曹 英 光二五、滄縣、
阿文專科大學、回教委員會副
委員長西北回教聯合會會長、
厚和北門外寓巷子

桑 實 成六八七、熱河
喀喇沁右旗、北京殖邊校、興
蒙委員會教育處編審官、內政
部參事官、張家口上東營十字
街北九號

桑 鵬 飛 光二七、關東州
金州、金州公學堂、陽原財務
局長

相 馬 時 太 郎 明二八、福井、
師範、昭和製鋼所、龍州經理

張 傑 山西岢嵐縣、私塾
包頭市商務會副會長、西前街
四一

莊 街 久 光三〇、河北冀
縣、張家口市商務執行委員、
察南鹽運組合理事、豐興成百
貨店經營、張家口東關街八

十 河 清 行 明三四、香川
日大、大阪區裁判所檢事、蒙
古政府張家口高等檢察廳兼地
方檢察廳次長

薩 田 德 雄 大東亞省警部補
張家口總領事館警務處副長

薩 部 龍 一 明四三、東京
東大理、在張家口大使館經濟
部產業課勤務

團 田 幸 雄 明三七、鹿兒島
農校、蒙疆香澤庫和出張所長
蔚城東寺巷同所內

團 原 信 夫 明三五、長野、中
野農、蒙古食品公司副理事
長、張家口寶源街九四同所內

孫 學 孔 明三六、旅順、
旅順二中、寶源縣總務科長

察 張 寶 源 縣 公 署 內
孫 五 階 光二一、河北鹽
潤縣、蒙疆土業總組合事務理
事、北京東西四條四

孫 慶 麟 錦州省、高級中
學、蒙疆銀行張北分行經理、
南大街蒙銀宿舍

孫 濟 魁 光三三、錦州、
中學、蒙疆銀行盛鎮分行經理
順城街蒙銀宿舍

孫 贊 榮 成六九八、奉天
海城縣、哈爾濱法大、宣化財
務局長

孫 述 義 宣元、奉天海城
縣、北京中國大、內政部衛生
科事務官、張家口土保糧六把
巷十

孫 錫 齡 河北、滿洲中央
銀行、蒙疆銀行懷來分行經理
兼沙城分行經理、西大街蒙銀
宿舍

孫 殿 玉 光二三、遼陽、
滿鐵中、張家口警察局長、司
法委員會參事官行政科長、張
家口下蒙古營一遺巷

孫 溥 淵 光三二、蕙安、

北京師大、蒙南農校代理校長
察南師範學校校長、張家口上

蒙古警北監獄署長

孫 曜 先 光二、河北五田

縣、中環、和林縣總務科長
盟和縣城內大西街



田 井 兵 一 明二八、和歌山、

蒙古真科品會計常務理事、張
家口警署第九四同社內

田 口 正 剛 明三六、長崎、

有田工業、在張家口日本大使
館司政事務總務科主任、

張家口土產商會不勸業第一住
宅八三

田 口 巳 壽 大同炭礦總務處

庶務科長

田 崎 龜 太 明四〇、茨城、

茨城師、瀨澤口第一日本國民
學校教頭、不動產住宅一八

田 澤 五 郎 在張家口大使館

學託

田 代 新 吾 明二七、福岡、

商業、厚和郡友會長、厚和居
習民團參事會員、郡城西馬道
巷一五

田 尻 稻 穂 明四三、高崎、

橫濱商、久恒礦業會計課長、
花園炭礦總務部長

田 中 克 己 大二、岡山、中

央學院、伊盟特務股長、賈源
縣務務首席指導官、察盟賈源
縣公署內

田 中 勳 次 明二九、熊本、

中央教、華交張總張家口機務
段長

田 中 源 七 明二五、東京、

日大、ダイヤエンドン社、時事
新報記者、大興貿易張家口支
店總務課長、東安大街二二同
店內

田 中 實 明四一、新潟、

東大經、蒙古政府經濟部總務
科長、駐滿代表部參事官、滿
洲國新京

田 中 武 明三四、福井、

豐源製粉公司常務董事(支子
張新津博澤)

田 中 洵 明二四、姫路、

旅順工學院、華北交通自動車
部技術課長、蒙通汽車公司理
事長、蒙通石油監事、張家口
市農大術

田 中 傳 次 宣化省公署警正

田 中 久 信 龍烟務務課長

田 中 平 七 明三五、福岡、

中大、大東亞省警部補、在大
同領事館警察課務主任

田 邊 秀 逸 明四一、兵庫、

工業、蒙通電業所長

田 原 猛 明二八、大分、

大同民團民會議員、大同無盡
會社取締役社長、東南隅小南
街一五

田 村 勝 馬 明二八、福岡、

大同炭礦輸送科長

田 村 懷 一 大二、香川、香

川師、張家口日本高等女學校
教諭、同日本中學校教諭

田 村 武 明四三、福島、

日大商工、蒙古政府交通總局
技正

田 村 浩 明三八、宮城、

東京外語、隨高、大同縣參事官
包頭市參事官、包頭市公署內

田 村 正 夫 明三八、北海道、

新得實業補習校、張家口役務
監督署事務員、經濟部事務官
國稅科辦事

載 文 會 咸七〇九、興安

西、開發師、經濟部事務官農
林科辦事

高 井 勳 一 明三四、愛知、

愛知工、華交天津、北京輸送
處客貨車科長、張家口鐵路局
運輸部車補課長、興亞大橋六
五〇一

高 尾 豊 明四二、兵庫、東

京農大、察南政廳畜產課農務
科長、察哈爾盟實業廳副處長

高 芝 清 貞 蒙古政府總務廳

事務官

高 田 清 明四〇、茨城、

仙臺高工、張家口道路建設處
長、大同省糧食廳副處長、大
同煤業廳術

高 鍋 日 統 張家口興亞立正

道場主任

高野仁士 明四三、福岡、
熊本高工、巴里蒙洋官建設處
副處長

高野信助 明三五、福島、
仙台高工、華交張鐵張家口鐵
路工廠長

高橋嘉市 明三四、大分、
岡文書院、滿鐵張家口經濟調
查所長、善羅廟街五一同所內

高橋勝雄 外務書記生、在
張家口大使館官房文書兼人事
勤務

高橋清 明三八、八幡、
京大法、最高法院主席書記官

高橋靜美 張家口電氣會社
監查役

高橋國雄 明四一、山形、
中華航空監理管理局張家口支
所長

高橋定一 明三〇、山口、
東大法、華交總務局長、資材
局長、張家口鐵路局長、興隆
梅六鐵道公館

高橋哲 明四四、千葉、
日大法、會計検査院書記、蒙古

政府審計局副審計官庶務科長
張家口市團大街一二協和莊

高橋照明 明四四、群馬、
滿洲醫大、華交張鐵張家口鐵
路醫院南口分院長

高橋則義 大四、宮崎、關
大法、巴盟人事股長、安北縣
參事官、安北縣公署內

高橋武平 明三五、栃木、
北大醫、滿鐵安福醫院、大同
炭礦病院長醫務科長

高橋益雄 大同神社神職
高橋長進 厚和居留民團民
會議員

高原金一 明三六、福島、
宣化省官席指導官、厚和市警
務科長、禹城王家巷五

高見薰雄 明三六、延岡、
東京外語、蒙疆蒙母實業總
務部長

高宮 榮 大三、東京、東
京外語、大同省糧穀股長

高山和夫 明三二、岡山、
早大、高山洋行法、張家口中
央大街

高山憲治 明三三、和歌山、
東大、滿洲石油常務理事、大
華石油專務董事、蒙疆石油公
司董事

高山清治 大同高野山主任
卓仁托布 成六九四、興安
東省巴彥旗、黑龍江省軍門法
政校、厚和推運清查學員、同
財務監督署長

卓特巴札普 成六七二、察盟
明安旗、牛羊群委協領總管兼
明安牧場長、蒙古政府政務院
長、參議府議長、察哈爾盟長

卓里克圖 成六九九、科爾
沁左翼中旗、朝陽大、厚和高
等法院院長兼最高法院廳長、二
層小巷

武井英夫 明三九、千葉、
東大工、大同炭礦總務處長

武田守三郎 明三五、廣島、
陸士、華交張家口鐵路局厚和
總務股長、官房子街九六

武田武藏 明四〇、福岡、
熊本高工機工科、大同炭礦工
作處副處長

武田 豊 大三、熱田、京
大文學部史學科、蒙古政府總
務廳事務官

武田脩二 大同炭礦張家口
支社庶務科長

竹內直政 明四二、東京、
早大政經、經濟部事務官商工
科辦事、張家口不動產第四任
宅一三三

竹內美男 明三八、熊本、
內政部特務科室正、蒙古政府
駐日代表部事務官、東京都廳
町區九段二丁目

武川 潔 明三七、熊本、
工業、華交張家口鐵路局大同
檢車股長

竹川泰治 內政部參事官衛
生科長

竹田榮藏 在張家口大使館
經濟部產業課技手

竹下重美 明四一、佐賀、
中大、蒙古政府駐日代表部總
官、經濟部事務官總務科辦事、
張家口堡內二道巷十一

竹歲敏夫 明三、鳥取、

山口高商、山下鐵業參事、大

治煤鐵取縮後、東亞電氣化學

工業公司常務取締役、北京內

三區馬市大街一

竹本光郎 明三九、廣島、

拓大法、集靈縣參事官、巴盟

參事官民政廳副處長、厚和新

滿 房吉 明三二、靜岡、

鐵道、華交張家口鐵路局包頭

檢車段長

瀧波篤男 明二九、福井、

東大法、廣濱正金銀行張家口

支店支配人、土爾溝街寶銀社

宇十二

諸隨佛札那 察哈爾盟實業處

長

多田恒一 明四三、香川、

興亞實業監察人、張家口西醫

子一三

多田定吉 中華航空空運管

理局厚利出張所長

多田 昇 明四三、香川、

關西商工、興亞實業公司代表

董事、張家口明興北大街一六

七

立川平八 明四四、佐賀、

商業、蒙疆實業厚和支店包頭

營業所長

立石節夫 明三九、福岡、

中大法、大同高等法院首席秘

書官、張家口高等法院首席書

記官、馬道底

館村史郎 明四四、秋田、

秋田鐵板、東昭公司、龍烟課長

達室林札普 成六八四、明安

旗、興蒙委員會聯絡委員、察

盟諮議

遠山隣夫 明四一、鹿兒島、

京大法、蒙古政府總務廳事務

官

脫 睡 武 光三二、河北新

河縣、張家口高等法院書記官

長、大同地方法院推事、城內

李樂角四〇

龍山梅桂 蒙疆甘草工業公

司董事

谷川儀六 明二三、東京、

師範、大同居留民團衛生課長

城內西北側溝池街一〇

谷川厚壽 明三五、三重、

上建喜久智組、張家口居留民

團長、參議員、興蘭巷二〇

谷林定十郎 明三二、兵庫、

蒙交天鐵山海關業務段長、張

家口鐵路局南口業務段長

立石興風 明二八、長崎、

蒙疆雲母公司董事

五井敏之 明三〇、洲本市、

師範、大同居留民團勞務課長

城內西北側大十字東街一八

為藤陽次郎 太元、福岡、同

文書院、滿鐵、華交張家口鐵

路局總務部養成課長、興亞大

街鐵道社宅

檀城正義 大二、廣島、滿

鐵、大同炭礦大津出張所主任

興亞第一區秋山街

丹後 一 在張家口大使館

醫務課長兼張家口總領事館參

察署長

丹壁札布 成七〇四、喀喇

沁左旗、大同學院、興蒙委員

會事務官、厚和興蒙中學校長

新城大與當院一四

千田俊文 明三五、宮城、

東洋大專、張家口日本青年學

校教諭、東次八町馬路五〇

千田隆三 京都、電校、張

家口電氣公社取締役北京支店

長、北京內一區草廠胡同一三

千葉卯源太 明二九、岩手、

中大法、蒙古政府審計局長、

張家口市團大街一二協和莊

千原 巖 明四〇、大分、

九大法、滿洲國鐵道省官房理

事官財政科長、總務廳參事官

蒙古政府內政部總務科長兼特

務科長、內政部警監參事官治

安科長

近田夏造 明二〇、東京、

日本醫校、滿鐵協會包頭回民

醫生養成所長、包頭市金龍王

廟一二

地主莊一郎 明二四、秋田、

農校、錫盟張家口辦事處長、

市內三馬路七

張 雲 青 官二、奉天海城縣、中學、懷仁財務局長
 張 英 成七〇五、察盟、省立師範、蒙藏高等班、蒙古政府主席府侍衛官
 張 翰 成 光二三、河北費縣、縣立中、左翼財務局長
 張 景 詔 官三、熱河省、蒙軍軍需中校、綏濟部軍務官、總務科辦事
 張 繼 武 光一八、山西祁縣、私營同和實業銀行副董事長、張家口西裕子實銀宿舍
 張 慶 翼 成六九二、湖北武昌縣、山西大、厚和警察局長、厚和地方法院檢察處檢察官、齊城山東街五八
 張 泰 魁 光三三、天津保衛幹部校、麻源縣警務科長、宜化省公署要正
 張 庚 富 光二六、江蘇、私營蒙通銀行平泉分行經理、滿西財政街蒙銀宿舍
 張 贊 勳 官二、北京、蒙疆土業總組合監察科長、張家

口橋東茶園街一八
 張 樹 榮 宜化省公署警正
 張 鍾 瑞 成七一一、熱河省、山口高商、蒙古政府總務廳秘書官
 張 晉 璧 成七〇二、大連、大連公學堂、湖縣財務局長
 張 增 智 光三三、山西、中學、蒙古實業實事、同和實業銀行監事、費鎮
 張 兆 濤 民元、奉天營口、省會第三中、和林財務局長
 張 廷 錄 光三〇、熱河新惠縣、北京大、厚和權運清查處庶務科長
 張 文 友 光二九、錦西、師範、康保縣總務科長、察盟康保縣公署內
 張 步 雲 成七〇七、察盟中學、蒙古政府主席府事務官
 張 豐 年 民元、旅順、早大政院、蒙古政府總務廳事務官
 張 理 越 蒙疆道教育科長
 張家口東關街支店觀

張 綱 成六七八、山西忻縣、私塾、豐鎮縣商務局長、東坡街一五
 張 立 中 光一八、河北費縣、私塾、蒙疆土業總組合副理事長、張家口草廠巷一四
 朝克巴達爾夫 成七〇五、喀喇沁右旗、東京中大經、主席府秘書官兼參議府秘書官、主席府總務處長
 趙 愈 光一六、宣化、察南實業實事、同和實業銀行常務董事、張家口西城墻底公館
 趙 景 璋 光三三、萬全縣、私塾、康保財務局長
 趙 桂 齡 光二五、文水、中學、蒙古實業實事、同和實業銀行實事兼包頭支行經理
 趙 景 康 成六九三、厚和治安維持會司法局書記官、厚和高等檢察廳書記官、新城乾泰泉巷七
 趙 傑 人 光三三、北京大教育科、察南政廳文教科長、

宣化省民政廳事務官
 趙 恒 久 光二三、歸州省、蒙軍小校第十八團副官長、經濟部事務官總務科辦事
 趙克圖拜登 蒙古政府駐日代表、譯部秘書官兼文化科長、東京都橋町區九段二丁目
 趙 克 謙 河北、滿洲中央銀行、大興公司、察南銀行蒙疆銀行延慶分行經理、東大街
 趙 志 遠 光二三、河北北京京東中、懷仁縣總務科長、山陰縣長、大同省山陰縣公署內
 趙 子 寬 光二四、河北武清縣、私塾、豐鎮財務局長
 趙 會 壽 成六九二、厚和歸綏中師範、因陽縣總務科長、固陽縣城內高一巷一三
 趙 從 雲 光三三、萬安、宣化師、延慶縣總務科長、宜化省延慶縣延慶北街九四
 趙 聘 卿 成六九三、熱河開陽縣、師範、巴圖戶房事務官、薩拉齊縣總務科長、薩拉齊縣城中大街二三

趙 邁 光二四、懷來、

北冀師大、張家口市教育股長

內政部文教科編審官、張家口

上花園花街街面舖巷八

趙 蘭 光二一、山西太

谷縣、私塾、同和實業銀行總

行營業所經理、張家口西歸

子八

中條英夫 明四一、香川、

中條齒科醫院長、張家口居留

民國商會議員、福壽大街五七

鈕 璣 南 明二七、天津、

專修學校、華交天鐵營業局貨

物副課長、張家口鐵路局運輸

部副課長

陳 遠 籍遼商都縣總務

科長

陳 得 勝 光二八、蒙軍幹

部訓練所、宣化省警察隊警正

陳 伯 平 光一四、大同、

私塾、蒙古實業監事、同和實

業銀行調查課長、張家口紅萬

字街實業銀行宿舍

陳 廣 柳 光三二、北京、

北京民國大、蒙古政府司法委

員參事官、大同高等檢察廳

沈 文 炳 光一九、天津、

福學館、實業監事、蒙匯銀行

理事、張家口二道巷五號銀宿

舍

津田一男 滿洲中央銀行張

家口支店長代理、紅萬字會街

二〇

都築清一郎 明三八、東京、

早大商、三和實業公司代表者、

張家口居留民國商會議員、福

壽南橋街五

堤 寬 栗 明四〇、福岡、

東商工、滿鐵、華交張家口鐵

路局工務部信課課長、興亞大

街興亞莊

葉 田 實 蒙匯電業大同支

店營業係長

次 木 一 在張家口大使館

屬託經濟部調查係勤務

對 馬 力 明三七、弘前、

弘前中、張家口日本商工會議

所主事、蒙務課長、上樑三合

店巷

土屋喜太郎 明一六、長野、

大阪工商、東洋紡績取締役、

東洋煙草監査役、兵庫縣武庫

郡甲東村

土屋博愛 明二六、和歌山、

中學、外務省理事官、厚和居

留民國長

馬 嶽 明四三、福岡、

島取高典、滿鐵、華交張鐵張

家口警務段長、土爾溝街不動

產第一住宅

鶴田恒雄 明二〇、佐賀、

早大政經、東洋セメント支配

人、鶴屋旅館經營、張家口居

留民國民會議員、中央大街

鶴見定雄 明二五、岡山、

陸士、大香山炭礦董事長、東

京都品川區大井町

手塚年王 明三三、長野、

早大、龍崎課長

手島祐二郎 明三五、福岡、

蒙匯電業康和支店次長兼經理

係長、同本社業務監査班副

參事、張家口興亞大橋電業社

宅

出羽時男 大二、福島、中

央學院、集寧縣警務首席指揮

官、平地泉財政第一

丁 其 昌 光二八、哈爾濱

右旗、熱河省軍官機關團、察

東準備軍騎兵上校陸軍少將、

蒙古政府治安部長、內政部長

張家口橋西小河道街

程 光 漢 光二七、錦州朝

陽縣、朝陽高中、巴盟和林縣

長、懷來縣長、宣化省懷來縣

城內

程 大 同 光二八、寶源、

山西三中、張北縣總務科長、

察盟張北縣城內

程 銘 右 明三三、天津商

業、蒙古政府交通總局經理科

長、宣化郵電局長、宣化

程 有 光 察南宣鎮常務董

事、同和實業銀行董事兼總行

營業處經理、張家口公館

鄭海 瑞 光二九、大同、北京育才、晉北政廳產產科長

平魯縣長、大同省平魯縣公署

內

鄭壽 泰 光三〇、北京、蒙疆新聞社華文部取材部長、大同支社社長、大同市新聞公

署

鄭 廉 光二四、雁北、山西法專、晉北政廳經濟廳長

大同省黨務廳長、上幸巷

鄭仁 齋 光二一、張家口、察省黨會副校、察南政廳政務

委員、回教委員會事務官、張家口新民大舞廳木匠巷

鄭平 甫 光六、大同、北京師大、蒙疆華英書事長、大同安泰理學、大同城內牛角巷

一

鄭又 恒 光二九、北京、雁文大、大同糧運清查署長、張家口糧運清查署長

張家口糧運清查署長

張竹 軒 光一八、河北萬縣、私製、國古食品公司理事、察南糧運組合長、張家口

石炭組合會長、南五道關街二

五

寺崎 祐雄 明三七、館本、工業、寺崎組代表者、蒙疆土

建協會副會長、張家口電氣會社取締役

寺一 光 明四〇、和歌山阪大冶金、昭和製鋼所、龍烟

課長

寺部 清毅 明四四、愛知、關大捕法、巴盟事務官、尙義

縣參事官、察哈爾盟尙義縣公署內

田雨 春 宣化、河北玉田縣、鹽化高級中、蔚縣財務局

長

田汝 弼 光一二、渾源、明大、晉北政廳長官、晉北食

料品理事長、蒙古政府經濟部

長、張家口市城內親仁會

田汝 封 光二九、渾源縣、山東工專、赤城縣財務局長

田守 基 光七、山西榆次縣、私製、同和實業銀行計算

課長、張家口興隆街寶順宿舍

田秀 成 大同、綢布雜貨同業公會理事、大同商場會常務理事、大同城內

田 蜀 生 宣二、山東濰縣滿洲醫大專、官立康和醫院眼科醫長、禹城丁李館巷五

田倉 光二五、齊二哈爾、巴盟工商校長、武川縣總務科長、巴盟武川縣公署內

戶倉 太作 明三九、山口、大森役務署庶務課長、奉天稅務監督署財務局副局長、經濟部理事官、張家口興亞大橋第二住宅六

戶田 正三 明一八、兵庫、京大醫、醫博、同仁會黨議支部長、京大醫學部教授、京都

戶田秀之 明三九、東京、東大獸醫資料、蒙古政府牧業試驗場技正

戶田光雄 明三四、栃木、農校、武川縣事務首席指導官

巴盟武川縣公署內

土井 明 明三六、龍木、龍木藥專、妻交福鐵張家口鐵路醫院藥劑長、不動產第三住宅

土肥 清弘 明四三、龍井、中學、張家口無錫常務取締役、慶屋店經營、龍巖南橋街二

鳥羽 徹雄 大二、德島、阿波中、崇德縣事務首席指導官、察哈爾總務公署內

鳥山 留藏 明四三、東京、中學、興和縣事務首席指導官、巴盟興和縣城內

外山 登一 明四一、北海道、小樽商、蒙古政府內政部經理科長、總務廳非計科長、總務廳參事官企務科長

杜 運 宇 光三一、山東、滬江大、早大政、察南銀行總裁、蒙商委員交通兼民政部長、蒙古政府產業部長、司法委員參事官、張家口明德北大

街二五四

杜連 現 民三、奉天、南

滿中、經濟部事務官糧穀科辦事、張家口營城子十一

富樫永吉 明二九、山形、

物理校、滿洲採金會社、龍烟厚牛顯長

渡嘉敷唯錦 明二八東京、

中傳、蒙疆新聞編輯部校正部長、張家口興隆大街蒙新住宅

圖木勒巴堵爾 成七〇〇、滿

洲克什克圖旗、北京大學工學院、興蒙委員會參事官、張家

口上壓水塔街

圖默勒溫 成六九八、興安

南省、朝陽太、厚和地方法檢察廳檢察官、大同高等檢察廳檢察官

圖門巴雅爾 成七〇九、興安

西、師範、蒙古軍參謀上尉、蒙古政府主席府侍衛官

都固仁倉 成七〇一、喀喇

沁左旗、北京農墾學校、蒙古政府主席府事務官

陶格陶呼 成七〇四、滿洲

省、北京大、貝子廟財務局

長

陶克托胡 成七〇三、熱河、

南京中央政治學校、民政部參事官、興蒙委員會參事官、張

家口商務北街西四條

陶聖 承 宣元、奉天復縣、

遼陽商、涇陽財務局長

陶布吉雅 成六九四、北京

鑲藍旗、北京師、興蒙委員會技正、張家口草廠巷萬外裕北

巷三號

棟魯 布 成七二三、伊盟

札薩克旗王府、中央政治學校、伊盟諮議、包頭內南地洞四道

巷沙王府內

董潤 庭 光二五、陽高

宜化中、平地泉財務局長

桐華 光七、右玉、前

海生員、右玉縣長、大同省右

玉縣公署內

道實 臣 成六九八、興安

南省、法政專門、烏盟民政廳文教科長、蒙古政府總務廳編

密官 南、光三三、新賓

明大政經、大同廣院、察南政

廳弘報科長、萬安縣長、內政

部總務科事務官

修樹 珍 成六九九、奉天

梨樹縣、奉天第一交通中、萬

安財務局長

修之 恒 光三二、熱河赤

峰縣、熱河中、豐鎮縣總務科

長、巴盟豐鎮縣城內財城街二

九

唐成 良 民六、熱河省

中庫、蒙古軍上尉、蒙古政府

總務廳事務官兼參議府秘書官

唐五 章 光三九、山東府

陽縣、煙台中學、沙城財務局

長

唐高 達 成六九二、西烏

珠穆沁旗、錫盟民政廳事務官

地方股長

東川文造 明三五、橫濱、

察哈爾自治政務委員會委員
長、蒙古軍政府總裁、蒙古自
治政府主席、張家口堡輝鼓樓
西街
德井敏治 明三五、群馬、
群馬師範、大同日本國民學校
長、西南隅姚家角巷
特克希卜彥 成六八六、卓盟
喀喇沁左旗、保安陸軍軍官學
校、蒙古軍陸軍中將、總司令
部參謀長、蒙古政府政務院諮
議兼蒙旗學校長、興蒙學院長
駐日代表部代表、東京都麹町
區九段二丁目
特穆爾博羅特 光元、察盟上
都旗、蒙疆石油董事、蒙疆銀
行副總裁、張家口堡內鼓樓西
街三
德宿雅男 茨城、陸士、濱
松誠心高女、水戶常盤青校教
諭、華交張家口撥發局大同營
務段長、北關區車站街八三
德田 信 明西四、福岡、
農林、崇禮縣參事官、察盟崇
禮縣公署內

德永英三 明三八、福島

明大、蔡南政廳工商科長、蔡南輸入運給組合顧問、張家口聯合街胡同四

德永辰雄 明三七、熊本

錦城中學、大東省警備補、在厚和領事館警察署保安主任

厚和領事館內官舍

德佈臣雅爾 伊盟、達拉特

旗、蒙文學校、伊盟公署事務

官、會計科長、伊盟民生處長

包頭彭真人巷八

德光顯 明三一、大分

中津中、交通總局厚和道路建設

設廠技正、清水河縣參事官、

巴盟清水河縣公署內

德山、一 大同日本高等女

學校長、大同城內同校內

德力根 成七〇一、王爺

廟奉天東北、大興和財務局長

飛澤四郎 明四五、東京、

法大工校、宣化縣警務首席指

導官、宣化縣公署內

富岡嘉平 同仁會蒙疆防疫

處事務長、同仁會蒙疆支部內

富澤憲輔 明三〇、奈良、

中學、鐵道省、華交張家口鐵

路局經理部審查課長

富田忠夫 岱岳日本國民學

校長、大同省岱岳同校內

富田爲義 明三四、北海道

文教機、張家口日本中學校教

諭

富田俊一郎 明三一、廣島、大

津繩泉食品工業取締役、晉北

化學工業公司專務董事、大同

社宅

富田 正典 大同、佐世保、

東大法、東京、松本、南濱各

檢察局檢察、大同高等檢察廳

次長

富田 實 在張家口大使館

屬託

富永修平 明三二、新潟、

遞信官更練習所、日本電信電

話工事會計張家口支店長、城

內書院巷內

富永正辰 同和實業銀行總

行營業所副經理、張家口實銀

社宅

留田英夫 明三八、石川

金澤醫大、華交張家口鐵

路醫院皮膚科醫長、土備橋街

不動產第二住宅

友成一正 大元、大分、山

口高商、中央學院教官、內政

部總務科參事官、朔縣參事官

豐田 武 張家口特別市建

設廠技正

藤 秀雄 內政部衛生科防

疫官

那 蘇 園 成七〇二、熱河

京腹、北京大法商學院、蒙古

學院教導主任、厚和高等檢察

廳長、新城西街二二

那遜巴雅爾 成六九四、蘇尼

特右旗、蒙古政府主席府事務

官

那 拉 蘇 成七〇四、錦州

省師範、興蒙委員會教育處編

審員、總務廳審官、張家口

上區大柳樹底

內藤正司 在張家口大使館

屬託

中尾公治 明二六、大分

中學、張家口無盡會計支配人

中川清直 明二七、石川、

石川工業、厚和糧運清查署稽

查科長

中川順達 明三六、和歌山

京大、滿鐵、華交張家口鐵路

局工務部長、興隆街一四

中川武夫 明四一、神戶、

中學、蒙疆新聞社厚和支社通

信部長、厚和新城農新社宅

中川辰清 在張家口大使館

屬託

中川初次 明三六、長崎、

中川商會主、土建協會厚和支

部長、同組會長、厚和居留民

團民會議員、舊城北門外

中川光雄 明四〇、京都、

同志社中、厚和財務局副局長

中川原新吾 明三〇、北海道、

華交張家口鐵路局厚和機務段

長、厚和居留民團民會議員

中來田佐代吉 明三〇、兵庫、

興亞鐵守公司工場長兼技師長

中楠 豐吉 明三二、和歌山、
華交張家口鐵路局包頭機務段
長

中野 健 明三六、熊本、
東大文、大阪現關為警課長、
蒙古政府經濟部貿易科長、經
濟部參事官商工科長、張家口
北索圖二一

中澤 一朗 張家口日本青年
學校、同中學校講師
中澤 達喜 明三五、高知、
大阪外館、蒙古滿鐵協會常務
理事兼事業部長、張家口隆昌
巷二同寓內

中澤 博則 明三〇、佐世保
同文書院、北支開發文書科長、
大同炭礦理事總務部次長、大
同民國民會議員、大北街理事
公館

中島 權平 明二二、福山、
山口商學堂、大同西北區長、
大同居留民國民會議員、大同
無邊會社財政役、西北隅大北
街一四五

中島 春千代 明三八、和歌山

張家口蒙疆局保安股長、森源
縣邊務首席指導官、實化省來
源縣公署內

中島 萬藏 明四〇、兵庫、
關東政府、蒙古軍政府顧問、蒙
古政府參議府秘書官、陸務廳
參事官總務科長、張家口市外
元寶山

中島 芳夫 大元、三重、京
大醫、同仁會蒙疆支部張家口
診療班醫長、同仁會蒙疆支部
內

中園 留吉 明三二、關岡、
華交張家口鐵路局康莊警務段
長

中田 警水 明三九、駒大、
善隣協討與亞細亞總務主任、
厚知縣城西河沿同藝內

中塚 稔 大藏公司北京出
張所

中西 嘉一郎 明二八、關岡、
修猷館中學、滿洲中央翻譯所
技手、蒙古政府交通統局技正

中宮 忠一 明二八、金澤、
大商、蒙疆新聞社事務局長

長兼經理部長、張家口上堡上
重營東大橋二

中村 慶治 明三八、京都、
經濟部事務官、張家口權運清
查驗副署長

中村 定義 明四一、和歌山
講談社、延岡縣參事官、宣
化縣參事官、城內縣公署街

中村 清吾 東洋煙草公司取
締役、東京都豐島區池袋一ノ
二二三

中村 猛 明四〇、德島教
專、華交總務局、張家口鐵路
局厚生課副課長、賜兒山青年
隊舍

中村 忠郎 宣化省民政處事
務官

中村 忠義 大同炭礦勞務處
技術養成科長

中村 知司 張家口日本中學
校教諭

中村 俊男 明三一、秋田、
東商工、蒙疆電業營業科料金
保長、張家口與田大街和光莊

中村 和實 蒙疆蒙母公司厚
和出張所長

中村 和四郎 明三二、滋賀、
南滿工專、滿鐵、華交張家口
鐵路局運輸部工作課長、興亞
大街東車莊

中 矢 信男 明四一、愛媛、
東大法、大同高等法院次長兼
同地方法院副院長、司法委員
會參事官民事科長

中山 甚五郎 明三六、三重、
蒙疆神社主典、張家口東太平
山麓二葉子

中山 隆 大元、石川、大
谷大學、張家口商科實業學校
副校長、南營坊魯班廟一

中山 彌一 明三六、長野、
內務省警備、伊盟公署警務處
長、張家口特別市治安處副處
長

仲尾 次彌 明三一、首里市、
那波商、滿鐵、蒙疆汽車公司
經理部長、張家口南大街公字
六號

仲西實雄 明三二、奈良、
高文行政科、哈爾濱郵政管理
局長、蒙古政府交通總局長
張家口長濱路

永井政次 明三八、石川、
北大、蒙古農林試驗場勸導
科長、張家口與頭大待第二任
宅三一

永田治人 明四二、東京、
青山學院、滿洲石油、蒙疆石
油公司總務課長、張家口蒙石
社宅

永田星次 明四三、北海道、
北大、昭和製鋼所、龍烟副所
長

永妻紀悅 明三八、千葉、
京大經、大同省事務官民政處
附

永島龍之助 明三六、佐賀、
東京電校、大同民團民會議員
永島電氣商會經營、鐘羅西街
六七

永松克己 大四、山口、山
口商、龍烟計算課長

永森儀一 大同安礦東京事

務所經理科長

長尾克義 巴黎事務官職務
處附、厚和新橋區公署內

長木尙知 大蒙公司大同出
張所長

長崎秀一 明三六、鹿兒島、
中大豫科、中央警察學校教官

長澤 獎 明四二、靜岡、
長澤鋼鐵工場主、張家口上東
營西大街四

長島正隆 明二三、京都、
京大工、瀨信省工務局機械課
長、日本電氣常務、蒙疆實業
監事、東京都

長瀧敬輔 明二九、大阪、
大阪高工、興亞工業社常務
取締役、張家口明德北大街一
四一

長野誠一郎 明四一、上海醫
專、醫國協同民診療所主任
厚和舊城同所內

長見登文 明三一、島根、
沙城財務局副局長

成井平次 滿蒙毛織業課課
大同出張所主任

成田健造 明三五、弘前、
廣島文理大、張家口日本高等
女學校校長兼教諭

成田安清 明四二、鹿兒島、
東商大、蒙古政府經濟部事務
官、駐華辦事處事務官

成田亮一郎 明四二、秋田、
農校、中央農試技正、經濟部
技正農林科辦事、張家口與亞
大街第五住宅六三三

成富儀一 明二八、佐賀、
早大商科、蒙疆銀行證券局長、
張家口與經街九蒙銀宿舍

成瀬日出雄 明三七、三重、
鐵道者、華安張鐵電信所長

難波政彦 明四三、山口、
東京工大建、滿鐵、華安張鐵
張家口營業所長、中央大街現
和寮

南雲正夫 大蒙公司營業部
輸出課長

二階堂輝彦 明三〇、鹿兒島
錦江學館、蒙銀大同分行經理

同和實業銀行常務課長、張家
口公館

二瓶 是 明三三、福島、
京城中學、滿鐵、東亞旅行社
張家口案內所主任、中央大街
同所內

西 敏夫 大三、佐賀、滿
洲醫大、官立厚和醫院內科醫
長、舊城西關道巷

西 弘道 明三七、福岡、
法大、中央警察學校教官、張
家口同校內

西井盛八 明四五、廣瀨、
商學、蒙古通信厚和支社長、
厚和舊城新道街七三

西岡幸三 明三三、山口、
同文書院、厚和製粉公司取締
役支配人兼東洋紡績調查役、
厚和舊城九龍樓三

西川芳太郎 明一六、大阪、
住友利子講、蒙疆甘草工業公
司董事、大阪府吹田市片山二
九一五

西澤昌男 明四四、長野、
中學、蒙古食品公司經理課

長兼企業課長、張家口實業街
九四同社內

西田敏介 明二九、廣島、
中大、辯護士、東亞電氣化學
工業公司監查役

西田賢二郎 明三一、北海道
北大、神戶、舞鶴、京都、札
樺、旭川各地判事、厚和高等
法院次長兼大同高等法院次長

西田榮世 大三、東京、東
京外語、蒙古善隣協會、蒙疆
甘草工業公司支那人、張家口
曹家胡同一八

西田讓治 明三九、東京、
東大、東洋經濟新報、日東紡
績、蒙疆實業公司經理部長

西田清治 明四二、富山、
蒙古通信大同支社長、大同東
北隅回廊巷二

西塚六男 明四三、山形、
明德實業、大同商務會顧問、
東北隅後藤巷三

西村、有信 蒙疆畜產股份有
限公司董事

西村謙助 明三〇、長崎、
中學、蒙疆新聞社庶務課長、
興亞大橋發新社宅

西村憲保 明二五、北海道
鐵道教習所、興中公司、龍州
土木課長

西村莊一 明四三、鳥取、
瀧講、蒙古通信社通信部長、
張家口沙河路三六

西村太郎 明三一、東京、
東大農、在張家口大使館經濟
部產業課技師

西村恒人 明三四、山口、
商榮、昭和製鋼所、龍州副所
長

西村俊春 明二七、山口、
早大電、東京水道局、龍州所
長

西林禮記 固陽縣參事官、
固陽縣公署內

西本哲三 明四四、鳥取、
講開教專、蒙古政府內政部文
教科事務官

任 勇 光二五、瀋陽、
北京師大、賢北師師範學校長

大同省公署事務官

沼崎英助 明四二、福島、
京大農、經濟部技正農林科辦
事、張家口上堡大柳樹底黎明
莊

根岸角太郎 明二四、東京、
中大法、北支開發張家口支社
庶務課會計係長、東安大衙東
安寮

根崎速三 明三六、岐阜、
中央學院事務官庶務科長、張
家口土爾溝第三住宅三二九

野木富士男 大五、靜岡、盛
岡高農、察南政廳實業廳技正
察盟實業處農林股長、

野口淳司 明四四、福岡、
商榮、蒙疆新聞大同支社長、
大同市新開公館

野崎文吉 明二七、高田、
農校、近藤組、張家口東安大

野田精馬 下花園日本國民
學校校長、宣化省下花園同校內
野田隆之助 明三〇、鳥根、
鳥根農林、尚義縣參事官、張北
縣參事官、察盟張北縣公署內

野原金一 明二一、岐阜、
山口高商、國際電通調度、購
買課長、蒙疆電設常務理事

野間 要 厚和居留民團民
會議員

野間口亮一 明三四、鹿兒島、
中學、蒙疆新聞社印刷局營業
部長、張家口蒙新社宅

野呂正達 明三九、三根、
京大獨法、最高法院推事兼張
家口、大同、厚和各高等法院
次長、張家口高等法院副院長
城內馬道底公館

瑞門達齊 光三二、興安南
省王爺廟、奉天軍官長、蒙省
軍官學校校長、巴盟治安處長、
厚和新城濠成泉後巷一〇

野田精馬 下花園日本國民
學校校長、宣化省下花園同校內
野田隆之助 明三〇、鳥根、
鳥根農林、尚義縣參事官、張北
縣參事官、察盟張北縣公署內

野原金一 明二一、岐阜、
山口高商、國際電通調度、購
買課長、蒙疆電設常務理事

野間 要 厚和居留民團民
會議員

野間口亮一 明三四、鹿兒島、
中學、蒙疆新聞社印刷局營業
部長、張家口蒙新社宅

野呂正達 明三九、三根、
京大獨法、最高法院推事兼張
家口、大同、厚和各高等法院
次長、張家口高等法院副院長
城內馬道底公館

瑞門達齊 光三二、興安南
省王爺廟、奉天軍官長、蒙省
軍官學校校長、巴盟治安處長、
厚和新城濠成泉後巷一〇

能見榮 薩 明四四、鹿兒島、中央學院、中央警察學校教官、遼寧縣警務所庶務官、宣化省城關城鎮

法井友法 明四二、福島、福島師專政科、內政部事務官、廣仁縣參事官、大同省公署庶務股長

馬 永 魁 光六、大同、私、蒙古政府經濟部長、蒙盟電業理事長、張家口古宏廟七五號



馬 慶 宜二、厚和、綏遠一中、厚和回教青年學校長、舊城大馬路十

馬 景 賢 光一七、陽原、北京師大、張家口商科實業學校長

馬 子 威 大同、光一七、私塾、西北回教聯合會大同支部評議員、大同得公所副街長、西南區馬市角六

馬 濟 堂 遼源縣公署總務

科長、宣化省遼源縣公署內、馬 應 忱 光三二、河北滄縣、日本豐大、大同財務局長

馬 忠 光二九、大同、晉北學院師科、晉北師範附屬國民學校主任、大同西北隅戶部角南二九

馬 場 五 郎 明三八、石川、東大農學部獸醫實科、蒙古政府種場牧場長

馬 場 定 明四二、佐賀、東京高工、交通總局事務官

馬 烈 武 光二七、開原、遼陽高師、包頭市警務科長、和林縣長、巴爾和林縣城內顯道巷

巴 普 巴 德 勒 胡 成七〇八、齊齊哈爾、西蘇尼特師範學校、蒙古政府主席府侍衛官

巴 勒 實 蘇 龍 成六九三、東阿巴哈那爾左旗、蒙古軍副師長、錫盟民政廳長兼興業委員會委員、貝子廟

巴 志 泰 成六八二、卓索圖盟、武陟黨、興業委員會委員

員、張家口財務監督員、巴 圖 昇 立 權 成七〇九、烏盟烏盟特中旗、烏盟總務處辦事經理股長

巴 德 爾 呼 成七〇四、巴盟北票黨統帥、厚和財務局長

巴 寶 多 爾 濟 成六七六、烏盟烏府拉中公族、本旗扎薩克貝子公、烏盟長、蒙古政府參議府參議

哈 斯 瓦 齊 爾 興業委員會委員、兼察盟桶白旗總管

羽 多 野 林 一 明一九、京都、早大商、都是製絲社長、大青山農礦董事會長、京都府何鹿郡綾部町

羽 谷 義 雄 巴盟事務官、實業處附、厚和新城巴盟公署內

羽 吉 甲 二 郎 明三一、栃木、大東亞省警部、在張家口總領事館警察廳勤務、張家口官舍

箱 根 三 郎 中央醫院助教、授業研究官、萩原春海 明四五、鹿兒島

滿鐵青島校、鐵道汽車公司、大同營業部長、博 彥 滿 都 兼 成七〇四、卓盟日本中央大學、多倫財務局長

博 和 巴 雅 爾 成六九六、興安南省東科後旗、朝陽六、安北縣長、安北縣城內

白 蔚 武 光二五、大同、商博所、晉北鑛務局稅務局科長、大同縣長、大同獅子街

白 奎 祥 同九、吉林、私塾、蒙盟青島理事

白 峻 峰 民三、奉天、日本福島高商、張家口財務監督署辦事

白 靈 芝 成六八六、察盟達里溫盟、察盟民政廳建設科長、興業委員會理事官、蒙古生計會勤務

構 口 虎 正 明三七、佐賀、法大專、東洋館經營、張家口馬路六號六

構 口 秀 雄 明三九、鹿兒島、奉天鐵路學院、滿鐵、蒙盟汽車公司宣化營業所長

橋場由之 明三四、金澤、

東大編法、在張家口大使館經
濟部長

橋本英太郎 明二七、大阪、

神戶商、大井山炭礦監察人
橋本喜久一 明二九、柳津山、
海軍通商學校、大東張省囑託
在張家口大使館勤務

橋本之上 大河、山形、東
京女子大國專、張家口日本高
等女學校教諭、沙河路民間寮

橋本平八 外務書記生、張
家口總領事館勤務

橋本正康 明二七、兵庫、
外務省留學生、在張家口大使
館經濟部司政課長兼張家口領
事、張家口官舍

土師四郎 明三八、鹿兒島、
關西藥房商、康財財務局副
局長

長谷川真一 明四五、東大英
法、三井物產張家口支店總務
課長、下俣內妨、廟前街六

長谷川登世 明二八、東京、
東京電工附屬工業補習校、厚

和製粉公司取締役技師長、蜀
城九龍樓三

長谷川義次 栃木、京橋藥專、
大同藥劑師會長、大同街留民
團民會議員、大北街二三九

長谷部貞一 明三六、東京、
大連法政學院、蒙疆新聞社兼
北滿局通信部長、同本社編輯
局取付部長、張家口蒙新住宅
局長高橋、宣化省民政處事務
官

長谷部與一 明四三、岡山、

哈斯瓦齊爾 咸七〇二、察盟
正白旗、牧業總局參事官、興
蒙委員會委員、張家口上堡後
堂巷一六

烟 邦吉 明四一、東京、
東大醫、醫博、中央醫院院教
授兼總務科長、宣化省技正、
張家口大境門外西橋南街

烟山由藏 明二六、東京、
日大法專、烟山組代表者、張
家口長安橫街四

島山龍一 明四四、福岡、
早大專、商部縣診察官、大同

省庶務股長、續仁縣參事官
服部借道 大三、愛知、留
滿研究生、大同東本願寺住職、
東北隅

濱 省一郎 明四四、熊本、
法大工、蒙疆甘草工司營業課
長兼會計課長、張家口曹家胡
同一八

濱田源太 明二五、鹿兒島、
明大、包頭副領事、大同居留
民團長、城內民團公館

濱田松市 明三五、愛媛、
早大經、東洋拓植會社大田支
店金融部主任、同社張家口支
店次長、土爾汗前街二〇

濱田與久 明三四、石川、
京大醫、醫博、同仁會蒙疆支
部張家口診療班長、同仁會蒙
疆支部內

濱名 舜 明三七、福井、
醫大醫、同仁會張家口診療班
醫長、同仁會蒙疆支部內

濱本喜右衛門 明四一、山口、
日大工、濱本組代表者、蒙疆
土建協會理事、張家口東安大

早川和男 明三九、山梨、
小樽商、在厚和領事館囑託
蜀城九龍樓大西巷五號

早川 眞 大三、東京、東
京醫專、省北醫院藥劑員、大
同後廟巷

早野辰巳 明二六、熊本、
張家口日本商工會常議員、張
家口料理店組舍長、同三藥組
舍長、張家口縣議會社事務取
締役、福合街

林 有志 張家口日本高等
女學校教諭

林 重弘 明四五、岐阜、
滿蒙學校、蒙古民族研究者、
善隣協會事業部主任、張家口
隆昌巷二同會內

林 新市 明三九、長野、
岡谷工、北海道廳農林主事、
蒙古食料品公司營業部長、張
家口寶善街九四同社內

林 大作 明二二、兵庫日
本キキ工業組合理事、蒙
疆甘草工業公司董事長

林 虎正 明三五、愛知、
張家口電氣局監督、查役工務部
長

林 光明 三七、靜岡、
埼玉師、張北日本國民學校長
張北城內國校內

林 英雄 官化地方警察學
校教頭

林 寬重 明三四、山梨、
實校、管北政廳特務科長、大
同省治安股長

林 正基 大五、兵庫、京
大法、蒙疆汽車公司支店係長

林 真壽 明四四、愛知、
東邦商、蒙疆電業建設課事務
係長、張家口興亞大街和光莊

林 田 貢 明三三、長崎、
農校、管北政廳農林科長、大
同省農務股長、大同西財神廟
街

原 哲夫 明二九、鳥取、
工業、原肥公司經營、張家口
房泊民團民河議員、一支署街

原田知若 明三七、札幌、

鐵道、華交張家口鐵路局厚和
工務段長、厚和鐵道社
原 信夫 明二七、群馬、
長野中學、滿洲國總務廳事務
官、張家口稅務監督署長、張
家口民團議員、張家口賽馬會
理事長、稅司街二

原 八郎 大四、盛岡、京
大史、中央學院教員、張家口
大境門外同院內

原 正木 明三二、福岡、
久留米商、揮春炭礦事務課長
宣化省厚生會理事長

原 正知 明二三、熊本、
熊本中、蒙疆總督府、華交張
家口鐵路局工務部警保課長、
興亞大街鐵道住宅三〇二

原 三男 明四二、佐賀、
佐賀工、蒙疆電業營業課宣化
營業所長、同社業務課事務班

原 力雄 明四〇、千葉、
東京商工土木、管北政廳工務
股長、察盟實業處土木股長

春名春夫 在張家口大使館
屬駐館張家口總領事館屬託

潘 鵬 河北易縣、光三
三、開封法政校、龍關縣長、
宣化省龍關縣城內南街

坂西正兵 大三、新潟、在
張家口總領事館警察署康莊派
遣所長、康莊

曹 寶 瑋 宣元、張北、察
哈爾濱中、豐源縣警務科長、
崇禮縣總務科長、察盟崇禮縣
公署內

東 勇 明四〇、熊本、
熊本醫大、華交張家口鐵
路醫院內科醫長、清宮寺街一

東 省三 明三八、福岡、
早大專、伊盟總務處副處長、
政府內政部參事官文教科辦事

東 健 明四〇、高知、
高知農、逐鹿縣參事官、薩拉
齊縣參事官、薩拉齊縣公署內

東 島武夫 明四二、熊本、
神田商工、西松組張家口出張
所主任、蒙疆土建協會理事

樋口 仁 明四四、大阪、

大阪外務、陽原縣參事官、宣
化省民政廳事務官
費 曉 時 內政部總務科事
務官、大同省民政股長

彦坂武雄 明二九、豐橋、
滿鐵養成、華交張家口鐵路局
張家口監理所長、興亞大街東
亞莊

久崎 章 中央醫學院教授
兼研究官

久恒貞雄 大分、名高商、
前貴族院議員、久恒鐵業社長
花園炭礦董事長、福岡市船津

久富庄三 花園炭礦經理課
長兼庶務課長

日高 雲 明二九、東京、
中大經、華交資材局、張家口
鐵路局經理部部長

畢利格圖 成七〇五、喀喇
沁左旗、北京農字無線電學校
蒙古政府主席府事務官

姬野勝武 明三八、大分、
東大法、蒙疆電業厚和支店長
同本社庶務課長、張家口興亞
大街電業社宅

兵藤國治 明三八、栃木、

東京商大、蒙疆電業天津辦事處長、與盟第一區浪速街九ノ

馮雲階 光二九、蕪安、

北京大、宣化縣總務科長、城內皇城大橋六號

馮敬 光三一、懷河、

天津法專、繩河縣長、厚和市財務科長、舊城呂祖廟街

馮靜山 光二六、宣化、

直隸師、稅務局長、唐保縣長察盟康保縣公署內

馮繼梅 光二五、河北、

直隸法政專門、最高法院張家口高等法院推事、張家口地方法院長、玉皇閣三四

平井周吉 張家口日本中學

校教諭

平井進 明三九、福岡、

東大協法、張家口高等同地方檢察廳次長兼厚和高等同地方檢察廳次長

平石康久 明四一、佐賀、

滿洲醫大、日赤大連病院小兒

科主任、晉北醫院長小兒科醫

長、大同市同院附會

平澤正弘 明三五、福岡、

中大法、蒙疆新聞社奉業部長張家口蒙疆新聞社宅

平下喜代吉 明二七、岐阜、

厚和中央警察學校教頭、晉北政廳警務廳長、蒙疆日本人與亞協力大同支那事務長

平島太一 明三一、千葉、

東工大、滿蒙毛織蒙盟部長、興亞被服廠總務、滿蒙商工董事、滿蒙鑛工專務

平山勝一 明三二、京城、

京城青年會館館長、大同民團評議員、大幸洋行大同出張所主任、院寮街四三

平山連 明三六、茨城、

普文介格、晉北政廳警佐、治安部警正、內政部警正兼任內政部理事官治安科辦事

廣瀨圭造 明三一、靜岡、

橫濱通信、交通總局事務官、交通醫院主任

廣川憲 明二四、愛川、

旅順工大、日東紡績監查役、蒙通興業公司董事

廣瀨恭 明二一、東京、早

大建築、製中公司、龍眼頭長

廣瀨德幸 明三五、山梨、

秋田鑛專、察盟總務處事務官兼技正

廣野榮作 明二八、北海道

蒙疆汽車公司包頭營業所長

關華若 成六八九、河北

藥城縣、正定中、岱岳鎮財務局長

武榮 光二七、民大教

專、萬安縣總務科長、宣化省萬安縣公署內

武達穆圖 巴盟治安處警正

厚和新城巴盟公署內

武殿恩 同和實業銀行大

同分行經理、大同城內銀行社宅

武實福 成六九四、懷來

宣化中、察盟文書科長、德化縣總務科長、察盟德化縣公署內

布彥 察哈爾盟保安處

長

布施長吉 明三九、山形、

山形師、厚和日國民學校教頭、新城西門外大馬路宿舍

笛木平八郎 明三九、東京、

專大、交通總局都市計畫科事務官、張家口特別市建設機關處長

深井孝隆 明三四、石川、

高文行政科、熊本稅務監督局經理課長、札幌稅務監督局總務部長同關稅部長、蒙自治政府經濟部參事官總務科長兼國稅科長、張家口馬路三條、東洋旅館

深田太一 明三五、大分、

哈爾濱學院、國際運輸張家口支店、蒙通運輸厚和出張所長

深澤享 明三三、山形、

中學、滿鐵、華交張家口鐵路局口泉站長、口泉鐵社宅

深澤省三 明三二、盛岡、

東京美術、蒙古美術研究所主任、張家口遠來莊內

深澤長男 明四一、東京、

東大經、蒙疆電業經理會會計
係長、同社重役支文書係長、

張家口興亞大橋電業社宅

富樂鴻恩 錦州社黨特左旗

中學、與蒙委員會事務官

福岡一郎 明二七、兵庫、

警察廳配組合事務、張北興隆

街一三

福岡吉助 張家口警察局長

備料長、宣化省公署警正

福島圓明 大同身延山主任

福島義澄 明一八、熊本、

中學、蒙疆新聞社事務局長、

張家口不動產第三住宅三二

福永悅三郎 明二九、高知、

商業、華安張家口鐵路局大同

列車段長

福永勝喜 明三六、熊本、

熊本通信講習所、張家口放送

局長、交通總局事務官

福原 誠 明四一、栃木、

早大專商、蒙古政府內政部理

事官

福原譽雄 大同炭礦張家口

事務所經理科長

福隆 河 光二六、穆盟、

中學、大阪外語教師、蒙古政

府總務廳編審官

藤井東邦 大二、福岡、西

南高等部、蒙疆電業厚州支店

營業係長

藤井正男 大元、廣島、誠

之館中學、尙義縣警務首席指

導官、蒙疆同義縣公署內

藤岡康治 明四〇、香川、

東大、包頭參事官、巴盟參事官

總務廳副廳長、厚和新城巴盟

公署內

藤島威和雄 明三三、秋田、

中大、蒙疆土木建築業協同會

事、張家口馬路二條五

藤田友義 明三五、熊本、

大東亞省警務補、在張家口總

領事館警務勤務、土爾溝街

實銀社宅五號

藤島信儀 明三七、愛知、

名古屋電氣、蒙疆電業大同支

店所長

藤田光雄 明四三、福岡、

明大法、滿洲國協和會、龍巖

縣警務官、巴盟警務縣城內順

城街三三

藤田 豊 明二四、川內市、

北京鐵路局自動車處長兼北京

自動車營業處長、蒙疆汽車公

司常務理事、張家口市總大橋

藤野 進 明三二、靜岡、

東亞同文書院、在包頭領事館

領事代理副領事、包頭官舍

藤澤陸宜 大同炭礦厚生處

厚生科長

藤原三郎 蒙疆電業社員、

厚和支店勤務

藤原新一 大二、山梨、山

梨高工、滿鐵、華安張家口鐵

路局大同工務段長、大同鐵道

社宅

藤本 實 明三八、京都、

京大土工科、滿鐵、華安張家

口鐵路局工務部改良課長、東

安街二〇

藤本俊一 明四一、福岡、

專律中、經濟部事務官、國稅

科辦事、張家口東陽街二八

藤本光雄 明四一、岡山、新

宮商、蒙疆經濟調查局副局長

藤本義正 明二九、東京、

京大電、東京水道局、龍岡課

長

藤本李登 明三三、廣島、

東大文、陶林縣參事官、厚和

興蒙中學校副校長、厚和同校

內

藤森尙夫 大二、兵庫、大

阪外語、大鐵公司天津出張所

長、天津十一區平安街二

藤山熙敏 明三三、山口、

大阪帝大工、晉北化學工業公

司技師、大同社宅

船越照鄉 大東亞省警務、

在張家口總領事館警務勤務

踏分宗雄 大同函本領事官

任律師

文 畫 君 光一八、涇源、

北京法專、晉北政廳思想廳長

宣化省參事官總務處長

不破定和 東洋煙草公司監

查役、天津津浦與市街東紡織

館內

古川 觀瑞 張家口靜土宗知

感院別院住職、教場街五六

古野 正美 明四二、大分、

日大、鐵道省、關羽管理課長

古家 三郎 張家口第二日本

國民學校教頭

古屋 文雄 明三五、山梨、

中大法、北支那開發經理課用

度係長、蒙疆鐵道遊覽公司經

理課長、張家口城內鐵道住宅

古屋 素五郎 明四一、橫濱、

東大總、蒙古政府內政部地政

科長、總務廳參事官、人事科

長

古田 久繼 明三二、岡山、

慶大總、橫濱正金銀行張家口

支店支配人代理、土爾汗街

米濟道爾吉 成七〇〇、興安

南省西科前旗、師範、蒙古政

府牧業試驗場長、烏盟參事官

民生處長

邊 潔 卿 成六七三、天津、

日本法大、天津直隸道憲署秘書

董事、包頭麵粉公司董事長

天津興亞區十號路一二二

邊 徽 恩 光九、靈邱、直

隸法大、靈邱縣長、蒙疆電設

理事、靈邱縣高家莊村

邊 見 操 明三五、東京、

東京女子齒科醫專、官立厚和

醫院齒科醫長、新城西街玉德

小巷

帆足滿洲男 明二八、大分、

熊本高工、蒙古政府交通部建

設科長、交通總局參事官總務

科長、張家口東大街一一

寶音 大來 交通總局郵政科

長、交通總局參事官總務科長

補 英 達 賴 成六八二、察盟

明安旗、蒙古軍政府辦公廳主

任、最高法院長兼巴盟盟長、

厚和新城建設廳街

補 達 巴 拉 成七〇六、東阿

巴盟旗、蒙古軍政府參議、興

蒙委員會委員、銀盟副盟長、

其子關德顯公親

包 建 榮 宜二、錦州省、

大同學院、總務廳會計科事務

官、巴盟民政廳事務官、厚和

新城巴盟公署內

包 崇 新 成七〇四、滿洲

東科前旗、東京文輝大、興蒙

委員會教育處編審官、總務廳

編審官、張家口上保處北四道

巷

彭 文 儒 民二、營口、營

口前科高中、華交張家口鐵路

局總務部厚生課長、下東營西

南三道巷十

房 文 閣 光三一、錦州朝

陽縣、中憲、巴盟森林科長、

豐鎮縣長、豐鎮城內順城街一

七

甫 喜 本 利 德 外務書記生、在

張家口大使館總務部政務課動

務

墨 爾 根 巴 圖 爾 成六九四、烏

珠穆沁右旗、師範、烏盟民政

廳長、勸業廳長、興蒙委員會

參事官、張家口明德南街

楊 克 登 寶 成六九八、察盟

興蒙委員會副委員長

種 智 性 光五、左雲、前

清原生、左雲縣長、大同省左

雲縣公署內

星 文 五 郎 明三四、宣城、

商都縣署秘書官指導官、察盟

商都縣公署內

卜 琳 園 光一四、熱河略

喇沁中旗、北京殖邊學校、蒙

古軍政府德化副市長、伊盟民

政廳長、經濟部參事官、張家

口明德南街行宮巷七

星 甲 信 隆 明三二、和歌山、

日露協貿、華交張家口鐵路局

運輸部長、興隆街六鐵道公館

保 坂 鈞 一 明一九、東京、

總大理財、橫濱正金銀行張家

口支店支配人代理

保 科 尚 衛 明四〇、長野、

同文書院、張家口權運清查署

總政科長

保 科 廣 次 明四三、長野、

長野師三浦、巴盟文教科學務

股長、托克托縣參事官、巴盟

托克托縣城內

保利 電 明四一、佐賀

早大、臺北政廳庶務、地方科長
大同省民政處長、鼓樓東街

細野繁勝 明一七、長野、

中大商、中央滿洲協會常任幹

事、蒙疆新聞社理事長、張家

口與亞大街新聞公館

堀源 一 明四五、長野、

橫濱商、察南葡萄酒釀造公司

支配人

堀内英夫 明三七、京都、

京都豫備校、大同財務監督署

總務科長

堀内義郎 滿蒙毛織蒙理部

張家口營業所工場主任

堀野重義、大六、廣島、哈

爾濱法院、外務通譯生、在包

頭領事館勤務、包頭金龍王廟

巷一六

本郷 純 明二七、富山、

富山師、察南師範學校附屬小

學校主任、大岡園巷三

本田武彦 明二四、鹿兒島、

東大、朝鮮總督府、華交張家

口鐵路局營林所長、與亞大街

興亞社

本田五記 大蒙公司蒙旗部

牲畜課長

本田 務 蓋隣協會島盟支

部長代理、百靈湖

本郷 勝 明三八、大分、

竹田中、同盟治安處矯正、厚

和新坡巴盟公署內

本多 稔 明三五、長崎、

岡山醫大、醫博、華交張家口

鐵路局大同鐵路醫院長、大同

居留民團民會議員、北關中寬

前街

麻 永 祿 光二九、大同、

山西大、大同中學校長、大同

省教育股長、大同師府街

麻 勳 右長、山西七中、

厚和回教青年學校副校長、大

馬路五一

牧野節雄 明四〇、山口、

東大獨法、蒙古政府機務部工

前科長機務代行、總務廳參事

官金肥料辦事、張家口下堡內

二道巷三號

牧野 滋 明四五、岐阜、

中學、蒙疆新聞社廣告部長、

張家口蒙新社宅

眞崎治郎 明三五、兵庫、

日本高師、巴彥塔拉師範學校

副校長、厚和梁山街一三

眞崎尚忠 明二三、東京、

東大電氣、東京中央電話局監

查課長、蒙疆電報副理事長

眞名子磯夫 明三七、佐賀、

東大經、蒙疆電業企畫課長經

理課長、張家口與亞大街電業

社宅

眞鋼賀寬 明四一、宇都、

眞風中、蒙保縣警務首席指導

官、察盟康保縣公署內

眞邊重利 明四二、山口、

鴻城中、延慶縣警務首席指導

官、宣化省延慶縣公署官舍

眞部建次 明四三、大分、

眞建組經營、厚和土連組合理

事、厚和居留民團民會議員、

小石中道街一〇〇

增子 榮 滿化機務事宜、

察哈爾盟民政廳地方股長

增田 勇藏 明三五、鹿兒島

大同宏礦社員

增田 隆平 中華航空製糖管

理局包頭出張所長

益田 高 大同宏礦經理處

會計科長

又野 國彦 宣化省民政處事

務官

侯野 傳治 明四〇、京都、

大阪外語、華交張家口鐵路局

運輸部貨物課長、與亞大街亞

交社宅

町田 泰男 在張家口大使館

學託

松井 嘉平 明四〇、中大、

興農合作社、龍興文書課長

松井 佐久平 明三六、長野、

南京領事、在臺北日本領事館

館接察分署長

松井 絕巖 大同水鏡寺住職

松井 武男 大蒙公司蒙旗部

業務課長

松井保次 明三二、三重

東京齒科醫專、同仁會張家口
診療所齒科醫長、同仁會張口
支部内

松浦傳一 明二五、大分

大同礦業組合長、大同居留
民團民會議員、松原旅社、
城外支多門街

松尾重義 明三四、熊本、早

大、厚助財監督警習易科長
松尾彌太郎 明三三、東京、
法大、華北汽事公司、蒙疆汽
車公司厚和營業所長

松岡久二郎 明三八、東京、

京橋中、蒙疆鑛業販賣公司口
泉出張所長、口泉站前
松岡政春 明四五、鳥取、

副課長、小學校教員、龍烟經理課
會議員
松枝六三郎 厚和居留民團民

松川梅男 明四三、北海道

岩手農、右玉縣警務首席指導
官、大同省右玉縣公署内

松田吾助 大元、埼玉、飯

能實業、富士洋行經營主、張
家口東安斜街九
松田 儀 明四三、山口、

九大法文、蒙疆新聞局和支社
長、同本社編輯局長、張家口
士彌壽街不動產第一住宅

松田 昇 明三八、高知、
關大商、蒙疆電業庶務課文書
係長、同社庶務課警防係長、
張家口興亞大街福光莊

松田文雄 明四二、兵庫、
東京醫專、華交張鐵張家口鐵
路醫院厚和分隊長、張家口中
山里四

松田基三 明二九、京城、
北大善堂、蒙古政府牧業試驗
場技正

松永安三 明二九、名古屋
遷官轉、滿鐵、華交張家口鐵
路局工務部通信課長、興亞大
街東照莊

松村安三郎 東洋煙草公司取
締役、京都市上京區大將軍西
町三三

松本克己 明三七、小樽、

中學、蒙疆不動產公司理事、
張家口下堡内二道巷一
松本辰次 明三六、佐賀、工
業、華交張鐵張家口檢車段長

松村莊輪 明三六、新潟、
東大總、新潟銀行、蒙疆銀行
天津分行經理、興亞第一區淡
路街

松本秀次 大元、埼玉、中
大、外務書記生、在厚和館事
務勤務

松本正助 明二七、福岡、
中野土木測量、泰組營業主任、
蒙疆土建協同監事、張家口城
内三皇廟街

松本亮輔 明三一、下關、
中學、滿洲產產會計課參事、
蒙疆畜產監察人

松本敏景 明三一、鹿兒島、
巴盟海河水河課參事官、蒙古專
府總務廳事務官

松山 照 大同蒙礦務處
副處長兼事務、招工科長
的場銀一 明四三、岡山

關山商、大川洋行張家口支店
主任、怡安大街二五

前川坦吉 明一九、兵庫、
陸士、蒙古警備協同理事長兼
興亞鐵道教訓部長、張家口監
昌巷二同内

前川德雄 明三三、兵庫、農
校、經濟部農林科成正兼巴盟
官業處辦事兼伊盟民生處辦事

前川錄享 明二九、石川、
東大總、積濟正金銀行フンダ
ン支店、同行張家口支店支
配人、張家口商工會議所副會
頭、土溝溝街寶銀社宅二

前木 元 明三七、茨城、
東京工科校、蒙古政府、蒙疆不
動產公司庶務課長、張家口土
產課警務不勸業第一住宅八〇

前田茂穗 大元、神奈川、
滿洲醫大、中央醫學院附屬醫
院醫官、張家口肺病街二二

前田 善 明四四、長野、
滿洲醫大、日赤奉天病院牙科、
晉北醫院外科醫長、大同醫院
宿舍

前田尊喜 在厚和領事館屬託

前田鐵次郎 明四四、德島、大阪外語、興業委員會民政處

高橋輔佐官、張家口土爾溝街不動產第三住宅

前田治郎 同和實業銀行業務第三課副課長

前田實藏 明四二、長崎、師範專、薩拉濟國民學校訓導

兼校長、城內關帝廟街

前田正雄 明三八、兵庫、廣島文理大、張家口日本中學校教頭、周路二條一二須田方

前野善右衛門 明三九、中大蒙銀調查課長、花園岩礦專務

董事、張家口蒙銀社宅

前島彌市 明三一、鹿兒島唐山領事署長、大同領事館營業署長、大同西北區西門大街一六

前原多助 明三五、山口、東大英法、大同炭礦理事經理

部長、張家口支店長

馬淵純文 明三九、和歌山

滿洲醫大、醫博、官立厚和醫院長、畜婦人科醫長、小南街五

丸尾 忠 明三六、靜岡、北大、華交張鐵張家口鐵路醫院眼科醫長

丸橋 謙 明三九、島根、早大、察密、晉北政廳事務官

大同省經理股長、大同勸業巷丸山幸右衛門 長野、東大法、在張家口大使館經濟部財務課

長、張家口官舎

丸山鐵之助 明三四、久留米、瀧務、華交張家口鐵路局大同機務段長、華交社宅

丸岡保命 明三四、香川、高松中、大同省地方股長、大同後廳巷

三浦克己 明三九、仙臺、張北稅務局副局長、經濟部事務官、國稅科辦事、張家口蒙銀

街二八

三浦 德 明四〇、福岡、

京畿法政、左翼縣參事官、大同省警務股長、大同正府巷

三浦寬夫 明二三、大分、大分中學、在張家口大使館囑託政務課勤務

三浦直記 大蒙公司秘書役

三澤義夫 厚和留留民國民會議員

三谷繁雄 明三八、香川、關大、經濟部理事官、國稅科

長、厚和財務監督署副署長

三村眞一 明二七、名古屋、東京外語、東洋煙草公司取締役

三宅德太郎 明三一、大阪、大阪高工、龍烟部長

三好幸助 明一九、秋田、中大法、張家口居留民團會計主任、興張大街

溝淵德隆 明三三、香川、東京中、張北財務局副局長

道端 深 明四一、熊本、鎮西中、沔源縣參事官、德化縣參事官、察密德化縣公署內

察密參事官、察密德化縣公署內

道本義房 熊本、大同居留民團會計課長

水田 威 明三八、東京、月大法、經濟部事務官、金融科辦事、張家口吉宏閣街六三

水谷 清 在包頭領事館警務課、察密薩拉濟派務所長

水野光吉 明三二、岐阜、察南政廳特務科長、巴盟治安處警正、厚和新城巴盟公署內

光原秀雄 明三四、平安北道、中興、張家口信用組合監查役、商工會議所議員、察密商會經營、長安大街三九

光吉又平 明四四、瀋陽、西南學院、同和實業銀行秘書課長代理、張家口土爾溝實銀宿舎

綠川敬止 明三三、福島、成蹊實專、蒙疆新聞社天津支局總務部長、同社華北總局通信部長、北京市東安門大街

南 一義 明四一、鹿兒島、大東亞實業部補、在包頭領事館警務課勤務

南原信夫 明四二、北海道、北大農、經濟部技正農林科辦事

峰尾隆明 明四一、橫須賀、水産課、蘇漁水産取締役、蒙古食料公司大同支社長

宮井力彌 大二、山形、米澤商、懷仁縣警務首席指導官

宮川 清 明四四、長野、蔭根高商、大同學院、經濟部工商科長代理、經濟部參事官

糧發科長、蒙運不動產、蒙古食料品兩公司監事、張家口醫學院棟龍公館

宮城英六郎 在張家口大使館

宮城義廣 明三七、宮城、東京農大、懷仁、神縣參事官、大同縣參事官

宮崎正二 大二、群馬、東京外高、蒙運新聞社編輯局課文部主任、張家口興亞大橋不

動遊第一住宅

宮坂高明 明三七、長野、慶大、マイヤ社社長、東亞鐵道社長

宮坂德太郎 明二七、長野、大連商工、包頭財務局副局長

宮崎彦次郎 明四一、佐賀、九州實業、鹽田電業營業課係

宮崎幸夫 大二、長崎、青島中、經濟部事務官商工科辦事、張家口城內書院卷二

宮崎 豐 東亞電氣化學工司取締役

宮田幸吉 明四四、福岡、九大法文、經濟部技正兼事務官礦業科辦事、經濟部參事官

宮本喜久夫 明三五、三重、大阪高工機、富士紡績工場長

宮下眞一 大同、群馬、京

城藥專、官立厚和醫院藥局長

宮本田守 明三七、福岡、新城東街三六

滿洲醫大、醫博、中央醫學院教授兼附屬醫院長、張家口土爾其南街四三

宮本万世夫 明二九、福岡、九州藥專、同仁會張家口診療

班藥局長、張家口日本藥種師會長、同仁會蒙運支部內

宮本實之智 大東亞省醫部、在張家口總領事館醫務勤務

宮屋 旭 明四二、高知、早大商、蒙運銀行大同分行經理、大同民團民會議員、京華門街蒙銀行會

向井 昇 明三八、北海道、札幌農本科、礦鐵、岱岳工務段長、鐵道社宅

宗像久敬 明二二、東京、東大法、日銀審査部長、蒙運銀行總裁、張家口長清路銀行

車田忠次 同和實業銀行庶務課長代理、張家口實銀社宅

村上國平 明三八、山口、

京大政、華交總務局監理主任、張家口鐵路局總務部長

村上源之助 明四二、東京、日大、蒙運電業大同支店支店長

經理係長、同社宣化支店支店長

村松 榮 明二八、青森、北大農、蒙古政府農林試驗場

長、張家口興亞大橋第二住宅

村上三郎 明四二、神奈川、京大醫、醫博、同仁會蒙運支部張家口診療班醫長、同仁會蒙運支部內

村上 毅 華交張家口鐵路局包頭醫務段長、鐵道社宅

村上力松 外務書記生、在張家口大使館文化館文教課勤務

村瀬末一 明一五、岐阜、慶大法、蒙運洋灰董事、東京

村田勝雄 明三七、靜岡、都御町區中之番町三

村田勝枝 宣化財務局副局長

村田伸枝 明二七、愛知、中農、官立厚和醫院事務長、新城東街

村田夏一 明三七、山口、最高檢察廳首席書記官、司法

委員會議理事官總務科辦事官、

張家口馬道底二

村谷彦治郎 明三二、岩手、

京大法、蒙古軍政府最高顧問

與蒙委員會主任顧問、參議府

秘書處議長兼主席府顧問、張家

口東京國四公館

村谷乾三 明三一、岩手、

明治藥專、中央醫院院附醫

院藥劑官、張家口東萊園四

村松貞一 明四二、靜岡、

滿洲國醫佐、與蒙委員會總務

處高級輔佐官

村松萬壽治 明三四、鳥取、

日大法文、司法省、蒙古政府

司法委員會理事官行刑科長

室園宇太郎 明二九、福岡、

三井工業探礦、大同炭礦社員

三

孟克靈香 成六九三、阿拉

善旗、莫衷蒙同學校、蒙古政

府主席府事務官

孟克吾樂吉 成六七、伊盟

烏審旗、伊盟諮議、包頭內南

孟和札布 成七〇七、興安

東省莫達瓦旗、齊文哈爾師、

大同財務監督署辦事

毛希文 光三一、奉天營

錫縣、南滿中憲堂、張家口權

毛遵路 光二七、河北滿

城縣、參訓、察南政廳參務廳

保安科長、洮源縣長、宣化省

毛利廣 司 神奈川、師範、

張家口日本國民學校教頭、包

頭日本國民學校長、富三元巷

默勤根巴圖爾 成七〇一、土

默特旗、北京大法、土默特旗

副盟長、與蒙委員會委員、巴盟

望月貞藏 明二六、靜岡、

靜岡商業、在厚和館事館領事

滿洲畜產監督、蒙疆畜產監

察人

本川和市 北海道、蒙疆運

輸包頭出張所長

本村鐵雄 蒙疆電業建設保

本宮喜兵衛 明二八、千葉、

明大、川崎市役所、龍烟變村

百武英吾 明三四、佐賀、

商業、大同炭礦用度處寄材料

森 一郎 明四二、佐賀、

東大史料、鐵道參與官、察哈

爾盟參與官

森 幸治 明二八、大阪、

名高工、株式會社森組代表取

締役、張家口堡內三皇廟街一

森 健 大四、大阪、大

阪外語、蒙疆新聞社編輯局蒙

文部長、張家口興順大街蒙新

森 恒志 明四五、鳥島、

京大工電、蒙疆電業工務兼

運轉課長、張家口興順大街社

森 正貴 大同日本青年學

校長、大同城內同校內

森 正之 張家口第二日本

國民學校長

森 安吉 明三九、佐賀、

師範、厚和日國民學校校長兼

森井雄次郎 明四三、京都、

京大、伊盟參與官、大同省次

森岡正平 明一八、岡山、

同文書院、張家口領事、張家

森川政志 明三八、龍兒島、

攻玉工、巴盟民政廳建設科、

森澤和郎 明二七、高知、

東京高商、三菱通事張家口支

店長、東安大街二二同社內

森下 翠 明四一、高知、

東大法、若素野藥業經營所
長、張家口至壽街一

森島才次 明一九、東京、

慶大理財、蒙疆新渡販賣公司
包頭出張所長、鑛師雜誌五

森田銳吉 明二八、東京高

商、三才物産張家口支店長代
理、月山街一號

森田 昇 明三五、山口、

京大、龍畑經濟課長

森本正明 大元、岡山、大

連商、三義商事張家口支店長
代理、東安大街二二同社內

守田 朗 大二、熊本、東

京齒醫專、滿洲醫大附屬醫院
齒科、晉北醫院齒科醫長、大
同後廟巷

盛一武雄 明三九、石川、

研數學館、興亞協進會理事長
厚和舊城南南街二道巷一一

門田春雄 明三九、愛媛、

宮崎高農、蒙古政府經濟理事
務官兼駐日代表部事務員、東
京都麹町區九段二丁目

門馬 誠 明三九、北海道

厚和郵電局長、蒙古政府總務
總理官官私報科長職務代行、
張家口不動產第五住宅

八木 桂 明四〇、群馬、

東京通信講習所 張家口課電
局長、交通總局事務官

八木富一 明三六、京都、

立命館大、京都府衛生技師、
巴盟治安處技正、厚和新城法
院街

八重島政治 明三四、岩手、

中大經、張家口市參事官、察
盟農務科長、政府內政部地政
科事務員

矢島武男 明三一、長野、

商業、武藏農礦、大同炭礦總
務處副處長、人專科長

矢倉日東 明三三、鳥取、

大青山炭礦總務處事務

矢島敬二 明三六、群馬、

早大英文、張家口日本中學校
教諭

矢橋正三郎 蒙疆鹽業組合專

務理事代理

矢部久夫 明四一、静岡、

日大專、察南師範學校副校長
張家口不動產第二住宅出入

安井 徹 明四〇、岡山、

西南學院高商、奉天日報新京
支社長、滿洲國通信社佳木斯
支局長、三江報社代表取締役
社長、蒙疆通商社長、蒙古通
信理事長、張家口上保南禮拜
寺巷三

安岡眞雄 明三七、大阪、

山口高商、東洋煙草營業部長
安本偉久太 鳥取、東京外語、
ベトロハダオロス領事代理
在張家口日本大使館總務部調
査課長兼張家口總領事館副領
事、總領事館官舎

安田誠一郎 明四二、新潟、

京大醫、華交張張家口鐵路
醫院耳鼻喉科醫長

保野吉三 明三八、福井、

明大專、警視廳、天領縣警務
首席指導官、大同省大領縣城

保持道信 明二五、廣島、

東大獨法、東京控訴院部長、
蒙古政府最高法院次長、張家
口城內馬道底

柳 晃 一 大二、群馬、日

大高師、大同女子中學校校長
西北關二府巷內

柳田榮七郎 明三五、栃木、

法大高師、伊盟官房事務官庶
務科長、盟參事官烏盟民生處
副處長兼總務處副處長

柳原積也 明三六、熊本、

東亞鐵道校、滿鐵、華交張家
口鐵路局包頭工務段長、鐵道
社宅

山内和泉 明三四、福岡、

明大專四部、蒙古政府收業試
驗場事務官

山岡寛章 大四、鳥取、日

大文、張家口沙河路民團寮

山家 泰 明三五、鳥取、

早大建築、華交張家口鐵路局
工務部建築課長、土庫街不
動產第一住宅

山形政臣 明三三、茨城、茨城長校、經濟部事務官總務科辦事、張家口沙河路住宅五

山川可明 明三八、滋賀、比叡山中、厚和雜運清查煙燻政科長

山際國夫 大四、三重、東京外務、大鐵公司百靈廟出張所、烏爾圖靈廟同所內

山際滿壽一 明三六、廣島、早大理工、同大學助教授、龍畑理事長、鐵販董事、張家口漢橋街四六

山口榮治 大東亞省警部補在包頭領事館警察署勤務

山口寬藏 明一九、大牟田、張家口無盡社長、察團團長、張家口居留民團會議員、東關街七

山口謙太郎 明二五、宇治山田、蒙疆洋灰常務董事

山口德次 明四〇、佐賀、明大專法、蒙古政府總務廳參事官、內政部總務科長、伊克昭盟參事官

山口利男 明三八、佐賀、電校、蒙疆實業社員、張家口興亞大街和光莊

山口 登 外務書記生、在厚和領事館勤務

山口 早 大四、群馬、廣島高師理、張家口日本高等女學校教諭、東河套街二

山口馬城次 大分、明二三、早大政經、蒙議院議員、花園炭礦監察人、大分縣宇佐郡藤芝村

山崎五郎 明三九、大阪、大阪外務、岡崎工業張家口出張所主任、東安大街馬路四條七

山崎千里 明四〇、福岡、京大經、萬安縣參事官、宜化省保安縣公署內

山崎 浩 明三四、鳥取、日大高工、察南政廳民政廳土木科長、宜化省參事官建設廳副處長、張家口土溝街不動產第一住宅

山崎芳夫 明三四、福岡、日大專、察盟商都廳參事官

蒙古政府總務廳理事官會計科辦事

山下武夫 明二九、熊本、中大專、大同都市建設局長、蒙疆不動產公司理事長、張家口上樸柳樹村

山下 登 明三三、愛知、早大政經、蒙疆新聞社編輯局整理部長、同社厚和支社長、厚和新城新聞公館

山住鎌太郎 大二、鳥取、滿洲醫大、官立厚和醫院外科醫長、舊城西馬道巷

山田善代市 大二、松本、同文書院、大同炭礦總務處文書科長

山田雄三 明四三、新潟、東京工大專、蒙疆實業工務課係長、同社運轉課係長、張家口興亞大衛和光莊

山田見清 明四三、兵庫、立正大、興和縣參事官、巴盟興和縣城內

山田孝介 明三〇、下關、神戸高商、滿洲出光興産、中華出光興産取締役、蒙疆石油

公司董事

山田實男 外務通譯生、在張家口總領事館勤務

山田 斌 巴盟實業處技正、厚和新城巴盟公署內

山田年夫 明三三、東京、慶應商工、星野印刷工廠工場長、張家口上樸黃家樓六

山由 享 明四二、長野、乘訪中、厚和市總務科長、巴盟蒙察縣參事官、伊盟參事官

山田弘幸 明四四、山口、東大農、滿鐵、華交張家口鐵路局大同愛路惠民研究所長

山田正泰 明三九、岡山、岡山商、張家口財務監督署稅務科長

山地 勇 明四一、香川、早大、康莊財務局南口分局長

山寺 久 明三三、福島、大阪商工、晉北化學工業公司技師、大同社宅

山西恒郎 明一九、三東、東大法、興中公司社長、北支開發副總裁張家口支社長

山根輝彦 明三三、東京、

明大商、蒙國錢產販賣公司庶務課長、張家口橋西大街二四

山本 泉 明三七、高知、

高知商、三菱商事張家口支店長代辦、土溝溝街

山本吉郎 明二九、東京、

東京外語獨、陸大專、大使館調查官、陸軍大佐、在張家口日本大使館總務部長

山本慶太郎 大三、京都、東

京獸、蒙國畜產大同出張所長小南街同所內

山本重次郎 明三四、長野、

法大專、蒙古政府總務廳事務官

山本孝雄 明四一、愛媛、

松山商、總務廳事務官、經濟部事務官金融科辦事、張家口第三住宅三五二

山本長次 明三八、東京、

早大編法、東京京津池地方兼東京區、東京刑事地方裁判所判事、張家口總領事館司法領事

興亞大街領事館構內官會

山本新太郎 明二五、山形、

東大農、蒙古政府牧業試驗場技正

山本信親 明四二、高知、

大阪外語蒙語、蒙古軍政府顧問、烏盟參事官、中央學院教官、參議府秘書官

山本正幸 明三七、大分、

麻布工業、一郡組張家口支店長、教習街玉合是二

山本益吉 大同裝備用度處

倉庫科長

山本義三 明三八、廣島、

東大、滿鐵張家口經濟調查所調查係主任、菩薩廟街五一同所內

山村彌次 明二七、東京、

慶大商、蒙國新聞社天津支局長、興亞第一區溪路街

大和寬一 明三七、福岡、

九大、滿洲炭礦、熊畑務務課長

湯川 旭 外務書記生、在

張家口大使館經濟部財務課勸務、張家口官會

噲 德 馨 光三二、熱河省

察東軍備軍官校、蒙軍少校、經濟部事務官、煙政廳務科辦事、張家口營城子三三

由比良一 外務書記生、在

張家口大使館經濟部財務課勸務、張家口官會

雄諸郭都布 成七〇三、阿巴

盟右旗、私鐵、錫盟參事官治安隊長兼興業委員會委員

游 兆 玉 宣元、山東壽光

縣、察南師範、多倫縣民政科長兼總務科長代行、察盟多倫縣公署內

往田吉久 明三二、愛媛、

松山商、蒙古通信總務部長、張家口北安園一〇五

行木正典 明二八、東京、

中大專商、蒙國電業東京辦事處長

楊 海 軒 內政部總務科事

務官

楊 甲 中 成六九二、萬安、

察哈爾師範、內政部總務科事務官、張家口上堡西街楊家巷二

楊 國 奎 光二八、隴縣、

山西大工學院、大同省立大同中學校長、大同市同校內

楊 壽 如 光二五、河北密

雲、察南政廳事務官、蔚縣長宣化省蔚縣城內

楊 仁 庵 光二八、山東、

北京師大、張家口高等法院推事、玉泉閣九

楊 森 成六三五、錫盟

阿巴盟左翼旗、錫盟長、參議府名譽議長、錫盟阿巴盟左翼旗

楊 松 柏 光二八、奉天營

口縣、營口中、包頭糧運清查局長

楊 殿 魁 宣元、奉天復縣、

大同學院、察南政廳實業廳工務科長、蒙古政府駐華辦事處事務官、宣化縣長、城內皇城橋南公路

楊保林 光二〇、河北、滿洲中央銀行張家口辦事處、蒙疆銀行通匯分行經理、南大、新華銀行、會

楊綠 齋 成七〇八、熱河省、東京農大專門部、滿洲國技士、厚和高等檢點廳書記官、大同高等檢察廳書記官長

陽棟 森 宣三、河北盧龍縣、省立第四中、涿源財務局長

余越 貞 明四五、廣島、日大法、大同學院、興蒙委員會顧問、蒙古政府駐日代表部理事官、糧物料長兼參事官事務代行、東京都廳町區九段二丁目

橫野春一 明三八、新潟、蒙南商、宣化省私報處長、延慶縣參事官、宣化省延慶縣城內

橫町 綱 明四四、東京、北大土木、滿鐵、華泰張家口鐵路局工務部保線課長、中央大橋觀和寮

橫山 榮 在厚和領事館屬託

橫山 重男 明四四、兵庫、蕪島醫大、同仁會醫員、同仁會蒙疆支部內

橫山 輝 大四、東京、滿蒙學校、善隣協會總務補佐、張家口隆昌巷三同會內

橫山一二三 明四五、長野、松本商、涿源縣警務廳指導官、大同省涿源縣公署內

橫山秀雄 明三六、鹿兒島、中京法律校、北支自動車勞務主任、同濟務課長、同蒙疆支店長

吉植精逸 明一八、千葉、京大醫、警備、同仁會蒙疆支店長、同仁會蒙疆支部內

吉岡有道 明四〇、廣島、大倉商、三義商會張家口支店長代理、土商橋街

吉澤金藏 明三三、茨城、日大商、龍淵副課長

吉野奎三 明一七、千葉、東大政、貯金局長、日本無電

常務、蒙疆電設運轉、國際電常務、東京都

吉田一郎 張家口特別市總務處事務官

吉田一夫 明四四、奈良、關西學校高商、岩井產業會社張家口支店支那人、鐵路斜街二

吉田一喜 明四三、熊本、東商大商專、舞安張家口鐵路局總務部支店課長、興隆街六

吉田英治 明四三、鳥取、中大專商、蒙疆實業經理課財務係長、張家口興亞大街實業社宅

吉田謹二 明三四、埼玉、橫濱實業、蒙古政府總務廳事務官、張家口沙河路官舎一七

吉田健次 明三五、東京專大、共益商會、龍淵庶務課長

吉田源六 明二四、長崎、福興洋行主、張家口東安大街六

吉田信善 明四一、東京、

外務書記生、在張家口大使館官房會計勤務、興亞大街不動產第六住宅七〇六

吉田廣作 明二七、福井、北陸中、大連聖愛醫院、晉北醫院事務長、大同李玉蘭街

吉田瑞穗 明四一、茨城、東商大、北支開張張家口支店事業課第一係長、興亞大街開發社宅

吉田實 明四〇、富山、九大農、東大經、大興貿易張家口支店長、東安大街同店內

吉田美之 明三五、愛媛、松山商、垂北勞工協會、龍淵勞政課長

吉田秀 明三三、奈良、商業、張家口居留民團庶務課長、沙河路街興亞寮

吉高亨 太三、鹿兒島、中大、蒙疆新聞社大同支社通信部長

吉成武二 明四三、郡山、經濟部事務員、人事股長、張家口興亞大街第二代用官管二一

吉野夏夫 明三三、熊本、大同炭礦運輸事務所計畫科長
 吉羽吉三郎 明三八、栃木、包頭生必品聯合救濟所、包頭配給組合理事長、富三元巷六六
 吉本萬壽藏 華安張家口鐵路同業務部籌備課長、興亞大街興雅莊
 吉村儀一 明三〇、唐津、蒙通電業繼續營業所長
 吉村清紀 明三五、福井、桐生高工、大同權運清查室副署長
 芳賀啓藏 明四〇、新潟、早大政經、華北汽車公司、蒙通汽車公司平地泉營業所長
 芳田藤吉郎 巴盟治安處警正、厚和新城巴盟公署內
 蕃村 愈 明二八、山口、中興、盟事務官錫盟民生處辦事、貝子廟錫盟公署
 米井市雄 平旺日本國民學校校長、大同縣平旺同校內
 米澤 實 明二七、秋田

早稻田工手校探治命、經濟部技正鑛業科辦事、張家口三馬路八
 米澤 豐 大東亞客運部、在包頭領事館警察署長、包頭官舍
 米須秀永 明三四、沖繩、中學、垂交張家口鐵路局厚和站長、厚和居留民團參事會員
 米田六郎 明四三、奈良、鄉軍張家口河東分遣長、張家口居留民團厚生課長、沙河路街民團寮
 米谷幸吉 明三九、高城、宮城水產校、蒙古食料品公司大同支社勤務、大同城內西北隅大北街一五一
 米原 基 明四二、熊本、早大電、滿鐵、華安張家口電氣課長、中央大街親和寮
 米原嘉二 明四二、集寧縣參事官、巴盟平地泉集寧縣公署內
 米山虎三 明三六、山梨、商業、滿鐵、華安張家口鐵路

局經理部主計課長

駱 子 驥 巴盟民政處課學官、厚和新城巴盟公署內
 駱 仲 英 光二七、吉林、北京清華校、尚義縣總務科長、察盟尚義縣公署內
 樂 彬 章 光三二、河北井陘縣、山西省立法學院、律師陽高縣總務科長、大同地方檢察廳檢察官
 李 偉 士 光三三、河北藁縣、北京朝陽大學法科、蒙古政府參議府秘書官
 李 郁 周 光二五、河北通縣、回教委員會副委員長兼西北回教聯合會副會長、張家口治安大街六二
 李 蔚 准 成六九七、厚和北京民團大、張北地方檢察廳長、大同地方檢察廳長
 李 煥 遺 光七、萬安、天

津北洋專門、懷安縣長、察南政廳民政廳長兼實業廳長代理

宣化省長、張家口新民大梅內草廠巷、
 李 錦 陽 大同、晉北輸入配給組會長、大同商務會常務理事、大同城內
 李 景 潭 張家口特別市民政廳事務官
 李 廣 珍 成七〇四、喀喇沁左旗、蒙古政府主席府特務官
 李 守 信 成六八七、東土默特旗北票、察東特別自治區行政長官、內蒙古第一軍長、蒙古總軍副司令、蒙古軍政府參謀部長、蒙古政府副主席兼蒙軍總司令、張家口城內東門大街
 李 樹 聲 光二四、北京、大田礦業廳長、張家口特別市長、張家口公館
 李 修 光三〇、奉天新化縣、張家口地方法院推事、宣化分廳辦事

李 春 秀 成六六五、吉林
政府參議、辦款整理廳長、厚
和市長、新城老缸房巷

李 董 宜元、奉天省、
師專、華交張家口鐵路局運輸
部旅客課副課長、上堡下谷八
李 植 源 光二一、冀東密
雲縣、奉天第四中、包頭財務
局長

李 少 芳 光一二、河北、
武昌方言大、察南輸入組合專
務董事、蒙古食品公司理事
長、蘇生麵粉總經理

李 占 崇 明三七、河北正
定縣、北京交通大、滿鐵、華
交張家口鐵路局運輸部貨物課
副課長、南華園街一八

李 丹 山 成四六一、卓爾
喀喇沁右旗、奉天籌學堂、蒙
藏委員會委員、錫盟勸業廳長
蒙古政府駐滿代表部代表、滿
洲國新京

李 國 民 張家口特別市民
政壇按正
劉 殿 元 宜二、奉天西安

縣、中大、張家口高等法院書
記官長、大同地方法院推事、
城內東橋店巷六

李 秉 鐸 光二一、陽原、
河北工專、察南師範學校長、
張家口大柳樹底八
李 祐 之 光二〇、河北省
私塾、蒙疆運輸董事長、張家
口蒙運公館

李 鴻 霖 光二二、察河凌
源、熱河學校、寶源縣長、察
盟豐源縣公署內
李 陽 秋 光二八、大同、
早大政經、大同省弘毅股長、
大同北柴市角

李 毓 喬 成六九一、河北
寧河縣、吉林警察專、清水河
縣長、巴盟清水河縣公署官舍
陸 喜 光三一、陽高、
高中、大同省事務官總務處附
大同金泊倉巷二五

陸 備 珍 光三四、懷來、
朝陽大、陽原縣長、宣化省陽
原縣公署內
陸 世 恒 同和實業銀行監

車
劉 承 譽 光二八、河北、
朝陽大、最高檢察廳檢察官、
張家口高等檢察廳地方檢察廳
長

劉 學 斌 宜元、山東、哈
爾濱盛督商、大同省事務官、
大同太平街

劉 玉 林 光三三、應縣、
山西高中、應縣警務科長、靈
邱縣長、大同省運邱縣公署內
劉 繼 廣 光二二、山東、
濟南師、包頭市長、最高檢察
廳長、大同省長、大同倉巷

劉 見 周 明四四、旅順、
中學、蒙疆新聞社編輯局英文
部取材部長、張家口蒙新社宅
劉 興 甫 光一八、宣化、
張家口商務官長、蒙疆石油公
司董事

劉 汝 隣 民二、河北玉田
縣、內務省警備、滿洲國警察
學校助教、華交張家口鐵路局
警務部第一愛路課長、商務街

劉 勝 天 明三七、旅中、

蒙疆木材公司監察人、張家口
福源街十二

劉 承 瑞 光三四、河北察
縣、審傳所、察南政廳勞務科
長、赤城縣長、宣化省赤城縣
公署內

劉 瑞 珩 宣化省總務處事
務官
劉 廷 燦 光八、大同、私
塾、晉北實銀常務董事、同和
實業銀行董事、大同城內東油
店巷

劉 東 漢 光八、河北省、
明大、察哈爾財務廳秘書主
任、蒙疆石油監察人、蒙疆銀
行理事、張家口堡內西城墻底
十一

劉 副 正 巴盟治安處慶正
厚和新城巴盟公署內
劉 裕 民 光三四、河北盧
龍縣、大同地方法院推事、城
內獅子街三六

劉 連 陞 成六七八、錦州
彰武縣、多倫縣長、察邊多倫
縣城內阜財街

柳池 宣二、錦州、廣

靈縣總務科長、大同省靈縣
公署內

梁綱 樑 大同、鉅額號乾

果雜貨莊副理、大同商務會堂
務理事、大同城內

梁濤 光一、右玉、

山西專醫校、晉北博物館長、
大同女子中學校長、雲路街七

廖和 基 宣三、河南汲縣

河西十二中、寶源財務局長

林慶旺 札拉 成六八六、伊盟、

伊克昭盟諮議、包頭市

林沁旺 都特 成六八〇、東蘇

尼特左旗、蒙文學校、蘇尼特
左旗札薩克而親王、錫盟長、
蒙古政府參議府參議

林沁 僧格 成六九二、烏盟

烏拉特中旗徽勤山、自立學校
蒙古軍政府軍事委員、烏爾雅

布爾津縣長兼興蒙委員會委員、
烏拉特中旗徽勤山

林培 琛 明三七、隴東州、

上海商船大學、宣化郵政局長
交通總局理事官、總務科辦事

呂登 瀛 光一四、陽高、

明大綱、晉北政廳民政廳長、
西北公論社長、蒙通銀行監事
大同西北隅大皮巷

臨本 錄 郎 東亞電氣化學工

業公司監查役
和佐藏之助 明三〇、大阪、

關大法、厚和市顧問、參議府
秘書官兼總務部事務官兼弘報

局事務官、陽原縣參事官、宜
化省陽原縣公署

和才角 藏 明一四、大分、

花園炭礦當務理事
和田 太一 大三、廣島、蒙

疆神社主典、張家口東太平山
麓二寮子

和田 敏 大三、岡山、高

松高商、東亞旅行社厚和寮內
所主任、舊城九龍潭大西巷四

和田 義 郎 明三五、三重、

神宮皇學館、蒙疆神社禱宜、
張家口東太平山麓二寮子

和田 雄 明四二、福島、

早大專法、大東亞省警部補、
在厚和領事館警察廳職務、舊

渡部 進 明三一、福島、

城九龍潭大西巷五
中學、大東亞省警部、張家口
總領事館宣化警察署長、宣化

渡部 誠 志 明二四、宮城、

警備校、大東亞省警部補、在
大同領事館警察廳職務、大同

渡部 剛 明三五、東京、

札薩勒習所、交通總局事務官

渡部 豐 明四二、東京、

中大法、外務書記生、在張家
口大使館總務部調查課職務、
張家口官舍

渡邊 喜一 蒙 明三八、新潟、

早大高工、蒙古政府總務廳事
務官、張家口元寶山水泉溝一

渡邊 四郎 明三三、秋田、

東京外語、滿鐵、華安張鐵廠
家口鐵路學院副院長
渡邊 節男 大三、福岡商、

新京銀行、同和實業銀行業務
副課長、張家口土爾博賓銀信
會

渡邊 泰 明二八、福岡、

慶大、日本銀行主事、蒙疆銀
行北京分行經理、西陣樓馬市
大橋製鐵宿舍

渡邊 多平 明三〇、福岡、

修檢監、張家口日本高等女學
校教諭、寶滿街二八

渡邊 德 彌 明三二、福島、

福中、滿洲國總務廳事務官、
興蒙委員會保安處高級輔佐官
中央警察學校教頭、伊盟參事
官治安處副處長

渡邊 弘 織 明二八、愛媛、

中學、大同炭礦北京事務所庶
務、業務科長

渡邊 道 夫 明三五、岡山、

京城齒科專、張家口齒科醫
張家口東安大街一〇

渡邊 六 三郎 明三一、東京、

京城三越、大興貿易張家口支
店長代理兼職人課長、東安大
街二三同店內

華北

區

阿部 勇 明三九、福岡、

東亞藥業所長、北京內二區北
駱駝灣三

阿部 正志 明三七、瀋陽、

水上洋行常務取締役、北京西
單北大街二三〇

阿部 幸雄 明四二、新潟、

武德報社參事、北京內三區桃
麻胡同十

足立元二郎 明二三、愛知、

北支那製糖常務取締役、北京
內三區東四三條胡同五

足立 茂 明三三、東京、

關大、上海絹業、鐘實、北支
鐘業各取締役、鐘紡第六工廠
長、鐘紡天津出張所長、特一
區海河路

青木 忠三 明四二、長野、

北京大使館技師、內四區平安
里官舍

青山 新作 明二五、愛知、

鐵道省教育所、華交天津鐵路
監理所長、華北運輸天津支店
副支店長、興亞一區宮島街三
一ノ四

青山 清一 明二七、東京、

華北鐵礦輸入組合理事、北京
內一區禮士胡同八九

赤坂 勇 明三六、東京、

加藤物產北京出張所長、東交
民巷一八

赤羽 厚 明三三、長野、

華北生業協會常務理事、北京
內五區兩兒胡同二〇

秋草 勳 明二七、群馬、

建設總署北京工程局參事、北
京市西郊區官舍

秋田 文一 明三三、岡山、

秋田組主、北京內二區成方街
八

秋谷 謙太郎 明二三、千葉、

華北電業法計部長、北京東長
安街北京飯店

秋元 昇 明三五、神奈川、

中國通信社北支總局長、北京
王府井大街六九

秋山 眞次郎 岡山、華北產業
科學研究所長、北京西城內四
區褔子胡同三

秋山 壽 明二五、東京、

華北鐵礦協會經理部長、北京
內一區蘇州胡同四七

芥川 正雄 明三九、廣島、

交通銀行關東代理、北京王府
井大街八九銀行宿舍

淺井 秀次 明三八、石川、

橫濱高商、濟南銀行支配人、
同行專務取締役、濟南經二路
一二〇

淺原 貞紀 明三八、岡山、

北京日本大使館書記官、北京
內七區東交民巷領事館構內

淺見 親 明二二、愛知、

華北電氣技術部長、北京內一
區江灘胡同二九

淺村 勝義 明四三、山口、

兩滿工專、滿鐵手續奉天工務
長、同天津工場長、天津特六
區二所種痘社宅

朝長 正男 明三一、長崎、

關學高等、江商孟買支店、大

阪本社、天津支店長、興亞鐵
礦常務取締役、興亞一區宮島
街

朝山 進 明四〇、大分、

滿洲國大使館書記官、北京內
三區小取燈胡同三

飛鳥井保三 明二七、東京、

高商醫藥科、博山鑛業公司常
務董事、山東鹽業會社專務、
青島觀河路六三

穴澤 貞利 明三一、福井、

北支那開發交通部次長、北京
內一區大方家胡同公館

天田 朝義 明二一、群馬、

同文書院、天津大上洋行主、
天津真一區旭街三〇ノ一

雨宮 馨 明一八、山梨、

北京領事館長、天津領事館長
興亞一區宮島街局長官舍

總部小太郎 明三六、東京、

北京大使館技師、內四區大平
倉平安里三

荒川 謙治 明三四、秋田、

北京日本大使館調查官、東昌
胡同二

荒木 宏 明一三、山形、
華北軍需副社長、北京東交民巷六國飯店

有田 宗義 明三一、東京、
華北交通參事、北京東交民巷六國飯店

有地 一心 明三五、廣島、
北京日本大使館理事官、北京內六區北長街七八

有野 學 明一九、小倉、
同文書院、在濟南日本總領事濟南同官舍內

有馬 選雄 明四五、鹿兒島
新民主會北京市總會參事、內二區鐵嶺胡同四五

安藤 榮次郎 明二三、京羅商
青島商工會總所會頭、青島取引所理事長、東亞重工業取締役、青島市

安藤 金八 岐息、選信官吏
練習所、華北電大天津中央電話局長、與亞第一區新壽街水陽館內

安藤 長太郎 明三二、東京、
北陸農會社事務取締役、內

一區鐵嶺胡同二五

1

伊澤 道雄 明二一、東京、
北支開發調查局長、華北總研副所長、北京飯店內

伊集院 虎一 明三二、東京、
橫濱正金銀行北京支店副支配人、北京東交民巷銀行舍宅

伊藤 榮治 明二三、東京、
三菱商事取締役北支監督兼北京支店長、內一區方巾巷四四

伊東 豐作 明一八、大分、
齒科醫師會會長、北京內一區八寶胡同一八

伊藤 博 明四〇、靜岡、
滿洲國大使館勞務務長、北京內七區

伊藤 武喜 明三二、大分、
慶大、鐘紡上海工場東京支店高砂工場長、鐘紡第七廠長、天津河北區小千莊

板垣 修 北京日本大使館
總務部政務課長

飯塚 三郎 明三四、群馬、
高島屋北京支店長、北京西單北大街九二

石井 實一 明四一、新潟、
北京日本大使館官房長、內一區北福閣一四

石井 良藏 明二七、東京、
華北石炭公司常務董事、北京內二區檢鐘胡同七

石川 茂 明二二、丸龜、
華北勞工協理理事、北京內六區北池子八三

石川 準吉 明三二、秋田、
北京日本大使館書記官、內六區梅子胡同四

石川 誠一 明二二、東京、
海上火災保險常務取締役、北京內一區泉文門內香胡同五

石川 輝 明三七、東京、
東亞新報編輯局總務、北京內五區墨斐齋胡同七

石黑 九五 明二八、東京、
橫濱正金銀行北京支店副支配人、北京東交民巷六國飯店

石崎 華代登 明三〇、東京、

住友生命北京支店長、北京東四二條胡同五

石田 芳雄 明三一、山口、
滿鐵、興中公司、華北船體運輸會社常務取締役支配人、天津與亞一區住吉街

石田 祐二 明三一、長野、
東洋棉花北京支店長、內一區鑾安園胡同八

石橋 東洋雄 明二三、栃木、
山東鑛業常務取締役、北京內一區象鼻子後坑二二

石原 實 明四二、京都、
橫濱正金銀行北京支店支配人代理、北京內一區大羊宜寶胡同二二

石丸 德弘 明三〇、佐賀、
石丸製作所主、天津日本商工會總所職員、河北路

石村 長七 明二一、岡山、
華北房產專務取締役、北京西郊新市街鑾鐵路三三二

石山 謙郎 明二七、長野、九
大醫、三井物產佐島病院內科醫長、岩城共濟病院院長、醫學博士、天津日本公立病院院長、須磨街

池井啓二 明二六、東京、北支那開發理事、北京內一區廣園路四號

池田 靜雄 明二七、山口、華北東亞糖草取締役、北京內一區王府井大街

池田 謙次 明一一、東京、華北房產取締役社長、北京內五區板廠胡同六

池田 浩 明二九、福岡、三菱鑛業北京事務所經理課長、東京民巷四一

池松 勝 明三二、熊本、京大經、大毎經濟部、天津日本商議業務課長、調查課長、理事代理、特一區中街

市川朝彦 大二、秋田、北京日本總領事館總務、內一區新開路四一、花園

市川健吉 明二一、茨城、華北交通理事、北京東交民巷六國飯店

市田友治 明四四、滋賀、北京日本大使館書記官、府右街橋子胡同四

市野健二 大二、奈良、北支石油協會業務部長、北京王府大街即家大院

稻垣 彌太郎 明二六、鳥取、東亞文化協會理事、北京東交民巷六國飯店

稻垣直文 明三三、靜岡、大阪高工、福泉酒造會社長、天津法路街

井狩彌治郎 明三八、滋賀、慶大經、大九天津支店副支店人兼貿易部長、興亞一區宮島街民園寮

井澤健三 明一七、京都、商業、井澤洋行主、天津伏見街

井上乙彦 明一八、東京、華北電、總裁、北京西城前京畿道三

井上善松 明二九、佐賀、北京市公署教育局顧問藤佐官、北京內二區德勝街四

井上功太郎 明三三、長崎、華北原皮協會副理事長、北京池子大街六六

井上五郎 明三五、大分、華北石油協會專務理事、北京東交民巷六

井出 鐵藏 明一九、東京、北支自動車工業取締役社長、北京內四區西安門大街四

井上 實三 明三七、和歌山、清水組北支支店次長、北京內一區演樂胡同一五

井上 昇 明三七、廣島、華北土法鑛業社經理部長、北京內一區洋濼胡同三五

井上宮久 明二七、松山、北京日本總領事、北京日本總領事館內官舍

井ノ口夏彦 明四五、大分、新民會中央總會參事、北京外四區延旺廟街四七

猪股芳雄 明四〇、東京、同盟通信北支總局華文部長、北京內一區東堂子胡同一九

五百倉義雄 明三三、香川、通信省、青島總局電信課長、徐州局長、本社管理係長、天津中央電報局長、天津滄運街

茨木 潔 明三八、兵庫、鑛業北支鑛務調查所調查役、北京內六區北池子蒙福錄館

飯倉英夫 北京日本大使館交通部交通課長

今井一則 明二九、石川、華北農產化學工業公司營業部長、北京內一區西觀音寺胡同三三

今井直一 明三二、滋賀、近衛組北京支店長、內一區東南大街二二一

今村俊康 明二三、島根、川田醫院、長、華北無毒社長、北京內一區東單二條胡同一二

岩田 稻藏 明三六、福岡、長崎商會、日本子會社取締役、同社青島工場長、青島齊東路三二

岩卷三知夫 和歌山、華北無毒北京支社長代理、內一區史家胡同一八

岩松義雄 明一九、愛知、華北政務委員會首席顧問、北京內一區孝順胡同後勝二ノ九

岩本機太郎 愛媛、岩本商會
主、北京東西北大街四〇五

編輯新一郎 明三六、東京、
東京商大、三菱商事天津支店

長代理、天津輸出入配給組合
聯合會事務理事兼華北輸入組

宇佐美實彌 明一七、岐阜、
華北交通會社總裁、北京一區

北總布胡四十四
宇佐美辰五郎 山形、中華人
壽生命保險專務取締役、北京

飯店
宇田川賢治郎 明一四、青島

日本商工會事務所常務、華祥
礦才會長兼華北火柴會長、青

島市

宇野鐵雄 茨城、東京藥專
本社廣告課、三共天津出張所

主任、興亞一區宮島街
宇野正四 明四三、石川、

新民會顧問部參事、北京內六
區府石街靈松大院九

宇野正志 明三四、岡山、
華北興亞實業會北京支部總務

部長、內一區半尾胡同二六
小田健治郎 明二一、三重、

前、北京西城藥院胡同十四
上田秀達 明三四、兵庫、

神戶商高、榮松商店天津支店
長代理、住吉街
上西和夫 明四二、兵庫、

淺香鐵工廠代表取締役、北京
內二區西城根欄欄井九
上原珍二 明三五、鹿兒島、

臺北高商、鹽水港製糖、青島
民團金融課長、天津居留民團

助役、興亞一區伏見街
植田敏猷 明二八、奈良、
華北石炭販賣公司庶務課長、

北京內二區南宮街一一
植西政八 明二二、滋賀、

植西洋行主、北京內六區南池
子二一
內田吾朗 明三一、東京、

久保田鐵工所工場長、北京內
一區江蘇胡同二八

牛尾信治 明二九、大藏
信託主任代表者、天津興亞一

區明石街
牛島重一 明三三、富山、

商業、東亞製粉會庶務課長
日曬製粉公司監察人、青島函
谷路路八

白井忠三 明二二、橫濱、
東京工學院、中日商業社長、

中華燻寸取締役、中日共益社
長、天津居留民團長、興亞一
區住吉街

白井義敏 明三五、福島、
洞生高工、東亞重工業會社工

務長、青島滄口昇平路社宅一
白田寬三 明二四、東京、
北支自動車工業專務取締役、

北京內四區禮路胡同一
打越顯太郎 明三一、東京、
華北合作社事業總會顧問、北

京近水樓內
內尾國男 明三八、岡山、
陸國商行主、北京內一區、瀨

瀨胡同八二
內田邦彦 明三九、東京、
朝鮮銀行北京支店支配人代理
東亞興卷

內田敏三 明二一、福井、
東京商大、山下汽船事務取締

役、興中公司取締役、華北鹽
業公司董事長、天津興亞一區
須磨街

內田源兵衛 明三二、山口、
北京日本大使館參事官、內一

區新開路三八
梅北末初 明三一、東京、
北京日本大使館參事官財務部

長、內一區北極閣二四
梅本俊次 明二〇、山形、
北京神社神職、東城醫院十餘

一號神社公館
浦上叔雄 明二〇、長崎
山東新民報社長、濟南經三路

小鐘六路西一一五
雲林動一郎 明三三、千葉、
東亞旅行社北京支社事業課長

內一區前妙蓮胡同

江川 三 明二七、靛島、
華北交通會社理事、北京內二區西斜街一四

江頭秀丸 明四〇、靛島、
北京無靈專務取締役、內一區歐州胡同延壽巷四

櫻本 一夫 明四三、東京、
廣濟正金銀行北京支店支配人代理、內一區中南海大圓鏡中

額原 淳 明三七、長崎、
滿洲日日新聞社北京支社長兼通信部長、內一區東單二條胡同三六

遠藤萬之助 明二一、東京、
井陘公司董事、北京內一區西總布胡同三九

尾上 襄二 福岡、青島、
工業北京支店長、內一區象鼻

尾崎 正文 明二三、東京、
山内產業北京事務所長、內西區橋路胡同四

尾川 武雄 明二九、靛島、大倉實業北京支店長、近水樓內

小 熊 文 雄 新潟、天津海關港務局長、天津與亞第一區一號路一四二

小 倉 鐵 二 明三〇、神奈川、
華北華土礦業實事長、北京內一區無量大人胡同二八

小 栗 八 郎 明一八、東京、
華北交通顧問代理、北京內五區井兒胡同八

小 澤 關 策 明三一、山梨、
華北評論社長、北京內一區新開路三五

小 澤 弘 明四一、愛知、
滿洲國大使館總務處長、北京內二區小取燈胡同三

小 澤 利 一 明三一、大阪、
大林組理事北京支店長、內六區南池子大街八一

小 谷 晴 亮 明一九、兵庫、
興中公司取締役、裕興公司代表社員、裕民製造公司總經理

小 竹 次 雄 北海道船務學校

大 通 汽 船 大 津 支 店 長、天津特區土街一〇一

小 野 千 代 太 郎 明三五、東京、
千代田生命北支支社長、北京內六區南池子二三

小 濱 繁 明四〇、鹿兒島、
米國加州大、滿洲國外交部事務官、駐天津滿洲帝國總領事

越 智 丈 吉 明九、雙嶺、北京商工會顧問會頭、民慶職員、東單牌樓大街一二七

大 岩 義 忠 明二八、鳥巢、
冀東銀行顧問代理、北京小雜要胡同松樹院

大 岩 健 象 愛知、北支那開發調查局長、北京南苑六三

大 江 利 吉 明二四、東京、
東京農大、大藏省專賣局技師

大 川 正 雄 明三三、岡山、
滿洲集煙草取締役、華北東亞煙草支配人、天津三島街

大 川 洋 行 主、清涼飲料水工場主、天津與亞二區大島藥胡同

大 川 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 川 實 武 明三一、東京、
日本實業通信社代表取締役、同盟航空、職務、人事業務各部長、北支總局長、東亞新報社社長兼天津支社長、與亞一區須磨街

大 久 保 良 雄 明三八、新潟、北京日本商工會顧問事務課長兼業務課長、內一區頂銀胡同

大 隈 涉 明四二、大分、
東大、在來大使館、北京總領事館領事、天津日本總領事館首領領事、與亞一區花園街

大 澤 準 明二七、千葉、
華北交通通託參與、北京內一區史家胡同五四

大 島 國 辰 東亞海運天津支店長、天津與亞第二區第六號路三三四

大 島 長 三 郎 明三七、秋田、
新民會中央總會參事、北京市西縣城根二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大 須 實 武 明二三、東京、
北京日本總領事館顧問、內三區蔣家胡同二二

大田秀穗 明三三、鹿兒島、

華北交通自動車局參與、北京
內一區東總布胡同六五

大田 智 明四三、廣島、

松山高商、滿蒙毛織濟南營業
處長、濟南經四路緯十路

大田知庸 島根、東商大、

高文外交、米國、中國、南阿
聯邦在勤、本省通省局第六課
長、勅任事務官、駐天津總領
事、興亞二區官舍

太田殖穗 京都藥專、北支

武田製藥社代表者、天津興
亞第一區旭街三ノ三

大田政一 明三二、山口、

福昌公司北京支店常務取締役
霞公府十五

大谷利三郎 明四、東京、日

本口ル製作所、大谷製鋼所
長、東京口ル製作所、昭和
電機、大阪薄鐵板各社長、天
津燒街

大野靜塵 明二四、長崎、

北支土木建築協會事務長、北
京景山大街步山內八

大塚理順 明三三、福岡、

北京電車公司指導員、內一區
大幸堂雲胡同四

大原清兵衛 明三六、滋賀、

天津美奈ホテル館主、興亞一
區雲街

大原虎夫 明二七、靜岡、

華北交易統制總會專務理事、
北京內一區東總布胡同一一

大原 實 明二九、大阪、

北京大使館屬託、內一區范子
平胡同三八

大庭 巖 明二六、福岡、

朝鮮銀行北京支店支店人、內
二區司法部街法憲胡同一〇

大矢信彦 明三一、名古屋

同文書院、滿鐵、滿洲國通運
車兼弘報協理理事、廣報社長、
天津興亞區住吉街

岡 一弘 明三七、長崎、

滿洲國大使館秘書官、北京內
三區香餌胡同六

岡 利輔 明三〇、山口、

山口縣神祇會、奉天神社神職、
天津神社主任神職、興亞一區

福島街

岡崎義鹿 明二九、香川、

華昌洋行專務取締役、天津興
亞一區旭街

岡田芥次郎 明三五、東京、

大倉高商、天津市場助成公司天津
理事、華北市場助成公司天津
事務局長、民事調停委員、天
津興亞一區三島街

岡田長三 明三九、東京、

天津銀行北京支店長代理、內
一區江探胡同五

岡田信治 明二七、釜島、

東京高商、三井物產黨北支店
次長、同天津支店長、北支總
監督、興亞二區三一號路

岡田政次郎 明三九、兵庫、

小樽高商、安宅商會天津支店
長、天津西宮島街

岡野誠治 明二二、千葉、

北京市公署警務局顧問輔佐官
內一區寶珠子胡同五

岡林彌五郎 中華全國火柴產

銷務總社常務理事、北京內
三區翠花胡同南花枝胡同二

岡部一期 明三三、佐賀、

朝日新聞社北京支店局長、內三
區朝陽門大街一一五

岡本鐵彌 明三六、石川、

華北華土鐵業株式會社社長、北京
內一區東西豬市大街一〇七

岡本久雄 明一九、岡山、

同文書院、天津日本商工會總
所會頭、三昌洋行、三昌棉花
天津產業各社長、大陸交通器
材副社長、天津製氷天津信託
興業各取締役、興一區春日街

岡本正夫 明三五、東京、

華北交易統制總會庶務課長、
北京內三區東西北大街十二號
門樓胡同二四

岡本方佐治 明三六、京都、

第一商業、興亞業織工廠監查
役、東洋棉花會社青島支店長
青島黃泰路

岡山 寬 明一六、福岡、

北支那製鐵取締役

沖 新一 明四四、愛媛、

北京青果統制會社專務取締役、
內六區西什庫東裏道一七

沖田岩一 明四五、山口、

北京近江洋行經營主、內二區
王府井大街甲八八

興津長郎 明一八、東京、

濟南居留民團長、濟南經二路
錦五路裕福里六五

奧村慎次 明二七、神奈川、

北支那製鐵常務取締役

長田 戒三 明二七、東京、

華北交通顧問

長田 靖 明三〇、東京、

明大商、滿洲中央銀行駐丹江
支行支那人、同天津支行支配
人、天津興亞一區住吉街

折田 敏榮 明三八、鹿児島、

北支那礦務會理事、北京東
交民巷御河橋北一

因

加藤 勇 明三五、小樽、

北支那開發庶務部副社長、
北京內二區前老榮街八

加藤內藏助 明一六、東京、

華北礦業代表常務董事、北京
內六區景山東龍橋八

加藤新吉 明二九、福岡、

華北交通業務會議幹事長、
北京內二區接院胡同二十

加藤仲二 明二〇、東京、

華北交通理事、北京飯店內

加藤 秀 明三四、仙臺、

東京高師、北海道蘭川高女、
野村中學各校長、天津熱島高
女校長、興亞一區宮島街

加藤日吉 明二五、佐賀、

同文書院、外務省商務官、滿
洲國外交部、滿洲國大使館商
務書記官、天津花園街

加藤岡武夫 明三七、茨城、

朝鮮貿易協會調查所長、北京
內六區北池子五一

貝塚新作 明一八、茨城、

華北交通秘書長、北京內一區
北總布胡同一三

笠原 漸 長崎、成順工大、

冀東電業、華北電業理事天津
支店長、興亞一區住吉街

粕川 茂 明四〇、群馬、

中學、諾曼千代百貨店天津出
張所主任、興亞一區花園街

片岡春隆 明二三、秋田、

東亞旅行社總務部長、北京候
位胡同一四

片瀨 習 華北運輸局運輸

主幹、輸送委員長、天津副局
長、第十區鐵路公館

櫻村 精 明四三、熊本、

櫻村洋行主、北京內一區王府
井大街一二九

櫻村 實 明三九、熊本、

青島商業、櫻村洋行主、天津
興亞一區旭街

梶山幹夫 同文書院、三井

物產上海支店次長、同社天津
支店長、天津興亞一區山口市街
公館

勝田五郎 明四三、沼津、

新民會中央總務參事、北京內
一區綠米倉二二六

勝本理一 明三七、福岡、

早大、天津中山鑛業所支配人
興亞一區須磨街一〇、一

門野昌二 明三〇、岡山、

華北交通電報室主事、北京六
國飯店內

金谷誠一郎 明三三、東京、

匯豐正金銀行北京支店支配人
代理、內二區前細互敷胡同

金山喜八郎 明二五、富山、

商業、中華燐寸社長、金山洋
行店主、蒙疆火柴董事長、天
津興亞一區宮島街七、一

金山作次郎 明三二、富山、

商業、金山洋行支配人、蒙疆
火柴董事、天津作業取締役、
金山電化理事、天津興亞一區
淡路街

蒲池 翼 明三六、長崎、

北支那開發會社鐵鋼課長、北
京內二區前老榮街八

蒲田熊次 明三七、東京、

華北房產公司營業部長、北京
西部區萬壽路東二一二五

鎌田 治 明三三、千葉、

日本礦業銀行北京出張所長、
東交民巷四一

神谷金一 明三八、愛知、

新京中學、國際運輸新京支店
華北郵船運輸會社總務事務所
長代理、鐵路大橋

神代新市 明二六、大分

滿鐵教育所庶務科、華交總務
局副駐室主事、青島島務所
長、青島貯水山支路

龜澤 朝 明二五、群馬、
大阪實業補習、小林洋行主、
天津漆業會計取締役、民團副
議長、天津興一淡路街

鴨打秀利 明三三、佐賀
北京特種市公場自來水局技術
官、內七區市交民巷六

川瀨平兵衛 明三五、富山、
北京日本商工會議所議員、內
一區王府井大街四四

川野頼雄 明二七、山口、
下關商業、三井物産大通、マ
ニラ、京城各支店、同天津支
店次長、興亞一區富島街

川村房次 明二三、東京、
膠商商業、東亞製粉會社常務
取締役、青島函谷關路

川上昌三 明二六、東京、
北京居留民團厚生課長、內一
區東堂子胡同三二

川邊 武 大二、大分、京
城日報北京特派員、東安門北
河沿五六

川上爲治 明四〇、鹿児島
北京日本大使館商工課長、內
一區北極閣一四四室

河井次郎 明三三、岐阜、
日瀧製粉北京出張所長、內一
區南小街芳嘉園三

河合總監 明一一、兵庫、北
京觀音寺住職、內四區六部口

河崎義男 明二四、熊本
華北新聞協會副理事長、同資
材協理理事長、華北宣傳聯盟
理事、北京內一區王府井大街
東面八〇

河野九郎 明二五、山口、
華北運輸會常務理事、北京內一
區無量大人胡同四七

黃島 清 明三六、鹿児島
中國銀行顧問代理、北京內二
區後王公廠一

木村賢太郎 明三一、愛媛、
北支那鐵道調查局長、北
京北郊區海定鎮湖園五八

菊地弘一 明二八、東京、
創設社北京支社長、市外五區
大安里二

菊地壽夫 明三二、東京、
東華協會社常務取締役、北
京內二區半壁街三

菊池秀之 明三八、長野、
華北高等工業學校教授、北京
北溝沿三二

菊池嘉之 大二、愛媛、日
本YM北京出張所長、內一區
慶鳳樓北極閣一號

菊地龍一 大二、熊本、北
支石油協會總務部長、北京內
一區乾面胡同四

岸本九虹 明西一、華北、
小麥協會製品課長、北京內一
區北師府胡同二〇

北利一 明三四、華北小
麥協會常務理事、北京內四區
碑塔胡同四五

北落孝二 明三四、滋賀、
華北主法到總會社常務取締役

北澤千代藏 明一八、長野、
北京實業統制會社取締役、外
五區壽長街九

北島與多朗 明一九、長崎、
糖治冷凍會社之長、北島商會
社長、天津興亞一區銀街

北野東夫 明三四、岐阜、
日華貿易會社專務取締役、北
京內一區錦標胡同八

北林賢治 明一九、東京、
北京電車公司顧問、內一區馬
匠廠一

北島又右衛門 明三五、和歌
山、北支石油協會經理部長、
北京內一區乾面胡同四

北村三郎 明三一、大阪、
華北電影專務理事、北京內一
區廣城根六三

城所英一 明三四、福岡、
華北交通會社同弘報主幹、北
京內一區龍江胡同八



久我桂一 華北廣播協會
 監、北京內五區德勝門大街蔚
 花胡同公館

工藤武夫 東京、華北畜業
 肥料公司常務取締役、北京內
 一區二十四門房甲ノ四

工藤利一 明二九、廣島、
 商業、東洋棉花會社青島支店
 長、青島熱河路

草場義夫 明一七、佐賀、
 井陘公司副董事長、北京內一
 區小辛宜實胡同一

窪寺 彰 明一八、山梨、
 華北東亞煙草副社長、北京內
 一區王府井大街八

久保省三 明二七、東京、
 早大商、内外化學工業公司取
 締役支配人、天津特 區寧波
 路

倉内義郎 明四三、青森、
 新民會中央總會調査委員、北
 京內六區北池子文書胡同同一

倉原 剛 明三一、熊本、
 倉原洋行主、北京民團民會議
 員、內二區成方街八

倉本俊三 明三三、廣島、
 三井物產北京支店長代理、內
 一區西總布胡同二〇

倉本 宏 明三五、福岡、
 山口高商、朝日ゴム會社總務
 課長、日本ゴム會社總務課長
 青島滄口永安路社宅內

鞍田 純 明三五、兵庫、
 北京大壘農學院教授、內三區
 五對馬胡同三

栗本秀彌 明三〇、和歌山、
 北京日本總領事、總領事館官
 舎

栗本雄三 福岡、東大、朝
 鮮銀行濟南支店支配人、同行
 天津支店支配人、興亞二區三
 一號一〇九

栗田茂八 明三三、富山、
 華北政務委員會調査員、北京
 內一區總布胡同乙五四

黒田正義 明一五、富山、
 中華總寸監査役、天津興重一

區福島街

黒田康彦 明三三、東京、
 安田銀行調査役、北京東長安
 街北京飯店內

桑原壽二 明四一、和歌山
 新民會燕京道總局顧問、北京
 內一區大柵坊胡同一

桑原治雄 明三三、滋賀、
 大阪貿易、天津居留民團經濟
 課長、興亞一區住吉街

桑畑齊二 明二五、宜蘭、
 七高、王子製紙・日本製紙・
 滿洲バルブ各社技師、東洋製
 紙取締役、工務部長

小泉甚一郎 明二七、富山、
 北京居留民團營務課長、內一
 區草廠小門胡同三

小門 壽 明三六、大分、
 山口高商、日本生命天津支店
 長、興亞一區橋立街

小島榮三 明三〇、神戸、
 東大英法、三菱商事カルカッ
 ヲ支店業務部長代理、同天津

支店長、天津市特一區段廟邊
 街

小菅 勇 明一一、東京、
 小菅醫院長、北京民團參事會
 員、鄉軍北京市聯合分會長、
 內一區無量大人胡同二一

小竹次雄 明三一、富山、
 大連汽船天津支店長、北京王
 府井大街一四

小谷節夫 明一八、岡山、
 同文書院、青島新報社長、青
 島大新民報社長、衆議院議員
 青島海陽路六

小林克巳 明三九、廣島、
 早大商、青島大新民報社社長
 長、青島太平路

小林善一 明三八、北海道、
 小樽商會、變遷不動産公司資
 材課主任、華北編辛改進會幹
 事、濟南南郷區

小林善四郎 明三〇、新潟、
 華北電影業務部長、北京內三
 區十二條胡同十三

小林茂三郎 明二三、東京、
 北支那開發會社理事

小林清太郎 明二四、東京、
華北綜合調查研究所理事、北
京內六區北池子大街一

小林孝知 明二八、山口、
北京日本大使館交通部長、西
四南大街小得坊胡同一九

小林德二郎 天津協和印刷工
廠長、天津第十區雲南路

小林 滿 明四二、宇都宮、
北支那開發農務部業務第二課
長、北京內二區後園恩寺胡同
第八區開發寮

小長谷亮作 明二五、靜岡、
北京總領事館警察署長、署長
官舎

小村孝知 北京日本大使館
交通部長

小山真知 明二一、長野、
華北政務委員事務員、北京內
一區孝順胡同後譯二號岩松公
館內

小山 巖 明二五、岡山、
新中國印書館常務取締役、北
京內二區北新華街甲一

小山英之丞 明三九、熊本、
華北輪船船務社北京事務所長
東四南大街體士胡同六

小和田武紀 明三九、青森、
北京大學文學院教授、內三區
黃米胡同七

兒玉翠靜 明二五、和歌山、
神戶高湖、滿鐵輸入組合理事
奉天商議理事、開辦職務總局
顧問、天津十一區通州路

兒玉達童 明二六、東京、
北京大學文學院教授、內四區
四根柏胡同甲五

後藤悌次 明一五、東京、
華北交通副總裁、北京內一區
燈市口西口四〇

後藤柳應 明三〇、岐阜、
武德報社參事、北京內一區王
府井大街一一七

後藤光男 明三七、大分、
華北運輸參事、北京市市場公
司參與理事、內六區北池子五
三

五味季六 明三九、山梨、
日本勸業銀行北京出張所長、

內一區德草胡同三〇
河野道弘 明三五、高知、
新民會北京支總會顧問、外四
區延旺廟街四七

河野 寬 明三九、鹿児島、
滿洲中央銀行北京支店長代理
內四區馬市大街中央公館

郡 茂行 明一六、德島、
郡茂洋行主、中日共益貯蓄取
締役、天津信託興業監查役、
民會議員、天津興一區橋立街

桑折政朗 明三五、富城、
華北交易統制總會經理課長、
北京內一區辛尾巴胡同三〇

越川 彰 明一七、東京、
同仁會華北支部長、北京朝陽
大街二九九

駒村資正 明二七、奈良、
華北土法製鐵事務所取締役

菰岡豊雄 北京日本大使館
經濟部計費課長

近藤昌雄 福島、華北東亞
鐵道會社理事、北京內三區七
條胡同七〇

近藤政光 明二七、靜岡、

東京工手、濟南鐵路局水運課
長、濟南大馬路緯三路通惠街

佐々木金之助 明三〇、鳥取、
東亞新報編輯局長、北京內五
區黑芝蔚胡同七

佐々木健兒 明三七、兵庫、
同盟通信社北支總局長、北京
內六區南長街一九

佐々木喜豐 明二七、兵庫、
北京六國飯店支配人、東交民
巷同店內

佐川 雄 明四三、京都、
華北油料協會調查課長、北京
內六區南長街東河沿一三

佐久間眞次郎 明二九、東京、
外務省屬託、北京大使館勤務
內六區鹽庫甲二七

佐治文吾 明三〇、華北小
麥協會專務理事、北京內一區
言院東街七

佐藤潤一 明三六、靜岡、
北支開發庶務部事務室主事、
北京內二區官馬司胡同二〇

佐藤忠男 明二五、東京

通信官訓練所、通信官、華北廣播協會參事、天津廣播電臺長

佐藤英郎 明三三、京都

華北電業庶務主任、北京內一區王府大街廣園閣六

佐野直彥 大二、三市、東洋棉花北京支店長代理、內一區遼寧街胡同八

佐野俊男 明三三、佐賀、工務總署庶務局參事、北京內三區十一條胡同六九

佐野政風 明三八、東京、淺野水道工業會社支配人、北京內一區西觀音寺胡同一

佐原憲次 明二三、東京、華北交通理事、北京東交民巷六國飯店內

佐伯健一 明四一、神奈川、華北交易統制總會輸出課長、北京內二區新藤子胡同六〇

齋藤茂一郎 京都、華北食糧平衡倉庫常務理事、北京內一區藤原胡同七

齋藤泰全 明三三、新潟、華北戒煙療養所常務理事、北京內二區大六部口二九

齋藤藤作 明二六、新潟、三井物產北京支店長代理、內一區宣院大街三條三

齋藤久吾 明大商科、滿洲中銀秘書、同行天津分行副經理、興亞一區遼路街公館

酒井信男 明三六、滋賀、三昌洋行常務取締役、三昌棉花取締役、太平電線代表者、天津遼路街

榊原武夫 明二七、靜岡、華北油料協會庶務課長、北京內一區頂銀胡同二一

阪谷希一 明二三、東京、中國聯銀顧問、北京內六區南河沿三〇

榊本龍起 明二七、東京、華北政務委員會顧問、北京內七區六國飯店內

櫻井茂男 明三九、宮城、早大專門校、東亜化學工業會社業務部長、天津第六區五所

榊原正三 明三三、山形、中華人壽生命保險庶務課長、北京西皮子北口南朝山北

笹島午吉 明二七、鹿兒島、北支那開發會社技師審查役、北京內七區東交民巷三七

清水清 明三六、東京、北支那開發物資調整部機械課長、北京東交民巷四一

清水孫平 明一九、長野、冀東銀行顧問、北京內二區園安寺五

清水由二 明三一、兵庫、在華日本紡績同業管理事、北京內四區豐盛胡同一〇

鹽澤清宣 特命全權公使、北京日本大使館

重富義男 明三八、福岡、北京日本大使館調查課長、內一區錢溝二號ノ二一

茂野總司 和歌山、藤澤商店大連出張所長、同店天津出張所長、特三區十二經路八

柴尾田實壽夫 明四二、鹿兒島、新民會北京支店總務參事、內二區南壽路一六

篠田作衛 明三三、長野、北支石油協會理事、北京內一區瀋陽胡同二三

鹿嶋清一 明三七、大阪、北支那開發會社秘書役、北京內五區淺園恩寺胡同四

芝武 明 明三七、兵庫、華北油料協會總務課長、北京內七區東交民巷六

柴田志都男 明二五、岡山、滿蒙毛織北支店經理課長兼業務課長、北京內五區帽兒胡同一五

島 一郎 東大、滿鐵參事、華交東京支社長、天鐵局長、天津第十區鐵路公館

島雄順一 明三六、長崎、華北統制總會調查課長、北京內六區興平巷六

櫻井正信 明一九、東京、華北洋灰公司董事長、北京內一區羊尾正胡同七

笹原正三 明三三、山形、中華人壽生命保險庶務課長、北京西皮子北口南朝山北

笹島午吉 明二七、鹿兒島、北支那開發會社技師審查役、北京內七區東交民巷三七

清水清 明三六、東京、北支那開發物資調整部機械課長、北京東交民巷四一

清水孫平 明一九、長野、冀東銀行顧問、北京內二區園安寺五

清水由二 明三一、兵庫、在華日本紡績同業管理事、北京內四區豐盛胡同一〇

鹽澤清宣 特命全權公使、北京日本大使館

重富義男 明三八、福岡、北京日本大使館調查課長、內一區錢溝二號ノ二一

茂野總司 和歌山、藤澤商店大連出張所長、同店天津出張所長、特三區十二經路八

柴尾田實壽夫 明四二、鹿兒島、新民會北京支店總務參事、內二區南壽路一六

篠田作衛 明三三、長野、北支石油協會理事、北京內一區瀋陽胡同二三

鹿嶋清一 明三七、大阪、北支那開發會社秘書役、北京內五區淺園恩寺胡同四

芝武 明 明三七、兵庫、華北油料協會總務課長、北京內七區東交民巷六

柴田志都男 明二五、岡山、滿蒙毛織北支店經理課長兼業務課長、北京內五區帽兒胡同一五

島 一郎 東大、滿鐵參事、華交東京支社長、天鐵局長、天津第十區鐵路公館

島崎 昇

明二四、山梨、
第一生命北支支社長、北京內
二區府右街羅賢胡同八

島田 價吾

明二七、鹿兒島、
華北食糧平衡倉庫企畫部長代
理、北京內一區松樹院二

下山 登

明二九、東京、
北支滿開發會社課長、北京內
三區麗泰胡同八

下田 光夫

明二八、濱島、
華北食糧平衡倉庫常務理事、
北京內一區東總布胡同六六

下津春五郎

明二二、京都、
山口高商、華交北京鐵路局長
同濟南鐵路局長、濟南津浦站
街二

占野 靖平

明三八、佐賀、
華北糧辛改進會常務理事、北
京內三區皇城根三五

白井 喜一

明二一、廣島、
華北運輸公司副董事長、北京
內一區蘇州胡同一二四

白石 宗成

東京、華北實業
肥料公司社長、北京內一區二
十四間房甲四

白樓 謙

明二七、山口高
商、松坂屋大阪支店宣傳部長
山梨油脂興業專務取締役

城 慶次

明三〇、東京、
北支滿開發會社役、北京內二
區末美胡同三九

新郷 法灌

明二一、東京、
東本願寺北支開教監督兼北京
別院輪番、內一區內務部街七

須田 斌一

明二七、東京、
三井物產北京支店長代理、內
一區外交部街一五

菅 波 稔事

明三五、福島、
北京日本大使館經濟部長、內
一區北極閣一四

杉田 久

明二二、福井、
大阪海上火災保險華北支配人
北京內一區王府大街四六

杉野 忠三

明三九、大阪、
慶大、大丸天津支店支配人兼
百貨店部長、天津特一區中街

杉野 貞三

明二九、東京、
東亜曬衣化學研究所技師、北

京西郊區羊坊店一五

區田久太郎 明二一、兵庫、
華北交通運輸第一主幹、北京
內一區大湖水井七

關 訪本正男

明四〇、康德新
關北京支社長、西四區禮路胡
同四四

鈴木 厚

雙嶽、三菱礦業
北京出張所長、內七區東交民
巷三七

鈴木 格三郎

長野、中華人壽
生命保險社長、北京內四區大
院胡同

鈴木 和夫

明三七、東京、
帝國生命北支支社長、北京內
一區王府大街一三

鈴木 幸次郎

明三五、東京、
同盟通信社北支總局總務部長
北京東城東堂子胡同一九

鈴木 重二

明四〇、大阪、
東洋紡績北京出張所長、內一
區史家胡同二三

鈴木 美通

明一五、山形、
新民會最高顧問、北京內七區
臺吉廠頭條胡同九

關 正

明四〇、兵庫、
滿洲帝國大使館秘書官、北京
西城內二區西單頭條胡同甲一
九

關 原利夫

大元、新潟、東
亞新報外交部長、北京內三區
鐵獅子胡同二九

瀨 上 惠市

明二五、熊本、
東亞製粉會社取締役監査役、
濟南高埠地三馬路轉五路西

副田 重次郎

明一九、名古屋
名古屋商、天津信託興業取締
役、北支附子工業監査役、天
津土池家屋調停委員、天津興
亞一區旭街

多 久 島官五

明四五、佐賀、
伊萬里商業、日本オム社青
島營業課長、青島重樓二路三
多田 四郎 北京日本大使館
經濟部鑛山課長

多治見文雄 明一七、續濱、
濟南銀行頭取、濟南經二路一
二〇

多羅尾光道 明三一、滋賀、
新議會中央總務參事、北京內
二區寶隆胡同

大 敏次 明三三、埼玉、
北支那開發會社庶務部長、
北京內一區大方家胡同三〇

高井庫達 明二四、京都、
北京美術文化協會常務理事、
內一區朝陽門大街二四五

高不邊磨 明一七、東京、
東大教授、同仁會華北防疫處
長、北支衛生研究所長、北京
東城前拐孫胡同甲二〇

高木健夫 明三八、神奈川、
東亞新報主事、北京內一區大
方家胡同六六

高木翔之助 明三三、群馬、
早大、北支那經濟通信社長、
天津福島街

高木富五郎 明二七、埼玉、
東亞新報論說委員、北京內一
區東樓胡同同五二

高田文四郎 福島、北支支店子
工業會社代表者、北京內一區
麻線胡同五

高取塚一 明二三、佐賀、
日鐵鑛業北京事務所技師長、
北京內一區史家胡同三八

高橋一穂 明三七、東京、
北支石油儲蓄理事長、北京內
三區東安民巷三五

高橋精 明三六、福島、
北支鑛業總會社總務課長

高橋貞作 明治二二、宮城、
船舶運賃社參事北京支部長、
內六區景山東前街八

高橋茂雄 明三七、東京、
華北電影業務部長、北京內
五區南兒胡同二〇

高橋一 明四五、大阪、
北京日本總領事館屬託、內二
區寬門抄手胡同二〇

高橋福雄 明三七、北海道、
北京日本大使館屬託、內一區
大柵坊胡同七二

高部登 明四二、神奈川、
續濱正金銀行北京支店支配人

代藤、內一區前橋瓦敷四
高見重義 明三三、鳥取、
神戸高商、江商會社カラチ出
張所主任、同青島支店長、青
島警備路七

高宮兼秀 明四二、瀋陽、
中華出光興業北京支店長、內
六區馬園胡同并貞胡同後門四

高元榮一 明四〇、大阪、
大阪商大、祭原商店天津支店
長、日界壽街

高屋桂一 明四二、京都、
華北油料協會業務部長、北京
內一區南小橋五〇

瀧 秀俊 明三四、富山、
中大、大通坂本商店支配人、
同社北支代表、新京建材社天
津支店長、東馬路

竹內象藏 明二六、兵庫、
神戸商大、東洋製紙常務取締役
役、天津日本工業組合理事長
天津市外夾雜鋪

竹內正三 明三九、兵庫、
北支經濟調查所調查役、北京
內三區馬市大街三五

竹內 昇 明三四、東京、
大阪海上火災保險北京支店長
內一區王府井大街四六

武田平三郎 明一七、東京、
華北電業監查役、北京內二區
絨線胡同

竹中重敏 明四〇、瀋陽、
續濱正金銀行北京支店支配人
代理、西交民巷前棚瓦廠

武田南陽 明二六、岐阜、
新報社社長、北京內一區永澄
胡同五

武富宗雄 明四一、佐賀、
北京療病院長、內一區西關官
寺胡同甲十

田島正雄 應兒島、華北登
業總務課長代理、北京內一區
北師府胡同一〇

田尻昌次 明一六、兵庫、
陸大、廣島工業機關、天津
野船運貨物社社長、花園街大和
ホテル内

田尻生五 明二〇、福岡、
北支那製鐵會社社長、北京內
三區馬市大街弓弦胡同一四

田附善次郎 明二、大阪

北京民運會計主任、內一區船板胡同三二

立花 德 明二三、福島

廣島高師、新京第三國民高等學校長、天津日本商業學校校長

與亞一區宮島街

立山 雪 明三五、北海道

北支那開發經理部次長、北京內一區大方家胡同三〇

田中壽美雄 東京、華北營業

經理課長、北京內一區二十四間房甲四

田中莊太郎 明一七、東京

新民印書館事務取儲役、北京內四區高義伯胡同丙一

田中忠一 新潟、日露協會

學校、華北運輸陸運、商事、水運各課長、同社天津支社長、與亞二區七號路二二六

田中益太郎 明三〇、東京

華北房產公司經理部長、北京內四區太平倉平安里一

田中三男 明四一、兵庫

北京總領事館領事

田中勇藏 明四〇、愛知

慶應與業天津出張所長、興一常盤街

田中夏作 明二八、山口

華北木材輸入配給組合理事、北京內二區舊藤子胡同

田淵壽郎 明三三、廣島

工務總署技監、北京內一區錫拉胡同八

田村省七 明三一、京都

北京民團總務課長、內一區史家胡同四九

田村羊三 明一六、東京、華北軍需社社長、北京飯店內

丹那直三 明三四、大阪、北京大學、泰華洋行代表、天津宮島街

田中 明

知場伊太郎 明二八、福井、三井物產北京支店長代理、內一區外交部街協和胡同二

中條浩造 明三二、高松、旅順中學、內外化學工業社長

滿蒙殖產取締役、天津賽馬俱樂部副理事長、特一區雲南路

近見敏之 明四五、福岡

北京日本大使館調查官、太平倉平安里官舎

陣內利夫 明二四、佐賀

華北煙草取締役、北京內一區東井兒胡同一

田

津島壽一 明二一、香川

北支那開發會社總裁、北京內五區後園恩寺胡同四

津末圭二 明三六、大分

滿洲國大使館參事官、北京市內七區高第街五

塚原 政 明二五、福島

華北食糧平衡倉庫常務理事、北京內一區東單東井兒胡同一

辻 正雄 明二八、鹿兒島

熊本師範、興中公司北支總局天津事務所長、華北鹽業公司庶務課長、天津伏見街

土屋銓一郎 明三三、愛媛

華北小麥協會常務理事、北京內一區中石槽胡同七

土田 豊 明三一、東京

北京日本大使館參事官 內七區官舎

恒見清二郎 明三七、鹿兒島

同文醫院、華交濟鐵務處長、濟南商埠地經六路西四里

田

丁子 尙 北京日本大使館

總務部文化課長

出淵中次 明一一、大阪

法大、天津日本工業者同業組合長、日華經濟綱領監事、奉天鹽務皮工廠主

鄭 梅雄 明二二、東京

慶大、中國財政部鹽務總務所長、鹽務管理局副局長

弟子丸相造 明二四、鹿兒島

華北石炭販賣公司常務董事、北京內一區大柵水井頭羅里三

寺田新夫 北京日本大使館交通部通信課長

照田弘久 明四三、富山

北京日本大使館書記官、燈市口同福夾道五

戶田直溫 明一八、岐阜、華北通輸部部長、北京內一區抽煙胡同一九

十時 經秀 大二、東京、日本電報通信北支支局長、北京內一區蘇州胡同一五二

土肥友二 華北廣播協會常務理事、北京內五區德勝門大街藤化胡同公館

德永英介 明二七、華北小麥協會理事、北京內三區北小街乙九

德光衣城 明一七、東京、東亞新報社長、北京內一區史家胡同六四

慶原兼太郎 明一九、岡山、明治商事專務取締役、北京內六區景山東前街五

富田幸右衛門 明三四、香川、北支開發實業部業務課長、北京內一區喜密胡同一〇

富田重明 東京、華北木材輸入院給付組合常務、北京內二區中橋胡同三六

富田 達 明三三、和歌山、北京大學理學院首席教授、內一區淡粉樓胡同一

豐福一喜 明一九、熊本、西日本新聞北京總局、內二區北路院邊五

鳥井 足 明三三、熊本、日大美學、東京軍事科學社代表社員、青島大新報社庶務課長、青島萊蕪二路

名倉靖之 明三五、東京、華北運輸常務董事、北京內二區南長街東河沿六

中尾光信 明三三、愛知、工務總署參事、北京西長安街中込 德 明三四、山梨、北京麥酒支店人、北京內六區永祥里內一六

中島健三郎 明二八、大阪、三井物產北京支店支店長代理、內一區外支部街一四

中島健吉 明三二、長崎、北支那開發實業部審查役兼技

備課長、北京內一區西總布胡同四七

中下魁平 明四〇、新民會顧問部參事、北京東四八條胡同九六

中田功三 明四二、廣島、片倉化學工業會社社長、北京內二區興隆大院一〇

中田治藤 大分、華北電氣營業課長、北京西城季節老胡同一六

中谷芳雄 明一三、東京、華北護維協會社長、北京六國飯店內

中野朝正 明四〇、愛知、山東新民報社營業局長兼工務局長、濟南市經三路小緯路西一一五

中野正永 明二四、東京、北京日本商工會總務會頭、朝鮮銀行理事、北京內七區鮮銀會宅

中野宗一 明三二、山口、農校、中榮實業副社長、萬頃畜產社長、中野企業社長、天野洋行監查役、天津十二區西錦路四

中原詞省 明三六、熊本、中大機、車雷製粉天津支店長、天津興亞一區淡粉路街八ノ二

中原重樹 明二六、岡山、華北通輸部部長、北京內二區壽慶子胡同二九

中原恒太郎 明三一、瀋陽、明大法科、森永製菓天津支店長、興亞一區秋山街二五ノ四

中村孝次郎 神奈川、北支那開發副總裁、北京內七區藤吉坂頭條胡同

中村常三 明三三、兵庫、禮賓新聞北支總局長、北京內一區淡粉樓家禮七

中村定吉 明三六、北海道、高商、獨商實利公司法律顧問、東亞洋酒工業專務理事、天津興亞一區喜島街

中村英男 明四一、鹿兒島、大連汽船北支事務所長、內二區文島胡同八

中村松次郎 明二六、愛知、華北郵政總局副局長、北京內一區小甜水井胡同八

中村善孝 明三八、松山、華北食糧平糶倉庫企劃部長、北京內三區汪家大院甲七

中村元節 明三七、福岡、東京外縣貿易材料、華交製鐵營業處長、濟鐵營業處長、濟南經七路緯七路國山莊一

中村利三郎 明三六、福岡、遼信講習所、華北與西冀發濟天津支那事務局次長、天津民學翼餐部長、興亞區濱路街十五

中森恒二 北京日本大使館總務課長

中山剛雄 明三二、茨城、橫濱正金北京支店支配人代理

永井克太郎 明三九、兵庫、關東北京事務所長、內二區絨線胡同七九

永田久次郎 明三四、京都、華北交通營業局長、北京內七區東交民巷六國飯店

永沼政久 明三三、東京、華北交易統制總務管理課、北京內一區韻九胡同一九

長尾秋雄 明二七、熊本、華北製藥協會專務理事、北京內三區東四四條胡同六八

長岡信捷 明二七、東京、東亞海運專務理事、北京內一區東長安街二一

長久保俊夫 北京日本大使館總務部社設課長

長崎 武 明二二、廣島、燕慶堂支長、新華北支幹、北京內一區皇城根六二

長澤 薰 明二二、兵庫、神戶高商、興中公司取締役、天津十二區八緯路

長野 勲 明二四、福岡、華北交通參與、北京內三區東四六條南板橋一四

長野 數磨 明三九、東京、商大、日清製粉天津出張所長、時一區吉林路

長野 信一 明三九、高知、橫濱正金銀行北京支店支配人代理、王府井大橋翠花胡同六

長橋 善語 明二六、福島、

華北電影製作部長、北京內五區東皇城根六

夏根正三 明三四、神奈川、北京總領事館屬託業與部置資

津支那事務局局長、東城北京飯店

梨本祐平 明三四、橫濱、華北交通屬託、北京內一區范子平胡同三八

鍋島嘉門 明二五、高知、華北土礦業董事、北京內一區無量大人胡同二八

檜 渡 明三五、福岡、北京飯店代表者、衆議院議員、北京東長安街二一

南鄉 龍吉 明三四、鹿兒島、北支那製鐵會社經理課長

難波 翔一 大三、岡山、新民會北京市總參事、北京內六區北池子文書館胡同一二

二宮 謙 東京高商、橫濱正金銀行カルカッタ支店長、同行天津支配人、六區五所馬場道五四

西 英之 明四〇、福井、新民會北京市總會調查委員、內一區橫橋胡同一五

西川 龍吉 明四三、京都、華北油料協會企畫部長、北京內六區南河沿南河莊

西木 弘 明二八、福岡、濟南食品製給組合理事長、食料品輸入卸業、濟南市緯三路

西田 辨一 明一七、京都、北京日本居留民團長、東交民巷泰吉敬頭條胡同二

西野 利雄 明二七、福岡、早大理工、大林組設計部、大岩組技師長、日本セメント工業建設部長、天津土建協會會長、興亞一區松島街

西 牧 肇 明四三、福島、華北與西冀發濟北京支店屬託

西村 敬三 明二一、東京、限中公司監査官、北京內一區演樂胡同四〇

西村 壽男 長野、中華人壽生命保險支團人、北京內六區慎新胡同一八

西村喜藏 北支日本ベイン

ト支那人、天津花園街大和ホテル内一

西本和郎 島根、興中公司

北支關聯天津事務所長代理、

興亞二區三二號二七六

西山陸明 明四一、長崎、

早大經、日本タイア天津支店

長、興亞一區秋山街

沼田 等 明四〇、熊本、

華北土法製鐵會社總務部長

塗谷次郎 明三七、石川、

東京火災海上保險北京營業總

局長、內一區新開路二九

野口義男 明三〇、熊本、

山口高岡、日本郵船天津支店

次長兼東區海運天津支店次長

民會議員、興亞一區淡路街

信岡貞雄 明三二、愛媛、

華北森林會社務理事兼總務部

長、北京西長安街七二向友會

羽柴政治 大阪、中華人壽

生命保險北京支社長、內六區

南池子八六

羽根友治 明二七、廣順工

大電氣工學、濟南鐵路局長、

山東省濟南市

橋爪雄次 明三二、東京、

三井物產北京支店長代理、內

橋本普治郎 明四二、京都、

滿蒙毛織支部長、北京內五區

池安門南邊鼓巷六〇

長谷川喜作 明三〇、埼玉、

北支那開發物資調整部雜品課

長、北京大方家胡同三〇

長谷川常次 明三九、東京、

華北房產技術部長、北京西郊

區萬壽路東二路三六

長谷川慎治 明三八、靜岡、

東京高工、北支自動車工業製

造部長、天津淡路街

金澤商業、岡崎工業株式天津

支店長、須磨街

畑 榮治郎 明一七、京都、

王府洋行、北京內一區西報

禧胡同甲五二

畑 學平 明二三、岡山、

東大醫學部、岡山醫大教授、

同仁堂天津診療班長、天津興

亞三區一號路八一

服部正三 大阪、富國徴兵

保險北京支部長、內三區五條

胡同三六

花岡靜一郎 明二六、京都、

花岡租社長、北京內一區禮士

胡同八一

濱口忠雄 明三二、熊本、

住友火災保險北京營業所長、

內一區大雅齋胡同四〇

濱田正一 天津總永硝子會

社事務取締役、天津興亞三區

小樽商店、滿洲福島紡績事務

長、雙喜紡績事務所取締役、天

津商議、民會議員、藤家莊

林 昇太郎 明二三、群馬、

橫濱正金北京支店支配人、內

七區正金會宅

林 主順 明三九、岐阜、

華北土法製鐵會社事務部長、北

京內一區西總布胡同九

林 俊夫 明四一、青森、

新民濟中央總管參事、北京內

四區北總胡同三二

林 雄三 明三四、廣島、

早大政經、青島大新民報營業

局長、青島萊蕪二路

早濰賴二 明二三、岡山、

滿鐵貿易聯合會北京事務所長

原 一區樓閣樓及廟一

原 熊吉 明一七、新潟、

華北製鐵會社事務部長、北京內一

區賢孝胡同一七

原 信四郎 明四二、東京、

華北製鐵會社、北京內三區南

安里乙五、

原 盛榮 明二七、三井物

產北京支店參事、內七區六國

飯店內

林 一正 明三〇、北海道、

原勢芳太郎

大ニ、群馬、新民、
露中央總督府閣部參事、北京
內六區北池子支警備胡同二

原田芳郎

明四四、大阪、
北支石油協贊代燃部長、北京
內一區東總布胡同三〇

原田龍一

明二五、神奈川、
北京日本大使館書記官、東京
安街北京飯店內

樋口次郎

明三七、長崎、
東亞旅行社副參事所長、北京
內一區前妙輪胡同一六

秀村得一

明一六、福岡、
中學・語學校、山東莊業實社
取締役社長、青島曲阜路二三

日比野治三

明三〇、名古屋
大阪松坂屋販賣部長、北支支
部支那人兼松坂屋洋行取締役支
配人、興亞一須磨街

平井喜久松

明一八、東京、
華北交通理事、北京飯店內

平尾勝

明三四、長野、
工務總局水利局參事、北京西
黃城根二三

平田龍一郎

明二〇、東京、
華北交通理事、北京王府井大
街院後門一

平田春彦

明三八、長崎、
華北東亞煙草販賣課長、北京
西總布胡同一〇、三

平野直彦

明三一、東京、
北京クロニクル社代表者、東
城煤渣胡同二

平見精一

明三六、熊本、
山西炭礦北京事務所長、內二
區右馬路大街八四

平山豊七

明三〇、山梨、
岩倉鐵道學校、濟南鐵路局監
理所長、濟南經四路緯九路靜
安閣一一

平山真吉

明二四、廣島、
東洋折植北支支駐在理事、北
京北池子甲三四

廣澤定治

明三一、兵庫、
神戸商業、三井物産參事、華
北牛藥協贊常務理事兼天津支
部長、天津興亞第一區橋街十
三二六

布勢景二

明三四、福岡、
通信官總務所、華北電々天
津總局副局長兼私立華北電々
天津青年學校長、興亞一區須
磨街二五

深井一

明二二、山口、
陸士、濟南鐵路局邊務處長、
濟南緯六路一大馬路親和寮

深尾茂

明四二、岐阜、
早大專、永大洋行取締役社長
興亞一浪花街

福井隆一

明二一、北海道、
慶大理財科、朝鮮銀行検査役
天津銀行頭取、天津第十區中
街

福島要一

明四〇、東京、
北京日本大使館技師、西城府
石街椅子胡同四

福島嘉雄

明三三、兵庫、
華北交易統制總務第二部總務
課長、北京內一區大方家胡同
火神廟一一

福島渡

明三八、岡山、
華北交通業務審議會幹事、資
業局調査役、北京內五區王大
人胡同顯音寺一

福田順三

明二七、兵庫、

三井物産北京支店次長、內一
區西總布胡同二〇

福田八十補

明二八、和歌山、
北京大學理學院教授、內三區
大取燈胡同一

福留邦雄

明三九、鹿兒島、
滿鐵北支經濟調査所調査役
北京內一區椿樹胡同二

福原昌龍

明二五、東京、
小樽高商、華安資材局參與、
濟南經理處長、濟南經六路小
緯六路西明里六ノ二

藤幹一

明三六、東京、
帝國水産統制會北京支社次長
內一區朝陽門大街二二五

藤井四郎

明四一、京都、
北京發業工業取締役、內一區
大陣坊胡同四四

藤井又一

明二六、福岡、
大東亞省審議、北京東交民巷
奧國府東院六

藤雄光茂

明四〇、佐賀、
龍谷中、東亞牛木ノ宣傳部、
橫井商會與藥社澁花館天津劇
場支配人、天津旭街

藤岡 濱作 明三一、佐賀、
明治生命北京支部長、内二區
西長安街甲二三

藤末 慶三 明三五、佐賀、
東洋旅行社首席監察、北京内
一區五老胡同一四

藤中 辨輔 明一八、山口、
華北交通事務局籌備第二主幹
北京六國飯店内

藤松 盤石 長崎、京大、華
北石炭販賣會社天津支店長、
興順第三區十五號一五六

二馬 吉郎 明三四、山形、
華北食糧平衡倉庫經理部長、
北京内一區錫拉胡同一五

古田 純三 明三四、東京、
北京居留民團民會議員、内四
區西四北大街一九三

古塚 進一 明三四、兵庫、
滿洲評論社長、北京内六區南
長街六〇

藤宮 谷清松 明二九、東京、北
支那開發理事、北京東交民巷

別所 孝太郎 明三三、滋賀、
北京日本大使館書記官、内四
區大平倉平安里二

北條 保平 明三一、栃木、
華北無黨事務販縮後、北京内
一區三條胡同二七

星 豐三久 華北廣播協會總
務部長、北京内五區德勝門大
街藤花胡同公館

堀田 賴 明二九、大阪、
松坂屋北京支店支理人、藤福
寺街崔府夾道二〇

堀川 善雄 明三三、鶴島、
華北官備聯盟華北新聞協會事
務局長、北京内六區北黃城根
西什庫二樓門

堀越 喜博 明二二、東京、
東大文、奉天第二中學校長、
天津居留民團主事、學務部長
興順一區什吉街

本多 重雄 明三四、東京、
北支經濟調查所長、北京内一
區德勝門胡同二

本多 忠重 明三六、大阪、上
海商業富士報紙、主紙製紙興
業商事社長、天津一區租界一
本間不二男 明三〇、東京、
北支那開發會社審查役

本間 有三 明三五、山形、
京大法、東亞化學工業會社販
縮役社長、天津第六區五所桃
園村哈內路四

本間 吉彦 靜岡、北支製藥
營業販縮後、北京内一區海沿
頭

馬 渡 驥 明一五、青森、
日大法、天津居留民團財務部
長兼監督課長、興順一伏見街

牧 尚一 明一一、岡山、
東京建物會社天津支店長、天
津信託興業會社專務販縮後、
興順一區高島街

牧山 宅珪 明一一、北京協
勵會代表理事、内四區北京版
一五

正木 頼一 明二五、德島、
華北興業會社北京支部關係
部長、内六區景山東街九

增田 潔男 明三三、和歌山
華北房產販縮後、北京西城區
慶胡同三〇

增田 冲三 明四〇、福岡、
東大法、大阪、神戸、高知
姫路、丸龜地方、區各判事、
豫審判事、天津日本總領事、
興順一區美露街

增村 繁 華北廣播協會監
查科長、北京内五區德勝門大
街藤花胡同公館

町田 万二郎 明三一、長野、
北京日本大使館書記、内一區
王府井大街九八

松井 義夫 明三七、廣島、北
京日本總領事館勤務、内七區
松木一雄 明三四、福岡、
昭報製鋼北京事務所長、内一
區西總布胡同一九

松崎 達二郎 明三一、宮城、
華北統稅總局顧問、北京内六
區南池子箭廠胡同三

增田 冲三 明四〇、福岡、
東大法、大阪、神戸、高知
姫路、丸龜地方、區各判事、
豫審判事、天津日本總領事、
興順一區美露街

增村 繁 華北廣播協會監
查科長、北京内五區德勝門大
街藤花胡同公館

町田 万二郎 明三一、長野、
北京日本大使館書記、内一區
王府井大街九八

松井 義夫 明三七、廣島、北
京日本總領事館勤務、内七區
松木一雄 明三四、福岡、
昭報製鋼北京事務所長、内一
區西總布胡同一九

松崎 達二郎 明三一、宮城、
華北統稅總局顧問、北京内六
區南池子箭廠胡同三

增田 冲三 明四〇、福岡、
東大法、大阪、神戸、高知
姫路、丸龜地方、區各判事、
豫審判事、天津日本總領事、
興順一區美露街

增村 繁 華北廣播協會監
查科長、北京内五區德勝門大
街藤花胡同公館

町田 万二郎 明三一、長野、
北京日本大使館書記、内一區
王府井大街九八

松井 義夫 明三七、廣島、北
京日本總領事館勤務、内七區
松木一雄 明三四、福岡、
昭報製鋼北京事務所長、内一
區西總布胡同一九

松崎 達二郎 明三一、宮城、
華北統稅總局顧問、北京内六
區南池子箭廠胡同三

增田 冲三 明四〇、福岡、
東大法、大阪、神戸、高知
姫路、丸龜地方、區各判事、
豫審判事、天津日本總領事、
興順一區美露街

松崎雄二郎 明三九、同文書院、青島商工會事務所常務理事
山東輸出入組合理事、青島市

松田 勇 明三六、大阪、華北綜合調查研究所經濟局、北京內一區蘇州胡同二一

松田 昌壽 明三四、東京、東京商大、隨道正金東京、天津、紐育各支店、中國聯銀顧問兼外灘局天津辦事處經理

松藤實世 明二一、長崎、中日實業取締役、北京內一區東直城根一七

松村亥三郎 京都、東京局名古屋工場長、專賣局技師、東亞煙草取締役、天津須磨街

松村莊輪 明三六、新瀉、東京大塚、蒙羅銀行天津分行經理、與亞一區淺路街

松本信一 明四五、奈良、華北電影製作所製作部長、北京內一區無量大人胡同二〇

松本修一 明三二、岡山、滿洲中央銀行北京支店長、內

四區西四馬市大街七

松森文雄 明三七、富山、大東亞協會北支派遣代表常務理事、北京內一區羊尾巴胡同二六

松山宗治 明二六、東京、北支那開發參事、北京同社內

松山與助 明二六、鹿兒島、濟南銀行副支理人、濟南經二路二〇

松代岡次 明三五、佐賀、北支那開發弘報課長、北京內四區北溝沿一七

的場健次 明三五、福岡、朝鮮銀行北京支店副支理人、內一區西德福胡同一八

前波叔子 明三一、東京、滿蒙毛織北京工場長

前島 英 明一九、千葉、東京通信官吏練習、浦和、宇都宮各郵便局長、華北電氣天津總局長、與亞三區製領事路

前田正三 明二七、愛媛、北京居留民團助役、內一區無量大人胡同一四

前田保勇 明二八、靜岡、

東京商大、東洋棉花會社本店棉花部長、天津支店長、與亞一區編島街

前山增雄 明二九、佐賀、滿洲帝國大使館書記、北京內三區亮果廠小販燈胡同三

丸野不二男 明三六、每日新聞社北京支店局長、東單三條胡同二六

丸山榮一 明一九、山形、廣島高師、天津日本中學校長、八里臺校舎

万澤正敏 明三四、滋賀、華北交通愛路第一主幹、北京內一區溝沿二二

三浦仲平 明三二、東京、北支那開發產業部次長、北京內六區東西高房甲五

三豐勝次郎 明二〇、京都、北支那開發會社理事、北京內二區新建胡同一一

三澤 温 明三四、熊本、華北食糧平衡倉庫理事室首席、北京內一區大幸宜賓胡同九

三原敏男 北京日本大使館司政部長、廣島市長

三宅隆七 明二六、兵庫、東大法、東和公同取締役社長、海州礦業開發會社取締役、妻商會監查役、青島長山路

三好博明 明三五、東京、帝國水產統制會北京支店長、內一區朝陽門大街二二五

三井南海士 明三八、高知、日華工業事務取締役、北京內六區池安門內醫務殿三

水野熊史 明四一、靜岡、國策研究會職員、北京阜山東三眼井內一八

水島五郎 明三六、東京、東洋拓殖北京支店支理人、北池子甲三四

光山盛貞 明二五、佐賀、華北東亞煙草專務、東京都品川區五反田五丁目六〇、一三

宮家壽男 明一八、香川、東京外語、大日本製糖、鐵道省、工業藥業種業經營、天津居留民團助役、住吉街

宮尾 堅

明三七、東京、華北電影總務部長、北京王府井大街八一

宮坂基美

明二三、長野、日産生命保險北京支部長、內三區十一條胡同四六

宮崎善知藏

明二四、富山、陸士、早大法、日本軍需品商會社長、天津與並一區松島街

宮下鶴太郎

明二〇、長崎、北京無盡會社常務取締役、內一區蘇州胡同延壽巷四

宮永正一

明三三、大阪、桃山中學、大阪合同販種役、同天津支店長、與並一區藥品業街

宮永康

明三〇、東京、華北無盡會社、北京內一區蘇州胡同三

宮田益雄

明三七、愛媛、清水組北京支社長、內三區開關胡同一六

宮本九郎

明三五、長崎、大林組北京支店長代理、內一區東昌胡同太平胡同四

光藤有典

大二、愛媛、名古屋高商、東洋棉花上海、スラバヤ各支店、同青島支店長

南實

明三五、大阪、北支那製鐵會社社會課長

向井影義

明四二、廣島、北京漬物統制會社社長、內一區東康司胡同七

宗方丈夫

明二六、熊本、三井物產北京支店長、內一區大方向胡同六〇

村尾義雄

明三〇、鳥取、北支那開發物產調整部次長、北京內一區牛角灣一〇

村田季雄

明四四、滋賀、同文書院、又一會社天津支店長代理、與並一區福島街

村上貞一

明三一、東京、東亞新報參事、北京內一區新開路健民寮

村上成幸

明二七、仙臺、新民主學院教授、贈護士、北京內務部街三八

村上元紀

明二三、東京、華北實業總務部長、北京內六區南長街小橋北河甲三

村上龍助

明三四、岐阜、北京日本大使館調查官、東昌胡同二

森右作

明一八、岐阜、華北實業理事、北京內五區南坊二一

森幸治

明二八、大阪、森組社長、北京東安門河沿八

森信一

明四三、京都、京都第二商業、瀟灑毛織天津事務所長兼與並被服天津出張所主任、天津與並三區

森數由

明三四、名古屋、三井物產北京支店長代理、內一區外交部街協和胡同一

森清治郎

明四二、滋賀、興國商工、天津商工會議所職員、海軍協會天津支部幹事長、北津五金製造會社社長、天津河北日韓路五馬路

財政課長

勝明二九

高知、普文合格、東亞製粉會社業務部長、青島函谷關路八

森保次

明二四、東京、日本道務總務部次長、北京出張所長、內六區長山後大街六

森岡昇

明二二、東京、華北交易統制總務部長、北京東四十條胡同四〇

森崎善一

明三五、東京、華北興業總督北京支部總務部長、內一區東總布胡同一五

森澤五郎

明二七、岡山、米國インデペンデンス大學、青島居留民團理事同助役、青島黃窪路七

森下定知

明二七、奈良、東亞新報業務局長、北京內六區火藥局二條胡同一一

森田丑太郎

明三四、山梨、華北食糧軍需會服務部長、北京內三區魏家胡同三三

森田圭水

明三六、高知、華北電影總務部次長、北京內一區三元巷二〇

森永不二夫 明三三、鹿兒島
華北運輸常務董事、北京崇文門大街四二

守屋 博 北京日本大使館
財政部監督課長

持原 武彦 明一九、東京
東華貿易社長、北京內五區什剎後河北河沿三三

物江 志郎 明三八、福島
北京飯店常任監督役、北京飯店內

門多義道 明三二、愛媛
開文書院、日本棉花漢口、青島各支店長、同天津支店長、與亞一區濠路街

八尋 俊介 明一八、東京
關商業、東洋製粉取締役、東洋製粉社事務取締役、青島函谷細路六

安井 敬一 山口、中華大壽
生命常務取締役、北京內四區大院胡同

安田 藤太郎 明二四、奈良
北京日本總領事館顧問、北京

京內七區東安民巷官會
安武 誠一 明三三、福岡
華北交通運輸總務課長、北京內一區草廠小門七

梁川 孝 明三〇、京都
大阪商會、孟買唐山出張所長、日本棉花天津支店次長、與亞一區須磨街

柳原 道三 明二六、大阪
愛知工業、大和川染工所常務取締役、青島興亞製織工廠取

山岡 武義 明二八、高知
燕京製紙工業代表者、北京內四區武王侯胡同七

山縣 彦三郎 明三四、和歌山
華北交通主計局營業主任、北京內一區麻線胡同乙三五

山川 眞 明一九、山口
早大、天津華語專門學校長、與亞一區芙蓉街

山川 滿藏 明四一、大阪
北京海產物產社長、內六區東安門河沿六一

山川 良三 明一一、東京

北支自動車事業總務課長
事長、北京東便橋胡同四〇
山口 都二郎 明三三、福井
師範、滿蒙證券總務公司支配人同常務取締役、東洋製紙事務次長、天津在籍

山口 孝平 明一八、大阪
滿蒙毛織北支部長、北京東安門大街一六

山口 眞一 明三三、愛知
鑄紡北支出張所長、北京趙堂子胡同甲二

山口 正吾 明三六、栃木
華北交通資材局經濟主任、北京東安民巷四一

山口 保 明三三、岐阜
華北交通監督役、北京利通飯店八八

山越 瑞 明四二、東京
華北木材輸入配給組合常務、北京內二區西黃城根二二

山崎 幸一郎 明三三、愛知、横濱
正金銀行北京支店副支配人、東京使館路四一ノ二四

山崎 高光 明三五、東京
若素製藥北支支社顧問、北京

內一區小土溝胡同五
山崎 健太郎 明三一、三重
華北交通印刷所長、北京內一區東安胡同四四

山崎 武源太 明二九、長野
大阪集英校、山東恒產會社取締役、吉祥公司チエーン注、濟南二馬路三三

山崎 瑛三 明一三、東京
東亞公司主、北京崇文門大街三四八

山由 高 明二六、福岡
中日實業常務取締役、北京內一區東皇城根一七

山田 眞 明二四、兵庫
興亞學院教授、北京內六區景山西大橋高胡同一

山田 彦一 明一六、東京
華北交通資材局長

山中 實吉 明一八、高知
華北東亞通草理事、北京王府井大街八

山成 卓爾 明三〇、大阪
萬野物產北京出張所長、內六區北池子三條胡同五

山根 謙 明一八、山口、
華北合作社事業總編輯、北
京內二區舊刑部街二六

山本 一雄 明三六、福井、
生時堂代表社員、北京王府井
大街一

山村輝雄 明三〇、東京、
不動貯金北京支店支配人、東
交民巷四一

山室三良 明三八、長野、
近代科學圖書館長、北京地安
門內黃化門大街四

山本 仁 明三〇、宮城、
華北無盡常務取締役、北內一
區洋澄胡同二一

山本信夫 明一三、滋賀、
華北石炭販賣董事長、北京東
交民巷四一ノ三五

山本正樹 明一一、濱島、
華北房產總務部長、北京內三
區十二條胡同二〇

山本宗本 明三八、東京、
新報北京支社長、王府井大街
二七

目

余村 實 明三六、島根、
北京市公署顧問代理、東交民
巷榮吉廠八

吳寶田鶴雄 明一一、佐賀、
天津銀行北京支店長、崇文門
大街六五

橫川快翁 明二一、奈良、
北京中央卸賣市場社長、內一
區劉茲街一〇

橫山 壽 華北興業實業
總務部長

橫山凌太郎 明三五、宮城、
華北交易統制總務主任、北京
內一區毛家灣二

吉江信太郎 明四二、福井、
中部日本新聞北京支局長、內
六區北池子二條五

吉田 巖 明三五、瀧岡、
北支那開發人學課長、北京西
單北大橋一四

吉田勝雄 明二八、福島、
京都一商、三友洋行代表社員
天津薛街

吉田秀逸 明三六、大阪、大
倉商業、鹽野鐵礦品賣社專務

取締役、天津興亞一區西葛島街

吉田 隆也 明三一、鳥取、
新民會中央總會專門委員、北
京內四區大柵坊胡同甲三

吉原稜晴 明二六、福岡、
京城日報、東亞新報、天津日
本商工會事務所秘書課長、興亞
一區鐵路街

蔭村外雄 華北廣播協會專
務理事、北京內五區德勝門大
街藤花胡同公館

米澤義史 明四二、長野、
華北實業協會企畫部長、北京
內三區五顯廟胡同三〇

米恒興業 北京日本大使館
司政部行政課長

和氣 眞 明三五、愛媛、
北京居留民囑咐技師、東總布胡
同弘通殿一

和田榮吉 明三七、東京、
新民印書館印刷部長、北京內
二區府右街二〇

和田芳男 明二七、兵庫、
華北電氣經理部長、北京東交

民巷東口六
若松 珠吾 明三九、宮城、
華北食糧平糶倉庫課長、北京
內二區西皮市一

若山正義 明三七、廣島、
華北交易統制總務企畫課長、
北京內四區報子胡同五

渡邊哲二 明三五、東京、
華北電氣營業部長、北京內二
區南河沿五〇

渡邊貞男 太分、華北實業
資材課長

渡邊 武文 明三八、瀧島、
高千穂高商、東京建物會社天
津支店長代理、常盤街

渡邊 哲夫 明一七、東京、
井陘公司董事、北京內三區黃
城根正教胡同一

渡邊 信義 明三七、山梨、
華北航業總公會北京辦公處長
東城體子胡同大

渡邊 成美 明四〇、東京、
北支那經濟調查所庶務課長、北
京內一區南官場胡同七

渡邊 雄記 明二六、宮城、北
京刺水重役、藤家胡同七賢里

追補

大木義雄 明三八、大分、

京大慶、山形、香川各縣學務

課長、滿洲國關務總局理事官

蒙古政府總務廳次長

國黨朝太郎 明三四、島根、

中學、三井物產包頭出張所長

包頭民團議員、紅巾會卷

近藤繁一 明三七、德島、

包頭民團參事會員、包頭ホテ

ル經營、染師路卷

神 正 明三一、青森、

商業、蒙疆新聞社用度部長

張家口蒙務社宅

神野繁樹 明四三、愛媛、

中學、鐘紡包頭出張所長、包

頭民團副參事會長

永井繁男 忠清南道、蒙疆

自動車工業常務取締役、旭商

會主、大同大北街一五二

永井豊作 明三六、富山、

明大法、大青山蒙務參事包頭

支社長、大蒙鐵服工廠支配人

厚和碧城大港街

中岡實藏 明三二、兵庫、中

學、包頭工業組合長兼大東亞

建設記念堂支配人、富三元巷

菅美武雄 明四二、岐阜、

蒙疆行政學會所長、張家口明

德大街三五九

古田市次郎 張家口特別市商

會顧問、明德北大街同會內

山口四郎 明二四、華交包

頭所長、包頭經濟博覽會長

大同之部

- 大同土木建築業協會……………(三)
- 大同土木建築組合……………(一)
- 大同土木建築組合……………(二)
- 大同土木建築組合……………(三)
- 大同土木建築組合……………(四)
- 大同土木建築組合……………(五)
- 大同土木建築組合……………(六)
- 大同土木建築組合……………(七)
- 大同土木建築組合……………(八)
- 大同土木建築組合……………(九)
- 大同土木建築組合……………(十)
- 大同土木建築組合……………(十一)
- 大同土木建築組合……………(十二)
- 大同土木建築組合……………(十三)
- 大同土木建築組合……………(十四)
- 大同土木建築組合……………(十五)
- 大同土木建築組合……………(十六)
- 大同土木建築組合……………(十七)
- 大同土木建築組合……………(十八)
- 大同土木建築組合……………(十九)
- 大同土木建築組合……………(二十)
- 大同土木建築組合……………(二十一)
- 大同土木建築組合……………(二十二)
- 大同土木建築組合……………(二十三)
- 大同土木建築組合……………(二十四)
- 大同土木建築組合……………(二十五)
- 大同土木建築組合……………(二十六)
- 大同土木建築組合……………(二十七)
- 大同土木建築組合……………(二十八)
- 大同土木建築組合……………(二十九)
- 大同土木建築組合……………(三十)
- 大同土木建築組合……………(三十一)
- 大同土木建築組合……………(三十二)
- 大同土木建築組合……………(三十三)
- 大同土木建築組合……………(三十四)
- 大同土木建築組合……………(三十五)
- 大同土木建築組合……………(三十六)
- 大同土木建築組合……………(三十七)
- 大同土木建築組合……………(三十八)
- 大同土木建築組合……………(三十九)
- 大同土木建築組合……………(四十)
- 大同土木建築組合……………(四十一)
- 大同土木建築組合……………(四十二)
- 大同土木建築組合……………(四十三)
- 大同土木建築組合……………(四十四)
- 大同土木建築組合……………(四十五)
- 大同土木建築組合……………(四十六)
- 大同土木建築組合……………(四十七)
- 大同土木建築組合……………(四十八)
- 大同土木建築組合……………(四十九)
- 大同土木建築組合……………(五十)

厚和、包頭地方之部

- 大同製糖株式會社……………(三)
- 永島電氣會社……………(四)
- 豐源製糖所……………(五)
- 大同製糖株式會社……………(六)
- 大同製糖株式會社……………(七)
- 大同製糖株式會社……………(八)
- 大同製糖株式會社……………(九)
- 大同製糖株式會社……………(十)
- 大同製糖株式會社……………(十一)
- 大同製糖株式會社……………(十二)
- 大同製糖株式會社……………(十三)
- 大同製糖株式會社……………(十四)
- 大同製糖株式會社……………(十五)
- 大同製糖株式會社……………(十六)
- 大同製糖株式會社……………(十七)
- 大同製糖株式會社……………(十八)
- 大同製糖株式會社……………(十九)
- 大同製糖株式會社……………(二十)
- 大同製糖株式會社……………(二十一)
- 大同製糖株式會社……………(二十二)
- 大同製糖株式會社……………(二十三)
- 大同製糖株式會社……………(二十四)
- 大同製糖株式會社……………(二十五)
- 大同製糖株式會社……………(二十六)
- 大同製糖株式會社……………(二十七)
- 大同製糖株式會社……………(二十八)
- 大同製糖株式會社……………(二十九)
- 大同製糖株式會社……………(三十)
- 大同製糖株式會社……………(三十一)
- 大同製糖株式會社……………(三十二)
- 大同製糖株式會社……………(三十三)
- 大同製糖株式會社……………(三十四)
- 大同製糖株式會社……………(三十五)
- 大同製糖株式會社……………(三十六)
- 大同製糖株式會社……………(三十七)
- 大同製糖株式會社……………(三十八)
- 大同製糖株式會社……………(三十九)
- 大同製糖株式會社……………(四十)
- 大同製糖株式會社……………(四十一)
- 大同製糖株式會社……………(四十二)
- 大同製糖株式會社……………(四十三)
- 大同製糖株式會社……………(四十四)
- 大同製糖株式會社……………(四十五)
- 大同製糖株式會社……………(四十六)
- 大同製糖株式會社……………(四十七)
- 大同製糖株式會社……………(四十八)
- 大同製糖株式會社……………(四十九)
- 大同製糖株式會社……………(五十)

華北之部

- 包頭輸入配給聯合本部……………(三)
- 包頭市公署……………(四)
- 包頭市商會……………(五)
- 包頭市商會……………(六)
- 包頭市商會……………(七)
- 包頭市商會……………(八)
- 包頭市商會……………(九)
- 包頭市商會……………(十)
- 包頭市商會……………(十一)
- 包頭市商會……………(十二)
- 包頭市商會……………(十三)
- 包頭市商會……………(十四)
- 包頭市商會……………(十五)
- 包頭市商會……………(十六)
- 包頭市商會……………(十七)
- 包頭市商會……………(十八)
- 包頭市商會……………(十九)
- 包頭市商會……………(二十)
- 包頭市商會……………(二十一)
- 包頭市商會……………(二十二)
- 包頭市商會……………(二十三)
- 包頭市商會……………(二十四)
- 包頭市商會……………(二十五)
- 包頭市商會……………(二十六)
- 包頭市商會……………(二十七)
- 包頭市商會……………(二十八)
- 包頭市商會……………(二十九)
- 包頭市商會……………(三十)
- 包頭市商會……………(三十一)
- 包頭市商會……………(三十二)
- 包頭市商會……………(三十三)
- 包頭市商會……………(三十四)
- 包頭市商會……………(三十五)
- 包頭市商會……………(三十六)
- 包頭市商會……………(三十七)
- 包頭市商會……………(三十八)
- 包頭市商會……………(三十九)
- 包頭市商會……………(四十)
- 包頭市商會……………(四十一)
- 包頭市商會……………(四十二)
- 包頭市商會……………(四十三)
- 包頭市商會……………(四十四)
- 包頭市商會……………(四十五)
- 包頭市商會……………(四十六)
- 包頭市商會……………(四十七)
- 包頭市商會……………(四十八)
- 包頭市商會……………(四十九)
- 包頭市商會……………(五十)
- 石丸工具店……………(一)
- 橋本藥房……………(二)
- 日本紡績同業會支店……………(三)
- 日支製菓……………(四)
- 日東工業會社……………(五)
- 西川洋行……………(六)
- 日本△△株式會社……………(七)
- 日綿實業……………(八)
- 北支生命保險協會……………(九)
- 北支製糖株式會社……………(十)
- 北支土木建築業協會……………(十一)
- 北京市公署……………(十二)
- 北京製氷冷蔵株式會社……………(十三)
- 北京石炭組合……………(十四)
- 北京日本商會……………(十五)
- 北京住友事務所……………(十六)



三菱商事株式會社

張家口支店

張家口市東安大街二二號

電話 三三三六五、三三三七一、三三三七一

大同出張員

大同縣城內西北隅大北街一七四

厚和出張員

厚和市舊城北門街五三號
電話 二四七五

蒙 疆 纖 維 製 品 輸 入 組 合
蒙 疆 食 料 品 輸 入 組 合
蒙 疆 雜 貨 輸 入 組 合

張 家 口 特 別 市 中 央 大 街

電 話
三 三 〇 五 八 番
三 六 六 六 番
二 六 二 番

營業品目

洋紙、和紙、板紙
及紙製品製紙原料一切

株式會社

天津二見商會

天津興亞第一區花園街二一（東商ビル内）

電話 二局 一五六一 二七三九

張家口出張所 張家口東安大街馬路四條六

電話 三三三三 九九

神戶、東京、大阪、八尾、木浦、大連、奉天
新京、上海、青島、天津、蘇州、香港、廣東

清酒ダイヤ菊醸造元
金鷹シトロン製造元



東亞醸造工廠

張家口市工場區清河大街

電話 二、七九一番 三、二三七番

標 商 錄 登



ヒマヤ

味 清 醬
噌 酢 油

街大務商園菜南口家張

司 公 造 釀 蒙 日

番 〇 三 四 五 二 話 電

醬
油

味
噌



元 造 釀

司公限有份股造釀疆蒙

區業工園菜南市別特口家張

番 九 八 〇 三 話 電



東亞產業公司

代表者 公文久米藏

張家口明德南大街二一九號

電話 二三九二番

一、無盡契約高 四 百 萬 圓
一、貸付金高 五 拾 萬 圓

儲蓄 金融 報國
張家口無盡株式會社

張家口市東安大街馬路六條

電話三、九六六番三、一九七番

一、營業無盡ノ種類

壹萬圓會(三十日) 五千圓會(三十日) 五千圓會(二十四日)
參千圓會(二十四日) 壹千圓會(三十日) 五百圓會(二十日)

指 定 販 賣

朝 鮮 煙 草	東 洋 煙 草	砂 糖	白 米
------------------	------------------	--------	--------

食 料 品 雜 貨

平 田 商 店

平 田 龜 夫

張家口市鼓樓南街五號

電話三四二五番

張家口怡安街市場小賣部

電話二八五九番

皆様の社交場



東亞會館

張家口東安大街十七號

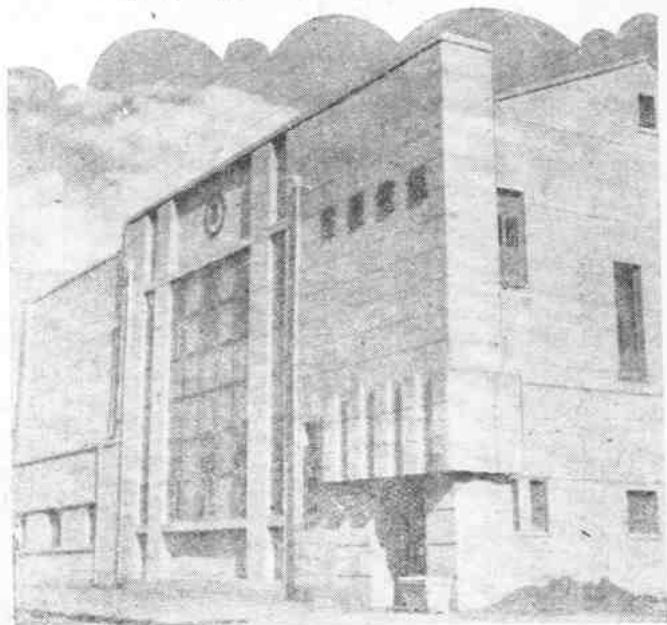
階上

御宴會場を

御利用下さい

電話

御來客用 二三一七番
帳場用 二三一八番



舌三寸 擇借處

高級割烹

文樂

張家口太馬路街五十八號
電話三四二〇番

製 產 擴 充 ~

營 業
種 目

機 械 工 具、建 築 材 料
電 氣 器 機、研 磨 材 料
機 器 製 作

營 業 所 張 家 口 東 安 西 街 二 三 號

電 話 三 一 五 四 番

工 場 張 家 口 商 務 街 一 號

電 話 三 六 八 七 番

誠
誠 屋 製 作 所

機 器 鐵 廠

電 話 張 家 口 一 五 四 番

營業種目

地金釘鋸、機械工具、鐵道工具
 水道鋼管、電氣用品、研磨用品
 工業藥品、土建材料、建築金具
 油脂塗料、各種雜品

鐵工製作工廠
 木工製作工廠



太極洋行

滿洲ペイント特約店
 太極牌電球發賣店
 蒙疆セメント特約店
 蒙疆カーバイド特約店

蒙疆張家口市中央大街
 電話二四五六、二七三三番
 天津市興亞第一區
 大和街八號
 電話(二三)二二三番



資本金 壹仟五百萬圓

營業科目 輸(移)出入貿易一般

東亞電氣化學工業股份有限公司販賣代理店

大阪海上火災、共同火災海上保險代理店



岩井産業株式會社張家口支店

張家口 鐵路斜街二號

電話 三五二八番

本社

大阪市東區北濱四丁目四三番地

支店 並 出張所

東京、神戸、名古屋、八幡、京城、台北、大連、奉天、新京、
 天津、北京、青島、上海、漢口、廣東、香港、西貢、廣州、
 マニラ、横濱、静岡、福井、姫路、廣島、平壤、チ、ハル、高
 雄、大同、石門、新郷、保定、濟南、彰德、開封、邯鄲、太原、
 蚌埠、德縣、九江、杭州、海口、河内、海防、龍谷、フノン、ベン、
 昭南、彼府、クアラ、ランブール、メダン、パセン、スラバヤ、ジャカル
 ン、マカッサル、ダエヌスアイレス、リマ、サンチャゴ

大同炭礦株式會社

理事長 夏

副理事長 荒 木 恭 章

本社 社 址 菅 北 大 同 縣
支 社 張 家 口 東 菜 園

炭礦事務所 菅 北 大 同 縣

東京事務所 東京 都 墨 田 區 平 河 町 二 六
(北 支 間 發 行 所)

北京事務所 北 京 司 法 部 街 三 十 三 番 地

天津出張所 天 津 特 別 市 興 亞 第 二 區 秋 山 街 十 三 番 地

大阪出張所 大 阪 市 北 區 玉 江 町 二 四 一
(三 菱 倉 庫 ビル 内)

電 話 二 一 四 六 一 二 一 四 九
三 四 五 五 (直 通)



三井物產株式會社張家口支店

張家口下堡內興隆街十二號

本店 東京都日本橋區室町二丁目一番地

國內管下店

大同事務所 大同西門大街一號

電話二五四〇 三三〇五番

厚和事務所 厚和市新城西大街二十一號

電話三二二三一 番

包頭事務所 包頭正字會街十號

電話四六六九 番

多倫駐在員 多倫蒙羅汽車公司氣付

電話

支店長室	三五〇九番
總務課	三九七六番
商務第一課	三六六一番
商務第二課	三九八〇番
保險運輸課	二七一二番
會計課	三九七五番
南菜園倉庫	三五六一番
	四〇〇一番



宣化地區土業組合

經理 徐 貴 忱

宣化省宣化縣城內大北街
電 話 二 〇 八 番

資本金參千萬圓



滿蒙毛織株式會社

社 長 谷 義 雄

北支本部長 山 口 孝 平

蒙疆部長 平 島 大 市

本社奉天鐵西區

北支部北京東安門大街十六號
蒙疆部蒙疆張家口中央大街



蒙疆銀行